池田光政公傳

下巻

池田光政公傳 下卷目次

下編　兩備時代

本丸時代（續）

（人　格）

後記

○圖版挿畫目錄（下卷）

以　上

池田光政公傳下卷目次終

第四十八章　閑谷學校

【略說】

經營　寛文六年に創まり延寶五年に至る十二年にして成る

寛文六年十月十八日　芳烈公池田光政封内を巡り、和氣郡木谷村に至り山谷の幽邃閑靜なるを愛し建學の意あり命して繩張を行ふ

同　八年手習所を此地に設く

同　十年五月十四日津田重次郎永忠に命じて木谷村の北端　延原に學校を建てしめ　冬　假學校成る　延原を改めて閑谷と稱す　閑靜なる山谷を意味するなり

同十二年學房　飲室成る

延寶元年講堂成る　同七月津田永忠屬吏を率ゐて閑谷に移り居て之を管理せしむ。八月十一日木谷村の地高二百七十九石六斗五升八合を附して學田とす

同　五年講堂を瓦葺とし　文庫成り學校の規模完成す

典籍　延寶七年岡山藩學校文庫所藏の十三經註疏一部を閑谷文庫に移藏す

閑谷學校（和氣郡閑谷）

閑谷學校圖

天和二年五月芳烈公薨す。其の遺書遺物衣服を閑谷黌に納む。從禮。貞享元年新聖堂大成殿成る。

貞享三年始て釋菜を聖堂に行ふ。

同　年冬芳烈祠（東御堂）成る　實に芳烈公五周年祭に當る。學田。元祿十三年二月朔日　學田廿一町七段一畝歩半　畑七町六段壹畝半　學校林七拾壹町貳段七畝歩計壹百壹町五段九畝拾八歩半を附し　又學田下作人六拾三戸を移住せしめたり　而して學田畑學校林は總て之を版圖の外に置き後世或は移封又は絕國の厄に遭ふも學校は依然として其の影響を受くることなからしむ。是實に今日の所謂學校の獨立經濟なるものを確立したるものなり。

新講堂、元祿十四年新講堂及學校周圍の石塀成る　現存するもの是なり。

同十五年椿山成る　芳烈公の髭髮毛齒を納めし所にして四周椿を植うるを以て此の名あり。

堂室構造及周圍石壁間數。

一、大成殿 東西三間 南北四間　中庭 東西三間 南北二間　兩階 長二間五尺 幅一間五尺　廚 東西二間 南北一間　文庫 東西二間 南北一間五尺　外築地 東西十二間づゝ 南北一間半づゝ　周圍 四十八間三尺五寸

一、芳烈祠 東西二間餘 南北二間半　廊中 東西南北三間五尺　中庭 東西二間 南北二間餘　土藏 一間半　外築地一間半

大成殿の建築の壯麗なるに比して芳烈祠のそれが質素なるは以て芳烈公の儉德を偲ぶに足るべし。

一、講堂 東西八間 南北十間　釣屋 東西二間 南北一間半　習藝齋 方四間　飲室 東西四間 南北三間

一、御居間 四疊半　次の間 五疊半　納戸 二疊

以上二者亦相對比して一は壯麗他は恭儉博愛の美德を知るべきなり。

一、玄關　八疊

一、石塀　周圍四百十五間餘

一、石門 長一丈三尺五寸徑二尺但八角に切り立丸く切り直す上の方寶珠形也　柱石二本

教官。閑谷黌は津田永忠の經營に成り此に教鞭を執りし人々大略左の如し。

延寶 結城新之丞	延寶 小原善助	延寶 市浦清七郎	寶曆 有吉和介	明和 萬波夫兵衛
明和 鷹取瀬介	明和 淺野忠次郎	明和 淺野定次郎	安永 杉本佐七	安永 山本銀次郎
寛政 萬波市大夫	文化 有吉行藏	文化 武元立平	文政 近藤善介	文政 横山忠右衛門
文政 有吉太郎三	天保 秋山太郎左衛門	天保 齋藤萬三郎	天保 有吉讓介	安政 下野秀太郎
文久 山本源大夫	明治 横山松三郎	明治 藤田想三郎		

吉備溫故、學校の部に、

閑谷學校。

寛文五年乙巳　津田重次郎に仰て御先塋を御改葬あるへき地をゑらまれ重次郎ここに來り土地を見置く。

同　六年丙午　烈公御自身巡見し給ひしとき　木谷村の山奥に至り給ひしに　此所は如何候へからんと　重次郎申上しかば　烈公聞し召れ此境は往々學校取立べければ其旨を心得居るべしとありし。

同　八年戊申　木谷奥山を切はらひ　まづ手習所を建らる。此年諸郡にて數多習字所を建らる其數方は下に委く記す。

同　十年庚戌　津田重次郎に仰て　此手習所に假學校を建らる　此時重次郎に仰ありける趣は　學校は素より大願の事なれば　今迄のごとく其分になりては無益の事なり　最初より我等趣意を汝よく知たることなれば　後世にても廢せざる樣にすべし　岡山の用向當時なし　在宅し然るべく思はゞ其心次第たるべしとぞ仰ける。

此年同郡友延村の新田古地にして此處は替地にして　こゝを閑谷新田と號し、御朱印高の外に置る　翌年友延新田に古法の井田に地を割られ井田村と名付らる。

同十二年壬子　食堂學房等成就。

延寶元年癸丑　講堂土木成る。今年八月十一日木谷村を殘らず學校へ附らる。

同　二年甲寅　聖堂成る。

同　三年乙卯　諸郡の手習所を廢すべし　手習所は取崩し閑谷學校へ移し家なきものに賜るべし　九月九日命ありて追々閑谷へ移す手習所にありし書籍も閑谷へ納められし。

同　五年丁巳　文庫並に御殿成る。過し元年建られし講堂草葺なりしを今年黑瓦に改めらる。

貞享元年甲子　新聖堂建つ今迄ありし聖堂を取拂ひ　新に善美を盡して建られ　大成殿と名付らる。

同　三年丙寅　芳烈祠堂建つ　聖堂の東に建られしによりて東御堂ともいふ。兩御堂の瓦は閑谷にて伊部の陶師來り燒出せしといふ。

元祿十四年辛巳　今までの講堂粗なりとて再び土木を起され　同年冬上棟あり　又學校の四圍に石壁を築かせられし。

同　年　聖像を鑄らる。

同　十五年壬午　御納御所普請成就。（これも去年より取地あり。）椿山ともいふ　烈公の御髮爪齒を納められ　其上に馬鬣の如く小

高く土を盛り　四圍に椿を多く植られしなり。

寶永元年甲申　烈公の御像を鑄らる。

同　四年丁亥　兩尊像各御堂へ御安置。

同六年己丑八月十九日　和意谷、閑谷の事郡方請込被仰付。

御墓祭釋菜等の節は市浦淸七郞罷越相勤、入用は和意谷、閑谷物成を以、郡方より宜敷可申付との御事、かくて九月五日市浦淸七郞より御郡方へ引渡す。然るに十一月晦日また先規のごとく兩所共淸七郞支拂すべき旨仰ありて寛政の今に至れり。

閑谷讀約

一、朝六ツ半頃、木綿麻上下着、大成殿へ上り、手水遣儀、何も席に着、拜見も同斷、二人西階より上り、捲簾揚帳、神主の櫝を啓（但聖像の厨戸は不開）席に歸り、督學東階より上り、焚香俯伏下りて席に歸、何も一同に再拜、又右の二人上りて降帳垂簾、各退。

一、芳烈祠へ上り、手水遣、席に着、直に一同に再拜して退く。捲簾なし。焚香俯伏なし。

右畢て講堂の席に着、北の方南面諸役人、南の方北面拜見の者、東の方西面講席、南の方末席に擊柝發聲着座相濟候節、閑谷役向詰に熨斗を載せ出、切熨斗を挾む、銘々着座の前にも受、夫より擊柝孝經講出、着座の面々不殘同聲に五等の經を讀む。終て講師孝經を講ず。退堂。夫より食堂にて各飯臺着、御鏡の雜煮吸物、引續き御料理出る。

閑谷扁額

學校校門　佐々木志津摩書　　大成殿 芳烈祠　佐々木萬次郎書
講堂中掟書　神西傳右衛門書　　學規　小原善介書

學制取調書、閑谷學校建設ノ部、沿革要略に、

寛文六年丙午十月十八日左少將光政木谷村ノ地ヲ相シ、同所ニ學校建設ノ意匠アリ、家臣藤岡内助ヲシテ繩張セシム。

同八年ニ至リ先手習所ヲ茲ニ設ク。

同十年庚戌五月十四日家臣津田重二郎ニ命シテ木谷村ノ内信原ニ於テ學校ヲ建設セシム。同年假學校ヲ設ク。

同十二年壬子飲室學房成。

延寶元年癸丑講堂成。

同　二年甲寅聖堂成。

同　五年丁巳講堂茅屋根ヲ改メテ伊部瓦葺トス。

貞享元年甲子新聖堂成但從來ノ聖堂ヲ廢シ更ニ善美ヲ盡シテ新製シ大成殿ト號ス。

同　三年丙寅東祠堂成、此光政ヲ祭ル所聖堂ノ東ニ在ルヲ以テ是稱アリ後之ヲ芳烈祠ト稱ス。

元祿十年丁丑石門成。

同十四年辛巳新講堂成並石土手ヲ製ス。此從來ノ講堂麁ナルヲ以テ改造ス。

同十五年壬午椿山成、此光政ノ鬚髪爪齒ヲ納メシ所ニシテ四圍ニ椿ヲ植ルヲ以テ是稱アリ。

文化年中武元立平（名正恒字君立號高林）ナル者アリ、閑谷學校教授タリ。學校圖卷ヲ製シ其下ニ記ス記文學校ノ風致ヲ槪見スヘ

キニ因リ左ニ掲錄ス。

閑谷學圖卷記

閑谷學、在備前和氣郡。自岡山府遵官道東行七里、曰伊里中村。左取路、曰木谷村、曰閑谷新田。田盡得池、池上老松夾道。得華表於竹林側以往、兩山束迫、澗道縈紆、往々有民家。得一橋於楓崖下、渡橋始望學宮。進又得橋、架渠。渠兩畔田圃、種茶及蔬。東爲櫻邱、邱後有潭、峭壁臨焉、飛泉懸焉。校門扁曰學校門、內爲廣庭。北倚山高構者、左曰大成殿、爲聖廟。每以仲秋行釋菜禮。右曰芳烈祠、祀烈公也。祠東有一塚、藏公髭髮。塚前山茶成林。廣庭中大廈爲講堂。堂南子屋、以待邦君來臨。南有公門、常鎖焉。堂西接屋、曰習藝齋、飲室附焉。南爲飲室門。室西有庫。庫西有防火之塢。塢以西、茅屋逶邐、有官吏講官數名屋。最長者爲學房、諸生居焉。最大者爲習字所。瓦屋爲厨、爲客舍爲倉庫。南一門曰校厨門。總周圍之以石壁。石壁外、西南角一瓦屋、徒卒居焉。四面青山環合、寵蓯蒼蔚、朝翠暮嵐之外、無復所覩。寬文六年丙午冬十月、烈公始相土於此、以爲山谷幽閑、宜讀書講學之所。乃命闢荊棘創學舍、使津田永忠移居於此以董役。既而公老。延寶中、曹源公承老公意、命永忠益廣學制、盡廢諸郡小學、聚生徒於此、以閑谷新田歲額粟二百七十九斛六斗五升八合、永爲學田。其民七十餘戶、皆給學事、除他課役。先是、烈公作兩井田於本郡瀨海地、以試周制、曰上井下井。下井所收、亦屬閑谷。天和二年公薨。遺言曰、閑谷黌舍、宜傳永久而無廢矣。曹源公乃命建公祠於此、以配祀聖廟。併改造故聖廟講堂、覆以伊部陶瓦。土木精緻、究極工力。以元祿季年竣役、以至于今百有餘年、輪奐猶新、無所圮壞。方今昇平之久、四方國都、無不有學。而其於幽僻之地者、獨此鄉校。豈不偉哉。今茲予命承乏閑谷教授、四方人士來觀校者、多叩其顛末。予既倦談。乃使畫工作圖、錄梗概於其左、以示問者云。歲

在癸酉、陽復之月。閑谷教授武君立識。時文化十年也。

右立平史鑑二十卷ノ著シ自神武天皇至後奈良天皇草本ヲ以テ家ニ傳ヘシカ明治十六年五月活版印刷世ニ行ハル。

寛文十二年壬子十月饗ニ津田重二郎ニ命シテ假設セシメタリシ黌舍落成セシヲ以テ先ツ重二郎カ擔任セシ評定席出座岡山學校奉行等ノ職ヲ解キ、專ラ閑谷學校及ビ郷中手習所等ノ事務ニ從事セシム。

但シ本校開業ノ年時顛末等記錄中明文ノ徴スヘキ無キヲ以テ、今之ヲ詳ニスル能ハスト雖モ、元來重二郎ニ委任シテ建設セシメタリシ黌舍ニシテ學寮モ本年成就セシヲ以テ見レハ、重二郎赴任ノ後生徒ヲ延キ授業ヲ開キシナルヘシ。

延寶元年癸丑七月津田重二郎ヲシテ木谷村ニ轉居セシメ、學校事務ヲ執行スルニ便ナラシム。因テ屬吏ヲ付シテ學校及ヒ各手習所ノ米金輸出入、土木營繕、賄方等ノ事ヲ處分セシム。

同　八年庚申九月廿四日津田重二郎建議ノ趣ニ據リ、木谷村ヲ閑谷村ト改ム。

貞享元年甲子三月右同人建言之趣ニ據テ、其二十日侍從綱政ヨリ命令之趣、老臣執達左ノ如シ。

和氣郡閑谷村、和意谷村之田地山、閑谷學問所、和意谷御山ヘ御付置可被成ト被思召候。就其只今閑谷村、和意谷村ニ住居仕罷在候百姓共ハ新田又ハ古地之上リ田地之內ヘ、ジネンニ入又ハ人ニヨリ其儘兩村ノ內ニ差置、御手前作廻ノ銀子之內ニテ買スヘニモ仕、右ノ田地山共ニ、閑谷學問所ノ田地山、和意谷御山ノ田地山ニ仕置、後々マデ閑谷學問所、和意谷御山ノ爲ニ、宜敷樣ニ裁判可有之旨御內意候。尤右兩村之百姓共自然ニ所ヲ替ヘ目立

不申樣ニ可被申付候。以上

貞享元年子三月廿日　日置左門判

池田大學判

津田重二郎宛

右文中和意谷トアルハ、池田氏祖先墳墓ノ地ナリ。手前作廻ノ銀子トアルハ、光政ノ女子ヲ他ヘ嫁セシメ其湯沐ニ給セシ金員ヲ手許ヘ預リ置、年割ヲ以テ賠付セシニ因リ、右賠付ノ冗餘金員ヲ重二郎ヘ委託シ年々增殖セシメタリシ一種ノ私蓄金ヲ云。

同　五年戊辰三月津田重二郎ヘ老中ヨリ執達如左、

和氣郡閑谷村之田畠山林共ニ、永ク地主ニ被仰付候。尤諸役御免被成候下作百姓之儀、於爲正道者勝手次第出シ入可被申付候。以上

貞享五戊辰三月廿五日　日置猪右衛門判

池田大學判

津田重二郎宛

寶永元年甲申三月四日津田佐源太（重二郎改稱）上願之趣、

被仰付置候私相組被下置候御知行竝家屋敷乍恐差上、閑谷學問所ヘ御附置被遊候閑谷新田村地高二百七拾斛致拜領、彌閑谷ニ住居仕被仰付候學問所之御用相務申度奉存候、閑谷學問所ノ儀ニ付テハ私斯樣ニ奉願候ハテハ不成樣ニ奉存候、乍憚如此奉願候ハ御預ケ之御足輕之儀ハ舊冬之御意モ御座候其上少シ存寄モ御座候間先其儘被仰付置被

下候樣ニト奉存候

一、故少將樣私ニ被下候御遺書ニ左ノ四品之御用御趣意ヲ私能存タル事ニ候間、諸事宜シキ樣ニ心ヲ盡シ可申旨被遊被下候、其上舊冬之御意御座候得ハ閑谷學問所、和意谷御山、井田、社倉米之御用ハ只今迄之通可奉承候

右之趣可然被仰上可被下候　以上

三月四日　　　　津田左源太

池田主殿宛

日置猪右衛門宛

右文中故少將トアルハ光政ヲ謂フ。

同月廿一日右願意ヲ許可ス、其趣左ノ如シ。

津田左源太儀相組並御知行千五百石家屋敷共差上、和氣郡閑谷村ニテ地高貳百七拾石餘拜領仕度旨奉願、願之通被仰付預リ足輕ハ上ル

右之趣ニ因リ其年四月左源太閑谷ニ移轉セシカ、寶永三年ノ冬病ニ罹リ翌年二月五日歿ス。六月六日學校奉行市浦清七郎ニ命シテ之ヲ總理セシメ、以後累代岡山學校奉行ヨリ總裁ノ事務ヲ兼帶セシム。

教則及諸則

延寶二年甲寅四月朔日壁書ヲ定ム、左ノ如シ。

定

一、閑谷入學之者禮義正可學問、尤撰其人體成證帖並宗旨手形可取置之事

一、學問所へ所附之林不可猥伐採事

一、諸事可任奉行之指圖事

入學規則

一、民間之子弟入學致度者ハ其願書家主名判、村役人奥書ニテ見届、教授當ニテ指出サセ、岡山學校惣奉行聞届之上、學房相渡シ校厨支度等申付ル、家中子弟入學モ願書右兩役當差出サセ同樣取計之事

一、近村入學日通ヒノモノ、是亦願書指出サセ聞届之上、習字所講堂へ出席セシム

一、他領ヨリ入學願ノモノハ、領内緣家又ハ由緒有之モノ一ケ年限引受、民間逗留願書郡方へ指出サセ引受主ヨリ入學願出サシム

一、習字所ホ習ヒ机一、木硯一、玉盤（合セ紙澁堅メ）五枚、習筆一、刷毛一、水入一、壹人前小生銘々へ相渡ス、玉盤習筆刷毛ハ痛次第引替、手本紙並ニ七清書日之内二ノ日清書紙是亦相渡ス

一、學派ハ國學之通純粹朱說ヲ守ル

一、諸生素讀ハ孝經・小學・四書・五經　追々左國史漢ト讀セ、五經讀掛リシ比ヨリ小學講習致サセ、夫ヨリ四書研窮其力ニ應シ、五經・左傳・歴史・諸子・賢傳等會業相定メ、尤民間子弟多クハ習字素讀而已ニテ退校農業致サシムル故、專ラ孝悌忠信之道ヲ着實ニ講窮致サセ、實行ヲ本トシテ俊秀ノ者ハ其餘力ヲ以テ博文ニ導キ詞章ニモ及ホサシム

一六　四時ヨリ講堂出座、講釋終習字所九ツ半時マテ習字復讀

二七　四時ヨリ習字所出座、習字清書復讀九ツ半時マテ

三八　四時ヨリ習字所、習字新讀九ツ半時マテ、八ツ時ヨリ習藝齋出席

四九　四時ヨリ習字所、習字新讀九ツ半時マテ

五十　休暇　浴

右日課之外諸生ノ望ニ應シ教授讀書師自宅ニテ會讀ヲ修シ、五十休日ノ外毎日七ツ時ヨリ一時休憩其餘ハ朝六半時ヨリ夜四時迄會業寸暇ナキ様勉勵セシム

一、正月十九日讀初ノ節ハ岡山ヨリ惣奉行並諸役人來校、當校役人諸生共講堂ヘ列座、孝經經文教官擊柝發聲衆同音ニ讀終、教授役首章ヲ講シ熨斗ヲ授ケ校厨ニテ一統ヘ饌ヲ賜フ

一、春秋釋菜、春ハ岡山學校、秋ハ當校ニテ執行、尤此時モ讀初之通岡山ヨリ諸役人來校大成殿儀節夫々舊典有之、祭畢テ講堂ヘ惣奉行以下諸生マテ列座、學庸論語開卷一章教授役之ヲ講シ、神酒ヲ授ケ、校厨ニテ一統ヘ饌ヲ賜フ

一、講堂講釋一六之日四書循環ニ教授役之ヲ勤ム

一、毎月朔日習藝齋ニテ白鹿洞掲示講釋、讀書師大生等輪番ニ講ス

一、朔日習字所ニテ文字札取ラシメ、其讀書記憶ノ力ヲ試ム事岡山學校ニ同シ

一、習藝齋三八ノ日講釋五經並資傳類、讀書師輪番ニ相勤、次ニ大生講習一座ツヽ、小生試讀一人ツヽ修業

一、習字所日々教授見廻、讀書師習字師出勤、小生習字讀書、大生讀書共致サセ、尤讀書ハ竹閫ニ諸生名前書付讀書師ヘ分配致シ、其人數呼出シ二人ツヽ授讀セシム

一、學房一局々々大生小生見合四五人程ツヽ一所ニ差置、毎局大生一人頭分相極、諸事取締リ致、並小生句讀ヲモ

授ク

一、諸生讀書、敎授、讀書師家々ニテ月ニ十二度ツヽ會業相極、四人ツヽ順番ニ授讀セシム

一、一之夜敎官宅ニテ六ツ時ヨリ一時之間、諸生試讀致サセ、小學、四書、五經各三四人ツヽ一組ニテ讀合致、忘字間違互ニ正シ合、甲乙ニ隨ヒ席順ヲ定ム

一、二之日詩會、月ニ三度宿題出シ候事

一、毎月十五日文會ヲ開ク

一、習字學業格別出精ノモノ、年末ニ相改、敎授役見屆役ヨリ岡山學校惣奉行へ申達、爲賞賜銀子及ヒ書籍ヲ下賜ス

一、文庫之書籍諸生望次第之ヲ貸與ス

職員及俸祿。

寛文十二年壬子十月廿八日津田重二郎ヲシテ閑谷學校及鄕學ノ事務ヲ擔任セシメ、尋テ付屬ノ吏員ヲ置ク事上項ニ見ユ。

職員。

敎授　一人　學校奉行支配　士鐵炮格或ハ歩行

學校ノ敎育事務ヲ總括シ生徒ヲ養成スルヲ專務トス

見屆　二人　同歩行

諸職員及生徒ノ勤惰ヲ監督シ傍學校附屬ノ田畑山林關渉ノ事務及ヒ貢租收入金錢出納等ノ事ヲ掌ル

授讀師　概十人

生徒ノ授讀習字等ヲ擔任シ傍賛舎ニ關スル俗務ヲ兼帶セシム

書物方　倉廩方　地方山林方　筆紙墨目雇方　校厨賄方　通ノ子　足輕引廻し　山廻り　足輕　小人

右適宜ノ人員ヲ備ヘテ事務ヲ掌ラシム

但俸給大抵岡山學校ニ准ス

寶永七年庚寅五月朔日津田源六郎重二郎第三子ニ命シ大成殿芳烈祠ヲ守護セシメ閑谷領ノ内ヲ以テ五拾俵四人扶持ヲ給ス

生徒概數。

記録中明文ノ徴スヘキナキヲ以テ今詳ニスルヲ得ス。

一、寄宿生扶持方米自辨岡山學校ニ同シ

但、他邦ヨリ入學セシ生徒ハ鹽噌料トシテ毎一日白米壹合ヲ收ム

祭儀。

元祿十四年辛巳聖像ヲ造リ、寶永元年甲申光政ノ像ヲ鑄ル。同四年丁亥聖像ヲ大成殿ニ光政ノ像ヲ芳烈祠ニ納ム

同　十五年壬午閑谷學校釋菜ノ儀如左、

但、貞享三年丙寅八月始テ釋奠ヲ擧行ス、以後年々之ヲ行フト雖モ其儀節本年ニ至テ備ハル。

釋　菜　之　儀

前期一日齋戒洗掃陳設陳器厥明夙興獻官已下盛服聚於東廊下西面北上

掌儀升褰簾啓櫝進饌果

衆皆就堂下位

掌儀點閱
參神再拜
贊者離位少進再拜訖立於主人之右西向贊曰再拜衆皆俛伏拜興拜興平身
獻官盥帨升焚香再拜
獻官詣盥架南北向立執盥者沃水授帨盥訖升堂詣香案前贊司尊亦盥帨從升跪戶內獻官三上香俛伏興少退再拜洗爵
酌酒獻酒
獻官降詣盥架如前贊以盤奉爵從降獻官接爵洗之執盥者沃水洗訖以巾拭之以爵授贊外詣酒架北西面立贊以爵授獻官司尊執注注酒獻官以爵授贊乃詣聖位前贊從之皆跪獻官奉爵三祭酒於茅上興奠於籩豆間臺上俛伏少退跪上下衆皆跪
祝盥帨升堂執祝版跪獻官之左東向讀之訖置豆之西東面退跪戶內獻官興再拜訖降堂贊祝司尊從降皆復位
祝讀祝獻官再拜復位
衆皆再拜辭神相揖而退
掌儀率衆升堂焚祝徹酒饌閉櫝下簾收祭器清掃內外關鎖門戶
禮　畢
維
大日本元祿十五年歲次干支八月干支朔越幾日干支備前州和氣郡閑谷學監津田永忠敢昭告于
至聖先師孔子
惟師德配天地道冠古今删述六經垂憲萬世茲惟仲秋恭修釋菜之禮倘饗

籩豆之陳

棗　栗　菁菹　筍菹　兎醢

寶暦四年八月十八日芳烈祠儀

捲簾褰帳　忠次郎　市左衛門

啓　櫝　兵太夫

設　卓　忠次郎　市左衛門

獻　果　三郎右衛門　平藏　十郎右衛門

參神再拜

上香俯仰再拜　兵太夫

獻酒俯伏　兵太夫　銚子　忠次郎　捧盞　平藏

獻　茶　三郎右衛門

點　茶　十郎右衛門

辭神再拜

撤　卓　忠次郎　市左衛門

閉　櫝　兵太夫

降帳垂簾鎖室　忠次郎　市左衛門

禮　畢（右祭ニ關ル諸職員苗字闕）

學校經費。

（一）學　田

延寶元年癸丑八月十一日和氣郡木谷村不殘閑谷領ニ附ス。翌年四月侍從綱政ヨリ辭令書ヲ下附スル如左。

備前國和氣郡木谷村之内地高貳百七拾八石貳斗五升八合令附託閑谷學問所料者也

延寶二年四月朔日　侍從　印

右學田ノ田畑ニ名附ル左ノ如シ

楚(ヒ)茨(シ)園(ソノ)　飲室前　與(ヨ)々(ヨ)園　浴室前　藾(キ)稷(ビ)田(タ)　丸山下　翼(ヨク)々(ヨク)田　田倉越

酒(ミ)食(キ)田　八木山越　盈(ミチ)倉(クラ)田　細田　安(ヤス)田　粥場　侑(スヽメ)田　御前田

介(コヽ)田　下御前田　福(フク)田　大林　抽(スク)藨(ヘウ)田　十間田下　億度畠　一谷

祀(マツリ)田　ヒヘ谷　饗(ミアユ)田　セバ廻

合拾四箇所

寛政度石高

一高貳百七拾九石六斗五升八合　閑谷新田村

又高三拾七石四斗四升八合

一餘高八拾五石七斗四升貳合　持手廣高下

又高拾貳石五斗六升八合

四口合四百拾五石四斗壹升六合
内四拾九石四升五合　不足高

（二）學　校　林

一、學校手林　凡百四拾町五段貳畝餘。（閑谷學校古記）

是は津田永忠の建議に依りて池田家領地すなはち版籍以外に於て學校林を設定し假令轉封國替等の事あるも其の影響を受くることなく依然學校に屬せしめ以て獨立の經濟を立てしもの也

其の文獻左の如し

貞享元年甲子三月廿日津田重二郎上申（津田氏舊記下同）

一、故少將様兼テ之仰ニ儒學ハ忠孝ヲ本ニシ心ヲ正シ身ヲ修ルヨリ家國天下ヲ治ルニ至ル道ニ候得ハ四民共ニ此道理ヲ御知ラセ被遊度ト深ク被思召御趣意之御意此道ニ偶志有之者モ當時様々之故有之其志ヲ遂候事難成勢共ニ候其ニ付御領内之内ニ一ケ所後世迄何卒續々學所ヲ被遊度被思召御大願之由御意ニテ閑谷學校之儀佐源太へ被仰付其以後閑谷學校之儀ニ付御重命ヲ奉蒙候殿様ニモ何卒故少將様思召成就仕候様ニ被遊度旨之仰ヲ奉蒙御判物ヲモ被下置候

一、故少將様泉八右衛門重二郎へ閑谷學問所永々續之儀ニ付彼是ト御意御座候ニ付重二郎存寄ヲ申上奉願候通ニ被仰付候ハヽ御趣意ヲ私子孫へ書付遣シ堅ク相守候様ニト申置候ハヽ御趣意通可申哉ト申上候得ハ尤成存付ニ候汝カ子孫ナレハ不才ニテモ先祖之遺書ヲ守リ文學續一通リ文學所ハ續キ可申候此行方之外ハ無之ト御意被成難有御意ヲ奉蒙候八右衛門申上候ハ閑谷學問所永々續キ之義ニ付先日重二郎只ト申上候趣ヲ申聞候ニ付尤成存寄ニ候共ニテハ御上之御趣意モ通リ可申ト申タル儀ニ御座候旨申上候

同日津田重二郎上申之趣

故少將御興起之所ト申其上此兩所之義ニ付テハ故少將樣之御重命ヲ度々奉蒙候に付何とそ後世迄御趣意通リ候樣ニト乍恐奉存右兩所エハ被入御念御文言之所付從殿樣被下置候得ハ御當家之備前ヲ御領知被遊內者故少將樣御本意立可申候得共後々御國替等有之候ハ、後々ニハ御國主ニより若右兩所之領はなれ候事も可有之哉ト奉存候左候得ハ少將樣之御本意立兼可申候間後世迄閑谷和意谷之爲可宜義ひたと彼か是かト考見申候ニ　公方樣之御朱印歟扨ハ田地ニテ右之當所ヘ御付置被成可宜ト奉存候御朱印ハ難成義ニ可有御座ト奉存候然ラハ先ツ田地ニテ御付置被成外ハ無之ト奉存候先年申上取立之和意谷閑谷村之替地之新田も大形出來申候今明年之內ニハ入百姓も入られ候樣ニ可成ト奉存候間先々此替地ノ兩所之百姓左之內勝手能樣ニ仕遣シ可申候哉就夫新田ハ人ニヨリいやかり申者モ可有之ト奉存候左樣之者ハ御領分之內上リ田地多御座候間服部與三右衞門外六人之御郡奉行共又ハ六人之在々見廻リ之御中小性共ヘ遂相談此ノ地之內ヘも入レ又或ハ人ニより其儘兩村之內ニ留置其者之田地山ヲ重二郎作廻之內之銀子ヲ以相對ニテ買すへにも仕可申候左候ヘハ跡ニ田地山ハ和意谷御山之田地山閑谷學問所之田地山ニ成申候故預ケ地ニ仕耕作仕らせ年貢ハ只今迄之通リ當所之御入用ニ仕其百姓共ハ只今在々ニ有之寺百姓下人百姓之心持ニ仕なし置候ハ、後世迄當村之爲ニ可宜ト奉存候右之趣可然被思召候ハ、自念ニ右之ことニ可仕候哉

同日右津田重二郎建議ノ趣採納アリ左ノ通被達

一、和氣郡閑谷村和意谷村之田地山閑谷學問所和意谷御山エ御付置可被成と被思召候就只今閑谷村和意谷村ニ住居仕罷在候百姓共ハ新田又ハ古地之上リ田地之內ヘじねんニ入又ハ人ニより其儘兩村之內留置御手前作廻之銀子之內ニテ買すへニも仕右之田地山共ニ閑谷學問所之田地山和意谷御山之田地山ニ仕置後々迄閑谷學問所和意谷御山之爲ニ

宜敷ニ裁判可仕之旨御内意候尤右兩村之百姓共自然ニ府ヲ背目立不申様ニ可被申付候　以上

貞享元年子三月廿日　　日置左門　判
　　　　　　　　　　　池田大學　判

津田重二郎當

備考

文中御手前作廻之銀子トアルハ池田家祖先光政之長女本多下野守へ嫁セシ者有之其湯沐ニ給付セシ銀子ヲ池田家へ借置年々出生スル利子銀ノ光政私蓄トナシ自己適意之費道ニ供セシ所之銀子ニシテ學校定額金之類ニ非ス又領内租税ヨリ生スル銀ニモ無之候

貞享五年戊辰三月老中執達左ノ如シ

和氣郡閑谷村之田畠山林共ニ永ク地主ニ被仰付候尤諸役御免被成候下作百姓之儀於爲止道勝手次第出入シ可被申付候　以上

貞享五戊辰三月廿五日　　日置猪右衛門　判
　　　　　　　　　　　　池田大學　判

閑谷學校の危機

津田永忠に依て興隆せし閑谷の校運は其の死に因て漸く衰へ一時廢校の非運に陥りしが幸うして復た維持せられたり由是觀之閑谷學校の興廢は永忠一身に懸て存せしもの丶如し、その顛末左に具す。

寶永四年丁亥二月津田佐源太病歿ニ因リ三月十日江戸ヨリ命アリ左ノ職員ヲ定メラル　留帳

一、閑谷社倉方米銀先服部圖書大目付南條八郎請込可申事

一、閑谷之儀當分藤岡勘右衛門小堀彦左衛門請込可申事

同年六月六日命令　留帳

一、閑谷學問所及和意谷御山市浦清七郎支配

一、閑谷地方山林ハ藤岡勘右衛門、小堀彦左衛門支配

一、閑谷納米金銀支配ハ服部圖書及南條八郎請込

同月十五日　留帳

閑谷和意谷領並井田村下井市浦清七郎支配スヘキ旨命令有ハ去リシ六日服部圖書外三名ヱ兩谷領ノ支配ヲ命セラレシカ本日更ニ清七郎ヱ擔任セシメラレシナリ。

七月十六日　留帳

兩谷ノ事務ニシテ伺ニ及ヒ候程ノ事ニモ無之去リトテ一心ニ難決儀アレハ大目付ノ内一人ヱ及内談申度旨清七郎申立シカハ服部圖書南條八郎ヱ内談可然旨ニテ兩人ヱモ其趣ヲ被命。

五年戊子十二月十五日學校閑谷トモ事少ニ致シ下役人等小勢ニ可申付旨命令。

六年己丑八月十五日於評定所池田刑部ヨリ藤岡勘右衛門小堀彦左衛門市浦清七郎八田彌惣左衛門ヘ左ノ趣ヲ達ス　留帳

一、和意谷閑谷之事郡方請込ニ被仰付候御墓祭釋菜之節ハ市浦清七郎罷越相勤此入用ハ和意谷閑谷付之物成ヲ以テ郡

方ヨリ作廻可仕事

一、御隱居樣御道具書物之類岡山學校へ取寄可申事

一、閑谷講堂大成殿芳烈祠是ハ其儘置此外食堂用場客舍米倉土藏ケ樣之類取崩し可申事

一、豐島喜左衛門淺野忠左衛門郡方ニテ相應ノ事ニ使可申事

一、日笠喜三郎江田甚三郎壹人ハ閑谷番人ノ締リニ差置壹人ハ郡方ニテ相應ノ事ニ使可申事

一、和意谷閑谷番人ノ事郡方ニテ考宜樣ニ可申付事

九月八日

閑谷之儀兩御堂並講堂ノ外ハ不殘取崩候樣先日被仰出候處今日又其儘以前如クニ仕置候樣被仰出十一月晦日閑谷並和意谷最前之通市浦淸七郎支配被仰付兩谷物成モ淸七郎請込ニ被命。

十二月廿五日

兩谷所務方及米銀作廻等箕岡次郎七郎岡助右衛門申談相務度旨淸七郎申立老中允可。

正德二年壬辰二月七日

淸七郎病ヲ以テ職ヲ解カレ翌八日岡助右衛門箕岡次郎七郎ニ近習物頭ヲ以テ宗廟學校奉行及評定所詰留帳方和意谷閑谷事務兼勤ヲ被命享保十年助右衛門病死し其十二年丁未七月朔日次郎七郎亦城詰留方宗廟等ノ職ヲ解カレ更ニ學校奉行及閑谷和意谷ノ事務ヲ專任セシム二十年次郎七郎作廻方ニ轉シ市浦善藏之カ後任タリ寬保癸亥六月十六日小原宗介宗廟學校閑谷和意谷ノ事務ヲ擔任セシコリ以後兩谷ハ總テ學校奉行ノ管理スル所トナリテ以テ後年ニ至ル。

第四十九章　手習所

吉備温故、學校の部に、

寛文八年郡々に手習所を立て、百姓年少の者、手習並算用又學文すべき旨命ありて、追々土木を起しける。此時岡山にも町手習所（栄町今の町會所也）を建らる。あくる九年七月十日命ありて、兒島郡手習所入用の薪は、小生とも在所より銘々持はこぶべしとぞ仰渡されける（此薪のこと兒島郡ばかりにや但し又諸郡同様にや未詳）尤も師役として其郡の醫師の子弟或は浪人又は岡山歩行者等行てつとめけるにや。手習所の内、閑谷は寛文十年に至り學校を建らる。延寶二年十二月五日命あつて、自今以後手習所一郡に一所づゝたるべき旨仰ありて、郡合十二ヶ所に定められしが、（此年烈公すでに致仕し給へとも此仰は烈公の命じ給ふといふよし）同三年に、烈公曹源公仰合され、爾來手習所は廢すべしとの事にて、九月九日命下りけるは、手習所を取崩し其家をば閑谷學校へ移し、家なきものに賜り、又手習所の書籍等も殘らず閑谷學校におさめらる。

學制取調書、手習所設置の部に、

寛文七年丁未正月光政領内各郡ニ手習所ヲ置キ、村民ノ子弟タル者ヲシテ讀書習字ヲ學シムルノ方法ヲ議定シ、其廿三日學校へ下達左ノ如シ、

鄕學之差圖國學ヨリ仕、師匠分ノ者モ國學ヨリ遣シ候筈ニ付應其望於國學從今日可令講書事

同　年三月先岡山市中ニ手習所一ヶ所ヲ設ク（岡山千阿彌町光清寺跡屋敷ヲ以テ之ニ充ツ千阿彌町後榮町ト改稱）學資トシテ毎歳米三百俵ヲ付ス。

同　八年戊申五月學校奉行郡奉行協議シ各郡村ニ手習所ヲ建設ス可キ旨、學校奉行泉八右衛門、津田重二郎ヘ達ス。

右命令ノ趣ニ據リ領内各郡村ニ設置スル所ノ箇所及ヒ教員生徒ノ數舊記所載左ノ如シ。

一、口上道郡　十一箇所

	(師)	(生徒)
一八幡村	一人	一一人
一門田村	一	八
一平井村	一	一五
一圓山村	一	一四
一中川村	一	一六
一神下村	一	一二
一關村	一	一五
一澤田村	一	一四
一原尾島村	一	七
一國府市場村	一	七
一土田村	一	八
總計	一一	一二八

一、奥上道郡　六箇所

	(師)	(生徒)
一久保村	二	二八
一竹原村	一	三四
一西平島村	一	三二
一下村	一	一九
一觀音寺村	一	一五
一西祖村	一	三一
總計	七	一五九

一、御野郡　六箇所

	(師)	(生徒)
一上中野村	一	二七
一上伊福村	一	三三
一竹田村	一	二六
一原村	一	二二
一青江村	一	二五
一濱田村	一	一七
總計	六	一五〇

一、和氣郡　十二箇所

	(師)	(生徒)
一香登村	一	四八
一新庄村	一	二一
一伊部村	一	一二
一片上村	一	一八
一和氣村	一	二三
一寒河村	一	一四
一三石村	一	八
一苦木村	一	二七
一日笠下村	一	二〇
一神根村	一	一〇
一下畑村	一	一二
一木谷村之内、閑谷	一	一六
總計	一二	二四四

一、備中山北南　四十四箇所

一有部村	二	一一
一西郡村	一	四八
一宿村	一	一二
一圓谷村	一	一二
一三輪村	一	一八
一梅木村	一	一九
一眞壁村	一	一五
一溝口村	一	一九
一黒田村	一	一一
一上原上村	一	一二
一上原下村	一	一三
一上横谷村	一	九
一下横谷村	一	一八
一宍粟村	一	八
一荒村	一	八
一秦上村	一	一三
一秦下村	一	七
一八代村	一	八
一下原村	一	一五
一八田村	一	一二
一子位庄村	一	一七
一水江村	一	一六
一西原村	一	一一
一西阿知村	一	一八
一大島村	一	一五
一原津村	一	一四
一白樂市村	一	二三
一四十瀬村	一	九
一外新田村	一	七
一吉岡村	一	九
一笹沖村	一	一六
一濱江村	一	三
一田上村	一	九
一中田村	一	二
一生坂村	一	二一
一三田村	一	一六
一松島村	一	一九
一八尾村	一	七
一黒崎村	一	一二
一福島村	一	八
一東別府村	一	七
一平田村	一	一五
一西別府村	一	一五
一淺原村	一	一八
總計	四五	五九五

一、赤坂郡　八箇所

一和田村	一	三一
一大松山村	一	一九
一西中村	一	三六
一黒本村	一	二五
一齋富村	一	一五
一伊田村	一	三六
一仁堀中村	一	九
一小原村	一	二一
總計	八	一九二

一、邑久郡　五箇所

一神崎村	一	二四
一鹿忍村	一	三二
一尻海村	一	三〇
一尾張村	一	二八
一牛窓村	一	五三
總計	五	一六七

一、磐梨郡　拾壹箇所

一澤原村	一	一九
一可眞上村	一	一三
一可眞下村	一	三四
一宗堂村	一	一一
一肩合村	一	二四
一大内村	一	七
一父井村	一	一四
一田中村	一	二〇
一稲蒔村	一	一八
一田原村	一	二四
一圓光寺村	一	三七
總計	一一	二二一

一、備中淺口郡　壹箇所

一鴨方村	五	六一
總計	五	六一

一、口津高郡　六箇所

一野々口村	一	一八
一松尾村	一	一八
一今岡村	一	二八
一西菅野村	一	一七
一大岩村	一	三一
一白石村	一	二七
總計	六	一三九

一、奥津高郡　壹箇所

一紙工村	一	四〇
總計	一	四〇

一、兒島郡　拾貳箇所

一林村	一	七

一小串村	一	二〇
一藤戸村	一	一〇
一田井村	一	一一
一木目村	一	一五
一八濱村	一	一三
一日比村	一	一三
一東田井地村	一	一七
一下山坂村	一	一五
一長尾村	一	一八
一樋ケ原村	一	一五
一北浦村	一	一八
總計	一二	一六二

右拾貳郡總計貳千三百八拾七人

內

師　百貳拾九人

生徒　貳千貳百五拾八人

一、右拾貳郡手習所用度トシテ給付セシ定額米如左

讀書師手習師賄人人足給扶持雜用共下同ジ

御野郡	一米四拾石
奥上道郡	一米四拾石
和氣郡	一米五拾石
口津高郡	一米五拾石
奥津高郡	一米六拾石
磐梨郡	一米五拾石
赤坂郡	一米六拾石
邑久郡	一米八拾石
兒島郡	一米五拾石
備中山北	一米五拾石
備中淺口郡	一米五拾石
口上道郡	一米四拾石

一學校奉行津田重二郎ヨリ和氣郡奉行渡邊助左衛門ヘ照會ノ書アリ、當時手習所建設ノ要旨ヲ見ルベキニ因リ茲ニ登錄ス。

一在々手習所ノ敎、先ヅ手習算用此二色ニ仕度存候事

一文字讀ハ望申者計ニ敎候樣ニ仕度存候事

一右之手習算用ノ師匠ハ、前庄屋ヲ仕、年寄只今隙ニテ居申者カ又ハ庄屋年寄ノ弟カ子カ、無左共子供ヲ引廻可申ト思召候者ノ、當差テ手自家業ヲ不勤者ヲ御見立半年替リカ、一年替リ手習所へ詰サセ候様ニ仕度存候事

一文字讀ノ師匠ハ、學校へ罷出申、在々之子供之内ヲ望申所へハ替ル／＼銘々之郡ニテ手習所ニ遣シ可申候。尤其手習所之近所ニ四書小學ノ文字讀覺候者有之候ヘハ幸之事ニ存候。

一手習所へ出候子供ハ、肝煎庄屋之子供並村々庄屋年寄又ハ平百姓ニテモ手前宜、下人モ召仕、世悴一人手習所へ爲通候分ハ、跡差テ事闕キ不申者ノ子供ヲ月十五日手習所へ爲詰申度候。右之者共ハ年長候得ハ皆公用ヲ勤ル者共ニテ御座候。左候得ハ物書算用不仕候テ不叶儀ニ御座候間此旨被仰聞、望不申候共手習所へ御出シ可然存候。尤年寄百姓之内小身ニテ子供手習所ニ出シ勝手迷惑仕ル者ハ無用ニ仕度候。小百姓之内ニテモ手習所へ出シ度ト望候者ハ望次第ニ仕度存候事

一講釋之儀ハ、民ノ隙ヲ考、肝煎庄屋並村々庄屋年寄又ハ身ヲモ持候百姓手習所へ寄セ一年ニ一度カ二度講釋望候者ハ望次第ニ仕度存候事

一講釋仕者ハ此方ヨリ在々へ廻シ可申事

一年々従公儀御米被下候分ニテハ末續キ申間敷候。民之風印（モトノマヽ）ヲ御急ナク年久敷手習所之教續キ不申候テハ益御座有間敷ト存候。左候得ハ民之心ニ手習所之教好候様ニ何卒自然ニ被成掛ケ五七年モ過候ハヽ、御郡奉行衆ノ御心得ニテ何卒民差テ迷惑不仕、手習所一ケ所之入用ハ子供ヲ出シ候親々造作仕、公儀之御構ヒ無之様ニ只今ヨリ御目論被成候様ニ仕度存候。此度被遣候御米ハ民共進ミ心出來申内計被下候様ニ仕度存候事

一私存寄候趣ハ、右之通ニ御座候得共遠方之儀其上民情不案内ニモ御座候、又ハ所ニ寄模樣替リ可申候得ハ強テ斯樣ニ被仰付可然共不被存候間、右之趣御同心之御奉行中ハ右之通可被仰付候。思召寄モ有之御衆中ハ入用米御請取被成、今明年ハ先御心儘ニ被成御覽可被成候　其上ニテ樣子承、又御相談可申候。然共後々ハ從公儀御米不被下、民共進ミ自分トシテ何卒手習所續キ候樣ニトノ儀ハ御主意ニ御持被成、縱去年迄御雇ヒ被成候。物讀當分又御雇ヒ被成候共後ニ從公儀御構ヒ無之時節片付候儀只今ヨリ御了簡專一ニ存候。

二月廿三日　津田重二郎

後藤助左衛門宛

今按ルニ後藤助左衛門一名ノ名當ナレトモ文意ニ據レハ郡奉行一同ヘノ照會書ナルヘシ。其年紀詳カナラスト雖モ、上欵手習所給付ノ米額ヲ定メシ後ナルヘシ　一文中公儀ト稱スルハ藩廳ノ謂ナルベシ

延寶元年癸丑津田重二郎各郡手習所巡視ノ際、郡奉行代官中ヘ申談所々手習所ニ於テ十村庄屋手習師匠又ハ來懸リノ庄屋共及百姓中ヘ演説書中手習所ヘ關係ノ件摘錄如左、

在々ニ手習所被仰付御趣意ハ、去々年モ申聞通リ、前々ハ百姓共ノ子供、寺ヘ通ヒ手習算用等習候由。尤年長ケ候者モ旦那坊主之教ヲ受候樣ニ有之候處ニ近年ハ師匠仕坊主少ク罷成、其上神職請ニ罷成候百姓共ハ子供ヲ寺ヘ遣シ候事難仕由、年長ケ候者モ過半寺ヘ出入仕、教ヲモ不請候由上ニ被聞召及候。然ル時ハ自今以後御領分ニテ育チ候民共ハ無筆無算又ハ人倫ノ示シヲ可請樣モ無之段不便ニ被思召、手習所ニテ手習算用仕習又ハ年長ケ候者モ間々ニハ心掛次第ニ講釋ノ一句ヲモ承リ人倫之教ヲモ請候樣ニト思召テノ事ニ候。縱令百姓共ノ子供手習算用稽古仕不得講釋ノ一句ヲモ聞得間敷キハ下ノ咎一國ノ上ニ被爲立候テハ其印ニハ御心ナク右ノ如ク被仰付ハ御國

主ノ御役ト被思召テノ事ニ候。又若百姓共ノ子供ノ内ニ手習算用致シ習、四書小學之内ノ文義ヲモ辨ヘ人ニ生レテハ親ヘハ孝ヲ盡シ御國法ヲ不背、一類和睦シ上ヲ重ンシ奉行代官庄屋等ノ申付ヲ用ヒ、家職ノ耕作ヲ精ヲ出シ候筈ト心ヨリ合點仕候者後々一村ニ一人二人宛モ有之候ハヽ、在々ノ風俗之益ニ可成ト被思召テノ事ニ候。上ヨリハ御國主ノ御役ト被思召被仰付事ニ候得共、末々ノ身ニ仕候テハ寔猿同然ノ百姓共ノ子供手習所ノ敎ニヨリ、一文字モ引、算盤ヲモ覺、若ハ其身器用ニテ文字讀ニテモ仕習候ハ難有事トハ不存候哉此段ハ不及申、子供ヲ手習所ヘ出シ候親々ノ身ニテハ合點不參事ニ候。前々ハ自分ニ造作ヲ仕、手習算用習ハセ候ニ、只今ハ從公儀夫々ノ師匠ヲ被仰付、何ノ構モナク心掛次第ニ稽古仕ハ忝キ事ニ候。末々之百姓ノ子供、物ヲ書習、算用仕、文字讀ヲ致シ習候トテ、上ノ利ノ御爲ニ成候事ハ少モ無之候得共、右ニ申通御國主ノ御役ト被思召、末々之土民之事迄ヲ被掛御心、右ノ如ク被仰付事ニ候得ハ末々ノ者モ此忝キ被仰付ヲ合點仕、何卒上之御趣意相叶候樣ニト存知、農隙之時分ハ相勤可申候。詰ル所ハ銘々爲ニ成ル事ニ候。

同　二年甲寅十一月五日鄕中手習所ヲ改正シテ一郡ニ一ケ所ト定メ封内合セテ十四箇所トス。

備前國　御野郡　上中野村　　同　郡　鹿忍村　　奧津高郡　紙工村
　　口上道郡　八幡村　　和氣郡　片上村　　兒島郡　北浦村
　　奧上道郡　久保ノ宮村　　磐梨郡　總堂村　　備中國　淺口郡　鴨方村
　　邑久郡　尾張村　　赤坂郡　上仁保村　　山北南　輕部村
　　同　郡　牛窓村　　口津高郡　今岡村

同　三年乙卯九月九日故有テ上項十四ケ所ノ手習所ヲ廢シ、閑谷學校ニ併セ、建物及附屬ノ典籍器械等之ヲ閑谷ニ移ス。

第五十章　學校手習所の設置及維持に關する烈公書簡

學校建設、德化の普及徹底は烈公諸改善の根本問題なりしを以て如何に其の經營維持の上に腐心せられしかは前來縷述せし所なるか、更に此間の消息を窺ふに足るへき公自筆の書簡七通を得たれは之を左に收載す

其一、安政五年六月十九日附（花押）泉忠愛津田永忠兩人宛烈公書簡　津田央氏所藏

泉　八右衛門殿

津田十二郎殿　　少將

學校手習所之事兩人不申及心ニかけ　よく〳〵立行候樣ニ尤ニ候　我等時氣大かたなきほと引申候　可心安候

伊よ無事ニ着舟大悦ニ候　此地無事ニ候可心安候

一、學校之樣子在々手習所之樣子如何承度候

一、社倉之書付見申候　一段可然事とおもハれ候　八右衛門とも相談候て年寄共ニ申候　老中より申越候樣ニ尤ニ候

一、市之進官位之事京より伊與被申越候　永伊殿へ　我等より書狀遣色々さいかく仕候由申越候　さて〳〵不入事ト存候　いつ成とも　吉田殿ニて官位の成時仕候樣にと　いよへも申遣候　兩人なとも左樣ニ可心得候事いよ在國ノ内近付候故　被申ましきにやハ　さる事迄いよへは申やと察申候今時何のやうに　あれらつれ候事の不成事ヲ申まいり候はん哉さたのかきりと存候　以上

六月十九日　　　少　将　花押

八右衛門殿

十二郎殿

其二、寛文七年十二月三日附泉仲愛・津田永忠兩人宛烈公書簡　津田央氏所藏

〆

未ノ極月三日之御書　　（包　紙）

八右衛門　十二郎状　披見候我等氣色彌ミ能候少も氣遣仕ましく候

一、伊與參着大悦申候心いきもよさそうニ相見候一入ニ候事

一、郡々へ入置候物よみ之事手習所之事被申越候通　尤ニ候　其通ニ可申付候　あらまし老中へも申遣候事

一、出羽隱居ノ事如申越　五郎兵衛此度下名代勤候へハ能首尾ニて候つるニ病氣聞届下候事無用と申遣候間右之段彌ミしあん可仕と存候事

一、了介はや歸候由承屆候　三太郎ハ其元ニい申由得其意候內々如申三太郎ニ知行遣候事ハ歸國之時分可然と存事ニ候

一、牛窓本蓮寺事毒かいの事　女色之事　風聞之條一身仕候者兩人と坊主手前共ニせんさく仕候へと此度申遣候定而さつそく此せんさくヽ濟申ましくヽ候間右之段可申越候條其上にて彼坊主兩人者樣子ニより籠者申付首尾も可有之と存候內々左樣ニ可心得事

一、十二郎此ノ地ニて向やしきへ參候事心得申候近々可申遣候

一、中意谷之事一々承届候一人も役人あいまちも不仕旨満足なる事ニ候了介切々出合數年願をとけ大悦仕候旨尤候事

一、右役人事召抱下し候様ニと申遣候事

一、先度了介より申遣候京之いしやの事病氣故うか〳〵と仕候へ共いしや道ハたしかに候由右様にも候ハんつれ共つね〳〵うか〳〵と仕候者之儀ハ人の存所も又ハ此方にもあやうき事ニ候間尤とも不存事

一、三太郎儀並了介在所之事　此中内膳殿とも申談候追々可申遣候此兩條八右衛門より先了介へ可申遣候　以上

極月三日　　少将　花押

八右衛門へ申候此度ハ了介へ狀不遣候其方より心得可申遣候上野よりも其後兩度書付參昨日返答申候落着ハ一兩日中ニ濟可申候間其刻其ニ可申候天台宗へ歸寺候ハヽ餘宗もきをい可申候ときのとくニ候へ共無是非候

八右衛門殿

十二郎殿

其三、寛文八年五月十一日附泉仲愛津田永忠兩人宛　烈公書簡　津田央氏所藏

（上包紙）

泉八右衛門殿　　少将

津田十二郎殿

（花押）

御　書

一、猪右衛門三通之書狀披見候　凡情ニハあのやうに可參事ニ候未志たしか不成者ヲ此度ノことく格候は此方ノ過と思

ハれ候　凡情ニしては猪右衛門申候所わけある事ニ候　ひつけう左門ニ付候ヲ惜申候心根より出テ種々ノりくつ申候
と存候　後ノ書狀見申候ヘハやハらき候と思はれ候事

一、伊豫守と一座仕候刻　猪右衛門にも申聞候ハ　學校之事　我等數年之心さしにて候間　就其太刀ハ内々無用に可仕
と存候キ　此段八右衛門も左樣ニ申候キ　子細は太刀は勝心を本と仕候ヘハ學校ノ爲ニハさまたけと存右之通ニ存候
然ル處ニ　坂口　太刀ハ勝心を先たてす　手前ヲ正クスルをしへと承候へは　これほと學校に相應之太刀ハ有ましく
候　其上人情ニモ武藝ノ内太刀けいこなくては不可然と存左門ニ申付候キ　其刻申ことく坂口ハ折々出弟子を切々出
折々しなん仕らせ候樣ニと申渡候間今以其道可然候能弟子したて候樣に猪右衛門ニも申付候へと申聞候　猪右衛門申
候モ　如御意此方ヲ正仕をしへにて御座候由申候　右之段彌々畏候と申候惣テ人ヲ格候事　十二郎ハ其身いさきよく
志つよく立候我ヲ以人モかやうニ可有かと存申候　あやまり以來も可有と思ハれ候用心可仕事　坂口事子共をしなへ
て望候ニ余人ニけいこ申付候共すゝみ申ましく候ヘハ猶以右之通ニ候由申聞候　歸國仕候共右之筋々得心仕　猪右衛
門とのあいさつ可仕候事　伊豫ニ猪右衛門此事何とそ申候やと尋候　終ニ此義ハ不申由被申候事

一、伊よ歸國候ハヽ八右衛門十二郎　切々よひ出し何か申させ聞られ可然と申聞候處ニ私も内々左樣ニ存候物かてん不
參事多候故いかにも左樣ニ存候由申候其段心得可申候事

一、和意谷ノふしんノ樣子聞屆候　石大キニ候間　むつかしく候ハんと存候　出來候ハヽ年寄共ハ不申及まつりの時出
候一門中ハ參候樣ニと可申遣と存候　出來之刻又〱可申越候事

一、出家之事内々ノ書付仕直候　うた殿へみせ申候然ル所ニうた殿被仰候ハ内々御聞候とちかい未出家多い申候　此上

ハ此分共マヽい申候様ニ被仰付尤ニ候此書付ほと有體ハあるましく候尤かやうニ可有事と御思候由　我等申候ハきりしたんの請狀之義これほとに無之少之事にても　貴樣へハ御內談仕候ニ此義御內談不仕段御ふしんニ可被思召候　私存候ハ此段申進候共　尤とハとても仰下さるましきと存候　左候ハヽ如何やうに仕能候ハんや　御さしつ被成被下候樣ニと申進候共　御さしつハ難成候ハんとりやうけん仕候故　自分としてか樣ニ申付置　此御地へ参　此段懸御目御さしつ次第ニ可仕と存候と申候へハ　御申候ことく何とも　さしつ可仕樣無之候これほとたしかにこまかなる事ハ有ましく候　惣テ出家ノやくニ不立事ハ我等も能存候へ共　只今水戸備前ニて甚候ヲ共まゝにて在之候ハヽ　又わきニてもか樣に可在之候ふしまりなる所にてハもし　さハかしく候へハと存　少右衛門よひ去年之ことく申進候　其上萬事　上の御仕置之樣ニと被仰出候ニ出家ノ義ハ御仕置とハちかい候故　かたく以右之通ニ候由被仰　此書付ヲ此方ニ置次手次第ニ御老中へミセ可申候と被仰候間　それハ忝可存由申渡し候　其後老中ノ中ニて御出し候由　豐後殿は內々承候より未出家多候由御申候　ミの殿ハ今ハ何とも不成事ニ候　初ならは何ともめされやうも可有事ニ候と計殘ル衆ハ何とも御申なきよし　うた殿　大和　內膳　物語にて候　うた殿へ申候ハ　此上ハきりしたん請狀御さしつ不被成候間彌此通ニ可仕と申候　其通ニ被成尤と御申候　大ばニて先定大悅申候　尤此義たれにもさた仕ましく候近日きりしたん奉行衆へも書付ミせ可然と　うた殿さしつニて候間　ミせ候はんと存候

一、右近骨　御山へ葬申度由　五郎八申候間尤ニ候　八右衛門十二郎かたへ御申やり可有之由申候所之義內々申候かと覺へ候能所見計可申付候

一、光德寺事坊主は籠　此義ハ少し子細候故此度ハ不申遣候くたしニ可仕と存候門跡より大學へ被申越候も坊主のかま

いはなく候寺ヲツヽキ候様に被存候由使者申候此度大學より返事申遣候ハ只今までも不作法不義なる坊主の寺皆破却被申付候　此坊主それにましたる悪人にて候へは寺之義ハ早々國本にて被申付候由返事させ候事　麓者申付百姓之義いまた相談不申候

○以上本文　以下上欄外ニ細字ニテ書ス

御老中へミセ申候書付ノうつし伊賀まて遣し候間見可申候

出府以後元俗仕者在之哉承度候　出羽、長門、いが其外老中、番頭、物頭之様子聞申度候　學校之しまりゆたん仕候ハヽ若悪しく成候ハんかと無心元候其用心かんようにて候

伊よニ申聞候は　萬事ニ付我等ノやうニめされ能事も有又へやすミニハにやハさる事も在之候　ことにより主二人ノやうニハ不仕事も在之候　か様之段わけを被存候ハてハかてん参ましく候我等いん居仕候時何もかも貴殿ノやうには不仕はつにて候由申聞候間左様に心得　萬事ニ付心得兩人も尤ニ候

五月十一日　　　　少　将　花押

泉　八右衛門殿

津田十二郎殿

其元へ申遣　可然事候ハヽ不申及　可申越候

八右衛門事　備後よひ度由申候間　此外とちかい　學校ニ隙入申候　併少之内参候ても不苦　時分も候ハヾ参候様ニと可申遣由申候間　左様に心得少之内も参ましく候ハヽ當年ハ不参候ても尤ニ候　學校能しまり候て後は尤不苦事と

存候　今なましまりの内ハ大事の事と存候　又申候　此書付參候間遣し候　何の郡も知ず候間郡奉行へ内々ニて見セ承届候やうニ可申渡候

其四、寛文九年五月十日附泉仲愛津田永忠兩人宛烈公書簡　津田央氏所藏

八右衛門殿　少將　(包紙)
十一郎殿

(花押)

諫箱ニかき頼母横目共ニ渡し可申

我等氣分替儀無之候可心安事

一、學校彌〻出來候哉之事

一、若キ老中文學仕候哉之事

一、年々覺書此度遣し候同前事も可有之と奉存候　まきらはしき事多候間　能々見分候ハすハ　かてん參ましきとおもはれ候事　尤此内ニ不入事のみ可有之候間のそき可申候

一、信ノ事此地へ參着候日　奥いよと　な阿を使にして信濃事上様へ御奉公ニ出しくれ候へと望被申候此義においてハ幾度も達而可申候　天壽院様も左様ニ被仰候由　おもてむきの事　少事にても申事無之候　此儀ハいく度も可申とつよく被申故　我等もいきあたり　その段　前かた少も心得なく候故かてん不參候　ふく様　備後とも御相談可申と申候へハいよおくより使にて御兩所様へ申上達而被仰下候様にと被申由　御兩人様我等ニ被仰聞　福様も通候て御いに

候　備後いよも上り候へハ我等病氣年も寄候ニ一人此地ニい居申候事　福樣も無御心元候由達而被仰候　其上此例他家ニ多き事ニ候へハ　公儀少も不苦候故　久和殿と內談候處ニ二段可然事ニ候　備後殿へ被遣新田も候へは以來ハこれ、を被遣可然候　此新田ハ公儀御存之地ニて候へハ別義あるましきと可申我等も同心に成候故　近日うた殿へ內談可申と存候備後申候ハ　主稅用申付　信ノ今ノ分まては何とやらんすまぬものにて候　知行加增被遣候樣なる事ニてハよく候　今ノ分ニてハ不可然と備後も申候　御奉公人に被召出候上には　先壹萬石ニ仕可遣事かと存候　但前米にて先ニ三千俵遣用ニ遣以來ハ新田申上二萬石ノ御朱印拜領仕候樣にとおもはれ候　此段了介へも申度候　其元より其ニ書付可遣候　中々ニ用多候故　細筆きつき候故如此候　信ノ事大かた濟可申候間　合力之樣子存寄早々可申越候左候へハ其元ノ信ノやしき不入候間これニてふりかへ可然候はん哉　當地にてしなのやしき下谷やより近きはなく候へハ下やをそのまゝ　我等のニ仕大さき望ハ無用ニ可仕と存候　伊よも下やへ參度と被申候

一、覺書皆遣し候間　此內ニむさとしたる事も可在之候入事許かきぬき其外ハ燒捨可申候

一、新田備後ニ遣候ハ二百五十石ニて候　信の事は二萬石能候はん哉　但二萬五千石能候はん哉　此段も　了介へ可申遣候　加樣ニ返事早々承度候

五月十日　　少將　花押
(判)

八右衛門殿

十二郎殿

共五、寛文十一年十一月二日附泉仲愛津田永忠兩人宛烈公書簡　津田央氏所藏

泉　八右衛門殿　　少將　（包）

津田十二郎殿　（章）　花押　（章）

一、伊豫氣分伺遍之由　聞申候　きのとくニ存候　内々申候かい事八右衛門申事不成候哉殊ニ（學）聞候て書付ニて成共此儀ハ無用ニ仕度候事

一、學校之様子如何承度候　在々之儀是又承度候事

一、備後墓所能地形有之ましきと存候處ニ早々葬候由一段之事ニ候　跡式共外ニ早々被仰付有難候事

一、いつそや八右衛門より市之進事ニ付申越候義我等存候とは主意ちかい候と存候　あれらつれと申事　たゝし候　我等の存候ハ公儀成難事ヲハたとへハ伊よ身の上の事成共　我等ハ申ましきと存候　急ニ官之事調候ハて不叶事と不存候へ共成へき時ニ仕候かよく候　難成時節　いよ事さへ申ましきと存候ニ　市之進か事いか殿なとへ書状遣候事　一ゑんかてん不參事ニ候　下ニてさいかく仕候事ハかまい無之候　一條殿へもいろ／＼申候故　我等より狀遣候へハ能と御申候と存候　此段不屆と存候　其上此度不調候へハ面目もなきと申候彼是ゑかてん不參候　此度可調義有之候て罷上候ても公儀ノ事ハ思様ニハ不成事に候ニ難成時節ニ罷上不成とてめんほくなきと申候事　かてんいかぬ事ニ候侍者い不申候ハヽ國中社頭とれか申付　可然候ハん哉思案仕可申越候　神主共學文ハ道直申聞候様ニ可然候

一、井田ノ事如何成候哉　在々ノ手習所之事も具ニ可申越候

十一月二日　　少將　花押

八　右　衛　門　殿

十　二　郎　殿

其六、寛文十二年十一月廿日附泉仲愛津田永忠兩人宛烈公書簡　津田央氏所藏

（外包紙）　御遣書

泉　八　右　衛　門　殿　（紙包）

津　田　十　二　郎　殿　章　花押

光　政　書　翰　（津田央氏藏）

御廟並學校取立候時分より之我等趣意八右衛門能存候事ニ候間彌々以諸事無懈怠宜敷様ニ心ヲつくし可申事、以上

泉　八　右　衛　門　殿

此度於江戸如申付十二郎儀和意谷之御山、閑谷學問所、井田並國中借具此四品無懈怠きも入可申右之品最初より十二郎ニ申付候へハ我等趣意能存たる事ニ候間諸事宜様ニ心ヲつくし可申候　以上

津　田　十　二　郎　殿

寛文十二年十一月廿日　光　政　章　花押

天和二、四月

近年伊よ志大方我等存候様ニ罷成大悅此事ニ候

兩人猶以奉公相勤可候　右之書附之外ニモ被申付儀共不怠可勤事

［附記］

因に烈公寛文十二年六月十一日致仕し。天和二年五月廿二日を以て逝去せらる　されは烈公は致仕の年十一月廿日を以て　御廟、學校の事及和意谷、閑谷また井田、借銀の四品につき　泉忠愛　津田永忠に懇囑し給ひ更に十年の後逝去の年　四月を以て　嚢に賜ひし所の　御書附に追記して再ひ賜ひしを津田家に御遺書として今日に保存せしもの也、因みに是歳綱政公四十五歳、仲愛年六十歳、永忠四十三歳なり。

其七、延寶三年六月十五日附綱政公書簡及同年七月十九日附烈公返簡

綱政公書簡　　侯爵　池田家所藏

延寶三、六月十五日　學校事申上ルひかへ　（包紙）

一、士卒困窮ニ付、出講之子共一圓無御座候（此段ハ下人抱事不自由ニ付如此由）物入之程ハ嚴重之事ニ候へハ、此時節先々相止内ひつそくも相濟時、又、初候樣ニ仕度存候、兎角公儀表之義ハ各別内々にても、當分無而不叶諸事ハ其通、御奉公ニも指而不成樣之義者指延申度存候、不□義なから御思案被成可被下候、御普請も首尾能仕廻候而内ひつそくの儀も雅樂頭殿へ御内談可仕と存候、前廣ニ何も〳〵思案無御座行當ては難儀仕のみ御座候、學校、在々手習所、井田、此三品之ついへハ嚴重之事ニ御座候、取分學校之物入ハ極もなく入次第ニ候、物ニ寄ル仕事ニ候へハ指而對公方樣何に付て御奉公之ついへとは不奉存キニ候へ共、台德院樣より此方御頼ノよしにて候へは偏ニ御當家ニハ奉公第一ニ存□め罷有候、加樣之御自分之御本意ヲ可被立爲の義者先此時分相止ひつそく之義も相談仕度存候、世間にてハ有樣

に物入よりハ猶はくたいの物入ついへと申由連々承及候、雅樂殿も必定御聞可有と存候、左樣之物入ヲ加樣之時節ニ先止相談も申候はては雅樂殿より被尋候時何とも返答難申と軍用之用艮(銀)等も少々相調候程に被成候而ハ學校又始候而可然奉存候、在々の手習所舊冬御相談仕一ヶ所に申付候へく候、此時節彌一ヶ所共ニ先々相止申候間左樣ニ御心得被成可被下候、宗旨之事も公方樣佛法御法度と申事、從東照宮御□代終ニ無御座候ニ付普く佛法ニ被成候、只今神道取失候上に神司無御座候へハ、何を尋候而も不知宮仕のみニて候へハ彌諸人貴ひ不申候、加樣ニ候へハ在々ノ手習所、只今入不申候旁□ノ通ニ御座候、萬事如何樣ニ候ともせめて軍用之御奉公與得申候とも取合候樣ニと朝暮存候へとも用銀曾而無御座候へハ治世なから心ハ亂世におとり候へ氣毒千萬ニ奉存候へや仕之內ハ少々其心得用銀も所持仕武具等一分の役ニ立候樣ニ申付置候へとも家督ニ被成そろ〳〵吟味いたさせ候へは、武具及大破やと申候とも中々役ニ立不申のみ多御座候故、仕直させ不申候而は棒よりおとりニ御座候、用銀ハ曾而無御座候段愚意ニ難計十方無御座候、諸卒よもや御前代より御用銀ハ可有候と申と承候、有かほ仕候而も誠僞ハ明日にても知申事に候へは、彌無念千萬ニ奉存候、如何被思召候哉たとへ直ニ御吟味無御座候とも兵具武器等ハ預候者共加樣ニ迄ハ打捨置申筈にては無御座候、日頃は御心懸も淺、御吟味も無之樣ニ私始メ被存候、連々悉仕直させ候はてハ中々役に立申物過半無御座候、當季春之頃ふと存寄そろ〳〵吟味仕らせ申候へハ右之通彌埒ともなき樣子ニ御座候、預國城候身ハ加樣之物用ニ立候樣ニ常々吟味仕置度事ニ奉存候

公之御奉公ニも可罷成候因州ニハ兩城ともニ道具奉行被申付置年來そろ〳〵と惡敷成候ハ仕直急度役ニ立候樣ニ仕候て置候と承及候手前之不罷成候共加樣之事ニ費申候分ハ武門の家ニハ諸卒之恨も嘲も有間敷事ニ存候、外之物

人只今之時分御思案被成先々相止有之軍用等相持以後又例候様ニ仕度奉存候、年來存寄候へとも、愚知小心ノつもり年身贅計一心に伏藏罷在候、昔頃、被思召立候義ヲ如何と申候へ者、色々御思慮まいり候様ニ見請申候、諸士も左様ニ存そうニ常々承及候ニ付何事も不申上候キ指當り手前不相成諸士困窮ニ及候少ハ足ニも可罷成哉、一主ヲ憑罷有候普代之先々モ隔心候而ハ不便不快ニ被存候ニ付御機嫌も不憚申上候、御了簡被成可被下候、此外ニも存寄たる義も數年御座候へとも又時節も可御座有候恐惶謹言

是は綱政公の閑谷學校經營難に際り、一方酒井雅樂頭に對する義理と他方一般不況の對策上、廢校の決行を、烈公に仰合せられたるもの也

烈公御返簡　　侯爵　池田家所藏

包紙ニ「延寶三學校之御相談申上控並御返答」

一、學校之事止可被申由委細承候學文ノ義貴殿へ申ほとの者は何ノやくにも不立ついゑのみと可申候と存候しるしをいそき申候心からは左様に申も尤に候其故近年無心元存候キ去年約束御申候上ハもはや人々申とも貴殿心中動可申とは不存候キ然ル所ニ此度之書狀にて驚申候就其此中色々思案仕候ニとかく御止候テハ貴殿ノ爲大キニ悪かまいなき者は他より見候處も當世者と可申候段何よりく我等は迷惑ニ存候我等ノ愚故ニ存候や不知候へ共親ノ目から左様に存なからもちや成次第とはおもはれす候故申にて候學文ハ人々上中下共に善事は不申及候我等不德にて候へ共取立候學校ヲ貴殿ノ代ニ成間もなく御絶候事悲しく候其上人々心有者ハたのもしくも存ましく候世間すきと可申候段きのとくニ候手前直リ候ハヽ取立候はんと御申越候貴殿學きらいハ家中者共皆存ノ外にて候へハ調申ましく候其

上勝手直り候半年久事にて候はん間我等存候ハ今迄ノ入用大方二千石かと覺へ候其内五百石御付候てそれにてこと
ゆき候やうに御申付尤ニ候是も不入事と御思候は隱居領之内にて五百石可付申候事ひしと御止候よりハ貴殿ノ爲能
らんと存候此兩樣は御心次第に候

一、井田手習所ノ事ハ御心次第御止可有候閑谷ノ事ハ折紙も御出其上少ノ事ニ候間今迄ノ通御申付尤ニ候

一、雅樂殿御申候時貴殿ノ返事難成と承候我等貴殿ニ成可申候は學文ノ事ハ御存之外にて上下仕候ハてハかなはざる
事にて候其義を視仕置候ヲ私代ニ罷成絶申事迷惑ニ存候併止申候家中私勝手にも大キニたりニ罷成事にて候止可申
候さほとにも無之事ニひしと止申候義世間ノ存候處も迷惑に存候併今迄ノ入用今時ニハ少過申候故少々仕不絶樣ニ
申付候と御申候ハヽいかなきらいのうた殿も同心にて候はんと被存候きらいの月からは何もかも學文故と見へ可申
候なけかしく候

一、武具道具そこね候由我等あやまりにて候これも學文故と下にては可申候

一、用銀事先年具ニ改候出陣之時入用其時分ノ有銀にて過分ニあまり申候はづにて候キ只今ハ不存候但遣樣により大
キニちかい可申候能々吟味尤ニ候

一、くれ〳〵只今御止候テ後年御取立可有と御思候事ハ中々可成とは不存候只今ノ分にて少ノ入用御申付不絶候ハヽ
貴殿後々學御好候ハヽ能成事も可在之候此中色々思案仕候に此外ハなく候

有之兩條早々御申越候ハヽ我等より御止少にて事ゆき候樣に尤ニ存候旨貴殿へ書狀可遣候其上にて御申付尤ニ候
貴殿ノすへに御止候ハヽ大キニ惡名御取候らんと被存候故如此ニ候又隱居領内にて遣候樣にと御思召候それニした

かい是も書状可遣候

右之兩條早々待入候

（延寶三）七月十九日　光　政（花押）

伊　與　殿

以上、何物を節約しても人を教育する學校だけは殘せ止を得ずんば二千石を五百石に縮少するも可なり共も困難ならば吾が隱居領の內を割きて五百石を支給すべし。何れにしても閑谷校は之を存續すべしとの趣意にして烈公の學問教育尊重の精神を觀るに足るもの也。

第五十一章　軍制改革

文事あるものは必ず武備あり。治に居て亂を忘れざるは、是れ古今名君の用意なり。されば烈公は一方に於て學校を興して盛に文運の興隆を企ると同時に、又一方に於ては軍制を改革して一朝有事の變に備へ士氣の振肅、民風の緊張を圖れり、是れ其の自筆に係る覺書すなはち年譜に「備定中付事」云々の條項存する所以なり。備定とは兵備すなはち軍備の制定なり。此は烈公多年の苦心存せし所のものにして其の關係文獻の現存するもの頗る豐富なり。左に是等に關係ある軍用書類を列擧し其の二三を略解して以て烈公軍制改革の一斑を覗はんとす。

池田侯爵家に現存する烈公關係の軍用書類を年次順に擧くれば左の如し。

第一、軍用書類

一、慶安四年三月三日御家中人馬書上よせ帳　一冊

部　署　二十九

人馬都合　壹万貳千四百八十七人　馬　千三百拾八疋

二、承應二年備（軍隊配列人名表）　一鋪

三、萬治二年三月改軍役人馬總數標　二枚

人數書付板　幅二寸長一尺許。

（表ニ）

惣都合壹萬四千百五十三人
用人　九千百七十八人
小屋殘四千九百七十五人
一、騎　馬　八百六十二疋
一、馬　印　十一本
一、旗　　　五十五本
一、弓　　　二百廿一張
一、鐵　炮　千四百七十三挺
一、持　鑓　千百四十九本
一、長　柄　六百五十二本
一、小荷駄　六百十七疋
萬治二亥三月
有　人　八千百七十八人
不足人　五千九百八十三人

（裏二）

家老　番頭　廿一人、物頭廿九人の名及人數ヲ記ス

軍用書類

四、萬治二年五月朔日御弓御鐵炮御旗類帳　一箱

一　御家中諸士刺物帳　一冊
〔預り　上泉治部左衛門〕

同年月日
一　御家老並家中刺物帳　一冊　〔同　上〕

同年月日
一　御弓御鐵炮御旗鑓諸奉行御旗本諸士刺物帳　一冊　〔同　上〕

一　御家老（伊木長門、池田出羽、池田伊賀、土倉淡路、日置若狭、池田満八）軍役帳　一冊

五、萬治二年五月二日御家中軍役人馬書類　一箱

一　御家中御軍役人馬書分　二綴　一袋

一　其元御帳直り中分書付　一冊

一　覺　九ヶ條　一通

一　老中五人之諸道具並人數之類分ケ帳　一冊

六、寛文元年六月廿八日人馬積帳　一冊

人數　千百人　馬　七十二疋
急速　八百四十三人　馬　三十八疋

七、寛文八年十二月廿三日人馬積帳　一冊

合計千四百十二人
内　九百九人　有人
三百卅六人　被下人
百六十七人　駈出人

八、寛文八年十二月廿三日急速之時人馬積帳　一冊

合計千三百廿四人
内　九百十四人　有人
三百廿一人　被下人
八十八人　駈出人

九、寛文九年軍用帳　一括

一　寛文九年御人數目錄　一通

一　寛文九年改御先手帳　一冊

一　寛文九年極月御旗本人馬寄帳　一冊
（部署三十組）

一　寛文九年極月御旗本御急速人馬寄帳　一冊
（部署廿九組）

一〇、寛文十年三月三日御軍用帳　一箱

一　寛文十年人馬寄帳　一冊

一　寛文十年御急速人馬寄帳　一册
一　寛文十年人馬書上帳（小堀半彌相組自分共）　一册
一　同　御留守ニ御殘シ之者人馬書上帳　一册
一　御家中諸士指物　一册（上泉治部左衛門上ル）　一册
一　御旗本人馬寄帳　一册
一　同　御急速　一册
一　小堀半彌相組自分共　一册
一　澤平内相組自分共　一册

一一、寛文十一年御軍用帳　一箱

內容

一　御先手三組之帳　紙數廿一、十九、二十枚　三册
一　御旗本二組之帳　四十七、三十八枚　二册
一　御人數分帳　十二枚　一册
一　人馬御扶持方積折本　八十枚　一册
一　御先手緩急速人馬寄帳　五十二枚、四十八組（人高合　一四、九一九／急速合　九、四三九）　一册
一　御旗本緩急速人馬寄帳　四十五枚、五十六組（人數惣合　二二、九一四／急速惣合　一六、五四六）　一册

寛文十一年正月

此目次（覺）壹通奧書に、

一、右御帳面は寛文九酉年御留守賴母、善太夫改帳面を以書付申候人數其外當年御改を以仕にては無之候以後相違之儀も可有之哉御前にも此段被爲聞召大綱見へ候へは能候右之通仕置候へと御上意被爲成候以後見合之爲と存如斯

亥二月廿三日　森川九兵衛
　　　　　　　薄田藤十郎

就中、御人數分、人馬御扶持方積、並人馬寄帳の三種を轉寫して以て當代の軍用、軍資、並人馬を大觀せんとす。

（イ）寛文十一年御人数分

其一、御先手

区分	氏名	単位	伊木長門	池田主水	池田大學	計
緩	人員 用人	人	3.329	3.341	3.170	
	人員 小屋	人	1.721	1.562	1.727	
	人員 歩行立	人	27	10	25	
	人員 計	人	5.050	4.903	4.897	14.850人
	騎馬	騎	249	253	262	
	小荷駄	疋	108	212	147	
	旗	本	23	21	26	
	弓	張	82	54	63	
	大筒	丁	3	——	3	
	鐵炮	丁	568	444	471	
	種ケ嶋	丁	——	——	21	
	鑓	本	602	506	566	
急速	人員 用人	人	2.254	2.193	2.448	
	人員 小屋	人	966	788	953	
	人員 歩行立	人	49	31	29	
	人員 計	人	3.220	2.981	3.401	9.602人
	騎馬	騎	219	233	202	
	小荷駄	疋	50	9	95	
備考						

其二、御旗本

区分	組	単位	①	②
緩	人員 用人	人	2.682	2.624
	人員 小屋	人	2.236	2.186
	人員 歩行立	人	33	34
	人員 計	人	4.918	4.810
	騎馬	騎	109	107
	御馬	疋	5	5
	御かし騎馬	疋	——	——
	小荷駄	疋	178	176
	御かし小荷駄騎馬	疋	——	——
	御馬印	本	4	4
	旗	本	5	4
	御旗	本	20	20
	御幕	帖	5.5	5.5
	弓	張	90	69
	大筒	丁	3	3
	火矢筒	丁	1	1
	鐵炮	丁	147	169
	種ケ嶋	丁	36	36
	鑓	本	236	299
	御鑓	本	80	80
	御持鑓	本	8	8
	御長柄	本	100	100
急速	人員 用人	人	2.504	2.441
	人員 小屋	人	1.996	1.950
	人員 歩行立	人	131	122
	人員 計	人	4.500	4.391
	騎馬	騎	97	99
	御馬	疋	5	5
	御かし馬	疋	——	——
	小荷駄	疋	78	76
	小荷駄騎馬	疋	——	——

計	9.728人	8.191人

○總計一覽

御先手、御旗本共、　綏、總人數　貳萬四千五百七十八人

同　　上、急速、總人數　壹萬八千四百九十三人

〔備考〕

用人と小屋　凡そ人馬寄帳所載、人數の內譯に、用人と小屋との別あり。用人とは直接戰場に活動する者を云ひ、小屋は又小屋残と書し陣小屋に在營する者を云ふ。

綏と急速　御先手綏急速人馬寄帳、又御旗本綏急速人馬寄帳の如く、人數の徵發に綏と急速との別あり。萬治四年三月十五日御家中へ被仰出覺○御留帳に　一、出陣之時可召連人馬面々知行所之者可召連事、一、急ニ出陣之時用意一日ニテ可罷出人數書出可申事、一、綏々ト出陣之時用意ニテ可罷出人數書出可申事、云々と見ゆれば、出陣準備に十日間を要するを綏と云ひ、一日にして徵發し得るを急速と云ふ。

（ロ）　寬文十一年御軍用人馬御扶持方積

一、御先手
　壹萬四千九百拾九人（內、九千九百四拾八人 用人　四千九百七十一人 小屋）
　騎馬八百五拾貳騎、乘替三拾六疋、小荷駄四百四拾六疋

一 七千九百九拾五人（内、四千四百四拾八人 用人 三千五百四拾七人 小屋）（豫州様御人数 千七百八拾七人 信濃様御人数 七百四拾九人加ル）
御馬拾八疋（内九疋豫州様御分）騎馬 貳百拾七騎 小荷駄 貳百七拾六疋　御旗本

都合 貳萬貳千九百拾四人（内、壹万四千三百九拾六人 用人 八千五百拾八人 小屋） 米百拾四石五斗七升（一日分）
千八百四拾五疋（内、十八疋 御馬、千六拾九騎 騎馬、三十六疋 乗替、七百廿二疋 小荷駄、） 大豆三拾六石九斗（一日分）

一 米 壹萬千四百五十七石 右御人数百日分 御扶持方 壹人壹日五合宛トシテ、
（此代銀千百拾四貫五百七十匁、相場壹石ニ付百匁ニシテ）

一 大豆 三千六百九拾石 右馬扶持 百日分 一疋一日貳升宛トシテ、
（此代銀三百六拾九貫匁、相場一石ニ付百匁ニシテ）

一 銀 百九拾五貫百八十匁 かり出しの内 三千貳百五十三人 御用渡被下人 被下分
但、一人ニ六十匁宛

三口 銀合 千六百七拾八貫七百五十匁
内、千百六十五貫七百七十匁 御家中銘々自分賄書出シノ分
残、五百拾貳貫九百八拾匁

御急速人馬御扶持方積

一 九千四百三拾九人（内、六千八百十八人 用人 貳千六百廿一人 小屋）
騎馬 六百五十四騎、乗替十九疋、小荷駄 百廿九疋　御先手

一　七千百七人（内、三千九百三十九人 用人／三千百六十八人 小屋）　一　御旗本
御馬拾八疋、騎馬百九拾貳騎、小荷駄七拾貳疋

都合
壹萬六千五百四拾六人（内、壹万七百五十七人 用人／五千七百八十九人 小屋　米八拾貳石七斗三升　一日分）
千八拾四疋（内、十八疋 御馬、八百四十六騎 騎馬、／十九疋 乗替、貳百壹疋 小荷駄、　大豆貳拾壹石六斗八升　一日分）

一　米　八千貳百七拾三石　右御人数御扶持方百日分　壹人一日五合宛トシテ
（此代銀　八百貳拾七貫三百匁、相場一石ニ付百匁ニシテ）

一　大豆　貳千百六拾八石　右馬扶持百日分　一疋一日貳升宛トシテ
（此代銀　貳百拾六貫八百匁、相場一石ニ付百匁ニシテ）

一　銀　百六拾四貫七百六拾匁　かり出しの内御用渡被下人共に貳千七百四十六人に被下分
但、一人ニ六十匁宛

三口　銀合　千貳百八貫八百六拾匁

（八）　寛文十一年人馬寄帳

共一、寛文十一年御先手 緩急速 人馬寄帳

内　容

一、伊木長門　千八百拾壹人ノ内、　千百五拾人　用人／六百六拾壹人　小屋　｛米 九石五舛五合／銀 九百五匁五分／大豆 二石九斗／銀 二百九拾匁｝

同　勘解由

旗七本 大まとい 馬印共 騎馬九拾七騎（外、五疋 四拾三疋 乗替父子共 小荷駄） 弓五拾四帳 鐵炮百八拾七挺 大筒貳本 自分

鑓貳百拾貳本（内、百拾六本 持鑓 九拾六本 長柄）

小屋 四拾五間四方（貳千廿五坪） 六十四間、廿七間（千七百廿八坪） 貼紙＝緩急速共坪數同事ニト御意被成候。

急速 八百貳拾貳人ノ内、六百拾五人 用人 貳百七人 小屋

米 四石一斗一舛
銀 四百十一匁
大豆 一石八斗二舛
銀 百八拾貳匁

騎馬六拾五騎（外、三疋 二十三疋 乗替父子共 小荷駄）

○以下四拾七組略之

○御先手四十八組人馬寄並扶持方積

（緩）

人高合 一万四千九百十九人

内

用人 九千九百四十八人

小屋 四千九百七十一人

米 七十四石五斗九舛五合（但一日一人五合宛）

銀 七貫四百五十九匁五分（〃一日一人五分當）

大豆 廿五石九斗六舛（〃一日一疋二舛宛）

銀 二貫五百九十六匁（〃一日一疋二匁當）

旗 七十四本 大絆小絆馬印共

馬上 八百五十二騎

内 小荷駄一馬 四疋

乗替 三十六疋

歩行立 六十二人 内 五十人小荷駄被下分

弓 二百七張 御鐵炮 五百六十五挺

鐵炮 九百八十四挺 内 五十挺 種ヶ島

大筒 六挺

鑓 千七百六十九本

内 持鑓 千百四十五本

長柄 六百二十四本

小荷駄 四百四十六疋 無足人被下馬荷馬共

（急　　速）

人數合　九千四百三十九人

内

用人　六千八百十八人

小屋　二千六百廿一人

米　四十七石一斗九舛五合（但、同　前）

銀　四貫七百十九匁五分（〃）

大豆　十五石六斗六舛（〃）

銀　一貫五百六十六匁（〃）

馬上　六百五十四騎　内　小荷駄騎馬　二疋、乗替　十九疋

歩行立　百二十二人　内　四十二人小荷駄被下分

小荷駄　百二十九疋　無足人被下馬荷馬共

其二、寛文十一年御旗本綏急速人馬寄帳

内　容

一、上泉治部左衛門　八拾壹人ノ内、五十八人 用人／二十三人 小屋｛米 四舛五合／銀 四匁五分／大豆 六舛／銀 六匁｝

旗　なし　騎馬　三騎　御弓鐵炮　廿挺

弓　一張　鐵炮　一挺　鑓　五本（内、三本 持鑓／二本 長柄）

小屋　四間、七間（廿八坪）

急速　六拾六人ノ内、四拾四人 用人／貳拾貳人 小屋｛米 三斗三舛／銀 三十三匁／大豆 二舛／銀 二匁｝

騎馬　一騎、

○以下五拾五組略之

○旗本五十六組人馬寄並扶持方積

（綏）

人數合　五千四百五十九人

内

用人　二千九百五十六人

小屋　二千五百三人

米　廿七石二斗九舛五合（但、同　前）

銀　二貫七百九匁五分（〃）

大豆　六石五斗八舛（〃）

銀　六百五十八匁　（〃　）
御馬　九疋　弓　百張
御馬印　四本　大小共　火矢筒　一挺
御旗　二十本　大筒　三挺
御長柄　百本　種ヶ島　二十五挺
御鑓　八十本　鐵炮　百六十一挺
御持鑓　八本　鑓　三百五十三本内持鑓二百八十四本 長柄六十九本
御幕　五張半
旗　四本絆共　長柄　六十九本
騎馬　百二十三騎　小荷駄　百九十七疋
歩行立　三十九人

（急　速）

人數合　五千十三人
內

○伊豫守、信濃守人馬寄並扶持方積は略之。

一御先手、御旗本、伊豫守様信濃守様人馬寄並扶持方積總覽

（緩）

人數惣都合　貳万貳千九百拾四人
內
用人　壹万四千三百九拾六人
小屋　八千五百拾八人

用人　二千七百八十四人
小屋　千二百廿九人
米　三十五石六升五合　（但、同前）
銀　二貫五百六匁五分　（〃）
大豆　三石四斗六升　（〃）
銀　三百四十六匁　（〃）
御馬　九疋
騎馬　百十三騎
歩行立　百十人
小荷駄　五十一疋
小屋
緩ノ場合
坪都合　一万五千六百六十二歩五分
急速の場合
坪都合　一万四千百六十六坪

米　百十四石五斗七升　（但、一日一人五合宛）
銀　拾壹貫四百五十七匁　（米一升一匁トシテ）
大豆　三拾六石九斗　（一日壹疋二升宛）
銀　拾三貫六百九十匁　（大豆一升一匁トシテ）
御馬　拾八疋　豫州様御分共

御馬印　七本　　豫州様信濃様御分共
御旗　二十八本　　同
御持鑓　十六本　　豫州様御分共
御鑓　八十本
御長柄　百九十本　　豫州様御分共
御幕　五張半
旗　七十八本　　大絆小絆共
馬上　千六十九騎　外三十六疋　　乗替
歩行立　五十一人
弓　三百十九張
大筒　十二挺　内一挺　火矢筒
鐵砲　千八百三挺
鑓　二千三百五十本
　内
　二百二十八本　豫州様信濃様御分
　千四百二十九本　持鑓
　六百九十三本　長柄
小荷駄　七百二十二疋
　（急　速）
人數惣都合　壹万六千五百四十六人
　内
　用人　壹万七百五十七人
　小屋　五千七百八十九人

米　八拾弐石七斗三升　（但、同　　前）
銀　八貫二百七十三匁　（〃　〃）
大豆　二十一石六斗八升　（〃　〃）
銀　二貫百六十八匁　（〃　〃）
御馬　十八疋
騎馬　八百四十六疋　外拾九疋　乗替
小荷駄　二百壹疋

其三、船頭並加子數之覺

一、千五百八十五人　御手船大小八十四艘ノ加子
一、千三百六十八人　御家中手船大小七十艘ノ加子
一、二千二百廿三人　浦船大小三百廿二艘ノ加子
　伊豫守様
一、百五十六人　御手船三艘ノ加子
一、百五十九人　浦船十二艘ノ加子
　備後守様
一、百四十六人　御手船三艘ノ加子
一、百九十七人　浦船廿七艘ノ加子
　内
　二千四百六十一人　陸へ上リ加子
　　内
　　千九百九人　御手船御家中手船浦船共
　　百三十二人　伊豫守様御船ノ分

百三十八人　備後守様御船ノ分
計三千三百七十三人　船ニ殘加子
外
一、六十四人　餘リ五船端帆廿一艘分加子
一、四百一人　餘リ加子
以上

二、軍用圖書

一　御營法圖　二鋪

附記

一、先手ノ小屋場　長百三十六間
横先ヨリ五十一間ノ間ハ百六十五間、殘而八十五間ノ間ハ百間

一、旗本　長百廿八間
横百間

一、跡備　長五十間
横七十二間

都合、長サ三百十八間但、四所ノ土手一間宛ニシテ先手ノ篝ヨリ跡備ノ篝迄、馬出シ共ニ四百間、旗本左右ノ篝ノ間馬出シ共ニ百八十四間、

一　池田大學書上、(徴發方法ニ關スル注意)　一通

軍學研究資料(其一)

同(其二)

同(其三)
光政筆

一　御軍用繪圖　　二鋪
一　一ハ行軍隊形　一ハ戰鬪隊形
一　軍用ノ書付　廿七ヶ條（雜役者取扱）　一通
一　治部城取　（上泉治部左衞門軍學講進關係書類）　一袋
一　御手許用戰圖類　川中島、鼻熊、

一三、御直筆ノ軍用書類

○軍事に關する直書頗る多し。就中主なるものを擧ぐれば

一　侍大將小持之品々　一冊
一　侍大將小屋入之作法　一冊
一　侍大將一備ノ圖　一冊
一　敵ノ城口取寄候次第　一冊
一　少勢殿之掟　一冊
一　侍大將殿之掟　一冊
一　隱　書　一冊
一　戰法聞書之留　一冊
一　其　他　八冊
一　舟軍秘傳法書　二冊
一　侍大將掟格法　二冊
一　侍大將人數配リ圖　一冊
一　敵狀取寄作法　一冊
一　舟軍秘傳集　一冊
一　軍法並留守掟　一冊
一　覺書五十三ヶ條　一冊
一　籠城之時處々請取之掟　一冊
一　自國他國へ人數遣ス掟　一冊
一　出陣之時可書出軍法之條々　一冊

以上

一四、軍學書類

内　容　壹箱

一　軍　書　美濃紙、墨付六十九枚　一冊
一　中興源記拔書　美濃紙形　上冊墨付四十七枚　下冊同　八十二枚　二冊
一　旗之法事外五編　橫帳墨付十四枚　寛永十二年極月吉日附　一冊
一　陣取物見之法萬聞書　橫帳墨付廿三枚　一冊
一　（極意秘傳軍利集　三卷
　　物見之法　二卷
　　籠城之法　二卷
　　陣取之法　三卷）　墨付九十三枚　一冊
一　（當流石火矢評定之卷口傳集　二冊
　　八月十一日村上式部大輔入道清信在判
　　同　目錄　一冊
　　當流石火矢評定卷　一冊）　四冊
一　秘傳軍法卷並聞書　墨付七十六枚　一冊
一　行列圖　一鋪

一　御城繪圖　籠城之時受取掟　一鋪
一　兵法聞書及武撰要省　横帳　一冊
一　御軍用人馬御扶持方積（御前ヘ上ル控）八枚折本　一冊
一　家康公御一代合數場數　十二枚　一冊

以　上

〔附〕植木流石火矢評定之卷並同口傳集同目錄　四冊

一、當流石火矢評定之卷口傳集目錄　九枚折本　一冊

奧書云、

右者評定之卷目錄海陸共ニ合テ七拾七條也

寛永貳拾一年十一月七日　植木權太夫貞則（花押判）

進上光政樣

一、當流石火矢評定之卷口傳集　上下　二冊

奧書云、上卷　（折本四十枚）

右貳拾五ヶ條　累年輝政公御評判被成趣如此

寛永貳拾一年十一月七日　植木權太夫貞則（花押判）

進上光政樣

同、　下卷　（折本五十枚）

右五拾貳ヶ條　累年輝政公御評判被成趣如此

寛永貳拾一年十一月七日　植木權太夫貞則（花押判）

進上光政樣

一、當流石火矢評定卷　折本廿二枚　一冊

奧書云、

此一卷書者中古猛將於本邦或朝鮮等往々海上戰陣有之時決勝之良謀也　輝政公嘗有傳聞焉　由斯新造大舸名曰日本丸　其意蓋從鎭西等儻有逆徒之兵船來侵則横之中流把斷要津絕其來往討奸賊以欲爲天下立忠功者也　於是輝政公命于不佞記焉　此書所云大抵本于六花八陣圖　夫海陸雖異主於進退勝負等事其理是同　嗚呼胡亂之談取笑於識者必矣

寛永貳拾一年十一月七日　植木權太夫貞則（花押判）

進上光政樣

八幡大菩薩　拂災富屋孫子昌
摩利支尊天　朱屋繁蘗大吉祥
愛宕大權現

一五、城中規定

一　寛永十年癸酉正月元日創定　大帳

留守城中法度

一、鐵門ヨリ內ヘ如何ニモ慥成若黨草履取以上貳人之外召連間鋪事、附門番ニモ此旨堅可申付事

一、暮六ツヨリ以後城中出入停止之事
一、本丸ノ門ヨリ出入一切停止之事、但參候ハテ不叶者ハ草履取一人タルベキ事
一、火用心無油斷可申付事、附山下町等ニ自然火事如何樣之儀有之共當番ノ仁罷出間鋪事
一、玄關ヨリ上ヘ又者召上間鋪事
一、當番ノ仁判形濟候トテ甘キ(ねノマヽ)候ハヽ有姿書付可申聞通申付候間互ニ飯タベ次第替リ合無懈怠相詰可申事
一、諸事法度書之旨相背申間鋪事
右條々堅固可相守者也
寛永十年正月元日　伴　玄　察
小　川　主　水

一　同十一年甲戌五月朔日改定　大帳

法　度

一、鐵門ヨリ内年寄中ハ小性二人草履取一人宛召連登城可仕事
一、惣侍分若黨一人草履取一人召連可申付雨降候時ハ傘持一人召加可申事
一、用所申付者共隨其役相理共ノ下人少々蒿ミ可申事
一、下々猥不顧義式直之對侍分慮外不仕樣ニ其主々ヨリ堅可申付事、附城中ニテ高聲高腰掛立スカリ居申間鋪事
一、横目之者申渡法度兩度迄ハ相理其上主人迄モ相屆無承引輩アラハ可致言上事
右條々堅固可相守若違背之輩於有之者急度可申付者也
寛永十一年五月朔日

一　同十九年壬午七月晦日佐渡若狹被召出年々交番ヲ以テ留守居城代ヲ勤ムヘキ旨面命　御記錄
一、佐渡ニ　内藏允、監物

一、淡路ニ　出雲、隼人
一、若狭ニ　左馬助、大隅
右六人ノ者モ親シク之ヲ命セラル
一　同十九年九月十五日定制　大帳
堀中へちりあくたによらす何にても取すて少も埋出し申ましき者也
一　同二十一年十一月十五日留守番是迄ハ三人へ被命候處自今信濃、下總兩人ヲ加ヘ五人ニ改メラル、旨老中一同ヘ命セラル
一　同十九年十二月十五日定制　大帳
江戸御留守中諸手之御門出入時定
一、御門九ツ切、　池田伊賀守、瀧川出雲守、伴安左衛門
一、御門四ツ切、　伊木長門守、池田佐渡守、土倉淡路守、小川主水
一、（目安 鐵水手）御門六ツ切、
一、煙硝藏へ入口御門晝夜閉可置急用ハ各別也、
一、北之口御門上下ナカラ閉置可申事
一、表玄關、同裏玄關閉置中玄關口ヨリ出入可申候事
一、臺所口出入停止之事
一、臺所門ハ料理之門番者鍵預リ可申候
北下之門ハ二郎助預リ、
城中留守番之次第
一　番、池田佐渡守組　二　番
二　番、丹羽兵部組　三　番
三　番、土肥飛彈守組　三　番

四番、和泉和守組　四番
五番、芳賀内藏允組　四番
六番、若原監物組　二番
七番、八田求馬組　三番
八番、梶浦大隅守組　三番
九番、宮城筑後守組　四番
十番、池田數馬組　四番

十一番、伊木頼母組　三番
十二番、土倉隼人組　四番
十三番、瀧川出雲守組　四番
十四番、山脇修理組　二番
十五番、香西釆女正組　二番
十六番、稲葉刑部組　二番
十七番、伊庭主膳組　三番

右一日一夜從一組五人宛可相勤若煩歟闕如於有之ハ爲其組中定人積無懈怠可相詰者也

寛永十九年極月十五日

一　寛文元年辛巳閏八月十六日隼人ニ御本丸ヲ預ケラル、旨面命　御留帳

一　同　八年戊申四月廿九日城内外足輕番ノ則ヲ定ム　板挟記錄

一、日安門、五人
一、信濃脇ノ門、本番貳人
一、長門前ノ門、本番貳人
一、本丸水ノ手門、本番貳人
一、岡本多兵衛前ノ門、本番貳人
一、臺所口　同　右
一、觸　番　十五人

一　同十年庚戌九月十五日醫師城中勤番ヲ命セラル、左ノ如シ　類纂

大須賀道雲、田中玄順、高崎長庵、入江玄恕、淡河友古、木村玄石、鹽見玄三

但、延寶元年癸丑七月五日ニ至リ、布施玄伯、戸田一雲、高崎喜庵、木村玄忠ノ四名ヲモ加ヘラル　（留帳）

一、籠城之時所々請取之掟、

一　本丸、青木善太夫屋敷之櫓之西ノ塀より對面所御廟大工小屋北川手東へ廻り長門屋敷より北ノ堀向之櫓まて、
此内門十、四ヶ所之門之外不入口ハ吟味仕ふさぎ可申、櫓廿五、北東を專に人數配り可仕事

土倉淡路、池田隼人、（杢頼母）兩組ノ内ヲ以請取可申付、田中九兵衛、山内權左衛門、薄田藤十郎、此内壹人

鐵　門、山川十郎左衛門

天主丸、小塚段兵衛

水ノ手、青木善太夫

目　安、片山勘左衛門

貼紙

櫓廿五、土倉淡路、池田藤右衛門、小仕置一人、小性頭一人組共、判形役

鐵　門、渡邊與二兵衛、河合助之亟、野々村一平、鐵炮十一人、、

天主丸、淺野定右衛門預、近藤彥七、鐵炮十一人

水ノ手、瀧多左衛門、古澤源之亟、神戸八左衛門、鐵炮十人

目　安、加納覺右衛門、日原五郎太夫、大口勘次郎、鐵炮十人

一　二之丸、小作事西之門外より小堀彥左衛門屋敷角櫓まで、

此内門二、

櫓　十、人數吟味仕宜配り可申候

池田主税介、同　三郎兵衛、

大學門、小堀彥左衛門

隼人門、中村主馬、田中九兵衛　山内權左衛門　薄田藤十郎　此内一人

西之丸下門、熊谷源太兵衛

石關之門、藤岡内介

貼紙

池田隼人、神　圖書

大　學　門、小堀彦左衛門

隼　人　門、牧野彌二右衛門、小仕置一人

西之丸下門、水野次兵衛

石　關　之　門、丸毛左近右衛門

一　三之丸、長門屋敷之北堀向之櫓下之塀よりあませ櫓まで、此間川ばたに虎落を結、只今ノ塀より三間置其間ヲ堀、其土を土手ニつき上ケ塀をかけ可申候

此内門三ツ

櫓　九　ツ、人數宜配リ可申候

伊木長門、同　玄番、池田數馬、正木市正、

京橋門、山　崎　大　膳

水手門、中村久兵衛

貼紙

伊木勘解由、同　平內、同　賴母、正木主計、

京　橋　門、山　崎　大　膳

水　手　門、森　川　九　兵　衛

一　三之丸あませの櫓之南之塀より山崎大膳裏の出角の櫓まで、

此內門三ツ

櫓六ツ、人數宜配り可申候

池田大學、土肥飛彈

傳内門、山脇傳内

あませ門、荒尾内藏介

庭瀬門、陸田市左衛門、（貼紙）薄田藤十郎

一　三之丸、大膳裏之角櫓の西之塀より學校裏の入角櫓まで、

此内門二ツ

櫓十二、人數宜配り可申候

池田主水、同美作、神圖書、（貼紙）中村主馬

庭瀬門、岡田權之介

馬喰門、津田左源太（貼紙）古田齊

一　三之丸、學校裏之入角之北ノ塀より石關之土橋迄、東川ばた上り場能所ニハ虎落を結、塀より三間置堀、其土を土手ニ仕塀をかけ可申候

此内門二ツ

櫓七ツ、人數宜配り可申候

日置猪右衛門

縫殿前門、瀧川縫殿、宮木大藏

川手門、深谷甚右衛門、

一　浮勢、

東南之方請取、若原監物、芳賀内藏丞、丹羽七郎左衛門、上坂外記、稻葉四郎右衛門、(貼紙、田中眞吉)

西北之方請取、眞田將監、（貼紙、平太夫）草加宇右衛門、湯淺久彌、（貼紙、稻葉四郎右衛門）岸織部（貼紙、南部二郎右衛門）

南部二郎右衛門（貼紙、津田十二郎）

一籠城之時家中人質可取掟、

一、長門　家來人質　猪右衛門　吟味仕可取候　一、猪右衛門　家來人質　大學　吟味仕可取候

一、主水　同　淡路　同　一、淡路　同　長門　同

一、大學　同　主水　同　一、隼人　同　主水　同

一普請奉行

藤岡內介、庄市右衛門、中村久兵衛、

一櫓塀奉行

田口兵左衛門、加藤七太夫（貼紙、太田又七）安井六郎左衛門（貼紙、石原茂兵衛）右二口之人夫ノ小頭拾人ニ壹人ツヽ郡々

十村きもいり大庄屋頭百姓之子弟ヲ可申付候也

一扶持方奉行

俣野善內、村瀨金右衛門、（貼紙、井上藤助）馬場茂左衛門、林與左衛門、（以上二人貼紙）

一玉藥奉行

那須左太郎、蠏江理左衛門、高木長左衛門、大野文右衛門、（以上貼紙役人下奉行）

一武具奉行

高木左太夫、野々村平太左衛門、山中勘兵衛、（以上貼紙、役人下奉行）

一本丸火事請取

吉田齊（貼紙、小島忠右衛門、丹羽七郎左衛門）

一二之丸火事請取

東南、泉　八右衛門（貼紙、泉八右衛門）
立野八郎兵衛（同　正木權七）
西北、津田十二郎（同、玉野夫兵衛）
小畠　源八（同、市川淸兵衛）

右六人之者共請取候小人之小頭郡々十村きも入大庄屋頭百姓之子弟を十人ニ壹人ツヽ頭ニ可申付也

一　三之丸火事請取

西北、眞田將監（貼紙、平太夫）
草加宇右衛門
岸　織部（貼紙、南部六郎右衛門）
南部六郞右衛門（貼紙、津田十二郎）

東南、若原監物
芳賀内藏丞
上坂外記
稻葉四郞右衛門（貼紙、田中眞吉）

一　當國之儀ハ不及申隣國にても年寄共可遣儀在之ハ今度申付一備可遣事

一　公儀御用ニ付江戸へ人數呼寄候儀於在之ニこれも今度申付一備可參事

一　領分之内ニ若一揆起候儀於在之ハこれも此度申付候ごとく當番之内番頭二組、足輕頭二組早々參可申付事、舟手ニ而織部外記壹人（貼紙、丹羽二郎右衛門）可參事

右三ヶ條之儀於在之ハ横目二人、使番五人、醫者五人可參候事、

右大法ハ如此伊豫守在國之節ハ此外とても指圖に可被任事此内ニいやかき又は落候事も可在之候間左樣之品候ハヽ宜樣ニ改可申候也

寛文十一年亥三月三日　　　烈　公　花　押

〔附〕

一、御隱居樣御軍用之御書付　一箱
一　西丸御條目之寫　一通
一　光政樣御人數書付　折本　一册
一　光政樣御時代御備之圖並人馬扶持積り　二帖　一包
一　寛文九年之頃御手先並御旗本御人數積り　折本　一册
一　寛文十年御旗本御人數共外積り　折本　一册
一　慶安四年御行列一卷
一　軍法聞書　五册　一包
一　覺　書　山田道悅書　十三册　一袋

一　同　覺書　三包
一　同　聞書　一包
一　勝鬪實檢之法　二册　一包
一　井伊家軍法　慶長元年丙申九月十一日　一册
一　楠　流書　三册
此書ハ南木拾要ト申ス書之内ヨリ出申候
本書ハ四十五卷程御座候由井松雪傳之由ニテ疑本ニテ
御座候
一　御法書　一包
一　備配試之木形　一包
士、35　歩、24　鑓、26　弓、26　鐵炮、36
一　小屋取立圖（小屋割）　五袋
包紙ヘ山田道悅樣、池田數馬
（次第不詳）　榊原　香庵、池田　信濃、池田　八之丞
池田　五郎八、伊木　長門、池田　出羽、日置猪右衛門
同　左　門、土倉　淡路、池田　美作、土肥　飛彈
伊木　玄蕃、瀧川　縫殿、若原　監物、宮城　大藏
池田藤右衛門、眞田　將監、草加　兵部、土倉　隼人
山脇　修理、湯淺　民部、池田　數馬、伊庭　主膳
伊木　賴母、中村　主馬、土倉登之助、正木　市之介
小堀彥右衛門、尾關源次郎、片山勘左衛門
右筆八人

一　古キ物頭寄合小屋取　三十六通
以　上
享保十八癸丑年五月　薄田　兵右衛門
二、山田道悅　彌右衛門軍者
五十人扶持　承應三年召出　現米百石外ニ足輕三十人
分、小頭六人分扶持ヲ給米ニテ下サル、養子與左衛門二
百石延寶八年御國立退
一　物見五代自見之法　横本　五册
一　帥鑑抄　同　四册
一　物見自見秘傳之二　横本　一册
一　物見五代自見之法　同　七册

團扇

一　帥　鑑　抄　堅本　四册
一　軍陣弓之法　同鐵炮之法　軍陣作法　軍陣鑓之法　一册
一　侍大將捉格法　一册
一　甲大守晴信侍大將物頭江之意持ノ掟　一册

一覺　書　　　　　横帳　一册　――　一　彫物秘傳集　外二集　　　　一册

信長公御一代御合戰城攻覺書之事　　合百九拾三度　　一　籠　城　法　　　二種　三册

太閤樣御代成合戰城攻小攻合覺之事　　合百四ヶ度　　山道悅宛　日猪右衞門書簡　壹通附

「昨日者預御尋忝存候　御屋敷より直ニ見廻申方々罷越不得貴意殘念ニ存候　近日下屋敷へ御出候樣ニ仕度候　籠城之書物寫申候間此次御かし可被下候先年　御かし候て寫置申本ニ引合少宛言葉の違申所ヲ直し此度清書仕候　大形ハ同シ事ニ存候へ共爲念今一度校合仕度存候　其内ニ御口傳書無之候てはがてん不參所々有之候間うつし見合候ハヽ左樣之所々ヲ承候樣ニ仕度存候恐々謹言

七月廿五日　　　　　　　　花　押

尙々書物此次二三册御かし可被成候　此方へ先年被下寫置申分只今持セ返候　一二ノ本程なる五册計ほとのかみかす先年御うつさせ被成おくかきまこいたし置申候　以上」

（表）　山　道悅樣　參　　　　日　猪　右　衞　門

三、たいまつノ方藥方問答書附　三通一包

其一、藤本作太夫より

明松之方

一、燒　鹽　硝　八拾目　鍋ニ入炭火ヲヤハラカニシテ三日程燒

一、龍　腦　二文目

一、生　腦　弐百目　半分ハ燒返シ

一、ゼンマイノワタ　一文目五分

一、硫　黃　百　目　鍋ニテ煎硫黃トケタル時南蠻臘十文目加煎其後水飛シテ

一、高野松ヤニ　　四拾目　　色白クナル程水煮シテ

一、鼠　　糞　　三文目　　半分ハクロヤキ

右七味細末シテシメリソ取、布袋ニ入、ツキカタメ、少カママリタル時ニ糸ニテクヽリ、亦薬ヲ包カケ布袋ニ入堅メ、糸ニテクヽリ申候、玉ノ大小ニよりイク重も如此ニ仕候、但シメリノ取ヤウニ加減御座候、又クヽリヤウ悪敷御座候へは玉ともし申時クツレ申候。

一、硫黄、鹽硝右之通拵申候へは殊外へり申候、拵様不足ニ御座候へハ薬ツヨク罷成申候故色々加減御座候。

玉ノ上ニヌリ申薬

一、鹽　硝　　百　目

一、硫　黄　　弐拾目

一、ハイ、アサ木　　拾文目

一、クロヤキノ松ヤニ三文目

一、リウノウ　　七分

右末ニシテノリニ焼酒ヲマゼ、ネリ、玉ノ上ニヌリ申候。　　以上

藤本作太夫

其二、烈公より

烈公御自筆

一、糸にてくゝり候。何糸ニていなやうにくゝり候や。此中ノ玉ほとに仕候ニハいくゑくすりをかけ候や。

一、しめりの取やうにかけん候由、其かげんノ義書付られ候ハヽ、書付可申候。

一、色々かけん御座候由、書付られ候ハヽ、是又書付可申候。

一、右末ニシテノリニ焼酒ヲマゼ、ネリ候由、かてん不参候。

其三、藤本作太夫より、

一、玉クヽリ樣之義、指渡シ五寸程ニ仕候ニハ下二寸許ニ丸メ其上ヲあさの糸にて、たてよこ十文字ニくゝり、扨藥ヲカケ布袋ニ入、槌にてそろ〳〵ト打堅め申候。扨又右之通糸ニて卷藥ヲかけ申候。三篇ニても四篇にてもくゝり申候。但久敷置申候ハ五へん六篇もくゝり申候、糸ノ間ハ七八分ほと間御座候。

一、シメリ加減と申候。本方ハ水ニテトリ申候ヘ共、水ヨリモソクイヲウスク仕、水ニセウラウヲマゼ、ノリヲトキ其ヲシメリニ取申タルガヨク御座候。此燒酒とノリヲ加候事ハ習ニてハ無御座候ヘ共、私稽古仕候後色々仕見申候ニ、水ニ燒酒ヲマセ、ノリヲ加、シメリヲ取申タル藥ハ殊外堅メヨク御座候。其上ニ火ノのうち久敷御座候樣ニ覺申候、殊ニ硫黃鹽硝ノコシラヘアシク、アルイハ、クヽリヤウアシク御座候而玉クヅレタガリ申時ハ猶々右之通能御座候。尤寒國などにては水計ニ而モ不苦候。右之シメリカケンハ少傳受之儀御座候（〇）少玉ニ手ニてかためわりて見候時ねばり申ハ惡ク又ボロ〳〵仕候モ惡候　サツクリとワレ申が能御座候）故節々仕見不申候ヘハ成不申候、何共其段委細ニ紙面ニ書あらはし難く御座候。シメリノカゲン少違申候而も火わざおとり申候。扨又玉われ申候。

一、藥ノ兩日去日差上ケ申候通調合仕少ともし見申候ニ（鹽硝硫黃コシラヘヤウ口傳トハ成程念入申候コトニテ御座候）鹽硝硫黃ノこしらへニヨリ藥ニヨリ藥ツヨク出來仕候事御座候。其時ハ調合之藥十匁ニ又生腦ヲ一匁にても加ヲロシトモシ見申候に加減仕候、本方何程ニ生腦何程くわへ申候故、惣ノ藥ニハ生腦何程とシレ申候、又調合藥ニ生腦大分ニ加不申候ヘハ成不申時ハ、アサノ木ノハイヲ十匁加候而能御座候。生腦百日百五十日增申ハ不苦候。ハイハ十匁より外入不申候ヘハ雨風ニアシク御座候。

一、鹽硝硫黃ノ燒樣、水飛ノ次第鹽硝ニヨリ違申故加減何共難申上候間、岡田喜左衛門ニ申聞候。兎角本方ヲ少丸メともし見候而火ツヨク御座候ヘハ生腦ヲ增申所秘傳ニ而御座候。殊ニ久敷置申候玉ニハ生腦マシタルカ尙々能御座候。

一、玉ノ上ニ引申藥ハ、いかにもこまかにおろし、そくいに燒酒をませ藥ヲネリ引申候。其後成程がげぼしに仕候。風ニふかせ申たるが能御座候。日ニあて申候ヘハアシク御座候。惣而あたたかなるをいむ藥ニ而御座候。

右之分玉仕立樣之口傳にて御座候。其外口上之義ハ岡田喜左衛門具ニ可被申上候。以上

藤本作太夫

右之玉御座にもえ申候。

以上烈公と藤本作太夫との間に往復されし書附に就ても、烈公の用意周到にして細事も忽にし給はざりし所以を徵するに足るべし。

第二　槍劍及各武技

萬治三年庚子七月七日　日置猪右衛門執達　御留帳類編

家中子弟未タ調ヲ賜ハラサル者ニテモ武藝稽古ノ者組々ヨリ書上ヘキ旨被仰出候事

同日　內命左ノ如シ　天城本

家中軍術稽古仕候由人々身上相應ノ事習候ハ尤ニ候一本槍ノ者自分ノ弁武藝ヲコソ可仕ニ軍法ハ番頭物頭役ノ者ノ下知ニ付候事ニ候得ハ一本槍ノ者習候ハテ不苦候結局頭ノ下知ヲ聞ヌ事アリテ妨ニ成ヘキカト思候軍法稽古停止モ可致候得共左樣ニハ不申付候何レモ能心得可申事

延寶八年庚申　留帳

八月城中ニ於テ諸武技ヲ閱シ玉ヒ九月御旅所ニ於テ乘馬ヲ閱覽シ玉フ事下項ノ如シ

閏八月二日　居合　通計五人

森　助左衛門　弟子　　糟屋茂左衛門　弟子　　片山一學　弟子

同日　太刀　通計十五人

牢人　落合城宥　弟子　　薄田藤十郎　弟子　　古田源助　弟子

吉川與右衞門 同　尾宜助右衞門 同　江見半左衞門 同

同日 鑓 通計三十二人

落合彌左衞門 弟子　齋藤仁左衞門 弟子　磯部喜兵衞 弟子
玉井平左衞門 弟子　香取儀右衞門 弟子　香取六之亟 同
石川兵右衞門 同　江見平左衞門 弟子　水野安兵衞 同

閏八月十三日 居合 通計二人

牢人 室山平彌 弟子

同日 太刀 通計十七人

坂口流　落合城宥 弟子　田上三郎左衞門 弟子
鈴木新兵衞 弟子　薄田藤十郎 弟子

同日 鑓 通計五十一人

落合彌左衞門 弟子　磯部喜兵衞 弟子　玉井平左衞門 弟子
香取儀右衞門 弟子　牢人 藤井半右衞門 弟子　水野安兵衞 弟子
落合彌左衞門 弟子　玉井平左衞門 弟子　香取儀右衞門 弟子
香取六之亟 弟子　佐分利流牢人 江見半左衞門 弟子　千石久右衞門 弟子

八月十六日 居合 通計二十四人

牢人 片山一學 弟子　杉浦作左衞門 弟子　岡野左太夫 弟子
牢人 森駒左衞門 同　平野半右衞門 同　加藤傳兵衞 同
行田六郎右衞門 同　森藤右衞門 同　室山平彌

牢人三宅三郎右衛門　同

同月十八日　鑓　通計三十二人

水野安兵衛　弟子　　糟屋茂左衛門　弟子　　片山一學　弟子

閏八月十八日　太刀　師匠

坂口八郎右衛門　　水主加兵衛　　門田夫左衛門

九月六日　御旗所ニ於テ馬術ヲ一覽セラル左ノ如シ　通計十六人

菅八内　弟子　　森助左衛門　弟子　　市森彦三郎　弟子

前田段右衛門　同　　荻田久兵衛　同　　師岡三右衛門　同

同月十八日　同上　通計二十四人

石黑藤兵衛　弟子　　森助左衛門　弟子　　三間勘介

市森彦三郎　同　　菅八内　同

第三　射術

寛文元年辛丑四月廿八日　的被仰付二手ニ被成老中番頭兩方へ御分負方ヨリ肴菓子ヲ獻ス畢テ城中ニテ饗膳ヲ賜フ　類編

二年壬寅十二月十三日　中野與一右衛門ニ千射被仰付矢數中候故常ニ無懈怠精入稽古致ス故ナリトテ小袖壹領ヲ賜ヒ之ヲ被賞　御留帳

同月廿九日　藤岡傳左衛門於城中百打ヲ被命三寸角八十一ノ中リニ付小袖壹領ヲ賜ヒ之ヲ被賞　日錄

六年丙午七月十四日　步行高橋與右衛門邑久郡前島ヨリ牛窓ヘ浮脊ニテ游キ越シ途中ニテ弓ヲ射シヲ以テ本日時服壹領ヲ賜フ　類編

延寶元年癸丑九月廿五日　藥園ニ於テ觀進的興行ニ付南ノ門東ノ門石橋ノ北番所射手方ノ口ニ足輕各貳人ヲシテ護衞セシメ　國學記　射手共五十五人内三十五人ハ御弓組御歩行弓外御扶持人士中ノ嫡子御目見仕來者殘ノ貳拾人ハ士中ノ末・子兄弟終ニ御目見不仕者右人數ニテ巳ノ刻ニ始リ未ノ刻ニ終ル御歩行弓竹内太郎太夫金ノ的射上候ニ付爲褒美小袖壹ツ廣蓋ニ居長屋新左衞門持出於御前初獻盃ノ節拜領池田大學庭上ニ下リ恩賜ヲ拜謝ス二獻メニ御弓組頭喜多島忠右衞門丹羽七郎左衞門外ニ後見ノ者共五人的矢一手宛ヲ銘々持出賜ル三獻メニ總射手中ヨリ弦二筋ツヽヲ贈ル　留帳

一、射手後見五人　鈴田半四郎　田路助之進　久保田半之進　吉田定右衞門　門田茂右衞門

一、矢代振　大鷹喜三郎　島田市郎太夫

一、矢取　御草履取四人

一、銚子　久山長助

一、加　若林作之丞

一、當日於樂屋射手中へ赤飯酒ヲ賜フ喜三郎長助作之丞此度役人ニ罷出候ニ付御上下各一具ヲ賜

一、廿七日晩藥園ニ於テ總射手中へ酒饌下賜候旨池田大學之ヲ達シ忠右衞門七郎左衞門ヨリ射手中へ之ヲ傳フ其外掛リノ者不殘之ヲ賜ヒ二汁五菜酒三返肴二種茶菓子共下サル右饗禮畢テ何レモ池田大學日置猪右衞門宅ニ至リ賜ヲ拜謝ス　留帳

延寶二年甲寅十二月十三日　留帳

公藥園へ親臨射術ヲ閲シ玉ヒ畢ッテ城中へ射手ノ諸士ヲ召サレ酒菓ヲ賜フ

三年乙卯正月十一日　留帳

小堀一學組岡野六兵衞弓稽古ノ爲メ京都ヘ罷越夏迄逗留致度旨願出之ヲ允サレ二月八日上途

四年丙辰正月朔日城中月次ノ的日ヲ被定左ノ如シ　留帳

四　日　十三日　廿五日

五　日　十七日　廿六日

右之通一ヶ月中ニ三回ト定メ自然前ノ三日差合アル時ハ後三日ヲ用ユ

二月廿六日　留帳

岡野六兵衞弓術稽古ノ爲メ再ヒ上京夏マテ逗留ノ儀ヲ請願シ之ヲ允サル

延寶五年丁巳　留帳

上由幾右衞門矢數稽古ノ爲メ去冬暇ヲ乞ヒ上京シ當四月廿二日定日ニ當リ堂ヘ出射懸候得共矢色悪鋪故師匠相弟子共ヨリ今日ノ矢數相止重テ仕候樣申ニ付相止申候尾上忠左衞門梶田喜八郞兩人罷出諸事肝煎見屆申候

六月廿一日　幾右衞門ヨリ喜多島忠右衞門ヘ飛脚差越シ久々所勞ニ罷在頃日本復仕候早々罷下リ當秋ヨリノ御暇可申上本意ニ御座候得共最早間モ無之ニ付乍自由以飛札申上候當秋冬稽古仕來春射直シ仕度只今ヨリ直ニ御暇被下在京仕來春罷歸候樣仕度旨願出尾上忠左衞門ヨリモ同樣ニ申越候

右ノ趣被聞召稽古ハ又追テ可被遣候間罷下候樣被仰出　八月十一日罷歸ル　十一月十八日　日置左門ヨリ幾右衞門儀先年暇申上候時分ハ假初ノ事ノ樣ニ被思召年々御暇モ被下候今度所司代迄モ相斷申程ノ儀終ニ一應ノ御斷モ不申上

候段不屆ニ被思召候然トモ武藝精出シ候段ハ奇特ト被思召候ニ付右ノ誤御免被成當暮ヨリ御暇被下候間罷上リ來年切ニ矢數仕廻罷下可申候近年自分造作ニテ勝手迷惑仕候段被聞召御城銀拾貫目無利御貸被成ノ旨執達有之不存寄大分ノ御銀拜借難有奉存旨ヲ述ヘ十二月廿二日上京ス

六年戊午七月十三日　同

上山幾右衞門當年四月矢數仕度存候處三月十七日ヨリ瘧ニ罹リ五月十九日落申候得共一圓力付不申六月中ニテモ氣色次第射懸申度種々養生仕候得共今ニ力付不申迚モ此度ハ矢數成間敷由師匠モ申ニ付本日歸國仕旨申出

一、上山幾右衞門先年拜領セシ門田ノ屋敷十月十一日差上　同

一、十一月十六日幾右衞門去暮拜借ノ銀子拾貫目當午ノ暮取立之儀用捨アリ返上ノ儀追テ差圖ニ及フヘキ旨大學左門ヨリ達ス　同

第四　御　術

寛文七年丁未十一月八日　類編

浪士三間勘助ニ祿シテ一般ノ子弟ニ御術ヲ授ケシムル事ハ假學校ノ部ニ載ス

同　十年庚戌五月廿四日　同

恒元君ノ家臣星野半藏馬一匹ヲ仲間二人ニ牽カセ宍粟ヨリ來リ留ツテ御術ヲ三間勘助ニ學ヒ九月ニ至ツテ去ル

第五　炮　術

正保二年乙酉九月十五日　内藤數右衞門勤書

鈴木登之助病死セシニヨリ預リ大筒並鐵炮ノ諸道具御城内御藏ヘ入置山中勘兵衛内藤數右衛門ノ兩人ニ預ケラル

同　四年丁亥七月十日　大筒悉仕込ヲ究置可申旨内藤數右衛門山中勘兵衛ニ被命兩人東ノ山ニテ仕込ヲ究メ町ヲ打八月晦日ニ終ル　同上

慶安四年辛卯正月九日　御記錄

鐵炮ノ者共二月一日ヨリ三十日之間十日稽古一日ニ十發宛ノ積ヲ以テ薬ヲ渡シ可申旨九左衛門茂大夫ニ命セラル

承應元年壬辰八月十八日　内藤數右衛門勤書

内藤數右衛門ヲシテ東山ニ於テ十町百目ノ棒火矢五本ヲ打シメ草加宇右衛門岡田喜左衛門ヲシテ之ヲ檢セシム町付ノ趣君聽ニ達シ百目筒ヲ數右衛門ニ預ケラル

明暦二年丙申七月廿六日　公万成山ニ於テ左ノ五名ヲシテ火矢ヲ放タシメ一覽シ玉フ松平五郎八殿榊原香菴老モ亦同往ク万成山ニ打小屋ヲ掛ケ烏山ニ向テ之ヲ放ツ　拾史錄

一番印　ヌツル　河村源左衛門
二番印　登招　内藤數右衛門
三番印　四半黒角　鹽川甚左衛門
四番印　ノボリ　虫明五郎左衛門
五番印　ノボリ　小川石大夫

右町場七町但小川ハ五町

明暦三年丁酉八月十二日　馬場ニ於テ種ケ島發炮ヲ試ミ玉フ其人員左ノ如シ　但距離壹町ニテ人形ナリ

藤岡八郎兵衛　稲川九郎右衛門　菅沼源兵衛
藤岡傳左衛門　淵本久五左衛門　佐々藤左衛門
伊藤半左衛門　梶川安右衛門　村瀬權之丞

右之外新組壹人宛捕之總テ於城中饗膳ヲ賜フ

万治三年庚子八月五日　御留帳 類編

藤岡六左衛門梶田彦八自分屋敷ニテ四季共日當打ヲ免セラレ且彦八郎ノ勤役ヲ免ス

延寶三年乙卯三月二日定制　留帳

御家中鐵炮打申儀前々ヨリ三月節句ヨリ稽古日當打初御法度場ノ外ニテ鳥ナト打申儀ハ四日ヨリ打候得共自今以後ハ日當共ニ四日ヨリ打可申旨發令アリテ日置猪右衛門諸頭中ヘ達ス

同月十九日　留帳

荻野六兵衛讙子ノ蔓ニ於テ大筒亂玉早打ヲ擧行シ公ニモ臨視シ玉フ森本源右衛門モ常ノ町數ニテ亂玉早打ヲ演ス

同月廿八日　留帳

荻野六兵衛高島前ニ於テ船打ヲ演習ス　公亦閲覽アリテ小袖一領ヲ賜ヒ之ヲ賞セラル

延寶六年戊午八月十七日　留帳

老公榮園ニ臨マセ玉ヒ郷司勘兵衛ヲシテ火箭ヲ放タシム

第六　獎勵

寛文十年庚戌七月六日　類編

公蘂園ヘ被爲入其廿三日再臨マセ玉ヒ馬術及歩士ノ炮術水錬等ヲ閲セラレ左ノ輩ヘ各帷子一領ヲ賜ヒ之ヲ賞セラル

一、七丸ノ内五ッ中ル　　村井彌七組　新庄作太夫
　　　　　　　　　　　　菅彌四郎組　城戸佐左衛門

一、役儀鐵炮精出シ申由　村井彌七組　杉山總右衛門
　　　　　　　　　　　　同　　　　　松本源六

一、水能泳候　　　　　　鈴田夫兵衛組　淡井平七

同　十一年辛亥七月廿三日　類編

一、歩行今西勘助君前ニ於テ射術ヲ演習シ新庄作大夫木藤佐左衛門種ケ島鐵炮ヲ演シ能中リシヲ以テ帷子各一領ヲ賜フ

一、歩行粟井平七郎水錬ヲ能クスルヲ以テ右ニ同シ

一、歩行松本源六杉山惣右衛門ノ二人平素種ケ島鐵炮ヲ勉强スルヲ以テ亦帷子一領ヲ賜フ

延寶元年癸丑正月廿五日　留帳

歩行組頭鶴飼與五郎弓術勉勵相組ヲモ引立歩行清水善助今西勘助木全平次郎等皆射術ニ勉勵セシヲ以テ各銀三枚ヲ賜フ

〔附記〕　烈公の著、眞筆に係る「軍法並留主掟」全文を掲ぐ。

一、文武弓馬之道可相嗜事左文右武古之法也不可兼備矣弓馬是武家之要樞也號兵爲凶器不得已而用之治不忘乱何不勵修錬乎。

右寛永十二年天下之御掟也然上者家中侍大小共ニ武士之道不怠心懸油斷仕間敷事

軍法並留主掟

一、軍法之掟

一、出陣一番貝仕度シ、二番貝可打立留時ハ可爲太鼓相圖之時刻不可違事

一、陣押之砌諸卒不依上下紀行儀高聲亦ハサヽヤク事ナク宿入店屋ヲ通ル時ハ猶以行儀可嗜況敵國ニ入時ハ無油斷作法不乱敵ニ如向軍法堅可守事

一、敵國ニ發向之時押出砌如定法之先手押出シ人數立堅メ二備押出人數可立三四五モ同前也備之間遠近ハ大將之可有下知事付敵地ヘ押入時先手ノ士大將ハ旗本ヨリ先ヘ參ル物見ノ一左右次第可押並山坂重林アル所ニ行懸リ刻ハ一二ノ備ハ人數ヲ立騎馬ハ下リ立手鑓ヲ取足輕モ切所ニ向ヒ立置キ次第々々ニ跡備被申届大將ヨリノ下知ヲ可待事

一、不依何方ニ敵不意ニ懸來ル事アラハ何レノ備成共敵突テ懸ル備ヘ可爲先手事諸卒濫ニ不躁頭ノ下知ヲ守リ地形ニ隨イ折敷敵ヲ可待其時ハ先手ノ横ハ二二之横鑓ハ三三之横鑓ハ可爲旗本後備横鑓ハ可爲脇備若小荷駄ニ懸ル敵ハ跡備ノ役也此掟不可忘事若咎乱雜人アラハ可處斬罪事

一、番頭足輕頭合戰陣取道行共替々可相勤但旗本之番頭普請奉行ハ旗本ニ可在之事如此掟ハ申付ト云共至其時ニ前後ノ下知可仕儀モ可在之候間左樣ニ相心得可勤事並中備ニ在之者共日ノ當番ト可定候間旗本ヨリノ下知相役中ヘ可觸事

一、持鑓面々馬ノ右ニ可持押前ニテ用所アラハ下立馬ハ押前ニ引セ用ヲカナヘハ本ノ馬次ニ可乘或ハ杏ヲ懸ケ或ハバリツク時ハ脇ヘ乘出シ若黨壹人鑓持一人馬取二人召連レ其外ハ押前ヲ可遣ス用仕廻次第本ノ押前ヘ可乘入事
一、足輕頭ハ廣地ナラハ左リ右ニ乘分二行ニ可參細道ノ時ハ足輕ヲ中ニ立跡先ニ一騎ツヽ可乘事
一、海川共ニ舟渡ノ所ニテハ次第々々ニ備ヲ立其間ヲ常ヨリ隔テ自大將ノ下知可相待事若於途中敵不意ニ出ハ定置印ヲ可振亦ハ鐵炮數ヲ定テ可打中備モ同列之事
一、弓鐵炮共外兵具馬ニ付ル事不可有組大將有心持馬ニ付サスルハ各別之事
一、兵糧遣候時ハ不入亂樣ニ堅ク法ヲ定面々組子ヲ一所ニ集メ大將ノ下知次第替々可食、付陳取前亦ハ合戰前ニ兵糧遣事ハ三十町ホト間ヲ置可食馬モ可爲同列腰兵糧ハ二人前可持併途中ニテ飲酒停止之事
一、小荷駄押之事敵合遠所ニテハ先手ノ小荷駄ハ先手ノ跡二三モ同前此時ハ小荷駄奉行ハ備々ノ物頭ヨリ馬上ノ士二騎步士五人或ハ十人相ソヘ可押敵國ニテハ倍臣ノ騎馬十騎或ハ五騎人夫小荷駄ヲ可召連此時ノ作法ハ拾騎之時ハ先ヘ五騎跡ニ五騎可參五騎ナラハ先ヘ二騎跡ニ三騎鐵炮廿丁或十丁鑓拾本小荷駄ヲ中ニ立可押廣地ナラハ可爲二行其時ハ小荷駄ハ右之方人夫ハ左ノ方ト法ヲ定可押一組々々ノ小荷駄ニ組々ノ頭ノ紋ヲ小荷駄印ノ上ニ付其下ニ面々ノ名ヲ可書付陳取ニテハ其印ヲ小屋ノ口ニ可指置事
一、敵國ニテハ押買狼籍停止之事並人家ヲ横スル事禁之雖然敵ノ爲ニ可成方便ノ村里ナラハ放火スル事モ可有老人女童不可殺付竹木濫ニ不可伐於軍用ハ各別之事
一、押前之時ハ不及云陳場ニテモ五人三人寄合道路ニテ語ル事堅停止並道中ニテ旗本ヨリ貝ヲ立ハ則下リ立手鑓ヲ取居

數敵ニ向コトクスヘシ歩ニテ行時ハ馬ハ道ノ左ヲ可引一里ノ內ニテ一兩度モ如此シ四五町モ歩ニテ亦貝ヲ立ハ可乘右ハ不意ノ時ノ爲メ亦ハ加様ニナクテハ馬ニ乘スクムモノ也

一、直參ノ者ハ不及云倍臣輕卒主人ヲ離レ脇道或ハ跡先ニ行事難停止之事若背者於在之見合ニ曲事ニ可申付並下々於分散仕ハ可令殺害歸陣之刻請人親兄弟迄可如成敗事

一、武具馬具其外諸道具分ニ過美ヲ不可致事

一、於敵國家陣不可取事村里ヲ放レ野陣之時近所之村里町ヘ用所調ニ人ヲ遣して面々頭ニ切手ヲ出シ押ヘノ者ニ相斷可申事小屋入ハ大將ヨリ無下知以前不可入諸道具可爲同列事七ツ半時ヨリ互ニ門番ヲ堅申付カツテ味方ニテモ門ヨリ內ヘ出入有間敷事大將ノ下知アラハ各別之事

一、小屋場定リテ後小荷駄暮ニカヽリ迎ニ遣ス時ハ倍臣ノ馬上十騎或ハ五騎弓鐵炮卅丁或ハ廿丁鑓廿本可遣事

一、陣中ニヲイテ大將之下知ヲ輕シ法ヲ破ロニ任テ過言申者於在之ハ急度可令成敗事

一、於陣中常ノ行跡ニ替リ無禮ヲナシ過言ヲ云ヲ以善ト心得ル者古今多シ戰場ト云共士之一事ナレハ常トスル所也然ルヲ何ソ士ノ常ヲ亂シ無禮ヲナサンヤ行跡常ニ不替シテ旄ニ隨イ先登ニ進ミ强働ヲ以武士之道トス右之段習誤トハ乍云必弱兵ノナス所也ト古ヘ之名將定給所也如之者ハ己カ親類緣者智音ノ權勢ヲカリ定置士大將與頭ノ下知ヲ輕スル者也申科不輕忽可加成敗事

一、敵陣ニ向時ハ父子兄弟親類緣者知音タリト云共音書通ル事堅不可有事若他所ヨリ書狀來ル時ハ門番之士アケテ令披見其主ヘ相渡シ返事仕候ハ請取是モアケテ披見申其後使ヘ可渡事　陣取之內ヘ其使入レ申間敷事此方ヨリ他所ヘ書狀

遣候ハテ不叶儀在之ハ領分ハ大將へ伺イ其上ヲ以可遣組之者ハ其頭へ申達吟味之上申聞可遣事並味方へモ書狀取カハシ仕間敷事並門番内ヨリ出ル者ヲ一入念ヲ入可改事

一、於軍中諸勝負並振廻大酒諷小歌高聲女色堅停止之事右ハ弱兵之好ム所也心懸ル士成ス所ニ非ス急度曲事可申付事

一、無下知ニ私之矢文並物見停止之事敵方ヨリ矢文來ラハ不披大將へ持參可仕若私ニ令披見可爲重科事

一、於陣中他ノ備へ不依上下出入停止事若用所在之テ下人他所へ遣ス事アラハ其頭ノ印判ヲ以可往來事

一、於陣中往昔ノ遺恨在之共毛頭其義存間敷事若於當座喧嘩口論猶以堅禁之付人返其外如何樣之出入候共不依上下互ニ堪忍可仕候大將へ訴候共不可決理非歸陣之刻遂穿鑿可申付陳中ニテ如此儀申ツノル者弱兵ノワザナル由往古ヨリ申傳ル所也堅可相嗜事

一、於陣中火事ノ時ハ其備トシテ可消ス他ノ備ハ面々ノ陳屋ノ前ニ出折敷大將ノ下知ヲ可待事

一、於陣中ニ馬ヲ放候ハヽ柏子木三ツ可打其時ハ諸手ニテモ柏子木可合常々馬放レ候ハヽ可捕役人一備ニ十人ツヽ定置可捕若捕事不成他ノ備へ懸ヌケ候共追行事堅停止可爲備キリ次ノ備ヨリ出テ可留馬放候主人爲過錢銀子一枚馬取ハ首代可申付事

一、夜討入時ハ鐘ヲ二ツ可撞其時ハ諸手ニテモ鐘ヲ可合常々如法少モ不操亂靜ニシテ備切ノ可爲働他ノ備へ不可有助事其夜ノ當番早ク小屋ヲ離備ヲ立大將ノ下知ヲ可待事

一、根小屋ニテ敵俄ニ出タル注進アル時ハ太鼓ヲ可打其音ヲ聞カハ兵具ヲ差シ小屋ノ前ニ出テ馬ヲ引立手錢ヲ取可待下知

一、陣中ニテ財寶ニ心ヲ懸濫妨仕事弱兵ノ成ス所也堅禁之雖然乘馬死候ハヽ可取事

一、忍ノ者晝ハ休ミ夜ハ張番ノ内ヘ二人三人居テツナギノ者ノ所ヘ一人ツヽ可行殘ル者ハ陣取ノ廻リ山林川端ツマリ〳〵ニ可有亦張番替リハ忍ヒヤカニ夜中ニモ所ニヨリ一時カハリカ二時替ニ可仕但其次第ハ可依下知事

一、苅田小屋落ハ最隨其時所々可成下知人數ニ可有多少苅田ナラハ騎馬一騎ヨリ下人一人足輕ハ廿人組ヨリ四人卅人組ヨリ六人可遣苅取物ハ其所ニテ可爲割符事

一、敵國ニ入出家山伏陰陽師以下ニ逢占仕事堅停止之並商人百姓乞食等マテ陣取ノ内ヘ不可入但大將尋義アラハ各別之事

一、於陣中敵ノ美ヲ談シ味方ノ惡ヲ說虛說申者古今有之必弱兵ニアリ不依誰ニ急度可成敗事

一、於陣中可得利謀有之不依上下密ニ以書付大將ヘ可申事

一、於陣中士共心ヲ一致ニ存シ相組中萬事申合互ニ助合可救急難ヲ是實ノ士之道也然ルニ身ノ爲ニノミ心ヲ入朋友之不救難剩ダシヌキ僞事可爲比興者是味方討之類也此旨士大將物頭士中ニ堅得心可仕事

一、合戰前如定法一二三四五ト備ハ雖相定ト依敵地形ニ可有入替ル事其時無異議人數不亂樣ニ掟ヲナシ下知ヲ守早ク入替リ互ニ助合ヘキ事肝要也勝負ノ利之分チヲ無工夫合戰危モノ也ト古今名將定給所也

一、合戰可初砌士大將物頭迄面々ノ侍口ヲ明ケ如何樣ノ用所在之共他ノ備ハ不及云旗本ヘモ參間敷事不叶義在之ハ以使可申品ニ依テ大將直ニ令見聞直ニ可申付濫ニ備ヲ明ル事不可有事

一、敵合近ク成時ハ備ヲ立直シ足輕ヲクリ廻シソレ〳〵ニ下知シ乘廻スト云其殘ル備ハ靜ニシテ可守旋ヲ事

一、諸奉行物頭其役ヲ守リ勤ル事第一ノ譽也然ル故ニ足輕大將ハ其組ヲ不散進メテ弓鐵炮能射サセ打セ鬪初ル時ハ一所

一丸居兩陣ノ脇ニ備ヘ横鑓打セ或ハ後ヲ打ス是大キナル譽也如此ノ仕樣ニ依テ其軍ノ勝ヲ取ル如此ナル時ハ上大鑓ノ功ト同前也敵ヲ切崩シテ後ハ自身ノ働如何樣トモ可仕也如此ノ働ヲ嫌イ自身ノ働ヲ心ニ懸ントナラハ兼テ例ヨリ此役ノ可辭退左ハナクシテ日比ハ奉行物頭ト成テ威ヲ振イ戰場ニ臨テ其役ヲ捨一騎ノ働ヲ成スハ日比足輕ヲ流置等ニ比興者也此旨能得心可仕事

一、足輕共常ニ五人ツヽ組ヲ定置軍陣之時ハ組ヲ重テ二組ヲ一ツニシテ十人ツヽ組合法ヲ堅可申付途中ニテ諸道具ヲ横ニシテ手ヲ不可有禮事萬事背法者於在之ハ殘ル四人トシテ急度組頭ニ可申聞若致油斷猶豫仕ニヲイテハ殘ル四人モ可爲同罪事

一、足輕於陣取必玉藥ヲ無沙汰ニシ小屋ニ入テハ垣ニ掛ケ或ハ枕トシ或ハ捨置後ハ有所モ不知或ハ火繩ヲ失ヒ俄ノ時鐵炮玉藥ヲ奪合混亂シ場ヲハヅスモノ也頭此心ヲ知テ常ニ無油斷可成掟足輕ハ幾度モ右ノ作法並鐵炮能可打教ヲ申聞事頭ノ第一也

一、戰場ニテ足輕ヲ立ル時ハ敵ノ足輕ヲ包ム樣ニ立ホドヲサシ可打ス如此ケル時ハ横ヲ打スルニモヨシ頭指引能廻モノ也

一、足輕頭戰場ニテ第一ノ心懸ハ敵ノ求ル地ヲ此方ヘ取散或ハ横合ニ可切懸地形ヲ押ヘ或ハ味方ヘ懸ル敵ヲ見キリ打スクメ味方ニ鑓ヲ入サセ或ハ城ヘ取寄タル時鐵炮強ク打セ仕寄ヲ付サセ亦ハ敵地ニテ强番ニ當ル時ハ重林瀧ノナル所或ハ川岸野原山中ニテ張番ノ置所ヲ知亦カマリヲ出シ替々カワラセ大方如此ノ作法無油斷申付ル事頭ノ役也亦ハ軍中ニテ大將ヨリヒロイ人ト下知有時ハ少モ不滯早キヲ働トスル事頭ノ役也是常々ノ心得ニ有事也

一、敵合近時ハ足輕ハ火繩挾ニ三ツ、持口藥ツギカヘ頭ノ下知次第ニ可放馬上ハ馬ヲ可打步者ハ帶ノ上ヲ打可事跡備ヨリ矢鐵炮カリソメニモ不可打亦打捨ル鐵炮數アラハ本陳ヘ申斷可隨下知事

一、合戰ニ取組砌飲酒禁之其時ハ指物ヲ能指馬ノ腹帶ヲシメ鑓刀ノ目釘ニ心ヲ付甲ノ結ヲシメ見合佩捨スネアテヲ取テ可働付懸口ニテ指物ヲ落シ候トモ不可爲越度事

一、諸卒背軍法令分散討死仕候トモ可絕其家事

一、懸旋ノ時ハ頭ノ下知次第早ク可進上ケ旋ノ時ハ勝負仕カケ候共早々可隨下知懸旋上旋ノ形諸卒共ニ能常ニ覺可申事

一、戰場ニテ主人ノ勝負ヲ不見屆以前ニ迯歸者於在之ハ可處斬罪事

一、物見武者ハ自身ノ高名ニ心ヲ懸注進滯ラハ可爲重罪若難遁手負候ハヽ步物見ヲ以可申越事

一、味方ヲ助相討仕義尤可有事也雖然其首ヲ於爭ニハ相討ノ本意味方ヲ可助ニハ非ス奪首ヲ心懸ル本意分明也奪首ハ實剛之士可仕事ニ非ス奪首ハ味方討ノ本也味方討ハ小身者之逆心也武士ノ道嗜者此旨可存事付手負アラハ親疎ノ無隔可相助也

一、大將先手之樣子爲一覽乘出候時人指之外供一人モ不可出事付物家中下々迄氣遣不仕樣ニ可申聞事

一、勝軍ニテモ亦ハ敗軍ニテモ人數可集時ハ分丸居ヲ可立其時ハ定置印ヲ見分早々集可申事

晝ノ丸居四半

● 一白地黑蝶
△ 一赤地白一文字釘貫
○ 一黑地白二文字釘貫

● 旗本
△ 騎馬／鐙
○ 鐵炮／弓

夜ノ丸居桃燈

● 一蝶
△ 一一文字
○ 一二文字

● 旗本
△ 騎馬／鐙
○ 鐵炮／弓

右之通士下々迄入念申聞置其砌混亂不仕樣ニ堅可申付事付夜本陣ヨリ諸手ヘ使遣ス時ハ○蝶之挑燈持セ可遣此印ナキ者ハ可有其心得事

一、士大將物頭於軍中其組々上下忠戰之穿鑿親疎ヲ不岐有體ニ可申聞並面々倍臣上下共ニ手柄之働仕候ハヽ、糺ニ吟味仕是亦可申聞手柄之依重輕ニ領知ヲ遣或褒美可遣也亦ハ働之品ニ仍テ恩賞服近之士ニ不可替此旨可申聞者也

一、軍法條々心ニ入能不守備ハ最害多者也殊ニ大ナル失五アリ合戰ノ習イ一旦雖有引退事味方之備ヘ崩懸事見崩聞崩裏崩友崩是也此五ハ士大將物頭臆病之至不可勝計尤可耻事也其本ハ備在亂躁ニ其本ハ手分並軍用道具配猥ナル故也其本ハ其士大將常ニ武道無心懸無穿鑿故也ト　權現樣上意之旨承及所也最武士タル者可嗜事也

右書出ス家之軍法他ヘ洩者於在之ハ不依大小急度曲事可申付事此旨士大將ヲ始上中倍臣ノ末々迄可申含右掟數多樣ナレ共長陣ト云共不可過百日ハ度々ニ非ル事ヲ存不怠堅固ニ可相守者也此外面々存寄儀於在之ハ無遠慮急度可申聞者也

二、留主之掟條々

一、戰國之時節大將留主ナル事於在之ハ城ヲ預ル士大將物頭士共ニ至マテ大事之時也一入忠功ヲ抽テ定置掟ヲ守事武士之法也然ルニ數年之ヨシミヲ忘レ此難義之時實忠ヲ不存油斷ヲナシ怠事アラハ末代迄ノ耻辱不忠不義ヲ顯ス處也互ニ心ヲ一致仕城中國中ヲ可守左樣之時節シマラサル根元ハ士大將物頭マテ互ニ權威ヲ爭故也　愚ナルハ如此之時節ハ威勢ヲ專表ニ立常ニ替言行無禮ヲナスモノ也權威ハ時之花子孫ニ傳ル規模ニ非ス亦我カ士道ノワザニ非ス是大キナル心得違也依其諸卒不一致セ大將ヘノ忠ナク其身モ滅亡スル者古今多シ第一士之司タル者ハ威ヲ他ヘアタヘ我カ功ハ人ニ

讓ルコト實士之道也如此士大將作法ヨケレハ諸人一致シ忠怠ルコトナシ是忠臣之道トス是城ヲ守之根元タル事ヲ得心シ堅固ニ作法可愼者也

一、家中諸士之働之品具ニ吟味シ書付歸國之刻見セ可被申物頭ハ我組之士ヲ引廻軍ノ勝利ヲヌカサヾル樣ニ働事定役也足輕頭ハ其組ノ足輕ヲ引立弓鐵炮ヲ打セ納リ能不亂樣ニ働事法也平士ハ頭ノ下知ニ隨懸引ニ無滯崩口ヲコラヘ首尾ニ合重々ノ手柄ノ品々ヲ有體ニ吟味仕書付可置事並家中倍臣上下共ニ手柄之働アラハタシカニ吟味シ可申聞手柄之輕重ニ依テ領地或ハ褒美可遣亦ハ働之品ニ依テ恩賞服近之士ニ不可替此旨委可申聞者也

三、留主籠城之掟

一、本丸二之丸三之丸共々ニ士大將物頭ニ申付上ハ定ル掟ヲ守不可有油斷互ニ怠ヲ吟味可仕事

一、本丸之門番ハ三之丸之士大將之組士三分一加ヘ可申事二之丸之門番ハ本丸之士大將之組士三分一加ヘ三之丸之門番ハ二之丸士大將之組士三分一加ヘ可置事

右十五日又ハ廿日ツヽニ門番ヲ替可申候此役ハ先手二之手之士大將之役也右之段古之名將定給法也但此旨ハ時ニ依テ可申付亦門之出入ノ相詞節々替可申事

一、物見ハ大將ノ物見輕重ヲ可遣士大將物見ハ替々可遣事

一、門並櫓數多クハ吟味仕敵付不自由ノ方ヲハ可塞事

一、國中東西南北ヲ二ツニ分相定上ハ敵有時ハ如掟討手ニ可向勝負之品ハ無越度樣ニ可働事

一、一揆蜂起セハ定置番頭物頭早々退治可仕事

一、仕切所可仕事敵可寄方ニクノメニ穴ヲ深サ四尺五尺ニ數多堀リ其土ヲ土手ノ樣ニツキ上ケ可置事

一、士民人質ハ內々郡奉行ニ申付郡々ノ頭ヲ仕候者ノ子弟書付置候間此者共呼寄人夫之小頭ニ可申付事

一、粮奉行濫ニ無之樣ニ入念可申付事

一、家中人質二三之丸之內シマリヨキ士屋敷吟味仕可入置事

一、他國ニ親子兄弟緣者知音在之共此砌ハ音書ノ通シ又ハ使者ノ往來堅ク停止之事加樣之時節ハ親類緣者知音タリト云共來ル者ヲ不可返被籠置事落居之ニ上ニテ可返遣事若他所ヨリ書狀來候ハヽ其門請取之士大將令披見其上ニテ屆可申候返事仕候ハヽ右之士大將請取是又披見仕使ヘ渡シ可申候城中ヘ其使入申間敷事此方ヨリ他所ヘ書狀遣候ハテ不叶儀在之ハ上下ニ不寄以其頭相窺披見之上可遣籠城之內ハ味方ヘモ書狀取カハシ仕間敷候事

一、武具玉藥奉行入念濫ニ無之樣ニ可申付候事

一、大將ヘ書狀越候時ハ尤可爲連判其上ニ面々自筆ヲ以一紙ツヽソヘ可被越事

一、大將ヨリ書狀遣候時ハ判形並其使ニ吟味不可有油斷判墨クロキハ疑ヲ深ヌヘシ薄キハ筆勢ニテ吟味アルヘシ其上此一封ノ書判印判ニテクラヘ見可有吟味事

一、橫目ハ晝夜二度三度城內ヲ可廻是法也

一、敵火矢ヲ射ル事アラハ火事ノ役人申付ル上ハ水桶ハシゴ熊手此外道具用意可仕置事

一、櫓塀ニ挾間ブタヲスヘシ仕樣ハスダレヲ掛ル也

一、敵ヨリ仕寄ヲ付替ヘキト思時ハ其地ヲ此方ヨリ分別シ大筒鐵炮ヲ段々ニカケ打スベシ必夜戌子丑寅ノ頭ニ付替ルモ

ノ也其時ヲ不可油斷事

一、僞ノ方便ヲ諸卒ニ知セザレハ敵方ヨリ早ク矢文ヲ射込種々方便ヲスルモノ也其時ハ味方ノ雑人躁クモノ也依其ニ味方ヨリ早キヲ第一トシ矢文ヲ射込相圖ノ旗印ナト可立タテ所ハ櫓塀ノ上ニ立ル也是雑人ヲ納ル法也

一、籠城之時ハ重科ノ者在之共戰不決以前ニ成敗仕間敷事獄ニ入置敵引取タル刻遂吟味ヲ可申付并敵ト詞戰堅停止事

一、城中門木戸ヲ朝暮ニ明立ル時ハ外ノ門ヲ早ク立サセ其後內之門ヲ立ル事法也其上門々ニ早ククワン貫ヲ可仕置ク柏木ニテ短クスル也并門々ノ立合ノ下ノ土臺ノ木石ヲ可取敵ヲ拂ニ能也付門ノ戸ビラ合セメ二寸計アクヘシ

一、門々ノ內ノ脇ニナルヘキ地アラハ空地ヲ置ヘシ門外ニハ空地ナキヤウニスヘシ若空地アラハ塀ヲカケ虎落成トモ結ヘシ亦門ノ舛形ハガンキヨシ但ヌキ門ナラハ不苦并上ケストアラハ兩脇ニ一人ツヽ上ル者ヲ可置事

一、櫓ニテ大筒ヲ可打時ハ三方ノ軒下ヲ長ク挾間ニ切可申煙コモル故也并土俵可置アタリ大キニ崩モノ也櫓ノ戸ハ何レモアゲ戸ニスヘシ引戸ハアシヽ射タテラルレハアケタテナラヌモノ也

一、引橋ハ三間ニシテ板ニサシヲ打中ヨリ內ヘ引取樣ニ可拵若堀廣クハ兩方ヨリ仕タシヲスヘシ但橋ハ內ノ方ヨリ出口ハ狹ク敵付ノ方ハ少廣クスヘシ

一、矢鐵炮之挾間ハ堀廣ハ如常可切堀狹クハシゲクチイサク切ルヘシ矢挾間ハ高ク可切其上塀ニモ走木ヲ上ケ其上ニ立並テ射ル時ハ遠キ所射ニモヨシ

一、城內ニ犬ヲ一切不可置夜突テ出時アシキモノ也

一、乱グイハ水堀ナラハ逆木ノヤウニシテウツヘシ

一、城之方角ニ目付所ヲ定メ置町ヲ知ヘシ

一、城ヲ持堅メテモ夜討夜軍ニ可出心指ヲ第一トスヘシ時分ヲ見合一夜討シテ利ヲ得ル時ハ諸卒ノ心盛ニナルモノ也其上夜討可出事ヲ知ル時ハ諸卒心新敷ナリ敵ニ恐サルモノ也

一、夜討ニ出ル時ハシマリヲ能申合出ルモノ也シマリト云ハ遠近ニ付二色アルヘシ一色ハ留メ一色ハ伏也城中ヲ出ル時ハ二口ヨリ出テ先ニテ一ツニ成事有、一口ヨリ出テ先ニテ二ツニ成事有是敵ト地形ニ寄ヘシ夜討ノ人數ハ丁ニ組合互ニ詞ヲカワスヤウニ可申付十二人ニ頭一人ツヽ可付伏ナラハ我國之内三里四里ノ間ノ地形ニ依テ可討也

一、捨曲輪ヲ一ケ所カ二ケ所ニシテ可置城内ヨリ人數ヲ出シ對引取時捨曲輪有時ハ心安引取者也

一、幷ベル軍ハセヌモノ也悪クスル時ハ三二迄モ付入ニナル事有是ハ城近所ニテ出テ戰事也

一、平城山城共ニ道々ニ曲ヲ多付ヘシ其内ニ大曲ヲ二ケ所付ヘシ道脇ニハ小竹カ茨ヲ植ヘシ

一、木魚無油斷打スヘシ但木魚ヲ打テ通ル跡廿間卅間跡ニカマリヲ二人ツヽ道脇ニ添フテ可遣必敵ノ忍ヲ見出スモノ也

但木魚二色ニスル事有本丸ノハ杉外ハ樫ニスルモノ也忍入ハ必木魚打通タル跡ヘ入ルモノ也

一、敵大軍ニテ三方ヲカコマルヽ時ハ其レ〳〵ノ持口ハ士之法ナレハ命ヲ不惜働キ諸卒ヲ諫メ持堅ムル樣ニスヘシ若防難キ持口ヘハ早々浮勢カケ付可働　運ハ天ニ在死ハ定物ソ爰ヲ敵ニ破ラレテハ士大將其組ノ士迄永ク悪名ヲ取其上先祖ヲハツカシメ妻子ニハ耻ヲアタユル事眼前也　生キテハ何ノ詮カアラント士大將走廻リ下知スル時ハ持コタユル事必定也其上一方アケ不責方ノ士大將少モ無油斷可心得不意ノ責トテ明タル方ヨリ責入事有モノ也其外味方ノ下人落行モノ也可心得也

一、平場ノ柵ハ七尺ニモ七尺五寸ニモスヘシ高地ノ柵ハ六尺六尺五寸モヨシ狭地ニテハ〰〰如此柵ヲ付事モアリ

一、繩手細道ニテハ先ハ一文字一通二ハ鋒矢ニ付ヘシ

一、虎落ハ高サ七尺八尺ニモスヘシ柱ハ一間ニ一本ツヽ内ノ方ニ可立小竹ナラハ其分也大竹ナラハワリテモヨシ竹ノ根ヲ土ヘ能サシコミ横ブチハ五通可結亦門脇ノモカリハ左右共ニ外ヘナビケ結ヘシ

一、城内ノ雪隠ハ無心元所ニ三ケ所モ五ケ所モスヘシ廣ク高キカヨシ人絶サルカ故也

一、敵仕寄キヒシク堀ヲ越塀ニ乗入時ハ弓鐵炮鑓ニテハ防難モノ也長キ柄ノナタマサカリヲ輕キニ持セ走櫓ノ上ニ置乗入敵ヲ打スル時ハ能防カルヽモノ也

一、俄ニ櫓塀ヲスル事ハ藏長屋ヲ崩シスヘシ其時ハ面々請取ノ組ヲ定用木ニ相印ヲナシ持來リ押立様ニ可申付塀ノ下地ハ一間ツヽニ拵持來リ押當結也

一、弓鐵炮ノ挾間ハ塀ノヒカヱ木ナキ所ニ可切サマハ塀ノ角ニ切事ナカレ外ヨリ見ユルモノ也

一、竹手抱ヲ火矢ニテ燒ヘキト思時ハ火矢ト鐵炮ヲ同様ニシカケ打セ射カクルモノ也

一、籠城之士大將物頭迄廿日シマルト云事有万事ノ作法掟モ廿日ノ内專ニ濫ニナキヤウニ堅申付時ハ後ニ迄モ法能シマルモノ也

一、用心ノ太鼓ハ本丸ヨリ打初二ノ丸三ノ丸モ段々ニ打廻スルモノ也但敵城ヘ近ク寄タル時ハ太鼓ヲ打セ鬨ヲ上ル事有是敵ノ氣ヲ奪イ味方ヲ可進爲也

一、城ニツメヲク粮味噌鹽薪干物以下百廿日ノツモリヲ以用意可申付事但鹽ハ少多カヨシ

一、城ノ土居ノ竹ヲ拂切ル時ハ二尺ツヽ殘シテ切ルヘシ

一、長ク籠城スヘキト思時ハ家中ノ馬ハ持セヌモノ也物頭分ハ可持事

一、敵寄來時城ヲカザル事法也本丸ヲ能カザリ次第々々ニ見合カザルヘシ

一、士大將物頭ノ評定場只今在之評場ニテスヘシ此五七人モ寄合濫ニ談スル事不可有事

一、繪圖之外櫓數多スヘカラス第一人數ゲンジ又敵ニトラレタル時取返難モノ也

一、城内役所々々ニ猿火數多拵可置事

一、塀裏ノ虎落ハ五尺六尺ヨシ柵ハアシシ但モカリモ塀ヨリ三間置ヘシ

一、攝能城ナリ共堀向所々ニ番所ヲ立夜晝無油斷番ヲ可置但是ハ敵近ク不來内ノ事也敵近ク寄時ハ内ヘ可引取

一、遠候ノ備ハタシカナル頭ヲ付四方ニ置敵ノ來ルヲ可知若討能敵トシテハ夜討ニスヘシ

一、馬出丸馬出角馬出其所ニ依テ可仕事

一、兵糧ハ丸之ニ少ツヽ可置奉行濫ニ無之樣ニ可申付事

一、在此之時節ハ在々ニ士共壹人モ置申間敷事

一、敵寄來ル時城ヨリ可討謀在之時ハ箱ニ入置國中之繪圖ヲ令披見地形ヲ吟味之上宜樣ニ可働事

此書付之外數品多キ事ナレハ委印不置事多シ各思寄於在之ハ相談之上ヲ以可被申付也他所ヘ堅ク沙汰無之樣ニ面々可有心得候シマラザル者ハ濫ニ申者也其段堅可被申渡候後日ニ聞出候共急度曲事ニ可申付者也

右二品共ニ大法如此但伊豫守在國之時ハ此外トテモ可被任指圖事

萬治四年辛丑三月三日

四、籠城之時所々請取之掟

一、本丸、青木善大夫屋敷之櫓之西ノ塀より綱政屋敷御廟大工小屋北川手東へ廻リ長門屋敷ヨリ北ノ堀向之櫓まて

此内門十、四ヶ所之門之外不入ロハ吟味仕フサキ可申

櫓　廿五、北東ヲ專ニ人數配可仕事、土倉淡路　池田隼人(杢頼母)兩組ノ内ヲ以請取可申付、田中九兵衛　山内權左衛門　薄田藤十郎　右三人之内一人

鐵　門、山川十郎左衛門

天主丸、小塚段兵衛

水ノ手、青木善大夫

目　安、片山勘左衛門

一、二之丸、小作事西之門外ヨリ小堀彥左衛門屋敷角櫓マテ

此内門三ツ

櫓　十、人數吟味仕宜配リ可申、池田主稅　同三郎左衛門

大學門、小堀彥左衛門

隼人門、中村主馬　裏判役三人之内壹人

西之丸下門、熊谷源太兵衛

石關之門、藤岡内助

一、三之丸、長門屋敷之北塀向之櫓下之塀ヨリアマセ櫓迄　此間川バタニ虎落ヲ結只今ノ塀ヨリ三間置其間ヲ堀其土ヲ
土手ニツキ上ケ塀ヲカケ可申候

此内門三ツ、

櫓　九ツ、人數宜配リ可申候　伊木長門、同　玄蕃　池田數馬　正木市正

京　橋　門、山崎大膳

水　手　門、中村久兵衛

一、三之丸アマセノ櫓之南之塀ヨリ山崎大膳裏ノ出角ノ櫓マテ

此内門三ツ、

櫓　六　ツ、人數宜配リ可申候　池田大學　土肥飛彈

傳　内　門、山脇傳内

アマセ門、荒尾内藏介

庭　瀨　門、陸田市左衛門

一、三之丸大膳裏之角櫓之西之塀ヨリ學校裏ノ入角櫓マテ

此内門二ツ、

櫓　十二、人數宜配リ可申候　池田主水　同　美作　神　圖書

庭瀬門、岡田權之介

馬喰門、津田左源太

一、三之丸學校裏之入角之北ノ塀ヨリ石關之土橋迄東川バタ上リ場能所ニハ虎落ヲ結塀ヨリ三間置堀其土ヲ土手ニ仕塀ヲ掛可申

此内門二ツ、

櫓七ツ、人數宜配可申　日置猪右衛門

縫殿前門、瀧川縫殿　宮木大藏

川手門、深谷甚右衛門

一、浮勢

東南之方請取

若原監物

芳賀内藏丞

丹羽七郎左衛門

上坂外記

稻葉四郎右衛門

西北之方請取

眞田將監

草加宇右衛門

湯淺久彌

岸織部

南部二郎右衛門

一、籠城之時家中人質可取掟

一、長門家來人質　猪右衛門吟味仕可取

一、主　水　同　淡　路　同

一、大　學　同　主　水　同

一、猪右衛門同　大　學　同

一、淡　路　同　長　門　同

一、隼　人　同　主　水　同

一、普請奉行

藤岡內助　庄市右衛門　中村久兵衛

一、櫓塀奉行

田口兵左衛門　加藤七大夫　安井六郎左衛門

右二口之人夫ノ小頭拾人ニ壹人ツヽ郡々十村肝煎大庄屋頭百姓之子弟ヲ可申付也

一、扶持方奉行

俣野善內　村瀨金左衛門　馬場茂左衛門　林與左衛門

一、玉藥奉行

那須左太郎　蜷江理左衛門　高木長左衛門　大野文右衛門

一、武具奉行

高木左太夫　野々村平太左衛門　山中勘兵衛

一、本丸火事請取

古田　齊　杉山五左衛門

一、二之丸火事請取

東南　泉　八右衛門
　　　立野　八郎兵衛

西北　津田重二郎
　　　小畠　源八

右六人之者共請取候小人之小頭郡々十村肝煎大庄屋頭百姓之子弟ヲ十人ニ壹人ツヽ頭ニ可申付也

一、三之丸火事請取

西北　貝田將監
　　　草加宇右衛門
　　　岸　織部
　　　南部二郎右衛門

東南　若原監物
　　　芳賀内藏亟
　　　上坂外記
　　　稻葉四郎右衛門

一、當國之義ハ不及申隣國にても年寄共可遣儀在之ハ今度申付一備可遣事

一、公儀御用ニ付江戸へ人數呼寄候儀於在之は是も今度申付一備可參事

一、領分之内ニ若一揆起候儀於在之ハ是も此度申付候ごとく當番之内番頭二組足輕頭二組早々參可申付事　舟手ニ候ハヽ織部、外記壹人可參事

右三ケ條之儀於在之ハ横目二人、使番五人、醫者五人可參事

右大法ハ如此綱政在國之節ハ此外トテモ指圖ニ可被任事　此内ニイヤ書亦ハ落候事モ可在之候間左樣之品候ハヽ宜樣ニ改可被申也

寛文十一辛亥年三月三日

五、定

一、長ノホリ黒白段々長一丈六尺一寸、マネキ思々長八尺一寸タルヘキ事
一、甲前立物日ノ丸タルヘキ事
一、番頭鐵炮頭物頭指物可爲思々事
一、奉行役右同前之事
一、使番黒母衣ダシハ可爲思々事
一、大小姓金ノ半月タルヘキ事
一、横目ノ者赤シナイ上ニ面々ノ紋可出之事
一、番指物黒エヅル五節但下一節ハ面々ノ紋可出事
一、侍弓シナイタルヘキ事
一、弓之者黒具足金ノ口ノ丸指物黒シナイ二本　長三尺三寸下ニ預リ頭ノ紋可付事
一、鐵炮之者右同前但羽織具足時合ニヨリ可着事付笠ノ前後ニ金ノ日ノ丸可付事
一、長柄サヤ鳥毛上三尺金之筋可爲段々事
一、三萬石、馬上四十二騎　ノボリ拾本　鑓六十本　鐵炮九十挺
一、二萬石、馬上廿八騎　ノボリ七本　鑓四十本　鐵炮六十挺

一、一萬石、馬上拾四騎　ノボリ五本　鑓廿本　鐵炮三十挺

一、五千石、馬上六騎　ノボリ三本　鑓十本　鐵炮十五挺

一、四千石、馬上四騎　ノボリ二本　鑓十本　鐵炮十二挺

一、三千石、馬上三騎　ノボリ二本　鑓七本　鐵炮七挺

一、二千石、馬上二騎　ノボリ一本　鑓五本　鐵炮五挺

一、千五百石、馬上一騎　ノボリ一本　鑓三本　鐵炮五挺

一、千石、鐵炮二挺　鑓三本　但番頭ハノボリ一本

一、九百石、鐵炮二挺　鑓三本

一、八百石、鐵炮二挺　鑓二本

一、七百石、同斷

一、六百石、鐵炮一挺　鑓二本

一、五百五十石、五百石、同斷

一、四百五十石、鐵炮一挺、鑓一本

一、四百石、同斷

一、三百五十石、鐵炮一挺

一、三百石、同斷

右條々可相守者也

慶安四年二月吉日

○介者不拜、周代の古禮也

帝鑑評、細柳勞軍に

軍中將の令を尊とすることは君王の威なり、戰陣は僞を以て常とするものなれは　念の上にも念を入へき事尤なり、然とも禮をも蔑すきたり　軍中は天子の御幸にても　陣々のかためをちかへず　伍を前後せず　馬上にて行あひ奉りても馬より下りさるは軍の禮なり、さりながら意氣おごらず軍の禮なれば　是非に不及と敬畏の模樣　深かるべし　君王におごるは非なり　然れとも文帝は其是を取て非をとかめ給はす　尤なる御心なり　二人の將軍をそしり給ふは非なり　其ための御幸なれは敎て御通りあり　わきにて非は仰らるましき事なり　さりながら君示の心術を知り給はされは　さやうのあやまちはよぎなし　ずいぶん心かけてたにかやうの凡情は時々に出るものなり（帝鑑評、烈公色箋附のもの）

「參考」

一、御船屛風　高三尺五分　幅一尺五寸八分　壹双

光政公御分。金地　表　東海道五十三次　裏　江戸内海海圖

此屛風は己巳之冬船手より拂上ニ付御小納戸へ受取置候樣相移

一枚、表　大津……今切　裏　とも福山……天王寺

一枚、　下關、小倉…三原、今治　小倉、下關…三原、今治　舞坂、濱松…科河、新橋

船屏風（表）

同（裏）

革製航海古圖

一、[illegible]帖十二枚　表面、東海道筋略圖　裏面、瀬戸内海海圖　表面上部、鐶を附け起す樣にせり　鐶[illegible]幅七寸、鐶を起す時は高さ二尺五分　全長、二丈七尺六寸の一續きとなる

一、船太鼓　片細胴槻革付　一個

（附）革製航海古圖

右大[illegible]領の航海圖は古くより池田侯爵家の所藏に係り竪一尺六寸五分横二尺五寸羊皮製のもの也。是は慶長元和寛永の間歐人所製の圖を模して造り航海の用に供せられたるものなることは別記小川高橋二氏の書簡に徴すべし。而して其傳來不明なるも製作年代の上より之を烈公關係のものと推定するも大過なきを憶ひ姑らく之を船屛風海圖の次に附記して後考に資す。

（其一）

拜啓昨日地學協會ニ於而御披示被下候池田侯爵家御所藏羊皮製古圖之儀者所謂 Portulano 又ハ Compass Karte 卽羅針盤圖ト可稱メルカトル式海圖製作前第十六世紀頃葡萄牙人喜望峰回航後製作致候物と被存候御朱印船ニ使用致候古圖ニ而今現ニ大坂松坂舊家所藏之物有之帝室博物館ニも三幅程陳列有之候哉に記憶致候諸圖何れも全く同一に可有之寛永鎖港前の古圖と被推定候此種古圖本邦ニ現存致候數相知居候物十指ニ不充就中御保存宜敷鮮明美麗なるものに候へ者殊ニ可爲珍此之如く西洋交通史上好資料御示被下裨益不尠不堪感謝之至御禮旁不取敢愚見大略開陳如此候

敬具

五月九日　小川琢治

花房老臺侍史

小川琢治君ハ京都帝國大學之教授ニテ去八日地學協會總會之節西洋交通以前ノ支那地圖ニ就テ講話セラレタル人ニ候此書翰ハ御家藏ノ古地圖ニ付テ同氏ノ見ル所ヲ述ラレタルモノニ候博物館ノ方モ小生ヨリ問合可申候得共一應之御報迄如此ニ候也

五月十日　　　　義質敬具

池田家ニテ出石閣下

(其二)

別紙者帝國博物館之高橋健自氏之筆錄する所にして先般地學協會總會に出陳し又博物館所藏のものと比較對照せる末後日の參考迄ニ認め吳タルものに御座候

右之圖御家ニ傳れる來由の譯らぬハ殘念ニ候得共これハ只今何とも致方無之兎も角も珍重可被成ものに御座候間此段申上候

右書中に記したる松坂之某か所持せる分と併せて伊勢之徵古館に暫く陳列爲致度候間御貸與被下度奉願候

右當用迄別紙添　匇々敬具

七月廿一日夕　　　　義質拜

池田家出石猷彥様

この革製の地圖は德川初代に於ける邦人所用の航海圖なり。革紙製の航海圖にして從來世に知られたるは、東京帝室

[illegible]氏藏一枚、伊勢松坂角屋氏藏一枚、大坂末吉氏藏一枚との七枚に過ぎず。而して博物館藏中西暦一千五百九十六年（我が慶長元年）と記せるは明にその年代を徴すべく、角屋氏藏及び末吉氏藏は略その傳來を案ずるに足るものなり。この圖は傳來未だ詳ならざれども、當に右の諸圖と同種に屬すべく、彼是推考するに、慶長元和寛永の間、歐人舶載の圖を摸して航海の用に供せしものなること疑ひなし。なほこの圖に於て特に珍とすべきは、他の諸圖と異りて特殊の形を有する半卷の軸に竹と釘とを以て固着し、展閲に便ならしめたる裝法の依然として遺れるにありとす。實にこの圖の如きは當時海圖思想の旺盛なりしを追懷せしむべき好箇の一紀念として頗る尊重すべき資料といふべきなり。

明治四十三年七月

高橋健自しるす

第五十二章　田　獵

烈公田獵を好み、鎌倉右大將源賴朝の轍に倣ひて屢々大規模なる畋獵を行ひて大に士民の元氣を振興せられたり、左に寛文九年二月二日に於ける牛田山狩の一例を擧けて其の概を示し、自餘三十二回の狩獵を表示す。

寛文九年二月二日牛田山ニ狩ス此日木下淡路守參觀（自記類編）

此日未明ヨリ北方在所ノ北東ニ當テ責子射手備ヲ立ル、公四日市樋ノ上ニ在シ本陣印二段ノ角取紙上花色下白如相圖太皷ヲ打射手責子繰出シ山ニ入、相圖及諸手の印如左。

一、備之繰出シ隨　御本陣太皷之遲速事

一、一番責子　　二番弓　　三番卷責子

一、責子打出ハ貝

一、責子留時ハ鐘

一、矢放時ハ貝

一、矢留時ハ鐘

一、責子引上ルハ太皷

手々之印

一、赤キ四半　　池田主水　　一、白キ四半　　池田隼人

一、上下白中赤折懸　　池田大學　　一、赤キ四半ニ白餅　　日置猪右衞門

一、白[illegible]子ニ黒キ筋拔　池田主稅助——一、白キ四半ニ角ノ内黒スワマ　伊木玄蕃
一、黒角取紙　伊木長門——一、白キ四半ニ黒三文字　池田三郎左衛門

貴　子

一、貴子大將　池田主水
美作組引連　池田勝吉——民部組引連　湯淺久彌
甚右衛門組引連　池田數之進——瀧川縫殿組引連　竹腰伴内
數馬組引連　池田吉左衛門——信濃主稅助組　村代官
一手合五百九拾六人
一、同　池田大學
飛彈組引連　上肥助次郎——小堀彦左衛門組引連　大原與兵衛
監物組引連　若原太郎七——侍從君衆引連　山田彌太郎
宇右衛門組引連　草加次郎左衛門——池田主稅助組村代官引連　河村平太兵衛
一手合七百貳拾八人
一、同　日置猪右衛門
大藏組引連　宮城六之助——組ノ船頭楫取水手並預足輕引連　中村主馬
半藏組引連　伊庭源六——同　上　岸織部
池田主稅助組引連　丹羽次郎右衛門——池田信濃組村代官引連　都志半太夫、源右衛門名代
一手合六百六拾壹人
一、同　池田隼人
組引連　芳賀內藏允——圖書組引連　神小兵衛
組引連　山脇傳內——預足輕引連　岡田權之助
將監組引連　眞田三彌——內藏介預足輕引連　荒尾市之助

平左衛門預旗ノ者引連　安東四郎左衛門
預旗ノ者引連　田中源兵衛　池田主税助　村代官

一手合六百三拾壹人

押責子四手合弐千六百拾六人

一、御野郡百姓責子三千四百三拾六人　引連西ヨリ押ス　武田左吉

一、口上道郡百姓責子弐千三百拾七人　引連東ヨリ押ス　鹽川吉太夫

一、口津高郡百姓責子千七百四人　引連北ヨリ押ス　庄野市右衛門

右三手ノ百姓責子夜ノ内ヨリ押懸半田林ノ内ヘ追籠ム

押責子都合壹萬百八人

一、責子方見廻　組ノ歩行引連　森半右衛門

合七拾三人

射手方

一、射手大将　伊木長門

長門嗣子　伊木勘解由　池田数馬組射手

玄蕃嗣子　伊木長九郎　伊庭半蔵組射手

組ノ射手引連　土肥飛彈　眞田将監組射手

同　池田藤右衛門　組ノ射手引連　草加宇右衛門

同　宮城大藏　尾關兵庫組射手

一手合六百四拾三人

一、同　池田主税助

津島剛子　土倉四郎兵衛　同　湯淺民部
老職組射手引連　津川儀太夫　同　神圖書
組ノ射手引連　池田美作　池田信濃組ノ射手　水野三郎兵衛
同　若原監物　侍從君衆射手引連　和田與右衛門
同　小堀彦左衛門

一、御手廻射手
　一手合七百六拾五人
組ノ射手並足輕弓引連　安藤杢　同　杉山五左衛門
同　伊木賴母　九兵衛預足輕弓引連　森川龜之亟、九兵衛名代
組ノ射手引連　櫻木吉之亟　組ノ歩行弓引連　渡部友之助
同　古田齊
　合四百五拾貳人
　射手方都合千八百六拾人

一、射手方見廻　組ノ歩行引連　水野作右衛門
　合五拾三人

一、追留ニテ龐仕切役　預足輕引連　泉八右衛門
同　津田重二郎
　合六拾八人

卷責子

一、卷責子大將　池田三郎左衛門

裁判人　預足輕引連　深谷甚右衞門　江見仁兵衞
　八兵衞名代　加世助五郎　森本與三兵衞
　鵠右衞門名代　石田善之助
町責子千四百五人
　一手合千四百八拾壹人
一、卷責子大將　伊木玄蕃
裁判人　預足輕引連　藤岡内助　石黑後藤兵衞
瀧七右衞門　預足輕引連　石川善右衞門
河口多左衞門　小塚段兵衞
町責子千貳百貳拾五人
　一手合千三百四拾八人
一、御手廻卷責子奉行
小性組引連　正木市正　山下文左衞門
大野十兵衞　小性組引連　山崎大膳
小性組引連　下方權平　岡村權兵衞
淵本甚五左衞門　勘定方引連　都志源右衞門
預足輕引連　上坂外記　鷹師並預足輕引連　青木善太夫
小性組引連　丹羽七之亟　鷹師並德兵衞預足輕引連　安東彌平次　德兵衞名代
　合四百九人
卷責子都合三千貳百四拾九人
一、鹿奉行

一、幕奉行　長柄並小人引連

祐筆七人

高木左太夫

野々村平太左衛門

一、笠井山へ罷越鐵炮

鐵炮打候歩行引連　稻川九郎右衛門　稻川十郎右衛門預足輕引連　荻野六兵衛

同　杉山四郎右衛門　上泉治部右衛門預足輕引連　長谷川次右衛門

一、笠井山へ鹿追範裁判

梶田彦八郎　山中勘兵衛

藤岡傳左衛門

一、御供

日置左門　森川九兵衛　薄田藤十郎　梶浦勘助

村井彌七郎　加藤甚右衛門　中江彌三郎　宮部清四郎

山中權十郎　大口惣右衛門　山內與八郎　村上孫八郎

淡川友古　森養仙　立野八兵衛　瀧川仁右衛門

加藤文大夫　丸山次郎大夫

一、貝太鼓鉦

一、御使役中小性

一番　高木又之進　那須又四郎 ═ 四番　中西理右衛門　水野安兵衛
二番　槇島加兵衛　下野七介　五番　松原助六郎　笹岡十左衛門
三番　大口久左衛門　淺海彦大夫

一、步行横目　河瀬與五左衛門 ＝ 沖新兵衛

一、馬標　多賀十左衛門
栗井平七郎
岡部半太夫 ═ 遠藤安兵衛　外ニ步行六人

一、御持鐵砲　五挺　御持弓　三張　御鎗　三本
御馬　二匹　御駕　御茶辨當
御供方合貳百七拾五人　内百六拾九人從者
方々諸役總合五百拾六人
右總計人數　壹萬六千八百人
内
五千七百貳拾貳人　侍　雜兵
内
一侍　七百貳拾八人　一步行　九拾三人

一　足輕　　三百九拾人　一　諸頭助定鷹師作事方臺所方　合八拾人

一　下人　　四千四百三拾壹人

壹萬貳百八拾六人　　百姓町人

一、鹿　數

一、七　頭　　公自弓ニテ獲玉フ　一、貳拾壹頭　　生捕打殺行倒

一、三拾壹頭　家中射手方弓ニテ獲ル所　一、三　頭　五日六日ノ兩日　百姓持來ル分

合六拾貳頭

外ニ

一　猿　　八　匹

一　兎　　貳拾壹匹

一　雉子　八　羽

二月四日右所獲ノ鹿肉ヲ諸士ニ賜フ。類編

畋獵一覽表

年月	日 自至	獵場	勢子大將	人數	獲物	備考
正保三丙戌 一〇	一〇—一三	鹿喰嶋	出羽 伊賀	—	—	
承應二癸巳 二	二八	—	—	—	鹿四十七頭	

明暦元 乙未 二	一八	半田山	池田下總、土倉淡路	—	六十五	射手大将（日置若狹、池田信濃、木下淡路守、戸川土佐守）来觀
同 三	二六	同	池田伊賀、池田信濃、土肥飛彈	五千人	鹿四十五頭	弓大将（池田下總、土倉淡路）
同 二 丙申 七	二	邑久郡福岡	—	—	—	放鷹
同 八	二二	兒島	—	—	—	同
明暦三 丁酉 一	一八	半田山	伊木長門、土倉淡路、日置若狹	六千人	鹿一八 狼三 兎一七 狐三 雉子三	弓大将（池田伊賀、池田信濃、木下淡路守）来觀
萬治元 戊戌 二	二	坂根	—	—	—	放鷹
同 二 己亥 一	一四	津嶋山	—	—	—	鷹狩
同	二三	同	—	—	—	同
同 三	二	同	—	二千六百二人	—	同

年	月	日	場所	参加者	人數	獲物	備考
同	八	一一	大岩・柏谷・萬成	—	四千人	狼二・狐四・雉子二六・兎一一	狼狩、參向 若狭・大學・頼母・大藏・美作
同 三 庚子	一	一八	龍ノ口	—	—	鹿三一・兎一・雉子一	
寛文元 辛丑	三	二三	笹岡	—	—	雉子三一・兎一・鴨一・鷺二・五位鷺一・鶉一	鳥狩、參向 香庵殿・八之介殿・五郎八殿・伊賀・信濃・大學・土肥助・次郎・丹羽主殿・古田齊
同 二 壬寅	一	二八	金川	—	—	鹿一二・狐一	日置猪右衛門主催
同	二	一一	龍ノ口	勢子奉行 古田齊・〃 梶田彦八	壹萬人	兎二・狐四……鯉五	隨行 香庵殿・大學・五郎八殿・左門・八之介殿・三十郎・信濃・大藏・伊賀・彦右衛門・猪右衛門……狩獵ノ後旭川ニテ川獵アリ
同 九 己酉	二	二	牛田山	池田主水・池田大學・日置猪右衛門・池田隼人	壹萬六千八人 内五千七百廿二人＝侍雜兵 一萬二百八十六人＝百姓町人	鹿六二・狐八・兎二一・雉子八	參觀・木下淡路守 射手大將・伊木長門・池田主税助 卷責子大將 池田三郎右衛門・伊木玄蕃 出役 御野郡百姓・上道郡百姓・口津高郡百姓
同 一〇 庚戌	二	晦	牟佐山	伊木勘解由・土倉隼人・土倉四郎兵衛・日置左門・池田主税	—	—	

同三 壬子 二	一一	同	—	—	雉子 一一 鹿 一八 兎 六 狐 四	
延寳二 甲寅 二	一八	半田山	—	壹萬八拾八人	鹿 八八 兎 二三 狐 六 雉子 三 犬 一	陪從（公信濃守）
同四 丙辰 一	二一	同	—	壹萬四千貳百六拾五人	鹿 一〇一 狐 五 兎 八 狸 七 雉子 四	陪從（公信濃守）
同五 丁巳 三	七	同	日置左門 池田隼人 土倉四郎兵衛	壹萬貳千九拾貳人	—	
同 一二	一〇	同	—	貳千三拾貳人	—	
同六 戊午 三	一一—一三	鹿久居島	—	—	鹿 四三	和意谷墓祭ノ歸途
同七 己未 二	一〇—一二	同	—	千人	鹿 一〇六	參覲ノ途次
同八 庚申 一	二七	牟佐山	池田隼人 池田三郎左衛門	壹萬八千七百七拾四人	鹿 五八 猪 一 狐 三 兎 二三 雉子 七	
延寳八 庚申 二	一八	金川山		三千貳百七拾九人	—	

同		二九	鹿久居島	津田重二郎 服部與三右衛門	四千五百五十二人	鹿	四五	
同	三	朔	同	池田三郎左衛門 津田重二郎 服部與三右衛門	九千七百十人	猪 鹿	一 一五	
同	一一	一四	牛田山	―	七千三十七人		―	
同	一二	四 五	熊山 春日山	池田三郎左衛門 津田重二郎	―	猪 鹿	一二 一三	東観ノ途次
天和二壬戌	三	三	天神山	池田大學	二千五百四十人	鹿 猪 兎 狐 猿	七八 九 八 一 一	追責子裁判 津田重二郎

第五十三章　土工諸則

大は江戸、大阪、名古屋等の城普請より小は地方用水樋溝の修理に至るまで土木工事實に多事倥偬と謂ふべし。特に是等に關する諸則を收載す。

寛永九年壬申十二月十五日下令　大帳

定

一、鐵砲拾人ニ壹人宛下頭出申候外奉行有之間鋪事

一、役人月切算用仕未進有之ハ翌月扶持方ニ可有立用事

一、樋ノ板木釘カスカヒ大工手間何モ入用郡奉行相對ニテ可申付事

一、モツカウ棒ハ郡奉行相對ノ上何方ニテ成トモ切ラセ可申候同藁ハ其在所ニテ是亦郡奉行令相談可相調事

一、郡へ出普請奉行扶持方人足片山次兵衛指紙ニ郡奉行裡判次第可請取不及申候共猥ニ召遣申間鋪事

右之旨何茂奉行中無油斷樣ニ念ヲ入可申渡者也

寛永九年十二月十五日　御判

湯淺次郎右衛門宛

同十九年壬午九月九日發令中ノ條件摘錄　大帳

一、普請奉行並諸奉行在々へ罷越刻衒雜事郡中高ニ令割付遠近ヲ考郡奉行見計ニ可申付候不及申諸奉行猥取遣申間敷

[illegible]駄賃分ハ重テ郡奉行可相改候間宿主ヘ手形ヲ可出置候其村ニ無之物何ニテモ百姓ニ調サセ候儀可爲停止竝油モ
百姓手前ヨリ出シ申間敷事

一、村々ヘ罷出ル奉行[illegible]リ物菜園以下取荒シ候ハヌ様ニ下々ニ至迄堅可申付事

「但全文ハ民政學抄ノ部ニ載ス」

承應元年壬辰八月　法例集 發令中ノ一條

一、普請奉行檢見ノ者在々ヘ罷出候時ハ前廉ニ其村ヨリ御定ノ送人馬呼寄可申候但郡奉行送夫ハ村送可爲事

「全文ハ郡吏俸給ノ部門ニ載ス」

明曆元年乙未正月某日發令　法例集

當所近郷普請域廻リ人夫入候儀ハ町ノ日用ニ可申付事

同二年丙申十二月某日發令　同上

一、郡ニ村々少宛ノ繕普請其村々ノ百姓ニ申付御扶持ナシニ可申付哉ノ旨郡奉行ヨリ伺出右ノ通ニ定ル

一、大川堤ニ竹植申ヘシ夫役近村ノ公役ニテ可申付事

一、人役半分米役半分可出事老中番頭物頭ヘ命令

年紀不詳　法例集（原書單ニ卯三月トアリ事實ニ就テ推究スレハ寛文三年ナランカ）

普請所代官頭郡奉行互ニ可申談事

寛文六年丙午九月

一、郡々普請所ノ儀郡奉行見及候上ニテ處ニヨリ三人ノ普請奉行共見及相談仕可申付候並家中鐵砲又ハ役人無據用行之時ハ其奉行ヘ相斷可任指圖候惣テ鐵砲ノ者役人共於在々猥ニ無之樣ニ頭々堅ク可申付事

一、岡山道水拔三人ノ普請奉行共常々見及可申付候事

附リ橋ノ儀ハ普請奉行見及樋奉行ト相談可仕事

同年十月八日在々普請所ヘ發令　類編

一、於在々山林竹木伐荒シ併ナリ物菜園物取荒シ申間敷事

一、雜事新其所之普請奉行郡奉行ト致相談可任差圖事

一、御用ニ付奉行之申付候儀少モ背申間敷事

一、在家え入權柄イタシ猥敷無作法仕間鋪候附諸勝負仕間敷事

一、御役人自用トシテ在所え參間鋪候不叶儀於有之ハ奉行之相斷可申事

一、小頭御普請所え無懈怠相詰可申候不叶用所有之ニヲイテハ奉行え相斷可任差圖事

十年庚戌二月十日發令　類編摘錄

在々普請奉行一郡ヘ一人宛可被遣事

最前村代官ニ可勤旨ニ候得共所々ニテ奉行替リ不宜候間岡山ヨリ一郡ヘ一人宛被遣可然旨郡奉行申立會議アリテ如此

〔但此發令全文ハ租法ノ部ニ登錄ス〕

同年十二月晦日　類編

在々へ罷出候普請奉行ニ小人可相渡旨老中之ヲ達ス

是唯今迄ハ役人ノ内壹人宛被下小頭心得ヲ以テ銀子ニテ奉行ヘ相渡銀子ニテ請取候儀埒悪敷家中ニテ評判有之ニ付右之通達ス然ルニ三月廿九日ニ先日小人可被下旨被仰渡候ヘトモ早銘々手前ニテ人召抱候モ有之候未抱者計ニ可相渡哉ト山内權左衞門申ニ付僉議ニ及ヒ小人米ニ直シ五石程ニ候間役領ニ可被成哉ト申モ有之老中先當年ハ例年之通ニ可仕候役領之事並杖突付食之儀重テ極可然旨伊木頼母へ達ス

同　日　同

郡々普請所役人當年ハ少ク候間手代壹人宛可相渡旨發令

普請所へ奉行壹人宛被遣手代ノ竿打モ壹人可被仰付哉ノ旨藤岡内介申立奉行壹人ニテ候間手代ハ猶以二人請取度由奉行中ハ申候得共先壹人宛相渡候様ニト猪右衞門ヨリ達ス

七月朔日老中郡奉行へ達左ノ如シ　類纂摘錄

一、新御普請新樋等御簡略ノ内ハ大形之儀遠慮可仕事

一、御普請平太舟前廣ニ可入程御舟手へ可申斷但郡々先後番ヲ極替々召遣船數不入様ニ可相心得事

一、在々渡シ舟之儀損候ハヽ是又前廉ニ御舟手へ申屆板材木能時分相調候様ニ可相心得事

十一年辛亥正月十二日　類編

一、郡々普請奉行手代自今以後米貳俵宛可被下旨老中普請奉行へ被達

是手代共ニ休役ヲ役切手ニ結ヒ奉行人心付ニ遣シ候故手代共賣役仕作法不宜ニ付御僉議之上ニテ如此被達

一、郡々普請奉行只今迄被下來候小人被召上役料米拾五俵宛被下旨老中小性頭安藤杢伊木頼母へ被達

是郡々へ罷出ル奉行共ニ被下小人ニ役ヲ仕ラセ其役ヲ賣役ニ仕ニ付作法不宜故御僉議ノ上ニテ如此

一、郡々へ罷出ル普請奉行共某所ニ罷在日數遂吟味増扶持可相渡旨老中郡奉行へ被達

是只今迄普請奉行人ニヨリ岡山へ忍罷歸居申候テモ年中ノ増扶持方郡ニテ請取候ニ付左様ニハ有間敷事ニ候其上御普請所ニ能詰ル者又不詰者モ如右被仰付候ハヽ知可申旨僉議ニ依ル

同年三月郡奉行へ命令　法例集

在々御普請所之儀御普請奉行ト令相談其所ヲ見及其品老中迄可申達事

同年五月廿一日藤岡内介庄野市右衛門普請間竿六尺ニ仕六尺五寸ヲ盛リ込申モ有之又有體ニ六尺五寸ニ仕モ有之如何ノ旨ヲ建議シ有體ノ六尺五寸ニ仕可然旨老中ヨリ達ス　評定留

同年七月十日　藤岡内介庄野市右衛門申稟　評定留

岡山近邊御役仕候砌亂杭木又ハ湯ナト湧シ申爲ニ極葉請取申儀度々申上御老中ヨリ武藤安兵衛野口彌平兵衛方へ差紙被下候少ノ儀ニテ如何ニ存候間以後ハ私共ヨリ直ニ竹木御奉行へ申遣シ相渡候様仕度

右老中許可

同年十二月廿三日　手代共誓紙ノ箇條ヲ定メ老中藤岡内介へ達スル左ノ如シ　板挾記錄

一、町場之割御奉行御差圖ニ少モ相違無御座様ニ可仕候

一、右開割ニ依怙最負モ頭モ仕間敷候

一、日々ノ着到手前ニ付置左役之差引我儘ニ仕間敷候

一、私用ニ役人壹人モ遣シ仕申間敷候

一、役人ノ内ヘ付ケ置シテ給申ニ役人之造作ニ罷成申間敷候

一、着到ヲ御奉行ヘ答申壹人モ多ク答申間敷候

一、役人共ヨリ音信物取申間敷候

十二年壬子四月十日　由扶記錄

在々普請奉行ノ手代共ニ畢筆代相渡スヘキ旨老中俣野善內ヘ達ス蓋右ノ代米貳俵去々年ヨリ被下ニ付當年モ可被下哉ノ旨庄野市右衞門藤岡內介伺出此指令アリ

延寶元年癸丑二月廿九日　庄野市右衞門禀請ノ趣池田大學ヨリ協議　評定留

在々御普請奉行ニ手代壹人宛渡候最前ハ御普請奉行ニ兩人出申處ヘモ貳人宛手代渡リ兩人ヘ四人被下候尤壹人奉行ノ方モ手代貳人渡リ申候右ニ付奉行共申分ニハ手代壹人ニテハ手支申事多御座候間貳人宛ニ被仰付被下候樣ニト市右衞門迄申出候趣大學ヨリ一同ヘ僉議可致旨被達衆議一決セス先只今迄ノ通壹人手代ニ仕置可然旨大學ヨリ達

同　日、評定席ヘ總郡奉行申稟　評定留

石中太船之儀如前々可被仰付哉郡奉行共請込候テモ左ノミ詮モ無御座樣ニ奉存候時々寄五艘モ拾艘モ入申體ニ相見候ヲ只今何艘ト書出シ調置候テモ御普請奉行衆好被申程無之候得ハ俄ニ手支ヘ可申候左樣御座候トテ兼テ大分調置候モ

御費ト奉存候其上御普請奉行棠作廻被致事ニ候百姓ノ始終取ナヤミ申物ニテハ無御座候掘又請込候テ少ノ破損ヲモ百姓共不案内ニ可有御座候得ハ繕申スベモ存間敷左候ハヽ御舟手ニ御座候ヨリハ早ク損シ可申様ニ存候事

右僉議ノ上御舟手ニテ申付候ヨリハ郡々ニテ仕用手廻シニモ能候間先最前申渡シ候通ニ可被仕候舟数多ク入候事ハ希ナル儀ニ候左様ノ時ハ近キ郡ヨリ互ニ借リ合其上御船手ヨリモ請取被申様ニ相調可申由大學ヨリ達ス

五月廿九日　評定席ニ於テ平太舟ノ件ヲ池田大學ヨリ上坂外記丹羽次郎右衛門ヘ左ノ通再達

當春申渡候平太舟郡々ニテ作リ仕申様トノ儀此度ハ洪水ニ付御郡奉行中一圓手透無之ニ付當年ハ御船手ニテ被仰付御渡シ被下候ハヽ重テハ作リ替繕萬事郡々請取ニ可仕由申事ニ候間船手ニテ郡奉行中被申談舟数入用程可被相渡候

天和二年壬戌十一月十九日　太田又七開申　評定留

御作事所御役人不足ニ御座候故毎日日用用遣申候其上御作事大分御座候節ハ日用モ大分ニ入込御城内ヘモ遣申候其時節如何様之悪人参申儀モ知レ不申日々ニ改難申就夫罷出申日用ノ居申町目代ヨリ人改ノ札遣シ置出シ申様ニ仕度候事

右ハ町奉行中ヘ被申談目代方ヨリ改人出シ候様可致旨老中指令小作事近所火事ノ時分不斷御小屋ニ相勤居申人夫ニテハ難防可有御座様ニ存候間火事ノ時ハ人夫二三十人御小作事所ヘ罷出申様被仰付被下度御廟堂御城近所ニ御座候得ハ無心元奉存候事

右火事ノ節ハ何レナリトモ申渡可遣旨老中指令

第五十四章 行列裝儀

行列に關する大小の裝儀頗る多し今姑らく左の三種を擧ぐ。

一、旗本行軍列次及諸行列
二、参覲道中行列
三、領内平常外出行列

〔備考〕

行列供連ノ者身分格席左ノ如シ

番頭　家老ノ次ニ列シ組士ヲ付ス

大小性頭　中奥小性組ヲ付ス　　判形　　江戸留守居
側兒小性頭　　次兒小性頭　　弓頭
士鐵砲頭　　大目付　　鷹頭
町奉行　　寺社奉行　　勘定奉行
船奉行　　旗奉行　　普請奉行
貝太鼓奉行　　槍奉行　　持弓頭
寄合　　以上物頭

徒頭　近習鎗奉行　以上　頭分

大組組頭　小性組組頭　弓組組頭

小性組引廻　七鐵砲組頭　組外

側詰右筆　醫者觸役　以上　組頭席

小納戸　側兒小性　醫者

鐵砲引廻　大組　使役

次兒小性　賄奉行　幕役

中奥　中奥右筆　同　馬役

小性組　小性組見積奉行　同　馬役

同　右筆　弓組　大筒役

中小性　料理人　勘定方　鷹方　船手　以上　平士

七鐵砲　同　格下右筆　同鷹方

同　勘定方　同　料理人　同　貝吹

忍之者

右ハ格違上席ノ者ナレトモ七分ニ準シ取扱

徒目付　近習徒　徒格下右筆

上　徒　　　　　　　　徒格料理人
同　目附　　　　　　　同　手廻り頭
坊　主　　　　　　　　大船頭
賄方之者

同　勘定方
同　陸尺頭
小船頭舵取

右格遣ノ取扱ナリ

一、旗本行軍列次及船行列

(一) 旗本行軍列次

騎馬　大目附上下　徒目附上下二人　〔従者人員各自食祿ノ多少ニヨリ不同〕　徒目附上下二人

小頭　普請小者一人

普請小者七人　雨具　　普請小者七人　雨具

騎馬見積奉行上下　小頭　普請小者一人

普請小者七人　　普請小者七人

雨具　普請小者七人　雨具　足輕五人　玉藥　鋤鍬　足輕五人

騎馬見積奉行上下　小頭　普請小者一人

騎馬見積奉行上下　小頭　小頭

雨具　普請小者七人　雨具　足輕五人　火活　雨具　足輕五人

玉薬 鋤鍬 普請小者七人 雨具 普請小者七人 雨具
騎馬普請奉行上下 小頭 普請小者一人 騎馬見積奉行上下 普請小者一人
火活 雨具 普請小者七人 雨具 普請小者七人 雨具

足輕五人 玉薬 鋤鍬 足輕五人 玉薬 鋤鍬 足輕五人 玉薬 鋤鍬
騎馬見積奉行上下 小頭 小頭 騎馬普請奉行上下 小頭 小頭
足輕五人 火活 雨具 足輕五人 火活 雨具 足輕五人 火活 雨具

足輕五人 玉薬 鋤鍬 足輕五人 玉薬 鋤鍬 足輕五人 玉薬 鋤鍬
騎馬先手物頭上下 小頭 小頭 騎馬先手物頭上下 小頭
足輕五人 火活 雨具 足輕五人 火活 雨具 足輕五人 火活 雨具

足輕五人 玉薬 鋤鍬 足輕五人 玉薬 鋤鍬 足輕五人 玉薬 鋤鍬 足輕五人 玉薬
小頭 騎馬先手物頭上下 小頭 小頭
足輕五人 火活 雨具 足輕五人 火活 雨具 足輕五人 火活 雨具 足輕五人 火活

鋤鍬 足輕五人 玉薬 鋤鍬 足輕五人 玉薬 鋤鍬 足輕五人 玉薬 鋤鍬
騎馬先手物頭上下 小頭 小頭 騎馬先手物頭上下 小頭
雨具 足輕五人 火活 雨具 足輕五人 火活 雨具 足輕五人 火活 雨具

小頭
足輕五人　玉薬　鋤鍬
足輕五人　火活　雨具
騎馬 先手物頭 上下
小頭　長柄十本　雨具　小頭　長柄十本　雨具　小頭　長柄十本　雨具　小頭

長柄十本　雨具　小頭　長柄十本　雨具
騎馬 先手鉄奉行 上下
小頭　長柄十本　雨具　小頭　長柄十本　雨具　小頭　長柄十本

雨具　小頭　長柄十本　雨具　小頭　長柄十本　雨具
騎馬 先手鉄奉行 上下
小頭
足輕五人　玉薬　鋤鍬
足輕五人　火活　雨具
騎馬 鐵砲引廻 上下
小頭

足輕五人　玉薬　鋤鍬
足輕五人　火活　雨具
騎馬 鐵砲引廻 上下
騎馬 小仕置番頭 上下
騎馬 相組 上下
同同同同同同同同同同同同同同
同同同同同同同同同同同同同
同同同同同同同同同同同同同

同同同同同同同同同
同同同同同同同同
同同同同同同同同同
騎馬 組頭 上下
小頭
足輕五人　玉薬　鋤鍬
足輕五人　火活　雨具
騎馬 鐵砲引廻 上下
小頭
足輕五人　玉薬　鋤鍬
足輕五人　火活　雨具

騎馬
鐵砲引廻
上下

騎馬
小仕置番頭
上下

騎馬
相組
上下

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同同同
同同同
同同同同

騎馬
組頭
上下

騎馬
士鐵砲頭
上下

士鐵砲
上下六人

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

玉薬 火活

玉薬 火活

騎馬
士鐵砲組頭
上下

騎馬
士鐵砲頭
上下

士鐵砲
上下六人

同同同同同同同同同同同同同同同同

玉薬 火活

玉薬 火活

騎馬
士鐵砲組頭
上下

騎馬
士弓頭
上下

弓組
上下

同同同

同同同同同同同同同同同同同同同同

矢箱

矢箱

騎馬
弓組組頭
上下

騎馬
士弓頭
上下

弓組
上下

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

矢箱

矢箱

騎馬
弓組組頭
上下

騎馬
大目付
上下

徒目付
上下二人

徒目付
上下二人

小頭　大繞四人　繞横三人　雨具

騎馬
旗奉行
上下　二人内一人　小頭　旗二十本四十人

旗横三人　雨具　騎馬旗奉行上下　二人内一人　幕箱二人
幕串　幕串　雨具　騎馬幕役四人内一人　小頭
足輕五人　玉藥　鋤鍬
足輕五人　火活　雨具
小頭

足輕五人　玉藥　鋤鍬
足輕五人　火活　雨具
騎馬判形上下　小頭
足輕五人　玉藥　鋤鍬
足輕五人　火活　雨具
小頭
足輕五人　玉藥　鋤鍬
足輕五人　火活　雨具
騎馬判形上下　小頭
足輕五人　足輕五人　矢箱

雨具　小頭
足輕五人　足輕五人
矢箱　雨具　騎馬持弓頭上下　小頭
足輕五人　足輕五人
矢箱　雨具　小頭
足輕五人　足輕五人
矢箱　雨具　騎馬持弓頭上下　小頭

持長柄十本　雨具　騎馬近習鈴奉行上下　小頭
持長柄十本　雨具　騎馬近習鈴奉行上下
騎馬使役上下
同同同同同同同同
同同同同同同同同
同同同同同同同

同　同　同
中間　先馬　中間
中間　先馬　中間
沓籠　沓籠
對鈴　對鈴
具足三人　同三人　小道具長持四人
臺笠　手代リ　立傘　手代リ
側筒　同同同同
玉藥　火活
側弓

同同同同
土佐羽壺　手代リ
挾箱　手代リ　對鎗　手代リ　對鎗　手代リ　先徒二十五人　才判　近習徒内一人　貝吹四人
小纏五人
挾箱　手代リ　對鎗　手代リ　對鎗　手代リ　先徒二十五人　才判　近習徒内一人　貝吹四人

貝簟笥　手代リ　近習徒八人　刀筒　策筒　長刀　手代リ　胄立　手代リ　幕役　幕役内一人
太鼓　手代リ　鉦　手代リ
貝簟笥　手代リ　近習徒八人　刀筒　團扇匣　長刀　手代リ　胄立　手代リ　幕役　幕役内一人
小性組同同同同同
同同同同同同
同同同同同同内四人

中間
徒頭　徒頭内一人
小納戸　小納戸　小納戸　小納戸　小納戸内一人
馬所
中間
側兒小性同同同同同同同内二人
次兒小性同同同同同同同内二人
醫者同同同同同同同内二人
中奥同同同同同同同
同同同同同同同同内二人
馬役　馬役内一人　手廻小頭二人内一人
陸尺小頭二人内一人
馬醫　馬醫内一人　小人小頭二人内一人

草履　編笠　手鎗　手代リ　挾箱　手代リ　沓籠　口坊主
床几
立傘　手代リ　刀箱四人　蓑箱　手代リ　茶辨當　手代リ　内一人　行厨　手代リ
草履　立傘　手鎗　手代リ　挾箱　手代リ　絞リ　口坊主

料理人二人内一人
薬簟笥　手代リ　水桶　手代リ　進物挾箱　手代リ　乗替馬　同
口坊主　中間　中間　沓籠　下乗　下乗内一人
内一人
口坊主　中間　中間　沓籠　馬醫　馬醫内一人

草履箱　乗物　陸尺十五人内拾人　陸尺小頭二人内一人　褒美長持

一番
二番
二棒拾二人

奥坊主　奥坊主　奥坊主　奥坊主　内二人

中間　中間　用馬

同　同　同　同　同　同　同　同　同　同　同

沓箱　同同同同

押　徒目付上下二人　押　徒目付上下二人

惣供

押　徒目付上下二人　押　徒目付上下二人

惣雨具

押　徒目付上下二人　押　徒目付上下二人

小頭

足輕五人　玉藥　㓍鍬　足輕五人　火活　雨具

騎馬小性組引廻上下

小頭

足輕五人　足輕五人

矢箱　雨具

騎馬小性組引廻上下

騎馬大小性頭上下

中奥同同同同　同同同同同　内九人　上下五十人

小性組同同同同　同同同同　同同同同　内拾一人　上下

騎馬組頭上下

小頭

足輕五人　玉藥　㓍鍬　足輕五人　火活　雨具

騎馬小性組引廻上下

小頭

足輕五人　足輕五人

矢箱　雨具

騎馬小性組引廻上下

騎馬大小性頭上下

中奥同同同同　同同同同同　内九人　上下五十人

小性組同同同同　同同同同　同同同同　内拾一人　上下

騎馬組頭上下

騎馬徒頭上下

徒筒拾人　上下二十人

玉藥　雨具　火活　雨具

騎馬徒頭上下

徒筒拾人　上下二十人

玉藥　雨具　火活　雨具

騎馬 徒頭 上下
徒弓拾人 上下二十人
矢箱
雨具
騎馬 徒頭 上下
徒弓拾人 上下二十人
矢箱
雨具
騎馬 徒頭 上下
騎馬 徒頭 上下 内一人
騎馬 側兒小性頭 上下
騎馬

側兒小性 上下
同同同同
同同同同同 内八人
騎馬 次兒小性頭 上下
騎馬 同
同同同同
同同同同
次兒小性 上下
同
同同同同同
同同同同
同同同同 内八人
騎馬 祐筆 上下
同 同五人
同 同五人
料紙持
料紙持
下祐筆 上下
同 上下二人
料紙持

騎馬 同同同同
小納戸 上下
同同同同
同同同同 内四人
騎馬 醫者觸役 上下
同
同
同
騎馬 同同同同
醫者 上下
同同同同
同同同同
同同同同同
同同同同同
同同同同同
同同同同同
同同同同同
同同同同同
同同同同同
同同同同同
同同同同同 内拾八人
忍ノ者 上下
同同同同同同同

大筒三百目壹挺
持 二十人
騎馬 大筒役 上下
大筒三百目壹挺
持 二十人
騎馬 大筒役 上下
大筒百目壹挺
持 十二人
騎馬 大筒役 上下
大筒三百目壹挺

持 十二人
騎馬 大筒役 上下
騎馬 大目付 上下
徒目付 上下二人
徒目付 上下二人
家老
家來馬上跡乘込
徒目付 上下二人
徒目付 上下二人

(二) 船行列

浪安丸 十三反帆 五十挺立
韋陀天丸 十五反帆 六十挺立
日吉丸 十三反帆 五十挺立
海平丸 十五反帆 六十挺立

八幡丸 十四反帆 五十二挺立

乗替船 九反帆 四十二挺立

順風丸 十反帆 四十六挺立
靜雲丸 十二反帆 四十八挺立

飛燕 六反弐布帆 二十挺立
麒麟 八反帆 二十四挺立

大天狗丸 九反帆 四十挺立
小天狗丸 八反二布帆 三十六挺立

本船 住吉丸

弐拾反帆 五十挺立 二人掛り

浪無 七反一布帆 二十四挺立
羽矢 十二反帆 四十二挺立
胡蝶 八反帆 三十二挺立

飛脚船

飛脚船 飛脚船 飛脚船 飛脚船 飛脚船 飛脚船

鯨船 十挺立 鯨船 十挺立 鯨船 十挺立

鯨船 八挺立 鯨船 八挺立 鯨船 八挺立 鯨船 八挺立 鯨船 八挺立

追浪 六反二布帆 二十挺立

靜浪 六反二布帆 二十挺立
小浪 七反帆 二十二挺立

大燕丸 十反帆 四十六挺立
萬里丸 十三反帆 五十四挺立

自在 六反帆 十四挺立

九文字 六反帆 十八挺立
小鷹 五反二布帆 十六挺立

指羽 五反二布帆 十四挺立

馬 號行 七反帆 二十挺立
馬 藤戸 七反帆 二十挺立

千歳丸 十二反帆 四十八挺立
萬歳丸 十反帆 四十二挺立

家老乗替船

家老乗船

寧波丸 十二反帆 五十二挺立
天神丸 十二反二布帆 五十挺立

家老供船

千鳥 六反帆 二十挺立
大島 七反帆 二十二挺立

家老供船

飛隼 八反帆 二十六挺立
喜徳丸 十二反帆 五十二挺立

家老供船

大仙丸 十二反帆 五十挺立
清風丸 十三反帆 五十二挺立

熊野丸 十五反二布帆 六十四挺立

倉橋丸 十二反帆 五十二挺立
明神丸 十二反帆 五十挺立

碇泊船之圖

一、右船號何々丸ト唱フルハ櫓四拾挺立以上ヲ云船名ノミヲ唱フルハ總テ小船ニテ小早ト唱フ

一、家老乘船同供船ハ家老共手船ナレハ船號略ス

〇二、參觀道中行列

大鳥毛鎗　對鎗　先徒　同　同　同

馬　同　小纒竿　具足箱　小道具長持　臺笠　立傘　合羽籠段々　弓一肩　同　土俵籾　挾箱　同　先徒（此徒有次第）

大鳥毛鎗　對鎗　先徒　同　同　同　同

○三、領内平常外出行列

先徒　同　挟箱　手代リ　鎗　手代リ　先徒　同　使役　物頭　側兒小性　幕役　近習徒　陸尺頭　草履取

長刀　小性組　乗物　醫者　手傘

挟箱　手代リ　鎗　手代リ　先徒　同　弓組　物頭　側兒小性　中奥　近習徒　手廻リ頭　立傘

茶方坊主　茶辨當　床几　觸番　押　加子　駕籠桐油

△徒目付　手廻方雨具　押

手代リ　觸番　押　加子　雨具段々

一、殺生之節ハ△印ノ處ヘ左之通加ル

留矢擲　筒

鳥見　筒　胴亂

鳥見　筒

一、着服適宜

一、供方之者着服羽織袴着用夏ハ袴計着セシムル事モ有之殺生之節ハ總テ股引半着物着道具持陸尺等ハ平常之通ナリ

第五十五章　善事書上 附 思寄書上

思寄書上すなはち廣く公議輿論を徴して萬機を公論に決したることは古來我が施政上に於ける傳統的精神にして神代に天安河會議あり、聖德太子十七憲法に「夫事不可獨斷必與衆宜論」又大化改新に鐘匱の制ありしに徴すべし、烈公亦夙に此に留意せられ御自筆の覺書にも「善事書三度申付事并國之萬仕置之思寄承り下より書上させ候事、又仕置之者ヲ初メ諸役人申付可然者思寄家中より書上させ候事」と見ゆ。

先づ善事書上より記すべし。

（一）寛文四年甲辰九月九日被仰出

一、下々善事かくれて不知候間　聞申度候何れも書付上を封し候て銘々名を外に書付可申候日限指圖候て此方へ請とり可申候

一、上ハ老中より下は百姓町人に至る迄善事一ヶ條にても見聞候事不殘書付可申候　善事は品々有之候得共先あらまし左に書付候

善事之大略

一　日頃孝行なる者、如何樣の孝行有之

一　子を能く育て候者、如何樣の育て樣有之

一　忠節なる者如何樣なる事有之

一　下々を能召仕家齊ひ候者
一　夫婦の間正しく和睦仕候者
一　兄弟の間よき者
一　能友を求候者
一　義理を專に仕候者
一　義理と存候事人のそしりをかまはず一筋に義理を仕候者
一　慈悲深き者
一　正直なる者
一　武道藝よく心かけ候者
一　行儀よき者
一　頼もしき者
一　役儀等よく務候者

右十五ヶ條は善事の有增也　此内一條にても有之者書付可申候
右之外の善事も色々可有之候間　見聞次第に殘し申間敷候　書付可申義無之候はゝ白紙にても出し可申候以上

（二）
寛文四年甲辰九月廿二日
同　上

（三）

右善事之箇條證據無之共　見聞仕候儀可申上旨同廿二日又々被仰出候

寛文五年乙巳三月十五日

善事之覺

十五ヶ條　先年之箇條と同斷

右十五條　見聞の次第殘し申間敷候　去年之書上の節不存して其後見聞仕候者も可有之又去年已後善に移り候者も可有之候書付可申候　去年書上候者の事類無相違においては誰々ハ去年同前と可書付事

一、百姓町人之書上に奉行代官差圖仕ましき事

右上老中より下百姓町人に至る迄之善事又は父子兄弟之間召仕之儀にても無遠慮書付可申候もし書附申事無之候者白紙にても封し可出候　銘々書付封候て内外に其名を書附可申候　此方より申渡候刻奉行ニ可相渡候期に臨て前方可令差圖者なり

巳三月十五日

次に仕置の者を始め諸役人に申付可然者思寄家中より書上けしめたるもの左の如し

覺

一、仕置之者、番頭、組頭、組之鐵炮引廻、大小性頭、同組頭、大小性(馬廻之内より中小性に申附)、公儀使、裏判(江戸地共)、兒小性頭、上弓頭、同組頭、横目、學校奉行、寺社奉行、鷹方奉行、船奉行、鐵炮頭、普請奉行、代官頭、平物成割奉行、旗奉行、鑓奉行、町奉行、歩頭、奏者、勘定奉行、同上聞手廻鑓奉行、

作事奉行、借米奉行、郡奉行、樋奉行、銀奉行（京にて平井安兵衛相仕）

右之役人少に而も存寄有之分　親子　兄弟　親類　緣者　知音たり共　無遠慮書上可申候尤只今之役人之內にても他之役に仕可然と存候者ハ書出し可申候　たとへ大役たり共　小身無足のかまゐなく人から次第可書上事

（寛文八年）七月十五日

以上ひろく公議を採納して善政良治に資することに腐心せられたると同時に、又政治の機密に至ては時に絕對的秘密主義を取りしもの鮮なからず。左に其の一例を擧ぐ。

定

一、老中並用人書附之通可令出座事

一、用在之者ハ其事ヲ書付一人ツヽ罷出書付をさし出しいさい申のべ勝手へ可罷立事評定人之內にても右之通ニ可仕候

一、出座之者一人ツヽ不殘存寄を番かはりに可申述少も不可有遠慮其上にてのこる老中へ當番の老中相談にて可有さた事付評定外へ聞え不申樣二人を遠のけ可申事

出座者

いか　大學　大小性頭一人

猪右衛門　主税　うら判　一人

八右衛門　十二郎

よこめ　不殘

（先君御草案二通ノ内、一通）

附記、諸職交替によれば

「いか」は池田伊賀にして貳萬二千石を食み寛永十九年六月より寛文八年六月迄御仕置ノ役を勤む。

「大學」は池田大學にして貳萬貳千石を食み寛文八申より元祿四未六月迄御仕置。

「猪右衞門」は日置若狹のち猪右衞門にして壹萬六千石を食み慶安五辰六月より延寳五巳十月迄御仕置。

「主税」は烈公の第三男にして池田八之丞のち主税助と稱す明暦三酉正月より寛文八申十月迄番頭役を勤め三千石を食む。

按に以上四人が御仕置役として出頭出揃は正に寛文八年にしてこは是歳、大學の就職よりいか退職の六月迄の間に於ける定なるべし。同時に「八右衞門」は泉仲愛、時に年四十六にして十二郎は津田永忠、時に年二十九なり。

参考（一）　存寄申さしめ給ひし一例。

烈公御書

一兩人よこめえたきまゝ老人は人みせ計と申由皆も定て聞可被申實のなき事は皆も覺可在之候凡情は必あたまあけし者をいひくさしたかる物にて候とりわき當家の風前々よりかやうにて一老中をせかせ不足心を出かしかのもの共退たかり候事と存候我ら各は下の事々具に不知もの多く候へはかの者ともせつきさせわけもなくて民米なと取込候事不成樣ゝなりいにしへは叶候そせう今は不成樣に成候故いやかり申候と存候下の情存候者共にせんきさせ申出る事は後のも

つれ無之様にと存事に候

一彼者共物いわせ候事は我等老中次第に候此方よりいわせ候而共善を取上候へハ皆我等老中の知に成候各覺へ可有候彼者共たすけに成候事可在かと存候但わけもなき事のみ申候哉左候ハヽ可申聞候老中にてさへさやうなのはのけ候はては不叶事に候ましてあの者なとは不申及候いにしへより賤者に物ゆわせ陳を聞候ハほめ申候下の知を用候事は少も耻まては無之候おとなしきと申す事ハ各その心得て〇〇〇（不明）共家中のそしりをひたと聞込候はゝ若やと存申聞候

一成ほと人の善を取候心まてかの者共を被用候へは皆各の知に成候又いやにおもはれ候心候へは彼等にまはさるゝに成申候此方の心得次第に候又そしりに心をひかれ候はそのそしりの者に我等との間をかゝれ我等の主意をへたてられまはさるゝまて候其心候はゝ彌いろ／＼に可申候實をふまへけつくつよく被用候はゝそしりはやみ可申候却而後のほまれに成可申と存候いかゝ思はれ候や

一先日箱に此義書入候者二通在之故定而皆も聞可申と存申事に候とかく凡心には我心在之故人に順ふ事を大かたいやに思ふ物まて候得心なくは能下代まて候はんと存候思あらは必いやまて可在之候間能々かへりみ可被申候

一先日申聞候近習の者近付候事も箱に入候間又申候各をうたかい候とは定めて存られましく候少も此方にへたて無之候家風俗子孫までの仕置にて候右之事共聞可被申候みくるしき事のみ多く候故申付候

參考（二）　池田光政酒井忠清に建白せし書　（寛文八年）　池田侯爵所藏

大老酒井忠清下馬將軍稱せられ勢威隆々道路仰き視るものなし而して池田光政の之を面接せしこと烈公遺事に見ゆ今光政か忠清に忠言せし條書の案文を得て之を讀むに頗る當時の狀勢を窺ふに足るものあり之を左に揭ぐ。

附箋に「酒井雅樂殿へ御建白の御草稿」とあり。

一、上様御仁愛ふかき御生れつき萬御つゝしみもふかく御さ候御たのもしく奉存候事下にまて能かんつう仕申候然共下の事能御存不成故御老中次第に候由諸人存い申候此段御威光うすく亂の本と申候其付只今の時節一入御老中御心得專一に奉存候。

一、古へも執權の人有候て邪の威付それより諸人恨出來天下亂候ためしおほく承候御老中之内貴様御一人の御覺悟にて殘候業へもうつり可申候天下の安否只今の時節貴様御一人のやうに奉存候

一、關ケ原以後は上に御威光つよく御さ候故兵亂世を御治被成候初にて候へは執權之人に邪にても威御さ候ほと御仕置之御たすけと成はやく治申物と承申候今の時節は上の御威光かるく御座候へは執權まゝのやうに末々まて存い申候此段恨の本に被成候此所御得心被成諸人よりは御老中一入御へりくたり被成候はゝ諸人存所かんし申候共上にはつかしき心出來候ておそれなつき可申候これ誠の威光にて御座候此方より威の候やうにこしらへ候にてほうはへはおそるゝふりいたし候へ共内心はあなとりにくみ恨申候物にて御座候

一、萬事儀たれによらす御いはせ御聞可被成候善をは御とり惡をは御すて可被成候誠の威光を若し御心得不被成候はゝそつじに物にくきやうに相成可申候これ誠の威にては無御座候加様に御座候は我知を自滿仕る者にて御さ候この所をつゝしみ申が誠のけんやくの本にて御座候作事いしやうなとはおこりの枝葉にて御座候事

一、諸人申候に諸大名共勝手能候へは惡き心出來候物にて候すりきり申様に御仕置能候由御老中の御心様に御座候旨申ならはし候いかはかり左様には御さ有ましく候へ共若左様事申者御座候ては御心ひかれ候へはと存申上候勝

手不相成故下民せめ付家中下民共に困窮仕候様に候はゝやる方なくあらぬ心もいてき申物と申つたへ候諸人此御代ほと安樂なる御代はいつまても御長久にと存入申候ほと御長久の御仕置御いのりとも可被成候諸國困窮仕候上には堂からん御きたういかほと被仰付候共御長久の御たりには罷成ましきと奉存候

一、天下年々に困窮仕候付近年は末々ほといたみ申由是一揆の本と申候只今の大名共之内何ほと勝手能者御座候とて御教と可成者一人も無御座候たとい左樣之者御さ候とて上樣をそむき奉その者にくみ可仕候哉只無心元存候は諸國こんきう故一揆第一と存候とてもうへ死可仕よりはと存方々に一揆おこり申候はゝ左樣之時節は大名共之内に逆心の者も出來可申と存候先日も如申上江戸にてのついゐを公義よりひしと御とめ被成そのついへをたくはへ置國々きかんのやしないに可仕旨被仰付候へかしと奉存候

一、同性共內談仕けんやくの書付可被召上哉事何と存候ても此義無御座候はゝ上に何と被思召候共下はけんやくたち申ましきと奉存候　史學雜誌　節八編　第九號參照

〔附〕下馬將軍酒井忠淸

四代將軍家綱在職三十年、其初世に於ては前代の遺老なる井伊直孝、酒井忠勝、松平信綱、阿部忠秋等が幕政を執り一門なる保科正之は輔佐の任を盡せしを以て年少の將軍にも拘はらず玉川上水、殉死の禁令の如き善政の特筆すべきものありき。然るに大老酒井忠勝は明曆二年老を以て致仕し、井伊直孝は萬治二年に歿し松平信綱は寬文二年に卒し、此年忠勝亦歿す。保科正之は寬文九年に隱退し同十二年に卒し、阿部忠秋は寬文十年より老病に罹りて翌年隱居し、斯く前代の遺老相踵いて凋落したるを以て、家綱の晩年には大老酒井雅樂頭忠淸獨り權威を恣にするに至れり。忠淸は忠世の子に

して由來元勳の家柄なるが延寶以來權勢を一身に集め威福を恣にし下馬將軍の名あり。其の邸宅江戸城の大手門なる下馬札の附近にありしを以てなり。

江戸見聞錄に「大君仁厚和平　政を大臣に任す前橋少將酒井雅樂頭天下の權を握り、政事巨細となく皆其手より出づ車馬門に滿ち公卿大夫伏謁して仰見るものなし名けて下馬將軍といふ、其心は城門下馬の榜以外の將軍といふか如し。又高砂將軍といふ、謠本に皆もろ〻ことなしといへる文句あるによりて、天下の事皆雅樂頭の指南に漏る〻ものなしと云心なり、四海の貢獻其の門にみちみちぬれは其富いふばかりなし、雅樂頭を饗應すといへば行幸の裝ひより、おびただしく新しく殿を造り接伴の人に厚く物をおくり取なしよき樣にと思ひ、四海の珍をあつめ庖丁人鹽梅人なども皆其人の從者を招き美盡したることあり云々」と見ゆ。忠清の一顰一笑は諸侯旗本の身上に影響せしを以て上下爭うて之に媚び賄賂公行し訪問の客門前に市をなすに至る。此の人烈公より少きこと十五歳年少氣鋭を以て動もすれば烈公の改革に干涉し事毎に異議を挾みしかば烈公侃侃諤諤屢々之を面折せしは傾聽すべく又當代の一異彩を放てるものにして人をして痛快を覺えしむるものあり。

烈公の讜言を徴して善政を施さんとせられたること御直筆の御覺にも「善事書三度申付事並國之萬仕置之思寄承り下より書上させ候事又仕置之者ヲ初メ諸役人申付可然者思寄家中より書上させ候事」とあるに證すべく同時に又忌憚なく意見を陳して當路の執政に忠告せられたるは啻に萬機を公論に決するの好模範たるに止まらず公が普天率土陛下の赤子を安んじ神州の美を濟さんてふ愛國の至誠の發露に外ならざるものと謂ふべし。

第五十六章　善行者の表彰

烈公あらゆる手段を盡して領民の風俗を改良し善行を奬勵し給ひしかは其成績顯著なるものありき。先哲叢談に備前の風化を記して「漁家兒女皆知レ字、笑以二孝經一敎二老翁一」の一句は如何に公の德敎感化が普及せしかを徵すべく以て醇厚の俗を想見すべし。京都の儒者藤井懶齋、日本孝子傳を著はす收むる所の孝子十三人、內六人は之を備前に取る爲に備前孝子の名天下に喧傳せらる。寬文五年より同七年に至る三年間に表彰せられたる善行者無慮一千六百八十四人の多數に上れり。今內に就き、慶安五年より天和二年に至る三十一年間に於ける善行者百七名を表示し、附するに關係文獻十餘例を以てし其一斑を示す。

褒賞者一覽

年月日	善行	氏名	賞與	備考	
慶安五十月三日	貞節	內藤平之丞寡婦	五人扶持	夫ノ死後能ク貞節ヲ守ル	御記錄
承應三十月三日	救命	和氣郡瀨村ノ民		米崎沖ニテ洪水漂流者ヲ救フ	類編
十一月十一日	棄兒養育	紙屋町 錢屋與左衛門等	白銀壹枚ツヽ		同
十一月十三日	孝悌	淺口郡大島村 甚助	田畠五段歩	母ニ事ヘテ孝、兄ニ事ヘテ悌	同
同	救恤	備中矢田村庄屋 治兵衛	米拾俵	洪水ノ時米麥粟ヲ出シ百姓ヲ救フ	同
同	孝悌	和氣郡寒河村民 喜十郎	米五俵	母ニ事ヘテ孝、且正直寡欲	同

年月日	種別	人名	褒賞	事由	出典
十二月八日	奇特	邑久郡鶴見村庄屋 九兵衛	米拾俵	飢餓人ヲ救助ス	類編
同	正直	邑久郡奥浦村庄屋 惣兵衛	米（員數缺）	兄ヨリ托サレタル癡疾ノ甥ニ我女ヲ妻ハセテ撫養ス	同
同	孝順	邑久郡乙子村民 久兵衛婦	同	姑ニ孝順ナリ	同
同	忠僕	和氣郡平松村 藤四郎下人 惣吉	同	主人ノ死後其貳子ヲ養育ス	同
同	律義	岩生郡佐伯村民 某	同	貧窮ナルモ貢納怠ラス	同
同	孝行	上東郡西大寺村民 久兵衛婦	同	舅ニ孝行ナリ	同
同	奇特孝行	備中神原上村 瞽者並姪	同	盲人ナガラ村ニ事故アル時ハ幹旋盡力シ姪ハ孝行ナリ	同
十二月十三日	慈悲	邑久郡福岡村實教寺 是要	米五石	乞食ヲ憐ミ扶養ス	同
明暦元正月廿五日	善政	伊木玄蕃	金子百兩	飢饉ニ付合力米少モ請申間敷由下々迄一同ニ申合ス	同
同	忠節	矢部源右衛門若黨 惣兵衛	白銀三枚	忠節ニシテ奇特ノ行狀アリ	同
同	同	石田鶴右衛門若黨 理左衛門	白銀三枚	同シ	同
同	同	菅角左衛門若黨 太郎兵衛	白銀二枚	同シ	同
同	同	菅角左衛門若黨 樵兵衛	白銀二枚	同シ	同
同	同	河村源左衛門小者	米三石	同シ	同
同	孝悌 救恤	津高郡大岩村庄屋 長右衛門	米拾俵	親ニ孝且洪水ノ時村民ヲ救フ	同
正月廿七日	孝悌	津高郡横井中村民 太郎左衛門	米三俵	親ニ孝道ヲ盡ス	同
正月廿八日	奇特	岡山磨屋町 茂大夫女	米拾俵	奇特ノ行狀アリ	同

二月廿五日	善政救恤	邑久郡牛窓村庄屋 次郎大夫	御羽織壹領	居村取締モ能ク又飢饉ノ節救濟ニ盡力ス	類編
三月十七日	忠誠	上東郡 大宮神主某	米五俵	生活不如意ナルモ社頭ノ修理ヲ怠ラス	同
明暦二八月廿六日	精勤	兒島郡下山坂村 二郎右衛門	白銀壹枚	一家輯睦農事ニ精勵ス	自記
萬治三十月廿五日	孝子	和氣郡八木山村民 淨慶	米貳拾石	輝政公ノ石像ヲ祀リ又母ニ仕ヘテ孝ナリ	
寛文二十二月晦日	律義	岡山油町 彌兵衛	川下ニ有之明屋敷被下且地子被差免	銀見助兵衛ノ子ノ後見トナリ其任ヲ盡ス	
寛文三十二月二日	奇特	兒島郡鞭木村庄屋 八郎左衛門	米三石貳斗	大旱ノ節救米ヲ請求セスシテ村經濟ヲ支持ス	同
同	同	兒島郡粒浦新田庄屋 惣右衛門	不詳	當年大旱ニ自己ノ損害ヲ顧ミス村内ノ灌漑ヲ圖ル	同
同	同	兒島郡粒浦新田庄屋 八兵衛	不詳	前條ニ同シ	同
寛文四十二月廿日	奉仕	兒島郡利生村 惣百姓へ	米六石四斗	洪水ノ刻新大池破損防備ニ盡力ス	同
寛文五三月十日	孝行	料理人 茂住源右衛門	白銀三枚	親ニ孝行	同
同	同	膳立 岡田久太夫	白銀貳枚	忠實ニ奉仕シ且親ニ仕ヘテ孝ナリ	同
三月十四日	崇師	濱野村席頭 袖都	白銀貳枚	師匠ニ對シ奇特ノ行アリ	同
寛文六七月十三日	奇特	邑久郡牛窓村庄屋 三平	時服二領	精勤ニシテ學問ヲ好ム	板挾記録
同	精勤	同所年寄 安左衛門	鳥目二貫文	職務精勵且儒學ヲ好ム	
同	正直	同所 伊部屋清兵衛	同	學ヲ好ミ且商業正直奇特ノ行アリ	
同	儒教	同所大工 傳三郎	同	儒教ノ祭祀ヲ尊ヒ兄ヲ誨ヘテ儒ニ歸セシム	
同	孝行	同所 治左衛門	同	儒ヲ信奉シ且孝行ナリ	

同	儒教	同所傳三郎弟子 多左衛門	同	姑及妻ノ神子ノ業ヲ廢シ、儒ニ志シ、且職務ニ忠實	
同	貞順	同所掛取甚兵衛弟 小左衛門妻	同	夫ハ二十年來ノ狂氣ナレト始ト異ズ	
同	奇特	邑久郡鹿忍村 長左衛門	同	儒ヲ志シ且富アル故人ニ貸與シテ利ヲ貪ラズ	
同	善行	同所 喜兵衛	同	種々善行アリ	
同	孝行	同所 紺屋甚右衛門	同	老母ニ孝行	
同	孝行	同人弟 六右衛門	同	兄ト共ニ老母ヲ奉養ス	
同	貞順	六右衛門 妻	鳥目壹貫文	子無ヲ憂ヒ我ヲ出シ他婦ヲ娶ランコトヲ請フ	
七月十六日	正直	和氣郡片山村庄屋 六郎左衛門	時服貳領並賣置候田地償取テ被下賜	學術ヲ勵ミ公事ニ正直ナリ	類編
同	貞節	同人 妻	白銀壹枚	父ハ森内記ノ臣(千石)ナレトモ許嫁ノ後父ノ富貴ヲ忘レ卑賤ヲ厭ハス頗ル貞節	同
同	儒教	同村年寄 太郎左衛門	時服壹領	儒學ヲ守リ正直	同
同	儒教	同 善兵衛	同	同上	同
同	正直	同村 新右衛門	米貳俵	正直ヲ以テ公務ニ盡ス	同
同	孝行	同村川原田ノ賤婦 竹ノ老母	毎年麥五俵	母ニ仕ヘテ孝母子二人ナル故嫁ヲ求メス	同
同	正直	同郡伊部村庄屋 甚右衛門	時服壹領	村ノ風儀惡シキモ之ニ染ラズシテ正直ナリ	同
同	孝行	同村 七兵衛	△鳥尾圓及鳥目二百疋(參照備考)	中風ニ罹レル養母ニ仕ヘテ至孝ナリ	
十月廿八日	親睦	和氣郡木谷村 與左衛門	鳥目壹貫文	兄弟三人互ニ財用ヲ通シテ親和ス	
同	同	治左衛門	同上	同上	

同	同	太郎左衛門	同上	同上	
十月廿九日	孝行	和氣郡吉田村年寄　庄助	鳥目貳貫文	養父母ニ孝且下人ヲ慈ム	類編
同	篤學	同郡日笠村庄屋　八郎兵衛	時服壹領	聖學ニ志有リ	同
十一月朔日	佛教	同郡和氣村庄屋　九郎太夫	羽織壹領	日蓮不受不施ヲ尊ビ獨リ志ヲ變セス	同
同	公務	同所　又右衛門	鳥目貳貫文	能公務ニ盡シ人ヲ愛ス	同
同	孝行友愛	同郡南曾根村　藤右衛門	同上	親ニ孝、兄弟ニ友	同
同	同	同所　四郎兵衛	同上	同上	同
同	祖父ノ奇特	同郡北山方村　孫市郎	銀子五枚	祖父與惣兵衛庄屋ニテ無欲無私慈愛厚ク村治ニ功有リ	同
同	村内和親	同所　百姓中	米貳拾石	先庄屋與兵衛ヲ助ケテ村内ノ協同和睦ヲ圖ル	同
同	同	清九郎		同	
同	同	上之房		同	
同	同	羽都		同	
同	同	長兵衛		同	
同	律義	同所　助三	鳥目貳貫文	老且貧ナルモ救助ヲ仰カスシテ親ニ孝養ス	同
同	奇特	岩梨郡畑村　源兵衛	同	能父母ニ事ヘ貧ナル兄ニ自己ノ美田ヲ與ヘ且半盲ノ弟夫婦ヲ養フ	同
同	善政	赤坂郡二井村庄屋　五郎兵衛	白銀壹枚	家職ヲ勤メテ功アリ	同
十一月朔日	篤志	五郎兵衛妻	鳥目貳貫文	村内婦女ノ指導ニ盡ス	同

同	村內和睦	赤坂郡 二井村中	米貳拾石	庄屋夫婦ヲ中心トシテ一村能ク和睦ス	類編
同	儒教	岩梨郡醫師 木梨玄貞	米貳拾俵	醫ヲ精勵シ又儒學ヲ教ル	同
寛文七二月廿八日	慈善	備中窪屋郡眞壁村 吉兵衛	銀子五枚	賣リ殘リノ麥貳拾石ヲ飢人ニ貸與ス	同
同	正直	坊主了勺召使下女 勢武	白銀壹枚	若年ニ候ヘト火事ノ節夜中了勺方ニ參候男ヲ能見改之節不隱正直申立	同
寛文九三月十一日	和睦	備中淺口郡六條院西村 與兵衛	米拾俵	與兵衛家產ヲ減損セシ時作兵衛及少七兩夫婦協力シテ兄ヲ扶ケ家運ヲ回復ス	同
		與兵衛弟 作兵衛			
		同 少七			
三月十二日	和睦	備中淺口郡安倉村民 茱々	米貳拾俵	一村輯睦老幼ノ勤勞ヲ扶ク	同
四日二日	兄弟相和	御野郡內田村庄屋 彥兵衛	米五俵	屢弟ノ耕作仕損ヲ代償ス	同
十月十日	奇特	西大寺村庄屋 又右衛門	鳥目五貫目	御藏米ヲ船ニテ運搬シ出米ヲ生ス	板挾記錄日錄
十月廿六日	奉仕	邑久郡 福里村		當八月大風雨新田堤防破壞ノ節村民一致能ク修理ニ盡力ス	類編
同	同	磯上村			
同	同	牛文村			
同	同	邑久郡 邑久郷村	米三石七斗	同上	
延寶元五月廿五日	救命	備中淺口郡東大島之內國頭村源兵衛悴 傳十郎	米貳俵	洪水ノ節船ヲ漕出漂流者ヲ救フ	
同	同	同所 加兵衛	米貳俵	同上	
同	同	同所 半兵衛	米貳俵	同上	

年月日	種別	住所氏名	褒賞	事蹟	出典
同	同	同郡西六條院ノ内安倉村 庄兵衛	米壹俵	同上	
同	同	同所 吉兵衛	米壹俵	同上	
同	同	同所 六兵衛	米壹俵	同上	
同	同	同所 猪兵衛	米壹俵	同上	
同	同	同所 長次郎	米貳俵	同上	
同	同	同所 七右衛門	米貳俵	同上	
延寶三四月十日	烈婦	備中淺口郡西小坂村 與七郎妻	米五俵	四里離ル、池普請ニ働キテ盲目ノ母病夫悴二人ヲ養フ	類編
延寶七二月晦日	奇特	淺口郡鴨方村 藏番久助	米參俵	藏ニ入ル夜盜ヲ捕フ	評定留
同	奇特	茶筅 平作	米貳俵	同上	同
同	同	市藏	米貳俵	同上	同
同	同	茶筅 源兵衛	米壹俵	同上	同
延寶八七月廿一日	同	淺口郡六條院中村 六太夫	米三俵	用水池ノ破損セシ時決死ニテ水留ニ努ム	同
十一月十五日	正直	津高郡西椅津村 助右衛門	銀三枚	下男ノ拾物ヲ屆ケ謝禮ヲ固辭質朴且農事ニ精勵ス	留帳
同	同	右助右衛門下男 三藏	錢三貫目	人無キニモ拾得セル袋ヲ開ス正直ナリ	同
十一月晦日	律義	備中淺口郡七島村新田 左助下人與作	代官頭ヨリ	幼主ヲ扶ケテ耕作ヲ勵ミ給銀ヲ求メズ	評定留
天和二十二月十九日	貞婦	岡山富田町 八郎兵衛妻	町奉行ヨリ	多年惡疾ニ罹リシ病夫ヲ養復シ貞節ヲ盡ス	同

賞賜

承應三年甲午十一月十三日　有編

備中淺口郡大嶋村民

甚　　助

右母ニ孝行ノ由相聞感賞之餘召シテ饌ヲ賜ヒ其家ノ賦税ヲ除キ褒書ヲ下賜日置若侯授之其後甚介ニ謁ヲ賜フ此甚介平生母ニ孝行兄ニモ善事ヘ律儀者ニテ隣郷ノ者モ信之隣國備後ニテモ其孝友直行ヲ感スルニ因ル折紙之趣如左

柴木村甚助折紙（下原甚助氏所藏）

備中國淺口郡中大嶋柴木村内抱分田方三反畠方二反都合五反依感有孝悌之行永代與之素備地之民雖不知有孝悌之教誠天質之靈妙也哉郡中皆至稱其美是天之靈也故以天祿賞之者也

承應三年十一月十三日　　御名　花押

柴木村甚助

別紙

田畠畝數目錄

一、田　三反

内　上四畝拾壹步半　中壹畝四步

下壹反六畝拾七步半　下々七畝貳拾七步

一、上畠　貳反

田畠合五反

右永代被下候間田畠作取可申候也

午ノ十一月十三日

日置若狭

池田伊賀

備中淺口郡中大島柴木村

甚介

同年同日 類編

一、米拾俵

備中矢田村庄屋

治兵衛

右此度洪水之刻自分ノ米麥粟其外持合候物共ヲ出シ小百姓共ヲ救ヒ不飢様ニ致シ此儀隣郷ニモ不知郡奉行モ不知候段高聽ニ達シ奇特成儀ヲ被感爲其賞頭書ノ通下賜

同年同月十三日 同

邑久郡福岡村實教寺

一、米五石

是要

右ハ平生慈悲ノ行アリ且此度乞食ヲ憐ミ養ヒ奇特ナル儀有之蓮昌寺末寺故召連可罷出旨被命謁ヲ賜ヒ其後饌并折紙ヲ被下其文如左

夫大慈悲者諸佛之本心也棄捨濟度者如來之德行也布之名妙法之覺之號妙覺修之謂淨業寫之爲妙典于兹我備州邑久郡福岡村實教寺是要素有慈眼視衆生好布施而救苦厄嗚庶幾修大乘之妙法而行無緣之慈者乎可謂眞學佛之徒也是以頗雖有爭于閭里然實知其人者鮮矣惟天不蔽頃有乞者來而詳顯其誠也予於是驚歎深感謝之故以支米五斛每歳供養于當住持之慈心以奉行于天之明命者也

承應三年十二月十三日　御判

實教寺是要

明暦元年乙未正月二十五日　類編

一、金子百兩　　伊木玄蕃

本日玄蕃へ面命ノ趣ハ其方家來共舊冬何モ申合今度ノ飢饉ニ付合力米少モ請申間敷由下々迄一同ニ申旨奇特千萬ニ思ヒ候玄蕃手柄ニテ候又下々迄左樣ニ存寄候儀能書者ヲモ持申故ト思ヒ候左候テモ行詰候テハ下々ニテモ散ル事モ有之候得ハ無詮事ニ候間少ニテ足リニハ成間敷候得共當年之儀ニ候間金子百兩遣候家來共ニ少宛ナリトモ分配シ可遣事

明暦二年丙申八月廿六日　自記 類編

兒島郡下山坂村

一、白銀壹枚　　二郎右衛門

右ハ公巡視ノ節謁ヲ賜ヒ何モ思事ハ無之ヤノ旨面命アリケレハ別ニ思儀ハ無御座子共耕作ニ不精ニ候ハンカト是ノミ苦ニ仕候旨申上ケレハ業ヲ不忘申分トナリトテ感賞アリ此者一家親睦子八人アリ男子四人内三人ハ家ヲ分テ一所ニ住居三人共ニ一家ノ如クナルヲ殊ニ被感此賜アリ

萬治三年庚子十月廿五日　下命

備前國和氣郡八木山村之土民淨慶有孝行之聞又能刻石造佛像其功甚妙予祖父相公感彼孝行免其家年貢課役以養父母相公辭世之後淨慶悲歎之餘自造相公之石像朝夕禮拜有子二人命彼等曰我蒙國主之恩最深厚汝等爲僧守護此石像是我之所願也二人子卽剃髮爲僧淨慶已死長子亦號淨慶能守護石像亦事母有孝年久予憫彼等爲出家之身而無子孫之相續竊召彼等令告之曰祖父相公免汝父之年貢課役依有

孝行之譽也然今汝等爲僧無子是不孝之第一也況又汝等死後無子孫之守護石像者乎願改過還俗子々孫々永守護石像誠可謂達父之本意歟淨慶大悔前非曰恭承君命嗚呼復善之速而有忠有孝不可不加褒美仍令淨慶還俗號八木左衞門復善又舊地六石餘之上加增拾三石餘前後之高都合二十石永可爲神像之祭田者也

万治三年十月廿五日　國　主　光　政

備前國和氣郡八木山村八木左衞門爲加增被下田方分

一、上田壹反七畝拾三步半

一、中田壹反六畝二拾九步

一、下田三反五畝壹步半

一、下々田四反貳畝廿步

畝數合壹町壹反貳畝四步

高拾三石七斗三升貳合

前高六石貳斗六升八合ハ慶長年中ニ被遣分

都合高貳拾石

右如御證文爲神像之御祭田永代被成御扶持諸役共御免許候條田畠荒不作無之樣作納可仕候也

万治三年十月廿五日　　日　置　猪　右　衞　門　判

慶長中參議公ヨリ淨慶ヘ賜ハリシ田畠免租ノ折紙元和中忠雄公ヨリ下付アリシ書面及ヒ　芳烈公移封ノ後被下置タル折紙等參照ノ爲メ左ニ揭錄ス。

慶長十七年輝政公ヨリ佛師左衞門太郞ヘ田畑ヲ賜ハル。

八木山村佛師左衛門太郎抱田畠

一、上田六畝拾歩　一、下田貳畝廿壹歩　一、上畠八畝三歩　一、中畠七畝七歩　一、下畠九畝貳歩　一、下々畠壹畝六歩

一、屋敷壹畝拾貳歩

田畠合五段四畝壹歩

右永代被成御扶持諸役共ニ御免許候間田畠荒不作無之様ニ作取可申者也

慶長十七年十一月廿三日　主　殿　判

八木山村　淨　慶

折紙　備前國和氣郡八木山村内抱分田方貳反五畝畠方貳反九畝壹分都合五反四畝壹分依有孝親永代扶助候也依如件

慶長十七年十二月日　輝政御判

元和五年忠雄公ノ時ニモ左ノ如シ。

輝政被成御扶持御判之面手前ひかへ分宮内殿御代モ不相替被仰付候間可存其意旨候也

元和五年九月十三日　荒尾但馬守判

八木山村佛師　左衛門太郎

折紙　備前國和氣郡八木山村之内抱分高六石八斗六升八合令扶助候也

寛永十一年十二月十五日　光政御判

佛作淨慶子　正遍

寛文二年十二月二日　類編

一、米三石貳斗　　兒島郡鞭木村庄屋　八郎左衛門

右ハ當年大旱ニテ村々大形毛見請候ニ鞭木村モ同様ノ處正路ニシテ升付等モ有様ニ申其上八郎左衛門申上候ハ救米一粒モ申上間敷候其子細ハ當年御國中物成大分減シ可申候得ハケ様之時節近年ノ御恩報シ候印ノ由申候近村ノ横道ケ間敷申様トハ相違ノ旨郡奉行石川善右衛門ヨリ老中ヘ申立其趣高聽ニ達シ奇特成心根ニ付如此　御留帳ニハ粒江村十村肝煎八郎右衛門ニ作ル

寛文六年丙午七月十三日　板挾記錄

一、時服二領被下賜謁　　牛窓村庄屋　三　平

役儀ヲ能勤又學問ヲ好候由尤之儀ニ候彌根ニ入可相勤旨猪右衛門被申渡

三平父次郎太夫先年飢饉之時分モ能村ヲ育ミ裁判私ナク一村無事ナリ三平其跡ヲ繼テ不怠又生菴カ誘掖ニ依テ學ヲ好三四年以來村中學ニ赴者十ニシテ二三始三平父子法花ヲ信ス此故ニ今本蓮寺サマ〲方便ヲ以テ是ヲ防ク然共諸寺ノ僧モ還俗シテ儒ニ歸シ不儀有之僧ハ走去テ一半村中ノ寺破滅ニ及フ

一、鳥目貳貫目　　同郡同村　治　左　衛　門

右ハ平素佛ヲ信シ父ノ爲メニ高野山ヘ月牌ヲ入レシホトナリシカ弟惣兵衛ハ儒ヲ學且末廣生安ト姻戚ナルヲ以テ本年正月三日生安來ル時ニ治左衛門モ亦在リ生安治左衛門ニ元三ノ祝儀ハ佛カ儒カト問フ因テ儒道ノ旨趣ヲ諭ス治左衛門忽悔悟佛器ヲ毀テ神主ヲ設ク母之ヲ憂フ人ノ曰母ノ意ニ違フハ不孝ナリ治左衛門曰我盜ヲ行ヒ母悅フトテ其非ヲ知ラハ改ムヘキナリ母悅フトテ再タヒ盜ヲ行フヘキヤト土俗家督ヲ末子ニ讓ル治左衛門曰我弟成人ナリト因テ家產ヲ悉〃惣兵衛ニ付シテ麥壹俵ヲ取テ小家ヘ退ク其非ヲ悔善ニ遷ルノ速ナルヲ感セラレ此賞アリ

同年七月十六日　類編

一、時服二領幷賣置候田地償取テ被下賜謁

一、白銀壹枚　　　和氣郡片山村庄屋　六郎左衛門

右ハ數年學術ノ實ヲ勵テ外ヲ衒ハス父死シテ心喪三年公事ニ於ケル正直ニシテ私ナキヲ以テ彌無懈怠勤ムヘキ旨被命此賞アリ

且謁ヲ賜フ

一、白銀壹枚　　　同人妻

其妻ノ父ハ森内記長繼君ノ臣祿千石足輕頭ナレトモ許嫁ノ後父ノ富貴ヲ忘レ卑賤ノ事ヲ厭ハス家業ヲ勤ムル村婦ノ及フ所ニアラス是ヲ以テ此賞アリ

同年七月十六日　類編

一、每年麥五俵ヲ賜フ　　　和氣郡片山村川原田ノ賤婦竹　老母

右ノ竹年三十四母ニ事ヘテ至孝母子二人ナルヲ以テ嫁ヲ求メス他人嫁ヲ勸レハ輙日ク我母老タリ我兄弟ナシ我嫁ストモ母ヲ養フ程ノ夫我ヲ呼可ラス然ハ奉公シテ母ヲ養フニ如カスト他ニ雇ハレ賃銀ヲ母ニ供ス且一月ニハ六七度ノ暇ヲ乞ヒ母ノ家ニ歸ル母子相逢テ甚悦フ右高聽ニ達シ奇特ナリトテ此賜アリ且竹ヲ嫁セシムヘキ旨郡奉行ニ命セラル

一、鳥犀圓及鳥目貳百疋　　　和氣郡伊部村　七兵衛

右ハ同村九郎兵衛養子トシテ其姪ヲ以テ妻トス九郎兵衛夙ク死ス妻養母ニ不孝ナルヲ以テ之ヲ出ス養母及親族七兵衛ヲ責ム七兵衛已ムヲ得ス之ヲ呼還ス養母六年來中風ニ罹ル七兵衛看護側ヲ離レス母亦七兵衛ニアラサレハ起臥寢食ヲ安ンセス其家産一村ニ秀テタリシモ母ノ病ルカ爲ニ漸々家産ヲ破ルニ至ル故ニ此賞アリ

〔備考〕　鳥犀圓

(一)　寛文六年七月十六日　孝子、和氣郡伊部村七兵衛に鳥犀圓を賜ふ。

備陽國史類編　寛文六年七月十六日條云

一、同村〇和氣郡伊部村　七兵衛ニ鳥犀圓並鳥目貳百疋被下之

是七兵衛　同村九郎兵衛養子と成則九郎兵衛か姪を娶候九郎兵衛ハ早ク死し養母存命に候處此妻養母に孝ならず候故七兵衛是ヲ出し候宗族養母皆七兵衛を責候に付不得已再呼返し候子壹人有之養母六年以來中風を煩七兵衛側を不離看病に心を盡す母も又七兵衛にあらされは起居寢食せす其家督一村に勝れたれとも看病に無暇田畑を疎略にして漸々富薄く成候近隣之者皆其孝を稱す此趣達御耳奇特に被思召如此（御留帳、備前國史日錄及褒賞者一覽寛文六年七月十六日條參照）

（二）　鳥犀圓の藥方　鳥犀圓の調合製藥に就いては歴代意を用ひられ普通製藥の場合と同しく之を御郡方支配下御藥方に命せられしが特に數名の典醫をして嚴重に之を監督せしめたり。木畑氏所藏の慶應二年に於ける藩侯御用藥鳥犀圓調合製藥に關する左の記錄は其詳細を悉せり。

一、鳥犀圓調合帳（大半紙四ツ折帳）　一冊　木畑隆敬手記

一、鳥犀圓製藥御用ニ關スル記錄　一冊　同　上

第五十七章　文武列傳

烈公、夙に文武忠孝に志し文武の偏廢すべからざることと、治に居て亂を忘れざる深慮、善政を施して領民を安んずるの達識ありし人なりければ文武臣從・學問・政治・經濟さては兵法軍略に長じたる一代の人材備前に集れり。實に多士濟々と謂ふべし。そは有斐錄にも

一、江州小川の邑中江與右衛門、藤樹先生と號す、王氏の學にして、道德甚だ高し、公、御尊敬遊ばされ、常に御文書を以て御議論あり、江戸御往來には、大津の邊へ出て見え給ひ、或は御旅館へ御招ありて、御饗應御閑話等あり、先生沒後、神主を西の丸に設け給ふ、賢を尊び、士を親み給ふ事、是のみならず、先生の長子太右衛門、備前へ御招き、御客並の御會釋にて甚だ重んじ、敏達才藝ありしに、廿二歲にして病死せり、仲子彌三郞、祿四百石、綱政公の御時、病の故を以て致仕して、江戸に歸る、先生の高弟中川權左衛門（權太夫家祖）熊澤次郞八（別に家譜行狀あり）泉八右衛門（熊澤の弟なり）加世八兵衛等、甚御任用遊ばさる、その外、軍功の武士、藝能ある者をば召出さる、草加五郞右衛門、若松市郞兵衛（今跡絕ゆ）齋藤加右衛門（今加左衛門といふ）此四人は大坂七本槍の功を以て、祿を千石宛て給ひて召出さる、草加、若松兩人の屋敷は二日市町、（壹分藏の所なり）公、御鷹野などにて、御下りの節は、必古戰咄を聞かんとて、御入りありし由。

一、公の御代、召出さるゝ人々多きが中に、吉井藤内（後、一閑といふ、今小藤内といふ、鐵炮竝に武藝を能せり）櫻井孫三郞（今跡絕ゆ）兩人は、島原の亂に功あるを以て召出され岡田甚五兵衛（今跡□）今西和左門（今跡□）森脇三右衛門（今跡絕ゆ）此三人、皆武藝を以て召出さる、森脇が子右門作射を能くし、強弓先（マ、）一寸三分を射れり、鐵炮は荻野六兵衛（跡絕ゆ）鄕司七左衛門（今七左衛門といふ、遠射を能くす。）梶田彥八郞（今喜八郞）弓は當地權之丞（跡絕ゆ）

中村多兵衛今傳十郎槍は佐分利猪之介□今跡坂口市兵衛後に勘左衛門といふ、子猪左衛門時に退去、家絶ゆ、此市兵衛、加藤出羽守月窓翁が兒小性にて、幼年より、鎗、御名人の御手筋を學んで、勝れて上手なり、之に依つて月窓翁より、御もらひありて召出さる。劍術は、戸田權左衛門今跡絶ゆ馬は市森彦三郎今彦十郎谷口勘兵衛今跡□ゆ寒川源太左衛門今跡久之丞軍者上泉治部左衛門今跡治部左衛門山田道悅今跡大之進富田甚之丞、儒者にも小原善助大丈軒といふ今彌左衛門市浦清七今清七郎窪田道和等なり。

就中著名なるものを傳載す。

市浦惟直

通稱は清七郎、字は季清、毅齋と號す。武藏の人なり。志學の後四方に歴遊し、時の俊秀に就きて經義を質し、備さに辛難を踏む。明暦二年池田光政に仕ふ。中頃故ありて辭したるも、再び召されて岡山に來り、尋いで曹源公(綱政)に歴任し累進して俸祿二百五十石を給せられ、元祿十三年二月學校奉行と爲る。人となり質直にして華美を好まず。又生計を以て心を煩はさず。常に書を讀むを以て樂みと爲す。嘗て國學の廠舎を毀ち、閑谷黌の外館を廢せんことを主張せるものあり。此議終に決し、君命亦下る。惟直慨然沐浴して服を改め、愁訴一卷を携へ、竊に藩公に謁して之を呈す。其の言ふ所痛切を極む。公の心爲めに動き、遂に前議を翻して舊に仍ること〻なれりと云ふ。惟直稟性謙讓にして、其の爲すところ功績の或は大なるものあるも、嘗つて猥りに之を人に語るが如きことはなかりしとぞ。正德二年九月六日歿す。享年七十一、石井の妙林寺山に葬る。

泉仲愛

通稱を八右衛門といひ、熊澤次郎八(蕃山)の弟なり。仲愛兄と共に業を中江藤樹の門に受く。慶安三年備前藩に聘せられ、祿五百石を食む。寛文六年津田永忠と共に學校奉行に任ぜらる。仲愛幼にして出で〻、岩田某の養子となり、

岩田姓を冒す。備前に來たるや、舊姓泉を稱し、曰く今吾自立すと雖も、人の姓氏を亡ぼすに忍びずと、遂に岩田氏の族類を求めて己の子となし、藩に請うて采地二百石を頒與し、其の家の再興を爲さしむ。仲愛後吏に擧げられて、藩政の評定列座を命ぜらるゝや、言沈默、終日是非を謂はず。人あり嘗つて罵つて曰く、君公何を以て此の木偶を此の席に列せしむるやと。國老某其人に諭していへり。君公の智人に過ぐ、夫れ仲愛をして席に在らしめば、人皆な戲言妄作を愼んで、自ら省察するの意あり。是れ人を敎ふるの大化にして政刑の紀綱之に過ぎたるはなしと。仲愛人と語るや溫厚和平、匆卒の間に在りと雖も、未だ嘗つて心を動かし、形を變せず、一國以て之を稱せりと云ふ。元祿十五年三月二十日歿す。享年八十歲。

石黑貞義

通稱を後藤兵衞と曰ひ、岡山藩に仕へ、祿百五十石を食む。人と爲り武勇、同藩士中牟田三次郎、一森彦三郎、松下儀右衞門、茨木佐太夫、丸毛元右衞門、中野半助と共に備前七英士の稱あり。貞義實に其の領袖たり。人呼んで鬼後藤といふ。嘗て遊獵して山に入る、狼あり。將に躍つて嚙まんとす。貞義進んで右手を其の口中に入れ、喉を探りて人骨を得たりと。其の勇敢なること斯の如し。又路に牧牛に遭ふ。路狹うして互に避くべからず。遂に四足を支へて、自己の後方に遣る。貞義射藝に達し、東軍流の劍法を修め、孰れも精妙の稱あり。享保三年十一月弓組々頭を以て、江戸に歿す。歲六十四。

茨木幸虎

岡山藩主池田氏の家臣なり。通稱を安太夫と曰ひ、家祿四百石を食む。武事を好み、劍術尤も妙を得たり。

齡十六歳のとき既に道場を開き、擊劍を教授す。當時劍客、武者修行と稱して海内を周遊し、劍士の門を叩き、其の技を試むるもの少なからざりしが、幸虎はいつも喜んで之を諾せしが、能く幸虎に勝つ者はなかりしと云ふ。

幸虎又性音樂を好み、吹笛に妙を得たり。嘗つて本市東照宮の祭典式に當り、甲冑供奉員の中に在りしが、偶々横笛を吹いて伶官を愕かせしことあり。

幸虎は又愛刀の癖あり。長船上野大椽祐定の鍛練に係るところの刀一口を得んことを欲し、祐定に命じて之を造らしめしが、自己も亦長船に行き、滯在して監視しつゝ之を鍛錬せしめ、七日にして製了し、非常の良刄を得、之を家傳の寶刀と爲せりと。幸虎の妻は丹羽藏人の娘なりしが、結婚の時に當り、匳裝諸器の居室の次室に在りしものゝ中に一個の大なる箱ありて、來賓等其の何物を藏せるかを知らず。之を家臣に問へば、內室の衣桁を入れし所の箱なりと答ふ。出だして之を見るに、樫の白木作りの大衣桁にして、唐眞鍮の裝飾を施し、甚だ美麗なるものなりしが、幸虎側より見て家臣に言つて曰く、此の器の我が家に在るは却つて室の妨げたり。今之を汝に與へん。汝賣つて所用の品を購ふべしと。遂に之を贈與したり。蓋し是れその臣下の奢りを制せんと欲して、諷誡の意を寓せしものなりしとぞ。寶永六年十一月病んで歿す。享年六十有七。平井山の墓域に葬る。

上泉義郷

通稱を治部左衞門といひ、岡山藩池田氏の臣にして、同藩の士主水の甥なり。少くして武技を學び最も槍術に妙を得たり。關ケ原の戰及び大坂冬夏の兩役ともに參加して武勳あり。

嘗つて鴨方侯池田信濃守政言義鄉が兵器の製法に明かなりと聞かるゝや、問はるゝ所あり。具足類を作る如何なるも

の最も利便なるやと。答へて曰く臣屢々戰陣に臨みて、諸將の用ふる所を見しに未だ佳良なりと感じたるものなし。唯具備は重きに害ありて輕きに利あるべし。是れ行軍の法に於けるの定規たり。其足箱の如きは行軍には所要なかるべきか。遠路には人夫を要し、山林蓊茂の地には携撥に苦しむ。臣未だ便法を學ばず。唯有るに任せて使用せらるれば可なるべしと。

晩年致仕して有志の請に依り、藩士の子弟に兵書を講じなどし、閑地に餘生を送りつゝありしが、明暦年間齢八十五歳を以て歿せり。

中川謙叔

光政嘗て儒臣をして孝經爭臣の章を說かしむ。座に老臣池田出羽、池田伊賀等あり。光政之を顧みて曰く、卿等能く之を思へ、若し予にして違ふあらば、則ちかならず諫めよと。時に中川謙叔進んで曰く、公の言能くこゝに及ぶ。實に國家萬世の兆なり。然れども公大に威嚴ありて、聰明絶倫、而かも面上痘痕あり。眼光爛として人を射る。偶々怒ることあらば、人皆戰慄して仰ぎ見る可からず。此の如んば、誰か敢てこれを諫めんや。公先ず顏色を柔げ、以て諫士を喜賞せば、則ち言路開通し、益あること尠なからざるべしと。光政大に其の言を嘉す。既にして光政内に入る。加世八兵衛謙叔に謂つて曰く、今の言卿何ぞ忌まざるの甚しきや。謙叔色を正うして曰く、人臣の職自己の利を思ふべからず。只國家の爲め其の無禮を忘れたるなりと。謙叔名は權左衛門、少にして業を中江藤樹に受け、出でゝ備前に仕へ、祿二百石を食む。萬治元年十一月十八日病んで歿す。年三十五。

中村主馬

岡山藩主池田氏の世臣にして、軍學を嗜み、水軍操縦の法に精しく、又造船の術に通ぜり。光政のとき擧げられて船奉行となりしが、寛永十四年肥前島原の賊起るや、主馬藩命を奉じ、船艦十艘を率いて大坂に行き、征討軍の輸送に備ふ。松倉長門守、日根野織部、板倉内膳正等の肥前に向ふもの皆主馬の船に賴る。

十九年五月光政大坂より航して岡山に歸らんとし、航途西宮に至る。風浪猝かに起り、船の殆んど覆らんとするもの數たび、漸くにして兵庫に達し、遂に岡山に歸着ありしが、光政乃ち主馬を召して曰く、船吏天色を辨ずること能はず。我をして此の危を踏ましむ。曠職に似たり。汝船奉行の職に在るもの、宜しく之を戒むべきなりと。恐懼命を吏に傳ふ。

主馬は光政・綱政の二代に歷仕し船奉行の一職を以て身を終りしが、光政の信任を受くること頗る深く機密の諮詢に預りしことも屢次にして、榊原康勝の子平十郎といふもの奸臣のために苦められて高野山に遁るゝや、時に齡十歳なりしが、主馬光政の命を以て竊かに高野に往き旨を傳へ、祿を給し岡山に連れ歸りしこともあり。主馬は貞享年中齡八十餘歳を以て歿せり。半田山の墓域に葬る。

中江宜伯

幼名虎之助、通稱を太右衛門と云ふ。近江の人、父、諱は惟命、寛永十九年十一月二十三日を以て生る。幼にして學を好む。資性溫厚、擧止閑靖、常兒の嬉戲を好まず。頗る成人の風あり。夙に父母を喪ひ祖母の手によりて鞠育せらる。長じて道學を好み、行實を尚び、造詣深し。備前藩主池田光政の禮を厚うして賢を聘するを聞くや、來たつて筮仕す。學官の員に備へらる。寬文四年五月二日病を以て歿す。享年二十三、半井山麓の墓域に葬る。

中江季重

近江の國高島郡小川村の人、通稱は彌三郎、字は常省、宜伯の弟なり。明暦二年岡山藩主池田光政の聘に應じて備前に來る。時に年僅かに九歳なりき。出仕して五十俵五人扶持を給せらる。

萬治元年十二月十五日齢十一にして兒小性と爲りしが、寛文四年九月二十五日知行百五十石を給せられ、御書物預りに任ぜらる。八年十月學校詰役に轉じ校内に住す。延寶元年五月加世八兵衞と共に藩黌の學監として勤務を命ぜられしが、既にして致仕し江州に歸る。時に年二十三。

窪田道和

字は重中、立軒と號す。紀州和歌山の人、人と爲り沈靜簡默、寡欲を以て志を養ひ、幼より讀書を好み、歳二十一にして笈を京師に負ひ、諸大儒の帷下に侍し、考索寫錄すること積日累年、既にして學成り、來つて贄を備前に執り、市浦毅齋、小原大丈軒の諸儒と共に藩學講官と爲る。立軒人に語つて曰く、我の京師に在るや、以爲く學既に成ると。今毅齋先生に從ふを得て、嚮の學ぶ所甚だ精功ならざるを知る。之を以て益々復た學に勤むと。其の經を講ずるや、平實にして味あり。聽く者をして自ら通曉せしむ。嘗て二子を戒めて曰く、人にして其心定れば、事成すべし。我十五にして人と與に池に浴し、足を失す。深さ丈餘ばかり、水口耳に注いで其苦堪ゆ可からず。而も忽にして思へらく、反行すれば、當に淺處に出づべきなりと。乃ち反行すること十歩にして、手を掀すれば、手水を離る。遂に進んで出ずるを得たり。此の時心定らずんば、必ず死せんなりと。後ち人の遽に其の奴を斬るものあり。立軒適傍に在り。座視して自若たり。殺了するを待ち、其人に謂つて曰く、劍柄堅確ならず。擊つて柄鳴る。汝知らずやと。人其の少しも遽色なかり

しを嘆稱すといふ。立軒家居儉素にして、床上唯經史と佩刀とあるのみ。享保二年歿す。年七十。死するの後、衣物の以て兒孫に頒つべきなし。其の淸貧寡欲察すべきなり。

熊澤正興

幼名を權八と曰ひ、通稱は八郎、後に南條猪太夫と改む。肥前平戶の藩士なり。澹菴と號す。

正興齡十五歲の時脫藩して江戶に赴かんと欲し、途本市を過ぐ。偶々藩主池田光政の鷹狩に出づるに會す。光政人をして之を誰何せしむ。答へて曰く、平戶藩の浪士仕途を求めんが爲めに江戶に往かんと欲するものなりと。其他を語らず。光政乃ち呼んで進ましめ、自から問ふ。汝の藝能は如何。正興曰く唯少しく歌を詠むのみ。光政曰く汝の武技は如何。正興曰く能くするものなし。光政曰く然らば汝何故に長刀を帶ぶるやと。正興曰く是れ親の讓り物なり。未だ一度も用に立てしことなしと。光政其の答を奇とし、汝今浪士とあらば急ぎの道にはあらざるべし。暫く余が鷹を使ふの狀を見よと。乃ち從士の中に伍せらる。偶々道側の旭川に淵を爲せる所あり。光政近侍の士を顧みて、誰か此の淵の深さを測り得るものぞと。左右目を正興に注ぐ。正興曰く、余敢へて之が深淺を測らんと。直に裸體と爲り腰刀を引締め、且つその刀脇差の水留を爲し之を帶びて其の淵に飛び入りしが、稍ありて浮び出で、水上を行くこと恰も平地を步むが如く、軈て岸上に登り衣服を着し、徐に光政の側に跪きて、具さに淵裡の模樣を言ふ。光政深くその進退態度の儀矩に合せるに感じ、江戶までは尙ほ程遠し。宜しく備前に留りて我に仕ふべしと。これより池田氏に臣事することゝなれり。

其後平戶侯嘗て東上の途次、本市を經過せらるゝに當り、光政正興をして茶を松浦氏に薦めしむ。侯正興を熟視して曰く、是れもと吾が藩士なり。國を出ずるとき我が與へし知行狀を裂きて、我何ぞこの折紙を恃みて祿を他國に求めん

[illegible]と云へり。其の擧動無禮なりと雖も、少年の短慮は却つて生ひ先きの頼母しきを感ぜずんばあらず。幸に此の少年の鍛錬をせられんことを望むと。長ずるに及んで器局果して凡庸ならず。執法の職に進み、國政を料理し頗名聲を博するに至れり。

正興は公務の餘、戰國の遺事を輯め、碎玉話、應仁記等の者を爲し、又和歌を中院通茂卿に學び頗る造詣する所あり。其の作中見るべきもの多し。亦俳諧をも詠みしと見え、岡西惟中の消閑雜記に、備州の武士熊澤瀞菴といふ人の句に

いさよいは月の桂の一葉かな

と云ふあり。昌程、祖白、玄祥の各大家いづれも口を極めて褒美せる句なりと載せたり。

小原正義

初め朝倉庄太郎と稱す。字は伯實、通稱は善介、大丈軒と號す。父名は正休、嘗て大久保加賀守に事へ、正義を美濃國加納城下に生む。後大久保氏肥前の唐津に遷され、正義父正休と共に之に從ひて往く。既にして故ありて唐津を去り、京師に僑居す。時に年二十歳なりき。其の唐津に在るや、歳未だ志學に足らずして、讀書を禪僧眞教に學ぶ。僧特に聲韻反切の事を能くす。偶々正義之を教へんことを乞ふ。僧未だ以て之を學ぶことを得ずとなし、拒んで誨へず。正義乃ち以爲らく人の爲せる所我れと雖も豈學ぶ能はざらんやと。韻鏡一冊を購求して自から之を研鑽推敲し、或は參伍錯綜或は上下衡縱、眠らざること三晝夜、形容將に枯稿せんとして終に反切の法を開發し、縱横轉輾歸納し、法の如く之を明晰し得て、一字を誤らざるに至る。其の僧試みて大に之を奇とせり。

正義の京師に出づるや、群書を渉獵し、兼て醫術を學び名あり。遠近療を求むるもの多し。既にして正義自から以爲

らく、設令ひ我が術千人を活かすと雖も、一人の非命に斃るゝものあらしめば、未だ全く仁者の術となすには足らずと。乃ち醫業を廢して專ら、孫、呉の兵法を學ぶ。其の業亦群英の右に出づ。然るに正義猶ほ以爲らく兵は撥亂反正の具、固より之なかるべからずと雖も、之を以て心を安んぜんと欲せば、其の趣や陋なり。夫れ神道なるものは我が日域の教なれば之を知らざるべからずと。依りて神書を講ず。見解甚だ高くして有達者と雖も、正義の下風に立つ。然れども此の道動もすれば奇恠を以て神祕と爲す。善は則善なりと雖も、自ら日用彝倫の邇きには若かず。若しそれ治亂存在の大に至りては則ち聖人の道之を包括せざるはなきなり。丈夫志を此に立てずんば安んぞ堯舜の民たることを得んやと。遂に前業を廢して專ら聖賢の學に通み、米川、藤井、中村、河合、宇保、矢尾、市浦の諸賢と共に日夜その道を論講す。是の時に當り、池田光政大に儒政を尙び、偶々正義の佳名籍々たるを聞き、東覲往復の際、延いて侍講とせらるゝや、正義も亦其の君を堯舜にせんと欲し、遂に贄を岡山に執るに至れば公薨ず。尋いで綱政に事へ、累進して藩學校の教授となり諸生を訓督す。齡古稀に達し、致仕して老を北方に養ひ、專ら詩を賦し文を作り、餘生を閑散に送る。正德二年十一月六日歿す。享年七十六、半田山麓の塋域に葬る。正義人と爲り淸峻にして剛毅、狀貌魁偉なり。當時權貴と雖も正義を見ば必ず禮容を備へりと云ふ。

靑地高豊

岡山藩の世臣なり。通稱を三之丞と曰ひ、武技を修め、弓術尤も妙を得たり。池田光政嘗て城北半田山に於いて狩獵の擧あり。高豊等多數の臣下從ひ往く。偶々牡鹿の草間に潛臥せるあり。公左右に顧みて曰く、誰か彼れを射るものぞと。近臣曰く、靑地高豊、梶田朝尙の兩人可ならんと。公仍つて兩人に命ぜらる。高豊は弓矢を以てし、朝尙は鳥銃を

以てし齊しく進んで之を射る。矢は鹿の左眼に、銃丸はその右眼に中りて斃る。公甚だ感賞ありて羽織を兩人に賜はる。高豐性硬直にして、正言憚らず。光政嘗て鷹狩に出で黃昏に及んで皈城あり。高豐城門に公を迎へて曰く、主公今日の牛蒡狩獲せらるゝ所多きや否やと。公之を聞いて曰く、高豐の言何ぞ奇怪たる。其の理由を云へ、然らざれば汝の無禮許し難しと。高豐徐に口を開いて曰く、過ぐる日の鷹狩に臣當番にて、城裡守衛の任に當る。其日の獵獲を吸物にして賜はりしが、其は皆牛蒡のみの吸物なりしなり。故に今日も亦牛蒡を狩らせらるゝものならんと思ひて、かく云へりと。公莞爾として曰く、然るか、高豐の直言余甚だ之を喜ぶと。乃ち料理人に命じ、其の日新たに雁を吸物にして當番の士に與へられしと云ふ。延寶四年五月高豐嘗て同僚山口市太夫と共に酒を自邸に飲みしが、遂に市太夫高豐を斬殺して出奔し、既にして市太夫も亦東山の禪寺に入り屠腹して死す。その橫死の原因を知るものなし。時に高豐年六十五なりき。

阪口忠興

伊豫大洲の人、通稱市兵衛、後勘右衛門と改む。少より備前に來つて、其の叔父阪口八郎右衛門（老臣日置氏の臣）に養はる。既にして江戸に行き、大洲侯加藤月窓に就きて、槍術の妙技を極め、業大に成るの後、城東國富村に居る。藩主綱政一日江戸城中に在りて、大洲侯に會し、語次當今槍術の妙技を極むるものに及ぶ。大洲侯答へて曰く、氏は阪口、名は忠興を以て第一と爲す。今草莽に隱れて、君の藩に在りと。綱政國に歸るの後、祿百五十石を附して、學校の竹舍に其の技を授けしむ。弟子益々進む。忠興七十餘歲にして痔を患ひ、極めて尫悴し、屈伸起座甚だ難む。然れども一たび槍を操つて起たば、氣盈ちて輕捷壯者を凌ぐ。觀る者嘖々歎稱すといふ。忠興常に曰ふ、槍を操るの時も、是れ此の心、操らざる時も、亦是れ此の心、心豈二あらんやと。後偶々一畫扇を得て、之を樂み、且つ以て門弟子に示し、而かも其の樂む

所以を語らざるなり。蓋し其の畫く所、喜怡微笑の大黑天長刀を操つて、奮氣瞋目の天狗と相對せるなり。忠興體貌古怪、且つ直言を好む。槍術の外、單騎の兵要、武人の急務に關するもの悉く通曉せざるなし。享保十五年十一月二日歿す。享年九十六。嗣子某故ありて邦を去り後絕ゆ。

下方貞範

尾張の國下方の人、父を泰親といふ。永祿四年を以て生る。武技を好み、家傳を受けて刀槍を學び、夙に拔群の稱あり。齡十六歲のとき蒲生氏鄕に聘せられて祿四百石を食む。氏鄕卒するの後越後に至り、暫らく堀員之の家に寓せしが、岡山城主小早川秀秋の知る所となり、招かれて祿千二百石を受け、足輕三十人を預るの身となれり。然るに慶長七年秀秋卒して嗣なく、國除かるに至るや、流浪の身となりしが、遂に池田利隆の臣土肥周防の推薦に依り、復た四百石を以て池田家に臣事す。十三年百石加祿、十六年擧げられて利隆の世子新太郞（光政）の保傅となり、更に祿二百石の加增あり。時に新太郞齡三歲なりしが、是の年十月貞範新太郞を奉じて江戸に往き將軍に謁す。元和四年三月光政（新太郞）封を因幡に受くるや、又祿三百石加增あり。光政貞範夫妻に對し、寵遇甚だ厚かりしが、七年六月二十四日貞範病んで歿す。享年六十一歲、臨終の際將に光政病床に親臨し、後事を問はるゝ所ありしと云ふ。

服部圖書

服部圖書は長良、幼名作十郞、壯にして源兵衞といひ、後與三右衞門と稱し、晚年主命に依り、圖書と改む。阿濃津藩士若原市郞左衞門の子なり。承應元年十二月備前藩士服部源兵衞に養はれ、其の家を嗣ぐ。明曆二年光政の世子綱政

兒小性と爲る。萬治二年父の後を承けて、番士と爲り、祿三百五十石を賜はる。寛文十年八月大目付と爲り、十二年光政老を告げ、世子綱政封を襲ふや、圖書津田佐源太と共に旨を奉じ、光政及び二公子の歳計豫算を立て之を獻ず。延寶八年九月綱政圖書、及び津田佐源太兩人を召し、面命して曰く、汝等先君の時より能く其の職を盡し、事務に熟達す。宜く評定所の會議に參し、其の意見を陳すべく、且つ郡邑を視察し、百姓を撫育すべしと。圖書命を受けて退き、管內を巡視し、饑年に際し、倉廩を開き、賑恤を行ふ。天和二年正月綱政又兩人を召し、管內の民政を兩人に委任し、協心事に當ることを命ぜられ、圖書に祿米を加賜して五百石と爲す。蓋し郡代職の初めなり。五月光政病あり、國老番頭及び佐源太、圖書等を臥內に召し、訓戒遺命する所あり。その二十二日竟に卒す。圖書因りて和氣郡和意谷に至り、佐源太と共に葬地を整理す。元祿四年六月願に依り郡代職を辭し、大小性頭を命ぜられ、祿二百石を加賜せらる。八年九月大小性頭より轉じて、番頭と爲り、祿千石を食み、綱政の親任を以て江戶小仕置留守役を命ぜらる。寶永元年歸國、二年七月小仕置を以て作廻方を兼ね、五年十二月より六年七月まで舟奉行をも兼ぬ。六年七月祿三百石を加賜せられ、千三百石と爲る。享保二年七月老を以て小仕置及び作廻方を辭し、六年正月二十三日歿す。享年七十九。人と爲り忠誠にして聰敏、能く衆を統御し、事務に熟達す。光政綱政の二世の歷仕して、尤も其の信任を得、津田佐源太と共に樞機に參して、畫策經營する所鮮からず。

西丸時代

第五十八章　致仕時代

烈公の致仕に就ては、仰止錄に

公御願有之御隱居、寛文十二年夏六月、御家督を曹源寺樣へ、御讓有り御隱居以後も半年程ツヽ江戸へ御參府にて度々御請被遊御鷹杯御拜領有て御道中も御殺生御免の上意有之。有斐錄

御直筆の年譜に

六十四歳、隱居奉願候事　同時獻上物之事、伊豫守家督之事、信濃主税に分知之事、信濃へ被仰付新田ハ我等奉願、主税へ被仰付高之內伊豫守より之願同事。母公御かくれ御暇申上、和意谷へ參葬送仕候事。時服、銀子、御馬、御鷹之雁雲雀　御樽肴　御菓子度々拜領事。

寛文十二年六月十一日より天和二年五月廿二日に至る十年間に於ける公の致仕隱居時代は、特に公の請願に依て允許せられたる也。而して致仕の目的は、世の所謂樂隱居なるものと全然其の性質を異にし、後繼者の養成、第二の烈公たる世子綱政に、大名政治を見習はしめ徐ろに之を後見して身後の計を爲したるに外ならず。由來創業は易く守成は難し、是れ公の創業若しくは改造を完成せしむるに於て極めて必要缺くべからざる事に屬す、猶ほ東照公家康か駿府に大御所として秀忠の守成　將軍職見習を監視したるか如く、又台德公秀忠か隱居して世子家光を監視したるか如く、遠謀深慮

に出でたるものにして、徳川氏十五代二百六十五年の基業の其れに比して池田家十代二百二十八年の基業を確立したるものなり。按ずるに古今英雄 後闕定らず、身後の計なく、創業中道にして逝くもの、實に悲惨これより甚だしきはなし。思慮深遠なる家康は深く是に鑑むる所あり之を古今内外の史に徴し、畏くも、後三條天皇の改新院政の御精神に則り 隱居政治、大御所政治を樹む、要は創業完成 改造徹底の意に外ならず、家康の秀忠に於ける、秀忠の家光に於ける確かに大成功を收め得て之を十五代二百六十五年に傳へ慶喜の大政奉還に至て徳川氏一貫の眞目的家康の素志大使命達成せられしことは澁澤榮一氏編徳川慶喜公傳を一讀するものゝ容易に覗得し得るところ也、更に泝て之を考察すれば、信長、秀吉の勤王、皇道翼賛の大節も亦是に至て貫徹せられたりと謂ふべし、以上三傑の永く國家に廟食する所以のもの蓋し此に在る也。烈公、亦、備前一國の改造 僅かに其緒に就くと雖も更に後繼者に賴て之か完成を期す。隱居政治十年の苦心眞意の存する所を知らざるべからず。如斯にして公致仕十年 或は江戶に、或は領國に或は教化に或は遊獵に、悠々自適 徐ろに身後の計を劃し遂に天和二年に至て「近年伊よ志大方、我等存候樣に罷成大悅此事に候」と滿足の意を表せり、第二の烈公は殆と完成したり。斯て公は 長生殿裏、君か代の絶筆を以て、天壤無窮の皇運をことほぎ奉りつゝ、もはや此世に思ひ置くものなしと目出度大往生遂けられし也。

終りに、後繼者の幼弱若しくは不肖にして未だ身後の計を成すに遑あらずして中道に逝きし悲惨なる例を擧けんか。之を支那太古の堯舜 さては歐西近時の奈翁に證するまでもなく、我朝に於ける近古に徴せん、四十三歳にして逝きし重盛に假すに十年を以てして身後の計をなさしめば平家は彼の如き覆滅はなかりしならむ。五十三歳にして逝きし賴朝をして更に十年を長生せしめたらんには源氏の末路 彼の如き悲惨はなかりしならむ。六十三歳にして逝きし秀吉にして

今十年を存命せしめなは豐臣氏は保全せられしならむ歟。獨り六十四歳にして身後の計を成すこと十一年の家康あり依て秀忠守成の功全きを得、秀忠亦致仕十年にして後繼者家光の養成全きを得て創業を完成したる也、由之觀之、烈公の功業、其餘烈遠く維新に及ふもの豈に一朝一夕の事ならんや。

致仕時代の主なる出來事左の如し。

延寶元　參府歸國。饗士　洪水 五月。勸進興行。燈臺建設 下津井 牛窓カ

延寶二　參府。新太郎輝尹生る。半田山狩。

同　三　歸國。禁裡造營 自正月至十一月。備中高松水攻圖 同 古戰記錄及備公書を上らしむ。

同　四　在國。半田山狩。小仕置設置。七十歳以上の諸士に鷹の物を賜ふ。

同　五　參府歸國。半田山狩獵。曹源公鶴を老人に賜ふ。

同　六　在國。鹿久居島遊獵。三島牧馬。圓盛院夫人逝去

同　七　參府歸國。大風雨 七月。倉安川。銀札發行。蓮昌寺曼陀羅。火葬法。

同　八　參府。牟佐、金川、鹿久居島、和意谷、半田山、熊山に狩す、參覲道中放鷹。

天和元　歸國。巡見使 九月三日。京橋修造 七月八月。

同　二　天神山狩 正月二日。烈公逝去 五月廿二日。

以上十年間、天變は延寶元年の洪水と同七年の大風雨、人災は寬文十二年十月since公福照院の逝去と延寶六年十月の圓盛院夫人の逝去。公事は五回の參覲、禁裡造營と巡見使。土木は延寶元年より同五年に至る閑谷學校の完成。京橋と燈

一、倉安川。別に牧馬と銀札。狩獵と敬老尙齒なり。

菅茶山云

一、曹源院畫贊　備前の曹源院殿といふは芳烈公の令嗣なり。ある時、許由の畫をもて、芳烈公に贊を乞ひ給ひければ

耳をあらふ心の水はきよけれど
流れはくまじ世をめぐむ身は

とかゝせ給ひしとぞ。此公の心のうたにも知られたり　（筆のすさび）

因みに吉備溫故　下篇卷之十五　詠草には之を曹源公御詠歌之部に收めたり。

第五十九章　光政の致仕と綱政の繼承

寛文十二年壬子六月十一日光政致仕し綱政家督を相續す。

嚴有院殿御實紀　卷四十四

六月十一日備前國岡山城主松平新太郎光政致仕の請をゆるされ。其子伊豫守綱政に原封三十萬石餘を襲しめられ私墾田二萬五千石を二子信濃守政言、一萬五千石を三子主税助輝錄に分たしめらる。

池田家履歴略記　卷十二

同六月十一日御父子御登城あれは兼て願ひ給ふことく台命有て烈公致仕し給ひ曹源公繼かせられ新田貳萬五千石信濃守殿に賜はり壹萬五千石主税殿〇丹波守殿の事へ分知あり〇是は曹源公より願ひ給ひしなり閏六月九日御父子四人御登城あつて此度の御禮を申させ給ふ此日獻上の品左に記す

一、將軍家へ烈公よりハ御太刀、御馬代黄金拾兩ヽ猩々緋、壹端

若狭正宗御刀　金湧龍目貫笄備乘作　金小柄　程乘作小刀美守政道　下袋蜀江錦上袋茶地卷龍金襴紐黑塗鮫金粉

秦隨院御茶入　蓋象牙裏張金紙　古田織部作　古袋新門切　御物袋紫縮緬、丸家織黄木絲八分字金粉

一、御臺所へ御茶碗、古今集全部二冊、世尊寺行尹筆

古表紙金銀裏箔砂粉箔紙、青花鳥薄畫　裏植梨地　上家鳥欄ヽ慶達、蒔書付、金粉環象牡丹、蒔同右

一、將軍家へ　曹源公よりハ御太刀　行平作　一腰ヽ御馬代、黄金五拾兩　時服、五拾　御單物三十　御帷子二十

一、御臺所へ白銀、五拾枚。曝、五拾疋

一、將軍家へ　信濃守より御太刀、一腰。御馬代、黃金拾枚、時服、五

一、御臺所へ白銀、貳拾枚。

一、將軍家へ　主稅助殿より御太刀、一腰。御馬代、黃金五枚。時服、三。

一、御臺所へ白銀十枚。

一、將軍家へ　圓成院殿より結綿、二十卷。昆布、一箱。鰹節、一箱。御樽、一荷。

一、御臺所へ綿、百把。鰹節、一箱。昆布一箱。御樽、一荷。

將軍家へ御家のおとな共よりも獻上あり、其品は御銀、馬代、時服五ッ、　伊木長門、池田主水。御銀、馬代、時服三ッ、日置猪右衛門。

かくて烈公は直に歸らせ給ひ執政の方々へは瀧波與兵衛を御使として御禮あり、此の日曹源公並信濃殿、主稅殿、烈公に御禮あり（曹源公御太刀馬代二荷三種、時服十、信州殿、主稅殿共に御太刀馬代銘肴一種つゝをたてまつられしと云ふ。）

同十二日、日置猪右衛門は使として甲斐宰相殿初諸役人へ進物有。

一、守家御刀、甲府宰相殿へ。一、行光刀、梁楷二幅對懸物、酒井雅樂頭へ。一、則重刀、酒井河内守へ。一、則重刀、稻葉美濃守へ。一、來國俊刀、久世大和守へ。一、備前信房刀、土屋但馬守へ。一、備前眞守刀、板倉內膳正へ。一、光忠刀、土井能登守へ。一、左弘安刀、堀田備中守へ。一、長義刀、板倉市正へ。

同十九日烈公、曹源公を御もてなしありて此日まいらせ給ふ御物は。

一、吉平御刀吉光御脇差。一、面壁御懸物。一、徽宗鷹圖三幅對。一、井戸手高麗茶碗。一、四香葉茶壺針屋釜。

信州殿へ来國光御刀、主税殿へハ廣光の御脇指を讓り給ふ。同廿六日山脇傳内を御使として京にのほされ、女院御所へ獻上品あり。

鰹節　貳百ふしつゝ

右烈公、圓成院殿より

千貫曝、五十疋。大紗綾、三十卷。越前綿、二百把。御樽、一荷。鰹節、貳百節。昆布、十五把。

右は曹源公より獻せらる。其外傳奏衆、御附衆へもそれ／＼御送物あり。

同七月十日烈公麻布の邸に入り給ひぬ。○本邸は曹源公入らせ給ひし故、今日より此麻布邸に烈公移り住ませ給ふなり。

同十八日曹源公本邸におゐて御兩弟をもてなし給ふ時、信濃守殿に國俊の刀、主税殿へ守國の刀をまいらせらる。同廿三日本邸におゐて執政を御饗應あり、其輩は酒井雅樂頭、稻葉美濃守、土屋但馬守。板倉内膳正、井上相模守、大久保左京、北條右近、大岡佐渡守、青木遠江守、松浦内藏允、德山五兵衛、阿部四郎五郎、大久保甚右衛門等なり。御盃のうへ囃子あり、高砂、芭蕉、祝言四座の役者これをつとむ。かくて酒井、稻葉兩執政より池田家のおとな其外役人共に盃を下されし。其次第は雅樂頭よりさゝれ者は池田主水、中村主馬、小堀半彌、牧野彌次右衛門、菅彌四郎、澤權太夫、古田齊、七人。稻葉よりは、日置猪右衛門、伊木頼母、能勢庄右衛門、森川九兵衛、水野三郎兵衛、水野茂左衛門、瀧波與兵衛、七人なり。やかて執政歸られ其後にて兼て勝手にまねかれし侯衆を御書院におゐてもてなし給ふ、囃子は龍田、江口、祝言なり。かくて饗宴終り、曹源公御禮として執政へ參らせ給ふ。

因に、烈公致仕と共に江戸にては麻布邸、岡山にては西の丸に移り住み。綱政、江戸の本邸、岡山の本丸に入らせ給ひしなり。

第六十章　侍帳

延寶九酉七月十七日　光政樣附侍帳

【附箋一】御逝去前ニ郷司覺左衛門被召出候此帳面書付申以後之儀ニ付書入不申候此帳ハ酉ノ七月相調申候御逝去ハ翌戌ノ五月ニテ御座候

三千石其外貳拾役領五百俵　要人養父　池田左兵衛

七百石御持筒貳拾役領百俵判形　當權左衛門祖父　山內權左衛門

五百石御弓貳拾足米五拾石御留守居在江戸　當與兵衛祖父　瀧波與兵衛

三百石御旗十人役領九拾俵　小十郎父　加藤甚右衛門

三百石鐵砲拾同六拾俵御留守居　青木善太夫

善太夫悴善八郎ニ後目貳百石被仰付候處善八郎若死仕悴無御座斷絕

百五拾石鐵砲拾役領六拾俵御留守居　當久五左衛門父　淵本久吾左衛門

三百石役領九拾俵御目付　番太夫父　立野八郎兵衛

百五拾石役領六拾俵御步行頭　石尾喜六郎

當喜六郎父但喜六郎儀御逝去前年ノ冬願ニ付役儀御免被成候

貳百石御長柄拾人御役料六拾俵　當五兵衛父　岡田五兵衛

千石役領九拾俵御取頭　當眞吉父　田中眞吉

御醫者

貳百五拾石役料四拾俵　當友古父　淡川友古

貳百石同斷　玄壽父　鹽見玄三

百五拾石役料貳拾俵　養仙祖父　森不于

御側

八拾俵四人　當茂太夫父　今田茂太夫

同、源太夫父　宮部清四郎

同、權左衛門父　山內與八郎

六拾俵四人　加藤小十郎

百石役料四拾俵　西村六之介

六拾俵四人　茨木左太夫

御次

四拾七俵四人平之亟祖父　前田平六

五拾俵拾人　斷絕　河崎九一郎

四拾五俵四人　次郎左衛門祖父　內藤八介

同、九右衛門父　木崎源吉

御納戸

貳百石役料四拾俵　御逝去前年御側ニ被仰付候　村井七之介

百五拾石　役料四拾一俵　當善兵衛父御逝去一兩年前青木善大夫後役被仰付　福島善兵衛

同、當九右衛門養父實當九右衛門祖父當九右衛門父源吉早世仕候ニ付祖父之後被仰付　木崎九右衛門

八拾俵五人　次郎七郎父　笹岡平七

御膳奉行

八拾俵四人　斷絕　寺內李左衛門

同、斷絕　加藤文大夫

七拾俵四人當數右衛門父　內藤數右衛門

御藥込

六拾俵四人　斷絕　虫明又八

六拾俵五人　助之進父　水野三郎介
同、當勘右衛門父　藤岡勘右衛門

中　奥

百五拾石役料四拾俵　助大夫父　水野安兵衛
百石御弓組役料四拾俵　吉田源之丞
七拾俵四人五三郎曾祖父　中西利右衛門
五拾五俵五人　當市左衛門父　大村市左衛門
六拾弐俵四人兵左衛門事　香取六之丞
四拾五俵四人　半内父　菅半之介

御　祐　筆

三拾八俵四人彌太六郎父　吉田又六
同、六右衛門父　岸本六兵衛

御　式　臺

百五拾石御弓組役料四拾俵　十郎左衛門父　山川市内
同、斷絶　谷田加介
百石御弓組役料四拾俵　斷絶　熊田平介
同、當太郎左衛門父　寺内太郎左衛門
同、幸右衛門父　上聞　堀江喜介
六拾俵四人　斷絶　御弓組　竹村八大夫
同、太郎左衛門父　羽山傳介
同、斷絶　坂井喜六
同、藤兵衛父　御弓組　青地三之丞

同、斷絶　山内彌次大夫
七拾五俵五人茂左衛門父　鄕司七右衛門
斷絶　岡部彌九郎
六拾俵四人　御弓組　山川金左衛門
三拾俵六人　角南太郎右衛門
四拾七俵四人　甚兵衛父　戸田權七
六拾俵四人當安右衛門父　寺内安右衛門
四拾俵四人　又右衛門父　閂屋左介

御　酒　方

七拾八俵六人鉄五郎祖父　中村源四郎

御　料　理　人

六拾俵四人　甚五郎父　堀江助左衛門

御　茶　當

四拾七俵拾弐人宗有祖父　箕輪宗悦
三拾俵三人　宗有父　同　宗慶

御　馬　役

弐百石役料四拾俵　市之丞父　菅八内

御　勘　定　方

四拾九俵四人　當杢兵衛祖父　西村杢兵衛

御　繪　師

五拾俵五人　周知父　狩野友直

按　摩

五拾俵四人　當專庵父　森谷專庵
五拾俵五人　延融兄　在江戸　駒田融達
五人　御逝去以後御暇被遣　同　櫻井與善
六拾俵餘四人　當權右衛門父　鳴子御屋敷預り　大平權右衛門

御　末

五人、斷絶　坂井七郎右衛門
五拾七俵四人　權兵衛父　鵜飼兵右衛門
四拾七俵四人　與五郎父　藤井與次兵衛

賄　方

六拾俵四人　加平次祖父　松嶋兵大夫
同、斷絶　岡本多兵衛

御歩行目付

四拾七俵四人　津川勘兵衛
同　多賀重右衛門
同　小森淺右衛門
同　栗井十左衛門

御手廻歩行立野八郎兵衛組

三拾五俵四人　御弓組　鵜飼與五郎
同　同　今西勘介
同　同　小林平次郎
同　同　河瀬吉太夫

同　宇治久内

御先步行

三拾俵三人　明田平左衛門
同　中野十郎兵衛
同　御弓組　神戸又三郎
同　岡本六郎左衛門
同　宇野小左衛門
同　林兵四郎
同　松嶋又左衛門
同　林源左衛門
同　御弓組　井上勘左衛門
同　門田惣兵衛
同　津川仲右衛門
同　羽原覺右衛門
同　松田加七郎

御手廻り步行石尾喜六郎組

三拾五俵四人　遠藤半左衛門
同　加々野又介
同　關作左衛門
同　渡邊九太夫
同　景山孫右衛門

御先步行

三拾俵三人　林彌左衛門
同　古南傳七
同　御弓組　清水喜次郎
同　竹内九左衛門
同　安井勘太夫
同　三宮助之亟
同　石川半介
同　沖與一郎
同　小林市郎兵衛
同　野尻庄介
同　丹羽傳右衛門
同　柏原權介
同　岩井龜右衛門
同　江見藤兵衛

下御勘定方

三拾俵三人　奥田彦介
同　西村久八郎

馬醫

三拾俵三人　水谷茂兵衛

御末御臺所

三拾俵三人　村木吉兵衛

御手廻り頭

三拾五俵三人　入澤彌介

御駕籠頭

三拾五俵三人　村上小四郎
貳拾七俵貳人　小頭格　蘆田市右衛門

奥坊主

八石三人　丸山正意
九石三人　舊木喜賀
八石三人　岡村朴齋
拾石三人　中西圓齋
鹽見林齋

口坊主

八石貳人　竹内休齋
原田爲三
柴岡宗知
澁谷千齋
山本久悦
前田宗元
山口宗三
舊木長賀
辻宗伯
鶴見閑齋
篠瀨宗澤

御料理人

茂住源右衛門

岡村猪左衞門　　山本藤兵衞　　三拾俵三人　　杉山惣四郎
秋田助六　　岡田久太夫　　御酒方帳付
大塚文右衞門　　通ひノ子　　山口吉右衞門
中嶋加介　　舊木源太郎　　御酒のかんし
御膳立　　拾俵貳人　　茂住傳兵衞　　前田久介
高田彌右衞門　　同　　岡田久次郎

〔附記〕 此帳本紙廣澤氏より來寫置候也　享保十三年二月廿三日

以上は西ノ丸附にして　致仕時代十年間　烈公に奉仕せしもの也　恰も　家康に駿府に仕へし德川氏の元老に比すべきものか　駿府時代の諸士は家康薨後　江戸に移り神田の臺地に住みしを以て駿河臺の名起り　大久保彥左衞門忠教一流の人物を以て著はれたり。烈公西ノ丸時代の諸士　其末路果して如何なりしかを詳かにせず。

第六十一章　岡山藩支封

寛文十二年六月十一日備前國岡山城主松平新太郎光政致仕の請をゆるされ其子伊豫守綱政に原封三十万石余を襲しめられ、私墾田二万五千石を二子信濃守政言、一万五千石を三子主稅助輝錄に分たしめらる（嚴有院殿御實紀）信濃守政言は備中鴨方に治し、主稅助輝錄は備中生阪に治す。以下略說する所あらん。

第一　鴨方藩主池田氏（今淺口郡鴨方町大字鴨方）

家紋　[illegible]、[illegible]。

〔略系〕

政言[一]—政倚[二]—政方[三]—政香[四]—政直[五]—政養[六]—政共[七]—政善[八]—政孟[九]—政保[一〇]

〔略譜〕

○政言

初恒能、左門、信濃、信濃守、從五位下、松平新太郎光政が二男、母は水野氏。

正保二年備前國岡山に生る、父光政が家臣池田信濃政信が養子となり、萬治三年四月廿一日初めて嚴有院殿に拜謁す（時十六歲）。寛文九年六月一日召されて嚴有院殿にまみえ奉り、十二月廿五日、從五位下信濃守に叙任す。十二年六月十一日父が封地の內新墾の田二萬五千石を分ち給ふ。備前岡山の城下に居所を營む。是より代々柳間に候す。延寶元年九月十二日初めて封地に行くの暇をたまふ。天和三年三月十四日飯河平四郎某、同市右衛門某を召し預けらる、貞享元年九月廿一日領地の御朱印を下され、備中國淺口、小田、窪屋三郡の內に於て二萬五千石を領す。元祿十三年八月十九日卒す。年五十六。性月自光天珪院と號す。高輪の東福寺に葬る。

池田政保家譜（東京帝國大學所藏本以下同じ）に云。

池田信濃守、小字左門、初名恒能、從五位下、松平新太郎源光政二男、室番大膳氏朋女。

初稱左門。初名恒能。松平新太郎光政二男。正保二年乙酉七月十日、備前岡山城に生る。十二月廿五日叙從五位下、任信濃守、池田を稱す。十二年壬子六月十一日、光政封內備中國淺口郡窪屋郡、小田郡の內梨田二萬五千石を分ち賜ひ、岡山天神山の邸に居住。天和元年辛酉正月新院使烏丸前中納言。關東下向。將軍家の教を奉して饗之以下皆、元祿十三年庚辰八月十九日卒。年五十六。

溫故雜記に

一、正保二年乙酉公第二の御子池田信濃守政言君（初右衛門君恒能後左門君と云）七月十日備前岡山の城に生れ給ふ御母は水野助之進（讃岐丸龜なり）の家士か女也此後同き四年四月左門君を番和泉に預けらるゝよし命あれはやかて番か家にむかへ奉り其後慶安二年七月廿日池田信濃君（政信君は國清公の御孫にして池田攝津守利政の男なり）病て死し玉ふ嗣なけれは同八月晦日左門君を以て政信君の世つきとなされ信濃君と御改名ありしなり明暦三年正月十一日御鎧を初て着し玉ふ公へも御肴を獻らる公よりも御吸物并御盃を被下其上御馬をも賜りし後々年の事なから信州君の御事周覽の爲に是に記す萬治二年三月公に從ひ江戸に下り玉ひ（信州君政信君の家絶せられし時より番頭の御役にて組の士預けられしや此後寛文九年の冬御叙爵ありし迄諸所に番頭御役たりし由見ゆ寛文五年曹源公の御道記又は同九年の春半田山の御狩に信州君の組士勢子に出しの類ありされともいつの年番頭になされしと云事さたかならす今年御年十五歳にならせられ初而番頭となりて御東行ありしにや）此年番和泉か女むかへ妻とせられ寛文七年九月十三夜信州君御別莊の月見たまはんかために曹源公彼の所に御入あり（くわしき事は寛文七年にのす）同九年五月廿八日公御登城有しかは信州君をも將軍家へめし出さるへしとの台命あるの旨執政より申傳へられ翌廿九日久世大和守のもとより奉書を以明六月朔日信州君御登城あるへしと申來る同日御白書院にをゐて信州君初而將軍家へ拜謁あり御獻上は黃金馬代及御時服五ッ御臺所へ白銀拾枚をそ奉らるかくて公御同道にて酒井雅樂頭阿部豐後守久世大和守稲葉美濃守土屋但馬守酒井河內守永井伊賀守土井能登守井伊掃部頭等御廻勤あり同十二月廿五日信州君御登城有於御前從五位下信濃守に被成公にも御禮として御登城あり同き十年正月七日御登城にて御

幅有同十二年六月十一日公御隱居ありける日新田貳萬五千石御分知あるへき旨御願之通将軍家より御ゆるしありしなり

（温雜）（出章）

第二、生坂藩主池田氏（今、都窪郡菅生村大字生坂）

家紋　三蝶、三篠龍膽

〔略系〕

一輝錄—二政晴—三政員—四政弼—五政恭—六政範—七政和—八政禮

〔略譜〕

○輝錄

初政倫、八之丞、主稅、丹波守、從五位下、松平新太郎光政が三男、母は大村氏

慶安二年備前岡山に生る、寛文七年十一月十五日はじめて嚴有院殿に拜謁し、十二年六月十一日父の封地備中國に於て一萬五千石を分ち給ひ、居所を岡山の城下に營む。是より代々柳間に候す。閏六月九日嚴有院殿にまみえ奉る。延寶元年十二月二十八日從五位下丹波守に叙任す。二年八月二十五日初て領地に行くの暇を賜ふ。元祿六年七月五日奥詰となり、十五年十二月十五日奏者番ニ轉じ、寛永二年五月十九日紀伊中納言綱教卿逝去により御使を承りて和歌山に赴き、正德三年七月二十三日務を辭し、十一月二十六日卒。年六十五。古巖全蘊樹院と號す。高輪の東禪寺に葬る。後代々葬地とす。室は宗家の臣若原監物一成が女。

池田政禮家譜（東京帝國大學所藏本）に云

池田丹波守、小字八之丞、後主稅、初名政倫、室若原監物一成女。

初稱八之烝、又改主稅。初名政倫。松平新太郎源光政三男。慶安二年乙巳十月十一日備前岡山に生る。寛文五年乙巳九月江府移住す。十二年壬子六月十一日伊豫守綱政の願に依て本高之内分知壹萬五千石賜池田氏を稱す。延寶元年癸巳十二月廿八日叙從五位下。任丹波守。正德三年癸巳十一月廿六日卒。年六十五。

溫故雜記、丹波守君御誕生の條に。

一、慶安二年乙丑公第二御子池田丹波守政倫君十一月十一日を以て備前岡山に生れ給ふ御幼名八之丞君と申奉り御母は公の侍女國と申人なり父は和田傳右衛門母は宇喜多周防か女也公かくれさせ給ひて後利清院釋智圓と申丹州君の江戸土器町之邸にむかへとり給ひて元祿七年閏五月九日卒去淺草本願寺塔中長敬寺に葬る此利清院と申人は順遜なる質にて美賞數多ありしとそ同三年三月日未詳公の命にて若原監物に預給ひ彼か家に入らせらる此時白か年酒等を若原にたまふ明暦元年はしめて登城あつて公に謁し給ふ此時監物をも御前にめされ御盃に御刀そへて賜りし同二年十二月廿五日熊澤助右衛門草加兵部上坂外記兩人を以池田伊賀まて申出けるは監物に實子生れぬれは八之丞君をそれかし養ひまいらせ度こそ候へたとへ實子をまふけ候共新參のそれかしなれは知行ゆつるへきとは存よらす他國の親類に預け候へし勿論八之丞君は池田と名のり熊澤氏をは稱し給ふへからすねかはしくは此旨御ゆるしあらんやうはからひ願入よしをそ申ける公聞し召助右衛門か云ことく若原實子まふけたる上は八之丞は其分にも成ましされは監物に申聞よと仰あつて池田伊賀日置若狹兩老より傳へける若原承りいとけなきより養まいらせすてに實子生れたりとも彼兒に家ゆつるへき所存更に候はす去なから助右衛門は拔群の男なれは此者養まいらせ八之丞君の生さき思ひやられ定てよく候はんすらんかゝる思召にて命せらるゝ事ならんにはいかて異議申へ

き只さしあたり偏にゐいわく仕るよしをこそ答ける公聞給ひて若原か申所尤至極なり去なから實子ある監物か家八之丞にゆつるへき道なし我か旨にまかすへし其上にて若實子もなくなりいかなる事ありて監物うせたりとも父方親類して家つかせ先名恩顧の者なれはいかて家名をはむなしくすへきとかさねて仰渡されける若原今はいなみ申へきやうなく仰にこそしたかひけるかゝりけれはやかて田中九兵衛を御使としいよ／＼八之丞君を賜るへし内々の事は監物と議すへしと助右衛門かもとに御遣さる其後監物を御前にめされ汝かぬいわくに存る所案せり去なからおもふ旨あれは其意にまかすへしむつきの内より養ひ立し苦勞滿足せりと仰ありて若原は下城せりことしもすてに暮あくれは三年正月十一日助右衛門家老中迄願けるはそれかし病身なれは組士の支配ならす組士めし上られ給るへしもしさならすは信濃君通りに命せられんことを申けるやかて信濃君の通りたるへき旨御ゆるしあり又助右衛門より村代官の事井八之丞君家來共に河村平太兵衛司るやうに命せられ（熊澤か預りし組士直に御預けあつて番頭たり）八之丞君の從者御側に居申藁井用向を請込たる者はかりを殘し其他はいか樣とも存付萬事粟心の儘に保養し今一度勤仕をも遂度候今まて八之丞君にまいらせられし米穀はめし上られたまはるへしと願けるか是も早速御ゆるしあり同八月二日八之丞君熊澤か家に移られ同三日御禮として登城あり監物を公の御前にめされ八之丞君成長せる事ひとへに汝か數年の苦勞によれると仰ありて御刀を若原に給ふ寛文元年公にしたかひ江戸に下り給ふつゐてに京一條家に立寄らせ政所殿に始て御對面有此時一條殿（冬經）より主税と申御名をそまいらせらる同五年又江戸に赴かれし道中大津の驛にて元服あり時に御年十七（曹源公江戸より歸らせ給ふに此驛にて御對面あり兼て公の仰によつて御元服ありしなりくわしくは寛文五年曹源公御歸國の條にのすあわせ見るへし）主税君遊獵を好み犬多く養はれぬ信濃守君にも同しく犬を好まれしかは此よし公聞しめし同七年閏二月二日池田伊賀を以て御教訓あり其趣

在々へ參百姓大勢呼出し所々にて狩仕爲者仕合之由主税組之代官共居中在々にて右之仕合候由に候へは代官を御取上可被成候へ共其段御免被成候間閉門可被仰付候と思召候へ共是も此度は御免被成候御城へ御出被成候共御前へ御出候事御無用に候此發りは犬嗜候故と被思召候信濃も犬嗜過候物而年寄共犬三ツより上は不入事と思召候

別に泉八右衞門森川九兵衞を以主税君のおとな室市兵衞堀又左衞門兩人を叱らせ給ふと云同年又江戸に參られ十一月十四日執政より大井新右衞門を以て明日登城あるへき旨台命のよし傳達あり同十五日大井を同道にて御太刀銀馬代を以て初而將軍家に拜謁あり同十年五月七日御婚儀あり同十二年六月十一日將軍家にめし出されぬあくる延寶元年十二月廿八日丹波守に受領あり元祿六年九月廿一日御母利清院並穂之丞君岡山發し十月十九日東邸に着ありし同十五年十二月十五日丹州君御奏者役被命寶永二年紀伊中納言御逝去あれは丹州君上使として紀の國に赴かれ六月二日彼地を發し同三日伏見に歸られことより陸を經て江戸に歸られし分地ありし後も所々に釆地ありしを寶永五年閏正月廿四日始て備中の内を以てまいらせらるへきよし高木庄右衞門雀部次郎兵衞に命あり所書を曹源公より渡し給ふ其目錄

備中之中

一高貳千四百十二石七斗九升壹合　下道郡秦下村
一同千百八拾六石壹斗五升七合　同　上原村
一同八百八拾七石八斗壹升五合　同　下原村
一同貳百四拾貳石六斗五合　窪屋郡古地村
一同貳千七百九拾四石貳斗四升貳合　同　眞壁村

一同千七百貳拾石三斗壹升　同　瀧江村
一同九拾壹石貳斗四升七合　同　黒田村
一同七拾貳石六升三合　同　八王子村
一同百八拾六石五斗壹升　同　川入村
一同千四百六拾石七斗八升五合　同　子位庄村
一同貳百七拾九石五斗貳升　同　淺原村
一同貳千貳百八拾貳石四升九合　同　生坂村
一同九百四拾石三斗九升四合　同　大嶋村
一同四百四拾三石五斗三升　同　三田村

合壹万五千石

正徳三年十一月廿六日江邸に卒去なり春秋六十五御法名嶽樹院殿前丹州刺史古巖全崇大居士と申す芝東禪寺に葬れり
（溫雜）（由章）

第六十二章　福照院大夫人逝去

寛文十二年壬子十月廿六日巳下刻　大夫人福照院殿（榊原氏）江戸邸ニ逝シ玉ヒ。太公　津田重二郎ニ命アリテ廣澤喜之介ト商議セシメ先其遺骸ヲ斂シ奉ルノ式ヲ定メ之ヲ書記シテ松平求馬殿へ進呈シ求馬ヨリ侍女へ指揮セシメラル

板挟記録

同日右建議ノ趣ニ據テ大小斂ヲ行ナハセラル　日記

翌二十七日御入棺ヲ行ハセラル。

同月廿七日　日記

幕府朽木伊豫守ヲ使節トシテ來ツテ、老公ヲ弔セラレ公へモ台旨アリ使節來臨ノ際公之ヲ門外ニ迎へ玉ヒ其退散ノハ本多下野守忠平毛利甲斐守綱元代ツテ門外ニ送ラル尋テ公閣老及朽木氏ノ邸ニ到リ玉ヒ門外ニ於テ取次ノ者へ使節ノ労キヲ謝セラル太公ニハ政言君ヲシテ代ツテ之ヲ謝セシメ玉フ

同日　大斂畢ツテ太公及君夫人長光院夫人公及政言君松平土佐守豊昌政元君各焚香拜禮且幕府弔使ノ告辭アリ

同月廿八日　日記

一、御出棺ノ告辭之アリ太公及長光院夫人ニハ座上ニテ送葬ノ儀ヲ行ハレ太公ヨリ古田齊本多氏夫人ヨリ中野與一右衛門公ヨリハ小堀半兵丹羽氏夫人ヨリハ鹽川甚左衛門ヲシテ鈴森ニ奉送豊昌及政元君政言君ヨリハ使者ヲ和意谷ニ差遣公ヨリハ池田三郎左衛門ニ命アリテ和意谷ニ向ハシメラル

同日　戌ノ刻御枚江戸ヲ發シ玉フ

道中行列　板挾記錄

御挾箱　足輕　同　同　同　同　御長刀　彌兵衛　源兵衛　御步行　同　同　御乘物　十人組　十人組　銘旗　喜兵衛　加兵衛　御步行　同　同　御槍　十人組　十人組　中西四郎右衛門　藤田市郎右衛門　御臺持　御臺持　足輕　同　同　同　同

市川多兵衛　御供乘物　大村三右衛門　足輕　同　細田助右衛門　足輕　同　市兵衛　足輕　下女乘物　足輕　横井養元　御茶辨當　多兵衛預リ　壹人　奥山五郎兵衛

日原喜兵衛　宮野平之丞　中村主馬

同月廿九日

太公及輝錄君大夫人喪ヲ以テ歸國ヲ請ヒ玉ヒシカバ本日幕府之ヲ許容アリテ未ノ上刻閣老ヨリ板倉市正ヲ以テ允請ノ旨ヲ達セラル因テ公太公ニ代ツテ閣老邸ニ至リ玉ヒ門外ニテ之ヲ謝セラル土井能登守堀田備中守松平美作守酒井河内守ヘハ太公ヨリ瀧七左衛門公ヨリハ牧野彌次右衛門ヲ以テ恩命ノ辱キヲ謝セラル　日記

十一月三日

本日辰中刻　太公及輝錄君江戸發輿公澤權大夫ヲ鈴森ヘ正木權七郎ヲ神奈川ヘ使者トシテ差遣行ヲ送ラシメ玉フ　日記

十一月四日夕大夫人逝シ玉ノ報岡山ニ達セシカハ六日泉八右衛門和意谷ヘ出張葬儀ノ設スヘキ旨池田大學之ヲ達シ八右衛門普請奉行小林孫七歩行横目河原左介神戸又三郎小細工ノ下奉行生野次郎大夫大工二十一人ヲ率テ和意谷ニ向ヒ先小屋掛ヲ營マシム　板挾記錄

一、御柩御待請トシテ十三日奥村傳左衛門門田總兵衛十四日谷源介河瀨五郎左衛門井上夫左衛門十五日鈴田武兵衛等參向松島兵大夫料理方ノ面々ヲ率テ罷越　板挾記

十一月十六日　御柩和意谷假屋ヘ着セラル池田主水土倉淡路奉迎トシテ國境ヘ出張ス　同上

同月廿五日　老公從江戸歸國直ニ和意谷ニ着シ玉フ

此日名代ノ使節左ノ如シ

一一條教輔公ヨリ　　　　保田加賀守
一同　夫人ヨリ　香奠銀　三枚　湯淺又右衛門
一本多夫人ヨリ　同　拾枚　池田隼人
一丹羽夫人ヨリ
一君公ヨリ　同　貳拾枚　池田三郎左衛門
一松平土佐守豐昌ヨリ　同　三拾枚

一松平相模守光仲君ヨリ　香奠銀三拾枚
一長光院夫人ヨリ　同　拾枚　伊木玄蕃
一六子君ヨリ　同　三枚
一池田豐前守政元君ヨリ　同　五枚　宮野賴母
一信濃守政言君ヨリ　香奠銀　五枚

右和意谷ニテ香奠差上焚香禮畢テ太公ヘ謁見其後賄所ニテ料理ヲ供セラレ退出ス片上ニテ田中惣兵衛戸川夫左衛門歩行清水平大夫上島與三五郎横目雨宮源右衛門等馳走ノ役ヲ執ル　板挾記錄

一、和意谷ニ於テ地祭初渡邊助左衛門執行吉澤勘兵衛視タリ後伊木賴母執行熊澤權八視タリ神主祭公自カラ執行シ玉ヒ

日置左門祝タリ泉八右門題主ノ事ヲ執ル　御葬送記

同月廿六日　葬儀ヲ修セラル其式　婦人退去　板挾記錄

遣奠

納大斝

撤祖奠　執事

告辭曰今遷柩就轝敢告　祝左門　俯伏

遷靈座　祝

遷柩就轝　和意谷ニテ作ル杉板厚三寸

視戟　主人

安靈座于柩前　祝師執事

序位

設奠

焚香斟酒　祝　告辭曰靈輀既駕往卽幽宅載陳遣禮永訣終天　俯伏

四拜　主人以下

奉木主升車焚香　祝

假屋ヨリ塋域ニ至リ玉フ行列左ノ如シ　同上

御挾箱　歩行　寺西次右衛門　中村主馬
津田重二郎　同　御長刀　加藤文太夫　主税殿　銘旗　五尺一寸二分　香案　中村五郎右衛門　靈車
御挾箱　同　稲川久三郎　古田齊　福島善兵衛

土倉淡路　歩行　池田三郎左衛門　藤田市郎右衛門　鵜飼兵右衛門　歩行　足輕
御柩　伊木玄蕃　中野與右衛門　同　鈴田夫兵衛　同同同同　主税殿供
池田主水　歩行　池田隼人　市川多兵衛　笹岡平七　同

埋葬之儀

靈車至墓所

顯妣福照院榊原氏夫人神主　孝子　新太郎奉記

奉木主就座置神主於木主之後　祝

陳設果　祝

柩至壙前北首取銘旌去竿置柩上　執事

供酒果　祝　執事　安井五右衛門　加藤小十郎

窆柩整衣鋪銘旌

奉玄纁　主人　再拜

實土

祠后土　伊木頼母　祝　熊澤權八　執事　山內與八郎

復實土

出主臥置卓子上　祝　題主　泉　八右衛門

粉面

陷中福照院夫人榊原氏諱鶴神主

左　文祿三年　甲午　十月九日　生于　上州館林

享年七十有九

右　寛文十二年　壬子　十月二十六日卒于武州江戸

葬于備前和氣郡和意谷敦土山

題畢奉神主置靈座木主於神主之後　祝

焚香斟酒　祝

讀祝畢四拜　主人以下

奉神主升車置木主於神主之後

撤靈座　執事

在途徐行

同日　於假屋初虞ノ祭典ヲ行ハレ畢テ太公和意谷ヲ發シ其夕和氣村ニ宿リ玉ヒ翌廿七日西城ヘ歸ラセラレ神輿ノ至ルヲ待タセ玉フ　同上

同月廿七日　神輿和意谷ヲ發シ岡山ヘ入ラセラル

同日　晩神輿西城ヘ入ラセラル

延寶元年癸丑正月　大夫人ノ碑石建築ノ爲メ犬島石ヲ切ラセラル

本月廿八日同地ヘ派出ノ職員左ノ如シ　御葬送記下同　留帳

奉行　野崎庄太夫　　横目　岡部平太夫　　上方石切　二拾人　　石屋治兵衛
　　村上吉右衛門　——　石切　拾五人　——　大工　次郎兵衛

右ノ輩犬島へ相詰七月十日ニ事竣ル

二月七日　津田重二郎へ和意谷普請奉行ヲ命セラル那須又四郎同シ　留帳

一、和意谷土工ニ從事セシ職員左ノ如シ

石方奉行　門田平左衛門　——　横目　初谷源介　——　深谷甚右衛門預　拾人
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　伊木頼母預　拾人
　　　　　草屋又七　——　　　　　後岡部半大夫　——　津田左源太預　拾人

右三月十八日ヨリ五月二日迄ニ野面石三百五十五ヲ切取但塋域敷石ノ用ナリ

一、五月八日ヨリ犬島石ヲ船ニ載セ東川筋ヲ和氣村へ運漕ス川筋ノ百姓村限リニ石舟ヲ引キ時割ヲ以テ扶持米ヲ給ス

一、七月十一日　津田重二郎犬島へ派出碑石及臺石ヲ舟ニ載セ鐵砲ノ者四拾人水夫六拾人ヲシテ運搬ス役ニ從事セシム
其夕舟ヲ發シ翌十二日片上へ着其晩ヨリ陸ニ上ス人夫八拾人外ニ片上ヨリ日用ヲ募リ總計貳百人許ニテ夜半迄ニ貳箇ノ石ヲ揚ケ村外レニテ圍ヒ置キ九月十九日ヨリ和意谷へ運搬セシム
右碑石臺石トモ九月十九日曉天ヨリ運搬ニ着手シ十月五日ノ夜先臺石ヲ和意谷ニ達ス翌六日ヨリ碑石ヲ運搬シ十三日亦和意谷ニ達ス日ヲ經ル廿五日ニシテ兩箇ノ石塋處ニ達ス

一、大夫人武州公ノ東ニ合葬シ玉ヒシヲ以テ更ニ區域ヲ擴メラル其塋域下項圖スル所ノ如シ（圖略）
七月十五日ヨリ塋域ノ土工ヲ起ス先武州公ノ塋域東一方ノ石垣玉垣ヲ取除キ定杭ヲ打繩ヲ張リ更ニ石ヲ築キ土ヲ塡

メ十二月八日臺石ヲ居ヘ九日碑ヲ建翌二年四月十九日誌石ヲ下ス其制大概武州公ノ墳ニ同シ唯臺石踏石誌石ノ三箇ハ其寸尺較異ナルヲ以テ左ニ之ヲ詳記ス　但シ犬島ヨリ運搬セシ石數凡テ百拾壹個ト云

一、石碑臺石　厚　和尺貳尺貳寸四方　武州公ノ制ニ同シ

一、墓門沓石　和尺　貳尺八寸四方　厚　壹尺五寸　柱入深サ三寸

一、誌　石　身　和尺　貳尺六寸四分　四方　厚八寸

蓋　貳尺六寸四分四方　厚七寸五分　文字ノ外上下脇和尺三寸ツヽ

右經營延寶元年正月着手翌二年九月十三日全ク竣ル

一、碑石題字

表面　侍從兼武藏守源朝臣室家榊原氏之墓

裡面　寛文十二 壬子 十月二十六日卒

榊原夫人之墓誌

福照院夫人榊原氏諱鶴上州館林人其先爲勢州人曾祖榊原清長移參州其子曰長政長政子曰康政所謂榊原式部大輔者乃是夫人之顯考也康政有勳勞食封於上州館林城妣某氏以文祿三年十月九日生夫人慶長十年夫人年十有二台德尊公養之於城州伏見里適武州刺史源利隆 御將之際使靑山播磨守忠成 土井大炊頭利勝 各執其事今年夫人 從武州刺史往居備前岡山城十四年四月四日生適嗣光政尊公使牧野豐前守信成來於備州逑芥㙛之慶賜封邑千石於備中以爲夫人粉黛之資十八年武州刺史承家宗從居播州姫路城夫人乃從往二十年夫人與二男恒元趣武江時有大阪之役恒元謁東照神君於勢州四日市之驛

中有命躬所乘之船使夫人與恒元渡於鳴海又謁尊公於參州岡崎之驛尊公賜短刀於恒元今玆尊公賜麞牙千俵於夫人以爲年給元和二年武州刺史易簀夫人哀戚甚遂執貞烈之操寛文十二年十月二十六日逝於武江享年七十有九孝子光政告歸備前十一月二十六日合葬於同國和氣郡和意谷敦土山武州刺史之塋嗚呼夫人爲人質直且嚴正生二男一女長男光政叙從四位下歷侍從任少將襲封領播磨國中間改播州領因幡伯耆兩國又轉因伯二州領備前國及備中數郡今退老傳世於家嗣綱政次男恒元叙從五位下任備後守領播州宍粟郡往年先卒女長適山内對馬守藤原忠豊

（利隆公夫人榊原氏葬儀及墳塋築造に據る）

第六十三章　天　　災

一、延寶元年　洪水、池田家履歴略記に

五月十二日より雨天、其夜中も間斷なく同十三日にも空霄やらす夜に入愈ゝ降つゝき、十四日は殊に甚しくて巳の刻より洪水、酉の刻よりいよ〳〵水かさまさり惣石壁漏水し川崎町・橋本町へ水あふれ亥刻より猶夥し國中の破損左に記す。

一、東西大川筋常水三間半增。

一、本丸之内迄水入。

一、構石垣少々破損八ケ所内三ケ所堀端水たゝき付石。

一、堀中へ砂入少々埋り。

一、堀下町川筋石垣並土手崩百六十間。

一、上分流家潰家十七軒。

一、足輕家流潰七拾三軒。

一、町家流潰百拾三軒。

一、在々流潰家貳千七百八拾八軒。

一、牛馬流死百三拾五疋。

一、橋落　四拾五。

一、流船大小　拾六艘。

一、東西大川堤。貳萬九千九百五拾三間。

一、谷川堤、潮留、堤井手切四萬八千九十間。

一、井關川除、石取、鳩崩シ八拾三ケ所。

一、池切れ並池堤しきり大破損百卅五内五十六切池。

一、當荒凡四萬三千六百九拾六石餘。

一、永荒凡三萬貳千五百三拾石餘。

一、男女死人八拾八人。

一、延寶七年　大風　池田履歴略記に

大風　七月十日、同廿一日兩度備前大風雨にて諸所破損左に記す。

一、岡山城構廻り破損（但、本丸外廓石垣崩二三丸諸所損シ）　一、潰家貳千八拾六軒。

一、堤切壹萬七千七百九十間餘。　一、浦々破損船百六十八艘。

一、田地壞捨り八萬石餘。　一、倒木九千六百本餘。

一、畑夏物成捨り五萬二千六百石餘。　一、死人廿三人。

一、寺社破損十四ヶ所。　一、死牛　三疋。

此旨江戸に御達し就中本丸破損等の事は繪圖を以て修理の事御願あり。同八月廿五日大久保加賀守、稻葉美濃守より、奉書を以て修理勝手次第たるへしと申越さる。

以上兩度の天災に際し防衞救濟等承應三年の經驗に依りて用意周到何等手落なく執行せられたり。

第六十四章　禁裏造營

延寶二甲寅年二月十二日幕府執政より奉書を以て、備前へ禁裡造營の役命せられ、稲葉美濃守のもとより牧野彌次右衛門奉書を受けて歸る共奉書並御書附の趣。

一筆令啓候　公方樣益御機嫌能被成御座間可御心易候將又禁裡御殿御作事付而手傳被仰付候惣奉行仙石因幡守ヱ相談可被勤之候委細留守居へ申含候　恐々謹言

二月十二日

土屋但馬守

久世大和守

稲葉美濃守

松平伊豫守殿

覺

一、當年御參勤如例年之時分御參府可然事。

一、御普請禁裡並女御茂同前に御手傳被仰付候事。

一、新院御殿ハ法皇御作事之通費用にて被仰付奉行計御出し之筈候事。

一、御材木木寄山入等當年より被仰付御普請は來春より可有御座候事。

一、萬事永井伊賀守仙石因幡守其外普請奉行衆可被仰談候伊賀守と以使者小屋場並奉行衆被差置候儀御談合可然存候

事。以上

此旨江戸より備前に達しければ同廿一日御請として森川九兵衛を江戸に下され同廿八日森川江戸に着く。扨御普請惣奉行池田大學其他諸役を定めらる。是同月廿九日。「吉備温故」廿二日とありの事也。同六月廿八日京都御小屋場請取のため役人上京（〇小屋場ハ仙石、前田の與力御代官平野藤次郎小野長左衛門兩人の手代出合小屋地を引渡せし此方請取役ハ中村四郎左衛門其他四人なりと云 ○「吉備温故」四郎左衛門ハ誤り治左衛門に改むべし、四百石拜領普請奉行とあり）惣而此月より十一月迄追々役人都に登る。今年正月十二日曹源公都に登り玉ひ同廿三日都御發し同廿五日備前に歸り賜ふ。同四月貳日伊部陶器品々禁裡御用のよし內々日野家より牧野攝津守へ物語ありしを池田大學承り備前に申越ければ早速のほせられぬ、其品は、

一　御燒物壺　十五　内大さい入七ツ中さい入五ツ小さい入三ツ
一　御伽羅壺　二ツ　内三斤入二斤入
一　御袖香爐　二ツ
一　御茶碗　十
一　硯　三ツ
一　入子鉢　五組　但二ツ入子
一　手入德利　二ツ
一　壺　三ツ　高七寸はかり

同十月御普請の監使として江戸より松平因幡守上京ありければ同月十一日御使として森本與惣兵衛を備前よりのほせらる。かくて同十一月に至り土木功成しかは同五日曹源公岡山を御出船あつて同九日京に入玉ふ。同十一日此度御普請早々御成就し將軍家御感のよし貴政の奉書宿繼にて京に達しければ早速御禮使として水野彌兵衛を江戸に下さる。同廿七日天子新內裡に遷幸あり。同廿八日遷幸の御悅使若原監物（若原ハ曹源公にしたかひ在京なり）江戸に下る。同十二月三日遷幸御祝儀として御太刀黃金馬代御肴等を長橋局へ献上あり、此御使奥山市兵衛（素袍長袴）石谷長門守牧野攝津守取次にして披露あり。其後

花山院大納言千種大納言兩傳奏御返答有り。同日女御御所へも白金御樽肴等奉らる。廣瀨中務披露なり。同九日賜物あり。

禁裡より、

御太刀　吉家作

御手鑑　一座御懷紙

（齋藤一興曰、此一座御懷紙手鑑江邸の寶庫におさめ有りしが明和九年の大火に燒失せり、いつのころにや右懷紙の中三枚を表裝出來御懸物となりし其歌左に記す。）

詠梅有喜色　正二位藤原資慶

さくやこのやとにいろそふなにはつのことはの花をにはふむめかも

正二位藤原雅章

うれしさをはなはいろにもとはかりに梅こそ匂へきみか代のはる

權大納言藤原經光

いろふかくさくやこの花このやとに　にほひもしるき千世のはるかせ

（此三ふくもおなしく災にかゝりける此外ハ其歌たに書傳ふるなし嘆すへき事ならすや。）

新院御所より

御卷物　宸筆和歌

御薰物　宸製

女御御所より

御待合

右御禮使として同日江戸執政へ村上藤左衛門を下さる。同十一日永井伊賀守の屋敷へ仙石因幡守中根宇左衛門島角右衛門下條長兵衛加藤源左衛門能勢日向守集り各列座にて池田大學をはしめ此度の役人十人呼出され、御作事首尾よく出來、御祝として賜物あり。大學へ御時服十銀百枚其外は御時服五ッ三ッ御銀五十枚三十枚おの〳〵差あり　同十二日曹源公京師御發駕、陸地を經て同十六日岡山に歸りたふ。同廿五日池田大學京師を立、其外追々備前に歸る。あくる四年二月五日普請奉行六人を仙石の宅に呼れ勝手次第歸國すべしと指圖に依て、同六日皆京を發して同十日岡山に歸る。役人此度御普請に付て岡山を發す時御料理玉ひ御盃を賜り御さかなをもみつから賜り又鷹一翼つゝ賜ひて此度京より歸る時も二月廿二日の朝御料理賜るよし中村四郎左衛門自記に載す。　はじめ御普請成就しすでに遷幸の日限極りし時十一月廿五日大火にて公家屋敷町屋共數百軒燒失し、京中の騒動大方ならず、池田左兵衛はかねて火警の役命せられて日夜間斷なく廻りける所、此火事に依て服部清右衛門茨木安太夫笠井平右衛門田中市之丞丸毛元右衛門此五人も左兵衛に屬して火警の役なりし　並に足輕五十人を引率し御春屋の火先をふせきとむ。池田大學が家來共皆能働中にも杉野與一右衛門横田友右衛門欲賀七太郎佐藤門太夫等別て働き火を消ける。是に依て禁裡御恙なく御遷幸ありければ上下の幸いふはかりなし。かくて諸役人岡山に歸りける後、大學か家來右の者共へ曹源公より御時服白銀等賜り、左兵衛か手にて足輕等にも夫々金銀賜ふ事差あり。

〔參考圖書〕　貳箱

延寶三乙卯年

一　禁裡御造營之圖　大サ貳間四方　外ニ兩袖アリ　壹鋪

一　同　御庭御繪之寫　大サ四尺四方　壹鋪

一　同　新殿御繪樣目錄　壹　冊

一　同　御新殿御繪付目錄　壹　冊

一　同　杉戶御繪樣之目錄　壹　冊

一　同上下奉行名簿並御上京御供人馬數　三　冊

外に聖賢之銘及火消人數等書付類　五　通

一　御造營人數書付　壹　冊

外に御造營金高積等書付類　三　通

京御造營之以後御番頭物頭之書付　壹　括

右　春慶塗箱入　壹箱

延寶三乙卯年

一　禁裡御作事諸色入用御勘定帳　鳥子紙竪一尺横七寸五分 紙數二百七十七枚　壹　冊

一　新院御作事諸色入用御勘定帳　同上 紙數百六十三枚　壹　冊

延寶二寅年より同六午年迄

一　同　御普請御手傳留帳　壹　冊

右　桐白木箱入　壹箱

以　上

第六十五章　敬　老

孟子曰く　天下有達尊三、爵一、齒一、徳一と烈公亦齢壽を尊はれ高齢者を優遇し給へり。

延寶四年十二月十六日、諸士七十歳以上の高齢者五十二人に雁を賜ふ。同五年十月十一月十二月曹源公より老臣に鶴及雁を賜ふ。

池田家履歴略記　卷十三

同四年十二月十六日諸士七十歳以上の者に烈公より雁賜ふ。尤ひらきと稱し客を饗する事すへからす子孫なと打寄て調味せんハ格別の事とそ仰あり此旨大學・猪右衛門より傳へける其後烈公鷹道遙のため郊外に出給ふ時右の老士とも並居て御禮をそ申ける其數五十二人也。

同五年十月十二日曹源公より池田伊賀・土倉淡路・日置猪右衛門・土肥左吉・瀧川縫殿・眞田將監・若原監物・小堀彦左衛門・池田佐入に鶴の内の物賜ふ是老人なれは賜はりし所也。同十一月十六日同公より雁一羽、伊賀に賜ひ。同十二月八日には家老並番頭、物頭、寄合昵近の輩に雁一羽つゝ賜はりしと云ふ。

爾來寶永・享保・元文に至て民間敬老の風、益々盛となり特に百歳以上の長壽者に賜物あり左の如し。

長壽者之事。

一、長壽百歳以上の者へ寶永年中迄は、御米拾俵貳拾俵被下來候處其後九俵又七俵づゝ被下、享保中頃者年齢に無差別百歳以上の者へ一統五俵づゝ被下來り、其已後百歳の者へ七俵已後は五俵づゝ被下來りに相成居申處、元文三午年、

兒島郡天城村眞吕と申す者百二歳此者以來百歳の者へ七俵、以後存命に居申候而年々一俵づゝ增可被下、祝之餅も差上少分に而は御惠にも成兼候趣にて今年より百歳の者へ七俵以後は年々一俵增に被下。

一、右長壽の者有之年者、毎も正月八日御奉行より御郡代へ噂にて村方よりの書附は翌九日初、御評定所へ構之御奉行より御評定所へ持參差出し、御米可被下やとの伺は御郡代より近例凡左之通。

何郡何村　何右衞門父
何　兵　衞

右之者百歳に相成達者に越年仕候、先格之通御米七俵可被下候哉奉伺上候。以上

正　月　御　郡　代

右伺書同日御用老へ出、追而右御米被下候段御用老より書附にて御郡代へ被仰渡、其上にて書附候而、二日於御郡會所構之御郡奉行へ申渡し切手の義者、新田御勘定所へ御郡代より申遣。(陶守氏手鑑剳記)

第六十六章　牧場の開設

延寶六年正月津田永忠に命して牧場を和氣郡鹿久居島・梔島・鴻島に設け馬を牧養せしむ。蓋烈公の創意に出つる也。

池田家履歴略記　延寶六年戊午條

正月廿三日、曹源公の仰にて和氣郡鹿久居島に馬牧取立へきよし池田大學より津田重次郎に申けれは、追々其の用意す。同七年八月廿三日同郡梔島・鴻島の二島にも牧取立、都合三島にて當年生する駒來春取て重次郎に預け給ふへし飼料は同郡にて犂田し其の年貢を以て當つへしと命せられ新犂の奉行小林孫七郎なり。同八年二月廿八日曹源公浦邊御遊覽の爲、虫明より御船にて鴻島の牧に至らせそれより福浦・寒河・和意谷に御出あつて三月二日御歸城也。天和三年十月十二日鹿久居島牧より二疋の駒を取る鹿毛と青菊額　○牧はしまりしより今年迄駒とらさりしにや但し其後はそたちて取りしも知るへからす、今迄書記したるものなけれは今こゝに初て載す　貞享元年六月五日梔島より青毛二疋、青駮壹疋、栗毛二疋、鴻島より青毛一疋槻毛一疋、都合七疋の駒を取る。同四年四月廿日、鹿久居島より駒三疋、青毛黑鹿毛鹿毛皆二才也。元祿元年十月十日梔島より駒五疋、鴻島より二疋、鹿久居島より二疋出づ。同三年四月廿五日牧馬五疋出つ二疋は鴻島、二疋は鹿久居島、壹疋梔島也。同四年四月廿三日鹿久居島より駒五疋出つ。同五年牧馬六疋取る。內三疋梔島、三疋は鹿久居島。同六年四月廿六日駒五疋取る、內青踏雪二才鴻島、鹿毛駮二才三疋鹿毛二才鹿久居島。同七年五月十六日梔島にて紅栗毛二才黑栗毛二才の駒二疋を取る。同十一年に至り鹿久居島へ罪人を流さるゝ事始まりしかは牧馬は絶えけると見ゆ　(下略)

第六十七章　圓盛院夫人逝去

延寶六年戊午十月七日圓盛院勝姫夫人逝去す年六十一、法號、圓盛院殿明譽光岳泰祟大姉と謚す。

池田家履歴略記　卷五　云

かくて延寶六年の夏より重く煩ひ給ふ此とし曹源公備前におはし冬十月に御參府有へきとの事なりしか御母君の煩らはせ給ふよしを聞給ひ俄に東行ありたきよし關東に願給へは早速御ゆるしありて五月廿六日岡山を御發駕同六月七日江戸に着給ふかくて御病日にしたかつてよはり給ひ。終に十月七日戌の中刻御逝去也御年六十一御法號圓盛院殿明譽光岳泰祟大姉と申奉る此由曹源公村上藤左衛門に仰て備前に告給ふ村上其儘江戸を立て同十五日備前に歸る是より先同月八日烈公より御見舞として山内與八郎を江戸に下されしか御逝去の後なれは御棺の御供してそ歸りける烈公御訃音を聞給ひ立野八郎兵衛を御使として江戸に下さる　此度江戸にて將軍家より御使として松平山城守同月九日邸に來れり烈公へは執政のかた〳〵より連書の奉書あり　其詞

一筆令啓達候内室卒去之儀及高聽候處哀傷之程御推察之御事ニ候此由可申入旨依上意如此候恐々謹言

十月十日　　大久保加賀守

土屋但馬守

久世大和守

松平新太郎殿

右の奉書同十八日備前に至る御禮として谷田加介を江戸に下さる御忌中の事なれは御返書はなく御請の御使者也烈公津田重次郎那須七右衛門並徒目付中村八郎右衛門徒目中權左衛門馬場惣左衛門小作事難波忠右衛門若林半兵衛等に仰て和意谷の御墓地用意を命せらる此輩今月十五日岡山を立同十六日彼地に御假屋並もろ〳〵の小屋等を建同廿一日卯の刻御壙を堀初め土地祭あり告者津田重次郎　祝小原善助　執事小林孫七郎那須七右衛門也同き廿二日薄田藤十郎水野治兵衛片上驛に出張して諸國の使者を留む山脇九之丞は三石驛鹽川源五左衛門國府四兵衛は周匝龜嶋左助は建部と各出張す諸國の使者を留む同十一月四日五日迄勤む　同き廿六日下濃宇兵衛川村平太兵衛徒目付三人歩行六人和意谷に參る同廿八日伊木勘解由日置猪右衛門同左門熊澤權八磯邊喜兵衛宮本小兵衛加藤源七森本源右衛門同所に參同廿九日池田三郎左衛門池田七郎兵衛池田左兵衛等同所に詰て御葬の用意せり此月十三日御柩江戸を出させ給ふ丹波守殿守護して歸り給ふ其外御柩の御供は　番頭土肥飛彈　横目判形山田彌太郎武田猪兵衛福原全庵香西五郎右衛門中野與一右衛門志水加兵衛岡野六兵衛竹中關左衛門輕部圓之介竹中輕部兩人は隔日に御棺の御供一人は船割也　岩野半左衛門戸塚佐右衛門此兩人は毎日御先へ越し御棺への備物をつとむ　徒横目青木文九郎澤原彌三右衛門宿割は松井勘八也加々野傳介竹田太郎太夫井上平七鈴木藤次郎羽原治左衛門馬場加右衛門寺尾四郎左衛門井上甚五兵衛山口文七草屋又七　御賄方は神屋彌平次　臺所横目荒木喜右衛門　御料理人矢嶋平助銀奉行野崎六太夫　不寢番は今谷市郎左衛門吉岡又惣竹岡次郎右衛門　勘定方井上喜兵衛　女中にははゆき　おこう兩人也此乘物脇に居番一人つゝ附したかふ乞食に錢遣す役は長柄小頭矢野四郎右衛門　御銘旗持は長柄者也御行列左のことし

山田彌太郎　馬―挑燈―同同足輕　同同同―同挾箱―銘旗長刀―挑燈―同足輕―御乘物―同挑燈―同同歩行―御棺―同中小性―同挑燈―同御棺臺―同同押足輕―女房乘物

―足輕一人 居番一人―女房乗物―足輕一人 居番一人―同　斷―足輕一人―又女乗懸―足輕一人―同　斷―足輕一人―武田猪兵衛　馬上―福原全庵―
香西五郎右衛門　馬上―中野與一右衛門　馬上―土肥飛彈　馬上

此夜は川崎に泊り給ひ同十四日藤澤を經て大礒に泊り給ふ同十五日箱根同十六日吉原同十七日岡部同十八日袋井同十九日濱松より二川に至こゝに御泊り同廿日岡崎同廿一日佐谷同廿二日龜山同廿三日石部廿四日大津廿五日伏見廿六日西宮廿七日明石廿八日正條廿九日宇根に泊給ひあくる晦日和意谷御假屋に着給ふ　かくて十一月二日御葬あるへきに極りて朔日の晡時に告辭あり　其式

設祖奠盥洗焚香斟酒告辭　俯伏祝　日置左門　攝主再拜

同二日己剋御葬に付御假屋より御葬の地まて至らせ給ふ　御行列左に記す

津田重次郎―御挾箱 同―同 同 歩行―御長刀―中野與一右衛門 磯邊喜兵衛 香西五郎右衛門―土肥飛彈 山田彌太郎―丹羽守殿―御銘旗―御香案―森本源右衛門 宮本小兵衛―御靈車―

日置猪右衛門 伊木勘解由―歩行 同―御柩―池田三郎左衛門 池田七郎兵衛―池田左兵衛―岩野半左衛門 武田猪兵衛―岡野六兵衛 竹中閑左衛門 輕部圓之介―歩行 同 同―下濃宇兵衛―足輕 同 同―同 同 同―丹羽守殿ノ供

―日置猪右衛門ノ家來士二人 草リ取二人
伊木勘解由　同　斷

治葬儀左に記す

納大事於中庭　役夫　徹祖奠　宮本小兵衛 岩野半左衛門　告爾俯伏祝　日置左門　遷靈座　武田猪兵衛 中野與一右衛門 輕部圓之介　遷柩就壙　中野與一右衛門 輕部圓之介

宮本小兵衛 岩野半左衛門　攝主祝哉　安靈座　武田猪兵衛 中野與一右衛門 輕部圓之介　設遣奠盥洗焚香斟酒告辭俯伏　日置左門　攝主再拜　奉重主升車焚香祝

日置左門　別以箱神主置重主後柩行　靈車至奉重主就幃座神主箱亦置重主生後祝　日置左門　設果於靈座　日置猪右衛門

柩至脫載置席上北首取銘旗去杠置柩上　宮本小兵衛　設果於柩前　日置猪右衛門　下棺整柩衣鋪銘旗　攝主奉玄纁置柩傍再拜

加灰隔內外蓋實以灰土　祀土地　就位再拜　土肥飛彈　岩田十太夫　山田彌太郎　盥洗上香酹酒　土肥飛彈　酒注　岩田十太夫　盤盞　山田彌太郎

讀祝復位　小原善助　再拜　土肥飛彈　岩田十太夫　山田彌太郎　復實土　盥洗出神主臥置卓子上祝　日置左門　題主　泉八右衛門　奉神主置靈座

收重主置神主後祝　日置左門　焚香斟酒　酒注　池田七兵衛　池田左兵衛　讀祝復位祝　日置左門　攝主以下再拜　奉神主升車重主置

其後祝　日置左門　徹靈座　岩野半左衛門　遂行　監視實土　津田重次郎

御棺外のり長六尺一寸四分上横二尺一寸下横一尺五寸高一尺四寸五分御壙の內御柩をつむる次第は御壙の深さ一丈有餘此底に炭の粉二寸餘敷て能かため其上に石灰赤土細砂を合し酒のしとをうち厚さ二寸餘敷又能堅め其上に灰隔の箱を入る此箱の四方も底のごとく石灰赤土細砂にてかためぬり其外を炭粉にてつめたり灰隔の箱六分の杉板內四方底とも瀝青二寸餘を塗る（瀝青は松脂臘油石灰を鍋にて練合すなり）外棺厚さ四寸七分（周尺七寸也）杉板を以て釘なしにちきり指にす此外棺を灰隔の內に入る其間四五分ある所へ松脂の粉を入よくつめ御棺の上に薄板を落し蓋をし其上を油煉の石灰二寸餘をぬり又瀝靑を三寸かけ其上に灰隔箱の蓋をし四方底の如く石灰赤土細砂を三寸餘置て上小炭の粉三寸敷御壙を土にて埋む右の寸法は周尺一尺を和尺六寸七分にして積たる寸尺也　同日御山より神主御假屋に移り給ふ

今日虞祭の儀あり

主人以下皆沐浴　祝　具饌　岩田十太夫　小原善助　執事　岩野半左衛門　序位　丹　波　池田七郎兵衛　池田三郎左衛門　池田左兵衛　日置猪右衛門　土肥飛彈　伊木勘解由

啓櫝出主祝　日置左門　降神焚香再拜酹酒　酒注　池田七郎兵衛　盤盞　池田左兵衛　俯伏再拜　參神再拜　進饌　本左門　二勸解由　三猪右衛門

初獻　丹　波　俯伏　銚子　山田彌太郎　棒盞　池田七郎兵衛　詣讀祝位讀祝祝執版出於主人之右西向讀之俯伏再拜　洗盞

武田猪兵衛　亞獻　丹　波　俯伏　洗盞　猪右衛門　侑食滿盞　飛彈　皆出　闔門祝　左門　啓門祝　左門　復位

獻茶　勘解由　點茶　猪右衛門　獻果　猪右衛門　辭神再拜　焚祝文　左門　納主閉櫝祝　左門　禮畢

同三日曉八ツ半時御神主和意谷を御出車ありて岡山に入給ふ

磐梨郡南方村にて御晝休ありて直に岡山に入給ふ當分御祭器は陶器可然との仰にて皆漆器を用ひられす烈公此とし御病氣におはしけれは酒肉をもきこしめされ然るへしと御家老とも申上しかは御訃音の至りしより三日を過十月十八日より酒肉をめされける是七十之者唯衰老在身飲酒食肉とあるによりて斯はありしとそ同十二月廿六日渡邊多左衛門に仰て來正月より御墓普請仕へしと定らる石方は伊勢村加助横目は岩井喜兵衛也かくて日數經ぬれは曹源公の御愁傷云はかりなし近くつかうまつる人々此有樣を見奉ることに共に涙を催さぬはなし中にも廣澤元胤其御哀慕を感し讀せ給ふ御歌なとを筆記して一冊の書とす其詞左にしるす

おほやけの御うしろみとして塲月出たくさかへまします右大臣將軍源家綱の御祖父太政大臣秀忠と申いますかりけり其御娘本多中務大輔藤原の忠刻の女にて女君一所なんおはしける中務うせ給ひて後天樹院と申めり御齡の後もいとあてたき人の御覺なりきかし彼女君秀忠の御子になしまいらせたまふて左近衛少將源朝臣になんつかはせりけるまたいときひはにましまいてそおはしける天下の御ひかりかゝやきてもてかしつかれたまふほとに　あかぬ所なくものし給ふうへにひとつ御子にてさへおはすれは御母の御いとをしみいへはさらなり姬君御子あまた出來させ給ふ

男君一人伊豫守かけ給へる侍從君にて備前國にしるよししたまふ女君四ところ一人は本多下野守忠平の御女　一人は前右大臣の北御方にて右大臣うちふさの御母なり　一人は榊原刑部大輔政ふさの御女にてはやうゝせたまへり一人は中川佐渡守源久恒の御女にて男女あまたうまれ給へりとり／＼にめてたき御宿世にて御門廣くなり給へれは事とある時は此御門に馬人たゆることなく榮行するを御覽せんにいとめてたくあらまほしき御有樣なりことしは六十一にそならせたまへるつゝしみ給ふへきなめりとて　御かた／＼にいのりはらへさせ給ふめりし蒲生のほとよりわらはやみになやませ給ふてふしたまふよし侍從君聞しめしつけてうち驚かせ給ふ北山にしるしありけん聖のとこもやといたらぬ隈もなうおほしとりて御つかひの行かうほともなほおほつかなく覺えたまふ江戸にても丹波守父御うしろみたちつかふまつれる武士ともよしある後達なと御藥の事なにくれともてさはくほとにやう／＼忘せたまふなと聞へしかは御むねもあくいちせさせ給ふて御悦申には何かし池田七郎兵衛をなんさしつかはさるへきなと御心掟たり夏になりてはさらぬたた暑さの堪かたく覺へ給ふにや御心よくおものなとも聞しめしいれす御からゐつきといふ事出來ていとくるしかり給ふとあなかちにさしておとろ／＼しきさまにはあらて告まいるを御心もとなくいふせくおほしめして私の御暇の事右大臣に申させ給へはよろしきに御沙汰ありて頓て下り給ふ御なやみと云よりこのかた一ツ國のうちゆすりて足を空にまとふましてさ月の末みな月かけていみしうあつき日にはる／＼と海山をこゑて出たゝせ給ふをおとろきあふかぬ人もやはある御供の人なにくれの事まてたゝいとも／＼ことそきてかろやかにと仰給ふさ月の廿六日に御船出し給ふて水無月七日と云にからふして江戸につかせ給ふ先急き御對面たまはらせ給ふてやかて御側に夜晝となくつきさふらせたまふ久しうなやみこうし給ふていとはかなくおほしとりたまへるにおほしか

けす御對面の珍らしう嬉しうおほしめすに御心もいとはれ〳〵しくさはやきたまふへくなんと悦給ふ君は此比の御やつれもさる事なれと御氣しきの少よろしく見へさせ給ふに何事もおほしけちたりかくて御藥の事とも世にすこしもかすまへらるゝあたりはめしよせてさたし申させ給ふ秋まちつけて萩の下風うらめつらしく吹來てのむるあつさもやゝのとみゆくに付てはする〳〵と床はなれしたまふへくなんとさふらふ限りまち過すにたゝそこはかとなくかよはくあらせ給ふて唐の大和のかみか上なる藥を捧ても露しるしもなく御娘の君たち國々に驗ありと聞しめすきはゝ海にも入山にも攀昇りてといのらせ給ふ其驗もさらに見へす冬になりてはいとゝおもらせ給ふて床とはにひれふし給ふとうけたまはるにさりともあまつやしろも國津神も今一度はたてなをさせ給へとあやしの賤柴振人もいとおしかりかなしみ見たてまつるまして侍從君信濃守御娘御むまこの御かた〳〵下行水の御こゝろをしはかるも猶あさくなん神無月七日の初夜はかりにたゝ雲かくれする月のこゝちして果たまひぬるこそたとしへなくかなしきわさなりける御館の内上なり下たゝ一たひによゝとなきぬ雲なれやと云ひけん袂の時雨に侍從君の御袖もふかく色にうつり給ふ正眞身にはきかてわかるゝ魂よりもとおほしけんもかなしう見たてまつるむなしき御からをたるといとしやりからにしたひ給へとさてありぬへきにあらねは備前の國に送まいらせて脇谷といふ所にさる山をふかくきりはらいてしなしたるに例のさほういみしうおさめたてまつる十三日の夜亥の時はかり月ことにきら〳〵として四方しつかなるに限の道に赴かせたまふさま何事もやうかはりたるを見たてまつる人さへいたうなきぬ煙にそはぬつらさをなけく人もありけんかし御うつくしみのかけふかく何事もちら〳〵しうものしたまひし年月の御惠をこひかなしみ奉りて谷にもまろひ入なましとさはきまとふ御年もなほまれにたにもつもらせたまはてかくうせ給ふと世にお

りとしある神も人もしるしと云事はなきものにてたゝ梅檀のけふりと詠しけんことのみこそ僞りならぬなりけりと物の心しらぬ御かはやう人まて鼻うちすゝりつゝなけくけになきかおほくもとかこたまほし御わつらひのこと內にもきこしめしけんいとかしこき仰ことなんとほのうけたまはるおとゝよりも御つかひ有山城守重治なんつかふまつれるはやう菩提の事を思しめしてうち〳〵に院號つきおはしましぬ圓盛院となん申奉るはかなく日數經て御月忌に至ぬ御娘の君たちとり賄給てなにかし寺にて御わさせさせ給ふ讀經懺法なにくれとたうとき限をつくして二夜三日おこなひつかうまつるうちしきりておとろ〳〵しき雨風もこゝろよくふきはなれて御あかしのかけかゝやき僧ともの居立おこなふ樣まことの極樂おもひやられて九品の上まていとたのもしう見奉るやう〳〵事しつまりておほし出る事かきりなき曉かた、

夜はあかし晝はかきくらしおもはすもはれぬ淚を友とこそすれ

さめぬ世の夢のわかれのうきゝはしいまも心に見ゆるおもかけ

讀經きゝ給ふついてに僧共の無常なることわりかたり申を聞かせ給ひて、

はかなかりなにかたのまん父の世はあしたの露の日影待ほと

玉きはるかきりをいつの月日ともしらぬそ人の命成ける

源大納言のもとより過日日數にそへてなとかきてせうそこのはしに、

日數ふる袖の時雨や隙もなきちりしはゝその森の木の本

御かへし、

木のもとの袖の時雨を思ひやれちりしはゝその跡をとふにも

おなし心をある人の御もとへ、

おもひやれ柞の森の冬枯に殘る木の葉の袖の時雨を

冬かれの木すゑをなかめ出し給ふにうすゝみの夕の思は御袖の色にうつり木葉は御涙にあらそふおりからいとゝうちしくれ給ひて、

冬枯の木々の木葉も我袖ももろき涙の夕暮の空

はかなき御調度共取出させ給ひしにかのかきすて給ひし反古を御覽して、

見るもうくみぬはたつらし行し世の面影うかふ水くきのあと

とにかくに筆にも心にもあまるものはたゝ涙なりと思しめして、

もの每に涙をたねにうへをきて人はかれにし宿そ悲しき

年々に御心ならすつかふまつりたまはさりし御かなしさいはんかたなくして、

行かふる身はをのつから年月を盡しもはてぬ名殘かなしも

常々御目ちかくうへをかれて籠せさせ給ひし草木をからさしとうつしうへたまひて空しき空をうち詠め給ひて、

雪霜のふるともよきよなき人のてつからうへし宿の草木は

其比母にをくれし人の袖の色をしはからせ給ふとてそれかもとへ、

思ひやる木の葉の袖もぬれそひぬおなしはゝその森の時雨に

あまたあるへし御心とゝめてかきもとゝめたまはさる事はもらしつ　たゝはかなく御物語のついてに御仰すさみ給ふをわすれしとはかりにて、

翌年正月十二日圓盛院殿卒哭の儀あり左にしるす

主人以下皆沐浴　執事者陳器設玄酒祝　八右衛門　具饌 又之丞 清七　序位主人 丹波 内匠　啓櫝出主　丹　波　降神上香酹酒主人拜

酒注　彌七　盤盞　茂太夫　參神主人拜　衆再拜　進饌 本 丹波 二三 丹波 向 内匠　初獻　主人拜　銚子　彌　七　捧盞　茂太夫　詣香案

前讀祝　主人拜　洗盞　又之丞　亞獻　丹　波俯伏　洗盞　又之亟　終獻　丹　波俯伏　侑食滿盞　丹　波　主人以下皆出

闔門　祝　啓門祝噫歆　皆盥洗復位　獻茶　丹　波　點茶　清　七　獻果　内　匠　辭神主人拜衆再拜　焚祝文　納主

閉櫝　丹　波　禮畢

祝　文

維延寶七年歳次己未正月丙寅越丁酉朔十二日戊申左近衛權少將源光政昭告于夫人本多氏之靈曰日月不居奄及卒哭不勝感愴敢以次米盛庶品哀薦成事來日躋祔于祖妣中川氏夫人尙饗

同十三日御遷廟あり（行列略）

〔附一〕

圓盛院藤原夫人之墓誌

圓盛院夫人諱勝姓藤原故本多中務大輔從五位下忠刻之女也妣台德尊公之女後號天樹院以元和四年戊午十月十六日生夫人

於播磨國姫路城寛永三年丙寅夫人九歳往武江居西城五年戊辰正月夫人十一歳台徳尊公養之稱姫君寵命切至裴送穠然以適
備前國主從四位下左近衛權少將源朝臣御將之際使土井大炊頭利勝高力攝津守忠房各執其事延寶六年戊午春夫人有疾荏苒
彌留以十月七日遂逝於武江之館享年六十有一嚴有尊公屢遣使訪其疾迨卒使松平山城守重治弔其喪焉内外親戚以至婢僕無
不哀慕哭泣乃敦匠事擇日時越十一月二日葬於備前國和氣郡和意谷敦土山嗚呼夫人之爲人也小心謹愼而慈惠巽順寡欲而薄
于自奉不好奇玩其事夫子尊敬之如君親愛之如父好合如琴瑟使令于左右如御者其於諸子鞠養之恩無不至而撫愛諸庶不異已
出且有樛木之德而無妬忌之意故閨内雍々而有螽斯詵々之祥夫人之在世台德尊公大猷尊公嚴有尊公眷遇世厚金銀綿帛種々
恩賜不可勝記夫人生一男四女長男綱政叙從四位下任侍從兼伊豫權守領備前國及備中數郡長女奈阿適本多下野守藤原朝臣
忠平二女通君適一條右僕射藤原教輔公三女富幾適榊原刑部大輔源朝臣政房先卒季女左阿適中川佐渡守源朝臣久恒

第六十八章　狩獵

狩獵に就いては、烈公備前在國五十年、就中、正保三年より天和二年に至る三十七年間に於て三十一回の田獵行はれ殆と寧歳なき有様なりき　殊に致仕時代十年間に十三度、延寶八年公年七十二歳の如きは正月廿七日牟佐に、二月十八日金川に、二月廿九日鹿久居島に、三月朔日和意谷に、十一月十四日牛田山に、十二月四日熊山に、同五日嘛宇那村春日山に一年七回の多きに及び、加之同五日より陸路東覲同廿五日江戸に着給ふ、此道中放鷹あるべき旨豫て將軍より允許ありたり　而して正月廿七日の牟佐の狩獵の如きは總人數壹萬八千七百七拾四人獲物　鹿五十八、猪一、狐一、兎廿三雉七　公、老而益壯なるものと云ふべし。（田獵の章及畋獵一覽表參照）

而して烈公狩獵の目的は領内士民の意氣振興、質實剛健の風を養ふに在り旁々領内民情を明かにし民の疾苦寃枉を察し、民治に資する所大なるものあり、之を彼の大革命以前の佛國ブルボン王朝の王公貴族が遊獵に依て國民の怨嗟を招き革命の原因を釀成せしに比較すれは其の差霄壤も啻ならざるものあり。

〔備考〕

其一、烈公鷹狩の歸途、紙にて仆れたる稻を括り給ひし事

有斐錄に

一、御鷹狩御歸に伊福村にて路に倒れたる稻穗を紙にて御括り合せ給ふ、民の傍に在りて、これを見しかは、いかなる故にやと、心得ざりしかば、役人此由申上ぐる、公やゝ默して御座なされ子細もなき事なり、予過ちて踏倒して民

の日に曝され雨にふれ千辛萬苦したるものを足にかけたれは天道を恐れてそ括り置きたる。とく刈らせよと仰あり。

其二、佛國ブルボン王朝時代に於ける、遊獵の頻繁と狩獵規則の不當。遊獵の頻繁。乘馬遊獵は國王貴族唯一の娯樂にして、狩獵地域はパリーを中心として四方二十里を限られ、一七五五年より一七六九年に至る十四ケ年間に、麋鹿豚禽鳥の類を狩獵したること實に六百六十回の多きに達したるより推斷するも、之が爲に國財を蕩盡したることの莫大なりしは、察知するに難からざるなり。

狩獵規則の不當。下層の平民等は、不條理不公平なる狩獵規則に束縛せられ、種々なる不自由を甘受せざるべからず例へば禽鳥の雛を凍死する憂ありとて、雜草を刈取ることを禁ぜられ、鳥類の巢を奪ふ憂ありとて、刈株を除去することを禁ぜられ、鳥類の香味を害する憂ありとて、人糞を肥料とすることを禁ぜらる。又狩獵の際に狩夫獵犬の往來に妨害ありとて、田畠の四周に墻垣を作ることを禁ぜらる。（瀨川秀雄著・西洋全史、フランス革命の原因、參照）

〔參考〕　烈公・姪・山内忠昌に狩獵を勸めし事

公の妹長姬、土佐藩主山内忠豐に嫁し豊昌を生む豊昌天資多病常に湯藥に親しむ。公深く之を憂ひ數々音信を通し之を慰藉して措かずその書状の山内家に傳はるもの無慮百數十通に及ふ皆眞蹟なり。之を讀むにその言ふ所主として孝行の道は先づ身體を保全するに在りとし蟄居を戒め出獵を勸むるが如き字々句々頗る懇切を極め綿々の情掬すべきものあり當時豊昌の平生を見るに或は屢々放鷹を行ひ或は數々騎乘を試み力めて安佚を避けたるか如きは全く之に本つけるものにして其の蒲柳の質たるに拘はらず在職三十二年六十歳の壽を保つを得たりしもの全く公の賜なりといふべし。左に公致仕時代に於ける此種代表的の書簡三則を收む。

（一）

延寶三年十月廿五日附松上佐宛烈公書簡（時に烈公六十七歳豊昌三十五歳）

尙々はいたか事被仰下候江戸にても如申候すくれて能大ふりなるたか出來候はゝ可申請候大かたのたか被下候事御無用に被成可被下候かやうのこのみのたかはかくあるましくきと拜見候ても先申事にて候内々從是も以書狀可申上存候處に預御芳帖爲御養生に候間野邊へ御出御心を御のはし可被成候百日過候はゝせつしやう被成尤に候たゝあき候事はきものびや不申物にて候間左樣に御心得可被成候とかく息才に成候ほど孝行至極と存候くれ〳〵養御院〇長光院所出豐昌公妹氣色能候て大慶に存候我等先年用候たんしやの藥にて候能相應申と存候

御狀致拜見候先以其元御無事に貴樣御堅固にて珍重に存候併折々御つかゐ被成候間寒氣に向候條一入御保養御尤に候仍此地無事に何も罷在候我等儀此中は一入息才に罷成鷹野切々罷出候江戸何も無事に御座候おふう〇豐昌公姉お松〇豐昌公妹養御院御堅固にて此中も承候養御院氣色殊之外能々旨具に御申越候我等いしや友古藥御用相應仕候由大慶存事に候定て其元へも右之段御申越候はんと存候將又拜領仕候御馬かたの如く見事成馬にて御座御鷹いまた雁取かい〻不申候先年拜領仕候よりは殊の外見事成たかにて御座候頓て鶴に可仕と存候猶追々可得御意候　恐々謹言

十月廿五日　　　　　　　　　　　　　松　新太郎　花押

　　　松上佐樣　人々御中

（上包延寶三年十一月廿九日）

（二）

延寶六年二月三日附松土佐樣宛烈公書簡（時に烈公七十歳豊昌三十八歳）

先月九日之御狀具致拜見候先以其元御無事旨珍重ニ存候如仰江戸御靜謐恐縮御同然に存候一門中堅固に候て悅存事候

此地無事に一類共不殘無爲に罷在候於江戸御內室御煩之由承無心元存候處に今程御快氣之旨申來珍重ニ存候爰元鷹遣申樣子ましの義被仰越候則申付少も不殘物語仕候樣にと申付候もはや鶴雁引切申候故合申事みせ不申候鶴雁ノまゝ仕候樣其元ノとはちかい申候計のよし申候此度は鷹不仕合にて大たか二隼二はいたか此五もとすくれて一もつにて候つる五なから殺し申候故きのどくに存候我等鐵砲之事御尋候此外同事に御座候近頃一匁ノ筒にて袖黑鶴打申候間當地にてはめづらしく候間則御鷹師にことつて進申候三十間にてあたり申候一匁にては近物ならてはあたり申まじき樣に內々は存候き三匁藥こみ候て四五十間の鷹いくつもあたり申候其元にても御うち候て御覽可被成候存之外玉よくさし申候我等の打申候ては三匁五分の筒よりはあたりこみ申候打つけ不申候者はしのはりの弓にては申候樣にてうちにくきよし申候もちあるきにはかるく年寄のには一たん能覺へ申候舊冬より雁五六十此筒にて打申候御參勤近より御心ひま有えましきと察申候如仰伊豫守參勤冬迄御用捨難有奉存候猶追々可申上候　恐々謹言

二　月　三　日　　　　松　新　太　郎　花押

（上包に延寶六年二月十七日少將樣より御返書とあり）

（三）　延寶八年二月二日附松土佐樣宛烈公書簡（時に烈公七十二歲豊昌四十歲）

一筆令啓上候先以江戸御靜謐恐悅御同然ニ候其元御堅固之旨珍重に存候此方無事に我等息才に罷在候可御心安候其元御養生之樣子承度候此方之儀御物語申入候去々年拜領仕候鷹此頃二ツ取申候てきはかたの如く能御座候去年江戸にて有馬佐衞門殿より隼給候者江戸にて御覽候事も可在之候我等若年より鷹すき申候數多遣候何鷹之內にも右之隼ほとなる覺取終に見不申候海上河川にても取申候一兩日以前に岡山近所之山初て鹿狩仕候鹿六十一猪一とめ申候老眼にても

五つとめ申候四十間餘にて二つとめ申候我等一代になきてきは仕候故御物語申進候雁鴨引申候なくさみ無きのとくに存候仍國肴兩種之なつとう手前にて仕候風味能存候間進之候御下向も近々罷成御心いそかしく候はんと察申候内々御物語仕候ことく當國狐多候故切々かり申候去冬罷下候て今まて六十五とり申候貴樣鴨取いちもつ在之由御物語候き于今取申候哉承度候つゝの御仕合如何被仰聞候年寄候故かいないたみ壹匁の筒さへおもく候故此比三分ノ筒申付候てたかとりなと打申候へは卽座に打とめ申候きもつぶし申候羽かいにあたりとうの内に玉入候へ共少はいり申候藥は一分五厘こみ申候存外ぬけ申候物に候十八間御座候廿間へこけに參候筒かるく候て老人のには能なくさみと存候かもからすなとは數多打留申候三分五厘の筒にては雁九放にて六ツ當座に留申候右申候筒は二分八厘有之由申候あまりちいさく候故久々申候（裏面に）長文わけ見へかね可申候能々御らんし可被下候　恐々謹言

二月二日　　　　　　　　　　　　　松　新　太　郎　花押

松　土　佐　樣　人々御中

（上包延寶八年御國元より來、新太郎殿御狀とあり）

（山内侯爵家所藏、新太郎少將書翰集に據る）

第六十九章　閑谷學校の完成

寛文十二年十一月附書簡を以て烈公は泉仲愛、津田永忠に閑谷學校經營に就きて懇囑する所ありしが、翌延寶元年永忠請うて閑谷に移り專ら事に當る是歳講堂成り同八月十一日木谷村を殘らず學校に附す。同二年聖堂土木成り同五年文庫並屋形成就す同時に講堂を瓦葺とす。（學校手習所の設置及維持に關する烈公書簡の章　其六參照）

先是　延寶三年六月十三日附書狀を以て、綱政は　閑谷學校の經營難に際り、一方學校に反對する酒井雅樂頭忠清に對する義理合と、他方一般不況の對策上、廢校の決行を烈公に伺はれしが、公は之に對し同年七月十九日附返簡を以て、何物を節約するも人を教育する學校だけは之を維持すべし、萬已を得ずんば二千石を五百石に縮少するも可なり、其も困難なりとせば　吾が隱居領の內を割きて五百石を支給せん、何れにして閑谷學校は之を存續せざるへからずとの意を明示せられたり、爲に一時廢校の危機にありし閑谷學校は辛うじて保存せられたり。烈公の徹頭徹尾　學問教化尊重の精神を觀るべし。（同上、其七　延寶三年六月十三日附綱政書簡及同年七月十九日附烈公返簡參照）

池田家履歷略記に、

延寶八年九月廿二日津田重二郎所存の趣意書出しける左に記す。

一、和氣郡野谷村之山奥に和意谷村之高程開仕候、和意谷村之高五拾三石餘御座候未すきとは出來不仕候間百姓をも入置申候此村を和意谷村と名付可然子細之事。

一、同郡福浦村之沖に見立置候新田五百石餘も可有之哉、此新田之內、木谷村之高貳百七拾石餘を分け木谷村と名付

申度子細之事。扨、木谷村をは閑谷村とか外に何とそ御附可被下哉之事。

一、和意谷に住居仕何角構候者、一人被仰付被下様仕度子細之事。

一、御借米之内當分少宛之銀米之請拂仕御歩行壹人請取申度子細之事。

一、閑谷に居申候百姓共之子供者只今迄私手前より養ひ申候。士共之子弟者、自分賄にて居申候　士共之子弟をも私手前より賄申度子細之事。（下略）

第七十章　身後の計

最後に烈公が身後の計に就いて如何に深く意を用ひさせ給ひしかは　後出天和二年五月朔日不豫の爲め寢所に國老重臣を召して申聞けられし、烈公御遺定に明かなり。特に烈公が一命に替へても嫡子綱政を保全せんとの決心は人をして讃嘆禁ずる能はさらしむるもの也。「責而者草」初編卷之八に　左の記事見ゆ。

○兩池田氏幕府の手傳普請を辭す。稻葉正則に依り幕府池田氏を評定所に招致す。

稻葉美濃守正則殿、老職の頃、寛文の年とかや　備前少將新太郎光政と、因幡少將松平相模守光仲との兩家に仰付けられ、芝新堀を掘らせらるゝ　兩池田國民の費をや歎かれけん、又如何なる故にや、半々に掘懸けて、兩家共に、困窮故に普請叶ひ難き由、御斷をぞ申上げらる、此事台聽に及ひ、兩池田の少將を評定所へ召さる、凡此評定所へ召さるゝ大名、身上安穩なるは稀なる事故、相模守光仲殊に氣遣はれ、新太郎光政に相談ありしに、新太郎は、兎も角も御訴訟申すからは身上滅却覺悟の前なり、但し嫡子共を召出さざれば、先づ安穩なるへしといはれしとかや　流石に學者にて肝要の所に心付き家中を騷がせざりし。又評定所にての事、美濃守正則の心付とかや　御城へ召さるへきや、又雅樂頭宅へ召されんやなどありしに、美濃守假初の事にてだにあらうに、身上不如意とて僅の堀の御手傳人足出し兼ねて、普請役斷らるゝは上意を背く所あれは、自餘の大名なれば　仰付けらるゝ品も候はん　彼が先祖は關ケ原以來忠戰といひ　御緣家、旁々以て宥恕ありて　御渡さるゝ上意御叱心第一なるに御城にては如何なり　雅樂宅も然るへからず、評定へ召されんに　誠に不意の實情を以て願ひ申さは、早速出でらるべし、若又含む所あるならば故障病氣を以て延引あるべし、

試みらるゝ爲にあらずやと申しける、何れも尤もとあつて評定所へ召され、閉門仰せ渡されけるとかや（武野燭談）

身上滅却は覺悟の前なり但し嫡子共を召喚せられざれは先つ安穩と謂ふべし。たとへ我か一身滅ぶも。子孫にして存すれば亦憂ふるに足らざるなり。身後の計を重んじて一身を顧みざりし烈公の深慮遠謀洵に貴き極みと謂ふべし。

斯の如く嫡子伊豫は咎なしと云ふ烈公は其の晩年遂に伊よ思ふ通りに成れりと滿足の意を表はされたり。

「寛文十二年十一月廿日附　泉仲愛 津田永忠　兩人宛烈公書簡」の追記に

天和二。四月

近年伊よ志大方我等存候樣に罷成大悅此事に候

兩人猶以奉公相勤可申候右之書附之外ニモ被申付儀共不怠可勤事

泉・津田二人を激勵せり。更に翌五月朔日、の御遺定を見るに至りて　致仕時代は大關圓を告げぬ。

第七十一章　蕃山と永忠

蕃山は人傑なり。永忠は忠貞の士なり。二人深く烈公の信任を受け滿腔の經綸と赤誠を披瀝して遺憾なく之を實際に應用し以て輔佐の大任を完うしたるは世間周知の事なり。玆には只二人の備前に於ける史料の數則を列擧するに止めて敢て卑見を加へざる事とせり。

〔乾〕熊澤蕃山に關する史料

蕃山は人傑なり　荻生徂徠の如きは、天下を睥睨して眼中殆んど人なし、然れども熊澤氏の人物に至りては深く敬服せるが如し、其言に云く「人才則熊澤、學問則仁齋、餘子碌々未足數也」と又云く「伊藤仁齋道德、熊澤了介英才、與余之學術合而爲一、則可謂聖人矣」と。即ち知るべし徂徠の眼中にありては、蕃山と仁齋と彼自身と自ら鼎足の狀勢を成せるを。永富獨嘯菴亦曰く「偃武以來、豪傑之士四人山鹿素行、熊澤了介、伊藤仁齋、荻生徂徠」と。服部南郭亦曰く「予讀熊澤了介經濟蓋足蹈其地、口論其政、事々確說不似他人空言矣」と。其他太宰春臺の如き、湯淺常山の如き、藤田幽谷の如き、皆蕃山の人材を稱揚せり。蕃山の不世出の人傑たりしは當時に於ける碩儒の認定せるによりても亦想見するに足るものなり。特に太宰春臺か湯淺常山に復する書に「夫烈公者不世出之英主、得熊澤子而任以國政明良之遇、曠千載之一時也」と云へり、君臣際會想ひ見るべし。但し蕃山に就いては或は毀譽半はするものあり、而して其の養閑池田丹波守に與へたる書簡十通收めて息遊軒書翰二冊に在り。皆其の眞蹟なり、其の至情懇欵を極む。憾むらくは其長文尨大の故を以て之を本書に收載する能はさりしことを。姑らく目次を掲くるに止めて之を割愛したり。

息遊軒書翰目次

上卷

下卷

以上

〔第一〕　芳烈公御日記に見ゆる熊澤伯繼。

正保四年二月十四日

一、二郎八(熊澤)に申聞候ハ在□ニ召遣可申　外様ニ可置者ニ無之候　先年家退候へとも我等存候ハ他所へ可罷出者と不存一度ハ歸度ハ歸參可仕者と存候　其所ちかい無之歸參仕候上は近年他所ニい(居)申候而ハ家ニい(居)申候同前ニ我等存候間他ヲはゞからず延(遠)慮なしニ奉公可仕候通申聞　三百石折紙遣候事。

慶安三年五月廿日　備前へ申遣覺

一、二郎八(熊澤)ニ三千石　組鐵砲申付候　花畠之内ニて　さく(作)まい仕候様にと申付候間可被得其意事

同年八月晦日

一、二郎八(熊澤)、三千石(中略)此者共折紙遣スコト

同年後十月七日

一、二郎八(輝孝)方へ小笠原金三郎參候事　樣子種々在之候へ共書留ニ不及

同年閏十月廿八日

一、二郎八組之者申附候事

慶安四年正月十五日

一、出羽申候　熊澤か事　かてん不參由、何事やらん數々申聞候へ共一も役に立事無之候條　我等申聞候ハ志ス處一ツニ無之候へハ事ノ上にてわきより見候ては左樣に存物にて候　其方も此學に志出來候ハヽ、有之儀皆かてん可參候　ちときかれ候へしと申候へ　權左衛門に可承候由申遣候　以前にも權左衛門に御聞御尤と存候由申候事。

一、今度二郎八取立之事　重々わけ有ての事なれ共其次手に數年加樣に仕度と思たる事なれは軍用之事專に可仕旨申付ぬ共はけみ有つる故にや諸手に越て先手をも申付たるやうに取さた有と聞　代々の先手をかゆへき子細なし　指物も一人かゆへきわけなし近年思つる不可然存候故種々こしらへ心みるへき由申付ぬ以來主膳二組は弓の爲に可然物を可申付也　三人と我等との間さへ云へたつる者共なれは少かたの有事はわるさまの風俗申も理也罪の多も少も今までを捨ぬ今より後前非を悔あやまりを改にをいてハ我も舊惡を思ふまし

同年八月廿三日

一、二郎八組士鐵砲之内野須藤左衛門病者故暇申由可遣事

承應二年六月三十日　少將　伊賀　若狭宛の一項

一、熊澤二郎八組安積七郎兵衛、一角組藤村太郎右衛門改易仕候條組頭兩人ニ申聞右之段可申渡事

同年七月廿七日　少將　伊賀、若狭宛の一項

一、二郎八病氣故乘物之事　被申越候のり候樣に可被申渡事

明曆四年二月七日○「備前へノ文」の一節に

一、(註)助右衛門八右衛門へ

八右衛門斷承屆候、先當年は供仕可下候此地にて直段々可申談候　いよ初而入國供仕候間又供仕罷下尤之事萬事用□にかまはす弓頭一へんの義計にて罷下候へと申遣候事」

寛文七年七月四日

一、酒井雅樂頭より本多下野殿、牧野吉峰を以被仰越候ハ　熊澤事京都ニ而牧野佐渡守殿其町へ被申候ニ付牢人置候事無用との義ニ付吉野へ參候由申　一條殿知行所ニ居申旨　佐渡殿も腹立と聞へ申候就夫　山家と同前ニ而ハ無之候へ共若從　公儀御預被成候へは不可然事ニ候間備前へ參居候樣ニ被仰付可然旨被申越候ニ付先以心得申候　此者私暇ヲ遣只今ハ家來ニ而ハ無之候　右之樣子先日承候故備前へ參候樣ニ可申遣哉と存候へ共　左候ハヽ今迄我等京へ遣シ置候樣ニ罷候故　其分ニ仕置候　此者出京之事　板倉内膳殿前後御存ニ候間申談候半と申遣ス其以後内膳殿へ右之段申遣候へハ委細承屆候　只今忌中ニ而罷在候間御出候ハヽ、御老中へ御相談可有由候返事則内膳殿返事之通　雅樂殿へ申遣候へハ御心得候由ノ返事也

同年七月廿四日

一、板倉内膳殿より書狀にて被申越候ハ　了介（熊澤）事今日御老中御揃候所ニ而申出候　只今迄居申所に其儘居可申候　公家衆ハ不及申何れも出合不申樣ニ可然との事にて先埒明候由の事

一、久世大和殿へ右之儀ニ付書狀遣候へハ右之通ノ返事ニ候事

一、右之品則京へ申遣ス

一、雅樂殿へ書狀遣候ハ　助右衛門（熊澤）事　内膳殿御内談仕　備前へ引取候事　延引仕候樣にとの義に候間　任其意旨ニ候由申遣候へハ被仰越候旨承届候由之返事也。

〔第二〕　熊澤蕃山罪を獲る事　附野中主計が事

熊澤次郎八、後蕃山了介、中江藤樹先生の門より出て、備前少將光政に崇敬せられ、其頃は子思孟子の如くにもてはやし、賢者と沙汰せし人なり、集義和書内外書を撰み、眞學を立、一朝に名を顯はし、備前一國を儒風になびけしと也、光政述職の供して何れも江戸に往來しける、或年歸國するとて、板倉周防守重宗、其頃在江戸成ければ、暇乞として參りければ重宗申されけるは、其方事江戸にて今賢人と稱する由承れは申す也、最早重ねて江戸へ參らるゝことは無用なり、此事新太郎殿に逢たらば、此以後同道あらん事は無益なりと存寄を申へしと思ひし所なりと申されし由、熊澤が門人共、此事を承り傳へて評しけるは、板倉氏は町人の公事沙汰こそは得手なるべし、聖賢の道は何とて知玉ふへきや迚、大きに誹謗しける、然るに重宗の詞の如く、其後江戸に來りしより、奢り口々に長し、池田家にても熊澤を惡む者出來し、且、國風も古風を變じ、先規に違ひし事多し、光政の身の上如何と云人も有し程に、病氣と稱し京都に退隱しけり。

又土佐の國守の家司に野中主計と云し者、同し頃の人なるか、是又古今の才智にて、土佐一國の上下萬民、此の主計が餘澤を蒙らずと云者なし、其中の一二を擧くれは、土佐城下には古より能着船の港なし、此事國中の憂なれは、主計船にて見廻り大岩どもを燒碎き、色々工夫して大船の出入少しも障なき大みなとを拵ける、其外魚なき所に魚を生しなど、都て渠か指揮する事未曾有の智術にて一事として成就せずと云ふ事なし、家中より農商に至る迄殘る所なく仕置しけれとも、大規矩釣合と云事を知らす、己一人して威を振ひ惣家老の位なく、世祿の諸士多き中いかんぞ己に等しき者なからん、渠を日利して權威を讓るへき事なるに、左なき故久しからすして罪せられ、土佐の傍に押込られて死を能せず。

熊澤も其如く光政の智と成しより彌十分に成て諸士を見下す、之聖賢の禮にあらす、板倉重宗は誠に稀世の智者なる哉、大名官家熊澤か宅へ日夜に來會し、尊敬を盡すことは道に執心深き人にて是禮也と思ひ、各氣質を自然に察し重ねて在江戸無用也との一言は先見の明と云べし、彼元より遊客ならは何程高貴の人來行とても論なし、熊澤光政の祿を喰へは陪臣なり、尊卑の禮を失ひて時に叶はす、又往いて教へさるは禮なりと云ども、重ねて江戸へ出たらんには尊敬も彌增、己か器量に過たる事出來るへし、龍の場を過て咎を天に得るにやあらん、綱吉公御世に至りて、清朝より日本を伺ふ抔と云ふらし、其外御政事の損益をも申上しかは、松平日向守へ御預けとなり、田中孫十郎、河野權右衛門も罪せられしと也。（明良洪範續編　卷十一）

〔第三〕　芳烈公御書附及書簡四通

〇二月廿六日いか（伊賀）、大學ニ申聞覺

一、評定場之作法、用人共ノ召遣樣、其外仕置ノ事共近年何角と了介申候事共在之候へ共、同心ニ無之事故取上不申候。
國家之仕置能事ハつみ不重候へハ其印なく　理に不當事ハ至テ少候事にても其印はやく見へ候　我等ハ不及言皆達も末々ノ事具ニ被存間敷候へハ一旦聞候處尤之樣ニ候へハ其通りニ申付　前かた申付品又後ノ考ニ心ノ不付事多候　只今ノ如　用人共ニ評議仕らせ候へハかつて心ノ不付事共云出シ候事共在之候　其段ハ皆達も覺可被申　其上只今迄ノ家風大身ニて無之候へハ仕置申付事不成樣ニ候へハ小身者ノ内ニ才德在之者若在之とても仕置者ニ上ケ用候事ハ勢不成事ニ候　只今評定場へ罷出評儀被仕候程ノ役人ニハ人から次第ニ小身者ニても申付候事成事ニ候　兼々如申候皆達ノ能助ケ能手代にて候と被思候　去々年了介江戸へも何角申越候事在之ニ付とても其方如申ニハ仕間敷候間仕置之事ニ指出候事無用と申遣候　只今ノ仕置我等作意ニて無之候　楠正成ノ仕置ニて候事　舜大聖人さへ問事ヲ好あさはかなることはをも察なされ候由ニ候　了介申分ハ是等ノ趣と大キニ相違ニ候事　只今ノ仕置ノ申付首尾調　年重り候ハヽ家中ノ風、老中大身へへつらい取入候ても道理なき事ハやくに不立とかく實次第ニ候と思やうに罷成てうぎ才覺ノ心少く實ヲたしなみ候樣ニ可成候哉　仕置能と申は　ゑこひいきなきヲ古より第一ニほめ不申候哉　只今ノ仕置首尾調候ハヽ、我等伊與ヲ始皆達用人共まて少もゑこひいき不成道理次第ニ諸事埒明候樣ニ成ましく候哉　古より國ノ大身ニ威付國ノ亂ル例多く候只今ノ仕置ニてハ大身ニ威付申ましきと被思候皆達も私ノ心なく國家ノ爲ヲ實ニ被思候ハヽ、只今ノ仕置能と在之事かてん可參と被思候。

一、只今ノ仕置せハしきなとゝ申候其外何角と申ハ評定人ノ人から不足ニて評定ノ仕樣ノ過りニて候仕置ノ仕くミノとかにてハ無之と被思候事

一、了介此後ハ伊與へ何角と仕置候事共申指出たかり候事可在之候間皆迄も其心得にて伊與へ了介手寄(タヨリ)不申樣ニ何とそ可被相心得事　了介近年ノ跡行　我等ノ存計ニて無之候、上方ニてノ作法、内膳殿能御存、大和殿、備後なども殊ノ外くやミニて候　了介わかまゝ不屆之儀　色々在之候へ共其段ハ不申及候、以上。

（一）書　附

一、了介、學術ノ見立テ私ノ知ヲ以　時所位ノ三つヲ知リ　時變ニ通し候外無之と申　去々年も我等方へ江戸へ書状越候　私生付テ右之段　悪物ニて候由申越候　か樣ニ高滿なる事不及是非候　本是ニて候故末萬事ニ渡リ聖學ヲ過リ候と被思候　聖人ノ學問ハ古今不易ノ至善ヲ求ル外無之由ニ候　古聖人ノ質ハ天地ノ氣ヲ全ク御うけ偏ナル事無之ニ付思召事皆道理ニ當リ候故　をのづと時所位ノ節ニ當リ時變ニモ相應シ候　賢人以下ノ者ハ氣質前ニおゝい人欲後ニふさがり候故　我心ニ是ト思事是ならず非と思事非ならず候　然ルニより聖賢ノ書ヲ考　古今ノ人ノ行跡ヲ察シ或ハ人ニ問尋又ハ我ノ心ニ自反シ道理ヲ照シ其上ニて決シ候事　聖學ノ本意ニて候　暗キ心ニて聖凡一ツノ良知我人具足メ在之故此主人公へ問尋　主人公ノ下知次第ニ行と申より我ヲ是とし人を非とシ人ノ是ヲ不入人欲ヲ天理ト過リ私ナル事多候と被思候

一、了介申分ニ學問仕候へハ男色同姓縁親ノ喪是等ヲかたく勤候と申ニヨリ凡心ノ好さる事故　大道起リ不申候是等ハ輕キ事故いかやう共俗之好まゝに仕　道學さへ興起仕候へハ本望之由申候一旦聞候處尤候樣ニ候へ共　諸事此所より末大キニ過リ出來候と被思候　たとへハ我か思立善ヲ遂候へハ其前ニ在之少ツヽノ悪ハ曲從候テモ不苦候と申と同事ニ候　此段かうじ候てハ我身ヲたてんトテ敵國ニしたかい君をも欺候樣ニ成行可申事ノ大小ハ在之候へ共道理ニ二ツ

ハ無之候故聖人ノ道ハ其事ノ首尾仕と首尾不仕に心なく至テ少ノ事ニても指當ル義ヲ取リ不義ヲ去リ候由ニ候　然ル故古ヨリ王道ハ起兼覇道ハ其印はやきと申其上此段ノ論決候事在之候ハ　董仲舒ノ仁人者正其義不計其利明其道不謀其功トノ論　能手本ニて候、以上。

○覺

一、備前仕置悪候、伊與ハよくかてん參候と內膳殿へ申越候事

近年了介申事同心不仕事多候故又いよへ申候父子ノ間へたて候と思候事

一、私成事　我か事は不苦とわれとゆるし候事多候事

一、ひいきつよく候事

一、京いしや壽澤事ひいき故けんぼう仕候者我等召抱候様ニ種々申事　大キニ我ヲたて候事

一、了介死かい和意谷へ納申度と申事

一、二つ成事

一、奈阿千貫メ士共へかし遣候へと申事、後ニハ捨て遣可然と申事

一、酒たはこの事公義より被仰出候共　いらさるつよ過たる申付と申ふれ候故奉行申付者　民ノ心彌々ふて可申候事

此二色ノ様成事　心安者ニハ申聞悔ロヲ申故　それヲ聞傳　士町百姓ハ上ヲ恨可申と思候事

一、新六事

一、佛者事　民恨亂世ノ時一キ發可申候と了介申候　何心もなきに申ふれ候ハヽ却而心付之者もいてき可申候

一、先年了介ヲ可殺とて殊之外恐申候事

一、我等の樣なる者ヲ召連候はてと申　せかれの時より殊ノ外高滿ニて候事　その滿心于今少もなをらす候事

一、いと女ニ可仕と申事

一、妹あいニ參候ヲ其まゝとめ置可申と申候事

一、升事　改候事達而無用と了介申候へ共、改候へハ翌年公義より被仰付候○升相之免事度々捨候へと申候へ共捨事ニて無之と存不用候へハ了介腹立仕候

一、備後へハ何かと申聞、備前と一同ニハ不申付　升延引之處ニ公義より被仰出てなり惡候事免捨之樣ニと了介申候備後ハ捨遣不入きやうをして勝手不自由ニ候事　近國ニ候へハ民共聞備前仕置惡と了介申ヲ承候へハ　備後と我等ノ間をへたて候と同前事○備前之仕置こなし候へハ家中者恨ヲ申含候と同前事

一、主税所へ娘ヲ遣度との事

一、伊豫公家ヲ好候ヲ我等ハきらひ候ヲ能存なから　了介公家ヲ引付候事　父子間へたて候事　此段何よりとゝかさる事と存候　○か樣の儀思案仕候ニ伊よへとり入專に仕度と存覺悟ニ候

一、八木山ノ事古禮ヲ不考　我思所ヲよしと存過候事

一、片上手習所ノ事ニ付　了介　面目失とて腹立申候　我等申付遣候事不用我ヲ立たかり候事威ヲ好む心根知れ候事

一、禁中火事ノ時　道乙さへ一條殿へ參きも入候ニ了介ハ不參候事

一、父母果候ハヽ、もを勤申度候　其時妻子遣置　爲ニ三太郎ニ家やしき遣合力くれ候へと申ニ付其迄ニ申付候へハ中一

年有之母死候時、唐と日本所違　古と今とちかひ候とて一圓もの事ハなく常人よりもかるく心得候　萬事口ちかひ候事數多候事

一、男色事

一、同姓事

一、了介生付滿心ふかく已を是として人ノ言ヲ不入聞　私知ヲ專と〆人ヲ一圓不知晦キ所有之事　へつらいまげしたがふ者をほめ少にても守所在之思寄ヲまけさる者ハ氣ニ不入　了介申通ニ人ヲ進退候ハヽ大キニ過可有之事

一、第一高滿　根ニ柔ナル所在ひいきつよきこと

右之段せかれより于今不直候事

○書　簡

一、了介言行不合不宜事共人傳にてもなく我等覺候分頭書にして見申候へハ凡二三十ケ條も在之常之者ニ仕候へハ急度申付候にも有之候へ共只今改申付了介へも無之故其分ニ仕置候

一、當年も内膳殿へ了介より狀ヲ遣備前之仕置惡敷候　伊與殿ハ能かてん參候と申越候由我等同心にて計候儀共ヲ伊豫へ申候へは能かてん參候と在之此一事ニて皆かてん可參候、我等と伊與と父子ノ間申へたて候ニては無之候哉　内膳殿よりも惣而さし出不申候樣ニと度々御申遣候へ共不聞入かやうのさいはん不屆儀と存候了介不覺悟之儀共ニ付　うたゞ、みのにへ　内膳殿殊之外迷惑ニ御思候よし度々被申事　内膳殿　備後なとも　了介をみかきり候とて其品共御申聞候事　了介口ニて申ノ聞候へハ　左之樣ニ候へ共少ニても指出候ハヽ大ニ國之害ニ可成候と存、子細共多在之候

伊よハ了介ヲ能と定而思可被居候間か樣ニ申共不屆之品共御聞なくゝハ心根よりへたて被申ましきと存候　此義ニおいてハ了介と伊よ一身ニ被仕候ハヽ神々國家之爲惡事出來可申と存事ニ候此段朝暮共ニ成病之本ニも可成と思候　我等かやうニ申上ハうたかはす我等同前ニ慥ニ御思　我等了介ヲ近年あ（不明）しと同事ニ心根より被存候て可爲滿足候第一口ノちかい候事　中々つねの物ニしてハつき合ノ不成ほと僞多候　一高滿人ニすくれ我か思ふ事ほどよきハなきと思ニより人ノ言ヲ一圓聞不入事右如申候　我にしたかふ者の云事ハ能取上ケ申候　其方ニ取入たかり申と存候　大キニ〳〵がいに成可申候　かならす〳〵其心得にてちかつけ被申ましく候

いよ殿　　　　少

〔第四〕邸考

一、芳烈公御日記

正保四年二月十四日條

一、二郎八に（中略）三百石折紙遣候事

二、慶安岡山古地圖　天瀨ノ内ニ

「熊澤二郎八」（西大寺町南裏、杉山五左衞門北隣　南北　西邊十二間 東西、北邊十六間　南邊十六間二尺ト記セル一區劃ナリ）　貼紙

ト見ユ。

正木三十郎トアルモノ。

三、芳烈公御日記　慶安三年五月廿日備前へ申遣覺

一、二郎八ニ三千石　組鐵砲申付候　花畠之内ニて　さくまい仕候様にと申付候間可被得其意事

同年八月晦日條

一、二郎八、三千石（中略）此者共折紙遣スコト

四、慶安岡山古圖面、後ノ記入ト覺シク　網濱ノ内　旭川東岸

「池田伊賀守船屋敷」（長方形　南北長西邊三十間　東西長　北邊十六間　南邊十六間）ノ南隣

熊澤二郎八侍御鐵砲屋敷　野田（長方形　南北長、西邊八十間　東西長、北邊廿六間　南邊廿六間）

トアリ。

五、御留帳自承應三年七月至同年十二月居第ノ部

承應三年十二月六日條

一、熊澤次郎八ニ佐分利猪之介家屋敷被下

因に　慶安岡山古圖　水ノ手ノ内

小堀彦右衛門屋敷北隣、薄田藤十郎北隣ニ

「佐分利猪之介」（長方形　東邊南北兩隅欠、南北長　西邊十五間半　東邊曲線三間六間九間　東西長　北邊三十二間　南邊十八間一尺）貼紙「内ニ古木藏有」

トアリ。

六、御留帳、明暦三年　居第ノ部

四月廿二日條

一、丹羽主殿屋敷池田八之丞殿へ被遣
一、熊澤助右衛門屋敷丹羽主殿へ被下
一、熊澤助右衛門ハ和氣郡寺口ニ住宅ス
ト見ユ
備陽國史目錄　明暦三年四月條
廿二日乙未　池田八之丞へ丹羽主殿屋敷ヲ被遣
丹羽主殿へ熊澤助右衛門屋敷被下ニ付爲修理料白銀五十枚被下助右衛門ハ和氣郡寺口へ住宅ス
トアルモノ是ナリ
古圖ニ據レハ住分利ノ邸ハ近世池田造酒ノ向屋敷（補纂、邸宅付與）

〔二神〕津田永忠に關する史料

永忠は忠貞無二の士なり。烈公の股肱として信頼最も厚く其の畢生を捧げたる人なり。有斐錄に公永忠を拔擢したる次第を記して、

一、津田重次郎永忠、十六七歳の頃にや、寢ず番にて居たりしに、公、今の時計何時打ちたるかと問はせ給ふ、永忠承り、寢入り候て知らずと申す、公、默しておはします、夜明けて、永忠が座を立ちけるを見給ひて、事をなすべき男なりと、獨言し給ひしが、十八歳の時、御目代仰付けらる、其日評定所へ出でゝ、公務終つて後、諸役人物語ありければ、永忠末席より、此所は長咄する所にあらずと誡めけり、大臣、達公の御前に參り、永忠しかじかの事を申し候

二十歳にも足らぬ者の餘りなる事なりと申されしに、公、さては予が見る所たがはざりき、思ふ事憚る所なく、いはん者なりと思ひたりしに、果して然なりと仰ありけり。永忠御前に參りて申上ぐる事のありける後に彼者は使ひやう悪しくば國の禍をなすべし、才は國中にならぶ者なしと仰せける。

〔第一〕永忠君御用秘書類、拾八則、

○學校取立に關する永忠の決心

國治、家ヲト丶ノヘ候爲ノ根本　學問ニて御座候へハ不器量ニて事ノ成ト不成ハ　此後にて無之候へハ不知候　只今其爲ノ職ニハ御斷申上候ハ　根本ヲ背候ト存候へハたとへかやうに仕候へと　少將樣　御意御座候共、此思召ハ左やうニ仕道理ニて無之と申上候筈之事ニ候　まして御書付之通ニ候へハ先しはらくハ御助申上げ職分を盡し成か不成ヲ究候て其上ノ事と存候由可申上候

裏書「留ルニ不及」

○毀譽褒貶意とするに足らず

一、惣〻能キ事ヲトサヘ願居申候へハ　人ノ申ノ　我カ心付ノト申事ハ無之筈ニ候事

一、過リヲ何カト存候ハ　根本私欲より出ルと存候　根本ニ私欲なく道理に專ニ候て過りヲ聞　改ルハ殊ノ外心能ク大悦成筈ニ候事

○譽むれは善くなり貶すれは悪しくなる

一、能となへ候へハ能成　悪敷となへ候へハ悪敷成申候　夂一流ニハいつれへも　はつきと仕タル事無之　能となへら

れ候ヲ趣意と仕ル事有之候　是ハ秀候事は無之物ニて候

一、借銀ヲ仕　人ノあいそうニ仕　人ニほめられ候と　又一流ニハ親類、知音ヘハ其ブンレウヲハカリ其外ハ公用へとさしむけ候事有之候

○虚榮を斥け公正なれ

人ニ能となへられ度とて上之物ヲ以　ほうはい末々ノあいそう仕ル事ハ　いかにしても不成と存候　然共無理ナル事有之候而ハ何ほと御爲と有之候而も　根本之御爲大キニかけ申事と存候　私申附ル儀ニ無理ナル事有之か　其段御聞可被下候　御役人共ニ御役申付候も同事ニ御座候

○忠　孝

忠孝と道理ノ至極ヲいやと申者も無之事

○

一、忠孝ニて無之候ヘハ上下共に不立事之様ニ奉存候事

一、御國政ハいつれより出可申とも其一事ノ至極ニて無之候ヘハ不宜候

○獻　身　犠　牲

常躰ノ道理ハ此通候所ニ有之と奉存候　自分の生付ヲ省候ても其上ノ理ハ御爲　國民ノ爲　身ノ行すへヲ捨ル理り

○公私の物すき

當月と仕ル物すき至極ノ理と　又我好所と私との物すき違申候事

○一事の至極、理は一つ

聖人以下ニハ　キシツ人ヨリ七情在之故とかく　打寄詮議して共一事の至極　事は大小在之候へ共　理ハ一ツ

○一　生　道　理

猪右衛門殿へ申上候

一、とかく一生道理に身任せ度大願ニ御さ候

一、先年申上候ハ引籠申候とも隨分　御こしヲをし可申と申上候又先日は引籠申候てハ指出申道理ニて無之と申上候此段前後相違と可被思召候　先年申上候ハ道理ノ事ニて御座候　先日申上候ハ御仕置之事ニて御座候

○簡　略　人

催合ハ簡略人高利ふりかへ、又簡略人積リノ外ノ入用、又ハ急ニ御供御使者被仰付候　者共へ寛　かし申候　尤御年寄衆へかし申候刻も　互に寛申候

○道理を申候は佐源太一人

一、御評定所ニて之勤方　貴様御あいてニ成　道理ヲ申候ハ佐源太一人ノ様ニ奉存候

一、人ノ口利　能あい申候

○君　子　小　人

一、君子ハ義ニサとり小人ハ利ニサトル

一、右之趣意ニ御座候間右様ニ被思召　御指圖被成可被下候

二キ、三キン

一、公儀事付候ハ一キノ時

一、家廻リノ木はキキンノ時ノ爲

〇理は一つ、一事の至極

一、事ニハ大小有之候へ共　理ニハ大小無之　一ツニて候

右何事ニても　一事ノ至極ヲ行申度候

〇眞實より御爲、忠字、我身を不ㇾ有

何も御爲ヲ不思召して不計、御業中ニて御座候、此上ニも當分之事ニて無之眞實より御爲を思召候やうニ仕度候　忠字ノ字心我身ヲ不有ヲ云と御座候

〇學者の目的ハ至善

學者之目立ハ至善ニて御座候　一命と身代を捨候ハヽ　御國家ノ御爲ニ成候　至善行ハれ申ましき物ニては無之と存候　子共之事も御座候へ共其ハまよいと存候　子共ハ子共ノ覺悟次第ニ御座候

〇津田佐源太の嚴格なる、人を緊張せしむ

一、福山ニて之樣子兵右衛門　勤勞ヲ始、氣ニ不入由承及候　福山へ佐源太、不參候ハヽ中〳〵只今之となへノ樣ニハ御座有ましく候　大勢ヲとつて廻し候　器量御座候　福山ニて之裁判一切ニきミしき（ど）と申タル由ニ候へ共　大勢の才判ハ賢德ノ有之人ハ各別　結構ニてハ不參儀と奉存候　學校ニても藏人參候と佐源太參候とは人々之存入各別違申候

きミしき迄ニて道理詰り不申候ハてハ人々ノ存入あのやうニハ無之筈と奉存候

〔第二〕閑谷學校、和意谷、手習所及葬祭、新田取立、仕置詮議に關する意見五通

○寛文十二年永忠閑谷に土着して一意學校經營に當る

寛十二子ノ十月廿八日（包紙）

一、故少將樣十月廿八日　於江戸當少將樣草や　私御前へ被召出閑谷之儀段々御意ニて御座候其以後　故少將樣御書置ヲ被成下候ニも　閑谷之儀御書附被下候　御存之通ノ私儀ニ御座候へハ　閑谷之儀ハ身命ヲなけ打　御趣意之通ニと奉存候　然ラハ色々考見申候ニ故少將樣被思召立候御趣意ノ通達仕ニハ私並子共閑谷ノ百姓ニ罷成學校ヲ守り立候外ハ無之と奉存候廿年以前ニも此存寄可申上儀ニ御座候へ共重キ御用被仰付未有增も埒立不申ニ此所存申上候ハ失道理候儀と奉存　延引仕候當　少將樣　御かげニて人生ヲ得　御國家ノ御用ヲ相勤候ハ本望不過之と奉存共上　故少將樣御書置之御文言ノ内ニ（御書置見合可申候）何事ニても當少將樣被仰付候御用可相勤旨被遊置候ニ付當年迄相勤申候私儀もはや晩年ニ及申候間閑谷へ被遣可被下や（左候ハヽせがれ渡世之儀奉願候）但又先相勤候樣にと被思召モ御意次第と奉存候　左候ハヽ私末子ノ内先達へ遣私後見仕故少將樣御趣意通達仕候やう之仕組仕可申候　願ハ此節私ヲ閑谷へ被遣被下候樣ニと奉願上度候左候ハヽ源吉ニいかやう共被仰付　御奉公申上させ拙殘ル子共も源吉にたよりルラウ不仕候樣ニ仕度奉存候

一、前ニハ子共多ク無之候故　名跡之所へ心付不申候　只今ハ男子五人御座候故私名跡無之候而ハ子共の渡世無御座候其上御厚恩之私事ニ候へハ一人ハ子孫共ニ御奉公申上候樣ニ仕度候

〔附記〕 永忠寶永元年三月致仕を請うて允され長子永恭七百石次子永倫三百石を受けて出仕す、實に年六十五なり、右文中に「廿年以前にも此存寄可申上儀」とあるは貞享初年永忠四十五六歳の頃を指せるにや　貞享二年十二月永忠四十六歳を以て、上道郡南部沿海墾開すべき地形を圖して上り時に於ては事情致仕を許さるべきにあらず。惟ふに此の文書は寛文十二年十月廿八日永忠年三十三江戸にて烈公の旨を受け同十一月廿日を以て和意谷、閑谷、井田、借銀の懇命を蒙り爾來三十三年一貫して兩谷の爲に苦心慘憺たるものありしが而も内外政務多端の爲めに動もすれば片手間となり完全に素志を遂げ得ざりしが是に至て允されて閑谷に土着し一意其の經營に當り烈公の遺命を果し得るに至れり

○致仕と共に知行返上閑谷和意谷に退居の事を出願す

親先祖より御知行ヲ被下置候面々ハ親先祖へ對シ候道理も有之樣ニ奉存候私之儀ハ少將樣侍從樣御取立之者ニて御座候へハ親先祖より繼請候御知行とハ埒違申候末人からも不知せがれに跡式被下候事非本意奉存候ニ付私御奉公不申上候時節ハ被下置候御知行ヲ乍憚指上ケ申度奉存段ハ天和二戌ノ年大學殿へ申上置候此私所存ハ猪右衛門殿内膳殿も粗御存ニて可有御座と奉存候　私相果候ハヽ私ニ被下置候御知行ヲ被召上私妻子共不殘閑谷ニて被下置候家へ被遣閑谷村和意谷村ノ地形ヲ以一家渡世仕飢寒ニ不及　後々年迄も閑谷之聖堂學校東堂和意谷之御山御用共ヲ子々孫々永ク守候樣ニ被仰付被下候樣ニと奉願候　以上

戌五月廿二日　　津田左源太（判）（花押）

池田左兵衛樣

上坂外記様

〇在々手習所同葬祭の事は津田を主とし八右衛門に相談せんとの上言

一、先日粗如申上候　私ニ被仰付置候御役儀之内　在々手習所同葬祭之事ハ八右衛門ニ申談相勤申度奉存儀共御座候へ共　又存候ハ在々手習所同葬祭之方式ハもはや大形備り居申候へは近年ノ内ハ私引請相勤候方もましニて可有御座かと奉存品も御座候　其上関谷井田之事ヲハ不申上在々手習所葬祭之事迄ヲ八右衛門ニ申談相勤申度と申上ルもいな物之様ニも奉存候　左申て関谷井田之事ハ八右衛門ニ不被申談儀共御座候ニ付此頃存寄候ハ伊豫守様御歸城被遊候ハヽ老中へ私可申ハ在々之手習所同葬祭之儀私ニ被仰付候へ共　私末々迄へ手之及候事ニて無之　惣たいノもやうヲ御郡奉行共へ相談仕迄ニて委細之事ハ御郡奉行中へ被申付事ニ御座候へハ私一人仕相勤候御用共不被申候へ共手習所葬祭之儀ハ御國政ニかゝり手廣ク大事ノ儀ニ奉存候へハ私一人仕　御郡奉行中へ申談候事　如何ニ奉存候ニ付　私所存去冬申上候へ共　八右衛門へ被仰渡候趣ヲ大學殿被仰聞在々之儀ハ彌私一人仕可相勤旨被仰候ニ付先々共通ニ相心得居申候尤私自分ニ八右衛門へ申談候共存寄ハ可申聞候へ共猶又各様ヨリ八右衛門ニ被仰聞可被下ハ在々手習所同葬祭之事肝煎候儀ニ付重二郎かやう〳〵ニ申候間　存寄ハ無遠慮重二郎ニ申談候へと八右衛門へ被仰聞被下候様ニと奉存候如此老中ノ心得ニて八右衛門ニ被申聞候ハヽ八右衛門も否ハ御座有間敷と奉存候　左候ハヽ私申談候爲ニも人情ニも宜ク可有御座やと奉存候　以上

上ル　　津田重二郎

〇沖新田開發の眞意

一、名を好候へハ沖新田之儀ハ取立不申候　倉田新田　幸島新田ニて　私名ノ爲ニハ能御座候　首尾可仕も慥ニハ不被

旨　二ツ物かけ成　沖新田ハ取立不申候　五穀ハ出來不申候處ヲ　人力ヲ以五穀出來仕日本ノ食物増候樣ニ被　仰付ハ天道又ハ天下ヘノ御奉行と奉存候　又ハ沖新田御普請又ハ此後沖新田ニたより渡世仕ル者幾人と申事御座有ましくと奉存候　天道之意味ハかやうノ事と承傳候

ノ仕置詮議に關する永忠の意見

一、理つよく候と有之候ニ付　本と其理次第と存候　其理ヲ詮議仕至善と存候ハヽ人も申迄ハ申道筈と存候　只今ハ我カ心ニ此理と存候而も先方重き御人ニ候ヘハ一旦申候而も　其理ヲ盡し而不申御尤と請なかし申候　是皆我ニ求ル所有之よりかやうと存候　是實之爲ニ成可申候ヤ　又宜申候事ヲ理非ノ無考我カラ立申事　是ヲ理つよと可申候　至善と存候て　其道理ヲ盡し候て申　其上ニて先方のミ込無之候ハヽ　私ハかやうニ存候ヘ共　左樣ニ不參候ヘハ此方ノ存ル所　理ニ不當と存候　然共今ニ皆ノ被仰候所尤とは不存候と平和之心ニて申やうニ有之度事ニ候

一、銘々手筋々々ヲ以　此事かやうくに候　聞置くれ候へと申候私ハかやうく申置候　内證承候事ハ　凡情のかなしさは何としても其ニ心留り申候左候ヘハ　御仕置　直と不存候　所詮初より不承候か　私體ハ能御座候と存候　然共其事ヲ其ニ不存候ヘハ詮議も其ニ不成事ニ候と申理之有候ヘハ其ハ　其頭々ヲ以　をし出し其理ヲ申盡し候樣ニ有之内證聞ハ互ニ不聞入やうニ有度候

〔第三〕　永忠宛烈公書翰拾貳通

○

（包紙）

少　將

泉　八右衞門殿

一、當二日祭之事被申越候其状先月廿八日に届候おそき事かてん不參候
一、其元らへ死候上ニ病死多候由いよりも被申越候不便千萬ニ候
一、十二郎先日書付越候手習所の入用先らへ人ニかゆ仕たへさせ候よし尤ニ候事　京作事はかゆかすきのとくに存申候
一、學校之樣子如何承度候　草々

五月十六日　光政（花押）

八右衛門殿
十二郎殿

○

泉八右衛門殿　少　（包）
津田十二郎殿　（章）

今明日中ニせんき仕書付こし可申候
權左衛門ニ何か存寄之事候ハヽ可申旨申やり候處ニ此かき付仕候
兩人披見候て存寄一々かき付こし可申候

（章）八右衛門
十二郎

○

寛六午ノ三月二日戌之刻參着

書状披見候いよ秋まて在國之事　内證相談仕見申候中々不可然もよう＝候間ねつさへさめ候はゝ道中　三り五りつゝ成ともやうしやう＝成候様＝下被申可然候

一、此度　江戸つとめ專一と被申越候つとめとある所何とかてん仕候哉我等ノ主意とは　大かたちかい候かと存候　實ノ煩＝てさへ　候ハヽ御城へ出不申候共不苦候　内外之不さほうさへなく候へは　外のそしりは自然とやみ申ものにて候　何と外をよくつとめ候ても内々今迄之ことときのさほうならは少もそしりやみ申ましく候　煩候とてふさほうは仕はつにてはなく候此段は三郎兵衞には爰元にても度々申へく候と覺へ候何としても外へ心つき候と存候　八右衞門もこれほとの事はかてん可參事と存候　一年中外へ出不申候共　内にてさほうよく候はゝいなから世間のゆいノ分ハ成事＝て候　つとめといふ所あしくめのつき候と存候　さほうよく義り＝めかつき候はゝよく可在之候　外ノ事計目付候と存候　内外共＝能ハ不申及候

二月廿四日　　　　少　將　（花押）（印）

三　郎　兵　衞

八　右　衞　門

十　二　郎

包紙＝

少　將

水　三　郎　兵　衞

岩　八右衛門　(印)

津　十二郎　(花押)

(印)

岩田八右衛門殿　少將　(包紙)

四月廿九日　少　(判)(花押)

八右衛門殿

十二郎殿

無事ニ候可心安候　八右衛門　十二郎　評定ニ出候事申談候十二郎用多者ニ候間　岡山ニ爲合候時ハ罷出候樣ニ可申渡旨　いよ　被申候　其心得可有候　其許替儀無之哉樣子承度候

來月祭之日限　十六日ハいよいまた着申ましく候間廿九日可然候條此旨八右衛門へ可申渡旨丹波方へ申遣候間定而八右衛門ニ可申渡候右樣ニ心得可有候

一、淵本久五左衛門やしきかへの事に付大學左門より申越候趣かてんいかぬ事ニ候樣子承兩人存寄可申越候

一、新田堀ぬき事　いかゝ承度候

津田十二郎　光　（包紙）

（花押）

三郎兵衛ニ今朝　申聞置候間　早々可罷出候　口に書候趣ニ申聞候　いよへも追付可申候　以上

○

十次郎　（包）

〆　十二郎ニ

先程之書付ニワイ谷ノ役人引取候様ニ可申付旨書候へとも　先　相残可申候　以上

○

岩田八右衛門殿　少将　（包紙）

津田十二郎殿　（花押）

書状披見候　いよ御暇出満足候事　我等氣分すゝぬ物ニて候當年も大形腹氣出候ハんと思はれ候　内々申付候物　出来付下シ可申候　伊よ氣分能大悦不過之候　以上

八月十五日　少将（判）（花押）

八右衛門殿

十二郎殿

（一）

久申候今十八日之飛脚昨朝到來候別紙書狀披覽申候　佐伯村與二右衛門一卷　重二郎せんさく仕具ニ書付越候念入候段可被申聞候與二右衛門儀先書ニ斬罪申付候樣ニと申遣候定而もはや成敗可申付と存事候　以上

六月廿七日　少將

日置猪右衛門殿

上

寛文七年ヵ

十三日迄ハ間も候間ほらせ候て可然候此よし可申遣候　十二郎

○

萬二亥十一月十三日御居間伺（包紙）

此御書付萬治二年十一月十三日ノ朝御居間ニて被下也

一　半十郎ニ源兵衛いけん仕候哉　其樣子聞度候事

一　藤八　國ニての事ハ去冬坂本事申付候以後ノ事ニて候哉其前ノ事ニて候哉

一　半十郎申置候者　たれ〳〵ニて候哉ノ事

一　世上ノさた半十郎ノ事如何成候はん哉なとゝ申さたハ候や事

一　半十郎申置內ニ衆道知音仕候者候哉事

右之樣子具ニ書付早々次手能時分こし可申事

津田十二郎殿　少將 章 （花押） 章

○

兩通之書付見申候　我等氣ニ入候ヲ　返し候其方事　伊よ歸國候ハヽ　願ノ通ニ可申付よし候事　以上

四月十五日　少將 章

十二郎殿

○

泉八右衛門殿　少將　（包紙）

津田十二郎殿　（花押）

八右衛門　諫之もよう　あまりゆるやかに無之樣に被心得尤ニ候以上

伊よ無事ニ被着候ハんと存候氣色如何承度候我等氣分同前ニ候

一、かい事　終ニ不申出候　内々ひか事に候へハ其元へ引戻候はんと申出ニ候　殊ノ外惡可在之候　能者ニ候ハヽ此地ニ置　奥ノ用達候こそ可然事ニ候　國本へ參候ハヽ内々ノ取さたいよ〳〵必定ニ相成候さて〳〵あしく候はん間左樣ニ心得うわさ候ハヽ無用と可申候

一、能　承候ハヽ我等其元ニて申通ニ父子不和之段　子ノ覺悟次第ニ候由　諫可被申候

一、其元ノ儀　兩人不申及　和之申用　相調可被申　人毎心のおもむきちかい候へ共　秘せさる物にて候　其用心怠無

之様ニ尤ニ候

一、伊よ義ゟ老中ノ儀ニても此地より申遣候可然事候ハヽ可被申越候以上

六月四日　　少将（判）（花押）

泉八右衛門殿

津十二郎殿

津田央氏所藏

〔第四〕江戸大阪築城年表及永忠關係土木工事表

○築城年表

輝政公

慶長十一年　築江戸城石垣

同十二年　築駿河城

同十四年　築丹州篠山城石垣

同十五年　築名古屋城石垣

利隆公

同十九年　江戸普請勤之

光政公

元和六年　大阪普請勤之
寛永元年　同　断
同　五年　同　断
同　十三年　江戸普請勤之
同　十九年ヨリ廿年迄　江戸平川口築石垣

○津田永忠の關係せし土木の主なるもの

一、沖御新田
一、幸島御新田用水、溝共
一、倉田御新田
一、倉安川
一、角　宮
一、益　原
一、挌梨新溝
一、牛窓波戸
一、大太府
一、千町悪水抜
一、福里悪水抜
一、下津井波戸
一、津高今岡の悪水抜
一、御後園
一、百間川
一、一ノ宮
一、福浦御新田
一、用吉御新田

（津田央氏藏）

〔第五一〕　日置猪右衛門宛・永忠意見書

元祿八亥年五月朔日、日置猪右衛門宛津田左源太意見書

古ヨリ和漢共ニ、上一人ニて仕置悪敷成候儀ハ無之、出來出頭人有之國家之仕置不宜、其すきまを見及、不知恵者出、彼是とまぜ返し國家亂候例多ク御座候。恐多キ申上事ニ御座候へ共、只今之御模樣年々不宜萠出來仕候、且御上之御怠りほと各樣ハ不及申上候ニ、御用人中心身共ニ打はまり諸事ニ油斷不仕心を付御奉公不申上候ハてハ不叶時節と奉存候古ヨリ君怠り候ても執權能御座候へハ、亂ル、ニハ及不申候由、此節大學殿は御構不被成兼而申上ルことく御家を實に御大切に奉存者ハ御自分樣御一人を此節ハ月にも星にもと可奉存候　此段は御ひげニ被思召ニて可有御座候へ共、外へ御讓り可被成御方無御座候　根本ニ眼ノ付候御用人無御座歴々ノ御方其外御側衆とかく萬づ御上次第にと趣意立被仰付候是非ニ少も考無之と相見へ申候　其外ノ御用人中も只其日拂ニて根ニ入御國政を任ル面々少キ樣ニ奉存候　此紙面せわやきにも似私身分ノ爲ニ申上ルニも似申候へ共私之儀ハ始終御國ノ御爲ヲ存一生ノ内抽忠義ヲ盡し度大望ニ奉存候ニ付何にもかかも打捨申上候　御上の御勢ノ不宜ほと私ハかやうニ不存候ハて不叶わけ御座候　本道理ハ御上御先代ノことく有之其ヲ奉請御役人共はけみ候埒にて御座候へ共　其段ニハ及無御座候へハせめて御自分樣次ニハ御用人中並私躰もいかやうニ苦ミ候て成共御奉公申上ル時節と奉存候　主人親之順なるニ忠孝ハ其筈之儀ニ御座候　不順ニ出合其志ヲ立候事誠ノ忠孝と承候　其段は兼而申上ル楠殿能手本と奉存候　右之志無御座してハ私之手前去々年ノ秋以來ハ御奉公ノミ申上ルニ味にてハ無御座候　去々年七月十日御番頭役被仰付　同廿七日にも段々忝御ほうみノ御意を奉蒙候處ニ八月ノ比にても可有之かいかやう之事ヲ御聞被遊候や其まゝ模樣替り申候　實ヲ御正シ實次第ニ被遊可被下儀ヲ唱ニ御付被

遊候事無是非仕合ニ奉存候　推量ニ存候ニ唱も皆わけノ有之事ニ御座候　其わけは皆私ヲ以、公ヲかすめ候趣意ニ御座候唱も出所ハ一兩人より出申唱と奉存候　此唱を御聞入被遊候事左様ニ可參儀ニ御座候や此埒は御自分様御存之通リヲ一度ハ何とそ品能被仰上可被下候　此節私御用相勤不申御自分様方之思召迄にてハ沖新田なとも何ノ御用ニも不立様ニ可罷成候　反てわけもなき事ヲ被仰付候やうに成行可申候　又御郡方ニて內々申上候御用銀ヲ貯　備前守様御代迄治亂共ハ一方之御用ニ立テ申度と志居申儀又ハ御家中管略人之儀其外一色も二色も別而殘念ニ奉存ル儀御座候　かやうノ儀近比申上にくき儀ニ御座候へ共右ノ志ニて罷有候故申上候

一、九年以前ハ只今之様ニハ中々無御座候へ共萠ニ存付候儀御座候故私御役儀の御斷申上候刻、大學殿ハ願之通ニ被仰付可然と被仰上御自分様ハとかく其節私御用ヲ不勤候ハヽ御爲ニ如何と再三被仰上候由ニ付其通ニ成申候　其故御郡方も只今之ほとに仕なし沖新田ヲも取立御家中管略人ノ御仕置も出來仕候私一身ニ仕候ても御自分様御了管故ニ終ニ先祖ニも無之御番頭役並終ニ先祖ニも無之知高ニ被仰付候と奉存候　此段ハ先祖子孫迄への武家之面目と奉對御自分様へ候ても忝存儀ニ御座候

一、私身代格式此上之望可有御座様無御座候　尤出頭之望も無御座候　いかやうニ私事御耳に立居申候共たいてい只今ノ通ニて從前申上ル通今五六年何とそ相勤申度候　かやうに存候ニハ彼是存ル子細共も御座候へ共あまり高滿ニ似たる儀ゆへ書付不申候　只今之被召仕様より何とそ替り能やうニとハ御自分様ノ御力ニても難成可有御座候　いかやうニ御上ニ思召候共いつれノ道ニも今二三年只今ノ通ニと御申延シ置被遊候事ハ御自分様是非と被思召候ハヽ何とそ御自分様御了簡ニて可成儀と奉存候　此節退候ハヽもはや私一生之內右之志ヲ遂可申時節御座有間敷と奉存候。

一、右之品ハ彼是と考候ほと御自分樣へ初申上にくき儀に奉存候へ共重き道理御座候と愚意ニハ存入候故申上候　私心一ツノ了管迄にてハ無心元存候ニ付打わり市浦ニ申させ承候　程子朱子ノ御心ヲ計考見申候ニ只今ニ當り右之志至善ノ理にて可有之と清七も申候　御用人ノ内外記、清四郎ニ少嚀仕見申候ニ此節私御用場へ出不申候ハヽ、御爲ニ不可然と實ニ存ル趣ニ御座候　大學殿へも少嚀仕見申候へハ右兩人同意ニ思召趣ニ御座候。私御奉公之申上樣　丹波守樣、大學殿ハ御心ニ叶申趣ニ御座候へ共、御前向之わけニハ只今ハ足リニ成不申候。私去々年ノ秋以來御奉公ノ被申上候ハ御自分樣ノ思召迄ニて相勤申候　左無之候てハ中々相勤申事成申埒ニてハ無御座候。

一、内膳殿ハ私名ヲ好抱心根ニ毒有之と申由被仰聞候　左樣にて可有之候や是又私口よりハ不被申儀ニ御座候へ共私御用ヲ承當年迄三十二年ニ罷成候　心中ニ邪毒有之候ハヽ只今迄御用ハ得相勤申間敷候。名ヲ好候との儀共實ハ外よりハ御存不被成事ニ御座候事ヲ以見申候時ハ新田ノやう成事ニても申上、御上ヨリ被仰付たる事ニ御座候。其新田ノ埒は　誰之爲ニ成申候や、又御家中簡略人作廻之事共實ハ誰ノ爲ニ成可申候や、御家中ニても上方又ハ他之御家ニても簡略人ノ被仰付ハ能御仕置と申由。他國より見申時ハ皆御上よりノ御仕置ニて御上ノ御爲ニハ成申間敷候や、尤私名ヲ好候へハ只今退候ハ大キニ名ノ爲ニハ能御座候　其段ハ御合點ニて可有御座候。ごミヲかふり候ても其實ノ通り候段本望ニ存ル儀ニ御座候。利之爲ニも只今ノもやうハ何かな私手前へ御さつヲ御入可被成と被思召候趣ニ御座候へハ危儀ニ奉存候　只今退候ハヽ、せかれ共ノ飢寒ニ及申儀ハ御儀有間敷と奉存候　永居仕候ハヽ、後ハせかれ共迄御家ニ得居不申候樣ニ罷成候事も可有之やとも奉存候へ共二ツ物かけニ志不申候ハてハ治亂共ニ秀候忠義盡候事ハ不成と承候。名利共ニ只今退候事宜ク奉存候へ共右之志ニて罷有候故かやうノ儀も乍憚申上候。

一、近年ノ御郡方之模様とくと御聞被成可被下候。大形初私存入候通ニ成申と奉存候。又去々年以來御家中管略人百人餘無滯其々ニ埒明申候へ共跡ヲ見申候へハ間々何ニとも事不參面々も御座候へ共彼是と考候て御自分様へ相窺其々ニ道ヲ付申候。簡略人作廻ノ儀も最初ニ書上候通ニ首尾仕候。此二色ハ御家中在々ニても私才判ヲ只今ハ悅申由　是以私ノ仕ル事ニては無之大クルハノ儀ハ御上ヨリノ被仰付細成儀ハ各様へ相窺御下知ヲ以相勤申事ニ御座候へ共かやうノ勢ノ時節私手前へノ御様子替り候ハヽ是又如何と奉存候　扨私ニ被仰付候御用ハ何ニもかも結構ニ有之候　御城より被仰付候事ハ皆事たらさる様ニ有之候とのわるロ被申衆有之と承候。御存之通私に被仰付候御用共私心一ツにて才判仕ル事ハ無御座候　下僉儀ヲ仕其上ニて事々御評定所ニてノ御僉儀又ハ各様へ相窺申付ル事ニ御座候へハ是以殿様之被仰付事ニ御座候　此段ハ能御覺被成御座私一人之了簡ニて申付ル事ハ無之段御次而ニ被仰上可被下候　私ヲさゝへ申との儀ニて可有之候へ共、御上ニ能御考被下候ハヽ大キ成私ヲ御取成と奉存候　以上

五月朔日　津田左源太

日置猪右衛門様

（元祿八年亥ノ夏猪右衛門殿へ進之候。以後御延シ被成候）

〔第六〕邸考

一、寛永十七年庚辰某月某日誕生より承應二年癸巳十四歲始めて光政公に仕へ三十俵四人扶持を給せられ萬治三年庚子更に祿百五十石を賜はり元服す、それより寛文二年壬寅二十三歲の時まで

弓之町父津田左源太邸に同居（今の石本病院前東角百四十三番地）

二、寛文二年壬寅八月歩士頭ヲ補せられ祿百石を加へ居邸を内山下ヲ賜ふ
（國史日錄）八月十四日ノ條
徒士頭津田重二郎に田中九兵衛屋敷被下
東西南邊十二間、北邊十三間、南北十七間半
今の内山下三〇番ノ二〇の西北隅、石山門より中ノ町口へ通せる道路の南側に當る

三、寛文九年己酉君命により藩學校内學校奉行邸舍に移る
今の西中山下女子師範學校内附屬小學校舍の邊

津田永忠邸趾（和氣郡閑谷）

四、延寶元年癸巳請うて居を和氣郡木谷村ヲ移す
（留帳）三月十三日ノ條
校内津田重次郎屋舗へ加世八兵衛、町奉行屋敷加世八兵衛跡へ齋木四郎左衛門、四郎左衛門屋舗へ津田重次郎當分越居可申候由
（留帳）七月十九日ノ條
津田重次郎和意谷閑谷ノ學問所井田在々手習所ノ御用被命和氣郡木谷村ニ在宅被仰付家作之事重二郎望ノ通可致遣旨日置猪右衛門ヨリ郡奉行小林孫七ニ達アリ尋テ重二郎閑谷ニ移ル

五、延寶八年庚申更に居邸を鷹匠町に賜ふ

（留帳）　九月廿五日ノ條

津田重二郎へ左門被申聞候ハ先日御直ニモ岡山ニテ家屋敷可被下ト御意ニ候三宅九右衛門家明居申候家モ能候ヘト
モ頭分ノ者ノ居申家ニテモ無之候間御振替被成上泉龜太郎唯今居申家被下候此家ハ物頭屋舗ニテ其上親方ヘモ程近
ト御聞被成候間被下候旨御意ニ候由被申渡難有御請申上云々

今ノ弓ノ町字鷹匠町、後樂園道ト十字路ヲナセル東南角
百七十四番地ノ邊、東西二十三間、南北東邊十五間、西邊十九間

六、天和二年壬戌加增二百石、元祿四年辛未加祿五百石邸を内山下に賜ふ、元祿十六年癸未特旨加賜祿五百石

（年譜）（上略）八月轉賜邸于内山下九月受麓所建議上道郡南部沿海之地開墾起工之命云々

内山下電車通西側南端、東西十七間、南北二十四間
今ノ内山下字小日置邸三十六番地ノ邊

七、寶永元年甲申四月佐源太（元祿六年父ノ死後襲名）依願閑谷ニ移ル

（留帳）　三月二十一日ノ條

津田佐源太儀相組並御知行千五百石家屋敷共差上和氣郡閑谷村ニテ地高二百七十石餘拜領仕度旨奉願候處願之通被
仰付預リ御足輕ハ上ル

（留帳）　三月二十九日ノ條

一左之通家替被仰付

津田左源太跡家へ　草加次郎右衛門

同に云ふ、此月二十八日祿七百石を長子永恭に、三百石を次子永倫に賜ふ。

八、寛永三年岡山に來りて病を養ふ、同四年岡山に歿す、

（留帳）寛永二年十月二十四日ノ條

左之通屋敷替被仰付

一池田左膳跡家添屋敷共　宮城大藏

一宮城大藏家　津田重助（永恭）

今ノ西中山下三十二番地（大社教會所及藤原醫院）並ニ其裏東中山下百十四番地合地

（年譜）寛永三年冬有疾來于永恭家而保護

（年譜）寛永四年丁亥二月五日歿于岡山輿尸歸閑谷、葬之和氣郡吉田村溫谷山中

永忠終焉の地は長子永恭の邸にして現在の西中山下三十二番地なり

第七十二章　烈公の修養

烈公は多方面の修養に依て遂に圓滿なる人格を完成し給へり。文武の全才、忠孝の權化、皇運扶翼の行者と成り了しぬ。而も其の修養の歷程は苦心慘憺絕大の精進懸命の努力に由れるものにして實に懦夫起つの概あり。其修養の由來、動機如何と云ふに理世安民治國の要道を求めんとするに在りし也。其は

公十四五はかりの御時にや板倉伊賀守勝重公に國民を治め申さん事如何心得候へきと問せ給ひしに勝重京都の商賈の輩の訴を判斷のみに年月を經て國政を行ふ道はわきまへ知らすと云はれしに公重ねて京都所司代の譽世に高くおはす。必す國の事には先務有へしと語らせ給へは。勝重さらば申すべし。方なる箱に味噌を入れて、丸きしやくしにて取るべき樣にはからひ給はんこと然るべからんと答へ申されければ。公やゝ久しく思惟の後、心得難く候隅の行屆きかたきをは如何にし候へきと仰せありければ。勝重其事に候我は東照宮に仕へ奉り、あまた智謀勇才ありと人に稱せらるゝ諸將をも見候へとも公の如く年若くおはして心を國事に盡させ給ふ人は今日初めて知りて驚き候餘りに、かくは申候ひぬ。公、明敏必す國中を角々まで罫をもりたる樣にと思召すならん大國は左はならぬ物と承り傳へて只今の如くに申しつれは果して御不審の候ひき國事は寬ならされば人心は得かたき事にて候とて勝重落淚せられけり。〔有斐錄、仰止錄、溫故雜記、烈公遺事〕

治を求むること斯はかり熱心にして年少氣鋭なりし烈公は此かる解決し難き煩悶を有し給ひしが遂に之を學問修養に依

て打開せんと決心せしなり。其は公未だ幼かりし頃夜毎に寢に入らせ給ひても睡らせ給ふ事もなく曉に成てわつかに枕させ給ふ近侍の人々あやしみ、いかなる事にや又わつらはせ給ふ事もや候と尋ねしに、しか〳〵答へさせ給はさりしに或夜より特に能寢させ給ひしを又々其故を問ひまひらせけれは我父祖の蔭に依りかく大國を賜ること分に越たりと思へり然れば此國民をいかゞして治め養ふべきと樣々に心を盡して思慮せしによりて久敷寢られさりき。思ひよりたる事の有之とよ。昨日論語を讀ま

烈公關係儒者年表

（後ハ死後前ハ生前ノ略）

人名	生死年度（年號）	（皇紀）	享年	年齡對照 公一歳	公廿五	公五十	公七十四
藤原惺窩	永祿四—元和五	二二二一—二二七九	五九	五〇	後一四	後三九	後六三
林羅山	天正十一—明暦三	二二四三—二三一七	七五	二七	五一	後一	後二五
石川丈山	天正十一—寛文十二	二二四三—二三三二	九〇	二七	五一	七六	後一〇
堀杏庵	天正十三—寛永十九	二二四五—二三〇二	五八	二五	四九	後一六	後四〇
陳元贇	天正十五—寛文十一	二二四七—二三三一	八五	二三	四七	七二	後一一
朝山素心	天正十七—寛文四	二二四九—二三二四	七六	二一	四五	七〇	後一八
松永尺五	文祿元—明暦三	二二五二—二三一七	六六	一八	四二	後一	後二五
那波活所	文祿四—慶安元	二二五五—二三〇八	五四	一五	三九	後一〇	後三四
朱舜水	慶長五—天和二	二二六〇—二三四二	八三	一〇	三四	五九	八三
徳川頼宣	慶長七—寛文十一	二二六二—二三三一	七〇	八	三二	五七	後一一
阿部忠秋	慶長七—延寶三	二二六二—二三三五	七四	八	三二	五七	後七
中江藤樹	慶長十三—慶安元	二二六八—二三〇八	四一	二	二六	後一〇	後三四
芳烈公	**慶長十四—天和二**	**二二六九—二三四二**	**七四**	**一**	**二五**	**五〇**	**七四**

保科正之	慶長十五 二二七〇 ― 寛文十二 二三三二	六二	前一	二四	四九	後一〇
野中兼山	元和元 二二七五 ― 寛文三 二三二三	四九	前六	一九	四四	後一九
板倉重矩	元和三 二二七七 ― 延寶元 二三三三	五七	前八	一七	四二	後九
林春齋	元和四 二二七八 ― 延寶八 二三四〇	六三	前九	一六	四一	後二
山崎闇齋	元和五 二二七九 ― 天和二 二三四二	六五	前一〇	一五	四〇	六四
熊澤蕃山	元和五 二二七九 ― 元祿四 二三五一	七三	前一〇	一五	四〇	六四
木下順庵	元和七 二二八一 ― 元祿十一 二三五八	七八	前一二	一三	三八	六二
山鹿素行	元和八 二二八二 ― 貞享二 二三四五	六四	前一三	一二	三七	六一
安東省庵	元和八 二二八二 ― 元祿十四 二三六一	八〇	前一三	一二	三七	六一
谷一齋	寛永二 二二八五 ― 元祿八 二三五五	七一	前一六	九	三四	五九
米川操軒	寛永三 二二八六 ― 延寶六 二三三八	五三	前一七	八	三三	後四
德川光圀	寛永五 二二八八 ― 元祿十三 二三六〇	七三	前一九	六	三一	五五
二山伯養	寛永六 二二八九 ― 寶永五 二三六八	八〇	前二〇	五	三〇	五四
貝原益軒	寛永七 二二九〇 ― 正德四 二三七四	八五	前二一	四	二九	五三
伊東仁齋	寛永八 二二九一 ― 寶永二 二三六五	七九	前二二	三	二八	五二
藤井懶齋	寛永九 二二九二 ― 不明	不明	前二三	二	二七	五一

せて聞きしに予、君子の儒となり國民を教へやすんすへきと云ふ事を知りぬ是に決斷せし上は別の思慮もなくよく寢られぬと仰ありけり。御年十四の御時の事といふ說もあり、學問思召付の最初なり。

天下は馬上にて之を取り得るも馬上にては之を治むること能はす、宜しく仁政に依て之を治むべきなり。洵に寢ねずして苦慮し切に經國濟民の道を求めて已まず。是一種の煩悶なり最も眞摯なる煩悶にして其の國主としての本分使命を如何にして盡すべかと云ふ煩悶なり。孔夫子亦煩悶あり。曰く吾

中村惕齋	寛永十 二二九三 — 元祿十五 二三六二	七四	前二四	一	二六	五〇
宇都宮遯庵	寛永十 二二九三 — 寶永六 二三六九	七七	前二四	一	二六	五〇
小原大丈軒	寛永十四 二二九七 — 正德二 二三七二	七六	前二八	前四	二二	四六
五井持軒	寛永十八 二三〇一 — 享保六 二三八一	八一	前三二	前八	一八	四二
市浦毅齋	寛永十九 二三〇二 — 正德二 二三七二	七一	前三三	前九	一七	四一
高天漪	慶安二 二三〇九 — 享保七 二三八二	七四	前四〇	前一六	一〇	三四
佐藤直方	慶安三 二三一〇 — 享保四 二三七九	七〇	前四一	前一七	九	三三
淺見絅齋	承應元 二三一二 — 正德元 二三七一	六〇	前四三	前一九	七	三一
安積澹泊	明暦二 二三一六 — 元文二 二三九七	八一	前四七	前二三	三	二七
新井白石	明暦三 二三一七 — 享保十 二三八五	六九	前四八	前二四	二	二六
室鳩巣	万治元 二三一八 — 享保十九 二三九四	七七	前四九	前二五	一	二五
荻生徂徠	寛文六 二三二六 — 享保十三 二三八八	六三	前五七	前三三	前八	一七

曾終日不レ食、終夜不レ寢以思、無レ益、不レ如レ學也。と孔夫子寢食を廢して煩悶し遂に「學ぶに如かず」と大悟せり。烈公も毎夜寢ねずして煩悶し遂に君子之儒に徹底せり。論語に所謂「君子之儒」とは何ぞ。雍也篇に、子謂二子夏一曰。女爲二君子儒一。無レ爲二小人儒一。子夏や道を明かにして行を修めるのが君子の儒で、博く學問のある樣に吹聽して我か名前を世間に傳出すのは小人の儒である。よく注意して君子の儒とならなければならぬぞと教へられし也。由來「君子儒」は德行、文學兼ね備はれるもの丶稱にして「小人儒」は文學ありて德行なきもの丶稱なり。子夏は孔門中特に詩書禮樂に長ぜしか其弊や文學を重んじ德行を輕んずるの傾ありし也。一體孔子の學統は其門人に至て二流に分れ。曾子は德行を承けて之を子思、孟子に傳へ孟子性善說を主張し四端說より仁義禮智を說き我邦にても伊

藤仁齋之を祖述せり。之に對して子夏は文學を承け其の後に荀子出て性惡說を唱へ禮樂刑政を以て外より之を匡正すべきを主張し我邦にても荻生徂徠之を祖述したる也。孔子は、もと性の善惡を說かす陽貨篇に「性相近也、習相遠也」とありて、人性は大抵同じくいづれも善なるが、生れて後の習慣に因て段々遠ざかり善惡、賢愚の別生ずるを說きて君子の文質彬々德行文學兼備すべきを主張せり。而して論語一部、君子を說く頗る精詳なるが。要するに君子は孔夫子、自身の理想とせる所にして同時に其の人格の表現なり。烈公また文質彬々、學德兼備の君子を理想とす。憲問篇に「子曰君子道者三。我無能。仁者不憂。知者不惑。勇者不懼。子貢曰。夫子自道也。」また子罕篇にも「子曰。知者不惑。仁者不憂。勇者不懼。」とありて。事の道理を見ることの明かなる智者は如何なる複雜なる事に出遇ふも決して疑ひ惑ふことなく、一片の私心なく、利害得失の打算なき仁者は毛頭心配することなく。常に剛毅にして正直なる勇者は如何なる大事起るも恐るゝことなく、實に知、情、意の三方面が圓滿なる發達を遂けこ智仁勇三德兼備の人格これぞ君子の道にして、孔夫子も烈公も畢竟此の君子の道を完成するを以て其の理想とし、之を基調として經國濟民治國平天下、すなはち天下國家を救濟せんとし給ひし也。

帝鑑評、臨雍拜老の章に、公、君子の儒と小人の儒とを辨じて

明帝の學問のなされやうは小人の儒なり。君子の儒にあらす。唯、其御志のやさしきはかりを以 世も大方に治りぬれは能王の中へ入たるなるへし 後世のかゝみとするにはたらす 何をか小人の儒と云曰く學を以て藝とする是を小人の儒と云ふ 何をか君子の儒と云曰く學て德に入 德を以人を化する是を君子の儒と云なり 同しく聖人の四書五經を讀ぬれとも藝とする時は是を小學と云 德に入時は之を大學と云 それ主將の道は明師に學び四書五經を講して

自得を知　道を行ひ給ふ　天下の人皆其德に化して自ら善人となることを不知たとへは　春天下に至て天下春を知るかことし其春の源を知て春をたすくる人は唯聖者のみなり　その如く賢君の德を知て君をたすくる臣は英才のみなり其外は皆此君の德をかふむりて家ことに孝子　國皆忠臣となり唯道ある世たることを知て　その故を知らす何そことくしく學者を集め文談をことゝせんや　是則明帝の佛法を中國へいさないれ給ひしくらみなり　明帝は小學の師としてはあたれり　君王の學にあらす　能々わきまへぬへき處なり。

是亦烈公色䇳附のものにして特に注意せられしものなり。

公の學問系統は初めは王學、後は朱王兼學なりし也。其は

公御一生　國事を勤勞なされ　御學文も、初めは王學。後朱學御尊信被遊、世に四君子と稱せし其一人にて天下に名を顯し給ふ。國中の人、一人として其の澤を蒙らさるものはなし。(有斐錄)

中江藤樹及其の門流の學者を聘して王陽明學を研究せられしことは

江州小川の邑、中江與右衛門、藤樹先生と號す。王氏の學にて道德甚た高し。公、御尊敬遊はされ常々御文書を以て御議論有、公江戸御往來には大津の邊へ出て見給ひ或は御旅館へ御招有て御饗應御閑話等有、先生沒（〇慶安元年八月廿五日歿年四十一、公時に四十歲）後に神主を西丸に設け給ふ、賢を尊み士を親み給ふ事是のみならす、先生の長子太右衛門を備前に御招き御客並の御會釋にて甚重し、敏達才藝有しに廿二歲にして病死せり。仲子彌三郎祿四百石綱政公の御時病の故を以て致仕して江西に歸る、先生の高弟中川權左衛門、熊澤次郎八、泉八右衛門、加世八兵衛等甚御任用遊はさる（下略）（有斐錄、仰止錄、温故雜記、其他）

烈公か王學に依て如何に修養工夫せられしかは其著、檢過錄に徵し得へし。同書の跋文に

右五十八ヶ條、實致良知コトハ、自カラナキ病ヒナレドモ、覺ヘザレバ、ヲサメガタシ。故ニ日用ニ、尤モ發リ易キ病ヒヲ見ハシ、格物ノ助トス。大惡大逆ノ如キハ、記スニ及バザル處ナリ。右ハ我ガ免レ難キ處ノミヲ擧テ、略記スル而已。我志ニ同ジキ人ハ、此ニ不限、人々ニヨッテ、深キ病ヲハ、シルシ足シテ、克己ノ助トスヘシ。

とあり、以て良知を致すの工夫を知るべし。終りに我志に同しき人は此に限らず人々に依て深き病をは記し足して克己の助とすべしと云へり。烈公の克己復禮、致良知の工夫に就いては其鈔錄論語要語解に詳かなり、左に克己復禮の一章を全載し以て公の王學に於ける造詣の一端を窺はんとす。

顏淵問仁子曰克己復禮爲仁一日克己復禮天下歸仁焉爲仁由己而由人乎哉顏淵曰請問其目子曰非禮勿視非禮勿聽非禮勿言非禮勿動顏淵曰回雖不敏請事斯語矣

〔傍訓〕德愛ヲ仁ト名ク、萬物一體ノ本心ナリ、問仁ハ、仁ノ本體ヲ問、工夫ヲ問ニ非ス、克ハ勝也、敵ニ勝ト同意、己ハ、身ノ私欲ヲ云、五事ノ良知ヲ欺キ、道ヲ離ルモノ是也、復ハ反也、心ハ、本體ト合同ナル者ナレトモ、物ヲ逐外ニ馳テ己トナル、今已レニ克トキハ、又、本然ニカヘル事、行者ノ家ニカヘルカ如シ、故ニ、復ト云、明德ノ條理ヲ禮ト名ク、德愛ヲ仁ト名ク、名義ノ指トコロハ異トイヘトモ、其實體ハ同一明德ナリ、爲仁ノ爲ノ字、工夫ニ非ス、カロクミルヘシ、仁ハ仁ノ本體ヲ指、一日ハ用力ノ至ル處ヲ以テ云、一日ニテモト云ンカコトシ、得事ノカタカラサル事ヲ明ス、成功ノ日ヲ指ニ非ス、歸ハ人也、吾ト、天下ト融通シ間隔ナキヲ、天下歸仁ト云リ、五事ノ仁ニ違サルヤウニ力ヲ用ルヲ爲仁ト云、此爲仁ト云ノ二字工夫ヲサス、專ラ自家心上ニ在テ、密修嘿証シテ毫髮モ滲漏ナキヲ、由己ト云、自家ノ良知ヲ信セスシテ、外ニ求ムルヲ由人ト云、其ハ、克己復禮ヲサス、目ハ、條件ナリ、非禮ハ、五事ノ良知ヲ欺キ道ヲ離ル、所、卽、已レナリ、勿ハ、禁止ノ辭、卽、克治ノ意、動ハ、思ト貌トヲ包テ云、不敏ハ、遲鈍ナ

リ、謙ノ辭、趣向ノ主トスル處ヲ事トスト云、斯語ハ、上文、夫子開示ノ言詮ヲ指。

〔句解〕此章ハ、顏子、初學ノ時ノ問ナリ、イカントナレハ、仁ヲ不知シテ德ニ入タメシナケレハナリ、仁ヲ求ルノ工夫、本體ヲ識得スルヨリ先ナルハナシ、故ニ、眞ニ仁ノ本體イカント問フ人ノ私欲ハ、大率、境ニ對シ、物ニ接テ后ニ起ル、私欲ヲコルトイヘトモ、其、私欲ヲ非トスル、良知ハ昧カラサルモノナリ、此時、良知ト私欲ト相反スル事、君ト賊ト敵對スルカ如シ、故ニ、戰勝ノ語ヲ借テ克ト云リ、禮ト、仁ト、同體異名ナリ、渾然タル全體ヲ指テ仁ト名ケ、其條理ヲ指テ禮ト名ク、私欲ヲ非トスル、良知ハ仁ノ與照條草ナルニヨツテ仁ト不曰シテ、禮ニカヘルト云リ、仁ノ本體凡心ノ外ニアルニ非ス、私欲ニ克去テ本體呈露スレハ、凡心即、仁ノ本體ナリ、故ニ、克己復禮爲仁ト云リ、小人トイヘトモ、本體ノ仁ハ不滅、故ニ、一日ニテモ力ヲ仁ニ用ルトキハ、當下ニ昭々タリ、イカントナレハ、仁ハ人々本來固有ノモノナレハナリ、意必固我ノ私欲ヲ以テ間隔スル、故ニ、我ト天下ト、扞格シテ、不相入皆迷顚倒ナリ、意必固我ノ私欲ヲ除キ、却ツテ、禮ニリハルトキハ、當下、即、我ト、天下ト、融通シテ間隔ナク、萬物一體ノ本心呈露シテ、盡天下皆吾仁ノ裏ニ歸入ス、故ニ、一日克己復禮天下歸仁焉トイヘリ、天下歸仁コト克復ノ后ニ始テアル、妙ニ非ス、本來此妙アルヲ己レニヨツテ失却スル、故ニ、己レヲ去テ本來ノ妙ニカヘルナリ、タトヘハ、水濁テ、本有ノ月ヲ失ヒ、濁去テ本有ノ月アラハルヽカ如シ、人ノ私欲外ニ、願ヒ物ヲ逐ヨリ起ル、故ニ、克復ノ工夫自ラ反シテ、全體ノ精神ヲ內ニ用ヒ、自家心上ニヲイテ密修黙證スルニアリ、一毫ナリトモ、人ニ由ルコヽロ攙雜スレハ、己レニ克事アタワス、故ニ、爲仁由己而由人乎哉ト云リ、外ニ願ヒ物ヲ逐、凡夫ノ迷ノミヲ人ニ由ト見ルヘカラス、或ハ、典要格法ニ泥ミ、或ハ、毫髮ノ可不可アルモ由人ナリ、由人一句、精微上ニ在テ、可講等閑ニ看過スヘカラス

〔主意〕本體ト、凡心ト各本ヲ二ツニスルニアラス、只、本體上ニ、意必固我ノ私欲ヲ攙雜凝滯スルヲ凡心トス、故ニ、私欲ナキトキ惺々中和ノ心、即、本體ナリ、凡心ヲ外ニシテ、本體ヲ開示スレハ遠フシテ親切ナラス、體認用力ノ岡方ナシ、若、凡心、即本體ナリト指点セハ、魚目ヲ認テ玉トスルノ誤アツテ、愈道ヲ去事遠シ、是以、學者當下ノ凡心ヲ指點シ、汝カ當下心上ノ私欲ヲ克去テ良知不昧ノ天理ニ復ルトキハ、其トキノ心、即、本體ナリト開示シタマフ、聖人ノ教、親切著明ニシテ、易簡直截(チキセツ)他岐ノ惑ナキ所ナ

リ、克ハ復ヲ以、成功ノ時トナシテ當下ニ體察セサレハ、本來ノ先后顚倒シテ、德ヲ知事アタワス、故ニ、又一日克巳復禮天下歸仁焉ノ二句ヲ說タマフ、初學トイヘトモ、私欲不起時ニ心源ヲスマシ、善體察スルトキハ、本體ヲ識得スル事難キニ非ス、イカントナレハ、本體ハ本來固有自然完具ニシテ、昏迷ノ時減スルニアラス、開悟成德ノ時增トコロアラサル故ナリ、一日克己復禮ノ一句、學者功ヲ用時ヲ指、天下歸仁焉ノ一句、效ヲ說ニアラス、所謂、萬物一體ノ仁、聖凡加損ナキ本體ヲ指点スルナリ、本體ノ氣象意味ヲ擧テ、體察ノ證佐トナス、克復ノ功全體ノ精神ヲ收斂シテ、自家心上ニ在テ、密修黙證セサレハ本體ヲ呈露セス故ニ、終ニ、爲仁由己而由人乎哉一句ヲ說力ラヲ用ル、實地準則ヲ開示シタマフ、由人乎哉ノ一語、學者ノ膏肓ニ針スルモノナリ、可熟看。

〔主意〕仁ノ本體ヲ識得シテ、已レニ克テ禮ニ復ル、工程上文ノ開示ニヲイテ、疑ナシトイヘトモ、私欲多端ナル故ニ、克復ノ功手ヲ下ス、圖方ナシ、是ヲ以、其要領ヲ識得セン爲ニ克去ヘキ、私欲ノ條目ヲ請問モノナリ、天下ノ事、千緒萬端紀極ナシトイヘトモ畢竟、皆五事ノ作用ナリ、五事ヲ離タル事ハ一ツモナシ、故ニ學問ノ道、只、五事上ニ在テ力ヲ用、是ヲ以、夫子五事ヲ擧テ、工夫本領ノ實地ヲ示ス、蓋、五官ト、仁ト、本來君臣ノ差別アリトイヘトモ、本來一貫ナルモノナリ、シカレトモ、上智ヨリ、已下ノ資與照十分洞徹ナラサルニヨツテ、物ヲ觀事分明ナラスシテ、物ヲ逐外ニ願ハサル事アタワス、毫髮ニテモ物ヲ逐外ニ願フトキハ、五官必本體ヲ離ルヲ非禮トス、五事ノ非禮ヲ禁止スレハ、本體、即呈露ス、所謂、克己復禮爲仁由己ノ義ナリ、洪範ノ九疇（チウ）ハ五事ヲ要領トシ、大學ノ八目ハ格物ヲ本トス、此章、克復ノ功四勿ノ要トス、其立言異トイヘトモ、皆其旨一ナリ、聖學ノ道、五事上ニ在テ放心ヲ收ル外無他事、コヽニヲイテ可見焉貌言視聽皆思ヲ主トス、故ニ、四勿ノ功心上ニヲイテ思ノ邪ヲ克去ヲ本トス、思ノ邪ハ、適莫ノ意心ヲ根トス、此根ヲ克不去シテ、念慮ノ起ル所ノミニテ克治スルハカリニテハ、德ニ入事アタワス、イカントナレハ、適莫ノ意必、所謂、由人意ナレハナリ。

是は中江藤樹著、論語解の鈔錄にして殆と其の全寫本とも目すべきものなり、但し原文は本文を前後二節に分ち前節を訓詁、句解主意の三段に、後節を訓詁、主意の二段に分說せるを此鈔本にては全章を傍訓、句解、主意前半、主意後半の四

設に分説せり。何にせよ公の手寫鈔錄に係り反復精讀せしものなること注意すべきものなり。

晩年、中村惕齋、市浦毅齋、小原大丈軒等を延いて朱子學を講ぜしめられしことは

公御學問。初佛學を被遊しが。忽ち御見破り。我日本の道也とて神學に入らせ給ふ。是も國政に便りなきとて王學を學ひ玉ひしが親切もつて身を修むるに足れりといへとも政事に餘ありとせずとて朱學、米川操軒の門人中村惕齋、市浦清七郎、小原善介、申上くるを極地なりとて尊信し給ふ。老いて益壯なりとは公の御事ならん。(率章錄)

申すも畏けれども後光明天皇の學問に對する御態度は如何にも光政の其れと符節を合すが如く覺ゆれば玆には國史大辭典の御傳記を引用することゝせり。

天皇は近世に於ける英主なり幼より學を好み粗々大義に通じ給ふ常に佛學は面白き事なれども體はあるやうにて用のなきものなり。天子諸侯は、別して人民の主たるものなれば、宜しく有用の學を爲すべし。また唐漢の古註は適切ならざるが故に朱氏の新註によるべしと宣ひ、意休庵を召して易經を講ぜしめらる、而して程朱の學の開けたるは藤原惺窩の功なりとて、慶安四年九月惺窩文集に御製の序を賜ふ、本邦庶士の著に、御製の序あること、實に玆にはじまる、天皇また釋奠の儀を再興せんとする叡慮ありしが、早く崩じ給ひしを以て、其事遂に已みたり、なほ源氏物語は媱媒の書にして人道に害ありとて、之を斥け給ひ、和歌もあまり多く好み給はざりしがごとし、然れども其宸藻に富ませ給ひし事は、或時後水尾上皇宮中に御幸ありし時、十首の歌天皇におくられしに、上皇が供御など聞こし召さるゝ間に、十首の歌の返しを詠じて進らせしかば、大に感じ給へりといへるにても明かなるべし、また常に酒を好み、屢々劇飲に及ばるゝことあり。德大寺公信之を憂ひ、一夕讌飲興酣なる時を度りて諫め奉りしに、天皇震怒、劍を按

じて起ち給ふ、公信從容として曰く、古よりいまだ天皇親ら人民を斬り給ひしを聞かず、實に古今の一人たり、況んや上諫を納れ給はゞ臣が命もとより惜しむ所にあらずと、會々左右公信を引いて退く、天皇悍ばずして宴を罷む、然れども遂に其非を悟り、明日公信を召して謝する所あり、且つ昨日按ずる所の劍を給へり（槐記、承元遺事、野史、陵墓一覽）而して天皇崩御の後火葬の議ありし時、魚商八郎兵衛憤慨し、周旋奔走の結果土葬に決したることは有名なる話なれども、可觀小說、山陵志等の外全く散見せる處なし、疑ふべきに似たり。

斯くて、儒道隆興天下泰平は公五十一歲の元旦に於ける試筆の結句を始めとして其他公の自筆の句として到所に見らるゝか恐らく其の志を言明せられしものならん。

抑も王陽明の學は心學として知行合一、良知を致すに在りて事功、結果を重視する傾向ありて其の說く所、英國のミル・ベンザムの Utility 最大多數の最大幸福主義に類すれは、烈公に開鑿、治水、水利の事功ある當然と謂ふべし、朱子學は學問窮理、知行先後、自我實現說に類し動機を重んずる傾向あり。グリーン・ミュアヘツドの Realization 乃至パウルゼン教授の治善說に合致す。建學教化ある所以なり。朱熹いな程子が孔子の遺書として尊奉する大學篇の三綱領と八條目は全然新カント派の實現說と一致す。烈公か大學の三綱領を嘆美せられしことは、その仰止錄に

市河清七郎 大學の三綱領を侍講せし時の御物語に三綱領の重きことは、人々粗これを知れとも、眞に知る事あたはす もし眞に知れは行ふことはおのづから止む事あたはずと仰せられしとぞ

以て公か、大學の三綱領また八條目及その相互關係に依て、儒教の本領、孔子教の體系を會得し給ひしこと想像に難からす、抑も大學の三綱領、八條目は儒教の本領にして其の德治主義を最も簡明に表せるもの也。蓋し、三綱領すなはち

明明德、親民、止至善なり「明明德」は自己修養にして人格の向上、學德の完成すなはち仁也。「親民」は社會の救濟、仁德の發現すなはち仁政の施行也。「止至善」は儒教の最終目的なり即ち完成したる自己を社會、國家、天下に實現して自他完成、すなはち止至善なり。次に八條目すなはち平天下、治國、齊家、修身、正心、誠意、致知、格物なり、全文、最も秩序的に儒教の範圍を示せるものにして格物が本、平天下は末なり。前段は末より本に歸して逆に示し、後段は本より末に至て順に示す　孔夫子が終生行はんと欲して說きし所、實に此の八條目の範圍に出です。其の目的は全く之を充實するに在りし也。

古之欲明明德於天下者先治其國　欲治其國者先齊其家　欲齊其家者先治其國　欲治其國者先修其身。欲修其身者先正其心　欲正其心者先誠其意　欲誠其意者先致其知　致知者在格物（前段）物格而後知至　知至而後意誠　意誠而後心正、心正而後身修　身修而後國治　國治而後天下平、自天子以至於庶民壹是皆以修身爲本、其本亂而末治者否矣（後段）

三綱領と八條目との關係

八條目相互の關係

因みに、烈公の著作に係る大學要語解にては之を解するに王學を以てせるが故に此の圖表の如く簡明なる能はず。思ふに此の進境は毅齋の侍講に依て氷釋せしものならん。但し致知格物いな致良知を以て學問工夫の根本とせしことは勿論なり。大學要語解に

是ヲ以テ天下ヲ平ニスルモ致知格物ニアリ　國ヲ治ムルモ致知格物ニアリ　家ヲ齊フルモ致知格物ニアリ　身ヲ修ムルモ致知格物ニアリ　心ヲ正ウスルモ致知格物ニアリ　意ヲ誠ニスルモ致知格物ニアリ　致知格物ノ外更ニ工夫ナシ所謂天下第一等ノ事　人間第一義　別路ノ走ルベキナク　別事ノナスベキナクシテ易簡直截ナル事分曉ナリ　云々

とあるにて明かなり。致知格物とは六藝の科を修めて知を致す也。

更に進んで、公の根本信條に觸れんか、其は「忠孝」なり、公廿七歳すなはち寛永十二年四月二十三日の日附ある書尺あり、該尺の正體、何ものなるかを詳かにせざれども想像する所、書中に挿入したる栞の如きものならん歟。宗翰公筆幅を寫眞版として之に徴すべし。

宗翰公筆、幅（絹地　竪九寸六分、横一尺三寸三分）に

閑谷講堂の壁に光政朝臣、自筆にて、しるし置給ひし歌に、

人界をなにゝたとえむ水鳥のはしふる露にやとる月影

此の箱書に

「宗政公御筆、光政公御詠歌　人界を　寶暦十庚辰年四月廿八日御表具出來」

と記す。

宗　政　筆

光政君褒記（跋文に、文化十癸酉年春三月中旬石原忠八時中書とあり）に

閑谷所藏

芳烈公文具中有二一物一。不レ可レ名、長八九寸、横五六分　厚一分出入、刮レ竹造レ之、首尾左右表裏、無二廣狹厚薄一　非度尺非界方甚輕非必可　鎭紙旋長非當可架筆　表裏有レ銘。

表曰、

一生心忠孝　大道廢有仁義、智慧出有大僞、六親不和有孝慈、國家昏亂有忠臣

裏曰、寛永拾貳年初夏二十三日

人界をなにゝたとへん水とりのはしふる露にやとる月かけ

是、老子第十八章に見ゆる所にして其意に曰く「世上紛々タル道德ノ敎ハ大道ヨリ云ヘハ皆末ニ渉ルモノ也。大道行ハル、時代ニハ人皆道ノ內ニアリテ自得ス故ニ恩ヲ施スノ要ナク、亦人我ノ關係ヲ正サントテ義ニ由ルノ要無シ、大道廢レテ後ニ所謂仁義ノ名生シ、人爲ヲ以テ恩ヲ施シテ仁ト稱シ、人我ノ關係ヲ正シテ義ト名クルニ至ル。太古人皆自然ニ順ヒテ生活スル時ニハ僞無シ。後世人知ヲ以テ事物ヲ穿鑿スルニ及ヒテ僞生ズ。一家和睦セバ孝子慈父ノ名ナシ。一國平治ナレハ忠臣ノ名生セズ國ヤ家ガ亂レテ和セザル時ニ於テ始メテ忠孝ノ名生ズルヲ見ル。儒者ガ仁義忠孝ヲ無上ノ德トシテ主張シ。之ヲ以テ敎ノ具ト爲スハ要スルニ道ノ本ヲ忘レテ其末ニ拘泥スルモノニシテ紛々タル爭論皆之ニヨリテ起ル」

實に人生は無常迅速にして水禽の嘴ふる露の飛沫に宿る月影にも比すべく。憑むに足らざるもの也、唯、忠孝の心は永久不滅にして一生を打込むべき大道なり。如何なる困難も物かは。いでや「一生心忠孝」を大目標として備前一國の改造に當らん。憂き事の尙ほ此上に積れかし限ある身の力ためさん 奮鬪的生活のスタートを切らせらるゝ公の業を決意の睹ゆるこそ最も尊き限なれ。

是と同時に聯想するは、晦菴朱熹の「存忠孝心、行仁義事」と弘法大師空海の「心住慈悲、思存忠孝」とにして、儒佛一體の根本精神 弘法の佛教神道、慈悲忠孝と朱子の佛教儒道、仁義忠孝とは忠孝の基調に於て全然一致せること也。是と同時に 畏くも 明治大帝の天地の公道、人倫の常經として我が國に固有なる神ながらの忠孝の大道を宣り給へる敎育に關する勅語と儒敎の理想とか根本に於て合致せること又事實上朱子學は幕府の學、諸藩の學やがて大義名分の學、天朝の學、天下一統の學なることを知らざるべからず。

學者或は朱子學を以て徳川家康以來幕府筋の御用學問とするものあるも其は末派に拘泥せる甚だ輕薄なる見方なり、勿論朱子學は江戸幕府に採用せられしが故に幕府筋の御用學問の如く見ゆれども同時に大義名分の學、天朝の學すなはち帝王學なり。朱子學の起源は今を距る七百五十年前、我が源平時代に支那に出でたる朱熹（一七九〇―一八六〇）と云へる大儒が宋學すなはち理氣性理の學を集めて大成し加ふるに同著通鑑綱目と云へる支那に於ける大義名分の歴史事實を背景とせる仁義忠孝の大精神を發揮せるもの也。後百四五十年僧玄慧と云ふもの此學を後醍醐天皇に進講し又吉野朝廷の柱石北畠親房も朱子學を修め通鑑綱目を讀みて大に其の感化を受け神皇正統記を著はして「大日本は神國なり天祖初めて基を開き日の神長く統を傳へ給ふ我か國のみ此事あり異朝には其の類なし此故に神國と云ふなり」と喝破し之を後村上天皇に獻上したり。やがて江戸時代の初頃畏くも叡明なる後光明天皇　朱子學を採用して天朝の學、帝王學と爲し給ふ。故に我が國に於ける朱子學は、上天皇の學。次に幕府の學また諸侯の學、國民一般の修身道德の學となりし也。されは林羅山は其の羅山文集に「本朝ノ神道ハ是レ王道王道ハ是レ儒道、固ヨリ差等ナシ云々」と云へり　井上哲次郎博士は其の著、日本朱子學派の哲學に於て「朱子學は專ら人格の完成を期するに在り（中略）而して朱子學の道德主義の精神は英國の新カント學派、グリーン・ミュアヘツド諸家の自我實現說に一致す」と論斷せり。果して然らは朱子學は儒學の正統たる事は勿論、單に儒學の正統と云ふに止らずして

朱子筆蹟

天地の公道、人倫の常經、卽ち人道正義、同時に我が道德國家の大精神たる敎育勅語の御大旨にも一致す。更に之を程子の所謂孔子の遺書たる大學の道、卽ち儒學の本領の其れと比較するに大學の三綱領たる明明德、親民、止至善それは明明德とは自己一人の智德を完成すること、格物、致知、誠意正心より修身に至て人格完成せらる。親民とは其の完成したる自己の人格を社會國家に實現することにして、社會の救濟、道德の實行なり。卽ち齊家、治國、平天下と云ふ如く一家、一國、全天下に自我を實現すること也。是に至て英國のグリーン・ミュアヘッド諸氏の新カント派、自我實現說と全然一致するなり。止至善とは此の自己人格の完成と同時に完成せられたる自己人格を社會に實現する事に依て自分と人と自他一切の人を善くすることゝなり至善に止まる也。是は獨乙のパウルゼン氏の所謂自他洽善の極致、愈々人間の究竟理想目的を達成する事となる也。

（參考）程朱學は理義精明にして至公至正を盡せる萬世の模範なり。後光明天皇御幼稚より御學問を好ませ給ひ御年十五にこへ給ひては學術の正邪のわいためをしろしめし純一に聖德をつとめさせ給へり、聖經を解說するに漢唐の說は粗淺なり、宋の程朱の說こそ、理義精明にて至公至正を盡し萬世の模範ならむ。自今以後君臣皆必ず程朱の說に從ひ學問を勵むへき旨みことのりありけり（中略）程朱の學を厚く尊信し給ひ程朱の學のひらけたるは藤肅の功なりとて慶安辛卯年四九月十二日惺窩文集に御製の序を賜はりけり且惺窩の子爲景を擧けて下冷泉家の絕たるを繼しめ給へり、易經の講說をきこしめさんとおほしめしけるに朝山素心といふもの、易傳義を講ずと聞えて承應癸巳年二正月召れけり無位無官なれば烏紗巾深衣を服せり聖人の道を尊ひ給へは殿上にて講しめさるとなん素心年六十五といふ（承應遺事）

〔参考〕　慈悲忠孝の根據

天長五年十二月十五日大僧都空海の作に係る綜藝種智院式並序の一節に

一、俗博士教受事

右九經九流三玄三史七略七代若文若筆等書中若音若訓或句讀或通義一部一帙堪發童蒙者住若道人意樂外典者茂士孝廉隨宜傳授若有青襟黄口志學文書「絳帳先生心住慈悲思存忠孝不論貴賤不看貧富隨宜提撕」誨人不倦三界吾子大覺師吼四海兄弟將聖美談不可不仰。

絳帳先生心住慈悲思存忠孝
不論貴賤不看貧富隨宜提撕

空海筆蹟

譯讀

右九經、九流、三玄、三史、七略、七代。若しくは文、若しくは筆等の書の中に若しくは音、若しくは訓、或は句讀、或は通義、一部一帙童蒙を發くに堪へたらん者は住すべし。若し道人意に外典を樂はゞ茂士孝廉宜しきに隨つて傳授せよ。若し青襟黄口の文書を志し學ぶあらば絳帳先生、心を慈悲に住め思を忠孝に存して貴賤を論せず貧富を看ず、宜しきに隨て提撕し人を誨へて倦まざれ。三界は吾子なりとは大覺の師吼、四海は兄弟なりとは將聖の美談なり。仰がさるべからず。

語釋

九經は易經、詩經、書經、禮（周禮、儀禮、禮記の三禮）春秋（左氏、公羊、穀梁の三傳）を云ふ。九流とは漢書に儒家流、道家流、陰陽家流、法家流、名家流、墨家流、縱横家流、雜家流、農家流を云へり。三玄は周易老子、莊子なり、三史は史記、漢書、後漢書なり。七略は輯略、六藝略、詩賦略、兵書略、術數略、方技略なり。七代は魏晋宋齊梁陳隋の七代史なり。文は詩賦銘頌箴讃誄等の韻あるをいふ。筆は詔策、移檄、章奏、書啓等の韻にあらさるを云ふ。句讀は經書、成文語、絶ゆる所之を句と云ひ語未だ絶へず而して之を點して以て誦詠に便ずる之を讀と云ふ。

茂才は茂材の上なり秀才と云ふに同し。孝廉は一縣の中にて賢者の聞え高きにより朝廷に推擧せらるゝ者即ち漢時代の徴士の名號なり。青襟は青年學生をいふ。黄口は幼者なり。絳帳先生は後漢書に馬融常坐二高堂一施二絳紗帳一前授二生徒一後列二女樂一云々とある故事に出つ、蓋し學者先生の謂なり。提撕は誘掖指導するの意俗語なり。三界とは欲界、色界、無色界の三にて何れも尚迷を出でざる境界なり。大覺は佛なり。師吼は獅子吼なり說法なり。四海兄弟は論語に子夏曰商聞之矣死生有命富貴在天敬而無失與人恭而有禮四海之内皆爲兄弟也君子何患乎無兄弟也、とあり、將聖は孔子なり、論語に子夏曰固天縱之將聖也とあるに出づ。

大意

經史百家の書に就いて何れなりとも蒙を啓くに堪ゆるものはこの院に住せよ。若し出家の者が儒書を學びたいと願ふならば秀才の上は宜しく傳授せよ。又青年子弟が文書を志し、學ぶならば儒者先生は　心ヲ慈悲ニ住メ思ヲ忠孝

ニ存シ　慈悲忠孝の精神を以て貴賤の別なく貧富を問はず指導すべきなり。是、日本佛教の祖師空海の眞言宗の本旨は慈悲忠孝の弘通に在りと云ふ所以また綜藝種智院建設の精神此に在て存する也。

以上公の「一生心忠孝」の決心の由て來る所を闡明したり。更に公の決意たる。忠孝は空海の慈悲忠孝。朱熹の仁義忠孝。予は此二者を呼んで「文の忠孝」と稱するに對して公のそれを「文武忠孝」と呼はんとす、是は後說にゆづる。

芳烈公は先づ自己人格を完成し之を社會、國家いな備前一國に實現せんとの理想に燃えたる也。是れ自己修養に熱中されたる所以也。是點に於て、五代將軍綱吉の當初の意氣込と公のそれとは全然一致するものなるが而も彼のは挫折し公のは一貫したる也。以下公の多方面の修養研鑽に就いて述ふる所あらんとす。

第七十三章　知的方面の修養

讀書家、研究家、著者の三方面に分ちて述ふる所あらんとす。

一　讀書家としての芳烈公。

萬卷の書を讀むに非ずんは焉ぞ能く千秋の人たるを得ん。聖賢乃至、學者文人は勿論、苟も偉人たり傑士たる者にありては古今東西一律の事にしてケーザル、後漢光武、唐太宗、ナポレオン一世、我か朝にては吉備眞備、北畠親房、徳川家康さては新井白石、山鹿素行、松平定信、吉田松陰、皆然りとす　該博なる學問超邁なる識見强烈なる信念の源泉は之を讀書に求むるより善きはなし。特に烈公に於て此感深きを覺ゆ。其學問の種類、系統に就いては既に前章に述べしが如く、神學、佛學、王學、朱學、更に史記、通鑑の如き漢史また和書國學双紙・盛衰記・太平記・十三經注疏等あり。

烈公間語に

史記・通鑑等代々之政、善惡人の善行惡行を聞、自の戒と仕事可レ然思召也　數卷の書を讀覺、事を廣く知ても行の爲に不レ成和書假名双紙・源平盛衰記・太平記等其外の書云々

ト見ゆ。六藝の科孔子の術は云はぬとして旅行用文庫・十三經注疏是は珍品なり　有斐錄・其他に

公の折ふし讀ませ給ふ十三經註疏から（唐）桑にて作りたる匣二つに入荷はん樣になしたり。是は述職（参覲のこと）の時も携へられたると也朱書所々にあり。公の君子儒を以て自ら則し給へる故にや心を古の書に潜ませたまへる有かたき事なるべし

また。仰止錄其他に

旅行用文庫十三經注疏

閑谷御遺書の内に唐本十三經注疏、壹部あり落丁の所御自身に御書足しなされて唐桑、銀かな物の御匣貳ツに入 木綿の上包ありて錠前附・御長持に入御道中も御持せ被成しとなり

現に池田家文庫と閑谷學校文庫とに唐本十三經注疏一部つゝ都合貳部存す共に計百四拾九册 毛詩・尚書・周易・禮記・周禮・儀禮・左傳・公羊傳・穀梁傳・論語・孝經・孟子・爾雅 以上十三經の注疏にして。一部は之を唐桑の匣二ツに入れて一荷目方拾貫目參覲の途中之を擔はしめて隨時利用せられたるなり。其冊數大さ書入其他、後出に詳し。

由來 參覲交代の長道中を籃輿の中に無爲に過すは何よりも無聊に苦むものなり されは關西に於ける某大諸侯の如きは線香の火を以て自分自身の被服に燒穴を明け洩れ出つる烟に輿丁を驚かせりと云ふ馬鹿殿樣の佚事傑作さへありし世相に處して 獨り公は輿中に於て讀書修養の三昧に耽りし事は實に前代未聞、彼の好學の聞え高き義尚將軍、綱吉將軍、さては羅馬のケーザルにも是ありしを聞かさる也 唯公の後百六十年 佛國皇帝奈翁に旅行用文庫あり 奈翁は各地の征戰に際り各科の圖書數百卷を齎し隨時利用せしが大帝の神算 妙略又猛烈當るへからさる勇氣は此の文庫より

逬り出てたりと曰はるゝ其れに比して東西好一對の美譚なり。

【備考】讀書家としての奈翁一世　（箕作元八・論集鈔）

墺相メッテルニッヒ　奈翁を評して曰く「今日に至るまで奈翁ほどの偉大なる軍人、偉大なる政治家、偉大なる法律家、偉大なる外交家はあらざるべし」と實に彼は殆と如何なる方面にも專門的に深遠なる智識と創見とを有す　特に讀書家として偉大なるは其全く一個の人物として偉大なるが爲めなり。中にも其の特設に係る旅行用文庫は各地の征戰にまでも携帶せられ各科の圖書無慮數百卷を藏畜し大帝の神算妙略又猛烈當るべからざる勇氣は實に此の文庫より逬り出づと謂はれたり。即ち伊太利遠征中には歷史・傳記・旅行記・政治論等の書を携へ。又埃及遠征中携帶の圖書二百餘卷。內に科學及技藝に關するもの十三卷、地理及旅行記四十卷、歷史百廿五卷詩篇四十卷、佛國劇曲の傑作廿篇、宗教書、小說その他論文集等なり。西國遠征の際の如きは更に一千卷入の文庫を作り各卷テュオテシモ形我が四六版型にして印刷鮮明、表紙は曲け易き樣に背皮は凡て柔軟なるモロッコ皮製とし運搬用の箱も皮包とし綠色の天鵞絨にて覆ひ之を入るゝ函は宛も通常圖書館の書棚の如く二列に分ち平均六十册を納むへし而して一千卷の內容主なるもの左の如し。宗教に關するもの四十卷、敍事詩・戲曲・各四十卷、詩篇六十卷、歷史六十卷、小說百卷等なり。ヲーターロー決戰の時には六百八百卷の文庫を携帶せしが其敗れて米國に逃れんとせし時、又セントヘレナ配流の時も皆書籍を携へたるなり。彼れは進軍中と雖馬車中にて始終讀書せり。戰前彼我の兵力と事情とを數學的に尤も綿密に比較校量し七分の勝算あれは宣戰す。彼は眞正の讀書家として讀書癖、双の讀書眼を有し眞正の意味に於ける趣味の讀書家にして決して尋常一樣の亂讀家の類にあらず、批評尤も鋭利に直覺の判斷最も明晰且趣味高尙にして頗る圖遠なるものありき、其はゲーテ、キーソンド等の會義にも徵し得へし。總して大帝の遠征に方ては先づ其地方の地理歷史風俗國情等萬般の事實を研究するを常とするが故に戰爭進擊の順序は戰前に已に胸中に歷々決定せられし也　其一八一二、露國遠征を企つるや　先づ露國の風土、カロロ十二世のホーソンド、ロシア侵略の事蹟、リガ、ソヴォニヤ、ヘシト沿海の地理調査、露軍隊に關する英國ホルソン大佐の著述飜譯を命し、自らモンテスキュー史論を精讀し此時文庫中の圖書の大部分は皆是等研究の結果を集めたる者なりき。而して此に奈翁の讀書家、愛書家としての美談は此の征途ドレスデン圖書館にて大部の圖書を借用せしが大敗して歸り內憂外患頻至の時に方り特別命令を發してドレスデン借用の一切の書物を返濟せりと云ふ。

ライプニッツ敗戰より歸國するや將士多く彼に降を勸む、時に余翁はモンテスキューの「羅馬人の偉大と其衰亡」を讀む　彼答へず憮然として其中の一頁を指す「予は一時代を支配する帝王が帝王として忍び難き事由に蹈蹐たらんよりは寧ろ自己の王座の廢墟の下に身を埋めんとするの決斷よりも世に崇嚴なるものあるべしとも覺えずアハレ彼は卑しめ滅したる不幸にも甘んじて其身を辱むるには餘りに偉大なる精神を持ちぬ」と。

烈公が君子とは博く學を爲す者とし師友の交り日々に親切なるべきを說きし一例として論語要語解の一章を摘出せん。

子曰君子不重則不威學則不固主忠信無友不如己者過則勿憚改

〔傍訓〕君子ハヒロク學ヲナス者ヲ指テ云、不重ハ心氣安定ナラス、輕卒浮躁ナルヲ云、威ハ威儀ナリ、視聽言動鄙倍暴慢ニシテ、畏レカタトルヘカラサルヲ不威ト云、學ハ講習討論ナリ、不固ハ學フトコロ下落ナク、虛脆ニシテ、外義舊習ニ牽奪セラレヤスキヲ云、主忠信忠ハ靜時ニ就テ名ヲ立、中立不倚ノ本心、信ハ動時ニ就テ名ヲ立、純一無雜ノ實心ナリ、本體トナシテ見ルヘシ、工夫トナシテ講スル事ナカレ、無友コレヲフセクニハ非ス、求テ、朝夕親近セサレト云意、不如己者同志ニ非スシテ、與ニ學ヲナスヘカラサルモノヲ云、如ノ字、同ノ字トナシテ見ルヘシ、心ナフシテ、理ヲ失スルヲ過ト云、專心上ニ就テ講スヘシ、畏難ヲ憚ト云、勿憚トハ、勇猛ニ進修シテ、他ノ顧ヲ禁止セヨト云意也、提撕警覺シテ、本體ニ歸ルヲ改トス。

〔句解〕意必固我ハ凡夫ノ心ナリ、意必固我アルトキハ、必其心不重々々トキハ、視聽言動主宰ナクシテ、威儀ヲ失フシカノミナラス、學フ所モ亦下落ナクシテ、一撲ニシテ粉碎ス、是初學イマタ、止ヲシラサルトキノ通病ナリ、故ニ、初ノ二句、其病痛ヲ擧テ以、其志ヲ勵ス、志ハ立トイヘトモ、用功ノ本領ヲシラサルトキハ、其病ヲ治シ、無病ノ本體ニカヘルヤウナシ、故ニ、主忠信ノ一句、工夫ノ眼目ヲ揭出シテ、眞丹ヲ與ヘタマフ、忠信ハ學者平常講論スル所ナルニ依テ、其心得ヤスキ名ヲ以テ、本體ヲ開示ス、主ノ學カアリ、吾人用功下手ノ實地、只、此一主字ニアリ、ヨク玩味スヘシ、既ニ、止ヲ知テ、忠信ヲ主トストイヘトモ、師友ニ從遊シテ、切磋琢磨ノ功積サレハ德ニ進ム事アタワス、或ハ、沛退キヤスキモノナリ、故ニ、學者ノ師友ニヲケルハ、猶魚ノ水ニヲケルカコトシ、コヽヲ以、無友不如己者ノ一句ヲ擧テ、其日新ノ助ケヲ開示シ、師友ノ大切ナル事ヲ敎ヘ玉フ、初學ヨリ、聖人ニ至ルマテ、學

問ノ功ハ過ヲ改善ニ遷ルニアリ、若少ニテモ過ヲ文ル處アレハ、縱ヒ聖人ニ親炙（セキ）スト云トモ、薫化ノ益アルヘカラス、況、其下ナル者ヲヤ、故ニ、過則勿憚改ノ一句ヲ擧テ、省察克治ノ實地ヲ開示シ玉フ。

一主意一　此章ノ主意、主忠ノ一句ヲ以、工夫ノ眼目第一義ヲ示スニアリ、世間ノ學者、大率病ニ依テ對治ノ法ヲ用ヒ、本體ヲ立テ、萬病ヲ除ク事ヲシラス、初ニ、病痛ヲ擧テ、次ニ、主忠信一ノ句ヲ說タマフハ、對治ノ功皆益ナシ、只、忠信ヲ主トスルトキハ、萬病自ラ消除スル事、大陽出テ魍魎自ラ形ヲカクスカ如クナル事ヲ示シ玉フナリ、學者、或ハ、言詮ニ泥テ忠信ヲ主トストイヘハ、只、ヲノカ心ハカリノ工夫ニテ、師友ノ講論アナカチニ益ナシト、惑ン事ヲ慮テ、無友不如己者ノ一句ヲ說玉フ、過ヲ改ムルヲ憚ハ學者ノ通病也、此根淨ク盡サルトキハ、忠信ヲ主トスルトモ、下落ノ實スクナク、師友ニ從テ講論スルモ一場ノ話說トナリヌ、其病根ヲ淨ク盡サレハ、百病ノ根キリナラサル事ヲ辨ヘサラン事ヲ慮テ、過則勿憚改ノ一句ヲ說タマフ、此三句、主忠信ヲ本トス、下ノ二句ハ此根ヲ培養スル所ナリ、學者ノ學ニ志テ、師ニ從ヒ友ニ交ハ、此本ヲ立ンタメナリ、既ニ、師ニ從ヒ、友ニ交ハ、ハヤ從來ノ過ヲ改ル處ナリ、既ニ、此本ヲ立ルトキハイヨ〳〵過ヲ改善ニ遷ル、過ヲ改善ニ遷ルトキハ、師友ノ交リ日々ニ親切ナリ、日々ニ親近スルトキハ、過ヲ聞、過ヲ改テ本ヲ立ル、功日々ニ進ム、此三句、皆忠信ヲ主トスル工夫ナレハ互ニ相發明スヘシ、各一件ノ工夫トナスヘカラス、此三言々約ナリトイヘトモ、學術ノ至理コト〳〵ク備レリ、能熟讀翫味スヘシ。

因みに此全文中江藤樹の論語解に出づ但し原文は訓詁、句解、主意の三段に分つ。烈公の藤樹の學說に承くる大なるを知るべし。

ハ、烈公手澤本、二種を擧ぐ。十三經注疏及書紀神代卷なり。

一、十三經注疏　二部あり、共に池田家所藏にして內壹部は池田家文庫に壹部は閑谷中學校に保管せらる。何れも補脫數葉ありて烈公自筆の書入あり。

（其一）池田家文庫本、是は烈公、參覲の道中輿中にて閱讀し給ひしものにして、閑谷學校所藏の老公御遺物品目書

之寫に

一、壹部、唐本十三經、百四十九冊　唐桑箱貳ッ。右之内御書入三枚外題不殘御直筆儀禮第八百貳拾五枚メ、左傳襄公十四年貳十三枚メ、詩蕩之什、拾九枚メ

と見え、又烈公遺事に

一、公の折ふし讀せ給ふ十三經注疏から桑にて作りたる匣一ッに入れ荷はん樣になしたり、是述職の時も携られたると也。朱書所々にあり。公の君子儒を以て自期したまへる故にや心を古の書に潜させたまへる有かたき事なるべし

とあるもの是なり。是は汲古閣本にして文庫は貳箱、壹荷より成り目方拾貫目にして道中を擔ひ行くに都合好し、箱の大さ高壹尺四寸、幅壹尺三寸、奥行九寸六分、內法高壹尺二寸七分、幅壹尺貳寸貳分、奥行九寸壹分なり。各經の卷冊、跋文(出版年次)各冊大さ函書及御書入等左の如し

爾雅注疏	十一卷	四冊	皇明崇禎改元歲在著(戊)雍執(辰)徐古虞毛氏繡鐫
周禮注疏	四十二卷	十七冊	皇明崇禎改元歲在著(戊)雍執(辰)徐古虞毛氏繡鐫
孝經注疏	九卷	一冊	皇明崇禎二季歲在屠(己)維大(巳)荒落古虞毛氏鐫
毛詩注疏	二十卷	二十冊	皇明崇禎三季歲在上(庚)章敦(午)牂古虞毛氏繡鐫　補脱卷十八之二、十九丁、一枚
尙書注疏	二十卷	十二冊	皇明崇禎五季歲在玄(壬)默涒(申)灘古虞毛氏繡鐫
周易注疏	九卷	六冊	皇明崇禎四季歲在重(辛)光協(未)洽古虞毛氏繡鐫
孟子注疏	十四卷	七冊	皇明崇禎六年歲在昭(癸)陽作(酉)噩古虞毛氏繡鐫

春秋公羊傳注疏　廿八卷　十冊　皇明崇禎七年歲在閼(甲)逢閹(戌)茂古虞毛氏繡鐫
春秋穀梁傳注疏　廿卷　六冊　皇明崇禎八年歲在旃(乙)蒙大淵(亥)獻古虞毛氏繡鐫
儀禮注疏　十七卷　十四冊　皇明崇禎九季歲在柔(丙)兆困(子)敦古虞毛氏繡鐫　補脫卷八、百廿五丁、一枚
論語注疏　廿卷　四冊　皇明崇禎十年歲在彊(丁)圉赤奮(丑)若古虞毛氏鐫
春秋左傳注疏　六十卷　廿四冊　皇明崇禎十一季歲在著(戊)雍攝(寅)提格古虞毛氏鐫　補脫卷五十九、第廿三丁、一枚
禮記注疏　六十三卷　廿四冊　皇明崇禎十二季歲在屠(己)維單(卯)閼古虞毛氏繡鐫

右各冊大さ　竪八寸六分、横五寸六分

箱蓋裏（此分御筆）に

此箱之内ニ右一ノタナ左傳、二ノタナ爾雅、穀梁、三ノタナ禮記、左一ノタナ論語・禮記・左傳、二ノタナ公羊、三ノタナ禮記、
此箱之内ニ右一ノタナ尙書、二三ノタナ毛詩、四ノタナ孟子、左一ノタナ儀禮、二ノタナ周禮、三ノタナ周易

十三經都合　百四拾九冊　内御書入三枚有
儀禮之内　禮記百貳拾五枚メニ壹枚　詩經大雅　十七卷、十八之二ノ拾九枚メニ壹枚　左傳哀公　五十九卷ノ貳拾三枚メニ壹枚

（其二）　閑谷學校保管本。是は藩學校文庫所藏のものを延寶七年、烈公の命によりて閑谷文庫に移したるものにて備陽國學記錄延寶七年三月九日の條に

一、學校文庫之十三經注疏壹部、依老君之命納閑谷文庫　但外題老君御眞筆也

と見ゆるもの是なり。今現存本に就て之を檢するに其の出版年次は同一にして烈公補寫の部分は異なれり。左の如し

書中補寫の部分

毛詩卷之二ノ二、二十一丁、二十二丁ノ二枚。穀梁傳卷之十六、十七丁、十八丁ノ二ノ二枚。禮記卷之十二、二丁、

一枚

新刻十三經注疏序。閑谷學校保管本●周易正義の序の前に十三經注疏の序文あり。崇禎中新刻の趣意を見るに足るものなれば之を全載す。

十三經注疏舊本多脫誤、國學本尤爲踳駁、邇者儒臣、雖奉旨讐正、而其繆缺滋甚、不稱聖明所以崇信表章至意、毛生晉雅有憂焉、專勤校讎精良、鋟版窮年累月、始告成年、而屬謙益爲其序、序曰、十三經之有傳注箋解義疏也、肇于漢晉粹于唐、而是正于宋歐陽子、謂以諸儒章句之學轉相講述、而聖道粗明者也、熙寧中王介甫、憑籍一家之學、創爲新義、而經學一變、淳熙中朱元晦、折衷諸儒之學、集爲傳注、而經學再變、介甫之學、未百年而熸、而朱氏遂孤行于世、我太祖高皇帝、設科取士、專用程朱、成祖文皇帝、詔諸儒作五經大全、於是程朱之學益大明、然而再變之後、漢唐章句之學、或幾乎滅熄矣、漢儒之言學也、六年而學幼儀、十三而學樂誦詩舞勺、成童而舞象、二十而學禮惇行孝弟、三十而博學無方、孫友視志、春誦夏絃、秋學禮冬讀書、其爲學之科條如是而已、其言性言天命也、木神則仁、金神則義、火神則禮、水神則信、土神則知、存惻隱羞惡恭敬是非之心、以長育仁儀禮智之性、所謂知性知天者如是而已。宋之學者、自謂得不傳之學於遺經、掃除章句、而胥歸之於身心性命、近代儒者遂以講道爲能事、其言學愈精、其言知性天愈精、而窮究其指歸則或未必如章句之學、有表可循、而有坊可止也、漢儒謂之講經、而今世謂之講道、聖人之經、即聖人之道也、離經而講道、賢者高自標目、務勝于前人而不肖者汪洋自恣莫可窮詰則亦宋之諸儒掃除章句者、導其先路也、修宋史者知其然、于是分儒林道學、釐爲兩傳、儒林則所謂章句之儒也、道學則所謂得不傳之學者也、儒林與道學分而古人傳注箋解義疏之學轉相講述者、無復遺種、此亦古今經術升降絕續之大端也、

經學之熄也、降而爲經義、道學之偷也、流而爲俗學、胥天下不知窮經學古、而冥行擿埴、以狂瞽相師、馴至于今、輇材小儒、敢於嗤點六經、呰毀三傳、非聖無法、先王所必誅、不以聽者、而流俗以爲固然、生心而害政、作政而害事、學術蠱壞、世道偏頗、而夷狄寇盗之禍、亦相挺而起、孟子曰、我亦欲正人心、君子反經而已矣、誠欲正人心、必自反經始、誠欲反經、必自正經學始、聖天子廣厦細旃、穆然深思、特詔儒臣、是正遺經進御、誠以反經正學爲救世之先務、亦猶二祖之志也、不然夫豈其王師在野、方隅未靜、汲汲然横經籍傳、如石渠開陽故事潤色太平也哉、鳳苞之較刻也、表遺經也、尊聖制也、砭俗學也、有三善焉、余故徇其請、而爲之叙、膚淺末學、不揆擣昧、序贊聖經、暨諸測量天地、繪畫日月、非愚則狂也、遡經傳之源流、訂俗學之舛駮、使世之儒者、孫志博聞、先河後海、無離經而講道、無師今而非古、背天下窮經學古、稱聖明所以崇信表章至意、則是言也、於反經正學、其亦有小補矣夫。

崇禎十有二年歳在己卯十一月二十三日虞山後學錢謙益謹序

錢印
謙益
方一寸二分五厘

牧
齋
方一寸三分五厘

忠孝
之家
方一寸五分五厘

（汲古閣本）

備前州
閑谷文
庫圖籍
方一寸二分

此書各卷到處朱點を加ふ　烈公の爲し給ふ所か　手澤本か別に五色の彩筆點あれとも恐くは後人の爲す所ならむ。

附　十三經解題　周易、尚書、詩經、周禮、儀禮、禮記、春秋左氏傳、春秋公羊傳、春秋穀梁傳、論語、孝經、爾雅、孟子を稱して十三經と云ふ。案するに詩、書、禮、樂、易、春秋を以て六經となすこと古くは禮記經解篇及び莊子天下篇天運篇に見ゆ經解篇に曰く、「孔子曰、入其國其教可知也。其爲人也、溫柔敦厚詩教也。疏通知遠、書教也。廣博易良樂教也。潔靜精微易教也。恭儉莊敬禮教也。屬辭比事春秋教也。」莊子天下篇にも亦曰く「詩以道志、書以道事、禮以道行、樂以道和、易以道陰陽春秋以道名分」。經解篇及び天下篇には唯六經を擧くるのみ。天運篇に至ては明かに之を六經と稱せり。曰く、「孔子謂老聃曰、丘治詩、書、禮、樂、易、春秋、六經自以爲久矣孰知其故矣。以奸者七十二君、論先王之道、而明周召之迹、一君無所鉤用甚矣夫。人之難說也、道之難明邪。老子曰、幸矣、子之不遇治世之君也。夫六經、先王之陳迹也」經解篇に云ふ所は果して孔子の言なるや否や詳からず。然れとも六經の要旨を說くことは、天下篇と倂せ稱するに足る。天運篇に至ては莊子の流を汲むものゝ假託なること明かなれとも、要するに先秦に在りて六經の稱ありしは疑ふべからず。六經は又た六藝とも稱す。六藝とはもと周禮地官大司徒の職に見ゆ。曰く「以鄕三物敎萬民而賓興之。一曰六德、知仁聖義忠和、二曰、六行、孝友睦婣任恤、三曰、六藝、禮、樂、射、御、書、數」即ち六藝とはもと禮樂射御書數を云ふ。孔門の弟子三千、身六藝に通する者七十餘人とは、此禮樂射御書數を指して云ふ。周室陵夷して教育の制度も亦廢るゝに及びて六藝の道は明かならす、後遂に混同して六經を呼ふに六藝を以てす。秦始皇李斯の議を用ゐ書を燒き儒を坑にし、次いで兵大に起りしかば漢代に至ては樂經亡びて五經の目あり。後易、書、詩、春秋及三禮を稱して七經と云ひ或は易、書、詩、三禮及春秋三傳を稱して九經と云ふ。唐陸德明の經典釋文には「易、書、詩、三禮及春秋三傳、孝經、論語、老子、莊子、爾雅、」の十四種を收む。蓋し老莊二子は西晋

以來頗る士太夫の間に推され、特に唐朝に至つて老子は帝室と其の姓を同じうするを以て、大に尊崇せられしかば、其學を祖述せる莊子と共に之を經典に列せしなり。宋の時程子朱子の如き大儒出て孟子を推尊して儒學の傳統を繼ぐとなしゝかば南宋の頃に至て、陸德明の經典十四種中より老莊二子を除き、孟子を加へて十三種となし、これより後十三經の名一定して亦異說なし。而して之を叢めて刻せるものを十三經注疏と云ふ。すべて四百十六卷あり。次の如し。

周易正義　十卷　魏王弼韓康伯注、唐孔穎達等正義
尚書正義二十卷　漢孔安國傳唐孔穎達等正義
毛詩正義七十卷　漢毛公傳、鄭玄箋唐孔穎達等正義
周禮注疏四十二卷　漢鄭玄注　唐賈公彥疏
儀禮注疏五十卷　漢鄭玄注唐賈公彥疏
禮記正義六十三卷　漢鄭玄注　唐孔穎達等正義
春秋左氏傳正義六十卷　晋杜預注唐孔穎達等正義
春秋公羊傳注疏廿八卷　漢何休注唐徐　彥疏
春秋穀梁傳注疏廿卷　晋范寧注唐楊士勛疏
論語注疏二十卷　魏何晏注宋邢昺疏
孝經注疏九卷　唐玄宗皇帝注宋邢昺疏
爾雅注疏十卷　晋郭璞注宋邢昺疏
孟子注疏十四卷　漢趙岐注宋孫奭疏

以上十三經注疏四百十六卷是れ宋學程學朱子學の寶典たり。烈公崇禎十二年己卯十一月廿三日忠孝之家錢謙益序する所の汲古閣百四十九冊本二部を輸入し其壹部を以て旅行用文庫を作り精讀したる也。因みに崇禎十二己卯年は我が朝寛永十六年にして公歲三十一に當る輸入の年代詳かならず。

〔參考〕

一　通鑑綱目、壹部　百六冊、閑谷學校保管、池田家所藏、

學校御書物目錄、閑谷學校御藏書史類之部に「一通鑑綱目三部三百七拾三册」と見ゆ。現存のものは首標の如く通鑑綱目壹部百六册のみ而して此の首卷重刻通鑑綱目序の末に「時崇禎三年庚午孟夏既望、賜進士第奉直大夫直隸、蘇州府知府史應選譔□」とあり。明毅宗、崇禎三年は我朝寛永七年に當る、思ふに是亦、前出、十三經注疏と同一時代に舶齎し烈公の使用せられたるものならん歟。記して後考に備ふ。

日本書紀卷第一、同第二、合本、壹册　岡直廬氏所藏

表紙

「國主松平新太郎光政様ゟ先祖拜領之書物御同人様御書込行神主岡越後義直家寶」とあり。

本書書入の存する所

上卷　四十二枚　全部書入

下卷　三十八枚　内二十五枚書入

計　八十枚　書入六十七枚

書入は前後四回施されたるものの如し卽ち

第一、朱線　朱點及朱の書入

第二、濃墨の細字後淡墨にて抹消されたる部分少なからず

第三、中墨の中字

第四、淡墨の大字　時に濃墨の細字を改竄せるもの少なからず是にても其の研究上に拂はれたる苦心慘憺の跡を

窺ふに足るなり。

跋文に

御本云。日本書紀歴代之古史也元正天皇養老年中一品舍人親王太朝臣安麿奉勅撰之吾朝撰書迄奏覽以是爲權輿者耶、君臣共以莫不窺此書矣、按、應神天皇以還至繼體天皇御宇異域典經多以雖來朝不解其義徒經三百有餘歳矣、推古天皇御宇聖德太子察三才之源達三國之起、故始以漢字附神代之文字傍、於于爰、吾邦人淩得識量典經之旨、非至聖誰敢成此緯哉。蓋神道者、爲萬法之根柢、儒教者爲枝葉、佛教者爲花實、彼二教者皆是神道之末葉也、雖以枝葉顯其本原、然則、異曲同工者歟、頃學儒佛者、夥而、知神書者鮮矣、物有本末、事有終始、何棄本、取末焉、於神國爭疎神書乎、萬機之政尚以神事爲最第一、但神代事理既幽微非理不通欽惟

陛下、寛惠叡智之餘、後世惜其流布之不廣、遂命鳩工、於是始壽諸梓矣、舊本頗純駮不一、求數本、考正之、去其駮而錄其純、用之國之國而、及之天下則以成熙皞之治、以紹神尊之統保、瑞穗之地千五百秋、將必有賴於斯焉。

慶長(四年)己亥姑洗吉辰正四位下行少納言兼侍從臣淸原朝臣國賢敬識

以　勅本　板行

是實に烈公生誕前十年に當る慶長四年の版行に係る、書紀神代卷なり就中

「蓋シ神道ハ萬法ノ根柢タリ、儒教ハ枝葉タリ、佛教ハ花實タリ。彼ノ二教ハ皆是レ神道ノ末葉ナリ、雖ニ枝葉ヲ以テ其本源ヲ顯ハス。然レバ則チ異曲同工ナル者歟、コノゴロ儒佛ヲ學ブ者夥シクシテ神書ノ知ル者鮮シ。物本末アリ事終始アリ。何ゾ本ヲ棄テ、末ヲ取ル、神國ニ於テ爭デカ神書ヲ疎ンズルカ。萬機ノ政、尚ホ神事ヲ以テ最モ第

一ト爲ス云々」

の一節は神儒佛三教の關係及其の本末輕重の別を闡明して遺憾なく神國神道の本義又發揮せられたりと謂ふべし。按に神武天皇はやまと即ち大八州日本に於ける皇室の御祖先におはします、併しながら我が皇室には更に遠き過去を有せらる、建國の由來、國體の淵源は一に天祖の神勅に本づく我歷代の天皇は現御神に坐し、皇室の神聖尊嚴天地日月と與に窮り無き所以の根本理由亦此に存す。神代卷は實に此の建國の由來、國體の淵源、皇室の出自を闡明せるもの也。烈公夙に此の神代卷を精讀せられ加ふるに詳細なる書込を施されたるに至ては其研鑽の精到非凡なるを觀るへく由來公の我か國體に對する造詣の深遠、信念の鞏固なる所以の根據、決して偶然にあらざるを知るに足るべし。

附記、神代卷跋文と烈公肖像畫賛

國清寺所藏　光政公肖像は公卒後七十八年　繼政公五十九歲時の筆に成れるものなるが、其賛に

夫儒教は木の枝葉の如く、佛道は其花、神道はこの根なり、柳はみとり花は紅のいろ／＼にかはるといふも遂に菩提樹の落葉ならまし

色々に染る木の葉もこからしの吹にし後は山の月影

于時寶曆庚辰年十一月廿二日

源朝臣繼政入道　空山謹書

とあり。烈公神代卷跋文と異工同曲、三教の關係闡明發揮、是れ烈公の精神にして又その顯現たり。同時に我が國體の尊嚴發揮は烈公以來歷代藩主の一貫したる精神なることを知り得べし。

芳烈公御書込日本書紀神代卷（八丁裏及九丁表）

一書曰陰神先唱云々

一書曰陰神先唱曰姸哉可愛少男乎便握陽神之手遂爲夫婦生淡路洲次蛭兒次生海次生川次生山次生木祖句句廼馳次生草祖草野姫亦名野槌既而伊弉諾尊伊弉冉尊共議曰吾已生大八洲國及山川草木何不生天下之主者歟於是共生日神號大日孁貴此子光華明彩照徹於六合之內故二神喜

日本書紀（光政書入）

此段御手ヲトルガ要ナリ、ク、タチ屈シタモノ、立ノヒタテイ也地中ニク、モリタル生氣タチノヒタル也、倶舍ニヨルヘシ今日ノ遘合ニテハナイソ、タトヘハ今日ノ人間手ヲトリテ心ヲ通スルホトノ會合ノ妙合タクヤソシヤソ念上ノ淫事ノコト也サレコト也是空人インシヲイフテミセタソ陰陽ノ氣ノソムキテウクル感通シヤトシラセタモノソ天ニ二儀カイテキタハ國タルベキ理也風木ノフキワクル理カイテキテカラ日月ノ神ヲ生スル也實事ニワタラヌ理ノミトノマクハイノ位也惣體ハ空有餘四一世界ハ水有七餘日ノ次第ヲ立テセイニテツカサトルトコロ多キ也。

一次生海次生川次生山云云

四神出生次第ヲ立テ云ハ、山國川海トシタイスヘキモノヲサカサマニ海カハシメナルハ天理神變加持二儀火ヨリ生スル故ニ高下アル也此段ハ天文ニアラハル、ヲコナタヨリ見タレハサカサ

マ也日月陰陽中ノ陰陽ノ精妙所也ナニモノ中ノセイハタツトキ也陰至清淨天ヘアカラテカナハス也日神也此時ハ情欲分タス世素直ニ武アツシコノ時ハ妄念カ少シモナケレハヘタテカナイ程ニ天也天地相距ルコト遠カラス直ニ天也今日ノ人モ一心妄念ナケレハ此身則天也天柱「高立」ノ直理ヲ立テヽノボル心クスノキハ火德ソモクカ則チ焰ノナリ也火德カアル故ニ水ニクサラテ石トナル也仍クスノフネハ火德ノ根元ニノセタ也妄相カナケレハ則チ天ナルヲモウソウカアルニヨクヒタモノ神天ヲトホクスルハワカ方ヨリソモウソウノ中ヨリ直ニ天地ノ神ヲヨヒコレニコタフ。

一此子光華明彩照徹於六合之内

何トモコトハモツケラレス陰陽ノ中ノ光靈也四方ニ天地ヲカケテ陰陽ノ中ヨリ出タレハ則チ御子也生氣ハカルヽヲモ引ヲコス死人ノ蘇生スル姫婦ノ子ノ生レヌ生氣天理ニテイルニカヽル氣カ感スル也土砂シヤリハカヽル氣ナル故同氣テヤハラキオルモノソ。（挿圖參照）

二　研究家としての芳烈公

烈公自ら筆寫せられたる書冊にして池田家に藏せらるゝもの頗る多し、本書收むるところ、和歌の部一百二點、儒書の部、三十八部、雜の部三十三點、軸物部廿三點、消息の部、六點、御手本四拾四通、寫經二部拾貳卷等なり。蓋し、筆寫は、普通讀書に比して一段深き研究法に屬し、讀書が頭腦と眼の筋肉運動なるに對し是は更に手の筋肉の運動に訴へて牢記するの方法なるが故に一般記誦に依るものに比して効果の大なること疑なし。現今小中の學校に於ては教科書を用ひて記誦乃至口耳三寸の學となるに比して高等專門の學生はノート勉强に依り筆寫を事とするが故に時に魯魚の誤に陷ることあるも筋肉運動に訴へて其研究を深く牢くする點に於て多大の効果を擧くることゝ思ひ吾人は公の筆寫研究に多大の興味と注意を喚起するもの也。

而して其の筆寫文字の精確につきて公の特に意を用ひられしことは、温故雜記に、

寛文元年辛丑二月廿四日於燒火之間、伊木長門、池田信濃へ御咄に、惣して書物を寫し候に書落し候事は有之間敷義也、早く書仕廻度と思ふ心より落候かと思召候、一所々々に心を付書候はゝ退屈もせす、文字も落間敷候也、司馬温公は通鑑と云大部の書を自筆にて被書しに一字も不落草字も無之候と也（由章）（永忠日記）

因みに永忠日記には「萬治四年二月廿四日ノ朝」とせり是歳四月廿五日寛文と改元されたれば萬治を正しとす。

烈公自筆の寫本の現存するもの甚だ多きに想到すれば、公は其の推稱せられたる司馬温公に比して敢て遜色なきのみならず優に之に過くるの人なるを知るべく、加之其の楷草精粗一ならされども一字一句の脱落なく一點一畫の誤措なきに至ては其の注意記憶の如何に精詳的確なりしかを證すべし。左に公の筆寫年表を掲ぐ。是れ其筆寫年時の明瞭なるもののみ又以て公か終始一貫老に至て衰へす洵に其の精力の絶倫を徴するに足るべし。

番	皇紀	烈公年齢	年號月日	書名	數
一	二二九〇庚午	二二	寛永七、八月二十九日	新古今和歌集	貳冊
二	二二九一辛未	二三	寛永八、二月十一日	千載和歌集	貳冊
三	二二九一辛未	二三	寛永八、六月二十二日	後撰和歌集	貳冊
四	二二九一辛未	二三	寛永八、十月十五日	後拾遺和歌集	貳冊
五	二二九一辛未	二三	寛永八、十月十五日 十月晦日	金葉和歌集	貳冊
六	二二九一辛未	二三	寛永八、十月十五日 閏十月十六日	拾遺和歌集	貳冊
七	二二九一辛未	二三	寛永八、十一月二十四日	詞花集	壹冊
八	二二九二壬申	二四	寛永八、九、七月二十五日	忠雄卿追悼歌	壹幅
九	二二九五乙亥	二七	寛永十二、四月二十三日	（賦尺、表「一生心忠孝」、「裏人界を何に喩えん」）	壹枚
一〇	二二九六丙子	二八	寛永十三、三月二十三日	古今和歌集	壹冊
一一	二二九八戊寅	三〇	寛永十五、七月	法華經	八卷
一二	二三〇〇庚辰	三二	寛永十七、二月二十四日夜	（新古今集和歌九首拔書）	壹帖
一三	二三〇四甲申	三六	寛永二十一、甲申秋	孝經句解	貳冊
一四	二三〇四甲申	三六	寛永二十一、九月二十六日	集書	壹冊

一五	二三〇六丙戌	三八 正保三、二月十三日	集書	壹冊
一六	二三〇六丙戌	三八 正保三、閏四月 日	古今和歌集	四卷
一七	二三〇八戊子	四〇 正保五、正月二十四日	淨土三部經	四卷
一八	二三〇八戊子	四〇 慶安元、二月十六日	集書	壹冊ノ內二
一九	二三〇八戊子	四〇 慶安元、六月二十九日	平忠度和歌集	壹冊
二〇	二三〇九己丑	四一 慶安二、五月廿四日	〔細字、紺紙、金泥〕孝經烈公自署	小壹卷
二一	二三一〇庚寅	四二 慶安三、七月十五日	〔細字、紺紙、金泥〕孝經恒元所持	小壹卷
二二	二三一〇庚寅	四二 慶安三、七月十五日	〔細字、紺紙、金泥〕孝經興輝所持	小壹卷
二三	二三一五乙未	四七 明曆元、四月十六日	御問書	壹冊
二四	二三一五乙未	四七 明曆元、八月十五日	御問書	壹冊
二五	二三一五乙未	四七 明曆元、十一月十二日	〔周易〕（花押明曆元年仲冬十二日小習明曆元年仲冬十一日）	壹冊
二六	二三一六丙申	四八 明曆二、十二月十六日	綱政君元服次第控	壹冊
二七	二三一九己亥	五一 万治二、正月元日	試筆「願明實義云々」	壹枚
二八	二三二五乙巳	五七 寛文五、正月七日	忠度百首	壹卷
二九	二三二五乙巳	五七 寛文五、七月五日	定家卿歌	壹卷
三〇	二三二七丁未	五九 寛文七、十月十一日	集書	壹冊ノ內二
三一	二三二八戊申	六〇 寛文八、正月	古今集	貳冊
三二	二三三一辛亥	六三 寛文十一、八月	赤壁賦	壹卷
三三	二三三五壬子	六七 寛文十二、五月二十二日	みよしの手本	壹枚
三四	二三三五壬子	六七 寛文十二、十一月二十四日	隣女和歌集	壹冊
三五	二三三五壬子	六七 寛文十二、十一月下旬	隣女和歌集	壹冊
三六	二三三六丙辰	六八 寛文十三、六月一日	後堀川院、新玉の大	壹卷
三七	二三三六丙辰	六八 延寳四、正月元日	試筆「願明實義云々」	壹枚
三八	二三三六丙辰	六八 延寳四、三月下旬	老幼詩合	壹卷
三九	二三三六丙辰	六八 延寳四、五月 日	歌通秘訣錄	壹冊
四〇	二三三七丁巳	六九 延寳五、八月十五日	長生殿裏ノ手本	壹枚
四一	二三三九己未	七一 延寳七、正月元日	試筆「願明實義云々」	壹枚
四二	二三三九己未	七一 延寳七、三月十七日	眺雲百種	壹帖
四三	二三三九己未	七一 延寳七、三月二十三日	草花の繪に題す お松に遣なり[illegible]	壹枚
四四	二三三九己未	七一 延寳七、四月二十八日	飛鳥井和歌會	壹卷
四五	二三三九己未	七一 延寳七、五月二十三日	住吉の松外五首 和歌手本	壹枚
四六	二三四一辛酉	七三 延寳九、二月十九日	集書	壹冊ノ內二
四七	二三四一辛酉	七三 延寳九、三月十日	集書	壹冊ノ內二
四八	二三四一辛酉	七三 延寳九、六月七日	極細字短册形小切 三枚臺張	壹鋪
四九	二三四一辛酉	七三 延寳九、六月十一日	小切横物十二首 句詠	壹枚
五〇	二三四一辛酉	七三 延寳九、九月十三日	和漢朗詠集	壹卷
五一	二三四二壬戌	七四 天和二、正月元日	長生殿裏…君か代	壹幅

○烈公筆寫本

第一、　和歌の部

一、古今和歌集　四卷　竪八寸（罫内六寸八分）

卷一、冒頭に「本云、以貫之自筆本寫書古今也、件本ハ於皇太后宮燒失畢云々和歌等不似餘本其說頗違矣、通宗」と見ゆ。

卷四、跋文に「右古今和歌集者以淸輔親筆而自執毫寫之畢古今諸本有文字脫誤者多矣今幸得好本不違一字校合之者也、正保三年孟夏上旬」

二、古今集　上下二冊　竪七寸八分、橫四寸九分　二重函入

跋云、「右古今和謌者以淸輔親筆而自執毫寫之畢古今諸本有文字脫誤者多矣、今幸得好本不違一字校合之者也、寬文八年正月　日」

三、八代集　十三冊　竪八寸一分　橫五寸九分　厚全部七寸　三重函入

各集共に末尾に筆寫の年月日を記す左の如し

（一）古今集　一冊

跋云、「貞應二年七月廿二日　戶部尚書藤。同廿八日令讀合訖書入落字傳于嫡孫可爲將來之證本、寬永十三、三月廿二日」

（二）後撰和歌集　二冊

跋云、「于時天曆五年歲次辛亥玄英初據三月末筆將盡之期也、寬八六月廿二日」

（三）拾遺和歌集　二冊

跋云「拾遺抄歌、春、夏、秋、冬、賀、別、戀上七十五一首抄不見或本無云々、戀下七十五一首抄不見、已上五百九十四首。寬永八年十月十五日より閏十月十八日に出來」

（四）後拾遺和歌集　二冊

跋云、「次日建長二年仲冬三日叩凍和墨畢、蓋依高命之貴忘下愚之耻者也、時也此戶牖風空掩

青竹之窓南簷納日頻染春本之筆耳、桑門在圓、
水くきのあとはかなくとなにはなる　あしてと
人はおもひなされん、寛八、十月十四日」

（五）詞花和歌集　一冊
跋云、「寛八、十一月廿四日より（不明）」

（六）金葉和歌集　一冊
跋云、「寛八、十月十五日より同晦日まで」

（七）千載和歌集　二冊
跋云、「于時應永卅四年三月重而加校合畢、従
四位下源朝臣範政在判寛八、三月十一日」

（八）新古今集　二冊
跋云、「寛七、八月廿九日」

要之寛永七年烈公廿二歳に始り、寛永十三年公
廿八歳に終る。前後七年に亘りて八代集十三冊
の筆寫完成せしなり。

四、八代集抜書　一冊

五、八代集秀歌　一巻　八十首美裝
古今、後撰、拾遺、後拾、金葉、詞花、千載、
新古今、各十首を収載す。

六、新古今和歌集　九首　一帖
表ニ　定家　西行　家隆　雅經　猿丸　人丸　西行
貫之　興風
裏ニ　「寛永十七年二月廿四日夜　光政」とあ
り。以上を抹消し反古とし更に漫筆を加ふるこ
と左の如し
「一生忠孝心、竹幹、梅ニ鶯、公卿人物、野渡無
人、孤舟終日横、振衣千仭岡、濯足萬里流」

七、風葉和歌集抄　一巻

八、風葉集御抜書　二巻　薄紙　長巻（罫内竪六寸五
分）

九、風葉和歌抜書　二帖　竪三寸二分　横三寸
跋云、「風葉和歌集抜書、故羽林次将光政朝臣

御手跡無疑者也、元祿庚辰左少將綱政　判（德
壽）」

一〇、風葉集抜書　一冊　竪五寸　横四寸七分

一一、風葉和歌集抜書　一冊

一二、風葉和歌集抜書　一卷

一三、拾遺百番歌合　一卷　竪二寸五分

一四、拾遺百番歌合　一冊

一五、拾遺百番謌合抜書　一卷　平業兼卿之手跡之本以
書寫畢

一六、百人一首　一冊

一七、百人一首繪並歌　一帖　竪九寸　横七寸　厚二寸

一八、百人一首細字　一卷　竪二寸

一九、細字百人一首　一枚　竪四寸九分　横三寸九分ノ
紙面ヲ竪ヲ十段ニ分チ一段ニ十首ツヽ、

二〇、小倉山莊色紙和歌　一冊　竪六寸九分　横五寸

二一、初春待春　一卷　小卷

二二、源氏表白　一卷　小卷

二三、後鳥羽院百首　一卷

二四、正治二年御百首　一卷　正治百首　正治後度百首　弘長百首　延文御百首　永享百首　將軍家御百首　丹後守爲忠百首

二五、弘長　百首　三冊　弘長百首、正治百首、寶治百
首、

二六、弘長　百首　一卷（罫内竪四寸三分）

二七、平忠度百首和歌　一冊

二八、平忠度百首和歌　一帖

二九、平忠度百首　一卷　竪七寸、長壹丈貳尺五寸、寛
文五年正月七日、出石猷彦所藏

三〇、射山　百首　一冊

三一、畊雲　百首　一帖　竪五寸五分　幅五寸三分　厚
一寸「延寶七年未三月十七日ニ遣ス」

三二、詠百首和歌　一卷　畊雲老衲

三三、基俊集　一冊　半紙形

三四、集書（和歌抄）　一冊

光政筆（三十六歌仙書並歌）

跋云、「寛文七年丁未神無月十一日」

三五、三十六歌仙　一帖　竪一尺五寸　横二尺　厚二寸五分　廿一枚　四十二面

十八枚卅六面

故少將光政朝臣

白畫白贊彩色探幽（函書）

廿一枚ノ内初一枚終二枚ヲ除キ十八枚卅六面ニ卅六歌仙ヲ配ス。

三六、三十六人謌合　一冊　竪二寸三分　横二寸六分

三七、女三十六人謌合　一冊

三八、謌仙　壹冊

三九、謌仙　壹枚

四〇、仙洞五十首和歌　一冊　竪四寸一分　横四寸三分

四一、女歌仙　一冊　横紙四枚

四二、女家仙歌合時代不同拔書　一卷　十八番　五十番　三十六首　百首

四三、御歌書　一冊

跋云、「此歌平家都落之時薩摩守忠度從狐河引歸俊成卿へ持而所給自筆江戸將軍樣ニ在之也寫之云々　慶安元年六月廿九日」

四四、堀川艶書合　一冊　竪二寸二分　横二寸七分

四五、堀川廿一様艶書合　一卷

四六、隣女和歌集　一冊

跋云、「此一帖者參議藤原雅有卿之以自筆本書寫之畢、寛文十二壬子年仲冬念四」

四七、隣女和歌集　一冊

跋云、「此一冊者參議藤原雅有卿之以自筆本書寫之寛文十二壬子曆林鐘下旬五筆」

四八、蟲歌合　十五番長嘯子一冊　竪二寸三分　横三寸五分

四九、詠歌　一躰　一冊

五〇、六十九首（爲氏一巻 行家一巻）二巻（罫内竪四寸三分）

五一、歌書　一折　竪六寸三分　横四寸八分

五二、時代不同歌合　百五十番　一巻

五三、飛鳥井家和歌會　一巻　和歌九品、並十躰、三體
和歌

箱書云、「延寶七己未年卯月廿八日」

五四、飛鳥井亭歌　一巻

五五、大江千里集　一巻

五六、五歌僊　一巻　百八十首
歌仙　三十六　新歌仙　三十六　女歌仙　三十六　武家歌仙　三十六　釋門歌仙　三十六

五七、三躰和歌　一巻　建仁二年三月廿一日

五八、瀟湘八景　一巻

五九、瀟湘八景　源氏長白　一巻（罫内竪六寸三分）

六〇、老若歌合　百番 二百番　一巻　跋云、「此歌合以後花園院宸翰遂謄寫之」

函書云、「延寶四丙辰三月下旬」

六一、和歌　抜書　一巻　竪二寸

六二、釋阿九十賀　一巻

六三、人麿集　一巻　六十五國丹（丹後ヲ除ク）各一首ツヽ、

六四、國名歌　一幅　同上

六五、山の葉　前參議經盛歌合し侍けるに　一帖

六六、孝經　和歌　一巻　廿二首

〇孝經和歌

古文孝經開宗明義章　従一位　政　家

こはいかゝあたに思はむかそいろの分ちしまゝの身にしあらても

天子章　大相國冬良

國のおやとなりてをしへよ人の子の爲めにもかゝる道の誠を

諸侯章　博陸侯　尙　通

位山たかねに登る人は皆あやふむみちにこゝろゆるすな

卿大夫章　内大臣　尙　基

何事も君にしたかふ心とてひとりは云はぬ言の葉のすゑ

士章　權大納言　親　長

生れこし身を思ふにもたらちねの深き惠みをあたに忘れし

庶人章　　正二位　爲富

かそいろにうけし我身のことはりを敎の道になをぞ驚く

孝子章　　正二位　敎秀

たらちねに事ふる道と誰も皆おはりはしめの敎忘るな

三才章　　權大納言　宣胤

かみを仰き下を惠むも天地の中にたかはぬ人のことはさ

孝治章　　正二位　隆量

するの世もかゝれとてやは慕ふらん　さかなき道を忘れはてつゝ

聖治章　　權大納言　實隆

そのかみをあふくやさらに久方のあめにならへてまつる畏さ

父母生績章　　大藏卿　經茂

かそいろのかそへつくさぬ惠をは民も仰くや君かをしへに

孝優劣章　　太宰權帥　廣光

あふくへき親をはよその人にやは深き誠をなを盡すべき

紀孝行章　　民部卿　政爲

つかへこしそのたらちねの　なきあとに猶怠らぬ　手向をやして

五刑章　　從二位　爲廣

まよふなと五にわかつ戒めもひろつ心の道のまなひを

廣要道章　　權中納言　宣親

よそにても思へ老その森の露このしたくさもめくみありとは

廣至德章　　權中納言　季種

四の時こゝろやすめす賤の男が親に事ふる道はたかへず

光政筆　孝經和歌

應感章　　參議　基綱

なき玉もこゝにきませと生る世に變らぬ道をなをや盡さむ

廣揚名章　　參議　基富

たらちねの諫の道にかなふ身はよに廣き名を得るとこそ聞

閨門章　　龍霄

君につかへ民をなつてふ其の國の心の外にやおきてさりけん

諫諍章　　宮內卿　顯基

たらちねの親に爭ふ理のふかきみちをもしるよしもかな

事君章　　右中辨　宣秀

出つかへ歸りくるまも君か爲めやすからぬこそ敎にはあれ

喪親章・　　前大僧正　良鎭

人の親のをしへ殘せる此のりは千代もと思ふ爲にそ有ける

六七、孝經和歌五首　壹卷

六八、色紙百枚　壹帖

六九、色紙　女歌仙　卅六枚　壹包

七〇、色紙　五拾三枚 貳拾枚　拾四枚　參包

七一、小色紙　六拾枚 四拾九枚　百枚 五拾貳枚　拾貳枚 拾四枚　六包

七二、寄合書色紙　光政、綱政 忠豐、豐昌　壹包

七三、歌　拾九枚、卅三枚　貳包

七四、御短冊　大五拾枚　小百枚　貳包

七五、御短冊　各種卅三枚　壹括

七六、和歌十番歌合　一枚　小切横物　竪一寸五分　横一尺三寸

七七、少將樣御侍從樣合作歌　一枚

七八、源順集　一枚　小切横物一寸五分ニ一尺一寸

七九、和歌　小切　拾枚 參枚　貳包

八〇、和歌　小切　横物ヘグリ　廿一枚　一包

八一、ゆふたすき　和歌散シ書　一鋪

八二、歌書折本　一帖

八三、下書其他十三枚　一包

八四、詩歌短冊　小切三十三枚　一括

八五、詩歌　四枚　一包

八六、扇面和歌　三枚

八七、和歌　拔書　一軸　竪二寸小卷

八八、曹源公御遺物　極細字 短冊三枚　臺張　一鋪

（一）和歌　短冊型　幅二分　竪一寸

あさみとりいとよりかけてしらつゆを玉にもぬけるはるのやなきか

（二）句　短冊型　幅一分五厘　竪七分

三五夜中新月色、二千里外故人心

（三）語　短冊型　幅二分五厘　竪一寸二分五厘

所謂誠其意者毋自欺也、如惡々臭如好々色此之謂自謙故君子愼其獨也

跋云、「延寶九年酉六月七日」（公時御年七十三）

八九、御短冊　各種七十九枚　一包

内一枚

長生殿裏………

君か代は千代にましませさゝれ石の巖となりて苔のむすまで

九〇、名所　札　竪二寸三分 横　六　分　三百八枚一函　二重函入

九一、小切横物　寸法罫内 竪一寸六分 横　七寸　拾貳首句詠　壹枚

秋夜　長國句　躬恒歌

十五夜　後中書王　好忠

月　白　大貳高遠

九月盡　後朱雀院御製　興風

女郎花　以言　堀川右大臣

閑　以言　貫之

延寶九年六月十一日

九二、御筆之物、金屏風　小六　一双

地紙、金　芳烈公御筆の物並石摺等の張交せ、裏雀形六曲壹間半引　短冊、歌一。小色紙、歌一。石摺　短冊、色紙　圓形　業平、禮記（曲禮）大小色紙　短冊　大字の切張　等

〔附〕

一、烈公筆　十番歌合　一卷　水野正臧氏藏

函書に「寶暦八戊寅年十月廿六日法林院様より被進之候」とあり。法林院は綱政第九女品子防長二州三十六万九千石國主松平長門守吉元ノ室にして烈公の孫女に當る。

一、烈公筆　短冊　一枚　佐藤俊久氏藏

松江月落漁舟去蘿洞雲開隱逕深

光政筆　四書

足曳の山下水のこかくれて　瀧つ水をはせきそかねくる

一、烈公筆　風をたより云々歌集　壹卷　竪九寸 長廿八尺

鈴木武正氏藏

風をたよりはかりに云々以下二十首を收む

一、烈公筆　忠度百首　一卷　竪七寸 長壹丈四尺

出石猷彦氏藏

奧書に寛文五年巳正月七日とあり

函書に「寶暦八戊寅年十月廿六日法林院樣より被進之」とあり

第二、　儒書の部

一、四書　全壹冊　二重函入、內函白木、外函黑塗、金銀金具止り蝶

函書　故羽林光政朝臣御手跡（綱政公花押）

各卷末ノ跋ニ文字數ヲ記ス左ノ如シ

大學章句終　三千二十一　中庸章句終　五千

百六十六　論語十卷終　九千百五十　孟子七卷終　三萬五千四百三

二、大學、論語、中庸要語解　全壹冊　半紙形本墨付紙數六拾九枚

内　譯

大學　墨付三十枚、大學解を鈔錄す。

經一章二百五字　傳之五章 蓋釋格物致知之義云々（十字）　傳之六章 釋誠意（百十九字）　傳之七章 釋正心修身（七十二字）

中庸　墨付十五枚　中庸解を鈔錄す。

第一章　百〇九字

論語　墨付二十四枚　論語解を鈔錄す。

第一、學而篇 子學而以下、三十二字　第九子罕篇 子絕四以下十一字　第四、里仁篇 無道無莫以下十九字　第八微子篇 逸民伯夷叔齊以下七十九字　第十一、先進篇 子曰回也其庶乎以下二十字　第七、述而篇 君子坦蕩々以下十二字　第四、里仁篇 子曰參乎吾道一以貫之以下三十五字　第一學而篇 君子不重則不威以下二十七字　第十二顏淵篇 克己復禮以下六十九字

以上三書共ニ傍訓、句解、主意ノ三段ニ分チ良知、心法ヲ以テ之ヲ解釋セリ其根據ノ中江藤樹ノ大學解、中庸解、論語解ナルコトハ明カニシテ時ニ其全文其マヽヲ寫セルモノアリ。

三、大學　全一卷　地紙幅六寸五分　正楷字

新太郎少將源光政朝臣御手跡　明治廿七年十月廿二日天覽ニ供ス

四、大學　一冊

五、論語、近思錄、小學拔書　一冊

六、家語　一冊

七、周易　一冊　明曆元未仲冬十二日

八、孝經句解　二冊　甲申秋上冊五二枚　下冊十一枚

九、孝經、大學、中庸　一冊　十字詰七行

全孝圖說四枚　全孝心法三枚　誦經威儀三枚

一孝經十三枚　大學十五枚　中庸廿六枚

一〇、孝經論、孝經管見　一冊　孝經論 宋揚簡 十三枚　孝經管見後說 釣滄子 二枚

一一、孝經　一卷　三重函入　卷末ニ「光政朝臣御手跡也 繼政 ト記ス。

明治十八年　同廿七年兩度天覽ニ供ス。

一二、孝經　一卷　三重函入　內函黑塗ニ揚羽蝶、紙質陀羅葉色

書體最後ノ部分ハ正楷、他ノ部分ハ行草體ナリ。

函書ニ「孝經備前國主左近衞權少將源光政朝臣眞蹟」ト記ス。

一三、孝經　一卷　紺紙金泥罫入　長一尺八寸五分　竪一寸八分

跋云、「慶安二年仲夏廿四日　備前少將光政」

一四、孝經　一卷　紺紙金泥罫入　長一尺八寸五分　竪一寸八分

跋云「慶安三年七月十五日　備前少將光政書之從五位下源恒元所持」

一五、孝經　一卷　同斷

跋云「慶安三年七月十五日　備前少將光政書之松平三左衞門興輝所持」

一六、近思錄　一卷　七百七十三字

一七、天命性道　一冊　臣下ノ作品ヲ收載シテ一冊トセルモノ

內容要目

天命性道箴二。大孝岩八。五性分釋圖先生。羇旅逢春遠耐哀先生。產業隨時必勿擇先生。人心惟危道心惟微權左。花園會約箴二。古今士道論箴二。思キヤ薇ニアラス梅カ枝ヲ箴二。火氣意慾去トハ云ヘト箴二。治國要論箴二。儉約辨箴二。慈仁淺深論箴二。愛民文箴二。恐天命箴二。性心氣質之辨箴二。親子論箴二。善をして利を

することと熊二、伏犧之精蘊二。渉按排爲能慮否

權左。

因ニ、熊ニハ熊澤二郎八。岩ハ岩田八右衛門

泉仲愛。先生ハ中江藤樹。權左ハ中川權左衛門

ナリ

一八、性理大全要語　一冊　先天圖、大極圖說、通書、定性書、識仁、西銘ノ目アリ

一九、家訓　一冊　家訓、多出、袁氏世範

二〇、講論歌括　一卷　御自裝ニヤ

内容要目

學、自反、愼獨、愛敬、五常、習、且其背云々、大極動而云、信命者云々、誠意、謙、自反愼獨

二一、孝悌論、不孝悌論　一冊

二二、大和西銘　一冊

二三、擊蒙要訣　一部　奉書紙一枚

二四、通書　二卷　石摺　上卷二十 下卷二十　下卷奥書「寛文七年孟春日」

二五、大極圖說　二枚

二六、粹言集　一卷　石摺竪七寸七分

二七、西銘感應論　一冊

二八、西銘東銘　一卷　竪六寸五分　石摺

二九、至誠無息　一卷

三〇、論俗四章　王陽明書　一卷

三一、四書五經外典書抜一卷

光政筆大學中庸論語

（西村氏藏）

風俗之美學者修己治人之方則
未必無小補云淳熙己酉二月甲
子新安朱熹序

大學　朱熹集註

子程子曰大學孔氏之遺書而初學
入德之門也於今可見古
人爲學次第者獨賴此篇之存

而論孟次之學者必由是而學
焉則庶乎其不差矣
大學之道在明明德在親民在止
於至善知止而后有定定而后能

同　上

［附］　諸家所藏のもの

一、烈公筆、學庸論語　一冊　　西村康哉氏藏

是は烈公同族因州鳥取藩主池田光仲の家臣深田盛定の好學を愛し特に賜ふ所の手寫本なり、盛定家寶として世々之を珍襲せしが近頃天囚西村時彥氏の所藏に歸し天囚歿後嗣子康哉氏の所藏となり今日に及ぶ。

第三、　雜の部

一、歌道秘訣錄　一冊　元和八年壬戌八月十三日亞槐光廣

跋云「延寶四龍集丙辰梅雨節」（朱書）

二、伊勢物語　四卷　竪（罫內六寸）　明治廿七年十月廿二日天覽

三、盛衰記拔書　三冊

四、盛衰記太平記歌　一冊

五、承久記　一卷　廿五尺

六、和漢朗詠集上下　二冊　竪六寸二分　橫三寸

七、和漢朗詠集上下　二卷　函入

八、和漢朗詠集　一卷　竪一尺一寸「我君は千代にましませ」

九、和漢朗詠集　一卷　細字　竪一寸六分　小卷物

跋云、「延寳九年九月十二日　みのととりのとし少將樣七十三の御年被遊候」

因に此分類の部

長生殿裏春秋富　不老門前日月遲

萬代と三笠の山のよはふなる天か下こそ樂しかるらん

一〇、和漢朗詠集　十二枚　奉書紙下書

一一、新撰朗詠手鑑　一帳　桐函入　竪一尺一寸四分　厚一寸七分　横一尺五寸

一二、新朗詠集　二卷

一三、徒然草大和物語　一帳　御自贊　幽直畫　竪一尺五分　横一尺五寸　厚三寸

跋云、「表自讚歌十七、裏徒然七、大和物語四、故羽林次將光政朝臣御直筆無紛者也、繪者、家繪師、狩野幽直

寳永七年庚寅　左少將　綱政（花押）」

一四、昔物語　一卷　むかし大和の國。むかし奈良の都。

二章を收む

一五、棠秘事物語　五卷　一冊

一六、鞠の御卷物　明應二年　一卷

一七、後光嚴院宸翰透寫　三十六番　一卷

一八、詩歌合與ニ瀟湘八景　一卷（罫內竪三寸一分）

一九、詩歌　一卷

二〇、和漢詩歌　十五枚　十一枚ト四枚　斷簡

二一、恩地聞書翁問答　一冊　竪六寸一分　厚一寸三分　横五寸三分

二二、十界　一冊

內容　十界圖及說明　三社ノ託宣及三輪明神託宣　正月京へ。三月五日京へ。寅九月芝長へ其他

二三、諸用集書　一冊　橫帳　寬永十九年ヨリ萬治三年マテ十七年間

此諸用集書ハ光政公御手留ニテ綱政公ヨリ御代

々様御座右ニ被指置處ノ一冊也

二四、朧月夜郭公曉一聲　一枚　石摺小切

二五、蒲生之記　三冊　各冊ニ烈公ノ御筆跡アリ

二六、綱政元服次第　一通　綱政元服被仰付之時次第控

申之年（明暦二）十二月十八日

二七、因篤論　一冊

二八、檢過錄　一冊

二九、大名鑑　六枚

三〇、御聞書　一冊　横帳　竪四寸一分 横五寸七分　備忘錄なり

三一、集書　一冊

老子鬳齋口義 六七三七字 一巻　名文珠璣 蘇老泉 東坡 内

に左の年號月日見ゆ

正保三年二月十三日。正保五年二月十六日。

慶安元子書、延寳九年かのととり二月十九日

書号松　延寳九酉三月十日 サアミ阿

三二、古筆寫　巻物　四巻　竪八寸五分 長百餘尺　函入　全長四百餘尺

函書に「筆者目錄　折本有」

三三、法帖拔書　一巻

三四、學問咄之辨　一巻（版物）　章政公跋あり

三五、長恨歌　竪一尺一寸　一巻

三六、武仙詩　一巻

三七、帝鑑評　一冊

序　五枚　烈公　任賢圖治　一枚　大和

諫鞁謗木　二枚　孝德升聞　一枚

揭器求言　一枚　下車泣罪　三枚

戒酒防微　一枚　解網施仁　五枚

桑林祀雨　二枚　德滅祥桑　一枚　荒尾

夢賚良弼　二枚　澤及枯骨　一枚

丹書受戒　二枚　感諫勤政　三枚

入關約法　三枚　任用三傑　二枚

遇魯祀聖　二枚　卻千里馬　一枚　三四郎

止輦受言　二枚　納諫賜金　一枚

不用利口　一枚　　露臺惜費　一枚
遣倖謝相　一枚　　屈尊勞將　一枚
蒲輪徵賢　二枚　　明辨詐書　二枚
褒奬守令　一枚　　詔儒講經　一枚
葺檻旌直　一枚　　賓禮故人　二枚
拒關煬布　二枚　　夜分講經　二枚
賞强項令　二枚　　臨雍拜老　二枚
愛惜良官　一枚　　君臣水魚　四枚

以上　唐虞三代兩漢の帝王に對する讀史評論にして

函表書に　帝鑑評　全一冊
同裏書に　序　故羽林君　御手跡
其餘　久世大和守殿
　　荒尾平八郎殿
　　久世三四郎殿

　　揖斐與右衛門殿

とあり之を檢するに右五人の手寫合作に成れるものにして其筆寫の紙數

序　　　　　　一章　　五　枚　　烈公筆
任賢圖治以下　八章　　十六枚　　久世筆
德滅祥桑以下　八章　　十七枚　　荒尾筆
却千里馬以下十一章　　十五枚　　久世筆
葺檻旌直以下　八章　　十六枚　　揖斐筆
以上　　　　　卅六章　六十九枚

以上之を綴りて壹冊とし烈公座右の珍として不斷之を愛讀し給ひしもの丶如し。就中、葺檻旌直、賞强項令、二章は特に色箋を附せられたり。

三八、赤壁賦　壹卷

三九、至聖先師孔子神位　五枚　貳枚　貳包

一、御謠番附　一幅　高砂以下十九番

二、徒然草抜書　一幅　今やうの事どもの珍しきを

三、長生殿　君か代　一幅

　長生殿裏春秋富　不老門前日月遲

　君か代は千代に八千代にさゝれ石の巖となりて苔のむすまで　天和二年正月元日

四、石摺古語　一幅　但願濕碁直諒

五、山ふかみはめの世ハ　玉葉　一幅

六、藤原隆信朝臣歌二首　一幅

七、人丸繪及賛　一幅

八、少年學力志　揚龜山詩日月　一幅

九、寂然　一幅　寂然不動者誠也、感而遂通者神也、動而未形有無之間者幾也

一〇、大孝之御掛物　一幅　長二尺九寸五分　幅一尺一寸

　天下歸於已然爲不顧於視如芻人無所歸五十而慕父母所以舜之爲大孝也

　大、孝　原是藹然樂豫的　原是惻怛悲痛的　原是渾然靈活的

　君子之事親孝故忠可移於君事兄弟故順可移於長居家理故治可移於官

　孝弟之通於神明光於四海無所不通

　詩云自西自東自南自北無思不服

行一不義而得天下不爲所以仲尼之爲大聖伯夷尹之爲大賢也

一一、定家　寫　一幅　しらす　花山院御歌

一二、古語

戒愼恐懼是本體　不覩不聞是工夫　戒愼恐懼若非本體　於本體上便生障礙　不覩不聞若非工夫　於一分處盡成支離　蓋工夫不離本體　本體卽是工夫　非有二也

一三、忠雄卿追悼歌　一幅

一四、格物致知　一幅

一五、常盤井前大納言和歌一首　一幅

一六、御覺書　一幅　御年譜

一七、御石摺　一幅　誠意　竹平月鶯筆

一八、御堀川院新玉の　一幅　寛文十三丑六月一日（大卷）

一九、皇太后宮御入内之時　一幅　竪書一首

二〇、赤壁賦前後楷隷　一軸　寛文十一年亥仲秋日

與　醉翁亭記　盤谷序　張鳳翼題　文太史云々

二一、祭祀　式次第　一帖　竪五寸二分　幅一寸九分

二二、石摺　一幅

二三、御歌　一幅　きみかため、

二四、曾子曰　一幅（岡直盧氏藏）

二五、孟子曰　一幅（久郷梅松氏藏）

孟子曰人之所以異於禽獸者幾希庶民去之君子存之舜明於庶物察於人倫由仁義行非行仁義也、孟子曰禹惡旨酒而好善言湯執中立賢無方文王視民如傷望道而未之見武王不泄邇不忘遠周公思兼三王以施四事其有不合者仰而思之夜以繼日幸而得之坐以待旦。

第五　消息の部

一、烈公御筆　石摺二枚

（附箋）九鬼長門守樣御隱居樣より蠑石爲御答禮來候御品之內御預ニ相成候

弘化三丙午歲八月廿四日

猶々程近候はゝ少々御出被成候樣にと可申入候へ共いかにしても遠路ゆへ無其儀候其元定て涼しく可罷成と存候此地も涼しく相成候ゆへはしく〳〵鳥とも草の間出候ハヽかんつるとらせ可申と存事に候

一筆令啓上候先日ハ度々預御狀忝存候先々其元御無事にて珍重に存候當地無事に罷在候間可御心安候尾張殿有間へ御座候由近所にて御心つくしと存候何不珍候へ共任國物くらけにべ令進入候江戶替代も無御座兩上樣御きけんよく御さなされ候由切々申來目出度御事御同前に存候戶川殿とも折々參會申候御噂申候事に候猶近々可得御意候恐惶謹言

松　新　太　郎

八月七日　（花　押）

九　大　和　様　参

毛利子爵家藏

二、烈公書簡

毛　利　甲　斐　様　人々御中　　松平新太郎光政

尙々明日は雅樂殿ニ而何も待合可申候以上

明三日之晝於御本丸御茶可被下候由唯今自御年寄衆被仰下候定貴様も可爲其通と存候則御禮只今致登城候御時分互申合

明日者御供可仕候被成其意可被下候　恐惶謹言

二月二日　　光　政（花押）

三、戸川土佐宛　一通　　國清寺藏

以　上

御狀忝候從是も以書狀申入忝候今度は切々得御意本望之至ニ存候彌々明日可令出船候條萬事來暮於江戸可申入候

恐惶謹言

十八日　（花押）

戸　土　佐　様　参　　松　新　太　郎

四、與板倉防州侯書　一通

（略　之）　　　　　　　　　　　　　　以上

第六　御手本の部

烈公のものせられたる習字手本にして池田家に現存するもの四十四通あり皆奉書紙にしたゝめられたるものなり。内に令孫女松子姫の爲に手書せられ其の名をしるされたるもの九通あり、左の如し。

一ふて申まいらせ候御そくさいに御さ候やうけたまハりたく候かしく　まつ

はるのはしめの御よろこひいつかたもおなし御事にいわゐ入まいらせ候かしく
　二日　松

文御うれしくそんし候み事のはな下されかたしけなく候　かしく　　松

（裏）六月十一日より習申候

見ことのきくのはな下されかたしけなくそんしまいらせ候かしく　九日　松

今日の雨中ひとしほ御さひしく御さ候はんとをしはかりまいらせ候御なくさみにも候はんやと歌合しんし候かしく　卯月廿八日

光政筆蹟手本

（表）お松さままいる　光政

おほせのことく　こよひハ月さへまいらせおもしろくなかめ入まいらせ候かしく　十五日　まつ

けふのゐてたさとなたもおなし御事にて御さ候かしく　　三月三日　まつ

此ほとはうちつゝき雨中にて御さひしさとをしはかりまいらせ候　七日　松

みよしのは山も霞てしら雪の降にしさとに春はきにけり

寛文十二年五月廿二日　松　（時に九歳）

因云

御系圖に據れば、松子姫は綱政第五子第二女に當る。第一子即ち市子は明暦三年六月二日二歳を以て西城に夭し、第二子長男士松は萬治元年九月十三日岡山に夭し、第三子次男山三郎は萬治三年七月廿五日岡山に夭し、第四子三男政之助は寛文三年二月廿八日岡山に夭す。斯の如く兒女不幸打續きし後、寛文四甲辰烈公五十六の年閏五月廿四日江戸邸に於てこの姫誕生ありしことなれは公には別して御鍾愛ありて七八歳の頃より御自筆の御手本與へられて物かくわざ學ばしめ給ひしなり。系圖の一節を摘錄すれば

女松子　堀田下總守正仲（下總古河城主十一萬石 後羽州山形ニ移ル）　室丹八丹羽光重女。

寛文四年甲辰閏五月廿四日江戸下谷ノ邸ニ生ル。延寶八年庚申四月廿二日松平參河守綱國（越後國高田廿六萬石越後守光長嫡子）ニ縁約、天和元年辛酉六月小栗氏ノ騷動ニ依テ綱國備後福山へ配流、未婚儀ニ及ハズシテ離縁同二年壬戌七月廿八日再ヒ正仲ニ縁約同年十一月十五日婚儀十九貞享元年甲子四月二日卒ス、年二十一、淺草日輪寺ニ葬ル　戒號　涼泉院音式房榮鄉齊、位牌　同寺並ニ岡山國淸寺ニ在リ。

外に、

住よしの松も秋風吹からにこゑうちそふる沖津しら浪

常盤なる松のみとりも春くれは今ひとしほの色まさりける

ことの音に閑よひそめける心かなまつふくかせにあらぬ身なれと

山の葉にたなひく雲やゆくゑなくなりし煙のかたみなるらん

淺ましや忍ふる袖のしたくゝるなみたの末を人やしる覧

秋のあらし一葉もをしめ三室山ゆるす時雨の染はつるまて

延寶七未五月廿三日

長生殿裏春秋富　不老門前日月遲

君が代は千世にましまま勢さゝれ石の巖と成て苔のむすまて

延寶五年巳仲秋十五日

御幼稚之御筆

一、穐蟲怒ㇾ日仁者在也加丹見邊爾登乇風濃音爾會於止路加留怒留

七月廿九日

幸　隆（花押）

松　平　新　太　郎

第七　御自筆の寫經及經詞

興公自筆の寫經類は父君興國公追福の爲として法華經壹部八卷、故將軍台德公追福の爲に淨土三部經壹部四卷、母公福照院へ獻進の細字三部經壹部、別に曹源寺所藏の法華廿八品和歌一卷及侯爵家藏六通講式一冊なりとす、左の如し

（一）　法華經

光政筆法華經の内二卷

一、法華經　八卷壹部　國淸寺藏　白紙　墨書
　但第二卷　細大書分　格子及上下
　全長六尺一行一分　幅一寸八分（字部一寸三分）
　經函　梨子地　猫足臺
　三重函入　內　桐函
　內ニ　細字法華經一部八軸　長一寸八分　先考羽林
　　次將爲　興國院殿　被寫畢寄附諸國淸寺薦彼
　　冥福者也　侍從綱政
　　中　檜塗函　錠懸　表記　大乘妙典
　　外　桐塗箱
　　　經卷奧書云
　爲供　興國院殿前拾遺俊缶宗傑大居士靈前書寫大乘
　妙典一部而以莊嚴報上者也
　　于時寛永十五戊寅　稔蘭秋日
　　　　　　　　　　備前少將光政　（花押）

一、寄進狀（光政公筆蹟）　壹軸

法華經八卷之奥書之寫

以下經卷奥書ト同文（略之）

烈公御自筆法華經奉納

元祿二年己巳六月十三日

利隆公忌月ニヨリ例ニヨリテ施餓鬼法會執行セラレ公〇政綱参拜シ給ヒ光政公御自筆ノ法華經八卷ヲ自ラ御持参被遊御奉納辛爾ニ見申候ハヽ、損失可仕候條人ニ見セ申間敷由和尚へ面命アリ

但壹寸八分箱入壹部ナリ。（留帳・國清寺記）

（二）　三部經　全四冊　一箱

是は慶安元年六月烈公より聞山東照宮別當坊、台崇寺へ寄進されたるものにして、御日記　慶安元年六月十七日條に「御宮へ御緣起、御たまやへ三部經上ケ申候事」とあり。又同廿四日附寄進目錄現存す左の如し。

三部經目錄

一、阿彌陀經　一卷　一、紺紙金泥表紙今織紺地金らん内金ぷのめ葵御紋緒紫のらうち
一、軸木しやう金銀きく座かな物無

一、觀無量壽經　一卷　右同

一、無量壽經　上下卷　右同

一、紫ふくさ一はゞ（幅）半兩面ニテ惣包

一、箱金やすり子内金梨地御紋葵丸高蒔繪。書付金かな具。緒付ノくハん銀葵丸。緒むらさき平うち。ちやはふたへ

ふくさ二は、兩面。

一、箱ノ家黑ぬり、緒付のしとゝめ赤銅、緒もゑぎねりくり四ツうち

一、經机金梨地高蒔繪葵丸かな物金めつき葵丸

一、家里ぬり緒付しとゝめ赤銅緒もえぎねりくり四つうち

一、そと家杉かな物鐵しやうまへかき捺共二

以上

慶安元年六月廿四日　本須主水（花押）

台崇寺　廓存　和尙

養林寺　快道　和尙　參

而して此の寫經はもと故征夷大將軍德川秀忠台德院の冥福を祈るの趣旨に出で、其第十七回忌を以て完了し恰も其の祥月命日たる正月二十四日附、增上寺業譽上人自署の跋文を徵して、同年六月廿四日（是歲二月十五日慶安と改元す）前記の寄進日錄を見るに至りし也

各卷　寸法及跋文左の如し。

阿彌陀經

長　外裝共六尺七寸三分　巾　外裝　九寸

內　五尺四寸三分　內地紙　六寸七分

跋文曰

夫斯經者別而釋尊隨自意老向自說也、殊更六萬恒沙諸佛舒舌證可證々々千茲
從四位下左近衛權少將源朝臣光政自染黃金於筆端　握紺紙　爪掌物此淨土三部經
令書寫

前正一位源秀忠公之於尊牌前被成奉納之訖

正保五年戊子正月二十四日

三緣山增上寺　廿一世

辯蓮社業譽比丘　判　判

光政筆三部經

佛說觀無量壽經

寸法

長　外裝共　十八尺九寸二分　幅　外裝共　九寸

內地　十七尺五寸八分　內地　六寸七分

跋曰

斯經者王宮密傳堀山顯通然則一軸直至文言雖窄兩會正說義理甚寬哉是濁世之淨
摩尼珠也于茲從四位下左近衛權少將源朝臣光政自染黃金於筆端握紺紙爪掌令書寫此經
前正一位源秀忠公之於尊牌前被成奉納訖

正保五年戊子正月二十四日

增上寺二十一世

辯蓮社業譽　判　判

佛說無量壽經　上下　二卷

上卷

寸法　長　外裝共　二丈二尺一寸　幅　外裝共　九寸　內地紙　二丈八寸　內地紙　六寸七分

跋曰

夫斯經者釋尊出世本懷濁世末代直至道場日足也　于茲從四位下左近衛權少將源朝臣光政於備前國岡山創建精舍高照山台崇寺奉安置　前正一位源秀忠公號台德院尊牌每日香花燈明茶花珍膳无懈怠者　猶又爲報恩光政自染黃金於筆端捏紺紙爪掌令書寫淨土三部修多羅於尊牌前被成奉納訖

正保五年戊子正月廿四日　判

三緣山增上寺廿一世　辯蓮社業譽上人　判

下卷

寸法　外裝共　二丈二尺一寸　幅　外裝共　九寸　內地紙　二丈八寸五分　內地　六寸七分

跋曰

于茲　從四位下左近衛權少將源朝臣光政自染黃金於筆端紺紙爪掌令書寫淨土三部經

前正一位源秀忠公於尊牌前被成奉納訖

正保五年戊子正月廿四日　判

增上寺住持　業譽比丘　判

因云、高照山台崇寺は東照權現別當坊として今の東山、神宮奉齋殿前廣場下の段に在り、台德公秀忠の位牌を安置せしが、烈公特に其の十七回忌に當り三部經一部四卷を直寫して之を奉納せられたる也。

養林寺記錄に

一、三世教空和尚其弟子廓存和尚ヲ光政公御囑被成東都增上寺業譽大僧正之御弟子分ニ被成候而台崇寺開基ニ御定メ被成夫迄ハ教空和尚御兼帶ニテ彼御寺御法務有之候

此教空和尚ハ養林寺靈名簿ニ三世教空上人 恢道大和尚トアリ （恢快ト通シ用ヒシナラン養林寺記錄ニ同寺開基脫空快應上人ヲ靈名簿ニハ開山脫空上人快應大和尚ト記セシ類ナルベシ） 恢道ハ別紙三經目錄本須主永ヨリ宛タル養林寺快道和尚ナルコト疑ナシ。亦同書ニ台崇寺廓存和尚トアルハ教空快道ノ弟子ナルコトモ養林寺記錄ニテ明ナリ。此三部四卷台德廟牌前台崇寺ヘ御奉納ナル事增上寺業譽經卷ノ跋文ニテ著明ナリ依テ同寺ノ什器ナル事モ亦疑ナシ。（桑原越太郎氏書簡ノ一節）

別に台崇寺住職より寺社奉行能勢勝右衛門に宛三部經跋文の日附と御寄進目錄の日附とは同年に成れるものなることを注進せる文書あり左の如し。

覺

一、三部經之奥書江戸增上寺業譽上人御韻被遊候、正保五年戊子正月廿四日三經共ニ右之奥書ニ而御座候

一、台崇寺ェ御寄進之御使本須御目錄之年號月日慶安元年六月廿四日と御座候　正保五年改元　○編者云是歳二月十五日改元ス　慶安ニ成申候春改元と見へ申候、奥書も御渡シ被成候同年ニ而御座候、已上

十二月廿四日　　台崇寺（花押）

能勢勝右衛門殿

能勢の寺社奉行となりしは天和三年なれは　是は同年以後の事なり。

〔附記〕

華頂山松翁　岡山常念佛寺に於て此經卷を觀て烈公は所云外儒内佛者にして排佛論者に非さることを證明せり、左記の如し。

書二池田光政公書金字三部經後一　華頂山松翁

故備前少將池田光政公、寛文延寶年間之英傑也、登二庸熊澤伯繼者一、倡二排佛論一、故輿論爲レ斯二韓歐之轍一、今玆五月岡山常念佛寺齋藤瑞巖、齎二金字三部經四卷一來示レ余、余繙閲レ之、蓋公之眞蹟也、卷首畫二説相一錦標玉軸、極二盡美麗一東京増上寺業譽大僧正跋曰、夫斯經者、釋尊出世本懐、濁世末代目足也。爰　從四位下左近衛權少將源朝臣光政、於二備前國岡山一創二建台崇寺一奉レ安二置前正一位源秀忠公台德院尊牌一毎日香花燈明、茶菓珍膳、無二懈怠一者也、猶又爲二報恩一光政自染二金泥於筆端一拔二紺紙於掌上一書二寫淨土三部修多羅一奉二納於尊牌寶前一訖、正保五年戊子正月二十四日、増上寺第二十一世、辨蓮社業譽、據レ此觀レ之、則似二所レ謂外儒内佛者一。紀以侍レ勘。（事實文編二十一）

〔附〕

東照宮緣起寄進

履歷略記卷七慶安元年戊子、將軍詣日光、烈公守護江戸城、詣日光、歸國の條に

將軍家日光へ御參詣あるへきよし聞えしかば交代の諸侯皆三月末に御暇給ふ。烈公には御暇賜はざりしに同十九日將軍家に召され此度日光に參り給ひ竹千代君〔○家綱のこと〕御留守におはしけることなれは逗留ありて御守護あるへし左あればことに御心安く思召さるゝよし忝なき仰こと蒙らせ給ひ其日の晩密に中根壹岐守を御使として重ねて又色々の忝なき上意を傳ふ、四月十一日御禮として登城ありしに阿部豐後守を殘し置ぬ諸事彼と相議すべしと上意也、斯くて將軍家四月十三日江戸を出給ひて日光へ詣てさせ、同廿五日に還御あり。此日登城し給へは早々御前に召されれ日光御法事首尾能濟せられ殊に日光御道すから度々御使を奉られし事を悅び思し召さるゝ由の上意あり。此留守の內烈公日毎に登城し給ふ　同五月廿一日、將軍松平伊豆守を御使として歸國の御暇時服白銀を賜ひ世子よりは松平和泉守御使也同廿二日御禮として登城ありければ烈公も日光へ參詣あるべき由上意あり、同廿三日江戸を發し、同廿六日　日光に參り給ひ、同廿八日再び江戸に御歸ありて酒井讃岐守まて此度參詣忝なき由演給ひ、六月十日岡山に歸らせ日光に參り給ふ時御緣起を寫させ給ひて携歸り給ふ（下略）

而して御日記　慶安元年六月十七日條に「御宮〔○岡山東照宮のこと〕へ御緣起御たまやへ三部經上ケ申候事」とある　御緣起は卽ち嚢に六月十日岡山へ携て歸らせ給ふ所の日光御緣起にや　今所在不明。

因に池田侯爵家所藏に東照宮緣起〔竪一尺二寸長百廿尺許〕壹卷あり、是れ其控なるか。（第四十一章東照宮勸請參照）

（三）　法華經廿八品歌

法華經廿八品詠　二卷　護國山　曹源寺藏

序　品　十六首　見寶塔品　十一首　如來神力品　十一首

品	首	品	首	品	首
方便品	四十三首	提婆達多品	二十首	囑累品	六首
譬喩品	廿二首	勸持品	十七首	藥王菩薩本事品	十八首
信解品	廿二首	安樂行品	十八首	妙音菩薩品	六首
藥草諭品	十四首	從地涌出品	八首	觀世音菩薩普門品	十九首
授記品	九首	如來壽量品	卅九首	陀羅尼品	七首
化城諭品	十九首	分別功德品	十首	妙莊嚴王本事品	十首
五百弟子授記品	廿九首	隨喜功德品	四首	普賢菩薩勸發品	十三首
授學無學人記品	七首	法師功德品	七首	歌數	四百三十四首
法師品	二十首	常不輕菩薩品	九首		

此廿八品謌者光政朝臣手跡也（繼政判）

納函裏ノ貼紙

法華經二十八品和歌　二卷

御自筆ニ被遊　寶永四年亥十月六日御參詣之節志水藤之丞ニ御持セ被爲成於投老軒密水ニ被下致頂戴、一二重箱御梨地ぬり箱も淺黄羽重和巾物ニ御包セ桐箱ニ御入被下候上ノ包物□家密水作ル

寶永四年丁亥十月廿三日

〔附記〕「御自筆ニ被遊」は此廿八品謌は光政朝臣手跡也〔繼政〕といふ奥書を御自筆ニ被遊と解すべきもの也。

（四）六道講式

侯爵家所藏に六道講式半紙六枚　一冊　現存す

〔參考〕法華經及淨土三部經の書寫に就て

烈公及御子達の書寫せられたる法華經及三部經の記錄に徵し得るもの左の如し。

一、烈公御自筆のもの

法華經　八軸　寛永十五年蘭秋日興國院殿靈前國清寺奉納

三部經　四卷　正保五年正月廿四日　台德院十七回忌菩提台崇寺奉納

細字三部經　一部　元祿二年十月廿六日母公福照院へ獻進セシモノ、綱政公ヨリ之ヲ養林寺ニ奉納ス

二、曹源公御自筆のもの

法華經　八軸　延寶七年九月七日　播州書寫山奥院奉納

三部經　一部　元祿二年十月七日　綱政公ヨリ養林寺ニ奉納ス

普門品　一軸　元祿十年公六十歳ノ冬之ヲ寫シテ慈眼堂ニ奉納ス

三、本多奈阿子夫人御自筆のもの

法華經　八軸　寛文十年十月廿五日　高野山金剛峰寺千藏院奉納

三部經　一部　元祿三年十一月七日　京都西山粟生光明寺奉納

四、一條輝子夫人御自筆のもの

法華經　八軸　天和四年二月七日播州書寫山寺奉納

三部經　一部　元祿四年閏八月九日　京都西山粟生光明寺奉納

觀音普門品一卷　正德五年乙未孟冬書之　從三位源輝子　曹源寺所藏

以　上

是等の經卷は各々歷然たる文獻存し若しくは現存せるものなるか、中に就き烈公筆の細字三部經、綱政公筆の三部經及本多・一條兩夫人筆の三部經の事類纂、寺社門寺院、七箇寺第一上養林寺ノ條に見ゆ、左の如し。

元祿二年己巳十月七日　留帳

本日ハ勝子夫人ノ忌月ニヨリ例ニ據リテ當寺寺中及台崇寺、大雲寺ノ寺中等僧侶ニ阿彌陀經讀誦スルヲ以テ昨六日奥山庄太夫ヲ使節トシテ輝子夫人自寫ノ三部經及香奠五百疋又公自寫ノ三部經ヲ奉納シ給ヒ明七日ニハ公ノ自寫ノ分ニテ讀經自今此ノ忌日ニハ之ヲ以テ例トスベキ旨命セラル、本日例年ハ讀經一度ナレトモ今日ハ好マセラレ兩度ノ讀經マテ朝ハ輝子夫人自寫ニテ勤メ午食了テ公參拜シ給ヘハ又公自寫ニテ讀經セリ

同年十月廿六日　留帳

鶴子夫人ノ忌月ニ依リ當寺ニテ法會アリ本月七日ノ例ニ據ル、昨廿五日淺野瀨兵衛ヲ使節トシテ江戸御一門樣方鶴子夫人御孫子樣方御三筆ノ三部經一部ヲ奉納シ給フ。本日ハ光政公自寫ノ三部經長壹寸八分〇編者名ケテ細字三部經ト云紺紙金泥ノ經自ラ携ヘ持テ奉納シ給ヘリ。此ノ三部經ハ先年光政公寫サセラレテ鶴子夫人ヘ進セラレ夫ヨリ本多中務殿ニアリシヲ貰ヒ受ケ給ヒシナリ

而して此時養林寺に奉納したる輝子夫人自寫の三部經は京都西山光明寺奉納のものと同一のものなるか否や詳ならず。別に「淺野瀨兵衛を使節として江戸御一門樣方鶴子夫人御孫子樣方御三筆ノ三部經壹部」奉納のものあり。

曹源公綱政及一條輝子夫人ヨリ御兩親菩提ノ爲各法華經一部ヲ書寫シテ之ヲ播州書寫山ニ奉納セラル、事載セテ享保十二年十一月七日附書寫山圓松院ヨリ岡山利光院ヘ宛テタル返簡ニ具ス左ニ抄出ス。

一、延寶七未年先松平伊豫守様　法華經全部　御手寫當山奧院ヱ御捧納候右之御經之御奧書別紙寫此度乍次手入御披見候
又天和四子年　從一條大政所樣御書寫之法華經壹部御捧納是又御跋書寫入御披見候右經御捧納之儀モ御兩院樣御位牌御遺骨御藏置之因緣ト奉存候

霜月七日　　　　岡　松　院

經卷奧書　其一

千維予居於齋經聞寰重佛德之化恭手書大乘妙法蓮華經壹部因以藏播州書寫山寺奧院奉報亡妣木多氏圓盛院奉崇大姉罔極之恩仰願亡妣逢此經王優曇鉢花栽敷遊魂數若妙果連枝龍女
延寶七己未年無射初七日
從四位下行侍從兼伊豫權守源朝臣綱政　□　□

備前大守湛然大居士愼爲慈母圓盛院大姉手謄寫靈山八軸金文以藏於書寫山中余開函一讀驩喜合爪以伽陀讃曰毫端點發妙蓮華字々從頭報恩波將向洛邊山裡寄不知香靄幾恒沙琴嵩僧書

經卷奧書　其二

余曾孜々書斯一部爲安考妣或未安也旣而送入寫山之藏以敎欽慕於四依也非深心難報深恩非勝地難留勝法書且送入豈不宜哉、所希事在之福資冥福理具之明破妄明者
天和四甲子年夾鐘七日　　　　從三位　源　輝　子

一、綱政君筆　普門品　一軸　元祿十年十一月廿日書寫慈眼堂へ奉納のことは吉備温故秘錄、詠草曹源公御詠歌、御後園慈眼堂へ御奉納御歌の條に
普門品一軸はむそちの冬思立て、二夜のともし火の下にて書き寫し慈眼堂に奉納、心願のあらましをこゝに記

し國家安全、子孫繁榮に、ながくひさしく、綱政いやしくも吉備の國に補し、近衛の次將に任し隨身の士卒こちたく、あふぎねがはくば、我ともにをこの障りなく、邪のわざはひをしりぞけ、人民快樂にまもり給へと弘誓ひたのみたてまつるのみ也

底ひなきちひろの海にたとへつるひろきちかひのかげたのむなり

元祿十年王晬辜月念日　　左近衛權少將源

一、本多奈阿子夫人親筆　法華經八軸

紀州高野山金剛峰寺萱堂千藏院所藏經卷ノ奥書

奉寄進法華經八軸　高野山金剛峯寺 萱堂 千藏院　常住物

仰願依自筆書寫功熏現世安穩後生善處二世所願爲皆令圓滿也

右筆者　法名　梵音性游大姉

寛文十庚戌歲十月廿五日

一、本多氏奈阿子夫人筆金剛經

函書

金剛經　慈雲院殿書寫　折本一帖

大サ　竪七寸五分　幅二寸九分　十二字詰四行　六十四枚一枚八行ツヽ

金剛般若波羅密經

奥書　繼政公筆

「此金剛經者慈雲院殿御手跡」

一、一條氏輝子夫人筆　般若心經

函書　一條殿大政所輝子八十一歳御筆

般若心經

御奥書一條左大將殿兼香卿御筆

摩訶般若波羅密多心經　大サ　竪九寸四分　幅二寸八分五厘

折本　紙數四枚　一面　十四字詰四行

奥書云

享保二丁酉歳三月廿五日

右一巻者故北政所自書以賜一行且巻末欲記其歳月而病狀不能執筆

仍令予記焉

左幕下　兼香

函裏貼紙云

此般若心經ハ一條北大政所輝子御老年の御筆にして奥書は則御孫兼香公いまた左大將の時の御筆也いかなる縁によりてか備中國足守郷なる民の家にもたりけるにこのころしきりに夢みる事ありて此御經は私の家に傳

ふへきものにあらすいそき備前の大守にたてまつるへきよし一よ二夜三夜まておなし御告を蒙侍れはそのしるへをもとめけるにかろうして少の緣を開出つゝ延享丁卯のとししはすの廿七日に岡山の城にのほせ侍りぬその畢つき更にうたかふへき物にあらねは誠に尊靈の予に附屬し給ふる心地し侍れは永代我か家にとゝむへき物といふ事を自筆に記す　繼政（花押）

烈公長女奈阿子　次女輝子　兩夫人　御兩親追福の爲め各々親筆の三部經を西山光明寺に納む

（一）元祿三年庚午十一月七日　京都西山本山粟生光明寺より岡山養林寺に於て圓盛院勝子夫人十三回忌辰法會執行ありしを謝し能勢勝右衛門へ書狀を贈らる書中本多殿奥方奈阿子姫より自筆の三部經寄進の事見ゆ左の如し

幸便御座候間一簡致啓達候過ル七日圓盛院殿ノ御年忌ニ付不相替於養林寺御法事被仰付首尾能勤候段冥加ニ叶候ト申越於當山不淺存候彌萬般賴入存候且又當夏ノ頃本多下野殿御奥樣ヨリ當山ヘ御自筆ノ三部經御寄附被成御兩親樣ノ御爲ト御奥書モ被遊候故其御經令讀誦廻向仕事に候。留帳

（二）元祿四年辛未閏八月九日　一條輝子夫人親寫の三部經を京都西山本山粟生光明寺へ納められしにより本日附にて同寺より能勢勝右衛門へ來簡あり左の如し。

然者今度大政所樣ヨリ御兩親ノ御爲ト被仰御親筆ノ三部經御寄附被遊難有仕合奉存候兼テ承候ヨリモ御勝レ被成候御妙筆奉驚愚眼候當山永代ノ什寶ト不淺奉存奉納仕候御國ヨリ罷出候御緣ノ程一入奉存候御次テノ折節御前宜御取成賴存知候

一條輝子夫人奉納　三部經

函　身　長九寸二分
深サ三寸一分五厘　幅　三寸七分　蓋　長九寸七分
幅四寸一分

表書　淨土三部經（金字）

經　册　竪八寸七分
横三寸二分　表裝　紺地金襴蓮模樣　裏金地　本文　金線罫入

阿彌陀經奥書云

女弟子輝子謹書寫淨土三經擬先考　先妣之冥福伏願通源院殿等

法藏比丘圓成六八大願於一時

圓盛院殿如

韋提夫人當證二八妙觀於一念共嘻玉樓珠閣月同坐瓊樹瑤池花逐圖事在無作永代不滅送納於西山光明寺仍說一偈題于經尾

偈曰

書寫三經無量福盡薦聖善與嚴君奉盛寶函傳永刧送藏西山萬重雲

元祿四辛未年閏八月七日

從三位　源　輝　子

（昭和六年十月卅日、京都府乙訓郡粟生淨土宗總本山光明寺報）

〔附記〕

（一）豊光山養林寺は岡山鹽見町に在り　淨土宗　京都西山光明寺末にして寺領貳百石、寛文年中烈公の創建に係り母公福照院殿藤原氏歸依の故を以て其先考なる式部大輔康政朝臣の法號を以て寺號に充てられし也（國志）貞享四年寺下に福照院殿藤原氏、圓盛院本多氏兩夫人靈屋を建て同年十月六日入牌式を行ひ法會を修せらる。元祿元年二月廿一

日本山京都西山光明寺寺僧は元養林寺住持なるを以て來て養林寺の興隆を謝し廿四日登城謁見料理を賜ひ廿六日歸京す、斯の如く光明寺と養林寺とは本末の關係あるが上に住僧も同一人なりし緣故あれは越えて元祿三年、四年の間に於て養林寺に於て圓盛院夫人の法會行はれ次で本多一條兩夫人の光明寺へ寫經寄進の事ありし也。

（二）本多夫人と一條夫人

本多夫人名ハ奈阿子　烈公ノ第一女　和州郡山城主十二萬石下野守忠平室　母ハ秀忠公御養女實ハ本多忠刻ノ女寛永十一年甲戌二月江戶ニ生ル　承應三年甲午四月十二日婚約、同年六月六日納采、七月三日婚儀年廿一、元祿十年丁丑十二月十一日卒ス　年六十四　江戶湯島天澤寺麟祥院ニ葬ル　戒號慈雲院梵音性海位牌ハ天澤寺、岡山國清寺ニ在リ。

一條夫人　名ハ輝子、初通子、一條右大臣教輔公ノ政所ナリ、母ハ本多夫人ニ同シ。寛永十三年丙午五月廿二日卯刻生ル、正保四年九月十一日家光公養女トナリ一條家婚約　慶安二年己丑十月十七日家光公ニ拜謁　山城大和兩國ノ內ニテ化粧田二千石拜領同十一月廿八日　江戶發輿十二月十四日京着二條城ニ入リ其後東福門院ノ御所ニ御引取同廿五日一條家入輿婚儀時ニ年十四、天和二年壬戌三月十日從三位ニ叙ス　享保二年丁酉四月十五日薨ス年八十二、洛東東福寺中芬陀院ニ葬ル戒號靖巖院位牌ハ岡山國清寺ニ在リ。

要之芳烈公を中心とする池田家一門の寫經は相當多數に上りたるものゝ如く又以て其の佛教に關する研鑽造詣と信仰の深かりしことを徵するに足る。

○共同研究　研究家としての芳烈公の擱筆に方りて附記すべき一事は烈公は家庭又は一門親戚知己朋友の間に於ける學

問研究の中心となり指導者となりて所謂共同研究、或は研究團體とも云べきもの行はれたるかの觀あること是なり。其二三例を擧ぐれは家庭に於ては孫女松子姫其他に與へられたる手本の如き。或は本多奈阿子夫人に就いて明題和歌集の遠炭竈の歌を徴せられしが如き。或は一條輝子夫人に寄せて良知を致すの工夫を說かれしが如き。或は御弟備後守恒元、御子興輝、後の綱政君の爲に細字の孝經を筆して與へられたるが如き、或は藤樹門下の蕃山、謙叔、仲愛等の文章を編纂して之を愛讀し給ひしが如き。或は久世大和守、荒尾平八郎、久世三四郎、揖斐與右衛門等の筆寫せし文を集めて帝鑑評一卷とし自ら序文を記し給ひしが如き是なり。左に本多奈阿子夫人より明題集の遠炭竈を徴せられたること及一條輝子夫人に贈られし文の二例を載す。

（一）烈公、本多奈阿子夫人に明題集の遠炭竈の歌を徴せられし書翰。

烈公御筆（括弧内は本多下野守忠平室女烈公御加筆のもの）

明題和歌集之内

冬部下内

遠　炭　竈　　貞時

（たゞみかまのけふりはかりをそれとみて
なを道遠し小野の山さと）

此題之歌かきおとし申候間其もとにて
御らんし御かき付可給候

いつそや其元にて明題集を見申と
おほへ申候ゆへたつね申候
（則かきつけ進候）

光政及女奈阿子筆蹟（後樂園藏）

（二）　一條輝子夫人に與へられたる烈公の書簡（其一）

正月京へ

一、爰元ニ御座候時ハ致知の學ノ外別に所作なく候ひしに今ハいろ〳〵ととりこみ候事御座候と御心うつり跡に御心つき申よし跡に心のつきて悔しきは我人致知の學熟し候はぬ内ハ唯もさやうにて候只幾度も本ヲ勉テ跡ヲ御悔候事さのみは御無用にて候事ノ上ノ悔ト被仰候がこゝにて候悔ハ善心にて候へ共しゐて悔ハ又悪候其故ハ本ヲ勉工夫三昧しるしをいそく病有故にて候其元ト爰元ト學問ニ境界のよしあしあるとの御文體心得かたく候上天子より下田夫のいやしきニ至まて致知の學ハ一味にて候然は其元にて色々取こみ候事も又良知ニ至テなすべき御事にて候其段かねて御合點の事にて候へ共道理の上の合點にて我物ニ成不申内ハ東ニ得テ西ニ失フ物ニテ候夫ヲ御はぢ候はて幾度も心ノ底残なく御申越なさるへく候いにしへ聖人タチ一座あそはし互に御存ノ事ヲ云合て知ぬ人に教ことく遊はしたるは道理の明ヲ實德トなさんとの御事ニて候イハンヤ後ノ世我等ごときの者をや扨初學の内

ハ事をほけれハあやまちも多く事すくなけれは過もすくなき理[コトヘリ]にて候事ノ品ハ逢トコロノ自然ニまかせて愛敬ノ良知ヲ御はなれなきやうに御用意肝要にて候たとへハ成人ノ者のなすことは世間の用に立つことにて候へ共愛敬をはなるれは道と申されす候みとり子のたハふれハむたことにて候へとも性ニしたかふ道のあそひにて候先師ノ歌に

見とり子のたハふれなれやよるところなき心よりなせる世のわさ

此歌の心ヲよく御とり用ひ無可有ノ里廣莫ノ野に御あそひなさるへく候良知ニいたる時ハ無用も又用にて候。

一、事多時良知を御離かなしく思召候よししかれとも左樣の時か能御學問との覺レ入ありかたく存候當に何事もなき時ノやうにハいまた御さなきはつにて候學問ハ鳥ノスタチニ譬申候をや鳥の飛ヲ見テとひやうのかてんいたし小枝フットフ時コソ心やすく候へいまた飛じゆくし候はては大枝へ移候へは飛そこなひ或わき枝へ移リ又地ニ落申候其地ニ落たるをとかめすしておしたらすはその寸志ヲ必として羽をつかひ候へハつゐニ大空ヲかけり申候爰元へノ境界ハ小枝ノ一二尺へたゝりたるをつたふことくにて候其元は一二三間もへたてたる大枝にて候まゝいまた熟し候はぬ內ハさやうに御座參らせ候熟し候へハ大枝こそ羽つかひも思ふまゝにたのしみも大きに御座候事にて候。

一、いそかしきをいとひ靜なるを御このみ候好惡の凝滯にても御さ候はんとの御自反一段くハしき御工夫にて候氣の靜ヲと覺て良知の靜と覺へ誤候故に靜ナル時ハ心モスミ申候へハ是ヲ本體トとめたく存候故動時ハ道ヲハナレ又ハ[illegible]心御座候事にて候然故ニ聖人良知ノ靜を定ト名ヲカヘテ御示候靜ナル時も定リ動ク時モ定候故ニ定性トモ申候本體ノ靜にて候是ニましたる安業ハ世ニ御座ナキ御事にて候先師の歌ニ

こみ[illegible]といとへはむさしいとはねハ濁りたる世もみなすみた川

好惡の心にていとふから世もうとまれ苦ミも至り申候人コトニ安樂ハ願へ候共此理り明らかならては地獄をはなるゝ事あるへからす

一、物參り候時ハおほし出シ候はて跡に御悔ミ候ハ志のウスキトノ御事左樣ニテモ候ハんつれ共志ハ誠ヨリ篤ク誠ハ明かなるより立モノにて候、明に始中終御座候義理ヲよろこふハ始このむハ中たのしむは終至極にて候。いまた我人ノ學問樂ム程ノ明ニハ至り申ましく候。學は樂ヲ以テ實トイタシ候。未タ義理ヲ樂ミ道ニ遊ふ位ノ學問ニテナキ故にて候。如此ノ位ヲ君子賢女トハ申候。此學問なき古の我ニ思ひクラベテ御覽候ハヽ賢人の位ニ至ルトコロ一ニつゝあるへく候是より後ハなを至やすき事にて候まゝ必す聖人となるへき志ヲカタク立て定メしるしをいそかす又只今ヲゆるかせにせす御勉有へく候、唯フセク人モナキ聖賢ノ位ニ至ランコト何ノ幸カ是ニシカント御樂候へく候

一念良知ニ至モ又一時の聖人にて候。

一、君子凡夫ノチカイ天下ノ萬事萬境ニ付テ不成事ヲ願晝夜胸ヲコカス是而凡夫也、其次ハ不成事ト知テ願ヌカ能ト人ニテ教ヘ我ハ口ニテハ云ヘトモ心ト言行相違スル也其故ハ願ノ直實ヲ不知也、凡夫ノ願モ其願ニ至レハ願ナシ然ラハ願ハ願ナキニ至ラン爲也然ハ願ナキハ至極ノ安樂ニ非スヤ習染ノ好惡ヲ洗捨良知ニ至リテ見レハ本心ニ好惡ナシ好惡ナケレハ願ナシ是願成就ト云フ是ヲ安樂自在ト云フ願ナキカ願ノマヽナル心ヲトメ覺ユレハ凡心ノ苦ミ惡夢ノ覺タルカ如シ此理ヲ知テ見ノ及ト云テ未タ學ノ淺キ也是ヲ留覺ヘテ樂ヲ實ノ及ト云テ學ノ深也先生ノ歌ニ

求レハねかひのまゝに月雪も花も紅葉も玉もにしきも

此歌能吟詠して自反愼獨ニ篤ク志ヲ勵ヘシ自反愼獨トハ譬ハスマシキ事ノ心ニ出ル時我ニ良知有故ニ惡ト知其時カ樣ノ事ヲシテハ人ニモアザケラレント思止ムルハ皆道理上ノ外ノ嗜也外ヲ嗜恐ルデハ心ニ苦ミ有故ニ道ヲ行事成難

ト思也其悪キ思出ル時世間ニモ心ヲ不移吾カ心ニ悪キト知其心ニ恥恐テ内ヲ愼ム時ハ天下ノ萬事萬境ニ付テ恐ナキ故心廣體ユルヤカ也、一事ニテモ如此ナル時ハ聖佛凡夫一體ノ所也此所二六時中ニ心よく行ヲ君子トス能々心ノ上ニヲイテ受用可有也

朋友ノ風ニナビケル心モテかはらぬ月の味きまもなし

目出度御夢相ニテ候道ノ御志有人ナラハ悟ノ道ニ至リ給ヘク候、風ニシナイテサハラヌモノハ柳ノ枝ニテ候朋友ハ友達ノ事ニテ候ヘハ友ノ交愛敬深ク争心少モナクサカラハヌ體ニテ候サテ柳ノ枝タテ風ニシナヘトモ折ル事ナク候ヲル、コトナキハ愛敬深ク人ニサカラハネトモ悪キ事ニハ不順姿ハ世トツルレトモ心ハケカレナキ理ニテ候世トタカハサルハ愛敬有故ニテ候不義ニ不順ハ良知ノ月曇ナキ故にて候、天ノ月ハ滿カケ御座候心月ハ滿カケナクイツモ不替御座候此心月ヲ聖人ト申候ヘハ人ノ形アルホトノ人ハ皆聖人ニテ候此月ヲ失フヲ凡夫ト申候失フトテヨソヘ失タルニテハナク候手ニ持タル物ヲ忘レタル如クニテ候夢相ハ神明ノ悟ヲスヽメ給にて候ヘハ學ヒニ御精被出候。

いつとなく月ハさすらん大虚の吾か身ひとつにすみまさりけり

乍恐謹テ神明ノ冥慮ヲ考奉ルニイツトナキトハ初ナキ心ニテ御座候月ハ大極ニテ御座候大極トハ天道ノ御心ニテ御座候大虚ハ天ノ事ニテ御座候大虚ノ月ハサスランイツトナクト御座候ハンヲイツトナクト初ノ五文字ニヲカセラレ候ハ始ナキ神理ナル事示シ給ハントノ御事ニテ御座候吾身ヒトツトニスミワタリ候ハ吾カ心ノ良知ニテ御座候天ノ御心ヲ分テ人ノ良知トシ給ハ天ノ月ノ座敷ナトヘ指入光サヤカニ照シ給コトクニテ候吾カ明徳ナカラ天ノ御心ナカラ吾カ良知ニテ御座候當一念善ヲ思ヘハ其善天道ヲキヨメ奉リ一念悪ヲ思ヘハ其悪天ヲケガシ奉ルコトハリ明ニ御

座候然ル故ニ吾身ヒトツニト御座候吾身ヒトツニトハ人ヨクハ吾モヨカラン人アシクハ吾モアシカラントト人ニヨリテ吾カ心ヲ變ルハ此明徳ヲ吾物トセサルニテ御座候スミワタルト御座ナク候テスミマサルト御座候詞心深クヲモシロク御座候昨日ノ吾ニ今日マサル如ク日々ニ新タニ心ヲミカケトノ御事ニテ候月ノ夜フクルホト光シツカニサヘマサリ給フ如ニテ御座候天津メクミノ此明徳ハ人々ノ命ノ根也幸ノ種子也一生ノ樂ミニテ候然ルニ此寶ヲ捨テ外ニ願フ人ハ願ヒカナハサルノミナラズ却テ禍至リ申候扨々目出度御ツゲニテ御座候心タニ日々ニ新ニスミマサラハ萬ノ幸ノ種ナルゾ萬ノ願ヒヲフリ捨テ此種ヲウヘツケヨトノ神慮ニテ御座候始ナキ神理トハ此良知ハ生レタル始ナシ天ヲ生シ地ヲ生シサテ天地人ノ主シニテ御座候父母未生以前本來ノ吾ニシテ又唯今ハ吾身ノ鏡ト成テ吾カ一生ヲタスケ死テハ又本來ノ極樂ニ導キ生死二心ナシ三世利益同一體神明フシキナリ此良知ハ始ナク天ヨリ別來テ吾身ヒトツニ明ニ御座候人々皆吾身ヒトツノコトハリニテ御座候能吾身ヒトツノ明徳ヲ明ニシテ後人〱ノ吾身ヒトツノ心ヲモ教ヘラレ申候釋迦佛ノ天上天下唯我獨尊ト御申候モ釋迦一人ノ身ノ事ニテハ御座ナク候人々此獨尊ヲソナヘテモタヌ人ハナク候。

道レ之以レ政齊レ之以レ刑民免レテ而無レ恥道レ之以レ德齊レ之以レ禮有レ恥且格ル、

（三）

一條輝子夫人に與へられたる烈公の書簡（其二）

三月五日　京へ

一、なす事なく靜に座して御座候時色々わけもなき思御心に出申よし扨其あしき思ヲカヘリミなされ候へハ又わきの事出きたりその事ハわきへなり申よしそれこそ意念の姿にて御座候能心を用る人ならてハ此すかたをさやうには得

みつけ不申誠にきときとなる御事にて御座候たすくる師もなく友もなき所にてかやう怠らす御心を用ひ給ふ事難有其中々可申様無御座候良知の師はいつくに行テモ離るゝ事なしとは御身の上に知られ申候心中へ色々ノ意念来テ我ヲなやますハたとへはわるさいたす子供のよそより家ノ内へ来リテあるゝことくニテ候是ヲ厭テおもてへ追出セハかへつてうらより這入申候うらへ追出しハ又おもてより参り候子供の爲にはかへつて能狂友達ニ成申候故猶々いに不申後ニハ追者追はるゝ者共にくたひれて家ニ主なくお留主ニなり申候意念来候時おはずして只心をすまし此意念ハ例ノクセモノと見物いたし候へハいつとなく其念きへ失せて愛敬中和ノ本體あらはるゝものにて候子ともの来りわるさいたし候はんといたし候時唯さほうたゝしくインギンニアシラヒ申候へハひとりいぬることくにて候扨又意念もなく心モきよきおりふしひまひまとしてさひしくは我ニハ常ニかやうのやまひ有と思ひ出し其やまひヲいやすべき道ヲ工夫シ又ハ此意欲有テ我ニ何ノ益カ有ト思ヒタクラベ道理ヲ辨タルカ能御座候是ハ本ヲ拔工夫にて候。

一、御心にあしき事とおぼし候てもなされはならぬ事御座候て被成候事苦シク覺シ候さやうに御座あるへく候惣して君子の道なき世ニ居るハいつとてもさやうにて候それをいとひては山こもりいたし候はんより外の事御座なく候是ハ誠ニ聖賢一大事ノ心法ニテ御座候一郎八カ書進候月ノため何ヲイトハンノ歌の抄ニ池水大海ノたトヘ御座候そこを能々御覧候て御カッテン可被成候無道ノ君ニ事ヘテハ聖人トテモワケモナキ事のみあそはし候ハねハなり不申候おさなき子につきて爲候ものハおとなもわらはへのくるいをいたし候ことくニテ候女ノ夫ニ事モ臣ノ君ニ事ルコトヽミニテ候唯不仁不義ニ不顧ノミにて候其又人ノ非ヲイトフ心ニテ人ニ順ハズハ目ニモタチ申候事ノヤブレニモ其申候ニハ人ノ為なれ共いはぬ心にて人にしたかはぬ分ハ目ニモたゝズ又苦シカラヌ物ニテ候人々愛敬ノ本體ナキ

人ハ御座ナク候其憂歎ノ事ニアラハル、コソ道ナキ人ハ品悪ク候ヘトモ其品ニハカマハスシテ本體ニノミ目ヲ付タルカ能御座候人ト我ト一體ノシタシミ不失人ノ非ヲトカメスシテ何トナクスマシキ事ヲハセヌカ能御座候ミトリ子ノヒトリ遊ヒハ人ニより候ハネ共人ノ愛スル如ニテ候青柳ノ風ニシタカヘトモ風ニおるゝ事ナキ如ニテ候順ハ愛ナリ我カマモリをかへさルハ志惑ハザル也　詩云

梧桐ノ月向ヘテ懐中ニ照ス、楊柳ノ風來ハテ面上ニ吹ク

此詩ハ一人ノ學者無道ノ君ニ事汚欲ニ交ルテイ也秋ノ月ノサナキタニ明カナルニ梧ノ葉分ル月カケハ一入イサキヨキモノ也此月フトコロノ内ニ向テ照ストス自反ノ良知明ナルテイ也春ノ風ハサナキタニソイコキニ柳ノ枝ニ吹時ハ一入ヲダヤカ也此風面カタチニ吹トハ人ニ交ルカホハセ品形愛敬ノ德内ニツミ外ニアフルヽテイ也。

三、著者としての芳烈公

公の讀書講讀、筆寫研鑽が頗る多種多樣なりしが如く著述、編纂、鈔錄も亦多方多面に亘れり　其著作には講義解釋として大學中庸論語三書の要語解あり。是は主として中江藤樹の大學解、中庸解、論語解に據り、多少の變更を加へしものなり。大學は三綱領八條目につき傍訓・句解・主意の三段に分ち、中庸も亦同し順序に依りて第一章を解し、論語は、學而篇・學而章　子罕篇の絶四章。里仁篇の適莫章。微子篇の逸民章。先進篇の意則屢中。述而篇の君子坦蕩々。里仁篇の一以貫之。學而篇の君子不重。顏淵篇の克己復禮。以上九章を解す以て公學問の系統と共の志の存するところを見るべし。

修養工夫の方面にては檢過錄　是は終に「右五十八ヶ條、實致良知コトハ、自ラナキ病ナレドモ、覺エサレハ、ヲサヌ

ガタシ、故ニ日用ニ、尤モ發リ易キ病ヒニ見ハシ、格物ノ助トス大悪大逆ノ如キハ記スニ及バザル處ナリ、右ハ我ガ免レ難キ處ノミヲ擧テ　略記ス而已。我ガ志ニ同シキ人ハ此ニ不限、人々ニヨッテ、深キ病ヲハ、シルシ是シテ克己ノ助トスベシ」と見ゆ。以上は皆陽明學の立場より修養せられたるものなり

隨筆日記に　御自筆の日記あり　寛永十四丑年十月八日に始り寛文九酉年二月二日に終る。すべて御筆の原本二十一冊又寫本五冊　以て公一代の實際生活を知るべき重要なるもの也

合書に帝鑑評あり　烈公の序文の下に久世大和守・荒尾平八郎、久世三四郎、揖斐與右衛門四人の手寫に成れるものなり（筆寫本儒教部三之七參照）又兵書軍用書にも有益にして興味深き著述少なからず。軍制改革の條に收めたる「軍法及留守掟」の如きはその一例なり

編纂書類に就いては　十界　及天命性道あり。十界には、十界圖及説明。三社の託宣及三輪明神託宣。消息三通。藤樹先生作六篇　熊澤蕃山、泉仲愛等の作十餘篇を收む。天命性道には　藤樹三、熊澤十五、泉一、中川權左衛門の作二を收む。是亦王學　神道　佛法　極めて自由の雜著なり。

鈔錄は　和漢佛に亘り就中　國歌・國文の鈔錄の夥しきことは既に筆寫の部に於て之を述へたり　茲には代表的ののとして　烈公筆、四書五經外典之書抜を擧けん　是は嘉言名句　百四十章を摘錄せしものにして之を内譯すれは。大學、中庸、孟子、孟子大全、繫辭、左傳、戰國策、明道、二程類語、邵子、通書、經世書、遺言錄、拈璧警語、居業錄、則言、叢引、十七種各一章。詩及困知記各二章。易、象山、近思錄、三種各三章。家語及學的、各五章。論語、詩小宛、[illegible]、王子、四明六、左氏各六章、小學及讀書錄、各九章。性理大全、十章。書經、十一章。禮記、十四章。[illegible]、

十七章　以上通計二十五條百四十章なり、其該博驚くに堪へたらずや。

以上　大學、中庸、論語要語解　檢過錄　御日記、帝鑑評、軍用書、十界、天命性道、四書五經外典之書抜の內　檢過錄及四書五經外典之書抜外に光政公御趣意書を收載し他は之を割愛することゝせり

(一)　檢過錄

烈公、自ら修養工夫の方法として著はされたるものなり、其の全文を載す。

檢過錄

一　利害心ノ經營　利害心ノ、淨ク盡ザル事ハ、君子ニ至ラザルウチハ、有モノナレトモ、餘リニ、勝手ガチナル物語リ、利カンバカリニ、心ヲ止テ、兎ヤ角ヤトシテ、心ノ汚ル、ヲ、省リミヌヲ、經營ト云、經營ハ、ヘイトナムト讀、心ニ計較シテ、忘レヌヲ云、

一　毀譽心經營　ホメソシリノ念ノ事也、意右ニ同シ

一　飲食失レ節　食物ノ過ルノシレドモ、貪ル心ニテ、分數ノ過シ失フ事也、好物藥物タリト云トモ、過ストキハ、ソコナヒトナル、不ニ多食一ノ心法ナ、守ルトキハ、ソノヅカラ、此ヤマヒナシ。

一　起居無レ常　氣色アシキカ、用アツテ、ネヲキノ常ナキハ尤也。昏惰ノ氣ニ任セテ、朝寢ヲ好ミ、夜ヲフカシ、晝寢ヲ樂シムハ、ソゴリヲ長ズルモトヒナリ。

一　淫欲失レ度　吾妻妾ニテモ、分數ヲ失フハ、愛欲ニヲボレテ、身ヲソコナヒ、家ヲ破ルノ本也。況ヤ邪淫欲ヲヤ。

一　遷ニ於色一　色ヲ見テ、一旦心ノヒカルヽハ、凡情ハ無事不レ能ハ、暫ラクヒカレテ、念トヾマルヲ、遷ルト云。

一　暴慢之貌　暴ハ、アラギナル威儀、ヤツコ風ナドノ、アリサマナリ、慢ハ、ノサクニ、極メテタヾクサナル也。己レガ勇力ヲ頼ンテ、人ヲイタメ、己レガ權威ヲ振舞テ、人ニ無禮ヲナスハ、暴慢ノ甚シキ也。

一　鄙倍之言　鄙ハ、イヤシク野鄙ナル事也。倍ハ、ソムクト讀、一切道理ヲ失フテ、ムサトシタル、ヒガミタル言バ、カタムキナル言バ、モトル言バ、火氣ニ任セテ、云スゴシノ言バ、情ノコハキ言バ、私ニ身ガマヘノ言バナド也。泥マズ、ヲメズ、トヾコヲラスナド、テ、野鄙ナル言バヲ云事、學者ニモアリ。イカツナル、キサンジナルトテ、男ダテフスル者ニ、倍ノ言バ多シ。

一　遁辭　ノガレ言バトコム。ヘリコト也。或ハ、勝心滿心コリ、ヘリコトバ、スルモノ也。キタナキ、欲心、ヘツラヒヨリ、ヘルモアリ。其ノ品ハ、サマ〴〵アリ。

一　詐辭　コレハ、ウソヲツキ、僞リヲ云事也。テウギ、テクロヲシテ、人ヲ欺ハ勿論ナリ。少ニテモ、機智ヲ以テ、人ヲヘダテ、手ノアルコトハ、皆詐辭也。

一　多言　尤モ、云ベクシテ言ハ、終日云トモ多言ニアラス。然レトモ、或ハヨセイギニテイヒ過シ、或ハ人ノホメルトイヘトモ、言スゴスハ、道ニ非ズ。ソシルハ、モトヨリノ事也。人ノシカルトイヘトモ、怒ニ任セテ、云スゴシ、或ハ道ヲ論ズルトイヘトモ、人ヲ誘フニ、心ヲモケレバ、多言ニワタリテ、却テ人ヲシテ、聞事ヲ厭ハシメ、道ノ信ヲ失フ、皆多言ナリ。

一　見失便說過　コレハ、主人ニシカラレ、改易ニアヒ、人ニ笑ハレ、ソシラルル事ノ仕出シタル類ヒノ、一切災ヒ難儀ニ及ブ事也　其ノ時節ニ、憐レム事ヲ不知、却ツテ、スハヤ、サコソアランズランニ、日比コレ〳〵ノ、仕ヤウ、

サイハンニテ、アリタルマヽ、カクコソト、日比ノ過チドモヲ、取リ出シ、クヤミブリニテ、評判シ、ウスキ心根ヲ云事也。

一　見二不具一笑レ之　不具トハ、カタハモノヽ事也。陰陽ノ變ニヨツテ、カタハニモナレリ。然ルヲ、一體ノ親ミナラバ、哀レムベシ。コレヲ笑フハ、一體ノ義ヲ失フ。我レ不具ノ身ニナリテ見ハ、自カラナゲカシキ心出ベシ。親兄弟ノ不具ヲ人笑ハ、怒ヲコルヘシ。

一　謗二同學一　才徳藝能ノ、シナ〳〵ヲ、習ヒ學ブニ、互同學ノモノヲ、ソシリアザケル事也。

一　誣二無識一　無識トハ、萬事、愚痴、無調法、無案内モノヽ事也。誣トハ、ナブリセヽリ笑事也。才アルハ、才ナキニ教ヘ、知アルハ、不知ニ教ルハ、常ノ道也。然ルニ、ヲシヘヌサヘ、不仁ナルニ、セヽリナブルハ、尤モウスキ心ナリ。

一　好揚二人非一　ヤム事ヲ得スシテ揚ルサヘ、能ツヽシマザレバ、過チアリ。況ンヤ好ム意ヲヤ。

一　自罪引レ他　何ニテモ、我アヤマチ、シリコナヒヲシテ、主人ニシカラルヽカ、人ニ笑ハレ規サルレバ、必ズ其ノ類ヲサシテ、我一人ニテハ非ス、誰〳〵モ如此ト云事也。甚シクシテハ、主君親ノ事モ云テ、主君モカクノ如シ、親モ如レ此ト云。尤モトガフカシ。

一　嫁レ禍賣レ惡　己レガ惡事ヲナシ、シゾコナヒヲシテ、ソシリニアヒ、迷惑ニ及ブ事アレバ、人ノシタフリニモテナシ、人ニヌリ付テ、己レガソシリ難義ヲ、兎ルヽヲ云也。タトヘバ、物ヲ賣ツケ、娘ヲ餘所ヘヨメイリサスルニ、似タル故ニ、…………ト云也。嫁ハヨメイリノ事也。

一 形醜訐私 醜ハ、人ノ面目ヲ失ヒ、耻ヲカキタル類ナリ。私トハ、人ノ惡事ヲ云。訐トハ露見サスル事也。

一 口是心非 口ニ講說スルトコロ、談論スルトコロハ、君子ニモ不耻シテ、心ニ名利ヲイダキ、人ノ信從ヲ願フヲ云也。

一 心毒貌慈 貌タケク、スサマジクテ、心モ毒ナルハ、其ツミ淺シ。如何ントナレバ、人モ亦ヲソレテ、心ヲユルサネバ、害スクナシ。模樣イカニモ、結構ニ愛ラシク、恭シフシテ、心ニ人ヲソコナフ、毒心ヲイダク、尤モツミフカシ。

一 呵風罵雨 世界ノ人民、田畠ニソコナヒアル風雨ハ、ワルキ風雨ナリナド云ハ可也。ワレサヘ、極メテ惡口シテ、ソシルハ、ヒガコト也。我道路ニオモムキ、船ニ乘ルカ、或ハ己レガ、ワヅカノ、利ヲ失フ爲ニナル雨風ニ、シカリノ、シルハ、境ヲ安ンジ、利ニ陷リテ、天道ノ命ニ、モトル私ナリ。

一 用妻妾語違父母訓 妻妾ハ、ツマテカケ、下女ドモノ事也。コレハ、少シ志アル者ハ、ヤスキガ如シ。然レドモ、能自反シテ見レバカタシ。如何トナレバ、妻妾ノ云事ヲ取リ用ヒ、父母ノ訓ニ違ントハ、誰モヲモハネドモ、妻妾ハ心ヤスケレバ、平生ツキ親ミ、茶飲物語リナドニ、父母兄弟世間ノ人ゴト、世ノワケモナキ、ウハサヲ云モノ也。誠ニムサトシタル事ト、ヲモヒナガラ、常ニヒタモノ聞ナルレバ、念ニハサマリアルモノ也。サテ其氣ブリノ事アレバ、サテハ彼ノ事コトテ、漸々執滯レリ。妻妾ノ云タル事ナレバ、外サマ、出シテ、是非ヲ分チガタシ。此ヨリヨミアミ、或僞リ、其正シキヲ得ズシテ、家道ソムキ、父子兄弟朋友ナド、不和ノモトヒトナル多シ。父母ノ言ハ、ヲモヲモシクテ、曲ニモノ云ヒ、其上言シカタキニテ、時ニアハスナド思ヒテ、自反ニ及バズ、自然ト是ヲモ用ヒズ、善ヲモ失

フ事アリ。學者ノ尤心ヲ付ベキトコロ也。聰明ナル方ニモ、妻妾ヨリノ讒口ヲキク人アリ。皆此機ヲ合點セザル故也。

一 彰人之短衒己之長。短トハ、一切ノ才徳藝能ナドノ、不得手、不調法ナル事也。長トハ、其ノスグレタルヲ云。君子益ヲモトメ、徳ニス、ムノ志アレバ、少シ己レガ長ズルアルトモ、ソレヲバ棄テ、彌々其事ヲ委シク、シタク思フニヨツテ、己レガ短キ處バカリヲ見テ、短キ處ヲアラハシ、又人ノ短處ヲバ忘レテ、其モノ、少ニテモ、長スル處ヲ見シ、揚テ學ブモノ也。然ルニ小人ハ、人ノ長スルヲバ、不取シテ、短處ヲ見シ、己レガ短ヲバ知ズシテ、少ノ長ズルヲ、ツバナカスモノ也。衒トハ、フケリアラハシテ、ツバナカス事也。

一 挫長護短。天地陰陽自然ノ理ニテ、長スル處ニハ、又短キ處アリ。短キ處ニハ、又ヨキ事アリ。然ルヲ短キヲステ、、長ヲ揚ズ、却ツテ、短キ處ヲ云テ、長ヲイ、ケス事也。縦ヘバ、直ナルヨキ事アルヲバ、直ナハヨケレドモ、モギドニテ、取ルニ不足ト云、慈悲ナルヨキ事アルヲバ、ヌルクテ、用ニタ、ズト云類ナリ。己レガ短キ處ヲ、人ノ云時ハ、又短處ノ中ニ、ヨキ事ノアルヲ、其マ、揚テ、短ヲソダテ、彌々善ニヲモムキ、益ヲトル志ナシ。此レ小人ノワザナリ。

一 造作惡語、讒毀平人。造作ハ、ツクリツクルトコ云。平人トハ、サノミ罪モナキモノ、事。惡語ハ、ワルクチノ事也色々ノテウギヲナシテ、人ヲソシリ讒スルヲ云。落書ナドヲシ、小歌ナドニツクリテ、ソシルモ、此類也。又ダ、イハ、イカニモ、其モノ、事ヲ、能云ナシテ、向ノ取分ケ、キラヒ惡ム處一ツヲ云テ、其モノヲ、ソシリヲトスハ、ホメルヤウノ、ソシリナリ。世間ニ、アゲテヲトスト云ヘル類也。必ス其言バノ模樣ニテ見ズ、其心アヒノ處ニテミレバ、スサマジキ心根ナル事明カ也。

一　見榮貴願流疺、見富有願破散　榮貴富有ハ、權威ヲ得テ、榮華ニホコリ、財ヲツミ、立身加增ヲ得、富榮ル事也。流疺破散ハ、ヲチブレ、ウセチル事也。君子善人ノ、榮貴富有ナルヲ、ヲチブレヨカシトハ、大形ハ、ネガハヌモノ也。小人ノ、ヲチブレヲバ、人ゴトニ願フ也。畢竟一體ノ心、ウスキ故ナリ。豪傑ニモ、免レガタキ病也。尤用心スベキ事也。

一　不爲人之是　何事ニテモ、人ヲソコナヒ、人ノタメニ、アシキ事ヲナスヲ云。カリソメニ、モノヲ云トテモ、人ノ益ニナリ、タメニナル事ハ不言、ワルゴヽロニテ、結構ニ、ウワツラヲバ、モテナシテ、畢竟ズレバ、人ニ利セザル事也　コレハ、勝心欲心ナドヨリ、ネタミソネミノ心ヲ、兼テ出ル病ナリ

一　見人有失　失トハ、シソコナヒノ事也。コレモ善人ノ失ハ、ネガハズ。イヂノワルキモノカ、身モチアゲヌルモノナドノ、シソコナヒヲバ、大形ノ人、アラセタク思ヒ、憐レミ、苦〱シク思フ心ハナシ。不仁ノ心ナリ。

一　貴異物賤用物　異物トハ平生ニ希ナル珍シキ物ヲ云。用物ハ、平生人々用テ、不斷底ノ物ヲ云、世間ノ、モノズキヲナシ、華麗ヲ好ミ、メヅラシズキヲスルヲ、…………ト云。カクアレバ、一色アリテ、用所タレドモ、翁タラザルガ如クシテ、此ヨリ古人儉約朴素ノ風ハホロビテ、身上モスリキリテ、領ヒノ心、貪ノ心モ、ヲコルモノ也

一　以悪易好　悪トハ、何ニテモ、ヲトリタルモノ、事。好ハ、スグレタルモノ、事也。勢ヒニ任セ、權威ニ任セ、僞ヲサシハサミテ、我ガアシキ物ヲ、人ニ與ヘ、人ノ好ニカヘテ取事也　コレモ、親シキ者ナドノ間ニテハ、通財ノ心ナレバ、苦シカラヌ、カザヲシニテ、人ヲ迷惑サセルフルマヒヲ云。刀脇差ナド、諸〱ノ道具器、ウヱ木、鳥

獸ノニ、カギラズノ、ヨシアシナリ。

一　以レ私廢レ公　我ガ私ノ意趣ヲ、遂ントテ、公ノ法度政ヲ、ソコナヒ、我ガヒイキ、エコニ、ヒカレテ、公ノハカリ事ヲ、失フヲ云ナリ。

一　竊能蔽レ善　能トハ、才智藝能、金言妙句ナドノ類ナリ。善トハ、孝弟忠信ノマコト也。己レガ功ヲ立ントテ、人ノ能善アレドモ、イヒアラハサズ、ヲシカクス事也。又人ノ金言ヲトツテ、己レガ口ヨリ出ルガ如クシ、人ノ善ヲ取テ、己レガ德ヨリ、アラハル、ガ如スルモ、尤コレナリ。

一　危レ人自安、滅レ人自益　人ハトモアレ、我サヘ安樂ナラバ、人ハトモアレ、己レサヘ利得アラバト思フテ、人ノ難義ヲカヘリミズシテ、己ヲ樂シマシメ、人ノ迷惑損ヲ、ハカラズシテ、己レニ得アル事ヲ、イトナムヲ云ナリ。

一　使ニ人所一レ愛　使レ所レ愛トハ、一切ウツクシキ色、ウツクシキ器、ウツクシキ植木鳥獸ニ、カギラズ、人ノ秘藏スルモノヲ、無理所望シ、ヲカシ奪フ事也。勢ヒアルモノニ、取分多シ。

一　助ニ人爲一レ非　助爲非トハ、色ヲ好ムモノニ、色ノハナシヲシ、吝リヲ、スクモノニ、結構ヅクシノ雜談、喧嘩ノギヤウジ、ヨセイノタキツケ、皆コレナリ。

一　毀ニ人成功一　才能藝術、器物、萬ヅ事ノ成就シタルヲ、散〱ニ云ケシ、其モノ、氣ヲ、クサラシ、モノズキヲカサマシメ、財ヲツイヤサシム事也。

一　分外營求、力上施設　其ハ、死生富貴、皆天命アル事ヲ不レ知。己レガ分ヲ得不レ安シテ、强テ立身カセギ求メ、或ハ造作普請ナド、分限ニ過テナシ、或ハ己レガ才智德力ノ分際ヲ、不レ知シテ、己レヲ是トスルノ滿心ニテノ、サイ

バンヲ、分外ニ營求スト云。己レガ才力勢ヲタノンデ、人情ヲハカラズ、時ニソムキテノ、サイバンヲ、力上ニ施設ト
云。

一 乘威迫脅 主君、家老、諸奉行、其權威ニヨツテ、カサヲシニシテ、人ヲ迷惑サセル事ナリ。武士ノ武風ヲフルツテ、町人百姓等ヲ、ヲビヤカシ、文士ノ文ニホコツテ、文盲ナルヲ、笑ヒナブリナドスル、馬カタノ、馬ニコツテ、フゴリ、船頭ノ船ノ、サシハサンデ、スネモトルニ同シ。淺猿シキフルマヒ、耻ベシナゲクベシ。

一 逞志作威 逞志作威トハ、乘威迫脅ノ下地ナリ。其官職ヲ、能ツトメ、威儀正シク、恭シクヲゴソカニシテ、威ヲノヅカラ、ソナハルハ、メデタキ事ナリ。名利傲氣ノ志ヲ、タクマシクシテ、威ヲツクルヲ云ナリ。

一 辱人求勝 人ノ無作法無行儀ヲアゲテ、己レ正シキテイヲ見ハシ、或ハ人ヲ惡口シ、辱シメテ、己レヲタカブルヲ云。寬裕溫柔ニシテ、犯セドモ、カハラスハ、君子ノ事也。然ルヲ、少ノ人ノタカブリ、ヲウヘイヲ、トガメテ、人ヲツコナスハ、客氣ノイタストコロナリ。世間ノ一伎倆アリテ、諂ハヌダテヲスル者ニ、此ヤマイ多シ。

一 是己非人 カリソメニモ、自反セズシテ、先ワレヲバ、ヨシト思ヒテ、人ヲ責トガムル事ナリ

一 狠戾自用 狠戾ハ、スネモトルトヨム。ワルイヂナル事也。ワルカタギ、イブリナル振舞ヲバ、我モヨカラス事トミレドモ名利私欲ニ、ヒカレテ不改、或ハ改ントスル折節ニ、人ノ異見ヲ云毀リヲ受ルトキハ、人ニイハレテナヲスヤウナルモ、耻カシク、無念ナルナドトテ、却テ不改、或ハ妻子、トモダチ、下〻ナドニ、アタリテスルモアリ。皆コレナリ。

一 施與后悔 人ニ物ヲ施シ與テ、后ニ悔ム事也。人ニ與ヘテ、其人彌々禮義トヾクトキハ、誰モ后悔セズ。禮義ヲ失

フトキハ、アホウナル事ヲ、シタリト、後悔ス。君子ハ、其時ニアタツテ、義不義如何ント見テ、ヤルベキ義ニ、アタルトキハ、後却ツテ我ニ讐ヲナストイヘドモ、悔マス也。只義ヲ見ノミ。后ニワルキニ因テクヤムハ、初ニ報ヒヲ受ントカ、或ハ譽ラレント思フノ、雑リアル故ナリ

一　乖親向疎　親ハ、ヲヤコ一門、其外シタシマデ、叶ハヌスヂメノ者也。然レドモ、世間利欲功名ニ習ヒテ、我ニ今利潤アルモノ、便利ニ宜シキモノヲバ、親ミアル筋目ヨリモ、イマメカシク、付從ヒ親ムナリ。サル故ニ、其ノ利ヲ失ヘバ、又ウトクナル也。ソレモ、同官同職、或ハ當分シタシマデ、叶スモノナラバ、ウトクトモ親シムベシ。コレシタシマデ叶ヌ道理ノモノ也。只利害ヲ以テ、親シキ者ヲバ、ヲロソカニシテ、疎キ他人ニカユル事ナリ。

一　陰賊良善　良善ハ、一切ノ才能藝術ノ、スグレタルナリ。上ムキハ、結構ヲツクシ、譽ルヤウニシテ、何レノハシニテハ、爲ノ宜シカラヌヤウニシ、甚シケレバ、害ニアハセ、死ニ及ボスル事ナリ。世間ニ、コマタヲトルト云ル類ナリ。

一　離骨肉　人ノ中ヲカクハ、勿論ノ事也。互ノ惡口ナトヲ、アチコチト傳ヘ、ヤハラギヲバ、イレズシテ、マニアヒニ道理ヲツケテ、ケシカケ、彌々我慢ヲ長セシメ、一門ノ中ヲ、惡敷スル事ナリ。

一　暗侮君親　主親ノ日前ニテハ、恭キフリヲシテ、諫ムベクシテモ不諫、カゲニテハ、ノサクニ、無禮ノフルマヒヲシ、或ハ我主親ハ、コレ〳〵ノヤマヒアリ、惡事アルナド、云チラシ、ソシリ、惡口ヲ云事ナリ。

一　耗貨財　手前ナラヌモノニ、振舞ヲサセ、イソカザル器ヲカハセ、モノズキヲ、敎ヘナドシテ、人ノ金銀財寶ヲツカヒ、ヘラサスル事也。

一 假借不還　一切ノ物ヲ、人ニカリテ、カヘサヌヲ云。人ゴトニ、カヘスマジキトハ、思ハネドモ、或ハ失念シテカヘサヌアリ。コレモ篤實ナラサル故ナリ。イカナレバ、人ニ物ヲ借シテハ、失念スクナク、人ノ物ヲ借テハ、失念多シ。然レハ、不實ナルヨリ出タリ。金銀ヲ、カリテ、モドサヌハ、モトヨリノ事也。

一 玩物　一切道具器ヲ、能コシラユルヲ、必ト嫌フニハ、アラズ。或ハ分外ニ過テ、結構ヲツクシ、或ハ物ズキニ、流ズルトキハ、道ノ志ヲ失フ也。遊山見物漁獵ナドニモ、極メテ心ヲ着スルハ玩物ナリ。

一 廢業　當ニ勉テ叶ハヌ所作ヲ、サシヲキ、便利ニ任セテ、ナマヅケナクナリ、ナマ見解ヲ逞シテ、超脱シテ、カマハヌナド、云テ、怠リ棄ルヲ云。

一 浮躁　ウキサハグトヨム。浮躁ヲ、シツムルトテ、スクミテ、シメリタルハ、久天機ヲ、フサクニヨツテ、嫌フナリ　氣ニ任セ、情ニ任セテ、極メテ收歛セスヲ云ナリ

一 便利　便利モ、義ニ害ナキ事ハ不苦、不斷ノ御衣物ニハ、右ノタモトヲ、短クナサレタルト也。然レドモ、忠臣孝弟ノツトメヲ缺テ、身ヲヤスフスル、ハカリコトヲ、便利ト云ナリ。

一 機智　正路ニナク、テウギ、テクロナル事也。正路ニスルトテ、モノゴトニ、不藏、ツ、マズニスルヲ、好シト云ハ非ズ。隱密ナドノ事ハ、ナルホド藏スガ、天理ノ正シキ也。孝子ハ、綾ヲ巧ニストテ、親ナドニ事ルニモ、才覺ヲ以テ悅ハシメ、道ニ入ル、事モアリ。今機智ト云テ嫌フハ、己レガ利ヲ遂、名ヲ得、私ヲナサントテ、テウギ、才覺シテ、僞ル事也。

一 [illegible]気　人ノ異見、理ニアタラズ、心ニカナハズトモ、向ヒノ心根ヲ察シテ見レバ、我ヲ大切ニ思フ故ト、自反スベ

キ事也。タトヒ、ワル意ニテ云トモ、我ニ其迹アル故ト、自反スルトキハ、拒クベキ理ナシ。然ルヲ志道人トシテ、コバム氣象ハ、益ヲ求ルノ眞志ニ非ス。

一　貪吝　ムサブリ、ヤブサカルトヨム。キタナク、シハキ事也。儉約ヲ守ルトテ、禮義ヲ失ツテ、得方ノ利心ヲ長ズルナド、皆儉約ノ面ヲカブリタル、貪吝ナリ　學問ダテヲスルモノニ、却テ多シ。尤心ヲツクベシ。

一　阿俗　世俗勢ヒアルモノナドニ、諂ヒマニアハスル事ナリ。人ノ上ノヨシアシノ事ヲ、論スルニモ、貴人高位、勢アル者ノ、云事ニツケテ、座シキナリニ、マニアハスル事アリ。能々心ヲ、モチヒズハ、此病マスカレ、カタカルベシ。心ヲツクベシ。

右五十八ケ條、實致良知コトハ自カラナキ病ヒナレドモ、覺ヘザレバ、ヲサメガタシ。故ニ日用ニ、尤モ發リ易キ病ヒヲ見ハシ、俗物ノ助トス。大惡大逆ノ如キハ、記スニ及バザル處ナリ。右ハ我カ免レ難キ處ノミヲ擧テ、略記ス而已。我志ニ同ジキ人ハ、此ニ不限、人々ニヨツテ、深キ病ヲハ、シルシ足シテ、克己ノ助トスヘシ。

（二）　烈公御筆、四書五經外典之書抜

烈公、學問修養の一方法たる抜萃、鈔錄の一例として四書五經外典之書抜、壹卷を收載す、包紙に「烈公御眞筆・四書五經外典之書抜」と記せり。

論語　堯曰咨爾舜天之曆數在爾躬允執其中四海困窮天祿永終

書經　舜曰人心惟危道心惟微惟精惟一允執厥中

書經　禹曰惠迪吉從逆凶惟影響

書經　湯曰爾有善朕弗敢蔽罪當朕躬弗敢自赦惟簡在上帝之心其爾萬方有罪在予一人予一人有罪無以爾萬方

詩經　文王曰咨々女殷商炰烋于中國歛怨以爲德不明爾德時無背無側爾德不明以無陪無卿

書經　武王曰予有亂臣十人同心同德雖有周親不如仁人

書經　周公曰嗚呼君子所其無逸先知稼穡之艱難乃逸則知小人之依

繫辭　孔子曰易无思也无爲也寂然不動感而遂通天下故

論語　顏子曰願無伐善無施勞

大學　曾子曰富潤屋德潤身心廣體胖故君子必誠其意

中庸　子思曰喜怒哀樂之未發謂之中發而皆中節謂之和中也者天下之大本也和也者天下之達道也

孟子　孟子曰學問之道無他求其放心而已矣

通書　周濂溪曰誠無爲幾善惡德愛曰仁宜曰義理曰禮通曰智守曰信性焉安焉之謂聖復焉執焉之謂賢發微不可見充周不可窮之謂神

經世書　邵康節曰三王尙行者也五伯尙言者也尙行者必入于義也尙言者必入于利也義利之相去一何遠之如是耶

近思錄　程明道曰滿腔子是惻隱之心

近思錄　程伊川曰只整齊嚴肅則心便一一則自無非辟之干

小學　司馬溫公曰吾無過人者但平日所爲未嘗有不可對人言者耳

近思錄　張橫渠曰爲天地立心爲生民立道爲去聖繼絶學爲萬世開太平

論語註　朱晦菴曰蓋至誠無息者道之體也萬殊之所以一本也萬物各得其所者道之用也一本之所以萬殊也以此觀之一以貫之實可見矣

小學　范文正公曰士當先天下之憂而憂後天下之樂而樂也

小學　范堯夫曰人雖至愚責人則明雖有聰明恕己則昏但當以責人之心責己恕己之心恕人不患不到聖賢地位也

小學　胡安國曰立心以忠信不欺爲主本行己以端莊淸愼見操執臨事以明敏果斷辨是非

小學　呂榮公曰恩讐分明此四字非有道者之言也無好人三字非有德者之言也後世戒之

小學　羅豫章曰只天下無不是底父母

性理大全　謝上蔡曰今之學須是如饑之須食寒之須衣始得若只欲彼善於此則不得

性理大全　尹和靖曰學問不可有私心私心人欲也人欲去天理還

性理大全　胡五峰曰學欲博不欲雜守欲約不欲陋雜似博陋似約學者不可不察也

性理大全　蔡西山曰獨行不耻枕獨寢不愧衾

性理大全　楊龜山曰士不患無名患實之不至

性理大全　李延平曰當理而無私心仁也

性理大全　呂東萊曰爲學必須於平日氣稟資質上驗之如滯固者疎通顧慮者坦蕩智巧者易直苟未如此轉變要是未得力耳

性理大全　張南軒曰著是去非改過遷善此經語也非不去安能著是過不改安能遷善不知其非安能去非不知其過安能改過人之患在不知其非不知其過而已

性理大全　黃勉齋曰學問之道知與行而已自昔聖人繼天立極不曰知而曰精不曰行而曰一知不精行不一猶不知不行

性理大全　眞西山曰端莊靜一乃存養工夫端莊主容貌而言靜一主心而言蓋表裏交正之功合而言之則敬而已

性理大全　許魯齋曰禍福榮辱死生貴賤如寒暑晝夜相代理若以私意小智妄爲迎避大不可也

讀書錄　薛敬軒曰君子取人之德義小人取人之勢利

蒙引　蔡虛齋曰爲己爲人天理人欲之分也巧言令色則全是爲人而人欲熾滋天理熄矣

則言　王陽明曰君子之學務求在己而已毀譽榮辱之來非獨不以動其心且資之以爲磋砥礪之地故君子無入而不自得正以其無入而非學也

居業錄　胡敬齋曰夫道固無所不在必其合乎義理而無私乃可爲道

小學 困知記　羅整菴曰有志於道者必透得富貴功名兩關然後可得而入不然則身在此道在彼藩密障以間乎其中其相去日益遠矣

薛瑄　聞人毀己而怒則譽己者至　處事不可令人喜亦不可令人怒　將聖賢言語作一場說話學者之大患　責己者可以成人之善責人者適以長己之惡　欲人悅己則人有惡己者矣　挺特自守者必君子攀援附和者必小人　人有負才能而見於辭貌者其小可知　覺人詐而不形於言有餘味　少欲則心靜心靜則事簡　簡者非厭事繁而求簡也但爲所當爲而不爲所不當爲耳

小學　范益謙座右戒曰一不言朝廷利害邊報差除二不言州縣官員長短得失三不言衆人所作過惡四不言仕進官職趨時附勢五不言財利多少厭貧求富六不言淫媟戲慢評論女色七不言求覓人物干索酒食又曰一人附書信不可開折沉滯二與人並座不可窺人私書三凡入人家不可看人文字四凡借人物不可損壞不還五凡喫飲食不可揀擇去取六與人同處不可自擇便利七見人富貴不可嗟羨詆賤凡此數事有犯之者足以見用意之不肖於存心修身大有所害因書以自警

小學　呂氏童蒙訓曰今日記一事明日記一事久則自然貫穿今日辨一理明日辨一理久則自然浹洽今日行一難事明日行一難事久則自然堅固渙然冰釋怡然理順久自得之非偶然也。

小學　初魏遼東公翟黑子有寵於太武奉使并州受布千疋事覺黑子謀於著作郎高允曰主上問我當以實告爲當諱之允曰公帷幄寵臣有罪首實庶或見原不可重爲欺罔也中書侍郎崔鑒公孫質曰若首實罪不可測不如姑諱之黑子怨允曰君奈何誘人就死地入見帝不以實對帝怒殺之帝使允授太子經及崔浩以史事被收太子謂允曰入見至尊吾自導卿脱至尊有問但依吾語太子見帝言高允小心愼密且微賤制由崔浩請赦其死帝召允問曰國書皆浩所爲乎對曰臣與浩共爲之然浩所領事多總裁而已至於著述臣多於浩帝怒曰允罪甚於浩何以得生太子懼曰天威嚴重允小臣迷亂失次耳臣曏問皆曰浩所爲帝問允信如東宮所言乎對曰臣罪當滅族不敢虛妄殿下以臣侍講日久哀臣欲丐其生耳實不問臣臣亦無此言不敢迷亂帝顧謂太子曰直哉此人情所難而允能爲之臨死不易辭信也爲臣不欺君貞也宜特除其罪以旌之遂赦之他日太子讓允曰吾欲爲卿脱死而卿不從何也允曰臣與崔浩實同史事死生榮辱義無獨殊誠荷殿下再造之慈違心苟免非臣所願也太子動容稱嘆允退謂人曰我不奉東宮指導者恐負翟黑子故也

小學　趙襄子殺智伯漆其頭以爲飲器智伯之臣豫讓欲爲之報仇乃詐爲刑人挾匕首入襄子宮中塗廁左右欲殺之襄子曰智伯死無後而此人欲爲報仇眞義士也吾謹避之耳讓又漆身爲癩呑炭爲啞行乞於市其妻不識也其友識之爲之泣曰以子之才事趙孟必得近幸子乃爲所欲爲顧不易邪何乃自苦如此讓曰委質爲臣而求殺之是二心也吾所以爲此者將以愧天下後世之爲人臣而懷二心也後又伏於橋下欲殺襄子襄子殺之

左傳　鄭武公娶于申曰武姜生莊公及共叔段惡莊公愛共叔段及莊公卽位請京使居之謂之京城大叔既而大叔收西鄙北鄙以爲己邑子封曰厚將得衆公曰不義不暱厚將崩大叔完聚繕甲兵具卒乘將襲鄭夫人將啓之命子封帥車二百乘以伐京京叛大叔段遂寘姜氏于城潁而誓之曰不及黃泉無相見也既而悔之潁考叔爲潁谷封人聞之有獻於公賜之食食舍肉公問之對曰小人有母皆嘗小人之食矣未嘗君之羹請以遺之公曰爾有母遺繄我獨無潁考叔曰敢問何謂也公語之故且告之悔對曰君何患焉若闕地及泉隧而相見其誰曰不然公從之公入而賦大隧之中其樂也融々姜出而賦大隧之外其樂也洩々遂爲母子如初君子曰潁考叔純孝也愛其母施及莊公詩曰孝子不匱永錫爾類其是之謂乎　感慨殺身者易從容就義者難

邵子　內不欺己外不欺人上不欺天君子所以愼獨口無妄言身無妄動心無妄思君子所以立誠下媿父母不媿兄弟不媿妻子君子所以宜家不負天子不負生民不負所學君子所以用世也

拈壁警語　**戒多言箴**　不控自鳴鐘鼓爲妖寧口之羞斯氣之浮恂恂吶々立誠寡左如瓶是守括囊無咎、除忿怒箴　塵生便掃莫論是否百年偶聚何苦懊惱太虛之內無物不有萬事從寬其福自厚、去妄想箴　夜結於夢晝馳於想起滅萬端盡屬虛妄要拔前根須除後障一劍當空群魔消喪、去嗜欲箴　染性觸物粘於錫膠滛愛戕人毒於戈矛片時意適永歛靈銷一絲未斷塵網難難超

家語　哀公問政於孔子孔子對曰政之急者莫大乎使民富且壽也公曰爲之奈何孔子曰省力役薄賦歛則民富矣敦禮教遠罪疾則民壽矣公曰寡人欲行夫子之言恐吾國貧矣　孔子曰詩云愷悌君子民之父母未有子富而父母貧者也

家語　子夏問於孔子曰顏回之爲人奚若子曰回之信賢於丘曰子貢之爲人奚若子曰賜之敏賢於丘曰子路之爲人奚若子曰由之勇賢於丘曰子張之爲人奚若子曰師之莊賢於丘子夏避席而問曰然則四子何爲事先生子曰居吾語汝夫回能信而不能反賜能敏而不能詘由能勇而不能怯師能莊而不能同兼四子者之有以易吾弗與也此其所以事吾而弗貳也

家語　荊公子行年十五而攝相事孔子聞之使人往觀其爲政焉使者反曰視其朝清淨而少事其堂上有五老焉其堂下有二十壯士焉孔子曰合兩二十五之智以治天下其固免矣況荊乎

書經　君子之去就死生其志在於天下國家而不在於一身故其死者非沽名生者非沽禍引身以去者非忘君也故微子得奉先之孝比干盡事君之箕子全愛君之仁

書經　降監殷民攴讐斂召敵讐不怠罪合于一多瘠罔詔

書經　皐陶曰寬而栗柔而立愿而恭亂而敬擾而毅直而溫簡而廉剛而塞彊而義　孔子遊泰山見榮啓期行乎郕之野鹿裘帶索鼓琴而歌孔子問曰先生所以爲樂者何也期對曰吾樂甚多而至者三天生萬物唯人爲貴吾既得爲人是一樂也男女之別男尊女卑故人以男爲貴吾既得爲男是二樂也人生有不見日月不免襁褓者吾既以行年九十五矣是三樂也貧者士之常死者人之終處常得終當何憂哉孔子曰、善哉能自寬者也

書經酒誥註　朱子曰南軒酒誥一段解天降命天降威處誠千百年儒者所不及今備載其說曰酒之爲物本以奉祭祀供賓客此即天之降命也而乃以酒之故至於失德喪身卽天之降威也釋氏本惡天之降威者乃倂與天之降命者去之吾儒則不然去其降威者而已降威者去而降命者自在如飮食而至於暴殄天物釋氏惡之必欲食蔬茹吾儒則不至於暴殄而已衣服而至於窮極奢侈釋氏惡之必欲衣壞色之衣吾儒則去其奢侈而已至於惡淫慝而絕夫婦吾儒則去其淫慝而已釋氏本惡人欲倂與天理之公者去之吾儒去欲所謂天理者昭然矣譬如水焉釋氏惡其泥沙之濁而窒之以土不知土既窒則無水可飮矣吾儒不然澄其泥沙而水之清者可酌此儒釋之分也

二程類語　心定者其言重以舒心不定者其言輕以疾公則一私則万殊人心不同如面只是私心纔有意於爲公便是私心　人之未

知學者自視以爲無欲及既知學反思前日所爲則駭且懼矣　人悪多事或人欲簡世事雖多盡是人事人事不教人做更誰做　人以料事爲明便駸々入于逆詐億不信

書經　王曰吁來有邦有土告爾祥刑在今爾安百姓何擇非人何敬非刑何度非及兩造具備師聽五辭簡孚正于五刑五刑不簡正于五罰五罰不服正于五過五過之疵惟官惟反惟內惟貨惟來其罪均其審克之

禮記　君子不盡人之歡不竭人之忠以全交也

家語　孔子兄子有孔蔑者與宓子賤皆仕孔子往過孔蔑而問之曰自汝之仕何得何忘對曰未有所得而所忘者三王事若聾學焉得習是學不得明也俸祿少饘粥不及親戚是以骨肉益疏也公事多急不得弔死問疾是朋友之道闕也其所忘者三卽謂此也孔子不悅往過子賤問如孔蔑對曰自來仕者無所忘其有所得者三始誦之今得所之是學益明也俸祿所供被及親戚是骨肉益親也雖有公事而兼以弔死問疾是朋友篤也孔子喟然謂子賤曰君子哉若人魯無君子者則子賤焉取此不爲昭々信節不爲冥々惰行

家語　衞蘧伯玉賢而靈公不用彌子瑕不肖反任之史魚驟諫而不從史魚病將卒命其子曰吾在衞朝不能進蘧伯玉退彌子瑕是吾爲臣不能正其君也生而不能正其君則死無以成禮我死汝置屍牖下於我畢矣其子從之靈公弔焉怪而問焉其子以其父言告公公愕然失容曰是寡人之過也於是命之殯於客位進蘧伯玉而用之退彌子瑕而遠之孔子聞之曰古之烈諫之者死則已矣未有若史魚死而屍諫忠感其君者也不可謂直乎

書經　王曰嗚呼凡我有官君子欽乃攸司愼乃出令令出惟行弗惟反以公滅私民其允懷學古入官議事以制政乃不迷其爾典常作之師無以利口亂厥官蓄疑敗謀怠忽荒政不學牆面蒞事惟煩戒爾卿士功崇惟志業廣惟勤惟克果斷乃罔後艱位不期驕祿不期侈恭儉惟德無載爾僞作德心逸日休作僞心勞日拙居寵思危罔不惟畏弗畏入畏推賢讓能庶官乃和不和政厖學能其官惟爾之

能稱匪其人惟爾不任王曰嗚呼呼三事暨大夫敬爾有官亂爾有政以佑乃辟永康兆民萬邦惟無斁

朱子　勿謂今日不學有來日勿謂今年不學有來年日月逝矣歲不與我延矣嗚呼老是誰愆乎

困知記　程子嘗言聖人本天佛氏本心此乃灼然之見萬世不易之論儒佛異同實判於此是故天叙有典吾則從而惇之天秩有禮吾則從而庸之天命有德則從而章之天討有罪則從而刑之克綏厥猷本於上帝之降衷修道之教本於天命之在我所謂聖人本天者如此其深切着明也

禮記　樂者樂也君子樂得其道小人樂得其欲以道制欲則樂而不亂以欲忘道則惑而不樂

讀書錄　有所自樂則不爲外物所移

讀書錄　名利關着實難過上蔡所謂能言如鸚鵡者眞可畏也

讀書錄　常充無欲害人之心

讀書錄　不言而躬行不露而潛修

讀書錄　心誠色溫氣和辭婉必能動人

讀書錄　不可乘喜而多言不可乘快而易事

讀書錄　舜清問於下民忘其勢而通下情也

讀書錄　日省己過之不暇何責人之過

禮記　貧者不以貨財爲禮老者不以筋力爲禮

禮記　御同於長者雖貳不辭偶坐不辭

禮記　博聞强識而讓敦善行不怠謂之君子註[二]陳氏曰聞識自外入善行由中出自外入者易實故虛之以虛由中出者易倦故濟之以勤

戰國策　樂毅曰忠臣去國不潔其名以已無罪而說於人則君有罪矣

禮記　知悼子卒未葬平公飲酒師曠李調侍鼓鐘杜蕢自外來聞鐘聲曰安在曰在寢杜蕢入寢歷階而外酌曰曠飲斯又酌曰調飲斯又酌堂上北面坐飲之降而趨出平公呼而進之曰蕢曩者爾心或開予是以不與言爾飲曠何也曰子卯不樂知悼子在堂斯其爲子卯也大矣曠也大師也不以詔是以飲之也爾飲調何也曰調也君之褻臣也爲一飲一食忘君之疾是以飲之也爾飲何也曰蕢也宰夫也非刀匕是共又敢與知防是以飲之也平公曰寡人亦有過焉酌而飲寡人杜蕢洗而揚觶公謂侍者曰如我死則必毋廢斯爵也至於今既畢獻斯揚觶謂之杜擧

禮記　有子與子游立見孺子慕者有子謂子游曰予壹不知夫喪之踊也予欲去之久矣情在於斯其是也子游曰禮有微情者有以故興物者有直情而徑行者戎狄之道也禮道則不然人喜則斯陶々斯咏々斯猶々斯舞々斯慍々斯戚々斯歎々斯辟々斯踊矣品節斯斯之謂禮人死斯惡之矣無能也斯倍之矣是故制絞衾設蔞翣爲使人勿惡也始死脯醢之奠將行遣而行之既葬而食之未有見其饗之者也自上世以來未之有舍也爲使人勿倍也故子之所刺於禮者亦非禮之訾也

禮記　子路曰傷哉貧也生無以爲養死無以爲禮也孔子曰啜菽飲水盡其歡斯之謂孝斂首足形還葬而無椁稱其財斯之謂禮

禮記　曾子曰晏子可謂知禮也已恭敬之有焉有若曰晏子一狐裘三十年遣車一乘及墓而反國君七个遣車七乘大夫五个遣車五乘晏子焉知禮曾子曰國無道君子恥盈禮焉國奢則示之以儉國儉則示之以禮

禮記　文伯之喪敬姜據其床而不哭曰昔者吾有斯子也吾以將爲賢人也吾未嘗以就公室今及其死也朋友諸臣未有出涕者而內

人昔行哭失聲斯子也必多曠於禮矣夫

禮記　陳子車死於衛其妻與其家大夫謀以殉葬定而后陳子亢至以告曰夫子疾莫養於下請以殉葬子亢曰以殉葬非禮也雖然則彼疾當養者孰若妻子幸得已則吾欲已不得已則吾欲以二子者之爲之也於是弗果用

禮記　穆公問於子思曰爲舊君反服古與子思曰古之君子進人以禮退人以禮故有舊君反服之禮也今之君子進人若將加諸膝退人若將隊諸淵毋爲戎首不亦善乎又何反服之禮之有　孔子過泰山側有婦人哭於墓者而哀夫子式而聽之使子路問之曰子之哭也壹似重有憂者而曰然昔者吾舅死於虎吾夫又死焉今吾子又死焉夫子曰何爲不去也曰無苛政夫子曰小子識之苛政猛於虎也　魯人有周豐也者哀公執摯請見之而曰不可公曰我其已夫使人問焉曰有虞氏未施信於民而民信之夏后氏未施敬於民而民敬之何施而得斯於民也對曰墟墓之間未於哀於民而民哀社稷宗廟之中未於敬於民而民敬殷人作誓而民始畔周人作會而民始疑苟無禮義忠信誠慤之心以涖之雖固結之民其不解乎

禮記　家宰制國用必於歲之抄五穀皆入然後制國用用地小大視年之豐耗以三十年之通制國用量入以爲出

以三十年之通者通三十年所入之數使有十年之餘也蓋每歲所入均析爲四而用其三每年餘一則三年而餘三又足一歲之用矣此所以三十年而有十年之餘也鄭註以九年言之蓋積三十年內閏月當一歲也一說二十七年則有九年之餘言三十者擧成數耳

祭用數之仂

鄭註以仂爲十一疏以爲分散之名大概是總計一歲經用之數而用其十分之一以行常祭之禮也

詩小宛　宛彼鳴鳩翰飛戾天我心憂傷念昔先人明發不寢有懷二人

詩小宛　人之齊聖飲酒溫克彼昏不知壹醉日富各敬爾儀天命不又

詩小宛　中原有菽庶民采之螟蛉有子蜾蠃負之教誨爾子式穀似之

詩小宛　題彼脊令載飛載鳴我日斯邁而月斯征夙興夜寐無忝爾所生

詩小宛　交交桑扈率場啄粟哀我塡寡宜岸宜獄握粟出卜自何能穀

詩小宛　溫々恭人如集于木惴々小心如臨于谷戰戰兢々如履薄冰

詩蓼莪　蓼蓼者莪匪莪伊蒿哀哀父母生我劬勞

詩蓼莪　蓼々者莪匪莪伊蔚哀々父母生我勞瘁

詩蓼莪　缾之罄矣維罍之恥鮮民之生不如死之久矣無父何怙無母何恃出則銜恤入則靡至

詩蓼莪　父兮生我母兮鞠我拊我畜我長我育我顧我復我出入腹我欲報之德昊天罔極

詩蓼莪　南山烈烈飄風發々民莫不穀我獨何害

詩蓼莪　南山律律飄風弗々民莫不穀我獨不卒

遺言錄　先生曰朋友相處當見自家不是方能求人之不是若只覺自家爲是便懷輕忽之心漫然不顧不知病痛畜之漸長害不可言

善者固吾師不善者亦吾師且如見人多言吾便自省亦多言否見人好高吾便自省亦好高否這便是相觀而善處々得益

詩　敬之敬之天維顯思命不易哉無曰高高在上陟降厥士日監在茲

明道　閑來無事不從容　睡覺東窗日已紅　萬物靜觀皆自得　四時佳興與人同　道通天地有形外　思入風雲變態中　富貴不淫貧賤樂　男兒到此是豪雄

易 傳六四中行獨復不言吉故本義引董子明道不計功正誼不謀利之說以爲理所當然吉凶非所論此不言吉則引孔明之言曰鞠躬盡力死而後已成敗利鈍則非所論嗚呼必如此而後義利之界限明矣天下事固當論是非不當論成敗也

禮記 物之感人無窮而人之好惡無節則是物至而人化物也人化物也者滅天理而窮人欲者也

易良傳 動靜不以時則妄也不失其時則順理而合義在物爲理處物爲義動靜合理義不失其時也

易節象 天地節而四時成節以制度不傷財不害民

學的朱子 心纔繫於物便爲所動所以繫於物者有三事未來先有箇期待之心或事已應過又留在心下不能忘或正應事時意有偏重

學的朱子 人之氣稟有偏則所見亦不同如氣稟剛底人則見剛處多而處事或失之太剛柔底人則見柔處多而處事或失之太柔須克治氣稟偏處

學的朱子 克己亦別無巧法譬如孤軍猝遇强敵只是盡力舍死向前而已

學的朱子 已私有三氣質之偏一也耳目口鼻之欲二也人我忌克之類三也

學的朱子 君子愼言語節飮食養德養身之切務諺云禍從口出病從口入

象山 優裕寬平卽所存多思慮亦正求索太過卽存少思慮亦不正

象山 利害毀譽稱議苦樂能動搖人

象山 莫厭辛苦此學脈

四明公薛瑄 讀書當因其言以求其所言之實理於吾身心可也不然則滯於言語而不能有以自覺

四明公薛瑄 不可乘喜而多言覺氣流而志亦爲動

四明公薛瑄 德不進病在意不識意誠則德進

四明公薛瑄 君子取人之德義小人取人之勢利

四明公薛瑄 疑人輕己者皆內不足

四明公薛瑄 聖賢欲人皆善之心讀其書親若見之而不能休其心以爲心可謂自棄者矣

孟子大全 新序曰齊桓公田至於麥丘見麥丘邑人問年幾何對曰八十有三公曰美哉壽乎子其以子壽祝寡人祝曰主君甚壽金玉是賤善人爲寶公曰善哉善言必再曰使主君無羞學無恥下問賢者在傍諫者得人公曰善哉善言必三曰使主君無得罪於群臣百姓公怫然作色曰吾聞之子得罪於父臣得罪於君未聞君得罪於臣邑人曰子得罪於父可以因姊妹叔父而解之父能赦之臣得罪於君可以因便嬖左右而謝之君能赦之昔桀得罪於湯紂得罪於武王此則君之得罪於臣者也莫爲謝至今得罪公曰善扶而載之以歸封以麥丘而斷政焉

薛瑄 聞人毀己而怒則譽己者至

薛瑄 處事不可令人喜亦不可令人怒

薛瑄 將聖賢言語作一場說話學者之大患

薛瑄 責己者可以成人之善責人者適以長己之惡

薛瑄 欲人悅己則人有惡己者矣

薛瑄 挺特自守者必君子攀援附和者必小人

薛瑄 人有負才能而見於辭貌者其小可知

薛瑄　覺人詐而不形於言有餘味
薛瑄　少欲則心靜心靜則事簡
薛瑄　簡者非厭事棄而求簡也但求爲所當爲而不爲所不當爲耳

（三）　光政公御趣意書

覺

一家中士共自然ノ事あらは用に可立と口にては申常々心かけも仕者有之と相見候へ共其作法は一圓不相應に候我國を亡し我軍法をみたり候事のみ常々仕候我を助くる臣にてはなくて我を亡すあたを養置にて候先國を堅くし軍を治るには其國ノ地民をよくするにしくはなし近くは權現樣三州にて武威をふるひ給て終に天下を知給ふ尤明將たりといへとも三州よりおこり給はすはかたかるへし三州の地民常理直にして心勇なり權現樣其理直を不失其勇をそたて給ふ士は日本國中さのみかはりはなきもの也只地民の善惡によつて平生も治り軍も利有へし然るに今我國の地民不理直にして心氣弱なり是常に治りかたふして軍に利有かたき第一のなけき也然共和する時は弱よく強を制する理あるなれは國民よく士を愛敬して其死に先たゝん事をねかふ愛する處には必勇あり我子を捨て臆病なる者はなし是則平生の政なり軍と常と二ッ有へからす、先諸士の心いさきよくして民の心にかんせしむへし慈愛あつて民の心を服すへし然るに今國中の民共士を見るへきには欲心ふかき事也恥も不知無道心なる事也人に非すと思ふなるへし民の心の師になるへき士か如此にして何を以か國俗をよくせんや其品上けてかそへかたしひつけうきたなき欲心慳貪邪見なる心よりおこる事也目さましに一二あけてきかすへし欲心と邪見とは有時は共にある士共定而盜賊ノ火付を思ふへしわつか兩手にさけて取つき物のため數間

の家をやき亡し數萬の財寶を失ひ人を殺し貧窮に及す處邪見なる心ならすやとにくみに思はさる也今士共ノ心少も此火付におとるへからすいかんなれは天下國流の米京大阪より高はなし京大阪につゝきては運ちんのちかい計にて當國より高もすくなし然るに此國流ノ第一ノねたんをやすしとして此國において闕所を望み大阪より高してこゑんことを貪ふる此國の米大阪より高からん事は何を以すへしたゝ此國の人民を迷惑させて此國の者に高くうる也此邪見無道心の心下々民の心にかんしてさそなさけなく思ふへし當年の如なるきゝんまのあたりなる死人を見てたに他國の五こくを入よとのそせうを一言不言却て闕所の上にも闕所を望む心ありわつかの前米をうらんために國中のきゝんをかへりみす何を以か火付の利に異ならんや其米の高きを以汝等か手前迷惑する事不知していまたもたかくはよからんと思ふ故に次第に借銀かさねはそれ士は常の食なけれ共常の心有民のごときは常の食なければ常の心なしといふに如此困窮せしめは何として人民の心立風俗よかるへきや士共手前さばき計心かけて如此國の亡るに近き事を露もなけかす彌亡に近くとも我爲のよき樣にとなしては不致國亡は汝等誰とともによからんや汝等口利口に米の高は町人ノ爲にも百姓の爲にもよしといふ其よき者は汝等かおこりをたすくる者のみ國中を千にして九百九十は迷惑し十人汝とともによしといふへし其十人はいかほと米高くても死には不及者共也救すくはさるやうにても士中に財米をすつる事は十にシテ〆八九なりすくふ樣にても民に財米をすつる事は十に〆一二也其一二ノ人は十に〆八九人八九ノ人は十にして一二人なり如此かくへつなる愛敬なるにたまさかにも民によき事あれは百姓計御用に立可申なとゝ申知行を請て居なから左樣ノ言葉を出す事士とも人とも云へからす少も身の爲よき事あれは道にはかまいなくても天下にもなき樣に上をほむるかと思へは少も身に便せさる事あれは道にはかまいなくほめたる言葉をひるかへしてさん〳〵に上を惡口す定而皆か皆に左樣にはあるまし候間惣のか

ほよこしに自今以後は中間よりきんみ可仕事に候惣して此借金より此方士ともつき合にかゝりそめにも利得のせんさく計にて士道の物かたり武道の事も不申出候何とぞ此利賤の事をやめ度存候それによつてにやあまり心かきたなく成て男女奉公人をかゝゑ申者共人にはより可申定而多は有ましく候へ共上下を着し兩脇さし候若黨を三俵や四俵にねきりなし小者中間よりおとりに仕候由國土困窮故かつ互に望奉公人多によつて是非なく居候にて候それほとの主人ならは定而其切米の外には古かみ子はかまおひはなかみにてもことかき候時分を見てとらせは仕ましく候無是非くと存て奉公可仕候小者共をも壹俵半壹俵貳斗壹斗なとにてかゝゑ下女なとも五年三年にても召置候由に候扨々むこき次第に候盗を可仕より外何としてそれにてはたをかくし可申やいかに居候へはとて左樣にてをかれ可申やさ樣ならは定其外には不便を加へそれ〳〵の物はとらせ申間敷候それのみならす下々を使候事牛馬のことく存候由牛馬も心なくてはたてりかたしたゝ竹木を切使ことく仕由に候無事之時は無是非勢にこそかんにん仕候へ自然の事も有て御敵退治のためにふと國なとへ出陣せん左樣の主人の下には皆道より走り可申知行高を取と申も人を多持を以こそ本意と仕事にて候に却て不持におとり候仕かた無是非義に候扨それのみならす若出陣の跡にて隣國逆心の輩いてきなは走たる下々とてものかれぬ身と思ひ空國へ引入を仕候はゝ何の手もなく逆心の者ノ爲にとられ可申候法をかたくして少付したかいたる者とも常々の無道心の主人は此時にかへさんと存候て其死をにくみ見て助は申ましく候是初に云處の汝諸士共の常のふる舞我國を亡し我軍法を亂し候にあらすや左樣にきたなく民を苦め下人をひつめて金米を用る處を見れは妻子を愛し女娘の公義を專にし少もかけては恥とおもひ士道の心かけ人馬のかけたるをは恥とも思はす我知行は諸士ともの女の知行と成たると存候上樣より女のけわひ田には此國は不被下候に上への申分なき義に候是以每度さま〳〵法を立候へ共けくはかけにて惡口して少も

不用候汝等左様に公義をかゝして愛する妻子共自然ノ時苦めたる民や下人の手にわたり恥をさらし目もあてられぬ事と可成候へはひつけうさいしも愛せさるにて候如此恥如此の理をよく／＼わきまへ悔さとりて自今以後我民をすくふ助と成てさまたけをなすへからす汝等もともに民をすくい下々をあはれみて其君にも忠あり其民にも仁あり其妻子の行末をも思ふへし汝等おりてひつそく内おこりをやめ候はは分々の仁義は可成候あゝ悲しきかな數萬の民の老若男女いとけなきを在々になかしめうやしこゝやかしこにて夭死せしめ或は山下の町々たゝよいしめ二八月の出かはりにて數千ノ男女道跡に立まよひむれすゝめのやとりかねたるていにて彼無道心の主人をたに求めかね五日十日ほくるれは餓死の數に入乞食非人と成へきかと悲みぬるを汝諸士たのしむや人の心あらん者何の妻子のかさりを求るいとまあらんやさいしの小袖一ツを以彼等四五人の心身をゆたかにすへしさいし何そさむからんや去年今年の様なるきゝん年其身さいしの衣食もかつ／＼としてよう／＼下々をかゝゑ申候はゝ切米のやすきも理たるへく候口ノ上にては三人置候者を四五人もかゝゑ申候はゝ國へノ忠たるへく候乍去心有士はおき様有へき事に候若黨ならは小者ノ切米にねきりなすともはなかみ代と成とも名付其身の恥と不成忝かり主人よりなき事なれは御尤と存様に仕様可有之候下々女にても其心よりは久此外なさけのかけ様にて同し様なる事なから視にかゝりたる子共の切米も何も不取してともしからさる様なる事可有之候とかく名は上にて上に非す候上といわるゝは大事の事にて候其名に叶申へく候（津田央氏所藏）

附記

是は永忠の自記に係るものなるが池田家には烈公自筆のもの一卷を藏されたり、そは次の添書に徵し得べし。

一、御趣意書　壹卷

添書　包紙に記して曰く。

御眞蹟御定書之御卷物ニ前々より添居申候、惠也書附一通。

同　本紙内容に

ケ樣之物下揺より漏出不快ニ候へ共、既ニ貴樣御口外之上ハ難默止又は先樣不苦御方故任仰候、此旨御傳聞憑入候以上、

惠　也

平七郎樣

要するに烈公忠孝仁義を治道の根本とし家中諸士に專ら仁政を施すべきを懇諭し給へるもの也。

第七十四章　情的方面の修養

烈公は文學詩歌、管絃、書畫等の趣味に於て美的修養深くおはせり而かも樂んで淫せす淡水の如き君子の樂を樂とし給ひし也。其の詩歌文學に深き造詣ありしこと既に前章、智的修養に於いて八代集、朗詠集始め風葉集、隣女和歌集、大和物語、徒然草、曰く何々百首、何々物語、何々歌合等に就きて二部或は三部づゝの筆寫本あるに依ても之を知り得べし。又和歌短册色紙の類の御筆も夥しく現存す。寛永三年丙寅秀忠家光將軍父子の上洛に方り公時に年十六供奉す。九月六日後水尾上皇二條城に行幸ましまし和歌會を催さる。公國風一首を奉る。烈公遺事に、

寛永三年丙寅台德廟大猷廟兩御所上洛し給ふによりて公も扈從して京に上らせらる左近衞權少將に任し給ふ九月六日後水尾帝二條城に行幸なる此時搢紳家はいふに及はす武家の諸臣皆和歌を獻せらる公の御懷紙

秋日侍　行幸二條亭同詠竹契遐年和歌　　左近衞權少將源光政

嶺におふる松の千年も取そへて君かよはひを契るくれ竹

同き八日拜禮あり、やかて兩將軍御東歸ありしかは公も因州に歸りたまふ。

書道も頗る堪能におはし最も書法を好み給ひ弱冠より青蓮院宮尊純法親王に學ひ後、中華の書法を模し給ふ。就中、石摺又拓本の方法に依て其の筆意を模し給ふ。現に池田家文庫に存するもの頗る多しその大部分は筆寫目錄に擧け置きたるか今

光政筆拓本

其二三を記すれは、王陽明の、但願溫恭直諒云々一幅。通書二卷、下卷奧書に「寛文七年孟春日」とあり、函書に「元

文、丁巳歳四月廿七日從智鏡院様御遺物、光政様御筆、通書石摺一卷」とあり。粹言集　石摺　一卷。而して王陽明客座私視の拓本中三字を補書せられし事は溫故雜記等の數書に、
公甚書法を好ませ給ひ弱冠の御頃にや靑蓮院の宮、尊純法親王に學せ給ひしか後に中華の古法帖を摹し給ふ、王文成公の客座私視之石刻其中三字缺けたるを補書し給ひし今、泮宮に其石刻の屛風あり何れか公の補書なるといふ事を辨識するものなし。

今　岡山縣師範學校に襲藏せり。又細字に長せらるゝは國清寺所藏の興國院殿利隆朝臣追福の爲に寫させ給ひし自筆の法華經八卷、池田家文庫に藏せらるゝ公眞蹟の孝經、紺紙金泥罫入、幅一寸八分長一尺八寸五分一卷　跋に「慶安二年仲夏廿四日備前少將光政」とあるもの。最も細字のものは、細字百人一首、一枚、竪四寸九分、横三寸九分の紙中に竪を十段に分ち一段に十首づゝ即ち百首を書せしもの也。而して晩年に至りて元氣益々壯にして、其跋に「延寶九年九月十三日みのとゝりのとし、少將様七十三の御年被遊候」とある和漢朗詠集は竪一寸六分の細字小形の卷物、一卷。實に驚嘆の外なきもの也。

由來、池田家歷代藩主は烈公はしめ、何れも和歌書畫に堪能、巧妙にして家臣の忠實なるもの、又は町村自治上の功勞者に對して御筆を賜ひしを以て　藩士中若しくは領內民間に拜領物として現存するもの鮮なからす　是は一面地方自治の旗表となり、他方また高尚なる趣味の教育ともなり一擧兩得と云ふべし。
家中及民間に現存する拜領品中　烈公に關するもの三例を示せは左の如し。

（一）烈公筆扇面、四枚　津田永忠に賜ひしもの、津田央氏所藏

其一

菅家

心たに誠の道にかなひなは祈らすとても神や護覧

つくはやま葉山茂山しけゝれとおもひ入にはさはらさりけり

光政筆扇面(津田央氏藏)

其二

讀人しらず

なき名そと人にはいひてありぬへし心の問はゝいかゝこたへん

僧正遍照

蓮葉の濁にしまぬ心もてなにかは露を玉とあさむく

函書云

「心だに、なき名そと

此扇面紙二枚者承應四年乙未二月六日備前國主源光政君於岡山城執津田永忠之佩扇而自書之以賜之永忠拜受之時々吟此四首之和歌以爲是君之訓而爲心身之守矣于時永忠十有六歳也」

其三

大甲下伊尹言

任官惟賢材、左右惟其人、臣爲上爲德、爲下爲民、其難其愼。

盤庚上

遲任有言曰、人惟求舊、器非求舊惟新、張氏廷堅曰。

箕子篇大全

君子之去就死生其志在於天下國家而不在一身故其死者非沽名、生者懼禍掬、引身以去者非忘君也、故微子得奉先之

于比干盡事君之節、箕子全愛君之仁

降監殷民、人讐斂召敵讐、不怠罪合于一、多瘠罔詔、書經微子箕子ノ言。

書皐陶謨

皐陶曰　寬而栗、柔而立、愿而恭、亂而敬、擾而毅、直而溫、簡而廉、剛而塞、彊而義、感慨殺レ身者易、從容就レ義者

難。

其四

康誥

往盡ニ乃心一無康好逸豫　人有小罪非眚乃惟終自作ニ不典一式爾有ニ厥罪小一、乃不可不レ殺乃有ニ大罪一非レ終乃惟眚災ノ適

爾既道極ニ厥辜一時乃不レ可レ殺時乃大明服惟民其勑懋レ和

箱書云

「任官、往盡乃心

此扇面紙二枚者備前國主源光政君嘗自書此要語以玩味之有日、而後萬治元年戊戌閏十二月二十日於岡山城召津田永忠特誦君子之去就死生之一條深歎美之。以手賜之永忠拜受之拳拳服膺以爲終身之標的矣時永忠十有九歳也」

外に一卷一幅一函を附加す左の如し

一、大極圖說　　一卷　　津田央氏所藏

內容左の如し、

大極圖說王守仁書　退溪先生贊　濂溪先生贊　陽明先生客座私祝　明道先生贊　伊川先生贊

康節先生贊　橫渠先生贊　涑水先生贊　晦菴先生畫像贊　自作

みさん箱（津田央氏藏）

一、烈公筆幅　和歌　一幅　　津田央氏所藏

芝の戶やさしもさひしきみやまへに月吹かせに小男鹿のこゑ

一、みさん箱　　一個　　津田央氏所藏

外函に左の記文あり之を全載す

此みさん箱左の趣にて津田重二郎永忠拜領仕候

備前國主源光政君諸御用の御書付とも御手つから御納たまふ所の諸箱數多く宜からさるとて集めて引出しの簞笥を被仰付諸御用の御書付とも御納被成依之諸明箱江戶御屋敷御寢間に積重ね有之明曆四年戊戌正月廿四日御側小性御次に詰居申者共名をは仰無之只御呼被成右の明箱を一つ〻被下之畢て重次郎と御呼被成御

由へ罷出候へは御次に居なから何として出不申候哉と御意被成此みさん箱八年久敷御手馴被成候由御意にて御手つから被下頂戴之仕候相紋をも御手つから御教被成一度なと御意を承候ては得覺間敷候間相紋忘れ候はゝ幾度にても持出て窺可申由御意被成候其後相紋忘失仕候ゆへ右の箱を持出て重ねて御教を受け候也自餘へ被下箱は或は黑塗或はためぬり鎖前有之箱ともなり

光政筆色紙（萩原匡則氏藏）

（二）　烈公筆　色紙　　萩原匡則氏所藏

正保三年十月十日公、鹿久居島に狩し和氣郡寒河庄屋萩原次郎左衛門に二日宿泊次郎左衛門の系譜を一覽せられ左の歌を色紙に書して賜へり。

おく露もしつ心なく秋風にみたれてさける眞野の萩原

因に云ふ次郎左衛門祐則寛永二年五月庄屋を命せられ寛文六年九月長男與市兵衛宗則をして本家を相續せしむ（右中司通明話）

是は「池田家史類纂　文武門　田獵「正保三年丙戌十月九日發船十日、十一日、十二日ノ三日鹿喰島ニ獵セラル「御記錄」の上欄に記入の全文也。

（三）　烈公筆　繼政公贊　松の繪　　津田喜作氏所藏

是は御野郡中原村名主出原權四郎拜領の品を昭和二年頃權四郎後裔伊作より讓受しものなり。

醒廬日記文化六年己巳條

八月二十日　與又十郎幾之介、喜兵衛、彦二郎遊中原過里正權四郎宅。拜觀烈公書畫及烈公手書遺物。

光政書繼政賛（出原猪作氏藏）

之を現品に徴するに函入　蓋の表記に、

光政公御繪繼政公御賛　懸物　墨繪の松

同裏記に

此松之繪　御野郡中原村名主權四郎家に年來所持之處近曾入　御覽光政公之御畫に依無疑卽刻御取歸被遊表具等被仰付剩御自筆被加御讃再有權四郎え被下置之　寶暦七丁丑年九月下旬、

紙本　竪壹尺　横壹尺四寸

松の繪

（賛）末代のためしにも相生の松そめてたき

（四）趣　味

謠曲猿樂に就いても深き趣味を有し頗る堪能なりしことは現に侯爵家に珍藏せらるゝ二百有餘點の貴重なる能面また藝州廣島藩主福島家並備中松山藩主水谷家より傳へられたる能裝束ありしこと、御筆の謠曲番附、安宅丸進水式に於ける公、自然居士の

舞曲、池田出羽邸に於ける謠曲の會の案内狀、または江戸藩邸に饗宴に催されたる舞樂の如き何れも之を徵すべきものなり

一、侯爵池田章政自署家藏能裝束道具貸與取扱規則前書の一節に、

就中能裝束ノ義ハ往時安藝廣嶋領主福島、備中松山領主水谷兩氏絶家ノ後其遺物我家ニ歸シ候モノ其多キヲ占メ加フルニ我家曹源公ノ時新製ノモノ亦不少哉ニ傳承候現ニ德川氏ヨリ受領セシ尤物等ハ家記ニ有之一トシテ我祖考ノ遺愛ニアラサルハナク殊ニ其多クノ部分ハ足利時代ノ製作ニ係リ品質頗ル堅緻古雅圖樣モ亦鮮美高尚優ニ中世美術ノ模範ニ供スルニ足ル世ニ能裝束多々有之候得共家藏ノ如キハ絶群ノモノト承及候就中能面ノ如キハ上分次分共通シテ名工十作六作ノ手ニ成リシモノ亦鮮カラス宜ク國寶トシテ保存上注意ヲ要スルコトハ勿論ニ候條各員能ク予カ趣旨ヲ體認スヘシ此旨豫テ申聞置候事

明治三十一年四月十三日　　侯爵　池田章政　印

一、烈公筆　謠曲番組　折紙、竪六寸　横壹尺七寸五分　用紙、仙花。

高砂　より政　實盛　松風　千しゆ　はん女
柏崎　三井寺　紅葉狩　野守　船辨慶　是界
熊坂　三輪　蟹　天鼓　藤戸　自然居士
とをる　猩々

三　安宅丸進水式に於ける烈公の舞曲大猷院殿實記に、

寛永十一年六月二日、世に傳ふる所は、此日、松平新太郎光政は猩々緋の羽織を着し軍扇を手にしたる躰、海岸に立ちならびたる諸大名の中に。殊更に目立ちて見えけるに、御船より遙に御覽ぜられ、あの衆にたかひたるよそひせしは、正しく備前少將なるべし、はやくもよびよせよと仰ありて、小船をつかはされしかば、光政其舟にのりて御座船に參りければ、其羽織我に得させよと宣ふにより、かの猩々緋の羽織を脱して奉る、直に御盃賜はり舞つかまつるべしと仰ければ、光政取あへず腰なる軍扇を開き自然居士の曲舞を舞ひけるに海岸に殘り居たる諸大名これを見て愕然たらさるものなかしとぞ。

光政筆諸番組

案ずるに烈公時に年二十七にてかくも花々しき出立ちに加へて天下の旗本諸大名環視の中にこの大膽にして巧妙なる實演は正に此の方面に於ける不斷と修練の公の深き自信の程を裏書せるものと謂ふべし。

四、庭瀨藩主戸川土佐守宛の謠曲會の案内狀、左の如し。

六日に彌々出羽方へ御入來待居候、左京其時分ハいまた參ましきと存候乍去けいこ能可仕候、貴殿二番ほと可被成候何々可被成候はん哉御序に可被仰越候必々御ひけいなしに承度候、やくしやつけ可仕候、

恐惶謹言

二日

戸　土佐様　　　松　新太郎

猶々我等は、二位より政、はん女、うとふ可仕と存候必々貴賤ノヲ御序ニ可示候御ひけいかましく候、以上

（國富友次郎氏所藏）

五　舞樂を催されし事

寛文三年五月廿六日江戸藩邸庭上に方三間の舞臺を設け舞樂を修せらる太夫人、夫人、本多下野守、松平對馬守内室等小座敷に於て一覽せらる其饗應頗る鄭重にして本具三ノ膳まで臺ノ物三ツ出づと云ふ（類編）

光政書翰
（國富友次郎氏所藏）

一、客員　日記

松平相模守　松平伯耆守　松平長吉　本多下野守　本多吉左衛門
本多浦之亟　本多中務　松平筑後守　眞田伊賀守　立花左近將監
松平能登守　吉良若狹守　中川佐渡守　丹羽左京大夫　丹羽若狹守
牧野織部　牧野數馬　岡野内藏允　牧野傳藏　荒尾平八郎
荒尾平次郎　稻生七右衛門　佐々喜三郎　松平靱負　能勢治左衛門
夏木彥右衛門　荒木十郎右衛門　久松喜三郎　成瀬吉右衛門　成瀬藤右衛門
間宮八太夫　水野半左衛門　水野左京　牧野清兵衛　長田十太夫
山崎勘解由　駒井右京　戸川玄蕃　戸川三郎次郎　戸川平右衛門

戸川十兵衛　花房外記　花房右近　花房左兵衛　橋本太郎左衛門
橋本權之助　長谷川四郎兵衛　畠山次郎四郎　佐々又兵衛　小笠原丹齋
池田釆女　池田數馬　板倉能登守　松平彦太夫　小出勘解由
板倉石見守　本多伯耆守　本多蕃之助　本多權之助　戸田權之助
高原内記　榊原大膳　山内次郎右衛門　大島雲八　中山主馬
石谷五右衛門　朝比奈左近　中川七之助　城半左衛門　田村右京
伊達市正　久留島信濃守　神尾内膳　榊原左京　桑島孫六
青木甲斐守　山内右近　加藤美作守　近藤勘右衛門　蒔田權之助
池田備中守　分部若狭守　安藤九郎左衛門　伊藤信濃守　九鬼長門守
植松又四郎　能勢八左衛門　能勢惣十郎　能勢半十郎　本多平右衛門
京極主膳　近藤作右衛門　能勢山城守　有馬左衛門佐　京極伊織
能勢市十郎　近藤勘助　山内式部　加藤太郎左衛門　加藤源太郎
荒木十左衛門　大久保甚兵衛　加藤平八　佐々平右衛門　喜多見五郎左衛門

一、山本道句、同道井、同道甫、同道喜、富岡松、鷺傳右衛門、森田庄兵衛、喜多十太夫、宗閑清官、高井隆佐、同

三之取賭席

一、諸役の定左の如し　類編

一、門外枝實六人　一、蹴放兩方足輕拾人　一、供腰掛北の方

芦尾内藏之助、蒲田藤十郎、同次郎兵衛、喜多島忠左衛門、山下文左衛門

一、門兩方、河合七左衛門、長賀定右衛門、河島段之亟、長屋茂兵衛、眞野喜兵衛
一、式臺前步行三人足輕二人
一、式臺番所、南部半左衛門、牧野彌次右衛門、能勢勝右衛門諸士
一、客送迎、池田五郎兵衛、瀧川儀太夫、湯淺民部、池田大學、土肥飛彈、伊木賴母
一、客刀奉行、岡村權兵衛、江見仁兵衛
一、勝手客刀奉行、河合源五兵衛、寺内七郎左衛門、
一、本膳奉行　名倉郷左衛門　步行三人
一、二膳奉行　瀧波左兵衛　步行三人
一、三膳奉行　瀧七左衛門　步行三人
一、酒　方　坂井長兵衛、步行横目一人、步行二人、鐵砲の者二人
一、肴茶菓子　松尾助八郎、步行二人
一、菓　子　土肥彥四郎、步行横目一人、福島善兵衛、坊主三人
一、伶人馳走幷菓子
中野仁右衛門、後藤平太夫、丸山次郎太夫、田坂與兵衛、岸本六兵衛、步行横目壹人、徒壹人、長柄小頭共、鐵炮之者物書
壹人
一、伶人馳走幷酒方、步行横目壹人、步行壹人、長柄之者貳人
一、伶人下人馳走、入澤市兵衛、有賀覺左衛門、同次太夫通ヒ御草履取御道具持
一、伶人小屋臺所口番之者　鐵炮之者四人
一、勝手方惣膳肝煎、坂井七郎右衛門、寺本次右衛門、飛脚の者五人

一、諸士刀奉行、歩行四人

一、巳中刻舞樂畢、因て伶人へ時服を贈らるゝこと左の下し。日記

一、單帷子各五領

辻伯耆、東儀出雲、豐筑後、薗相模、上越後、薗將監、窪左兵衛

一、單帷子各三領

東 長門　窪 甲斐　柴 丹波　辻 因幡　芝 左兵衛
辻 將監　窪 將曹　辻 兵庫　東 左衛門　奥 左兵衛
窪 左衛門　東儀 阿波　東儀 美濃　同 將監　岡 伊豆
東儀 宇兵衛　東儀 左兵衛　林 宇兵衛　同 將監　東儀 右衛門
岡 右京　東儀 將曹　多 攝津　同 上野　阿部 飛彈
山井 大炊　多 將監　同 對馬　同 越中　豐 將監
多 宇兵衛　豐 美作　阿部 左兵衛　多 右近　豐 左兵衛
多 將曹　上 左兵衛

先是本月十五日營中に於て舞樂の興行あり伶人府下に滯在せしを此日藩邸へ招延ありしなるべし。記錄樂曲を載せさるを遺憾とす。（池田家史類纂公務門饗禮上參照）

音樂に就いては率章錄に

一、公常に音樂を好ませたまひ或時中秋の十五夜御月見かてらに水邊へ臨み玉ふ折節雨後晴にて名月もおほろなりければ公[illegible]の曲を奏し給ふに無程雲晴月夾かにして照りけり去程に公も御悅喜ましく〳〵て侍坐の人々も悅あへり誠に

人々の垂れぬ所疑なく難有覺て皆感喜の涙に咽ひけると此時公御笙を被遊しとなり。特に笛に就いては京より樂人を召され辻伯耆、東修理、窪将監の三人來りて士大夫に樂を學はしめ給ふ。公には特に笙を好ませ給へり

公の横笛に名つけん事を中院内府通茂卿に請せ給ひしに蘆田鶴といふ名を附られけり「雲にかけり澤に年經て幾度か笛の蘆田鶴こへふけぬらん」といへる歌に取れるなり。此笛を其後樂人辻山城守にあたへられたり。辻は天子の御笛の師なりしかは彼あしたつ天子の御物とならぬ。一説に山城守を肥後守といふ信否を知らす。（有斐錄 率由章）また「蘆田鶴(アシタヅ)の雲井に通ふ聲の内にかねてもしるし千代の行末」の歌に因みたる命名なりと云ふ　遂に御物となりしこそ畏けれ。

又　公の趣味風流に對する見解の一として温故雜記に、

一、萬治三年庚子七月五日津田重次郎に被仰聞御言に曰く、万事我物すきには吟味の行届者多したとへは　茶を好む者は數奇道具の目利に長し、庭好む者は庭木庭石等に至るまで善惡を擇なり。惣して如斯凡情の心の惡をひたと擇ひ捨なば後には惡き心はなく成ぬべしと也。

趣味教育によりて善惡正邪を判別するに至れるにや。論語に「詩三百一言以蔽レ之、曰思無レ邪」とは夫れ之を言ふ歟。

又　繪師法橋何某、岡山に至る。公御覽ありて賞翫すべき程のものにあらずと御意あり、程なく岡山を去りぬ。

仰止錄に其後　彼の繪師か畫を御覽に入れし人に先頃の繪師は如何にしたるやと御尋ありしに四五十日以前に立去り候由申上ければ　當世亦彼程の繪師はあるへきとも見えす見事なる繪なり其方彼が繪を見せし時、身賞翫せは當世の

風儀の事なれは我も々々と繪をかゝせ華美の長せんもいやなれは先日の如くには申聞候しと仰せられけり。
と以て　公の繪畫に對する雙の鑑識眼を有し給ひしを觀ると同時に樂んで淫せざる高き節制力を有し給ひしを知るに足らん。

公の樂む所の高尚にして淡水の如き君子の樂のそれなりしことは萬治二年己亥四月十五日　公、香菴老〇榊原香菴と燒火の御間に於ける御咄の一節に、

顏子一簞食一瓢飲も夫を好み面白にてなし　求る心なき遊人是程なる樂は無く候　凡情の樂は何そに心を寄　面白く樂を覺えたる者也。故に君子の樂は淡くして何時を限りともなく候　小人の樂は一旦は殊の外面白あれとも頓て厭き却而苦みの本となり候、云々。

以て公の美的修養の極致は全く精神的のものなりしを知るべし。

禮記、樂者樂也君子樂得其道　小人樂得其欲　以道制欲則樂而不亂　以欲忘道則惑不樂（烈公鈔錄之一節）

第七十五章　意的方面の修養

烈公は優柔不斷を斥け、硬教育、鍛錬主義を實行し給ひき。そは幼時よりの公に對する四圍の境遇も之を然らしめたる如く思はるゝ也。母公福照院の賢明、媬母の永壽尼、國清公の質實剛健なる家風、興國公の炙治は勿論、環境の嚴格なりしによるか、率章錄に、池田伊賀の母の強硬なる異見を載す。

池田伊賀か母義は加藤左馬助樣の息女にして、武藏守樣、御養女として伊賀家へ嫁せしめ給へり。公御五ツにならせ給ひし時とやらん伊賀宅へ入らせられ御扇子被遣しか暫時ありて御とり返し給へは伊賀母義是を見て其御心にては大國の大將に御成被成られん哉とて　御臂をしたゝかにつめり奉られしを後に伊賀に被仰候はそちの御袋はきつき人に而したゝかつめられしとて件の御物語ありて笑はせ給へは伊賀めいはく仕りしと也。

因みに加藤左馬助嘉明の剛強につきては烈公豫ねて山崎甲斐守より聞き居られ一ツ話となされし事は　烈公間語に、

一、未の年正月於岡山御物語加藤左馬助殿事常々不動人也（秀吉伏見ニ御座時）於殿中地震時不動。又虎を朝鮮國より進上之時大書院之椽を牽き通る諸大名みな少退き被申體也。山崎甲州氣味惡敷思引退べきと被致とき左馬助殿を被見に柱にもたれうそねむりて被居是を見て歯をくひしめて甲州も不退と　甲州光政樣へ御物語の由。

其の鍛錬主義、積極主義なりしこと　松永彈正久秀の三年染工と鍛工となるの覺悟を引用せらる事、烈公間語に、

一、松永彈正、世智に惡敷かしこき者也。鍛冶屋、紺屋を見て三年之間、右兩職を勤と思候ならば立身可致と申けるとなり。夏鍛冶屋を仕、着をかんにんし仕、冬は又紺屋の水つかひをかんにんし仕る事也。

分厘の針の蟲と尺の劍。有斐錄に

御野廻り之節、大なる蜂の巣を御杖にて落し給へは數十の蜂飛て人に付に依て御側の面々扇子を以て拂ひ／＼するうちに覺しらすに御前をのき　やゝ有て皆々走集て御容躰奉伺は　蜂十はかり御身に留り有を一つも御はらひ不被遊泰然として御座被遊此時も赤面して恐入たる風情なれは公顏色を正しての給はく分厘の針を以てさす虫にすら我をわすれたる振廻なり　いはんや　尺の劍を以てせは各いかんと御意あれは各絶入る心地したりといふ。

雷に打たる。温故雜記、有斐錄に

一、江戸御詰之內大雷之節も御機嫌伺といふ事も無之公思召付にて御登城被遊御下乘之內御側三人御草履取計にて御步行被遊三四間程の脇へ雷落ち水汲人足を微塵に打殺さる御供の面々何もたをれ候處を公御平氣にて御呼被遊夫より氣を得て起上り追着、彼人足を御覽不便に思召候　被御脊を見候樣に仰せられ候　見候へは御召物こげ色になりたり。

意志鍛錬の結果とは云へ是に至ては驚歎の外なき也。又以て如何に剛毅にして克己の修養に努められしかを知るべし。

申すも畏きことなから　承應遺事に後光明天皇の御逸事を記して、

謝上蔡の語に克己須從性偏難克處克將去とあるを稱し給ひ常に御工夫を用させ給ひけり。御生質雷をおそれ給ふにこれも性偏なる處よりかくはあるとて雷はけしかりける時御簾のもとに出させ給ひ御端坐まし／＼けるに御神色かはらせられす雷やみていらせ給ひけり其後雷の御おそれなかりしとなん。

萬治二年六月三日夜、江戸の御書院にて中川佐渡守、牧野數馬殿同座の時　烈公の言に

雷など恐れて色々手覺を以て用心すべき事にて之なく候。人作の分にては天災遁るゝものにては之あるまじく候。

京に聖天子在はし備前に名君出づ修養上一雙の美譚といふべし。眞勇は必ずしも强力を意味せず。溫故雜記に、

一、公御力餘程强かりしか共終に御噂も不被遊故存たるものもなし或時備後守樣公の御脇指の甚た重きを御所望被成候へ共御許容不被成再三御所望の上被進掇被仰候は非力にては用に立不申、備後守樣いや相應に取廻し候と被仰左候はゝ力を見せ可申とて蠟燭を五挺横に並て燈し碁盤にてあほき消す事を被成候而御自慢の顏色を御覽有て又蠟燭を七挺御取寄竪に燈し並、碁盤にて下より上へ御上ケ被成候勢にて悉く御消被成候　其元には橫に並盤を上より下へあおき被申夫は勢强く候　總體力と云ふ者は賴にすへきものにあらす候と　畢竟備後守樣　此時糸髮に被遊强力苛察なる御樣子を御制止被遊候爲に右之通り被遊候御意も有之其節初而御側の者も拜見其後者御沙汰　無之。(有斐錄、仰止錄)

又射術に通達し給ひ　百發九十五中の妙技に入り給ひき。有斐錄に、

一、武藝の内に、別して射法を好ませ給ひ、御居間の傍に、卷藁ありて、弓組の弦音を聞召す、弓組の二十人を擇みて、麾下に備へらる、或時、山川十郎左衛門を召して、百射の賭射をされたり公九十五筋あたり給ひ、十郎左衛門九十六筋當りければ、公、弓を十郎左衛門に給はりけり、程なく又百射の賭ありて、十郎左衛門御相手となりけるに、公九十六筋あたらせ給　、十郎左衛門九十五筋あたりければ、公笑はせ給ひ、今日は予勝ちたり、さらば賭の弓出せと、仰せければ、十郎左衛門先に給はりける弓を出す、公、是は頃日汝に與へたる弓なり、別の弓を出すべしと、仰せければ、十郎左衛門、いや此外に弓はなしと、申上ぐれば、さらば返しあたふると、仰せらるとぞ、其弓今に、山川の家に祕藏の器とせり。

而して射的に就いて不斷の研究ありしことは戶川土佐守宛書簡に、

一筆申入候　今朝ハ名物　かき　いか　万疋被下忝則令賞翫候先以御病人　御快氣之由珍重ニ存候　然者　雁かも參候　御物數承度候　我等昨日初而かん二　打申候　然は先日御物語申候　四十間にて八寸角　御打あらん候や　左候はゝ　あたり承度存候何も近日以面可申候　恐惶以上

十五日　　　　　　（花押）

戸　土佐様参　　　　松　新太郎

尙々御病人とのへ能御大慶　察存候　以上　　（池田家所藏）

光政書翰

攝津の海上に暴風雨に遭ひ給ひしも神色自若とし變せず。仰止錄に

一、御船にて攝州兵庫の海上にて難風に御逢被成危く御作の上下覺悟を極めたり　岸藤右衛門船奉行たり　辛勞いふ計なく血眼に成て下知すれば　藤右衛門を召して御意に　死生有レ命乘船する上は如何なる難風に及破船とも不及力候力を平にして下知すへしと仰有けり。藤右衛門難有の餘り落涙に及ひ忽ち力を得夢の覺たることくなりしと後に藤右衛門物語なり　其時公には泰然として御機嫌御平生なりやゝ有て漸御船兵庫の湊へ着いて誠に虎口の難を免れさせ給ふ此時兵庫網屋新九郎といふ者明松を夥敷濱手へ出す依之水主等力を得たり御着船直に新九郎所に御止宿、夫より今に御本陣に成る

昔、大禹、江を渡るの時黄龍船を負ふ生は寄也死は歸也とて何等動ずる所なかりしと云ふ。

禹濟レ江。黄龍負レ舟。舟中人懼。禹仰レ天歎曰。吾受二命於天一竭レ力而勞二萬民一生寄也。死歸也。視レ龍猶二蝘蜓一顏色不レ變。

見俛首低尾而逝。

死生の間に立て從容自若宇宙の眞理大法を悟了したる大覺にあらずんば焉ぞ能く此に至らんや。大聖禹王と大賢烈公と好の一對と云ふべし。いとも畏き事ながら嚢に東宮におはせし時御外遊の途、印度洋上にて汽罐破裂の厄に遭ひ給ひし際に於ける　今上天皇陛下の泰然自若堂々たる御態度を聯想してそゞろ感涙に咽ぶ次第なり。

公病中祈禱し給はす　孔夫子の丘の禱るや久しと同一心事なり。御祈禱所圓乘院坊主東叡山の御門跡に願ひ出て大老雅樂頭より公へ達あれば、

總體祈禱と申すものは自身信仰なくては、驗もこれなしと存じ候、只今准后様御祈禱なされ下さるべくとも自分信仰には存せず候、況して拙者領内の坊主へ、祈禱、信仰にこれなき故、申付けず候へは、大を立腹いたし我等に暇をくれ候て國を立退き申候、其坊主今更得申付けず候云々　（有斐録）

不死を願ふの愚。曾て曰く齊君泰山に登望し國事憂ふるに足らすと雖も、死あること憂苦に堪へずと大夫の中その言を聞て笑ふものあり君由を問ふ曰はく死あるが故に君齊王たり死なくは先君王にして君王たらすと　不死を願ふこと愚の極なりと。萬治二年二月十五日公香菴老と御燒火の間に於て御同座の時、

一、御言に曰く、昔齊ノ國の君、齊の大山に登りて其大夫に語らく我國是れ上々國にて景の勝れたる事、他國になし、國には心に懸かる事なけれとも死ぬると云ふ事ある故何事も面白き事なしと云々大夫の中に其言を聞いて　笑ふ者あり、君の曰く汝は我言を笑ふかといひて怒られけれとも尚笑ふ君の曰く其笑ふ子細を聞かんといへり笑ふ者の曰く死と云ふことある故君の御手に齊國も入り候なり死ぬる事なくは齊の先君齊の國を治め給ひて君の御國とはならざる故に笑ひ候となり。公の曰く右の如くに成らさる事をさへ世人願ふに、成りそうなる事を願ふは餘義なき事なり。

生者必滅は眞理なり。頃日某醫學者の間に内分泌の若返法流行す結構の事なり　併し是も時也勢也。秦皇　漢武の愚昧と同一の迷妄にして憐むべきことなり。

天道一體の本心。公の御言に曰く。人々天道は尊きものと云ふ事は知れども天道一體の我が本心を尊ぶ事を知らずと。

又曰く。

凡士たるものは武勇を第一とす。然れども大に心得損ひ小勇にのみ心ありて大勇を知らず。譬へは爪彈にても當てられては堪忍ならずといひ、又義と心得てゐる事をも世人毀る時は爲さず。是程なる臆病なる事は之なきを知らず、人々苦しからずと思へり。千萬人毀るとも爲すべき義はなし。千萬人勸むるとも爲すべからさる義はなさず、誠に是こそ大勇なるべし。又譬へは金銀にても知行にても人與ふる時に取るべき義ありて取りたるを世人貪りたりと云へは取るまじきを取りたると後悔し、又取るべからさる義ありて取らさるを、世人取りても苦しからずといへば取るべきものをと後悔す。凡そ見るも聞くも言ふも皆同じ。是れ皆義と云ふ踏まへを知らずして唯世間の口舌外欲をのみ本としたるものにて候。有申す如く義を主本として外に奪はれさるは誠に君子の道を學ふ人なるべし。

公常に董仲舒の義利道功の語を愛して之を誦し以て聖學の要と爲し給へり。

市浦毅齋の芳烈祠堂記に「常愛董子義利道功之語而誦之以爲聖學之要也。」云々

董仲舒傳第二十六云「夫仁人者、正其誼不謀其利、明其道不計其功。」是に至て　公の意的方面修養の極意は孟子の所謂「居天下之廣居、立天下之正位、行天下之大道、得志與民由之、不得志獨行其道、富貴不能淫、貧賤不能移、威武不能屈、此之謂大丈夫」と一致し　義を主本として外に奪はれざる君子の大勇にありしが如く又孔子の「君子義以爲質。禮以行之、孫以出之。信以成之。君子哉」（衛靈公篇）また「君子義以爲上。君子有勇而無義爲亂。小人有勇無義爲盜」（陽貨篇）徹頭徹尾義を以て本質目的また上乘第一義とし給ひし所以を知るべし。

第七十六章　烈公の人物度量

以上說き來りたる如く、烈公は文武、神儒佛、智仁勇、あらゆる方面に不退轉の研鑽修養を積みて、一種偉大の人格を完成せられたり。如斯にして、公は最も强健なる身體と不撓不屈の精神を鍊成せられたり。於是乎、吾人は道念堅固その意志鐵の如く度量寛弘、恩威並行はるゝ底の眞個成德の君子人を公に於て見出し得たり。率章錄に、

或人のいはく、井關玄說、公を御見あけ申し退いて歎していへり　其詞に溫恭にして不可犯寡默にして親しむへからす、言しはく〳〵可に當り行しばく〳〵則に叶ふ、本邦古今君子不聞、もし君子と稱せば公ならんといへり。

孔子の所謂、訥於言而敏於行なる君子、また溫而厲、威而不猛、恭而安てふ仲尼そのまゝなる本邦古今一人の君子となり給ひしなり。特に公は寛仁大度の修養に苦心し給ひ、遂に天空海濶の雅量を養成し、思慮周密にして胸中に千山萬嶽の經綸を秘め、雲の如く林の如き文武、幾多の人材を網羅して備前一國は殆んど理想的に改造せられたり。いでや公の人物、特に海の如き度量と寛弘につきて記するところあらんとす。

烈公は家臣に對して常に「士の心宜しく寛弘なるべし。上の心亦深淵の如くならさるべからす」と諭し給へり。

曾て山內權左衞門に士の心得を示されし一節に

一、寛弘にして人の言を許容し權高にこれなく末々までも物申しよき樣に相心得べき事

又　御野廻り遊されし時何れの川にての事にてや、淵ありし所にて石黑後藤兵衞に仰付けられ共淵を能くのぞき見申せと御意あり後藤兵衞とくとのぞき見申し候て能く見申し候へとも、淵の底殊の外深く御座候へは見え申さず候と

申上げしかは公御意には、されはこそ能く心得候へ士たるものゝ心持も左様にこそあるべき事なりと仰聞けらる。

而して公自身之を實行せられたり。直諫を容れられし例としては　或夜御菓子に蜜柑を召上らる御側醫臨見玄三夜中冷物御用捨然るへしと諫止す。御止なされて後　扨も危き事ありと獨言し給ふ。夫程の事百も承知すと口外せんとしたる事よと仰せらる。如何に機微の點までも反省せられしか、諫匭を設けて國の大智を採納し言路を開れし事は更にも云はず、泉仲愛、中川謙叔、日置若狹、山田道悦、高木左近、青地三之丞、さては料理人まで諫言を容る。

一、或時の御話の序に近頃は餘り大なる過も無きかと思ふとの給へは泉氏仲愛聞て恐なから其はいやにて御座候と被申上けれは　公御顏色少し變しさせ給ひて奥へ入らせ給ふに依て泉氏退出し恐入る。翌日出仕を控へて在宿なれは御尋あり早速登城ありて召して御話あり御容貌常に變らせ給はず御きけん勇敷泉氏も前日の事聊出頭に無と見へて　敬謹恭しく其後再ひ其事の給はず　泉氏も申上けず　識者之を聞て君臣合躰と云ふ是なり　此位は道に通したる人ならでは知りかたきところなりと云へり　（有斐錄、仰止錄）

一、孝經爭臣五人の章を講ぜしめられ　大臣池田出羽、池田伊賀に各心をこゝに用ひらるへし。予によからぬ事あらは必諫らるべし又各々も人の諫を能受られよと仰ありしかは一座皆感じ奉りし時中川謙叔（權左衛門）末座より進み出て只今の御一言國家永久の兆なり、然とも公は嚴威有て殊に聰明におはします　又疱瘡のあと有てたまく怒らせ給ふ時は一目とも見られずと人々皆申かゝる事にて御諫を申す人の候へき公先色を和柔にして諫者を賞し給はゝ言路開て御益あるへきと申しけれは公其直言を賞し給ふ事大方ならす謙叔退出之時加世次春（八兵衛と云ふ）は餘りなることをいひしとあれは謙叔人臣の職自己の利を思ふ爲にいひたるにあらず國家の爲に無禮を忘れたりとし云ひし。（有斐錄、仰止錄、溫故雜

日、吉備烈公遺事）

三、日置若狭直諫申上時何やらん被申上候に御合點不被遊候へは左樣に御實被成候而は御合點申間敷候間重而可申上とて退出す出羽騎に居て大汗の出程氣の毒に有しとなり（有斐錄）

四、山田道悦は昇進の上なり或日御前にて物語しける時、殿にはふきをきこし召されずと承候いかなる故にやととへは公させる事もなき事とこ取合せ給はす　押返して　子細の候やと承りぬ、まさしく其趣を承らはやとしきりに申けれは公されはよ先祖護國公の長久手にて討死有しはふき畠の中なりと聞召其軍は義戰に非さるゆへ深くなけき思ひふきのうるさきと仰有けれは道悦謹而それは殿の大きなる幸と申ものにて候　護國公若し田の中にて御討死あらんには殿は飯をきこしめさて餓死をせさせ給ふへしと嘲弄しけるに公は顧みて外の事御物語有て御答は更になし。（有斐錄、率章錄、烈公遺事、責而者草）

五、高木左右衞門使番たりし時御城の東北川を隔てゝ小性町といふ所あり竹林にひよとり多かりしを家來を遣はして捕らせたり公御覽有て制禁の竹林に網を張る事やあると仰あり　高木此の時當番なりけるか是を聞きさらは家來は死刑なるへし我も腹切べし戰場にて討死すへき侍を小鳥に替給ふは殿の過なりと云ひしを殿聞召笑はせ給ひて担やみ給ひけり　（有斐錄、率章錄、溫故雜記、烈公遺事、由章）

六、鷹狩して歸らせ給ひ、城に入らせ給ふ時、青地三之丞、今日の牛蒡狩　獲物多かりしやと云しを聞召し　をかしき事を云へるものかな。仔細あるへしとて　問はせ給ふに　三之丞承はり、過きし頃鷹狩の御歸りに當番の者の疲れたらんとて其日の獲物羹にして給はりしを忝き事と思ひしに牛蒡ばかり也。さては今日も牛蒡を狩らせられしと心得候

と答へ申せしかは、料理人を叱らせ給ひて其日新に鴨を羹にして當番の士に給はりけり。

七、御野廻、御晝休にて白魚を御吸物に差上くる　御椀の中に砂氣ありて以ての外御機を損し　無念の儀と御叱あれは御料理人御前へ罷出て　恐れながら申上候　御椀の中には中々砂は御座なく候。今日は風立ち候故、公の御口中に砂氣御座候と存し奉り候、御口を嗽かれ候て御上り被遊候へと憚る所なく申上ぐれは、公いかにもく〳〵と卽ち御手水をなされ　御上かりなされ彼が云ふ所尤なり。我誤れりとて御笑遊されしとかや。（有斐錄、温故雜記、責而者草、烈公遺事）

公の直諫を喜ばれしことは其の愛書帝鑑評、費強項令の章に

一人の罪ある者ひきを以たすかゝる時は天下の悪人首をあけてゑみをふくみ天下の善人心をくるしめ氣をくつす　うつたへ日々に起つてやむへからす　董宣は君に忠あり天下に功ある良臣なり　故に孟子に瞽瞍人をころすの議論あり能々見てわきまふへき事なり　光武程の御人なれ共公主のいかりて甚しくおほせらるゝによりて董宣をいからるゝこと大なるあやまちなり御志ハ聖いきに入給へともいまた小人の根のこり火氣つきすして明知をくらます所なり　しかれとも學問内に向はせ給ひて常にみつから小人の根つきさる所を知給ひぬる故に董宣か言によつてはやくかへりみ給ひしなり眞に愚を知者は不愚ものかなをもいまた私の根のこりて公主の非の爲理ある董宣にむひことせよと仰せらるゝこと過たり　董宣わひことすへき非あらは初より何そ罪のかるへき　道理を以て非と稱するは僞なり　志士は首を失ふとも何そ道をまくへきや光武亦頓而其志に通して褒美し給ふ事ありかたき名君なるべし。

又[illegible]の章に

朱雲佞臣の社稷をあやうくし天下の命脉をみしかくする事をかなしみて君のため天下の爲いのちをすてゝ諫言を奉る

申　其忠心深しかりといへとも心の學なき故に火氣を除く受用をしらすして心を動かし氣を變して　そこつに申上たる故に君も亦此の聖人の心法をくはしく學ひ給はされは心氣動し火氣發して朱雲を殺さんとし給ふ左將軍顏をやはらけ氣を下して申上らるゝによりて君も亦戾氣解てゆるし給へり　其後忠臣の誡をかんしましましてそのかたみをとゝめ給事奇特なる事なり　我か過をあらはして天下の忠を進め給ふ後世小疵をかくして大善を失ふ人はぢいましむへき處也

以上二章は烈公の特に色箋を附せられ一段意を留められたるもの也。斯の如く寛仁大度におはし、大雅量を示し給ひしが、更に進んて思ひやりの心深くおはし深く士を愛撫し給へり。

鷹狩また御遷廟の時、降雨の中を衆と共に濡れて少しも厭はせ給ふ氣色なかりしと云ふ。溫故雜記に

一、萬治二年亥正月廿三日津島の山にて　公、山鷹野被遊候處に山三分一程の時分、南東より雨降り來らんと見えしにより諸人雲色を今降り來らんかと心の內に人々氣遣ひしけれとも　公は少しも御心に不被爲掛只常の如くに御下知被仰付　自由自在に御下知に付御機嫌也　雨强く降けれとも蓑笠も不召　誠に御狩は御治世の中の大切の御人數あつかひの御事故御心靜かに御仕舞ひ被遊しとなり他の御事には下々の濡候事なとは殊の外に御厭ひ被遊事なから叉如是節は厚き御心得ありて　御いとひなしとなん。

一、同二月朔日　御遷廟之時前より雨降り道惡し公御城より御廟迄御徒跣にて御供被遊候て末々の足洗ひたる水にて共に御足御洗被遊しとなり。

士を愛撫し給ひしは靑地三之丞節季つまらぬとて　射術見苦しと溢ほせしに銀子を給ふ。率章錄、愛士篇に、

青地三之丞射藝の妙を得たると云ふ程のものなるか、裏中に的を射けるに、御覽遊されて三之丞か放れ今日は見苦敷、いかなる事と御意あれは歳暮の近く勝手の殊の外あしく候と申上くれは御笑せ給ひ銀子を賜はりしとぞ。

又　山川十郎左衛門の子供の支度にと銀子賜はる。有斐錄に、

一、山川十郎左衛門へ節季詰りて、御意遊はされ候は、定めし子供に着る物など致し遣し候やと仰せらる、殊の外、勝手不如意に候故、段々せがみ候へども、得致し遣し申さず候と、申上ぐれば、定めて左あるべし。之を遣り候へと仰せられ、小判二十兩、紙に御包み遣さる、有難く御禮申上げ罷歸り、數へ見候へは廿一兩なり。翌日罷出で候節、右の一兩を持出し、御前へ罷出で、昨日は有難き仕合、家內一統に有難く存し奉り候、扨小判を數へ上げ候へば如何に仕候ても廿一兩御座候故、一兩は返上仕るべしと持參仕候段申上候へば、そうもあるまい、是へ〳〵とて御取返し遊ばされ候事。

公　愛敬の德高くおはし深く御修養ありしことは、仰止錄に、

一、內匠頭樣御家に御傳なされし公の御文稿あり。

愛敬とは人あいやわからかにうや〳〵しく謙遜なる心を云　またけんとん邪見なる心生すれは　右の愛敬の德おほひかくれてかほけせ立居ふるまひに至るまてするとにさかしくたとへは今まて海上ゆふ〳〵としておたやかなるもにはかに雖風おこつて船を害ふか如しされは此の毒心にあたる人心をそこなはすと云ふことなく事やふれすと云ふことなし。此德常にあれは心靜かにして長閑なる春陽の氣を見るか如し此心より万事を執行なせは人和せすと云ふ事なく事成らすといふ事なし行として義にあたるところそきけ。

右一枚の紙に御調被成上に(寛文四)辰ノ八月五日の夜めうだつ被」参書おくりし下書也と御しるし遊はさる　此妙達ははしめ角南と云ひし老女中なり。

又

御物語に惣して悪人にても常々悪人はなきものにて候何そによりて悪人に成ものにて候人毎に常々悪をたくみ申者はなく候間常に悪をなさする物面々の心の中に有物にて候條、夫を尋せんき仕樣に候はゝ少しはよく成可申と仰られしとなり　(仰止錄)

本來の悪人なく性相近習相遠也　生れて後の習慣にて段々遠さかりて、善と悪、賢と愚とに分かるゝを思ふべき也。

作食。又御在國の中は朝食の御相伴に番頭一人物頭一人つゝ召出され必す家內の安否　仲間の事　先祖の軍功其他尋ね給ふ。

串餅。出仕の日重例に串餅を入れ一人つゝ御前にて賜はるを各ゝ押戴き頓首して退く毎日朝より暮に及ぶ　家老の方々其の倦み給はんを恐る分內狭く上の見參に倦むことを思へとも能はずと仰せらる。

又守將を腹心とし善政を施して人民を安んぜしむる事は帝鑑評、褒奬守令の章に、

國の守護を替て民のいたむ事を謀り給ふ事きとくなり、するとげて守護せぬ國と思へは當座やかなひにして行末の民の安堵を不思故に民がしくるものなり　守護と民と親しまぬ樣にして用心とする心得より國替なと云事はしまりたると見えたり皆あしき知なり事を以用心してはやくに立さる事古今のためし明かなり　見るへき事なり、よく民を親む守護をゑらひて國を久しく守らしめ　其守護をは又我腹心とせは是にましたる用心はなし　心やすき事也。

是亦色簑附のものにして烈公の愛讀し給ふところなり。大度量ならでは爲し能はざるわざになん。

第七十七章　烈公の進境

進境の人としての芳烈公。公年十四論語を讀ませて君子の儒を志すや　精進不退轉、一生研鑽修養を怠らす、生々發展、自彊息ます日に新に日日に新なる自己を發見しつゝ其の理想目的に向て一生進境に立たれしことは、之をその學問の上に見るも、神學、佛學、儒學と段々研究を進め給ひ、儒學も初は王學のち朱子學を究め給ふ　同しく大學の研究にしても專ら良知說の立場より自ら筆を執て中江藤樹の著大學解に據て書かれたる大學要語解あるにも拘はらす晩年之をすてゝ市浦毅齋の朱子學の解釋を用ひられしこと前に說きしか如し。勿論此等の研究は最も穩健妥當の眞理を求められしものにして、君子儒の完成、一生心忠孝の大目標に到達せんことを期したるものにして、彼の轉々として歸趨する所なく徒らに新奇を逐ふものとは全然其選を異にするものなり。御止錄、「上樣は日本國中の人民を天より預り被成候　云々」の條末に、

身修まり家齊ひて國治まるは大學の道なり。首條に御知をひらかせ給ひてと仰せしは此ことはりを知り給ふなり、君子の儒と仰せしは此ことはりを御身に體し給ふなり、御政績の記すべきもとより數多けれと　其要を申さは　忠孝の德を推して國事におかせ給ふのみ、云々

而して公の一生七十四年の進境は、正に論語に見ゆる孔夫子のそれに髣髴す。是は公年十四　論語を讀んて君子の儒たる孔夫子その人たらんことを志したる必然の結果とも謂ふべき歟。但し烈公は　孔夫子の如き智仁勇三德兼備の圓滿なる全人格の完成を期せられたる也。同時に其は　禪讓放伐、易姓革命國たる支那の孔子にあらずして、天壤無窮萬邦無比[illegible]理[illegible]なる日本國の孔子を期せられたる也。於是乎　公は廿七歲「一生心忠孝」を以て守本尊とし給ひし也。初め佛學次に儒學、王學のち朱學、而も要は慈悲忠孝　仁義忠孝いな文武忠孝の實現に一貫せし也。同時に年三十にして法

華經八卷々筆寫して法華の國、日本を見出されたるなり。更に年四十にして、淨土三部經四卷を寫して我が淨土國家、常樂我淨の理想國日本を見出されたる也。年四十八九祖祭を興し、五十の元旦　格物の掛物を懸け、孝經の讀初、忠孝の試筆あり、五十一父子有親の御懸物、孝經の試讀　儒道興行天下泰平の試筆あり、而して五十二より五十七に至る六回の元旦には父子有親の懸物、孝經の試讀定例となれり。有斐録に、

元旦の御規式、忠孝の御掛物御拜有之事、今以て有之、御讀初は御自筆之孝經、御書初は天下泰平儒道興隆の八字を被遊候事。

とあるもの是也。六十歳の正月古今集一冊第二回の全寫本あり、六十一歳東照宮造營、藩學校新建あり。六十四歳　致仕、六十九朗詠集長生殿裏の御手本を物され。七十四歳の元旦、君が代の試筆かゝせられ、忠孝の高札を揭けられ、又「近年伊豫志大方我等存候様に罷成大悦此事に候」と申のこされたり。

要之烈公の十四にして君子儒に志されしは、孔夫子の吾十有五而志學に比すべく。廿七にして一生心忠孝、三十にして法華經の筆寫は　三十而立に。四十にして三部經の筆寫は、四十而不惑に。五十前後に於ける祖祭、孝經の試讀、忠孝、父子有親、及儒道興隆天下泰平の試筆は五十而知命に。六十にして百廿四の鄕校設置、六十一歳にして藩學校の造營、東照宮御廟參、六十四の致仕は、六十而耳順に。七十四にして君か代の試筆に續いで「近年伊豫志大方我等存候様に罷成大悦此事に候」と認められしは「七十而從心所欲不踰矩」に比すべきものにして、是に至て、其の理想究竟目的に向て生々進展して息まさる烈公の人格は、大聖孔子のそれに全然一致せるを見ると同時に、公の人格は、倫理學者の「智情意三方面の圓滿なる發達を遂げて自覺、統一、發展するもの」てふ人格の意義その儘なることを知り得たり、而して公の理想目的なる忠孝は實に其の根本信念なれは次章に於て之を略說すべし。

第七十八章　烈公の根本信念

文武忠孝の權化としての芳烈公　烈公の文武の全才なることは修養の章及學校と軍制の各章に於て之を云へり。但し文武は畢竟、手段にして目的にあらず、忠孝の大義を發揚せんが爲の文武なり、先是支那に孔孟の儒敎ありて仁義を唱へ印度に釋迦の佛敎ありて慈悲を說く共に我邦に傳はりて忠孝の大義を發揚するの手段となりぬ仁義忠孝。慈悲忠孝是なり空海は慈悲忠孝の弘通に力め朱熹は仁義忠孝の宣布に努めたること亦前に說けり。而も仁義といひ慈悲といふ重點を文に置きしものなれは其の弊や文弱に流れて王朝末に於ける社會の無秩序を馴致せり。之に對して武士道といへる秩序あり節制あり質實にして剛健なる實行道德は源賴朝に依て創始せられ、皇室尊崇、神佛崇敬、品格ある武士を出せり。然るに是も亦武弁剛強に偏し其弊や學問に暗きを致せり。やがて下剋上極まる戰國亂世を經て勤王の心深き信長出てゝ勅を奉して天下の半を平定し秀吉全國を統一し、家康に至て水も漏らさぬ大經綸を實行して專ら文武を奬め忠孝を勵まして、よく德川氏十五代二百六十五年の治平を致せり。是れ畢竟、深謀遠慮なる家康が古今東西の智識經驗の粹を集めて大成したる封建制度の賜なり。蓋し此の制度は文明進步の一階段として大國民の必す經驗すべきものなることは東西史實の最も雄辯に證明する所なり。而して此の制度は亂雜なる時代を整頓する必要より起れるものにして、彼の秩序節制、規律、鍛錬、獻身、義勇、奉公等、社會組織上の結合的要素とも云ふへき尤も高潔善美なる犧牲的精神の養成に於て大功あり。武士道は實に此の制度の產物にして文武兼備の偉才山鹿素行に依て完成せらる、世に山鹿素行を以て武士道の權化と稱する所以なり。吉田松陰、素行の學問、人格に感化を受け維新の元勳多く其門に出てたること世間周

知の事なりとす。而して此間の世相がすべて文武の顯彰にありしことは、武家法度第一條に文武弓馬之道可相嗜事を劈頭として享保、寛政の改革に際り毎に文武の高調を以て一貫せるに徴すべし。予が仁義忠孝、慈悲忠孝に對して文武忠孝と特稱する所以の理由亦實に此に存する也。

烈公は此間に生れ此間に人となり神佛儒三道を精研し、自ら忠孝の人となり、忠孝の家を興し、忠孝の國を建て、國體の精華を發揚し、以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉らんとす。凡そ公一代の改造施設經綸一に此に終始す、予の烈公を稱して文武の全才、忠孝の權化、皇運扶翼の行者と云ふ所以なり。

寛永拾貳年四月廿三日、公年二十七歷尺を作り書して曰く「一生心忠孝」と予の烈公を以て忠孝の人と云ふ所以なり。

寛永十八年九月十二日 幕府の命に依て池田氏家譜を作り古き家傳に據りて忠孝兩全の小楠公の後胤なる所以を特筆せり、予の烈公を以て、忠孝の家を興すと云ふ所以なり。公既に忠孝の人を以て任し、忠孝の家を興すを以て其の使命とす。更に備前一國を改造し感化して忠孝の國とせんことを期す。造次も顚沛も忠孝に於てせさるはなし。特に家系に於て藩主歷代楠胤たることを支持して怠ざらりしことは、既に系譜の章に於て之を詳說したり。以下忠孝の家風を興し忠孝の國風を樹立せんとしたる一端を記す。

寛永廿年、公年三十五、元旦忠孝の懸物を拜せられしこと溫故雜記に見ゆ。

寛永廿年癸未。元日の御規式如例年、忠孝の御掛物、御拜夫より御讀物は、御自筆の孝經、御書初は天下太平儒道興行の八字を遊はさる。

如例年とあれば或は此年以前にも此の事ありたるにや。

寛永廿年九月、寛永諸家系譜傳成る、此の系譜傳を通して池田家の小楠公の後胤、忠孝の胤、國體擁護の忠臣の家なることは將軍家を始め天下に公開せられたる也。

忠孝の書。修養の章に記せし如く、烈公の手澤本の一たる、祟禎十二年（我が寛永十六年）刊行の汲古閣本十三經注疏二部、內一部は旅行用文庫、一部は現に閑谷校保管に屬するものなるが、此書は錢謙益の序文あり。方一寸五分五厘「忠孝之家」の巨印を捺せり、忠孝の書と云ふ所以なり。烈公は在府在國は勿論、參覲の道中輿中に於ても此の忠孝の書を愛讀耽讀し給ひし也。

是と前後して烈公は寛永十五年、年三十歲、父君興國院殿追福の爲に法華經一部八卷を細字にて書し之を國淸寺に納め、慶安元年二月十六日、年四十歲台德院殿秀忠將軍追福の爲に淨土三部經一部四卷を淨書して之を東照宮別當坊、台祟寺に納め給へり。是れ佛教を藉りて我が國の法華經國、さては淨土、無量壽無量光の國すなはち天壤無窮の國なることを父君、將軍家に告げ給ひしものと見るべきか、尙ほ空海の我が國體發揮は儒道佛、三教いづれに據るを以て捷徑とすべきかに就きて比較硏究の結果佛教に據るを最良しとするの意味より三教指歸を著はせしと同時に同し目的を果す爲に綜藝種智院を建て庶民の子弟を教ふるに慈悲忠孝を以てせり。而して我が固有の道德たる忠孝の大義名分を闡明する上に於て儒佛二教が如何に役立ちしかは今更言を要せざる程なり、さは云へ或は云はん、當時の寫經は理屈にあらずして全く信仰なりと實に然り公の如きは合理的信仰に立ち給ひし也。信仰も信仰公が合理的信仰を有せられしことは其姪祠を廢毀し、寺院を淘汰し以て眞神社、眞佛教を確立せしことに依て明瞭なり。而して公の佛神儒の研鑽に就いては率章錄に。

公御學問初佛學を被遊しか忽御見破り我日本の道也とて神學に入らせ給ふ。是も國政に便りなきとて王學を學ひ玉ひ

しが親切もつて。身を修むるに足れりといへとも政事に餘ありとせずとて朱學云々。

さは云へ根本を神道に置き儒佛二教を以て之を發揮し給ひしことは公の最も精讀し給ひて再三再四の御書入ある日本書紀、神代卷の跋文に

蓋し神道は萬法の根柢たり、儒教は枝葉たり、佛教は花實たり。彼の二教は皆是れ神道の末葉たり云々。(知的方面の修養章、手澤本、二、參照)

先是、天正十九年、臥亞の總督に與へたる豊太閤の返翰に於て既に神儒佛本末の關係を喝破せり、其一節を鈔錄す。

夫れ吾朝は神國なり。神は心なり。森羅萬象一心を出です。神に非ずんば、其靈生せず。神に非ずんば其道生ぜず。增劫の時も此神增せず。減劫の時も此神減ぜず。陰陽不測之を神と謂ふ。故に神を以て萬物の根源と爲す。此神竺土に在つては之を喚んで佛法と爲し震旦に在ては之を以て儒道と爲し、日域に在ては諸を神道と謂ふ、神道を知れは則ち佛法を知り又儒道を知る、凡そ人の世に處するや仁を以て本と爲す仁義に非ずんは則ち君、君たらず臣、臣たらす。仁義を施せば、則ち君臣父子夫婦の大綱、其道成立す。蓋し是れ神佛の深理を知らんと欲せは、懇求に隨つて之を解說すべき也。爾の國土の如きは教理を以て專門と號して而して仁義之道を知らず、此故に神佛を敬せず君臣を隔てす、只邪法を以て正法を破せんと欲する也云々。(原漢文)

以上神道は萬物の根源、神國は萬邦の根本なること卽ち神道は根本、儒佛二道は其の枝葉なること明かなり。寬文六年八月廿三日備前少將光政國中寺院追出之後御書出八ケ條にも

一、權現樣の御意にも神儒佛共に御用被成候との義なり。神道は正直にして淸淨なるを本とし、儒道は誠にして仁愛

なるを尊ひ、佛道は無欲無我にして忍辱慈悲を以て行とす。三教ともに如斯なれはたとへ教はしなく〱ありとも害あるへからず、云々。

尚之を裏書すべきものは、繼政公筆に係る國淸寺藏の烈公畫像の贊に

夫儒教は木の枝葉の如く、佛道は其花、神道はこの根なり。柳はみとり花は紅のいろ〱にかはるといふも遂に菩提樹の落葉ならまし。

神道は我國體の根本なり、儒佛二教は之を飾るの枝葉花實なり。是れ烈公の心術本意を直筆したるもの也。

忠孝は國體の精華なり、烈公「一生の心」として又懸物として元旦毎に先づ之を禮拜し、造次にも顚沛にも此に於てしたり。忠孝は吉田松陰の「臣民忠」君、以繼父志」と云ふ、忠孝の一致、すなはち世忠にして是我が國體の精華に外ならざる也。其は支那に謂ゆる國亂れて忠臣出で家衰へて孝子出つと云ふ如きものにあらずして、億兆心を一にして世々厥の忠孝の美を濟せる國體の精華のそれにして、是れ實に日本國民の總目標、究竟目的たる「王ノ邊ニコソ死ナメ」の和魂すなはち天壤無窮の皇運を扶翼し奉るの精神大道なり。

凡そ忠孝の精神、大道の發揮者は古今、楠公父子を以て第一とす、而して池田家か楠公の後胤たることは家傳として其の由來久しきものありしが未だ公表に到らさりき。會ま芳烈公英斷を以て之を公表し、自ら忠孝の人となり、一門世忠楠公以來忠義の家を興し、藩臣領民悉く忠孝の臣民と化し、土地人民を以て忠孝の地、忠孝の民とし備前一國を擧て世々忠孝の國たらしめんことを期し、主として下の五方法を採りたる也。第一、系譜の獻進。第二、墓碑の建設。第三、後繼者の養成。第四、教學の奬勵、第五、重臣への遺囑是なり。

第一、系譜の獻進。寛永十八年幕府命して諸家系譜傳を編修するや烈公率先池田家系譜を撰し其の楠胤なる事を特筆して之を上り爾來歷代此の系譜に準據せしが中にも綱政、繼政二君の如きは各々親ら筆を執て家譜を作り其の楠胤なることを高調せり是は本書系譜の章に附說せり。

第二、墓碑の建設。寛文七年二月先塋を和意谷敦土山に設くるや、輝政利隆二君の碑を建て墓表を刻して其の楠胤なることを特筆せり、實に湊川建碑に先つこと二十五年なり、事は本書、和意谷改葬の章に明かなり。

第三、後繼者の養成。後出、烈公致仕時代にゆづる。

第四、教學の奬勵。藩學校、閑谷學校、手習所殊に津田永忠に與へられたる書簡に徵すべし。

第五、重臣への遺囑。特に津田永忠日記及手簡に徵すべし。

津田永忠日記　萬治二年八月の條に、楠氏の世忠を嘆美して、

同十七日ノ夜ヂンニテ　信州公、小堀彥右衞門、草加兵部御前ニ有御咄ニ曰。玄信（○信玄の誤か以下同じ）ノ軍法ハ楠ノ軍法ニモヲトリマジケレ共德ノ法ニテナク法度ノミキビシクシテハカリコトヲ以テ爲シタルモノナルユヘ玄信一代ニテ終、勝頼ノ代ニナリテハムホンヲ爲シサン〳〵カヘラサル事共ナリ。誠ニ楠殿ハ德ノ廣キ事也。主一代ハ不及申、子孫末々迄、終ニムホンノ心ナク　正成ハ代々ノ忠ノ士ナレ共一タンノサヽヘニテ大將ヲトリ上ケラレハ士ニナリタレ共少々モウラムル心ナク彌、忠ヲツクスト也誠ニ子孫迄左樣ノ風俗ノ殘事一ヘニ正成ノ德ノ光リ也ト云也

時に烈公年五十一、楠氏の世忠を嘆美して之を永忠に奬め給ふ先是十八年、寛永十八年その家傳に據て自ら楠氏の後胤なることを決定せしが是に至て一門世忠の大義を唱道し給ひしにや。後八年寛文七年敦土山の先塋を經始するに當りそ

の第一嗣輝政卿の墓誌に刻し更に五年の後寛文十二年烈公致仕の年十一月廿日附、津田永忠に囑せし手柬中にも。

此度於江戸如申付十二郎儀和意谷之御山、閑谷學問所、井田並國中借艮此四品無懈怠きも入可申右之品最初より十二郎ニ申付候へハ我等趣意能存たる事ニ候間諸事宜樣ニ心ヲつくし可申候、以上。

とあるによれは和意谷始め建學、墾田、國中借銀さては永忠一生の事業たる、沖新田、幸島新田、用水溝共、倉田新田、倉安川、角宮、益原、牛窓波戶、大太府、千町惡水拔、福里惡水拔、下津井波戶、津高今岡の惡水拔、御後園、百間川、一宮、福浦新田、用吉新田〇以上津田文書列記のもの 等の土木工事は皆、忠孝發揮の手段として開發せられ、善美なる民土、いはゆる美化作業の一にや、同し津田央氏文書に。

一、名を好候へは沖新田之儀は取立不申候、倉田新田、幸島新田にて私名ノ爲ニハ能御座候、首尾可仕も憚ニハ、不被存。二ッ物かけ成、沖新田ハ取立不申候、五穀ノ出來不申處ヲ人力ヲ以五穀出來仕、日本ノ食物增候樣ニ被仰付ハ天道又ハ天下へノ御奉公と奉存候、又ハ沖新田御普請又ハ此後沖新田ニたより仕ル者幾人と申事御座有ましくと奉存候、天道之意味ハかやうノ事と承傳候。

五穀生せさりし荒野を人力にて開墾し、日本の食物を增加する樣にとの命を奉し、天道又は天下への御奉公の爲に、陛下の赤子の生活を保障せんが爲也と、沖新田開發の眞意、隨て一切の土木工事は陛下の土地人民を善美にする事に目的の存するを知るべし。又一切の國務を以て、忠孝の手段、忠國の手段たらしむるに在りしことは、元祿八年五月朔日附日置猪右衛門宛の津田左源太意見書の一節に徵すべし。

私之儀ハ始終御國ノ御爲ヲ存一生ノ內抽忠義ヲ盡し度大望ニ奉存候ニ付何にもかも打捨申上候。御上ノ御勢ノ不宜ほ

と私ハかやうニ不存候ハて不叶わけ御座候、本道理ハ御上御先代ノことく有之其ヲ奉請御役人共はけみ候埒にて御座候へ共、其段ニハ及無御座候へハせめて御自分様次ニハ御用人中並私體もいかやうニ苦ミ候て成共御奉公申上ル時節と奉存候、主人親之順なるニ忠孝ハ其筈之儀ニ御座候、不順ニ出合共志ヲ立候事誠ノ忠孝と承候、其段は兼而申上ル楠殿能手本と奉存候云々。

盡忠報國、楠氏を以て手本とすべきを主張せり。尚「其段は兼而申上ル」とあれは烈公より稔聞したる楠氏の世忠は永忠の口によりて屢々主張せられたりしものならん。

最後に公逝去の年天和二年に於ける元旦の試筆。後繼者綱政に對する滿足、忠孝の高札の三を擧けて忠孝の完成に言及せんと欲す。天和二年四月「寛文十二年十一月廿日附泉仲愛津田永忠宛烈公書簡」の追記に、

近年伊よ志大方我等存候様ニ罷成大悦此事に候。

兩人猶以奉公相勤可申候右之書付之外ニモ被申付儀共不怠可勤事。

近年伊豫守綱政の志も大體自分の思ふ通になり滿足に思ふ、是全く兩人輔佐の功なり一段の努力を望むとの意なり。是歳五月忠孝の高札を掲けて領民の忠孝を勵まされたり。新古條例集御高札之寫に、

定

一、忠孝をはけまし夫婦兄弟諸親類にむつましく召仕の者に至迄憐愍をくはふべし　若し不忠不孝之者あらば可爲重罪事

重臣、家臣、より進んで領内一般に忠孝を奬めらる。

天和二年、烈公七十四歳の元旦に於ける試筆一幅侯爵家に現存す。

長生殿裏春秋富　　不老門前日月遲

君が代は千代に八千代にさゝれ石のいはほとなりて苔のむすまで

天和二年正月元日

是はこれ和漢朗詠集、祝の部に於ける「天子萬年、保胤 及 古今、讀人しらず」に據れるものにして烈公最後の元旦に於て、天子の萬年を頌し。特に後年我か國歌と選定せられたる一千年の國風、神品を高唱して寶祚の無窮を祝したる公の崇高偉大なる風格、宏遠なる規模に想到する時吾人は粛然として三たび襟を正さずんはあらざる也。

（和漢朗詠集）

祝

嘉辰令月歡無極　萬歲千秋樂未央　　雜言詩　謝偃

長生殿裏春秋富　不老門前日月遲　　天子萬年　保胤

君か代はちよにやちよにさゝれ石のいはほとなりて苔のむすまで　（古今）　讀人知らず

よろつ世とみかさの山そよはふなるあめかしたこそたのしかるらし　（拾遺）　仲算

因に云　古今集、賀の部に題不知、讀人不知、我か君は千代に八千代に云々（日本社會事彙）

和漢朗詠集註一〇六一　君か代は千代に八千代にさゝれ石のいはほとなりて苔のむすまで

古今和歌集、賀の歌　我か君は千代に八千代にさゝれ石の……

古今六帖には　　我か君は千代にましませさゝれ石の……

烈公　天和二年元旦の試筆、長生殿裏……君か代は千代に八千代に……

延寳五年の御手本、長生殿……君か代は千代にましませ……

他の短冊にも、長生殿……君か代は千代にましませ……

曲は明治十一年の頃、當時宮内省一等伶人たりし林廣守の作なり。また此曲の調和は同省雇教師獨乙國人フランツ•エッケルトの手に成りしものにして其後國歌に選定せらる。

要之、烈公は文武の全才、忠孝の權化、皇運扶翼の道の行者なり。其の根本信念は國體の精華の發揚に在り。而して之を徵すべき事實は、楠氏一門の世忠嘆美、池田氏の楠胤たることの確定、同時に系譜の撰修、先塋の造營、代々の遺訓。すなはち所知の土地人民は我か有にあらさるの旨の遺訓、永忠の上書、最後の試筆等なりとす。而して烈公の改造、改革事業は皆之に基けることは勿論なるか更に公の遺命を受けたる、永忠の四大事業乃至すべての事業は之を根本基調とせり。學校以下十八事業、皆理想的善美なる備前を完成し時機の到來を待て之を朝廷に奉還せんとしたるなり。備前を以て教育縣と稱する所以の淵源眞意亦實に此に存するなり。

神武中興論。終りに烈公以下五人の共著に成れる帝鑑評に見ゆる神武中興尊皇討幕論を轉載して其の志の存する所を明かにす。

和國は寳おほくして異國より蓬萊の島とよひ、此國をのそむといへとも、武勇に長したる國なればその威におそれてかなはず、故に神武天皇此國をひらかせたまひしそのはしめ此國の地利を御らんぜらるゝに小國なりといへとも、國の

地福諸國にすぐれたり。天地の氣も和したる故に、和國と稱し小國なりといへとも、智も大國につき、人毎に神靈なるゆへに神國と名付たまへり。抑うれふるところはたからおほくして、ゐひすのためにのぞまれ、仁義を亂されなんとおほしめし、國常に武の藝にあそはしめたまふ、弓馬是れなり、故に御身先達て、大慈大悲の仁德を、內照根本として、神武の威力おはします、故に神武天皇と名付たてまつる、武勇長久にして國堅固ならん事は儉約にあり、しかる故は、君と士と儉約朴素なれは內は心明かに外は氣力筋體つよし、財米を寶としあつむれは施さざるに天下にみち〳〵て民も無欲に人ゆたかなり。牛馬に至るまてその食に飽いて人をたすく、たからもあれともなきか如し、眞の重寶となりぬ、此ことはりをかゝ見たまひて、天皇御身みつから朴素を尊ひたまひけるなり、その仁愛神武の德の餘慶によりて、此國の武勇數千年におとろへず、平の一家おごりをはしめ、源の賴朝權を專らにせしより此かた、神武の御政漸おとろへぬ、しかれとも數千年のあたゝまりを以て今にいたりぬ、秋すてに立といへとも、暑なをのこれるかことし、今より後の世主急に、神武の政を中興したまはすは、此國あやうきにあり、もしなからへは、むくりかためにうはゝれて畜生國となりて、ありぬへし、然らすは山川の神氣おとろへ、人よはくなりて、國も夭死するにちかし。（解網施仁章の末節）

平家の驕僣と、賴朝兵馬の大權を私せしより、神武の御政漸く衰へぬ、今の時急に神武の政を中興せすんば、國危く寇賊の爲めに簒はれて、畜生國となるべし、然らずんは國死滅すべし。と尊皇討幕王政復古論の嚆矢なりと云ふべし。

元旦の規式

寛永廿年癸未　（公年三十五）

一、元旦の御規式如例年、忠孝の御掛物、御拜、夫より御讀物は御自筆の孝經御書初は　天下泰平　儒道興行の八字を遊はさる。（温故雜記）

萬治二年己亥正月元日　（公年五十一）

一　朝御神主へ御禮拜

一　次ニ父子有親　の御懸物をかけられ

一　御燒香

一　御讀初　孝經

一　御書初

　願明實義廣育群英上尊主德下庇斯民。庶幾夙夜無忝所生儒道興隆天下泰平

　萬治二年正月元日　備前少將光政朝臣

一　辰上刻　御書院に出て拜ひ家老をはしめ〇此時までは家老か御書院にて御禮申せし也　番頭並に諸士拜謁し　未ノ中刻終る

大奏者、池田信濃　日置若狹、兩人なり　物頭よりハ奏者大小性、組頭其外數輩勤む

同　二日朝

利光院、台崇寺、國清寺へ御參詣〇今日は御直垂御烏帽子なり

去年の冬、關東より賜はりし鶴の庖丁御前におゐて荒木清太夫に命せられ則ち御書院にて五郎八殿、同座にて戴き給ひ　以後家老番頭大小性迄賜り御弓初御馬初あり

同　三日　昨日病氣又ハ故ありて鶴賜さりし士に鶴賜ふ。
同日神主に備られし御鏡餅をいたゝき給ふ。
年始御禮として淵本甚五右衛門を播州宍粟に遣さる。
以上、（池田家履歴略記卷八）

試筆　三則

一、

儒　道　興　隆　天　下　泰　平　本書紙全紙横（三宅氏藏　佐藤俊久氏保管）

承應二年

正月元日

御年德御神　光政

二、　（入澤賢治氏所藏）

光政元旦試筆
（入澤賢治氏藏）

同上
（山田貞元氏藏）

顯明實義　廣育群英　上尊主德　下庇斯民　庶幾夙夜　無忝所生　儒道興隆　天下泰平

延寶四年辰正月元日　少將　光政

三、　（山田貞元氏所藏）

毎日清晨一炷香　謝天謝地謝三光　所求所々田禾熟　唯願人々壽命長　國有賢臣安社稷　家無逆子惱爹娘　四方平靜
干戈息　我若貧時也不妨

第七十九章　烈公の逆境不遇

以上述ふる所に依て之を見れば、公の一生は或は得意存分なりしかの如く思はるれども、實は失意數奇、常に悪戰苦闘を續け給ひしものにして此の點より云へは、公の一代は成功と云はんよりは寧ろ失敗と云ふへく、轗軻不遇幾多の迫害壓迫と戰ひたる奮闘の一生涯なりし也。

第一、幕府の御覺えめでたからず。常に繼子扱を受けられし也。轉封いな減封、姫路、鳥取、岡山と三たび轉拋せられたり。石高より見るも祖父輝政は姫路宰相八十九萬石より、父利隆は五十二万石その實四拾四万石餘、公年八歳父に訣れ、翌年九歳鳥取三十二万石やがて備前岡山三十一万五千石、系統上より云へは、本と外様大名にして曾祖父信輝は信長と乳兄弟、殊に小牧陣には秀吉に屬し三河打入を企て家康の虚を衝かんとしたる張本人なり。而して信輝、長子之助と長久手に戰死し次子輝政また討死を覺悟せしも從臣の諫に依りて大垣城に退く。斯くて德川氏に取ては實に眼上の瘤子と云ふべし。輝政は家康の第二女良正院いはゆる北條後家を繼室として、忠繼、忠雄以下五男二女を擧ぐ。故に公の父利隆も公光政も德川氏の繼子孫なり。關ケ原役に輝政、大功あり臣下の或者は喜の餘り公天下を取れりと叫びしかば手打にするぞと叱責せらる其の忌憚せらるゝを知るへし。要之に備前は德川氏の外様又繼子なり

第二、御家騷動。由來備前にては極秘に附して何人も憚て口外せされども、由々しき御家騷動ありき。輝政の後妻德川氏は長子利隆が中川氏の出にして繼子の故を以て之が毒殺を企て準備成るや、元和元年二月五日殿中に於て毒饅頭を以て諸子を饗す。第一席は武藏守利隆、第二席は侍從兼左衛門督忠繼十七歳。忠繼、明敏知らさる爲〔マネ〕して利隆の前の饅

頭を取て急に之を食ふ徳川氏驚愕すと雖も如何ともすへからす自らも毒饅頭を食して卒す、越えて廿三日忠繼も亦薨し翌年六月十三日利隆亦病歿す。

良正院毒饅頭事件。攝戰實錄三十一、吉備溫故四十三墳墓 岡山、忠繼公龍峯寺殿御影堂。雨夜燈。鶴の毛衣。玉露證話。校合雜記。雜話燭談。諸家深祕錄等にも見えたれども大同小異なれば省略す(備前監國の章、忠繼の下に詳か也)。翌元和三年公鳥取に轉封を命ぜらる。幕府又武家法度を勵行し加藤・福島の如き外樣の大名は多く押潰され徳川氏の壓迫愈急にして池田家の運命又危かりしか、幸に賢母福照院榊原氏の苦心に依て全きを得たり。而して家臣中にも瀧川・土肥・丹羽・中村の如き外樣筋、豐臣氏の舊臣、伊丹・武山・荒木・加須屋・山脇・早川又小早川の舊臣・藤井・國府等ありて動もすれは幕府の忌諱に觸るゝ情態にありき。

第三、新田の開墾。鎖國時代に於ける衣食住、國民の生活を保障すへき開墾事業、領民の根本的救濟の方法たる附洲の開墾に就いても、領土の增加として愈以て幕府より睨まれ、家中の不平領民の苦役を訴ふるものもあり、隣國隣地との公事訴訟も起りたりき。

第四、社寺の淘汰。是に關しては幕府の巡見使も、色々深入りたる問合せ調査をなすものあり。社寺を燒棄せし爲め、寺僧を御廢しと云ひ、民間にては新太郎少將は佛罰に依て惡病となれりと噂するに至れり、何しろ改革の斷行に對する民間の怨嗟反抗、又僧侶神官又迷信者の攻擊怨恨の府となりしなり。

增訂一話一言に、

備前少將松平光政〇稱新太郎 御とがめの寫

付上意之趣貴殿分國備前國中和國之風義背天下之掟破却寺塔僧侶及難義之由有其聞爾者端々見習及聞其風學は親王門跡奉始諸人累代日本之風俗如何其上機利支丹御制禁難被仰付候

箇様之儀奉對　公儀甚不可然向後寺社仕置萬事御掟之通謹而可相守全非愚意上意之趣候自今以後於相守事者其上可有退進候

會津某

松平少將殿

(蜀山人全集)

第五、學校の建設。公の根本的改革たる建學教化も亦批難され誤解されたり。當時、民間の學古學派の山鹿素行、王學派の熊澤蕃山、共に幕府官僚より嫌疑を受け或は配流の身となれり備前に於ける學問は熊澤の王學すなはち心學は儒學に事よせ謀叛の心あるものとの疑より承應の變に當りて取調べらるゝ所ありき。左の如し。

別木庄左衛門の陰謀に關する嫌疑

承應元年九月十八日世子綱政（〇三左衛門興輝）備後守恒元、老中松平和泉邸に呼出され別木（〇戸次庄左衛門）一黨陰謀に關する嫌疑の廉につきて取調を受く同十九日二人より之を烈公に報し、やがて嫌疑晴れたるを以て同廿九日烈公より酒井讃岐守及老中三人に挨拶狀を送らる、一件書類左の如し。

(一)

覺

侯爵家所藏

今度召捕候者共遂穿鑿候處日來四五人之者寄合咄之砌之者何卒天下之亂候之樣にとの願仕候付色々諸大名家中之風俗評判仕候唯今時分之企謀叛叟候はゝ紀伊殿尾張殿越後殿相模殿新太郎殿筑前殿なとにても可有之候哉誰にても被存立候方も候へかしと聞立申候處新太郎殿近年心學いたされ家中に熊澤次郎八と申者之學問之筋には人も存つき候へは人之和も御座候之間上むきは儒學に事よせ內證にはむほんの心も可有之かと存候幸山本兵部去年熊澤弟之八右衛門と緣者に成候由申候尸(別本)次庄右衛門事は兵部軍法之弟子に候間口ふりをも承見申そろ〳〵浪人共をもかたらひ籠城可仕所は上洲沼田城要害能候由申聞候間眞田內記領分之百姓をもかたらひ何とそ城を取可申其上江戶中に手分をいたし燒草を用意仕風つよき時火を付てさはかし可申なとゝ庄右衛門語候へは土岐與左衛門石橋源右衛門三宅平六一段可然謀にて候間彌兵部口を相尋見申樣にと申候左候はゝ大事之義に候間三人之者は他言仕間鋪との誓詞いたすへく候庄右衛門は右之才覺に僞申きかせましきとのせいし仕候へく由申互に誓紙仕候一兩日過兵部口ふりを引見申候へば中々心學之筋左樣之事にて無之由申に付重而三人之者に右之段申候へは才覺不相調上ハ誓紙返し候へく由にて取もとし申候又今月八日之晚永島刑部左衛門所へ與左衛門庄右衛門平六參候而何とそ刑部左衛門を引入申度と存樣々之咄なといたし同十一日之夜與左衛門所へ刑部左衛門をよひ候て庄右衛門平六咄申候時も右之趣共かたり天下亂候樣にとの願仕候何にても實したる事は無御座之由申候色々穿鑿仕候へともゝ右之通に相聞申候以上

九月十八日

(二)

昨日松平和泉殿松平伊豆殿阿部豐後殿より備後所へ御切紙被下候少御用之儀候而松平和泉殿迄三左衛門殿致同道早

々可參候旨被仰下候付卽午兩人和泉殿致伺公候牧織もあれに被居候讃岐殿三人之御老中被仰渡候ハ今度惡黨人御せんさく被成候へ者はくちやう仕候ハ此書付候こと〳〵に讃岐殿御口上ニ而被仰渡候牧織も御よひ候て聞被申候にと之儀早々聞被申候御大名之女右之書付之內ニ多御座候へ共何方へも不被仰候貴公樣之御事ハ心學之儀加リ候ニ付世間ニ而色々雜說も御聞被成候者御氣遣ニ可被思召と何も思召扨兩人御よひ右之段被仰聞候と御申候右之趣口上ニ而ハ長き事ニ御座候間失念も可參候義此書付を卽遣候樣ニとて御渡し被成候間唯今致進上候

一、右之書付何も御留守居ニ罷有候もの共氣遣にも可存と存候ニ付何もによミ候て聞せ申候　恐惶謹言

九月十九日　　松平三左衛門　興輝　花押

松平備後守　恒元　花押

進上

少將樣

尚々(本ノマヽ)ミせ御覽被成堅御座候かと存以他筆申上候　以上

（三）

態啓上仕候然者此度惡黨共御せんさく被仰付候處ニ私之儀ヲモ心學ニ付申上候旨就其世上ノ雜說も承候て氣遣ニ可存と被思召同名備後守三左衛門被召寄右之段被仰聞遣申越候誠以忝仕合可申上樣も無御座候就其爲御禮以使札申上候

恐惶謹言

九月廿九　　　　　　　　　　　　松平新太郎

酒　讃　岐　様

三　人　御　老　中

別木庄左衛門の亂

〔参考〕

慶安四年由井正雪陰謀の翌年すなはち承應元年九月また浪人の陰謀露顯せり。それは別木庄左衛門、林戸右衛門、三宅平六、藤江又十郎等が徒黨を結んで増上寺の法會に乘じ火を寺に放ちて金銀を奪ひ、執政の人々出馬あらば之を殺し府下の騷擾に乘して天下の變を伺はんとせしが此の陰謀仲間の一人が松平信綱の邸に來て密告せしを以て浪人等は捕へられて悉く處刑せられたり。

嚴有院殿御實紀卷四、承應元年條

九月十三日　今夜松平伊豆守信綱がもとへ、普請奉行城半左衛門朝茂が家人長崎刑部左衛門嘉林といふもの來りて訴へしは、別木庄左衛門、林戸右衛門、三宅平六、藤江又十郎、土岐與左衛門といへる處士、このほど無賴の惡少年をかたらひ黨をむすび、此十五日三縁山御法會畢をまちて、風烈しき夜寺のほとり二三か所に火を放ち、寺に亂入し金帛を奪ふべし、其時は執政の人々消防の下知すとて出馬せらるべし、もし出馬あらば物陰より鐵炮にて打取べし、さらば府内大に騷動すべければ、其虚に乘じ天下の變をうかゞはんとの結構す、吾もしゐて其黨に入べしとすゝめられしかば、同意せしよし答て、即時注進するとなり、信綱これを聞速にまうのぼり、阿部豐後守忠秋が増上寺にありしをもよびむかへ、酒井讃岐守忠勝が日光山に赴くをもとゞめ、老臣衆議して、兩町奉行に、みづから行むかひ、反人等

を追捕すべき旨を令す、又今夜烈風なれば、ことに更人數を增し、寺を警衞せしめたり、町奉行神尾備前守元勝、石谷左近將監貞清各人數を引つれ、芝札の辻並に增上寺門前町に押寄しに、彼者ども勇をふるひ、拒ぎたゝかひしかば、取手も手負少からざりしかど遂にこと〳〵く搦取ぬ、土岐與左衞門は逐電して、行衞しれずとぞ聞えし。(尾張記・公儀日記・正慶承明日記)

十四日　昨夜搦取し賊等を拷問す(正慶承明日記)

十五日　三緣山御法會結願なれば、布施物若干行はる、又諸大名使もて香奠さゝぐる事差あり、阿部豐後守忠秋が家人山本兵部は、そのかみ武田の家にて名をしられし山本勘助道鬼入道が孫なりしが、これもかの徒黨のよし訴る者ありてとらへらる。(紀伊記・正慶承明日記)

十六日　東本願寺に松平和泉守乘壽御使して、新門光瑛にいとま給ひ、銀百枚、時服二十下さる、この日先に逃失し土岐與左衞門、增上寺の裏にて自殺したるが、いまだ死せざりしを、訴人ありて、町奉行下吏をつかはし捕へしむ。(尾張記)

十八日　三家まうのぼり御對面あり。(紀伊記)

廿日　御法會はてしにより、增上寺貴屋並に勤番の輩拜謁す、この日松平備前守正信、高家吉良若狹守義冬、留守居番筒井內藏忠重日光山より歸謁す。(紀伊記・吉良日記)

廿一日　先に追捕せし反人の輩、悉く礫に處せられ、一族等みな死刑に處せらる。

烈公の王學研究に對する其筋の干涉壓迫の有樣は芳烈公御日記に「承應三年午八月二日、御上京之刻。一、防州。板倉周防

守重宗へ讃州〇酒井讃岐守忠勝より狀新太郎上京候はゝ心學之事急度異見可然候主は不可止候得共家中へ廣まり不申樣に可然と狀御見せ候事、一、防州御申候右之段御心へ可然候何ほと能事にても加樣の上は不入事と存候由御申候我等申候此度加樣の狀参候子細有之事に候此度罷上り候刻讃州と相談仕事候刻心學の事申出候事故如斯狀參候と存候とて內々段々咄し申候」とあるに徵すべく、

備前の建學、學問奬勵は常に中央の問題となり、江戶城中列座の面々の間にも「新太郎儒學尊信にて士官は云ふに及はす、士民又學問し耕作の暇、田のあぜにて書を讀候と承候　宜敷とは申なから是は餘りなる事にて候云々」と噂せらる。又飛ふ鳥も落す勢ありし當時の大老酒井雅樂頭忠淸は大の學問嫌なりけれは陰に陽に備前の學問に反對し屢〻干涉したる事あり、公致仕の後　延寶三年　綱政は忠淸に對する手前遂に廢校の議も起り、其六月十五日の書簡に、「雅樂頭殿へ御內談可仕と存候前廣に何も〳〵思案無御座行當ては難儀仕のみ御座候學校、在々手習所、井田、此三品之ついへは嚴重之事に候、取分學校之物入は極もなく入次第に候云々」とあるが、烈公の返簡には「雅樂殿御申候時、貴殿の返事難レ成と承候　我等貴殿に成可申候は學文ノ事ハ御存之外にて上下仕候はては、かなはざる事にて候。其義ヲ親仕置候ヲ私代ニ罷成、絶申事迷惑ニ存候云々」と大に頑張るべしとなり。此等の顚末は載せて學校の章末泉、津田兩人宛烈公書簡の部に明かなり。

第六、軍備の充實。居レ治不レ忘レ亂の用意深き烈公、殊に山陰、山陽兩道を控制して中國に占據し天下に號令すべき雄藩たる重大使命を自覺せし公は軍制、攻防、動員等すべて有事に備ふる百年の大計を建てしことは是亦其筋の忌憚に觸れ幾多問題を惹起したり。其の狩獵まで中央の問題となれり。公勵精一番「夏目長右衛門三方原に死せずんは焉ぞ德川

長の今日あらんや」と流石は家光將軍之を稱揚して「新太郎　智者の一言士氣を振起するに足る」と讃せり。而も群小の徒、軍事の眞目的に對する認識不足いな無知なりしを如何ともする能はざりき。流鏑馬の奬勵も民間にては馬工郎の所爲と惡聲を放つ者すらありき。「明暦二年丙申九月十七日初めて流鏑馬十番を命ず、流言あり因幡にては流鏑馬は馬工郎のする事也と、公、諸士登城の時、御前にて上泉治部左衛門を召して東鑑　流鏑馬の禮儀の所を讀ましむ」と見ゆ。

第七、文武忠孝。最後に公の一貫精神たる　文武忠孝　特に國體發揮は勿論、尾張の敬公　水戸の義公と一脈相通し、當然すぎる程當然なる大義なれ共、是も將軍あるを知て天子あるを忘れたる無學の輩より　動もすれは公は幕府の鬼門筋として取扱はれたり。公の皇室尊崇に關する一二例を記すれは、公が一條家と婚して慶安四年以後　東覲毎に一條家に止宿せられたり。一條家の經濟的方面に於ける後援支持に力を致されたることは、板倉周防守重宗宛の烈公書簡に、

追而令啓上候、先日は一條殿御手前之儀御內意得申候處に被思召之趣預御報忝存候、就其雅樂頭殿ヲ以　讃州へ御相談仕候處ニとかくかるく仕可然候　左樣ニ候ハヽ、銀子廿貫目か卅貫目近にて尤と被仰聞候　此上は少にても必無用に可仕旨にて候條　此度卅貫目進し候旨申遣候　右之段年々にても無之とかくかるき樣に可仕旨御指圖にまかせ申候猶追々可得御意候　恐惶謹言

尙々御息才に御座候旨珍重ニ存候　爰元御一門中御無事候間可御心安候　以上

正月十八日　　松　新太郎（花押）

板周防樣　參

とあり　特に禁中に於ける古典古儀の再興に際しては全力を盡して御奉公いたすべきを言明せらる。仰止續錄に

一　平井安兵衛京都より罷下姫君樣御勝手方之御帳持參仕三拾貫目程ツ、不足仕候此段猪右衛門迄內談仕候樣にと姫君樣被仰之由申上に付被仰聞候は外の攝家親王衆にも左樣結構には在間敷候縱有之共不入事に候併古之儀を立又當時之禁中の不作法に成古風廢しを一條殿家には再興有之なとゝ云事に物入之事ならは我等勝手何程不自由にても仕可遣候公儀向なとゝ有事其外花美成事に仕には我等手前自由にても遣候事仕間敷候帳面に男向之入用切米拾四貫餘有之候是迄拾五貫目にして唯今迄之四拾五貫目に添以上六拾貫目ツ、可遣候旨被仰聞

併し古之儀を立て又當時之禁中の不作法に成し古風の廢れしを一條殿家にて再興有之なとゝ云ふ事に物入之事ならは我等勝手何程不自由にても仕可遣候とありて、御禁裡に於ける再興、朝廷の御爲ならは全力を盡して奉公せんと、皇室尊崇の至誠溢るゝを觀るべし。又公の王學より朱子學に轉したる原因動機に就いても、其の一條家過訪の始まりし慶安四年より五年前なる正保四年より畏くも程朱學を御信奉遊されたる　後光明天皇のそれと符節を合するか如きものあり、又、國學和歌和文の研究は其の目標の奈邊に存すべきかと云ふ點に於ても　天皇と光政との間に偶然か必然か兎に角、一脈の相通する類似の存する事は大に注意すべきこと也。光政か軍記物語を讀むに先ちて史記通鑑或は通鑑綱目を讀みて讀書眼すなはち高等批判の鑑識を養成すべしと云へるか如き當に研究すべき好個の問題なり。承應三年崩御、御遺命に依ての火葬廢止は佛葬の廢毀にして是れ又光政の儒葬を用ひしと考へ合すべき事なり。

公の皇室中心、國體發揮の精神に就いては屢々反覆縷說したる所なるが　明曆二年の御直書に、

上樣は日本國中の人民を、天より預かり成され候、國主は一國の人民を上樣より預り奉る、家老と士とは其君を助けて其民を安くせんことを計る者也、云々。

と、天とは何ぞ、支那的に云へは彼蒼々の天、西洋的に云へは天國の神にや。我邦にては　天皇は至尊至上におはす。天皇は支那の天、西洋の神と同一位置に在すこと古今の定論いな事實にして今更に說明の要なきもの也。我國に於ける土地人民は天皇に屬すること、天祖の神勅に明示せられ神武天皇以來歷代詔勅、大化改新、明治維新版籍奉還に實證せられ、國民一貫の精神なり。是　烈公の「上樣は日本國中の人民を、天皇より預り成され候、國主は一國の人民を上樣より預り奉る」と云ひ又開墾は日本の食物を增加し天道又は天下への御奉公也と云ひし所以也。日本國中の土地人民は天皇に屬す、將軍之を預り、國主諸侯更に之を預り奉る、家老と士とは其君を助けて其民を安くせんことを計る者也。天皇の人民と土地之を善美に完全に保有すべきもの也。御遺定にも「百姓は國の寶なり、一人にても株絕滅するは國主領主の大罪なり、兎角小まへの百姓延ひ立候樣いたすべく候、害を防き耕作精出し候樣之世話は云に不及事に候、云云」と見ゆ。百姓は陛下の大御寶なり、之を陛下より預り奉れる國主領主は彌が上にも之を善美にし奉るべき也。是は烈公の遺訓として世々服膺して、時機の到來と共に之を朝廷に奉還すべき、預物を一層善美にせられし也。されは明治二年二月三十日附備前藩主の版籍奉還上表文すなはち、太政官日誌明治二年第廿八號池田侍從上表寫に、

今般長薩肥土之四藩ヨリ版籍奉還之獻言　實ニ同天之至論ト奉存候。右ハ九代ノ祖新太郎儀　所知之土地人民ハ決而非我有之旨精々遺訓仕臣章政ニ至ル迄代々服膺仕居候　今日千歲之一機非常之御英斷ヲ以テ不拔之御國體被爲立候御折柄右建白之趣如何ニモ御採用相成候儀ト奉存候就テハ臣章政ニ於テモ素ヨリ同志之儀ニ付御沙汰次第版籍奉返上度奉存候間先收納目錄相添差出申候宜御執奏所希候以上

二月　　池田侍從

辨事御中

右は九代の祖新太郎儀所知之土地人民は決而非我有之旨精々遺訓仕臣章政に至る迄代々服膺仕居申候「所知之土地人民は決而非我有」の遺訓に基き版籍すなはち土地人民を奉還して「不拔之御國體被爲立候」萬邦無比、神聖にして尊嚴なる萬世一系天壤無窮の君主國體を確立復興すべき千載の一機に際會す、二百五十年前烈公か日本紀神代卷、八代集、四書五經外典、十三經注疏、史記、通鑑、通鑑綱目、法華經、三部經等の研究の生粋は重代の遺訓となり、維新の際に實現されたる也。上樣は日本國中の人民を天皇より預り國主は一國の人民を上樣より預り奉る。將軍は天皇より御預り申し諸侯は將軍より預る儀なれは、時機到來と共に之を天皇朝廷に奉還して再ひ天日の明を仰くべき也。故に四藩の版籍奉還は實に回天の至論同時に其の決行にして天朝に於ては非常の大英斷を以て不拔の御國體を確立せざるべからず、抑も我邦の土地人民は在昔將軍之を天皇より預り諸侯之を將軍より預り、天皇、將軍、諸侯の順序にして根本は天皇に在せは、既に將軍にして大政を奉還したる以上諸侯も亦版籍を奉還すべきは極めて當然のこと是に由て我か國體の眞實に復する所以也。洵に光政之を九代の前に遺訓し、章政中國諸侯を率ゐて之を九代の後に實行す、實に祖孫一體終始一貫の美擧と謂ふべし。更に帝鑑評に神武中興尊皇討幕論さへありしこと前に云へり。

要之烈公は、一、德川氏の外樣として繼子扱として幾度か押潰されんとし。二、御家騷動あり。三、開墾事業に就いては上より睨まれ下よりは怨まれ。四、社寺淘汰に就いては一層怨府となり惡病と惡口され。五、建學敎化も批難され誤解され幕府の大官よりも干涉され反心ありとさへ云はれ。六、軍制武備も忌憚され流鏑馬畋獵も又惡評を受く。七、世の中に蚊ほどうるさきものはなし文武文武と夜も寢られずとは蜀山人の寛政改革を嘲けりし一首なるが、又烈公當時

の實情なりき。八、斯くて馬鹿殿樣新太郎は當時に於ける天下の輿論なりき。九、國體發揮に就いては神武中興、尊皇倒幕、王政復古論の首唱者たりし公は又忌憚する所多く遺訓として九代の後に至て始めて之か實現を見たる也。一門世忠皇道扶翼の行者驗ありと謂つべし。艱難に生き佚樂に死す。烈公の失意逆境に對する精進不退轉の奮闘的生活は實に透徹崇高圓滿永久不滅にして公の偉大なる人格を反映し實證したるなり。「憂き事の猶此上に積れかし限ある身の力試さん」は實に公一代の實生活なり。特に公は自ら改革の矢表に立ち全責任を自己一身に負ひ、爲めに世間行勝なる多くの臣下を犧牲とするか如き事は全然なかりし也。公は又天道一體の我が本心を諭せり「人々天道は尊きものと云ふことは知れ共、天道一體の我か本心を尊ぶへきことを知らす」(有斐錄二四六頁)天人合一の眞理を大悟し遂に以レ氣不レ害レ體てふ辭世に徹底せり寔に修養の極致不朽の人格と謂ふべし。

第八十章　終　焉

此章分ちて遺言・逝去・謚號の三段とす。

（一）　烈公御遺定

天和二年壬戌五月朔日（烈公寛文十二年御隱居天和二年迄十一年ナリ）、

烈公御不豫なりしか、御寢間へ池田主水、伊木勘解由、池田大學、日置猪右衛門、池田隼人、土倉四郎兵衛、上倉淡路、水野三郎兵衛、泉八右衛門、津田重次郎、服部與三衛門等をめされ、仰有ける趣、

皆々久敷不逢に今日は氣色能く候得共食すゝまさるに付草臥候。晩に入發り候へはいよ／＼草臥申へく候。生身は知さるもの故言聞る事に候。惣別家の立もたゝぬも家老の心得に有る事に候。誰も惡しき家老に成へしと思ふものは壹人もなく候へとも或は家の法を背き奢我慢を立威を爭ひ不作法私をかまへ覺へす惡敷家老に成候事古來より多く候。能き家老に成候樣致へく候。皆達は銘々家老有之候。家老共奢私にして我まゝに候へは滿足には有ましく候。久敷家といひ皆一門久敷家老に候間前にいふ通りを常々能く省み家の立樣に家の爲を不思しては不叶事に候。用人とも皆達のわけとは違ひ候得とも命をかけて可相務候。威を不爭相和して奉公可致候。丹波は只弟とまて思ひ申間敷候。能き弟に候得は伊豫爲に成惡しき弟に成候へは伊豫ために惡しく候。能き弟になすへくと思はゝ我弟有之心得にてそれ

に引合せ善悪を考へたかひに異見可仕候。

池田左兵衞、山内權左衞門を近くめされ仰有之は、

左兵衞義は年若にも候間伊豫へ能く奉公可仕候。權左衞門義は此已後いか様之輕き義申付られ候てもちひさき時分より奉公仕たる事に候へは彌精を出し奉公可仕候。

又仰に、

何れもへおもひ寄たる事いひ聞度候得共氣むつかしく書付置候間披見いたすへくとの、

仰にて主水へ御渡し被遊候、其趣、

天下の國主郡主地頭は家柄筋目先祖の勳功を以てそれ〲御斟酌有て封らるゝ事にてその主人は其國郡の仕置の役人なり。民百姓は言に及す山川田畑に至るまでの世話を命られ候事に候へは何ひとつとして吾物にあらす上より預給ふ國郡なり。壹人にては其世話行屆ぬゆへ家老用人はその國郡を治る手傳人なれば慈愛節義を心に根ざし威を不爭相和し他に拘らず銘々持前の奉公に心をこらし兎角に伊豫爲を思ひ相務へく候。家老の心得には伊豫爲に善事と思ひ下より申出る事は少しも我意を不挾承屆候樣致すへく候。夫を防く心根少しにても有之ては以後爲とはおもひ候ても差控へ申出候者は自ら無なるものそ、さすれは伊豫の爲はいふに及はす一國の爲にあらす、兎角我慢なき樣に愼しみ可申年若きものは別て其工夫可致候。

一、學問は國家を治る曲尺なり、聰明に生得たる者にても無學にては我流といふものになり差支多く治りかたきものなり。實意の學問能き師匠を撰ひ怠りなく可致候。博學は皆達反て無用の事候。

一、武備といふは悪逆無道のものを威す役なれは武家にして武備無きは天下の罪人なり、天下は天下の武備、一國は一國の武備、一家は一家の武備、壹人は一人の武備なくては不叶事に候。太平打續き候へは彌武備なくては治らぬものなり。

一、伊豫手許へめし仕ひ候もの其外用人小役人にいたる迄も實貞なる人物を撰ひ候樣可致、薄情なる者は當座の間には合ても自然不爲の事多きものなり。試て見しに大かたは違ぬもの也。

一、家中養子之義は度々申聞候事に候得とも兎角法度不相立剰へ近頃は他國の何の筋目もなきもの或は町人百姓の子を内證の相談を以家中のもの役介にいたし置養子に願ひ家を穢し候の類有之哉に聞及候。沙汰の限りといふもの也。是等之義は家老中急度考有之事と思ひ候。

一、家中之者共の風儀業作一切心に不叶候。その本は世話無之故と思ひ候。其世話といふは別義にあらす、只勵し懲しむるの二つなり。風儀能くせよ、愼しめよとの事にてはいつまでも押しなをり候期は有之間敷候。扨諸殺生之事は法度之通嚴重に可申付候。近來家中之者とも法を犯し獵師共の獵場を奪ひ或は渡世同樣の振舞致候族も有之哉に聞及候。沙汰之限りに候。殺生は山川共若き者のかんしやうの爲に候へは夫々場所も免し置候事に候。家業同樣に相成候ては我等心に不叶候。亦諸士二男三男徒以下之者一人立ての諸殺生無用に候。兎角上を習ふ下なれは家老中より嚴重に無之ては法度は立ましく候。法の立ぬは亡國の本なり。

一、伊豫へ常に申含候は國家の政は小事にても念を入申付候樣にと申事に候。惣別上に立ものゝ心得には聊も自分の智恵を不振下々より申出る事を能聞込繰返し考へ我身の上にたくらへ見て是ならは差支は有ましくと思ひてもまた衆

第八十章　終　焉

評を聞其上ならては下知はならぬものそ、さなきときは人々の恨多く自然威光薄く相成亡國の端と成ものなり。家老中其外頭奉行人は別而其心得簡要之事候。

一、家老中知行所之義はふかき考有之地利により申付候事只采地とまて思ふへからす大かた他國之手先なれは家來之者共隨分武備相嗜風義能く近郷之百姓ともへ非義の振舞等無之樣常々可申聞候。城下詰のものと違ひ下知とゝき兼申へく候。

一、醫者共之義法之通り可申付候。人の一命を預る役分に候へは重き事に候。外療は手當て第一之事に候へは大かたは兼帶候樣可申付候。猥に在町醫とも取立候事は致ましく候。家に久しきものを治療相勵候樣世話有之尤に候。

一、武具諸職人漸々相減し姫路因幡抱之者は多分無なり可申候。百工之中武具細工人は武家の重寶なれは手々の奉行とも一篇致世話差支無之樣にと思ひ候。

一、百姓は國の寶なり。壹人にても株絶滅するは國主領主の大罪なり。兎角小まへの百姓延ひ立候樣いたすへく候。奢を防き耕作精出し候樣之世話は云に不及事に候。散田を起し新墾は猥に成しかたきものそ。重次郎、與三右衛門、郡奉行とも心を一致いたし申談候事肝要に候。

一、經濟は國家の本なり。古語に、國に三年の貯無きを國其國に非すと云。今の趣にては三年はさておき一年の貯も有之間敷候適々の公務も大かたは町人の金銀を借請當座の間に合せ或は領分の百姓町人へ懸り銀を申付家中へ減免を申付候樣相成り誠に恥へきの至り、三年の貯なくともせめて一年の貯にても有之適々の公務は我ものを以て相務候樣無之ては一國の主に封られ候甲斐も無之事に候。

一、儉約と云は何事にも省略嗇くするは儉約といふものにあらす、是は吝嗇といふものなり。實之儉約といふは費を省き衣服飲食を初として何事も質素を相守公務武備の事は云に及はす、他所向惣別表立候諸務音信を闕ぬこそ儉約とは云なり。諺にも、儉約は納戸よりと云事有て聊も他に拘りたる事にあらず當地諸家ともに年を限り儉約省略中なと申事聞及ひ候。我等一さい合點不致候。內にして外に拘りたる事には無之候。

一、手近く大なる儉約の仕方有之各は心付不申哉。近頃は人足手廻りの者、坊主、臺所人算用之者其外にも百姓町人より出たる一代限りの者を年數相勤候とて追々に取立跡目を申付、或は士に取立候樣に相聞候。此事は堅く制禁申付置候事に候得共兎角支配頭ともの推擧を以て何の譯もなく斯樣の類取立候ては輕き扶持人いくらと言限なく相增し、或は宅地迄も相渡し銘々に居宅を構へ古參の者とかたをならへ士の眞似するもの限りもなく、行々は城下に居あまり近鄕迄も輕き者の居宅と相成事必然なり。郡中の百姓は多分耕作を嫌ひ城下へ出奉公立身を願ふ樣に成りては輕き扶持人は城下に充滿し耕作をすへき百姓は多分減少し田畑は悉く散田と成候事扨も〳〵歎かしき事なり。限りある高を以てかきりなく輕き者を扶持し、百姓相減し散田多く相成藏入漸々に相減し候へは公務軍役の手當何を以て償ふべき樣もなくなり其上奉領國郡なれは奉對上ても恐多き事なり。遠き謀なくては家は立ましきそ。伊豫の不爲計にあらす各も共に亡るの端なり。夫につき申聞は、惣して輕きものゝ仕ひ向は公儀の御仕成し御尤なる事に候。兎角に無用の人數增ぬか第一なり。步行之者は步行之株、坊主は坊主の株、給取之株、船頭之株と云樣に相定新規に取立事を自今神明に誓ひふつと相止申へく候。骨折候者へは其場々々にて恩賞褒美の取らせかたはいか樣にも可有之其中にも格別に拔群なるものは士にも取立候事も可有之事に候。扨前々より士の勤來りの役分は古參の士の中を相當の者相撰み務

させ候樣肝要の事に候。左すれは古參の者自然勵にも相成り風義も手を下さずして押直り可申候。

一、兎角に家に久しき古參のものを取立遣し諸役とも申付候樣肝要に候。其譯は日用の器ものをはしめ家作にても新しく今日造立たるものよりは古きを修補し用に立候時は新しき物よりは反て殊勝にて一しほ見込あるものなり。人も夫と同し。其上新參取立ものは身をあかきても家を起し度願ひこゝろに有るゆへ役頭奉行共の機へん計りを伺ひ奉公たて致すものゆへ、當座は間にも合ひ肝煎にも障ぬものなれは爲る事爲す事善き樣に見ゆるものぞ。其處を役頭奉行たるものは能く勘辨可致候。家久敷古參のものは當座の間にも合兼候ものも多かるべし。しかし新參者の意地とは自然と違ひ頭奉行の肝煎にも障り可申なれとも伊豫の爲には相成候事多かるへくと存候。申迄もなく候へとも吉田犬山より一命を的になし馬先の奉行したる家之者其外にも家に久しきものは伊豫の寶にて二たひ得られぬものなれは隨分大切に取扱れ家絶へぬ樣にて毎も申含候事に候。

一、權現樣上意にも我爲にあしき事は人の爲にもあしく又人の家の柔弱無道なるを見て誰か是を侮らさらん。我家柔弱無道ならは人我を侮るとしるべし。悪逆無道のものを忽罪に行ふは武道なり。少しもゆるかせにせさるは主人の役目なり。又無道の老臣國の政を執る時は政道に依怙贔負のみ有て諸人主人をうとむ樣になり、後には主人の威を奪ひ大亂の基となり、天下をも失ひ國をも失ひ一家悉く亡ると知るべし。若し悪逆の家老に主人恐れひるむ心あらは神明に見放れ弓矢の冥加盡果家を亡すと知へし。

一、又上意にたとへ善き家老にても壹人に任する時は萬人の恨多し。まして何事も備りて善き人は昔も今も稀なるものなれは一事によけれは一事に悪しき事有ものなり。然るに壹人權をとりて萬事を行ふときは年を追て邪私多くなりて

少し善き政を出しても諸人是を信用せす疑ひうとむる故次第に主人の威輕く成て人々の心へたく／＼になり、終には天下國家の滅亡の端と成り、家老壹人にて威を振ひ萬一其家治る事有ともその家老百年の後は家の怨と成るものなり。また頻りに威を振ひ驕る者は其家の强敵天下の大罪人と知へし。

一、又上意に誠の忠信之者は大身高位に成ほと主の恩を深く思ひ大小上下を撰す人に對するに柔和して慈悲深く位より身をも詞をもひきさけ温和なるを誠の忠臣といふそ。譬へは松の根入深きゆへ常盤のいろ千年をふるそ。松にかゝる藤は根入かすかにてのび上り己が根入は考へす後には松を目下に見なし必松を巻枯し藤も共に枯果るものなり。佞る者松にかゝる藤のことし。國家の安危をもかへりみず、我智分の淺きもわきまへす只鼻の先なる才智にて己か利口を立、主をたふらかし傍輩をかすめ己を第一として種々様々の新法なと言出し、國主の家を破るものそ。新法を立、古法を破るかくのこときものを國家の大罪人とはいふぞ。

右上意の趣誠に有かたき御教示の御格言各も工夫尤に候。

此外申聞度事も有之候へとも兎角氣むつかしく省略せしめ候。

五　月　　少　将

貞享二年乙丑五月　池田之信謹寫

〔右池田之信ハ因州ノ長臣池田日向ニテ、則、池田主水由孝從弟ナリ〕

（二）　烈公逝去

天和二年壬戌夏五月廿二日（陽暦六月廿七日）烈公岡山城西の丸（今の内山下小學校の地）に於て逝去せらる。享年

七十四歳。

池田家履歴略記巻十五に、

烈公今としは御在國なりしか御不豫によつて良醫を京師に求められにしに四月廿三日岡玄昌と云ふ醫岡山に來り榮町鶴屋に着、御藥を調進し其後町會所（今榮町十二、十三番地）に移り逗留しける。五月朔日申の刻御寢間へ池田主水以下重臣十一名を召され仰有ける（以下御遺定に詳かなるを以て之を略す）

烈公始終御火燵に寄かゝらせ給ひて仰ある其の御容貌御言葉正しき事常のことくおはせし同五日より大坂北山壽菴參り同七日玄昌歸京す壽庵御試脉し退く。御病治すへからす灸藥の及ぶ所に非す命也、大守誠に君子と稱し奉る也とて感嘆す。かくて壽菴も同八日歸坂せり。壽庵旅宿は下ノ町虎屋五郎左衛門也。同十七日京より有馬涼及下り町會所逗留、廿一日歸る。烈公始め内廳に臥給ひしかおもらせ給ひては御表に出給ひ、同廿二日卯の刻薨し給ふ御歳七十四、諡して芳烈公と申し奉る。

（三）　烈公の諡號

編者案に、芳烈の諡號、晋書第六十一九十一列傳儒林傳に漢武の文儒崇尚を賛して「餘芳遺烈煥乎可紀者也」とあるに取れる歟。蓋し烈公赫々たる文勳を漢武に比するもの也。按に古今五千年文武功徳の英主を支那史籍に索めて漢武、唐太宗、康煕乾隆の三を得たり。就中漢武を以て第一とす。漢孝武皇帝、嬴秦火抗慘虐の後一百年一代の大儒董仲舒を拔擢して六藝の科、孔子の術を採用し文運劫興以來支那歴朝の政教徳化一に孔子を宗とするに至れり。備前新太郎少將夙に忠孝の資を以て文武の大才を抱き盛に儒教を興して王仁、眞備に接踵し應神聖武の遺業を翼賛す。其の動業煥乎として千古

に朽ちず眞に芳烈の名に背かずと謂ふべし。

左に晉書儒林傳の一節を掲く。

昔周德既衰諸侯力政禮經廢缺雅頌陵夷夫子將聖多能固天攸縱歎鳳鳥之不至傷麟出之非時於是乃删詩書定禮樂贊易道脩春秋載籍逸而復存風雅變而還正其後卜商衞賜田吳孫孟儔或親稟微言或傳聞大義猶能彊晉存魯藩魏卻秦既抗禮於邦君亦馳聲於海內及嬴氏慘虐棄德任刑煬墳籍於埃塵塡儒林於坑穽嚴是古之法抵挾書之罪先王徽烈靡有孑遺漢祖勃興救焚拯溺粗脩禮律未遑俎豆逮于孝武崇尚文儒爰及東京斯風不墜於是傍求蠹簡博訪遺書創甲乙之科擢賢良之舉莫不紆靑拖紫服冕乘軒或徒步而取公卿或累旬以曆台鼎故搢紳之士靡然嚮風餘芳遺烈煥乎可紀者也。

第八十章　終　馬

第八十一章　葬儀

一天和二年壬戌五月廿二日、太公（光政公）薨シ玉ヒ、即日服部與三右衛門ヘ葬送御用掛ヲ命セラレ、翌廿三日和意谷ニ向ヒ塋域築造ノ役ヲ執ル。御逝去留下同

一同月廿三日諸藩ヨリ來弔ノ使者留トシテ、封內四境ヘ諸員ヲ差遣セラレ、三石ヘ派出ノ役員左ノ如シ。但六月十七日事竣岡山ニ還ル

　　作　三右衛門
　　中村甚助
賄方　安立彌五左衛門
見届　澤原彌三右衛門
料理人　林又三郎　矢積權右衛門
坊主　原田爲三　舊木長賀
通ノ子　岡田久次郎　舊木源太郎
賄方水帳付　九兵衛
　　出シ入　定夫壹人
　　小人拾五人
一片上ヘ差遣　六月十四日片上仕廻罷歸ル　大原源左衛門

　　日置十左衛門
六月九日ニ罷越　市川清兵衛
同日罷越片上ヨリ和意谷ヘ使者ノ案內　臼田小兵衛　鈴木藤次郎
　　牧野彌二右衛門預　足輕貳人
一白石ヘ差遣　六月十六日罷歸　雀部六左衛門
一一ノ宮ヘ差遣　同上　田中源兵衛
一周匝ヘ差遣　同上　松本庄太夫
一建部ヘ差遣　同上　薄田長兵衛
一小串ヘ差遣　同上　波多野甚左衛門　梶田半助

一 諸家ヨリ來弔ノ使節左ノ如シ

同月廿四日

一 本多下野守忠平夫人ヨリ三石ヘ來ル使者　船越安兵衛

右ハ御病中御見廻トシテ進物持參輝錄君ノ指揮ニ因リ御棺前ヘ御備可被成旨ニテ請取

一 本多能登守ヨリ三石ヘ來ル使者　熊谷權太夫

一 分部隼人ヨリ飛脚三石ヘ到來

同月廿五日

一 九鬼和泉守ヨリ飛脚片上ヘ到來

一 松平久馬ヨリ飛脚三石ヘ到來

一 松平土佐守豐昌ヨリ使者　大塚友右衛門

一 一條敎輔公夫人ヨリ飛脚貳人三石ヘ來ル

同月廿六日

一 毛利甲斐守綱元夫人ヨリ三石ヘ來ル使者　松宮喜兵衛

右ハ太公ヘ進物持參輝錄君ヘ相伺請取

同月廿七日

一 本多淡路守ヨリ使三石ヘ來

一 池田帶刀ヨリ飛脚三石ヘ來

一 關白一條公ヨリ弔慰トシテ飛脚壹人三石ヘ來ル

同月廿八日

一 松平久馬助ヨリ飛脚壹人三石ヘ來ル

一 本多下野守忠平ヨリ訊問トシテ三石ヘ來ル使者　相羽又太郎

一 本多中務大輔忠國ヨリ訊問トシテ三石迄飛脚貳人來ル

一 丹羽若狹守長次ヨリ訊問トシテ飛脚三石迄來ル

一 右之外播州加古川中谷庄左衛門宇治星野宗以京都兩替屋善六加茂松下三位西池左兵衛八幡山中ノ坊大坂鴻池善右衛門天野屋利兵衛伊勢屋九郎左衛門倉橋屋助三郎蒂山息遊等ヨリ使者ヲシテ來弔セシム

六月二日　公江戸ヨリ岡山ヘ池田七郎兵衛ヲシテ使節タラシメ即日發途八日來着十二日御葬送ノ供奉十四日靈車ニ扈シテ岡山ニ歸リ十七日上途七月朔日江戸ヘ歸着

同日ニ江戸ヨリ大橋茂兵衛ヲ關白一條公及政所ヘ使節トシテ差遣十五日江戸ヘ歸ル

同日

一 本多下野守忠平ヨリ御病中訊問トシテ飛脚貳人三石ヘ來ル

一 中川佐渡守久恒ヨリ使者トシテ岡山ヘ來ル　安威右近右衛門

右ハ歸國ノ途中江州高宮ヨリ使者トシテ被差越御葬ノ節迄逗留當日賻銀拾枚持參和意谷ヘ罷出

一 九鬼和泉守ヨリ弔使トシテ三石ヘ來ル　九鬼喜内

右賻銀白銀拾枚持參

同月四日
一　一條政所ヨリ弔使トシテ三石ヘ來ル　谷川儀左衛門
　右賻銀拾枚持參
一　關白一條公ヨリ同前　保田淡路
　右賻銀五枚　同貳枚前右府ヨリ
同　日　和意谷ヘ大勢入込ニ因リ見分トシテ近藤覺兵衛ヲ差遣
　十四日ニ歸ル
六月五日
一　榊原式部大輔政倫ヨリ御病中訊問トシテ飛脚貳人三石ヘ來ル
同月七日
一　毛利甲斐守綱元夫人ヨリ使者　中村七郎左衛門
　右賻銀拾枚持參名代トシテ和意谷ヘ罷越
同月八日
一　森伯耆守ヨリ御病中訊問トシテ飛脚貳人三石ヘ來ル
同月九日
一　毛利甲斐守綱元ヨリ弔使　牧治郎右衛門
　右賻銀持參名代トシテ和意谷ヘ罷越
同月十日
一　仙石越前守ヨリ御病中訊問トシテ飛脚三石ヘ來
同月十一日
一　松平求馬ヨリ弔使トシテ飛脚來

一　京都本願寺門跡ヨリ使僧尊超寺ヲシテ來弔セシム
一　池田治左衛門森内記ヨリ弔慰トシテ飛脚三石ヘ來ル
同月十四日
一　森伯耆守ヨリ弔使トシテ三石ヘ來ル　平岡一郎左衛門
一　立花飛彈守ヨリ飛脚ヲ以テ弔書ヲ寄セラレ三石ヘ來ル
一　本多長門守ヨリ使者　渡邊善左衛門
　賻銀五枚持參西丸ニテ靈位ヘ拜禮
一　本多彈正ヨリ使者　長坂新八
　賻銀五枚同前
同月十五日
一　池田勝左衛門ヨリ使者　本木傳兵衛
　賻銀三枚同前
一　榊原伊織ヨリ使者　太田原平右衛門
　賻銀三枚
一　榊原采女ヨリ使者　甲斐惣左衛門
　賻銀貳枚
一　本多下野守忠平夫人ヨリ使者　作與左衛門
　賻銀拾枚
一　中川佐渡守久恒夫人ヨリ使者　井上喜兵衛
　賻銀拾枚
一　君夫人ヨリ使者　高野勘助
　賻銀拾枚

一松平久馬之助ヨリ使者　藤井次郎右衞門
賻銀五枚
一松平求馬ヨリ使者　石崎十右衞門
賻銀五枚　同壹枚　權之介ヨリ
一政言君ヨリ使者　野々村儀左衞門
賻銀拾枚燒香名代トシテ齋木四郎左衞門和意谷ヘ到ル
一内匠政倫君ヨリ使者　山田平九郎
賻銀三枚
一松子君ヨリ使者　丸山又右衞門
賻銀五枚
一板倉伯耆守重長夫人ヨリ使者　大橋安兵衞
賻銀三枚
一竹中主殿ノ内室ヨリ使者　宮部利助
賻銀貳枚
一池田治左衞門ヨリ使者　三浦利兵衞
賻銀三枚　内室ヨリ三枚
一松平相模守光仲君ヨリ使者　菅隼人
賻銀貳拾枚
○八月六日　梶田半助因州ヘ使者ニ被下蓋答禮ナリ。
一松平伯耆守綱清君ヨリ使者　南部市兵衞
賻銀五枚　同貳枚壹岐守君ヨリ
一黒田素軒ヨリ使者　井上彦兵衞
賻銀壹枚和意谷ニ參拜

六月十八日
一中川因幡守久通ヨリ使者　野間勘平
賻銀五枚持參於西丸靈位ヘ拜禮
一丹羽若狹守長次ヨリ使者　日野權右衞門
賻銀五枚
同月二十日
一榊原式部大輔政倫ヨリ使者　安松甚五左衞門
賻銀拾枚持參於西丸燒香拜禮
一本多能登守忠常ヨリ使者　正木十右衞門
賻銀五枚持參於西丸燒香拜禮
一本多下野守忠平ヨリ使者　谷田刑部左衞門
賻銀拾枚持參於西丸燒香拜禮
同月廿四日
一松平土佐守豐昌ヨリ使者　松下彦四郎
賻銀三拾枚、從養柳院夫人同五枚持參於西丸燒香拜禮
同月廿七日
一山崎勘解由ヨリ使者　志水助左衞門
一木下肥後守ヨリ使者　高木十郎兵衞
七月朔日
一池田修理ヨリ使者　柴田七兵衞
賻銀壹枚於西丸燒香拜禮
七月二日
一森伯耆守ヨリ使者　藤井瀨左衞門

同月十一日
一　池田帶刀ヨリ使者　藤木源六
賻銀貳枚持參於西丸燒香拜禮
同月廿一日
一　松平相模守光仲君夫人ヨリ使者　澁谷茂左衛門
賻銀五枚持參於西丸拜禮
九月四日
一　本多中務大輔忠國ヨリ使者　吉岡三郎右衛門
右香典銀拾枚於西丸燒香拜禮

一治葬之儀其順序如左。　送葬記
太公五月廿二日卯刻ヲ以テ薨シ玉ヒ同日未刻奉尸于外寢浴室沐浴以巾拭晞之結髮剪爪囊之
執事　淡川友古　森不干　鹽見玄三　田中玄順
奉尸于新席上襲
膚着白絹袷 白羽二重　表着白帛衣練帶練掩 長三尺三寸五分折其末　充耳 綿二顆　幎目巾握手帛 皆白羽二重　足袋
小斂
新疊上鋪衾 白羽二重複有綿　鋪横直絞 白羽二重　鋪衾 白羽二重複無綿　鋪衣 平常服衣倒方正　奉尸于衣上裏之補空夾脛以衾裹之又以衾覆之臥
內之次室設槃盛水施簀鋪席乃奉尸遷于槃上南首覆衾尸前設架覆錦被架前置椅鋪坐褥 白羽二重複　安重主椅前設卓鋪錦被
上置香爐香合香箸燭臺帳幕
祝　池田三郎左衛門　奠酒果焚香以巾罩酒果
襲斂　丹州君莅　執事　泉八右衛門　山內權左衛門　津田重二郎
二十三日　午時大斂

新疊上鋪衾 白羽二重複布綿 鋪横直綾 白羽二重 鋪衾 白羽二重單 結小斂横直綾 奉尸于衾上裹之結大斂横直綾襯棺 厚一寸許内外皆漆 底鋪糯米灰 厚三寸 鋪紙加七星板鋪衾 白羽二重有綿 垂裔于棺四外乃奉尸于棺中收衾之四裔納生時髮及所剪爪充實以綿加蓋施衽 蓋會及衽穴皆漆以固之

老君退老之時冠腹帶笏授 侍從君今無之故不得納棺中 別於京師使製之藏壙中

丹州君蒞 執事 如小斂

寧燕寢之牀實小石横木乃奉柩置木上南首柩四外立柱張帷垂之帷外南安靈座設奠卓

香案 柩東設銘旌跗 靈前張幕

銘旌 和尺長五尺三寸六分赤帛 以竹爲杠書云

從四位下左近衛權少將源朝臣之柩 小原善介以粉書之

自是至啓殯每日朝夕奠以巾罩之朝奠將至徹夕奠夕奠將至徹朝奠

進饌獻酒 丹州君 獻茶菓 池田三郎左衞門

焚香再拜 丹州君

喪服自攝主至近臣皆生布衣黲布肩衣袴衆臣生布衣常肩衣袴

六月二日 開塋域祠後土

就位再拜 津田重二郎

盥洗上香酹酒倘伏 津田重二郎 酒注 松島兵太夫 盤盞 吉田五衞門

讀祝　小原善助　再拜　津田重二郎

祝文

維

天和二年歳次壬戌六月丁未朔二日戊寅從四位下行侍從兼伊豫權守源綱政朝臣使臣津田永忠敢昭告于土地之神

今爲備前國主從四位下左近衛權少將源光政朝臣營建宅兆神其保佑俾無後艱謹以酒果祇薦于神尚饗

十日朝奠後老臣皆獻賻銀于　靈前再拜番頭物頭寄合組唯拜而已午時奉重主於祖廟丹州君從

祝　池田三郎左衛門　告辭曰請朝　祖敢告俯伏

奉重主詣廟　祝出　重主安中庭之東卓上捲簾揭帳　少頃

降帳垂簾鎖室奉　重主歸如生時詣廟儀

未時設祖奠

進饌焚香斟酒　丹州君　獻茶獻果　祝　祝告辭曰永遷之禮　靈辰不留今奉柩車式遵祖道俯伏　再拜　丹州君

十二日發引晨設奠　昨十一日雨不發引

進饌焚香斟酒　丹州君　獻茶獻果　祝　祝告辭曰今遷柩就輿敢告俯伏　再拜　丹州君

辰時奉　重主升車

別以箱盛主置　重主後

柩行

番頭物頭總士中奉送ノ爲メ森下往還ヘ整列ス

西城ヨリ和意谷ヘ向ヒ玉フ鹵簿如左。皆服生布

先乘 池田左兵衛──鐵砲・二十挺──弓・三肩──挿箱 手廻り 宰料又右衛門 同 長五郎──同──同──具足箱──兜整箱 直鑓 直鑓──直鑓 手廻り頭 駕籠

入澤彌助 村上小四郎──馬 中間小頭 村岡源右衛門 水谷久七──傘 臺笠──中文字 直鑓──步行 松島又左衛門 同 神戸又三郎 同 岩井龜右衛門──步行 小林市郎兵衛 同 井上勘左衛門 同 石川半助──步行 林彌左衛門 同 宇野小左衛門 同 丹羽傳右衛門──

步行 清水善二郎 同 三宮助之亟 同 西村久八──香案──幕役 水野三郎助 虫明又八──食案──中輿詰 大村市左衛門 中西理右衛門──銘旌(旗者二人持之) 步行 小林平二郎 同 遠藤半左衛門──長刀 鑰鑓──脇挿 刀

步行 中野重郎兵衛 同 沖與市郎 同 野尻庄七 同 吉南傳七助──步行 柏原權助 同 江見藤兵衛 同 門田惣兵衛 同 明田平左衛門 奥田彦助──弓組 以下小姓組 竹村八大夫 岡部彌九郎 山内彌次大夫 角南太郎右衛門 鄉司角兵衛──靈車──次兒小姓 前田平六 村井七之助──側兒小姓 西村六之助 山内與八郎──取次 田中眞吉

弓組 山川金左衛門 以下小姓組 中村源四郎 鄉司七右衛門 寺内安右衛門 勘定方 西村吉兵衛──中輿詰 以下小姓組 水野安兵衛 吉田源之亟 山川市内 熊田平助 寺内太郎左衛門──左右次兒小姓 石川清助 内藤八助──柩(役夫舁之)──左右側小姓 加藤小十郎 今田茂大夫──側兒小姓 宮部清四郎 大目付 立野八郎兵衛──茶道 按摩──養輪宗慶 森谷專庵 草履助小助──

中輿詰 香取六之亟 兩人副 吉田又六 筆 岸本六兵衛 兩人 菅八内 役馬 同 半之介──步行 鵜飼與五郎 同 加々野又助 同 關作左衛門 同 渡邊九大夫──步行横目 栗井十左衛門 同 小森淺右衛門──茶辨當 發 奥坊主 岡村卜齋──菓子箱──左右口坊主 澁谷千齋 山本久悅──駕籠頭 芦田市右衛門 駕(冠服帯笏載之)

──丹州侍 池田三郎左衛門──步行横目 沖新兵衛 同 津川勘兵衛──次茶辨當 口坊主 柴岡宗知 押──足輕供鑓 足輕供鑓 足輕供鑓 足輕供鑓──供鑓 供鑓 供鑓 供鑓──總陪從──步行ニテ御供士中ノ騎馬──

騎馬、御對判形　山内權左衛門―騎馬、御對旗奉行　加藤甚右衛門―騎馬、長柄奉行　岡田五兵衛―騎馬　高木庄右衛門―騎馬　池田七郎兵衛―騎馬　宮城大藏―騎馬　津田重二郎―騎馬　伊木勘解由
騎馬　池田大學―騎馬　日置猪右衛門―騎馬　土倉四郎兵衛―御附醫者　淡川友古―鹽見玄三―森　不干
〔池田主水・池田隼人依疾不從〕

初夜至和意谷人假舍奉權置上南首設靈坐安重主夕奠

十三日朝奠

親族之使者獻賻銀於　靈前　上香俯伏

親　池田三郎左衛門　奉賻及撤賻

一賻銀五枚　關白一條公
一同貳枚　前右府一條公
一同拾枚　一條公政所
一同拾枚　君　夫人
一同貳拾枚　松平相模守光仲君
一同五枚　同　夫人
一同五枚　松平伯耆守綱清君
一同貳枚　松平壹岐守
一同參拾枚　松平土佐守豐昌
一同拾枚　本多下野守忠平
一同拾枚　同　夫人
一同五枚　本多能登守忠常

一同拾枚　中川佐渡守久恒
一同拾枚　同　夫人
一同五枚　中川因幡守久通
一同五枚　毛利甲斐守綱元
一同拾枚　同　夫人
一同三枚　毛利又四郎
一同三枚　もゝ子
一同拾枚　政言君
一同拾枚　輝錄君
一同貳枚　同　夫人
一同五枚　松子君
一同三枚　内匠政倚君

一同壹枚　吉子君
一同壹枚　御部屋
一同拾枚　本多中務大輔忠國
一同拾枚　榊原式部大輔政倫
一同五枚　松平求馬
一同壹枚　松平權之助
一同五枚　松平久馬
一同三枚　池田庄左衛門
一同三枚　榊原伊織
一同貳枚　榊原釆女
一同壹枚　池田修理
一同貳枚　池田帶刀
一同三枚　板倉伯耆守重長夫人
一同貳枚　竹中主殿内室
一同壹枚　黑田素軒
一同三枚　池田治左衛門

一同三枚　同内室
一同拾枚　森伯耆守
一同五枚　本多長門守
一同五枚　大井新右衛門
一同五枚　本多彈正
一同三枚　九鬼養照院
一同五枚　養柳院
一同貳枚　池田主水
一同貳枚　伊木勘解由
一同貳枚　池田大學
一同貳枚　日置猪右衛門
一同貳枚　同内室
一同壹枚　日置左門
一同壹枚　土倉淡路
一同貳枚　土倉四郎兵衛
一同貳枚　池田隼人

奉柩入外棺（厚七寸七分）加蓋施衽（以漆固之）夕奠畢未時柩就轝發引祝奉重主升車　別以箱盛主置重主後

柩行（行列略）

靈車至

祝奉　重主就轝座主箱亦置重主後　設奠　池田三郎左衛門

柩至

脫轝置壙前席上北首　設卓　宮部清四郎　設奠　池田大學

窆

下棺　鋪銘旌

主人贈

奉玄纁就位再拜　攝主　加灰隔内外蓋實以灰實土

祠后土

就位再拜　伊木勘解由

盥洗上香酹酒獻酒　伊木勘解由　俯伏　酒注　村井七之助　盤盞　西村六之助

讀祝　小原善助

維

天和二年歲次壬戌六月丁未越丁丑朔十三日己丑從四位下行侍從兼伊豫權守源綱政朝臣使臣伊木忠虎敢昭告于土地之

神今爲顯考從四位下左近衛權少將府君窆茲宅兆神其保佑俾無後艱謹以酒果

祇薦于神尙饗

再拜　伊木勘解由

題主　泉八右衛門

祝出木主置卓之上　池田三郎左衛門

題主畢

祝奉主置靈座收重主

祝焚香斟酒　酒注　加藤小十郎
　　　　　　盤盞　今田茂太夫

讀祝　懐之不焚

維

天和二年歳次壬戌六月丁未越丁丑朔十三日己丑哀子綱政使介子政倫敢昭告于顯考備前主從四位下左近衛權少將府君

形歸窀穸神還室堂神主既成伏惟尊靈舍舊從新是憑是依　攝主以下皆再拜

祝奉神主舛車

　執事者撤靈座　山内與八郎
　　　　　　　　茨木左太夫

監視實土　津田重二郎

同夜戌時初虞　於假舍行之

攝主以下皆沐浴喪服如前

　祝　池田三郎左衛門

具僕　田中眞吉
　　　岡田五兵衛

〔御葬送記曰、御棺ヲ壙中ニ歛メ奉リシハ太公ニ奉仕セシ侍中ナリシト云〕

序位　丹波　　執事　池田七郎兵衛　池田左兵衛　土倉四郎右衛門　日置猪右衛門　池田大學　伊木勘解由

啓櫝出主　祝　降神焚香再拜酹酒俯伏再拜　酒注　山内權左衛門　盤盞　加藤小十郎

參神再拜　進饌　一　伊木勘解由　二　池田大學　三　日置猪右衛門　向　土倉四郎兵衛

初獻　丹波俯伏　銚子　山内與八郎　捧盞　宮部清四郎　詣讀祝位讀祝　丹波俯伏再拜

洗盞　宮城大藏　亞獻　丹波俯伏再拜　洗盞　宮城大藏　終獻　丹波俯伏再拜

侑食　滿盞　丹波

闔門　祝　啓門　復位

獻茶　池田左兵衛　點茶　淡川友古　獻果　池田七郎兵衛

辭神再拜　焚祝文　祝

納主閉櫝　祝

禮畢

祝文

維

天和二年歲次壬戌六月丁未越丁丑朔十三日己丑哀子綱政使介子政倫敢昭告于　顯考備前主從四位下左近衛權少將府

君之靈曰日月不居爰及初虞夙興夜處哀慕不寧謹以潔牲醴、齊粢盛庶品哀薦祫事尚饗

埋重主

十四日　卯時靈車從和意谷岡山ェ歸ラセ玉フ（行列略）

和意谷執役ノ諸役人如左。

御普請方御奉行　松島兵大夫
同見廻リ御横目　鈴木又兵衛
諸事御入用物見届御横目　雨宮源右衛門
御作事方見届御横目　多賀文右衛門
御普請方下奉行　今西勘助
　河瀬吉太夫
諸事小買物方　宇治久内
　景山孫右衛門
御繪奉行並御掃除方　津川中右衛門
諸事御穴方肝煎　岩井喜兵衛
　的場六兵衛
御小作事奉行　矢吹吉右衛門
　難波忠右衛門
石灰之御用　若林半兵衛
　入澤彌助
　村上小四郎
壙穴方手傳　蘆田市右衛門
　御手廻リ之者

御普請奉行　石居治兵衛
　藤岡内介
御横目　近藤覺兵衛
御郡奉行　村田小右衛門
同　小川彌七
御郡横目　吉田五右衛門
　内田太郎左衛門
同　丹比七太夫
　中村八郎右衛門
御宿割　谷田加助
　蟹江善助
右同斷　岡本六郎左衛門
　羽原覺右衛門
和意谷御葬禮考役　小原善助
　泉八右衛門
　津田重二郎
　服部與三右衛門

御葬送已ニ日欲葬後假御墓出來マテ津田重二郎、晝夜着袴相詰夜ハ御墓假屋庇ノ內ニ莚ヲ敷キ不寢番ヲ勤メ六月十

三日夕ヨリ廿三日ニ至ル松島兵太夫鈴木久兵衛モ廿三日マテ相詰各一夕宛不寢番ヲナシ岩井喜兵衛的場六兵衛今西徳介河瀨吉太夫宇治久内景山孫右衛門モ晝夜着袴ニ夜替ニ不寢番ヲ務メ亦廿三日ニ至ル入澤彌助及手廻五人十日替ニシテ營所ニ交番セシト云

六月廿八日　津田重二郎服部與三右衛門評定席ヘ建議　評定留

今度御隱居樣御葬送ノ節御用ニ召遣候百姓共日數ヲ考日用銀又ハ御扶持方被遣候積リ左ノ通ニ御座候如何可被仰付哉

御野郡

一百五拾人　六月十日十一日兩日相詰申分一日壹人ニ御扶持方七合五勺宛

此米貳石貳斗五舛

一百拾八人　六月十二日ヨリ十四日迄三日和意谷ヘ參申分日用銀一日壹人ニ壹匁五分宛

此銀八百四拾六匁

上道郡

一百五拾人　六月十日十一日兩日相詰申分御扶持方一日壹人ニ七合五勺宛

此米貳石貳斗五舛

一六拾九人　同十二日ヨリ十四日迄三日和意谷ヘ參申分日用銀一日壹人ニ壹匁五分宛

此銀三百拾匁五分

合　米四石五斗

銀壹貫五拾六匁五分

戊六月廿七日

右書面ノ趣ハ少結構過候得共此度之儀ハ各別之事ニ候間以來ノ例ニハ成間敷候兩人書出之通可申付旨池田大學指令

一銀九拾壹匁九分四厘　御晝休所御小屋入用

一米八石三斗四合　人足六百九拾貳人　但壹人ニ付壹匁貳分宛

是亦前文同樣大學ヨリ達ス

同年九月廿三日　太公ノ塋域如先例築造セシムヘキ旨津田重二郎ニ被命。留帳

月日闕　津田永忠建議如左。津田重二郎手記

一、家禮ノ註ニ明朝ノ法墳高一品ハ壹丈八尺毎品二尺ヲ減ズト有之候ヘハ四品ハ壹丈貳尺ニテ候碑ノ高ノ事ハ見ヘ不申候得共墳ト碑トハ同シ高サニ仕ル樣ニ相見ヘ候、尺ハ周尺トハ無之候多分明朝ノ尺ニテ可有御座候得共和意谷ノ御碑ノ尺周尺ニ御從ヒ候間此度モ其儘周尺御用可然歟

一、武州樣　少將樣同ジク從四位下ニテ御座候、家禮ノ註ニ有之法ノ如ク位ノ高下ニテ碑ノ尺定リ候間同シ御位階ナラハ御碑ノ高サモ可同カル候官職ニテ碑ノ尺定マリ候事ハ見ヘ不申候

一、少將ハ相當正五位下ニテ御座候然レハ御位階ヨリハ御官ヒキク御座候、侍從ハ相當從五位下ニテ御座候、武州樣モ御位階ヨリハ御官ヒキク御座候、相當トハ其官ニ相叶フ位ヲ申候若シ御官職ニテ御碑ノ高ヲ御定メ候ハヽ武

州樣ハ侍從ニテ御座候ヘハ只今御座候御碑ヨリハヒキク成リ申筈ニテ御座候、侍從ハ相當五位ナレバ碑ノ高壹丈ナリ、少將ノ御官モ相當五位ニテ御座候得ハ御碑ノ高壹丈ニ罷成リ却テ貳尺減シ申候、正ト從トノ替リノ事ハ明朝ノ法ニ見ヘ不申候猶以御官ノ御構無之御位階ニテ御碑ノ尺相定リ候事可然歟

一、本朝ノ碑ノ高ノ法御座候ハヽ御用可然奉存候ヘ共無之ト相聞ヘ申候其上　御先祖樣御碑ノ高サ明朝ノ法ニ御從ヒ被成候得ハ少將樣御碑計ニ御用可難被成候

一、墓表文如左。

備前國主左近衞權少將源朝臣墓表

朝臣諱光政小名新太郎源姓松平氏本氏池田傳謂朝臣之高祖紀伊守諱恒利者攝州池田十郎教正之裔也教正實爲楠正行遺腹之男有故爲池田九郎教依之子承其家宗故號池田十郎以執贄於將軍足利家所謂兵庫助是也恒利曾家攝州仕於源將軍義晴後僑居尾州薙髮曰宗傳曾祖諱恒興字勝三郎襲爵紀伊守擢用於右僕射平信長公軍功居多仍賜諱字改名信輝斷髮號勝入祖諱輝政字三左衞門豪氣軼材少有柱石之姿調遷參議正三品食於播備淡三國之饒秩先考諱利隆小名新藏叙從四品任侍從兼武藏守賜松平氏領播磨國妣榊原式部大輔源康政之女台德尊公養以適先考以慶長十四年己酉四月四日生朝臣於備前國岡山城尊公俾牧野豐前守信成來備州以述弄璋之慶賜長劍短刀及衣服於朝臣又賜封邑千石於備中以爲先妣脂粉之費十六年辛亥朝臣三歲始往武江拜謁尊公賜短刀十八年癸丑拜謁東照神君於武江亦賜短刀元和二年丙辰夏先考卒於京師訃至於武江尊公使酒井雅樂頭忠世土井大炊頭利勝來命朝臣襲先考之封領播磨國三年丁巳轉播磨國賜因幡伯耆兩國四年戊午尊公命休暇賜長劍始入因州五年己未尊公朝禁裡朝臣參候於京師六年庚午冬往武江今茲築大阪都城九年癸亥大猷尊公朝禁

裡朝臣敍從四位下任侍從賜諱字賜長劍乘輿扈從寬永元年甲子亦築大阪都城三年丙寅台德尊公大猷尊公朝禁裡後水尾帝行幸二條城朝臣拜左近衛權少將乘馬扈從五年戊辰正月台德尊公養本多中務忠刻之女稱姬君自西城以適朝臣御將之際使土井大炊頭利勝高力攝津守忠房各執其事以爲尊公之外孫女也婚禮後三日朝臣拜謁尊公嘉儀殷勤賜觴又賜長劍短刀大猷尊公亦賜短刀是時在府侯伯無識與不識悉執贄來賀其餘大夫士亦莫不來賀今茲亦築大阪都城八年辛未台德尊公有疾特召朝臣於臥內有懇命九年壬申大猷尊公懇命朝臣曰以備前爲西州之前衛故移封乃轉因幡伯耆賜備前國及備中數郡十一年甲戌尊公朝禁裡朝臣往京師十三年丙子正月築武江都城十五年戊寅正月五日家嗣綱政生於武江二十年癸未正月亦築武江都城正保二年乙酉二月尊公懇命朝臣建東照神宮於國內以奉祀之四年丁亥尊公養朝臣之次女稱姬君賜封邑二千石於城和兩州乃驛路宿於公館入洛裝於二條城以適一條右僕射藤原教輔公又道上使中根大隅守正成扈從今茲朝臣告尊公願與封內墾田二萬五千石於弟備後守恒元慶安元年戊子尊公將詣日光山親命朝臣曰此行世子留在焉乃是吾情之所安也故使乃留守當與阿部豐後守忠秋相議以護之朝臣祇承命尊公歸府之後亦有懇命使朝臣詣日光山二年己丑尊公親命朝臣曰播州與備陽爲隣故以宍粟郡三萬石封恒元吾意猶賜乃然且命恒元復墾田於朝臣承應三年甲午夏領內大旱秋大水庶民及牛馬之溺死居多郡邑亦飢歉朝臣於是惕若畏天威惻然施仁政夙夜汲々乎如不及水旱之餘田野荒蕪國用不足故借黃金四萬兩於尊公以賑濟窮民惠鮮鰥寡收養棄兒又與銀米竹木於士家民屋之破壞者悉繕修之除冗征薄賦斂以厚民生裁省冗費節制財用以立儉約之法置醫於郡邑以療民疾設諫函於城門以開言路旌孝子賞善人其餘善政不可勝記　明曆元年乙未二月始制祖考之主以行時享且爲忌辰万治二年己亥二月建祖廟凡四時忌日之祭闕望佳節之薦無不擧行　寬文四年甲辰九月令自老臣以至士庶各書上惟行善者六年丙午五月改正領內之雜祠若干以爲七十六社請證印於吉田侍從卜部兼連以納之七月賞庶民志學善行者賜

貫金穀亦居多八月領內之民靡然葬祭遵儒禮朝臣不得已乃告武江之老而使其社主監察邪蘇禁止左道以出證狀九月朝臣嘗令士民皆書上政事之得失凡百二十八條而使諸司相議擇其可取者於是議畢其可取者凡三十二條悉施行十月以城府舊舍假爲學館令諸士之子弟八歲至二十歲者皆入學朝臣數莅學聞儒士之講經又視諸生之習藝今茲置諫職命之日當正吾躬及老臣諸司之過失　七年丁未二月令國中而施京畿閏二月前茲祖考之墳墓在洛陽寺院朝臣嘗欲改葬之乃使人廣擇墓地於國內然後視巡視和氣郡以卜墓地於和意谷敦土山又遣人迎故柩於京師於是朝臣親莅改葬其宅兆壙窆石碑誌表之制粗由典故　八年戊申三月祭墳墓每歲爲常例五月每郡設校置師以令民子弟入學又墾田以供其用六月朝臣自奉一從儉約又立士庶居服食物婚姻交際之制九年己酉七月新造學校設聖室置學田今茲亦令老臣士庶各書上性行善美者任事所宜者　十年庚戌朝臣往年嘗巡視墓地於和氣郡而經木谷村見其奧谷幽邃淸閑因言宜學者讀書講學之地於是造學舍設聖位號閑谷使士庶之子弟皆入學以欲永傳於後世又畫井地於同郡友延村之新田以試助法十一年辛亥十月頒借米貳萬石於郡邑以模倣社倉弘賑濟十二年壬子六月十一日告嚴有尊公退老傳世於嫡子綱政又頒墾田二萬五千石於庶子政言綱政亦告尊公頒與封內邑一萬五千石於庶弟政倫十月二十六日先妣福照院夫人卒於武江朝臣哀戚甚至告歸備陽奉柩車以合葬於敦土山先考之塋明年癸丑二月往武江以拜謁尊公今年九月命休暇賜黃鷹一聯良馬一匹以後爲恒例延寶六年戊午十月七日夫人本多氏卒於武江乃使政倫莅葬於敦土山八年庚申五月八日嚴有尊公薨十二月朝臣往武江拜謁今大君明年辛酉八月命休暇賜惠西巖墨蹟一軸良馬一匹天和二年壬戌夏朝臣有疾醫療百術無効驗荏苒大漸自諸子親戚老臣以下至臧獲細民莫不奔走告鬼神以祈朝臣之平復然命不可奈何以五月二十二日遂卒於岡山西城享年七十有四　城府至閭閻壹是皆莫不哀慕泣血凡四方好學之士亦悉嗟嘆悼惜越六月十三日葬於敦土山嗚呼朝臣之爲人也寬弘而剛毅篤實而明敏溫和而有威其行己也端正而有恒淡薄於世味不

好虛飾其事上也忠信而寡私故其誠之感人至侍御僕從雖未聞其言莫不信其不貳之節其事先妣也孝順尤至愉色婉容不違其志樂其心定省奉事之誠人皆莫不感慨其於室家也好合如琴瑟相敬如賓客其於弟妹也友愛實篤其於諸子慈教莫不至故家道肅雍而風治源深其於宗族亦敦睦而其齒德顯然爲親屬少壯之重望其臨下也嚴而恕自虛能容諫厲士風導禮義勸良善誨不能喩戒諄々不倦故遠近諸臣無不中心懷服以從事其治民也惠而有義惓々用心於民事時召郡吏以勸農教俗贍窮之道丁寧告戒是以澤被閭巷而孝弟慈祥頗成風俗其於聽訟施刑也尤愼重必先令諸司考覈論議而後自揀擇處其當故獄訟得平而無刑濫之患其好學之志終始惟一而至老不怠平居燕間必令儒臣講經論道而喜悅不已是故其發政事者多嘉績雖時昇平而儆戒無虞師旅行伍之列行軍屯營之法斥候控帶之要未嘗不講究戒令或因田獵以習兵事或召壯士以試射御其文德武備不偏廢如此是以人皆言朝臣若當風塵之時則其豪氣英邁必能破堅摧鋭而垂功名於竹帛爾ニ朝臣之在世東武之朝享歲時匪懈大猷尊公眷遇殊厚面命懇到不可勝記凡歷朝裴嘉之賜駿馬俊鷹良劍名軸衣服金銀亦不可枚擧朝臣娶本多氏有一男四女長男綱政敍從四位下任侍從兼伊豫權守繼世領備前國及備中數郡長女奈阿適本多下野守藤原朝臣忠平二女通君適一條右僕射藤原敎輔公三女富幾適榊原刑部大輔源朝臣政房先卒季女左阿適中川佐渡守源朝臣久恒庶子政言任敍信濃守從五位下政倫任敍丹波守從五位下庶女六適家臣後寡居先卒房適毛利甲斐守大江綱元朝臣

一墓誌ノ文ハ收メテ墓表ニ在リ

但墓誌ノ蓋ノ書付ハ如左。

從四位下左近衛權少將源光政朝臣之墓

左近衛權少將源朝臣室家藤原氏之墓

十月十九日　藤岡内助建議 評定留

御足輕共和意谷へ遣候樣被仰御役當リ前ハ最早仕廻申候御雇ニテ可被遣哉小堀彦右衛門薄田藤十郎前預リノ者共モ御役ハ仕廻申候兩預リハ當暮御扶持被放候得ハ御雇共難成如何可仕哉

右ハ御役仕廻候ハヽ御雇ニテ可遣彦左衛門藤十郎前預リノ者モ極月出替リマデハ御扶持被下事ニ候間先御雇ニテ遣シ當暮御扶持被放候ハヽ役仕候日數割候テ米遣シ候樣可仕候旨老中指令

貞享元年甲子正月十日。留帳

澤權八大支配香取六之丞和意谷御普請御用被命

但塋域築造墳墓建設津田重二郎拜命以後着手ノ順序記錄闕如ヲ以テ今之ヲ詳ニスルヲ得ス因テ學校吏員ノ私記ニ據テ其概ヲ左ニ揭ケ參照ノ一助ニ備フ。

一　庭　中　　八畝貳步

一　玉　垣　　角石柱堀立ニテ地中ニテ石貫入ル地面ヨリ笠石マテ五尺壹寸貳分柱數貳百貳拾八本

一　墓門 扉 楠板　　笠石幅三尺九分厚九寸四分長九尺六寸餘丸石柱四本御門外法幅七尺御門內石壇下敷石六尺九寸五分

一　裡門 扉ナシ　　角石柱一壇ノ石階アリ笠石長七尺三寸貳分厚六寸三分幅壹尺八寸

一　石階 三段一石　　總幅七尺緣石幅八寸階幅八寸三分高サ六寸貳分

芳烈公墓域圖

祭式圖

一　石碑　前高サ八尺貳分幅貳尺四寸貳分左右高サ七尺三寸幅壹尺六寸貳分

一　同臺石　五尺貳寸三分四方高サ貳尺壹分但石碑臺石共一石

一　石碑題字

表面　從四位下左近衛權少將源光政朝臣之墓

同　左近衛權少將源朝臣室家藤原氏之墓

一　二基共ニ裡面年號月日ナシ

一　墓表

一　墓表笠石臺共方四尺貳分厚壹尺三寸長ノ四方貳尺三寸貳分但一石

一　墓表篆額四方ノ文字左ノ如シ

前　備前國主　右　左近衛權

後　少將源朝　左　臣墓表

右綱政公親筆、墓表ハ小原善介、碑銘ハ廣澤喜左衛門ノ筆スル所ト云但墓表撰文善介ノ手ニ成リシヤ否今詳カナラス

一　墓表外柵　笠石幅六寸五分厚七寸柱見ヘカヽリ壹尺五寸柱數貳拾四本方七尺五寸五分

〔附記〕

津田重二郎所藏舊記之內

友延村ニ埋有之御石之覺

一壹　ツ　長八尺三寸　巾貳尺九寸　厚壹尺八寸

一壹　ツ　長八尺三寸　巾貳尺四寸　厚壹尺八寸

一壹　ツ　長八尺三寸　巾貳尺四寸　厚壹尺八寸

一壹　ツ　長五尺四寸　巾九寸　厚八寸

一壹　ツ　長五尺五寸　巾九寸　厚八寸

合五ツ

閑谷村　名主　長右衛門

申ノ四月廿八日

天和二年壬戌ノ年末　老公ノ遺金ヲ津田重二郎作廻トナシ和氣郡中ノ人民ヘ賜フ其顛末左ノ如シ　津田重二郎手記

御隱居樣御納戸金ノ殘リ私請込置和意谷御用承候百姓共ニ見合遣候得ト御内意ノ旨大學殿被仰渡候和意谷御用承候者ニハ其前ニ夫々被下候其上金子ニテ割仕難ク御座候故鳥目ニ替ヘ扨不足ノ分ハ足シ候テ御葬ニ名付鳥目千貫文和氣郡中ノ百姓ニ遣候是ハ和氣郡御年貢差支可申歟ト申ニ付右ノ通ニ御座候此金子重二郎作廻ノ内ニ成居申候。

第八十二章　遺品の分配

烈公の遺品處分の大要左の如し

一、將軍家へ進獻せしもの

一、掛物　一幅　黄印月江 繪獣菴筆　將軍
　桐ノ箱鐶銀葵緒紫東山殿同朋宗阿彌札桐箱ニ入鐶四分一緒紫

一、古今集一部　小倉實名 頓阿法師兩筆　御臺所
　桐ノ箱鐶銀ノ菊緒紫古筆了榮極札桐ノ箱入四分一鐶緒紫

一、掛物　一幅　子昂馬ノ繪　世子
　桐ノ箱鐶銀葵緒紫

右ノ品獻上アリタキ旨囊ニ書面ヲ以戸田山城守エ伺ヒアリシカハ何レモ相談アルヘキ旨答ヘラレ其後森本與三兵衞ヲ召喚アリ忠明登城ノ節進獻アルヘキ旨達セラレ八月十八日明朝差出サルヘキ旨達ニヨリ本日與三兵衞持參西丸ヘハ瀧波與兵衞ヲシテ進獻セシム

二、門流親戚諸家へ贈られしもの

一、卷物　土佐筆 世尊寺　定成卿詞書　一條前右府殿
一、水晶玉　銀臺　關白殿
一、堆朱梅鉢ノ盆　同
一、屛風　探幽筆　同
一、香爐　南京　染附線香立　政所殿
一、香臺　朱塗　花入　唐金　同
一、掛物　二幅對　慈鎭爲家 繪土佐筆　本多下野守
一、青磁香爐　同
一、卷物　民部卿局 源氏系圖　伽羅箱　黑クリノ手　本多下野守夫人
一、花入　サハリ六角　同
一、掛物　三幅對　探幽筆　本多能登守
一、同　壹幅　補之筆梅　中川佐渡守
一、源氏手鑑　新筆　香爐　青磁　同　夫人
一、掛物　三幅對　探幽筆　中川因幡守
一、屛風　壹双　唐繪　中川因幡守夫人
一、掛物　三幅對　佐理道風行成筆　毛利甲斐守

一、手鑑　古筆切　香爐　青磁　　同　夫人
一、八代集抜書　連歌師宗養筆　　同　元子
一、掛物　三幅對　養朴筆　堆朱香箱　　同　又四郎
一、堆紅盆　　同　幸之助
一、掛物　壹幅　四條大納言公任筆　　仙石越前守
一、香爐　深附　冠罰　　同　夫人
一、歌仙　三十六枚　烏丸光廣筆　香臺　　板倉伯耆守夫人
一、料紙箱　硯箱共　食籠　蒔繪　　同　通子
一、掛物　三幅對　探幽　永眞　養朴　　池田治左衛門
一、料紙箱　硯箱共　重箱　二組　　同　夫人
一、刀　壹腰　青江　　松平相摸守
一、掛物　壹幅　默菴筆　　松平伯耆守
一、掛物　壹幅　伏見院　　松平壹岐守
一、掛物　壹幅　舜擧　香爐　青磁　　松平土佐守
一、香臺　溜塗　香爐　南京染付　　眞田伊賀守夫人
一、文臺　黑塗　香爐　青磁　　同　楊柳院
一、掛物　二幅對　雪舟　古法眼　　松平求馬
一、掛物　三幅對　主馬筆　　松平權之助
一、掛物　壹幅　月山筆　　松平久馬之助
一、掛物　壹幅　後伏見院御色紙　　池田庄左衛門
一、掛物　壹幅　後鳥羽院歌仙切レ　　丹羽玉峰
一、掛物　壹幅　定家卿　　同　若狭守
一、掛物　壹幅　伏見院　　榊原式部大輔

一、伊勢物語　三條西公條筆　硯箱　破リ竹　　松平攝津守夫人
一、掛物　壹幅　太玄筆　香爐　唐金　　榊原伊織
一、掛物　壹幅　西行筆　　榊原妥女
一、掛物　壹幅　中姫筆　　榊原越中守
一、掛物　壹幅　後小松院　後花園院　後醍醐天皇　三筆小式紙　　大井新右衛門
一、花入　唐金　　同
一、掛物　壹幅　尊良親王　　大井庄十郎
一、掛物　三幅對　養朴筆　　池田修理
一、掛物　三幅對　養朴筆　　同　小左衛門
一、掛物　壹幅　探幽筆　　池田帶刀
一、大香爐　唐金　　有馬左衛門佐
一、花入　青磁經筒　　板倉市正　細註返却ノ由ヲ記ス
一、掛物　呂紀筆　　木下肥後守
一、卷物　壹軸　子昂赤壁賦　花入　唐金　　山崎勘解由
一、掛物　壹幅　探幽筆　　山崎主稅
一、掛物　壹幅　周文筆　香爐　唐金　　能勢市十郎
一、掛物　壹幅　相阿彌筆　　同　出羽守
一、卓香爐　唐金寒山　　牧野傳藏
一、釜　蘆屋　　同　攝津守
一、掛物　二幅對　養朴筆　　荒尾平次郎
一、掛物　壹幅　探幽筆　　建部宇右衛門
一、掛物　壹幅　養朴筆　　分部隼人正
一、卓　香爐　青磁　　桑山修理

一、掛物　貳幅對　探幽筆　黒田素軒

一、色紙短册　新筆五拾枚　舍利　花入　九鬼養照院

雨支封君ヱハ特ニ數十種ノ遺物ヲ賜フ其別如左

一、掛物　壹幅　一休自畫賛　政言君

一、同　壹幅　雪舟筆　同

一、同　三幅對　後鳥羽院　家定　家隆　同

一、同　壹幅　定家　同

一、同　壹幅　張郎之　同

一、同　壹幅　默菴畫　同

一、同　壹幅　古法眼　同

一、同　壹幅　秋月筆　同

一、同　壹幅　松榮法眼　同

一、同　三幅對　探幽筆　同

一、同　壹幅　探幽筆　同

一、同　四幅對　養朴筆　同

一、同　三幅對　永眞筆　同

一、同　四幅對　主馬筆　同

一、同　三幅對　養朴筆　同

一、同　三幅對　養朴筆　同

一、同　貳幅對　永眞　養朴　同

一、同　三幅對　養朴筆　同

一、同　貳幅對　主馬筆　同

一、同　三幅對　探幽筆　同

一、唐金花瓶　實成院

一、掛物　壹幅　養朴筆　政言君

一、同　貳幅對　王陽明　石摺　同

一、同　壹幅　台德院殿筆　同

一、同　壹幅　遲判　同

一、同　貳幅　筆者不分明　同

一、同　壹幅　友直筆　同

一、同　壹幅　中江與右衛門筆　父子有親　同

一、花入　唐金青磁唐津燒青磁伊萬利青磁錫竹ノ類合十七種　同

一、香爐　唐金青磁ノ類合十種　同

一、香合　堆朱其外トモ合七種　同

一、茶碗及卓香臺花臺ノ類十一種　同

一、釜五種此外盆茶杓硯筆墨水指蓋置文鎭筆架　同
唐金ハント砂鉢其他ノ雜具凡テ四十種許品目略之

一、屏風　半双　古法眼筆　同

一、同　壹双　友直筆　同

一、同　壹双　大石摺　同

一、同　壹双　友直筆　同

一、同　壹双　友直筆　同

一、同　半双　主馬圖書押繪　同

一、屏風　半双　左衛門筆　政言君
一、同　半双　易ノ石摺　同
一、風呂先屏風衛立ノ類　同
一、貳所物　祐乗作　同
一、笄　壹本　乗眞作　同
一、同　壹本　乗眞作　同
一、同　壹本　卽乗作　同
一、木柄　壹本　小刀多門兵衛　同
一、小柄　壹本　尾崎太郎左衛門鐫　同
一、鍔　二枚　同
一、甲　壹領　小田原鉢　同
一、刀　壹腰　青江　三所物後藤利兵衛作　同
一、刀　壹腰　兼貞　政倚君
一、刀　壹腰　多門兵衛　同
一、陣羽織　壹　天鵞絨　同
一、書棚　青貝　同
一、硯箱　堆朱　同
一、花入　唐金　同
一、香道具　壹組　久子君
一、同　壹組　ヨツ子君
一、掛物　貳幅對　用田栗鼠畫　輝録君
一、同　壹幅　定家筆　同
一、同　壹幅　紀貫之筆　同

一、掛物　壹幅　爲家色紙　輝録君
一、同　壹幅　雪山筆　同
一、同　壹幅　古法眼筆　同
一、同　壹幅　周文筆　同
一、同　貳幅對　古法眼筆　同
一、同　貳幅對　王陽明石摺　同
一、同　三幅對　探幽筆　同
一、同　三幅對　探幽筆　同
一、同　三幅對　養朴筆　同
一、同　壹幅　養朴筆　同
一、同　四幅對　主馬筆　同
一、同　三幅對　永眞筆　同
一、同　三幅對　養朴筆　同
一、同　貳幅對　永眞筆　同
一、同　貳幅對　養朴筆　同
一、同　壹幅　養朴筆　同
一、同　三幅對　探幽筆　同
一、同　壹幅　永眞筆　同
一、同　壹幅　後光明院御筆　同
一、同　壹幅　嚴有院殿筆　同
一、同　壹幅　油繪　同
一、同　貳幅　唐畵筆者不明　同
一、同　壹幅　致知格物　中江與右衛門書　同

一、掛物　壹幅　法印布袋　輝錄君
一、花入　唐金青磁伊万利青磁鳥竹ノ類凡テ十八種　同
一、香爐　唐金青磁伊万利唐津ノ類凡テ十二種　同
一、香合　凡テ八種　同
一、茶碗香臺大卓茶盆茶杓茶壺茶入水差釜類　同
其他文房具及雜具ニ至ル迄凡五十餘種品目略之
一、屛風　半双　光賢司　同
一、同　壹双　金　同
一、同　壹双　友直筆 縁金　同
一、同　壹双　西國大名舟ノ圖　同
一、同　壹双　墨繪山水　同
一、同　半双　石摺押繪　同
一、同　半双　縁金　同
一、同　半双　總金　同
一、同　半双　風呂先　同
一、同　半双　縁金　同
一、衝立　一箇　同
一、刀　一腰　水田茂右衞門作　同
一、中脇指　一腰　國光　同
一、同　一腰　水田茂右衞門作　同
一、二所物　宗乘作　同
一、笄　壹本　宗乘作　同
一、笄　壹本　宗乘作　同

一、小柄　壹本　乘眞作　輝錄君
一、小柄　壹本　乘眞作　同
一、目貫　壹具　同
一、木柄　壹本　小刀アリ　政常入道　同
一、木柄　壹本　小刀アリ　多門兵衞　同
一、玉葉集　上下　積通卿筆　輝錄君奧方
一、香箱　染付　同
一、隣女和歌集　飛鳥井雅有卿筆　君夫人
一、堆紅盆　同
一、青磁朝顏立　同
一、古今和歌集　爲氏卿筆内六枚飛鳥井雅章書次　松子君
一、香箱　同
一、屛風　一双　同
一、歌仙　三拾六枚　後陽成院御筆　妻子君
一、香爐　御室燒　同
一、屛風　壹双　中殿御繪會公家衆詞書アリ　同
一、新古今集　上卷西園寺實遠筆 下卷花山院政長筆　振子君
一、三代集　一册　中院道勝筆　同
一、屛風　一双　永眞筆　同
一、刀　一腰　和泉守　岩千代君
一、中脇指　壹腰　兼吉　同
一、陣羽織　白地緞子　同
一、刀　壹腰　二ツ胴　無銘　鶴之助君

一、中脇指　壹腰　諸定　鶴之助君
一、陣羽織　淺黄茶字　同
一、刀　壹腰　經家　勝千代君
一、中脇指　壹腰　國包　同
一、陣羽織　花色羅紗ソギ繼キ　同

三、老中以下家臣へ

一、掛物　壹幅　崇光院御筆　池田主水
一、掛物　壹幅　後圓融院御筆　伊木勘解由
一、掛物　壹幅　爲家　池田大學
一、掛物　壹幅　後柏原院御筆　日置猪右衛門
一、掛物　壹幅　家隆三首和歌　池田隼人
一、掛物　壹幅　後光明院御筆　土倉四郎兵衛
一、掛物　壹幅　後光嚴院御筆　日置左門
一、掛物　壹幅　後奈良院御筆　土倉淡路
一、掛物　壹幅　後伏見院御筆　池田三郎左衛門
一、卷物　壹卷　御直筆　同
一、掛物　壹幅　後醍醐天皇　若原監物

○遺物として金員を拜領せし人員左の如し

一、小判貳拾兩　池田左兵衛
一、同　拾五兩宛
山内權左衛門　瀧波與兵衛　加藤甚右衛門
瀬木久五左衛門　福島善兵衛　立野八郎兵衛

一、歌仙　小本一册　爲世筆　吉子君
一、料紙箱　硯箱共　同
一、屛風　一双　同
一、卓　竹六角　同
一、堆朱六角重食籠幷盆　日置猪右衛門妻
一、色紙短册　新筆五拾枚　池田隼人母
一、掛物　壹幅　後京極良短筆　池田佐入
一、藥煎道具入簞笥　御部屋
一、目藥箱　杉文庫　同
一、卓香爐青磁　清心
一、卷物　壹卷　泉八右衛門
一、公親筆大極圖說幷諸賢語卷物　津田重二郎
一、青磁卓香爐　池田左兵衛
一、唐金花入　山内權左衛門

宮部清四郎　岡田五兵衛　田中眞吉
淡川友吉　鹽見玄三　森不干
以上人數拾貳人金子百八拾兩
一、小判拾兩宛

今田茂太夫　山内與八郎　加藤小十郎
西村六之助　村井七之助　茨木左大夫
木崎九右衛門　石川清助　篠岡平七
寺内李左衛門　加藤文大夫　内藤數右衛門

以上人數拾貳人金子百貳拾兩

一、黄金壹枚宛　但小判七兩貳分ニシテ

忠明又八郎　水野三郎助　藤岡勘右衛門
水野安兵衛　吉田源之丞　中西利右衛門
吉田又六　岸本六兵衛　香取六之丞
菅半之助　大村市左衛門　岡本多兵衛
松島平大夫　中村源四郎　堀江助左衛門
西村李兵衛　坂井七郎右衛門　鵜飼兵右衛門
關屋左助　藤井與次兵衛　前田平六
川崎九一郎　内藤八助　木崎源吉
山川市内　熊田平助　蟹江善助
寺内太郎左衛門　谷田加助　岡部彌九郎
竹村八大夫　角南太郎右衛門　戸田權七
坂井善六　鄕司七右衛門　鄕司覺兵衛
寺内安右衛門　山内彌次大夫　山川金左衛門
大平權右衛門　菅八内　蓑輪宗悅
蓑輪宗慶　森谷專菴　駒田融達
狩野友直

以上人數四拾六人　小判三百貳拾貳兩壹步九拾貳切

一、小判三兩宛　徒横目五人
　壹步五切宛
　此金員小判拾五兩壹步貳拾五切
一、小判三兩宛　手廻歩行拾人
　此金員小判三拾兩
一、壹分拾切宛　歩行三拾三人
　此金員金子三百三拾切
一、壹步拾切宛　奥坊主五人
　此金員壹步五拾切
一、小判貳兩宛　次坊主拾人
　此金員小判貳拾兩
一、壹步拾切宛　料理人五人
　此金員壹步五拾切
一、小判貳兩宛　膳立椀奉行通ノ子供七人
　此金員小判拾四兩
一、壹步五切宛　賄方酒方内所賄方銀奉行各手代共八人
　此金員壹步四拾切
一、壹步五切宛　預足輕小頭中間小頭共合拾四人
　此金員壹步七拾切
一、壹步五切宛　居番八人
　此金員壹步四拾切
一、小判壹兩宛　台所役拾貳人
　此金員小判拾貳兩
一、小判壹兩宛　台所料理人二人

此金員小判貳兩

一、壹步三切宛　旗ノ者持筒鐵炮長柄道具持草履取中間　拾人者拾人

此金員壹步四百三拾五切

一、壹步貳拾切　壹人貳歩宛

一、小判拾兩　山川十郎左衞門

一、黃金壹枚　但小判七兩貳步ニシテ　中村五郞右衞門

右ノ外女中ェ賜金差アリ

合計小判十百拾壹兩壹步千貳百四拾四切

御金元

四、閑谷學校ヘ（老公御遺物品目書所載）

一、四書一部　壹册　紙數貳百參枚白文御直筆

一、孝經　壹卷　行字御直筆

一、唐本十三經　壹部　百四十九册唐桑箱貳ツ

右之內御書入三枚外題不殘御直筆儀禮第八百貳拾五枚メ

左傳哀公十四年貳拾三枚メ詩灣之什拾九枚メ

一、御冠　壹ツ

一、御紙ヒネリ掛　壹筋

一、鳶ノ尾　壹ツ

一、御笏　壹本

一、御袍　壹ツ

一、御大帷子　桃色袖赤　壹ツ

一、一日晴レ上ノ御袴　御紋蝶　壹ツ

一、同　御紋九曜

小判　千百貳拾六兩

壹步　千百八拾五切

內　千兩　千切　表方

百貳拾六兩　御內證方別包

百八拾五切

右差引シテ壹步壹切餘ル

一、銀五拾貫目　政言君

一、銀五拾貫目　輝錄君

一、米百三俵七升　戌ノ暮暇被下西丸女中拾三人

一、上ノ御袴　表白裏紅　壹下

一、御指貫淺黃羽二重　壹下

一、石之御帶　壹腰

一、平緒タレ共御紋三ツ　壹筋

一、夏ノ御裾　淺黃一重白紐　壹ツ

一、夏ノ袍御衣冠ノ時ノ小紐　貳筋

一、御大帷子ノ夏ノ小襟　壹ツ

一、御直垂　壹具

一、御沓　壹具

一、御甲　壹ツ

鯖ノ尾タメシ黑塗鍛日根野五下リ眉庇ノ內朱忍ノ緒布淺

黃

御頰當　黑塗面頰內朱髭有リ　耸掛絲似紺緒共

一、御具足　壹領
御胴ヌメシ竪ハキ桶皮黒塗御肩當天鵞絨龜甲草摺七間黒
塗黄掛絲紺覆付ナミ簑御鼻紙袋天鵞絨
御籠手　總南蠻鐵家晒布栗梅置袖ニ段毛引但黒塗御手ノ甲
ニ蝶ノ御紋有コハセ水牛
御袖　貮ツ
御踏込　南蠻鐵家晒布栗梅コハセ水牛黒皮ニテ緣取
御臑當　九本篠家晒布栗梅十王頭龜甲綴

一、御具足　壹領
小實黒塗毛引御肩當草摺共絲似紺草摺六間左下リ下一段
菱綴右同斷御襟表天鵞絨裏繻子龜甲綴筏緣
御佩立踏込　黒塗シノクサリ家繻子裏晒布栗梅
御籠手　黒塗シノクサリ家繻子裏晒布栗梅
御臑當　七本篠黒塗

一、御庵紙　ツクシ黒塗金物赤銅蝶御紋金象眼緒眞紅四ツ打
壹本

一、御庵紙ハクマツクシサカハ猪ノ目透シ瑪目六ツ何レモ金物
銀蒔繪蝶龍打緒眞紅　壹本

一、御軍配團　壹本

一、御軍扇　御腕貫眞紅四ツ打　壹本

一、御弓籠手　金入ヲ口裏黒茶宇コハセ水牛　壹指

一、御具足御肌小袖　白縮緬兩面綿入紐打蝶ノ御紋付紺染入
壹ツ

一、御具足御小袖　羽二重花色綿入蝶ノ御紋白裏淺黄羽二重紐
アリ　壹ツ

一、御具足御袷　白縮緬兩面紐アリ蝶御紋紺染入　壹ツ

一、御具足御帷子　白縮緬蝶御紋紺染入紐有　壹ツ

一、御具足御帷子　淺黄蝶ノ御紋白紐有　壹ツ

一、御具足御袷帷子　紐有　壹ツ

一、御鉢卷　白縮緬上卷下卷　貮筋

一、御鉢卷　白綸子上卷下卷共　貮筋

一、御上帶　白縮緬　貮筋

一、御忍ノ緒　白縮緬　貮筋

一、御股引　黒緞子地紋波形裏片色紐有　壹ツ

一、御股引　黒緞子裏片色但花色紐有　壹ツ

一、御股引　布晒貫兩面栗梅紐有　壹ツ

一、御脚半　表黒ケン裏紫紐アリ　壹足

一、御鞢御勝手御押手共　四指

一、御鞍　丹治打　壹背

一、御鞍　内外黒塗銀覆輪銀ノ居御紋　壹背
外黒塗銀覆輪銀ノ居御紋蝶ノ内金梨子地但切付肌付力皮
板馬氈野杏鱸手共

一、御鐙　鐵銀ノ象眼御紋九ノ内ニ蝶大小有内朱泥満ニ加州小
松住氏重作　一足

一、御轡　市口清次作　壹ツ

一、御手綱　晒布淺黄水付段染　壹筋

一、御押掛　紫　壹掛
一、御手助　眞紅　壹掛
一、御弓御握皮紫内一張ツバ黒　貳張
一、御弓　二手御的矢紙ハキ板付アリ御射込矢染ハキツノ根
三手
一、御鞭　壹本
一、御皮羽織　クサリ入御紋蝶裏緞子紫ノ紐付御馬ノリ明キ有
之　壹ツ
一、御皮頭巾　クサリ入裏緞子紫皮紐付　壹ツ
一、御皮脚半　鼠色クサリ入裏布柿　壹ツ
一、御皮半着類物淺黄御紋蝶表茶羽二重御襟鶯織　壹ツ
一、御床机　梨子地蝶ノ御紋付滅金金物御腰掛天鵞絨　壹ツ
一、御長上下　ヽヽ竹　壹具
一、御上下　同　壹具
一、御異火目　花色蝶御紋裏茶羽二重但綿入　壹ツ
一、御白無垢小袖綿入　壹ツ
一、御羽織　綿入表裏黒縮緬御紋蝶紫ノ紐付　壹ツ
一、御帽子　淺黄御紋蝶　壹ツ
一、御合羽　チヨロケン御襟天鵞絨　壹ツ
一、御帯　黒リウメン　壹筋
一、御頭巾　紫縮緬裏紅　貳ツ
一、御足袋　壹足
一、御小袖　黒縮緬　壹ツ
一、同　茶縮緬　壹ツ
一、同　黒紗綾　壹ツ
一、同　羽二重右四品御紋蝶裏茶羽二重　壹ツ
一、御羽織　綿入黒縮緬　壹ツ
一、同　黒ナヽコ織　壹ツ
一、同　茶縮緬　壹ツ
一、同　ウネ織茶色　壹ツ
一、御鼻紙袋
内
小象牙御香箱　一ツ　銀御匙　一本
石筆　一本　竹箆　一本
御毛抜　一本　御ホンホリ　一本
貝ノ玉　大貳ツ 小六ツ　八ツ　象牙御香箱ヘ入
一、御印籠　外黒内梨子地銀ノ匙入　壹ツ
一、御巾着　インデン　壹ツ
一、御緒〆　ムクロウシ　貳ツ
一、御帯　ハセタワラ　壹ツ
一、御硯箱　黒柿ヤロウ蓋内金梨子地
内
御硯　壹ツ　御水入銀但座共　壹ツ
御墨　壹挺　御筆　三本
御墨ブシ　黒カク　壹ツ
一、御揃箱　三ツ

大　墨塗御紋テッセン但銀粉内梨子地

中ニ紫羽二重御ヱリ懸

御櫛イス　三ツ　　御唐櫛　　三ツ

御ハサミ　壹本　　御櫛拂ヒ　壹本

御髪分ケ　壹本　　御水入黑塗梨子地　壹ツ

小　黑塗御紋鐵線但金粉内梨子地

中ニ紫羽二重御襟掛

御櫛蒔繪菊唐艸　貳ツ　　御鋏　三本

御水入黑塗イッカケ内ニ金粉ニテ鐵線ノ御紋付壹ツ

御布巾晒　壹ツ

大　桐溜塗

中ニ御櫛貳ツ蒔繪桐唐草

御鋏　　壹本　　御櫛拂ヒ　壹本

御髪分ケ　壹本　　御水入唐津燒金粉アリ　壹ツ

一、御鏡立　黑柿　壹ツ

一、御櫛　蒔繪蝶　壹ツ

一、御剃刀　内貳本御爪切　四本

一、御毛拔キ　四本

一、御筆溜　塗箱入内三本唐筆　四本

一、木ノ御硯　壹ツ

一、竹ノ御篦　御手跡文字別紙　壹本

一、御大鼻紙　貳ツ

一、御鼻紙袋　青茶丸　壹ツ

手拭掛　　刀架

一、柚瓢箪　壹ツ
一、御目鏡ノ家　壹ツ
一、御薬通ヒ箱　黒塗銀粉ニテ菊ノ御紋銅ノ鈌黒キ打緒　壹ツ
一、御烟管筒　紫皮包ウツ木御多ハコ入天鵞絨　壹ツ
一、御烟管　内五本ノベ付壹本ラウ入　六本
一、御茶碗　御室燒　壹ツ
一、竹ノ御文庫　春慶塗　壹ツ
一、御手拭懸　但桑金物臺ニ引出壹ツ鐶付内ニ桑ノ小箱壹ツ黒
塗重箱壹ツ　壹ツ
一、御砂時計　壹ツ
一、御鷹鞢　貳指
一、同　御鞭壹ツ
一、紺コウシ外金梨子地蝶御紋付内朱塗蓋共　壹ツ
一、ワク御茶辨當　但春慶塗金物銅赤金ノ藥罐火入有一方引出
シ内ニ茶入壹ツ紫袋ニ入茶釜壹本茶巾壹ツカケコ硯箱石水
入共紙ノ香箱蓋ナシ　壹ツ
一、御笠　三ツ
菅笠裏ニ茶羽二重二重ニ付　一
編笠茶羽二重輪付　一　竹ノ子笠同斷　一
一、御杖御握天鵞絨　三本
一、鳥毛ノ蠅追ヒ　四本
一、三人前御辨當　但朱塗　壹通リ
御本膳四ツ揃但絲底ニ金粉ニテ蝶ノ御紋　三膳
御二ノ椀右同斷　四膳　御三ノ椀右同斷　三膳
御吸物椀右同斷　三膳　御平皿大小蓋共右同斷　三ツ
御坪皿大小蓋共右同斷　三ツ　御本膳二ノ御膳共　六
枚　御飯次御杓子二本共右同斷　壹ツ　御湯次右同
斷　壹ツ　御通ヒ盆右同斷内一枚紋ナシ　三枚　御
椀入有同斷　壹ツ　御小重箱右同斷　三重　御吸筒
貳ツ　御皿青磁ツタナリ　壹ツ　同扇子染付　壹ツ
御皿箱蓋ニ金粉ニテ蝶ノ御紋付　貳ツ　御湯ノ子スク
ヒ但銀　壹本　御箸入　壹ツ
一、御定器御壹人前
内
御膳　壹膳　御食椀　壹膳
御汁椀　本二三　御盛替椀　壹膳
御吸物椀　壹膳　御平皿蓋貳ツ　壹ツ
大絲目蓋共　壹膳　小絲目蓋貳ツ　壹膳
御飯次杓子共　壹ツ　御湯次　壹ツ
御通ヒ盆　三枚
一、御幕　蝶ノ御紋付　貳張
一、御平緒タレ柳櫻ニ雀鶯縫繪　壹筋
一、御鐙　鐵銀ノ象眼錆線内青貝泥請ニ加州住永國作　壹足
一、一番ノ櫃
内
御羽織表青茶裏黒但羽二重綿ナシ牡丹付　壹ツ

御カサヽ絹縮ミ柿色左ノ御袖皮付　壹ツ
御カサシ縮緬柿色　貳ツ
御カサシ縮緬小紋　壹ツ
御編笠トロ塗　壹ツ
紫皮縫包　但御鐵炮御ネラヒノ時ノ御襷木綿島ノ御股引
　茶二重ノ紐付御脚半布ノ柿染　壹ツ
一、皮ノ御立付　壹下
一、御頭巾　三ツ
　內
表茶縮緬裏羽二重紋付　壹ツ
茶羽二重兩面シコロ紐付　壹ツ
茶羽二重ホクリ　壹ツ
一、布御脚半　柿染　壹足
一、御脇當　羅紗　壹ツ
一、御乘掛ノ御刀掛　但紫皮壹組物數四ツ　白皮壹組ナメシ皮
　ニテ縫クヽミ兩端ニ眞鍮金物ニ毛彫ノ蝶アリ　貳組
一、銅ノ鮫大小　貳拾貳本
一、御夜着但綿無損シ物　四ツ
　內
表トクサ色茶地紋織蝶ノ御紋裏茶羽二重　壹ツ
表淺黃茶地紋織丸ノ內三ツ柏御紋付裏同斷　壹ツ
表茶色綸子丸ノ內ニ蝶崩シ御紋付裏同斷　壹ツ
表裏淺黃羽二重御紋ナシ　壹ツ

一、御蒲團　綿無シ　三ツ
　內
兩面淺黃貳ツ　兩面コヒ茶兩面青茶　壹ツ
一、二番ノ櫃　壹ツ
　內
御寢御座緣茶羽二重　壹枚
御敷蒲團綿無表茶羽二重裏木綿莚織　貳ツ
御足モタセ綿無茶羽二重　壹ツ
御タキ枕綿無茶羽二重　壹ツ
御座緣カケ蒲團　但綿無
　內
表茶絹裏莚織緣天鵞絨紫皮ノ結付　壹ツ
茶絹裏莚織紫皮ノ結付　壹ツ
御モタレ物天鵞絨裏花色ノ布ニテ四方紫皮結付　壹ツ
天鵞絨御枕兩方ニトクサ色ノ結付有之
一、三番之櫃　壹ツ
　內
御杖　九本　御居合刀拵ナシ　壹腰
御モタレ物　但天鵝絨ニテ包天鵝絨ト御枕共損シ有之
壹ツ
天鵞絨ト御積押ヘ壹括ニシテ　貳ツ
黑塗大夏目　三ツ
御手拭スヘ青紙ニテ張紫皮ノ柄　貳ツ

銅ノタンホ但木綿袋ニ入　内貳ツハ小　御懐中タンホ
三ツ
カネノ甲御頭巾表黒皮裏紫縮緬茶羽二重ノ紐付　壹ツ
柱御モタレ板縫ク、ミ銅ノ鋲打小蒲團綿入ニシテ縫付有
之　壹ツ
御薬通ヒ箱桐ノ　栗色引出シ　壹ツ　有銅ノ　錠前鑰共有之
貳ツ
一、御ウカヒ盥黒塗箱ニ入　壹荷
中ニ
古盥黒塗内壹ツウルミ朱　貳ツ
古湯ツキ蓋共壹ツウルミ朱　貳ツ
一、壹箱

御下駄　壹足　御草履　貳足
裏付　貳足　御ワランシ　三足
一、芳烈公文具中有一物不可名長八九寸橫五六分厚一分出入刮
竹造之首尾左右表裡無廣狹厚薄非度尺非界方甚輕非必可鎭
紙旋長非常可架筆表裡有銘公自書云
表
一生心忠孝　大道廢有仁義智慧出有大僞六親不和有孝慈
國家昏亂有忠臣
裏
寛永拾貳年初夏二十三日
人界をなにゝたとへん水とりの
はしふる露にやとる月かけ

現存遺品の主なるもの

被服の寸法

(一)　[illegible]　服　　壹箱

[illegible]　木賊色、綾、紋　綾目ナク平織ノ中ニ織込メリ　泊蝶　身長、三尺九寸。肩行、一尺九寸。大首、六寸。襟幅、四寸。身幅、後九寸二分、前九寸二分。袖付、一尺四寸四分。袖口、五寸五分　一

[illegible]　淡黄羽二重、紋　泊蝶、綿入　身長、三尺五寸七分。肩行、一尺六寸四分。大首、六寸。襟幅、四寸二分　身幅、後九寸五分、前九寸六分。袖付、一尺一寸四分。袖口、五寸三分　一

下着　白一重　身長、三尺四寸四分。肩行、一尺六寸七分。大首、六寸。襟幅四寸。身幅後、一尺、前九寸八分。袖付、一尺一寸三分。袖口、四寸五分　一

羽織(地)　紺色、[illegible]　[illegible]　身長、二尺九寸六分。肩行、一尺七寸。大首、巾五寸二分。襟幅、三寸九分。身幅、前九寸、後九寸。袖付、一尺一寸。袖口、五寸一分。　一

禮服其一

冠　沓

同其二

官服

羽織（地）　茶色、縮麻　身長、二尺九寸七分。肩行、一尺七寸五分。大首、六寸。襟幅、四寸二分。
身幅、前一尺、後一尺。袖付、一尺一寸四分。袖口、五寸三分。　一

半上下　泊蝶紋付、袴長、二尺一寸二分。　一

長上下　泊蝶紋付、袴長、三尺八寸。　一

胴服　柿色麻、紋泊蝶、三ツ紋外十個。　身長、二尺。肩行、一尺七寸六分。大首、四寸。
身幅、前九寸、後九寸。　一

白足袋　先分ル、細長形（拾文）。底長、六寸一分。深、五寸二分。幅、一寸二分乃至一寸九分。　一

（二）御召物　壹箱

帷子、水色泊蝶三ツ紋（竪三寸 横壹寸三分）元祿袖、紐付。身長、三尺五寸壹分。肩行、壹尺六寸六分。襟幅、三寸四分。身幅、前八寸八分、後九寸。袖付、壹尺壹寸五分。大首、下三寸。竪褄、壹尺壹寸八分。

同下着　筒袖形紐付　三ツ紋（竪四寸五分。横五寸三分。）身長、二尺三寸四分。肩行、壹尺五寸三分。身幅、後八寸五分、前八寸二分。袖付、壹尺壹寸。　一

上着　白羽二重　身長、四尺五分。肩行、貳尺貳分。身幅、前壹尺貳分、後壹尺五分。袖付、壹尺三寸五分。　一

禮服　其三

半袴

同　其四

紋服

衣服 其五

胴服

同 其六

長袢

下着　淺黄綿入　泊蝶三ツ紋付、紋 竪四寸七分。身幅、貳尺三寸貳分。肩行、壹尺六寸。襟幅、三寸二分。横六寸五分。身幅、後九寸六分、前九寸。袖付、壹尺壹寸。　一

羽織　茶縮緬 風織縮緬 無紋 身長、二尺三寸五分。肩行、一尺八寸二分。襟幅、三寸六分。身幅、後一尺一寸五分。前、九寸。　一

股引　木綿縞　全長貳尺四寸三分、裾周圍、六寸。　一

脚絆　麻、三ツ釦、上ヲ括ル。長六寸八分。周圍、上八寸。下五寸四分。　二足

頭巾　紫縮緬（大黒形）。外徑、六寸七分乃至六寸八分。內徑、四寸七分乃至五寸三分。　二個

（三）平服　　壹箱

一 筒袖 元祿袖、白縮緬綿入。身長、二尺四寸。肩行、一尺五寸五分。襟幅、三寸二分。身幅、後九寸七分、前九寸二分。袖付、一尺一寸。袖口、四寸三分。紋 竪四寸 幅五寸五分

一 筒袖 元祿袖、白縮緬、袷。身長、二尺二寸六分。肩行、一尺五寸五分。襟幅、三寸。身幅、後九寸三分、前九付。袖付、袖口、紐付 長二尺五寸左右共。幅壹寸。

一 筒袖 麻紋付 胴服式） 身長、二尺三寸六分。肩行、一尺五寸五分。襟幅、三寸。身幅、後八寸五分。袖付、一尺一寸。袖口、四寸二分。三ツ紋 竪五寸 横五寸五分

一 筒袖 麻（朝鮮式） 身長、貳尺四寸。襟四寸。身幅、前後各九寸。脇四寸七分。肩行 左壹尺七寸。右壹尺七寸六分。袖付 左四寸二分。右壹尺壹寸五分。袖口 左三寸。右五寸五分。

一 紋付 小紋、元祿袖、淺黃絹綿入 身長、三尺四寸三分。身幅、前後九寸七分。肩行、壹尺六寸五分。襟幅、三寸七分。袖付壹尺壹寸五分。竪褄壹尺壹寸八分。

一 帷子 [illegible]色麻五ツ紋 身長、三尺四寸八分。身幅、前後各九寸。肩行、壹尺六寸五分。袖付、壹尺壹寸五分。

一 上下 黑色、下、板下貳尺三寸。長袴、板下三尺九寸。

一 白足袋 刺子、木綿、長、六寸貳分。深、五寸。底 幅、壹寸貳分乃至貳寸三分。

（四）革御召物　　壹箱

一 革羽織。裏緞子、泊葉三ツ紋 袖紋、竪壹寸八分、橫貳寸五分。背紋、竪四寸、橫五寸七分。身長、貳尺三寸。肩行、壹尺七寸。袖付、一尺一寸五分。袖口、五寸。

一 革[illegible] 淺黃紋付單 一ツ紋 竪五寸。橫八寸。身長、貳尺六寸。身幅、前後各九寸。肩行、壹尺八寸貳分。袖付、壹尺壹寸貳分。袖口五寸。

以上

〔附一〕遺品上より見たる烈公の體格。

前記の被服各部分の寸法に依りて、烈公の體格、如何に在せしかの大體を想像し得べし、卽ち左の如し。

身長　被服身長の寸法を參考す。
胸圍　身幅の寸法に準ず
頭部　頭巾の寸法に準ず。
手部　各種被服の肩行の寸法を參考す
足部　袴、股引、脚袢等の寸法に據る
蹠部　足袋、就中、足袋底の寸法に據る。

一（五）

甲冑、馬具

光政公御召甲冑　壹領

兜　頭形黒塗張掛鯖尾梅板物黒塗日根野形五下り黒絲素懸威浮張温麻縁黒革忍ノ緒淺黄麻丸紒

頰當　黒塗目ノ下頰當鼻掛弛裏朱塗糟毛垂四段仕立梅ニ同シ

胴　二枚胴黒塗竪矧板ノ端赤銅製縄目覆輪、胸腰一段ツヽ、紺糸毛引威　高紐紺平打手先留　胴裏滑革一枚包溜塗　草摺抜編小ビレ龜甲縫黒塗七間五段下り紺絲素

光政所用甲冑

懸威畦目菱縫共、搖家八重鎖製

置袖　黒塗三枚堅矧赤銅縄目覆輪附裾二段紺子毛引威裏入

籠手　惣八重鎖手　マテガラ小篠散黒塗　冠板弁手甲ハ錆地家紋居銀象嵌入家地表ウラトモ黒麻　手甲裏紺子

佩楯　惣八重鎖マテガラ小篠チラシ家地同斷

臑當　黒塗九本篠惣八重鎖　鉸具摺紺子年立年龜甲縫家地同斷　紐紺平町

具足櫃　黒塗　金具　鐵ノ黒塗

（山上八郎記す）

一鞍　光政公分　一背

黒塗、銀紋入、幅輪押、押掛、村山梨子地

手綱　浅黄ニ紺染　立間眞紅　轡銘　相模大掾、清次作ニ

馬具

（六）烈公の御刀

将軍家より拝領せしもの左の如し

一、御誕生の時、将軍秀忠公より（一歳）青江の御刀　信國の御脇差

二、将軍秀忠公へ初見参の時（三歳）来國俊の御脇差

三、神祖家康公へ初見参の時（五歳）新藤五の御脇差

四、就封御暇乞の時　（十歳）　國俊の御刀
五、將軍秀忠公御上洛の時、高瀬にて　（十一歳）　左文字の御刀
六、歸國御暇乞の時、將軍秀忠公より　（十三歳）　左文字の御刀
七、烈公元服の時、將軍家光公より　（十五歳）　直綱の御刀
八、烈公御婚禮の時、前將軍秀忠公より　（二十歳）　正宗の御刀　志津の御脇差
　同將軍家光公より　守家の御刀
九、天樹院殿、將軍家御振舞の時、烈公御手傳に依て　（廿五歳）　將軍家光公より　則重の御刀
一〇、世子家綱君へ初見參の時　（三十五歳）　世子より　守家の御刀

以　上

（　）傳家の名刀、大包平

【由來】　大包平の池田家の所藏となりし由來明かならず。或は云ふ輝政公甚だ刀劍を愛し大に之を蒐集せられたりと。そは兎も角烈公が之を父君に承けて世子に傳へられたる事は左の二文獻に徵すべし。

備藩外史別錄、云。
興國公薨去の後芳烈公未だ幼少におはしませば日置豐前國政を司れり　興國公の弟宮内大輔忠雄後見たり　公儀向之事は加賀爪甲斐守に相談あり　ある時宮内大輔甲斐守寄合之席へ豐前を被呼出仕置に私ありとせめしに豐前其事は斯樣の義　其儀は如此之譯也或は　土井大炊頭内意有ゆへ　如此取計たりと　一々詳に答へ申せば　兩人共に座を立んと仕玉

大包平

同　上

ふ時、豊前押留　今日の事はいはれ行可の仰と存候　其子細は新太郎殿之家に傳たる大包平之太刀を　宮内殿かり用ひられんとの義に候を殿拾五歳以後之事　今は幼き時某計ひがたしと申ければ不機嫌なりき此外に少も心に懸る事なしと荒々しくにいへば宮内も甲斐等も打笑て兎角の詞なかりしとぞ

寛永の比備前に國替被仰出し後豊前毎日早朝に上壹人　短柄之かぎ鑓に手拭を付　草履取壹人　以上四人にて城之東門旭川之川端に出で手水する事定れる事也　其心を不知といへども　必心を用るいはれ行べしといへり　豊前年老之病氣俄に重く成しに芳烈公鷹野より急き歸らせ玉ひ　直に豊前か家に入らせ玉ひて病氣御尋あり　使者を以て京都の醫師を招かせ玉ふといへども豊前終に死去しければ大におしませ玉ひけるとぞ。

と見ゆ。因に日置豊前の烈公輔佐の事に就いては、因幡民談記にも「光政公ハ御幼稚、在江戸ニテ未ダ入國シ給ハズ家臣國ヲ受取家中侍人移リケリ國中ノ政務長臣衆議ヲ以テ相定メ諸事ノ

沙汰ヲ致シケル〇中略長臣池田出羽、池田河內、伊木長門、日置豐前、上倉市正、內三人ハ何レモ幼弱ナレバ日置豐前、上倉市正二人シテ政務ノ沙汰ヲ行ヒケル、此豐前智勇兼備氣量能マデ廣キ者ナレバ日々ニ數十ケ條ノ國務ヲ沙汰シ滯ルコトナカリケリ」とありて快刀亂麻を斷つの概ある施政振の日置豐前も此の名刀を貸せ鈍りたる祟りに依り施政上の嫌疑にて糺明を受けしが其の至誠一貫些の滯礙なかりしは寶刀愛護の精神に出でしものにして大包平が如何に尊重せられしかを察するに足るべし。

芳烈公御日記に

慶安五年在江戸

二月十六日　三左衞門具足初之節

一、朝三左と祝申候　大兼平太刀　助眞ノ刀　國光ノ脇指　遣　其後御影三幅せう香仕候事、御影ノわきニ具足かさる馬印弓二てう　しかうふち　うちわ　あふきもかける　其後いをり三左に具足きする　せうきにくまのかわかけて南向にをる　我等と引渡　三左初ル　其後我等のむ　其後三左ノミ申候　三こんめのかはらけを伊織にさす　伊織にわきさし遣　其後三左へいをりり上ル　ぞうに出　てうしは不出　其後さか月出ル　すい物出ル　我等初ヲ三左へさす　さかな遣　三左其まゝこしかけてをる　我等かわらけのむ　三左呑はさむ　我等三左前へ行呑取　其さか月我のみ納ル　三左左ノわき　勘兵衞太刀持をる　かよひもてうしもくわへも　かたひざつかず　もろひざつく　三こん之時ハくわへず　する物ノ時くわへる

又一吉傳還故秘錄卷之五、御家譜、曹源公」條云

承應元年壬辰九月十八日改元二月十六日　御鎧着初あり其朝まづ御祝として烈公より大兼平の御太刀御眞御刀國光御脇指をまゐらせ玉ふ、其後御影（何の御影にや未詳）三幅對に御上香脇に御具足御馬標御弓二張しからふち(?)御團扇を掛らる扨水野伊織御鎧をめさせ牀几に熊皮敷南向に座し玉へば御引渡出づ　其後御酒を烈公めされ次に曹源公御あがり三獻の御土器を伊織に玉ふ、此時同人に御刀を賜ふ、伊織よりも御刀を奉る、扨御雜煮出、又御盃出、次に御吸物出、烈公の御盃を曹源公にまはらせ御肴をもはさみ玉ふ、曹源公は此時も猶牀几を下り玉はず彼御盃を烈公え返し玉ひ御肴をまひらせ玉ふ、此時烈公御座を立たまひ曹源公の御まへに御出有て御肴を取玉ふ、其にて禮畢れり、始終御規式のうち曹源公の御仕脇に勘兵衛御太刀を持、堀内源五兵衛御馬標を持て伺公す、御銚子等の役いづれも片膝をつかす三獻の時は諸膝をつきて加えなし御吸物の時計り加ふといふ。

傳家の名刀は斯くの如く鄭重なる儀式に依て烈公より曹源公に相傳せられたるなり。

責而者草二編卷六　池田光政の識の條云、

近頃備前新太郎も、傳來の大兼光〇大兼平の誤也も何の用かあらん家中の刀を殘らす用に立てさせんには向ふ敵は有るまじ、大名の身にて刀一腰を賴むこと口惜しかるべしと、御家督へ戒め教へられし。（雨夜の燈）

大包平に就いて。

明治廿四年四月五日、宮内省寶物取調掛今村長賀本縣へ出張有取調寶物の内、刀劍名物帳に載する所、池田家所藏に係る包平、吉貞、吉光の三口を見んことを請ふ、本日之を其寓、上之町自由舍に携へ之を示す因て其鑑定する所を記して後考に供すること左の如し。

一、大包平 長二尺九寸四分六厘 龜文 表裏 棒樋　在銘　表　備前國包平作

此刀一握拔く寸許　驚嘆措ク能ハズ鞘ヲ脱シテ表裏を看過スルコト數回。曰ク、池田侯所藏シ玉フ大包平ノ寶刀ナルハ世擧テ稱スル所ナレトモ今其物ヲ見ルニ殆ト千年ニ垂ントシテ此ノ如キ完全無缺ノ美觀アラントハ思ハサリシ此ノ刀ノ如キ未タ曾テ見サル所ニシテ聞キシニ勝ル名刀ナリ。獨リ池田侯ノ名刀ノミナラス眞ニ皇國無比ノ重器ナリ。且鋼モ古ヘ金工ノ作ル所ニシテ亦中世以降見サル所ナリ。中心身形寸尺重ネ等詳カニ簿冊ニ模寫記錄セリ。

先是陸軍中將高島鞆之介來縣此刀ヲ見ンコトヲ請フ、中將ハ夙ニ鑑定ヲ以テ名アリ。刀鞘ヲ脱シテ一見感賞ノ餘、刀備ヲ握テ離ス能ハズ、反覆覽觀數時ニシテ止マズ、余往年ヨリ東西ニ巡遊シ公侯家ノ所藏若クハ神社奉納ノ刀劍ヲ借覽スルモノ少シトセス然レドモ未タ此ノ刀ノ如キ奇觀ニ遭遇セス實に全國比類ナシト謂フヘシ。正宗ノ如キ中興ノ名工ナルモ亦日ヲ同ウシテ論ズヘカラズ、試ニ之ヲ畫工ニ比センニ、正宗ハ應擧ニシテ、包平ノ如キハ巨勢金岡ナラントテ深ク之ヲ贊稱セリ（中略）

明治廿四年四月　　桑原越太郎、大原利謙、三宅貞久。

鑑査状

第五七八七號　　侯爵　池田章政

一、太刀、備前大包平作 六字長銘 亂刄表裏樋入　長貳尺九寸四分　壹口

右優等ニシテ美術工藝上ノ模範トシテ要用ナルベキモノト認定ス

明治二十四年八月一日

臨時全國寶物取調局臨時鑑査掛　正七位　今村長賀 □

臨時全國寶物取調局書記兼鑑査掛　川崎千虎 □

臨時全國寶物取調局書記兼鑑査掛　小杉榲邨 □

臨時全國寶物取調掛　正七位　黒川眞頼 □

臨時全國寶物取調委員　從四位勳四等　川田剛 □

臨時全國寶物取調委員長　正三位勳一等　九鬼隆一 □

名物帖所載　大包平　池田侯爵家藏

長二尺九寸四分　生中心長七寸七分　中心棟丸切鑢目釘穴三　反り六分中ニテ反ル　幅一寸二分五厘　鎬ヤ、高シ
帽子高サ一寸二分　太樋中心先迄カキトホス

予ハ昨年六月治中公爵君の誘引に應じて岡山市なる侯爵邸に詣り本品を觀るの榮を得たり　其際特に請うて二葉の撮形を手寫し一葉ハ同邸に留め一葉は齎し還りて予が研究室に收容したるもの卽この寫眞の原圖なりとす、予は讀者のために本品を[illegible][illegible]せむが爲に茲に今村長賀翁を刀話錄中より延き來りて諸君の面前にたゝしむべし」

「……包平ハ久邇家に一ツ、鷹司家、三條家、備前池田家、上杉伯家に一ツ、益滿氏にも一ツ、これハ元郡山柳澤家のものである、また小野義眞氏にも一ツある、以上類刀あるがなかにすぐれて見ことな希代の名刀ハ池田家の大包

平である、これは名物帖にも出て居り、刄長二尺九寸四分、表裏の樋中心まで掻通しその樋底の丸みのあん梅淺き太き樋の手ぎは少しも樋むらなく、生中心に銘備前國包平と太刀銘に鮮かに切てある。この作ハ二字銘が多く又三字銘もあるが斯やうに長字銘に切つたのハこの作のには珍しい、この大包平ハ地鐵がすぐれてよろしく疵は云に及ばず地荒などもなく毫も申分のないものである　九百年餘の古劍がかやうに無疵であるとは實に不思ぎのものである　刄文は中直刄位の深さで丁字交りの亂刄にて、小錵が十分付いて匂至て深く殆ど三尺もある、寸延の太刀の鎺元より切先まで表裏とも刄文がよくとゝのひ帽子なとの確なることハ無類である、またちまちも刄棟ともに新刀のごとく存して居る、所謂これハ神品であらふとおもふ……」

目方も相應に重く肉置のきび／＼したる雄姿髣髴としていまなほ目にありて忘るゝ能ゝはざるなり。

編輯室にて　小此木忠七郎記

参考　大包平の目方、寸法左の如し。

重サ、三百廿八匁　長サ、二尺九寸四分六厘　中心、七寸五分

ハマチ、一寸二分五厘。横手、八分六厘。

厚、ハチマ、一分五厘。横手、一分八厘。

樋幅、ハマチ、四分。横手、三分五厘。

以　上（昭和六年八月廿二日調）

第八十三章　祭　祀

烈公の祭祀は年始、年末、春秋二季、及毎月朔日、御廟祭を行はるゝ外特に左の各所に於て忌日祭又法會を執行せらる。

一、和意谷墓地、二、芳烈祠、即、閑谷神社、三、萬歳山國清寺、四、護國山曹源寺、五閑谷學校及岡山學校六、岡山神社（例祭其他）七、金剛藏院及東禪寺、八、後樂園内慈眼堂

以　上

左にその由來を略說す

一、閑谷神社　附　芳烈祠堂記

閑谷神社

閑谷神社創設由緒

閑谷神社ハ和氣郡伊里村閑谷新田ニアリ。備前國主贈正三位左近衞權少將源朝臣光政、及祖父贈從二位參議源朝臣輝政、其考從四位下行侍從源朝臣利隆三公ノ神靈ヲ奉祀スル處ナリ。

社殿創立ノ原由ヲ略叙スレバ、寛文十年藩主光政此地ニ學校ヲ建設閑谷學校ト稱シ、封内農民ノ子弟ヲ導クニ倫理ノ教ヲ以テセリ。光政逝キ、繼嗣綱政、其先考遺愛ノ地ニシテ學校ノ創設者タルヲ以テ、貞享三年祠堂一宇ヲ大成殿ノ東ニ設ケテ之ヲ祀リ芳烈祠ト稱ス。年々聖廟釋菜ノ期祠堂ヘモ亦禮典ヲ具シテ、祀事ヲ修シ其學校域内ニアルヲ以

テ祭典其他祠堂關係ノ事總テ督學ヲシテ之ヲ管理セシメタリ。明治四年、廢藩置縣ノ一大革新ニ遭遇シ、學校ノ閉鎖ニ伴ヒ、祭祀ノ衰廢ヲ憂ヒ、舊藩中ノ有志者奮起シテ之ヲ神社トシ、尚輝政利隆二公ヲ合祀シ、三公ノ偉德ヲ永遠ニ傳ヘンコトヲ其筋ニ請願シ、明治八年十月二十五日、閑谷神社ノ號ヲ賜ヒ、縣社ニ列セラル。爰ヲ以テ神社改立ノ日ヲ祭日ト定メ、春秋兩度祭典ヲ執行シ、春期ハ中祭、秋季ハ大祭トス。

閑谷神社・元芳烈祠（和氣郡閑谷）

芳烈祠堂記

備前國和氣郡閑谷村芳烈祠堂記

故國主從四位下左少將源朝臣、小字新太郎、稱二松平一、本氏池田、奕世名門右族。其譜系及履歷、詳見二家譜及誌表一矣。嗚呼。公之德性、寬弘而剛毅、篤實而明敏、溫和而有レ威、質直而有レ文、其行レ己也、端正而有レ恆。恭儉而不レ惰。淡二薄于世味一、而不レ好二虛飾一、純二一于道義一、而不レ迷二妖妄一、其操執確乎、以二毀譽一不レ換、以二利害一不レ變矣。其事レ上也、忠信而不レ欺、其服勤蹇蹇、匪躬之故、武江嘗大有レ火、公當時以二幼主在一レ上而都

下不安靜爲憂而以其自罹災不爲意矣。惟其忠誠之至也。公爾忘私、國爾忘家、概乎如是。故其孚於人、乃至侍御僕從皆謂、公若莅大節、則其金石之介、忠藎之心、不可奪、而必不貳於所事。是以上亦寵遇世々渥、信任尤重、而婚媾親昵之待、留主托孤之命、其餘恩榮不可勝記矣。公嘗幼稚、而先考下世、故以不得自竭心於生事爲憾而樹風追慕之情甚切、乃使工畫祖考之影、以掛之牀上、歲時忌辰恭敬拜伏、恰如事存矣。後果改造木主、新建祖廟、而四時忌日之祭、朔望往節之薦及吉凶告覲之儀稍備矣。而其誠信之至、恭敬之厚、洞洞屬屬、周旋出入如在焉、見者無不感動矣。祖考之墳墓、嘗在洛陽寺裡、公偏選墓地於邦國、而遂親卜和意谷改而葬之。其墳塋碑表之制、一循典故而不敢苟焉、每暮春瞻掃、公必視諸、若有故則使人掃而不敢廢焉、其追遠孝思之至如此矣。

其事先妣也、孝順尤至、而溫凊定省不敢闕、愉色婉容不敢違、若有不安節、則終夜不交睫衣不解帶、疾風迅雷、則承候安否。先妣雖性嚴、而公能先意承志、濡柔以底其豫。先妣嘗使人植松于內庭、而不協意以不樂。公肅然曰、我能植之。趨而下堂、躬自掘以承其意、而後使人植之。先妣嘗言、我未見狻奴擔揮篙以跋厄者、願見之。公忽起而執帚擔之、以爲其容、時無子敢言侍坐、而感其誠孝、不覺涕泣俯伏、而不敢仰見焉。公嘗侍坐而言、凡臨下當嚴威以厲其色。先妣顧而使戲言爲其貌、戲言笑而不敢、公乃勃然睥睨爲其厲色、先妣欵笑之甚矣。其老萊嬰兒之戲、出其自然者如此、故人皆無不覺發而興起矣。

先妣得其壽而終天年、公哀戚甚至。乃告歸於備陽、親奉柩以合葬於和意谷先考之塋。其顏色之痛、哭泣之悲、見者皆灑涕之。其於室家也、好合如琴瑟、相敬如賓客、是以關雎之化、麟趾之應、而賢子繩繩、瓜瓞綿綿、亦豈不爲懿德自然之符乎。其於弟妹也、友愛備至矣。

公幼時嘗有侍者善俗說故事者、而常愛之、公之弟恒元亦愛之。若恒元召之、則公雖方聞其說、而必自止而使之疾侍于恒元。先妣歎賞曰、嗚呼寧馨兒非庸兒也、長成則其德器豈可量乎。其友愛之性如此。故常棣之情始終不衰、至老亦益篤矣。而人相謂稱其聯蕚之共美焉。

其於諸子慈愛之情、敎誨之道、無不兼至、是以材器成就、世濟其美、而令聞無彊矣。夫然故家道肅雍、而風治源深矣。

其於宗族、亦親睦敦厚、而接待不倦、故無老無少、皆安懷敬信、而其齒德自爲家門之重望矣。

其臨下也、嚴而恕、自虛而能容言。嘗置諫職而命之曰、當先諫吾過而勿少隱、又須規老臣諸司之失也。嘗設諫函於城門、以廣開言路、下詢于芻蕘、又令諸士庶民書政事之闕失以上之、凡百二十餘條、乃使諸司相議而執其兩端以施用其中、凡三十餘條、其不自用而取善於人如此矣。

厲士風而道禮義、勸良善而誨不能、喩戒諄諄不倦焉。莅朝之際、數召老臣或士將、而使之陪食、以問其祖先之武功、或談舊故以笑語款洽、故威嚴不可犯、而下情徹通矣。

嘗建學校於城府、置學田、立師儒、以使諸士子弟學文習藝。公亦時莅學、而聞講經見習藝、又時恩賜諸師諸員、以勸其勞、嘗使從老臣至衆士庶人書凡性行之美材器宜者以上之、而後論選以擧用焉。是以有司各達其材、各得其職、無不懷服而從事矣。

其治民也、惠而有義、信而不誑、日夕倦倦、而用心於民間、時召郡吏、而以勸農喩俗贍窮之道、丁寧告戒、而使之不敢怠矣。承應甲午、封内旱乾、水溢、而大饑歉。公惕若自反曰、是天警我也、兢兢起敬、惻然施仁、乃請東都貸黃金四萬兩、以散之士民、以恤乏贍窮。又爲糜粥以食饑者、惠鮮鰥寡、收養棄兒。自奉節儉而除冗征、薄賦斂、置醫師於郡鄉、以療疾

病、儲畝麥於村邑以備救濟。公嘗言、方饑歉之時、吏曹點檢審察、而不速給食、是以救濟不及而僵死者儘多、豈有暇察其眞僞乎、須汲々以給之。故民免凍餒、而皆戴再造之恩矣。郡吏嘗言、今茲穀稍熟、須易秣切之毛見而爲總毛見、則稅入倍於他日。公不肯曰、利稅入之多以失信於民者、我不忍爲也。其有信於民如此、故民亦孚而悅服矣。嘗模倣社倉之制、以藏米於鄕村而借之、弘恤黎庶、又設學舍於閭里爲置師以使民子弟讀書習字。又廣敷風敎、旌孝子賞善人、而記之國籍矣。或者告公曰、民爲孝弟者、心或不實然、而有利其賞爲者宜檢察以勿爲之所欺焉。公曰、孝弟是善道也、雖或詐爲而豈不優於爲惡者乎。我不暇察其眞僞也。聞者感服而稱其君子之大度矣。是以膏澤潤民、而孝弟慈祥之行、戶戶興風、愼終追遠之禮、家家成俗、士民排異教而崇儒道、僧侶脫緇衣而歸風化者、亦頗多矣。

於是公時權宜以告於東都令祠官各監耶蘇、以出證狀可謂後世治國之良法也。又毀封内之淫祠萬餘區、轉而爲正祠七十餘社、以禁止妖妄、而使民不惑於左道矣。其功豈在梁公之下乎。

其厲精於政事也、最至焉。毎月刻日使諸司郡吏會于政廳、而執政監司並坐于別堂、以聽諸司郡吏各出而陳言、以議其得失、然後公召執政監司、而親聽之復論辨取舍、以處其當矣。其聽訟施刑、亦深愼重之、嘗曰、我方聽獄而議者或言當赦之則吾心喜悅甚矣。其好生之德如此。是故獄訟得平、刑罰得當而刑恤之心、無不偏矣。其好學之心、終始惟一、而至老猶不倦盖其庶幾衛武乎。

嘗在東武、則一時名賢若中川城州君、久世氏兄弟、板倉尙食、荒尾子其餘數輩信從而來會者、寔繁有徒、公文會切偲而麗澤益深其交際之恭、風采之美、今不可得而形容焉。荒尾子嘗稱公之德性而喟然歎曰、嗚呼、公可謂君子人也。或人又言、初見于公其容色儼然而不可敢狎焉。退而後欲復見以情不可已也。其化之及友賓而醉德之厚、景慕之切者如

此歟。

公平居燕間必召儒臣、使之講經論道而喜悅不已、每歎息而曰、嗟、是萬事之本原也。嘗愛董子義利道功之語而誦之、以爲聖學之要也。其趣向之正、學問之純、亦可知爾。

又造學舍於閑谷、而設學位、使學者講文修道、以欲傳之永世也。又畫井地於新田、而正經界、使耕者同井通力、以欲試之當世也。惟篤信古道、而密排異端、停新禱、而去符章。嘗曰、以漢光武之賢、且猶不免信讖徼福之譏、尤宜戒焉。其除正路之蓁蕪、闢聖門之蔽塞、而爲後世之法、亦大哉。

公昔進學之初、武府權要忌其異衆、而爲公言曰、自爲學則可也。宜禁郡下之爲學者而勿爲甚耳、公不從矣。又國內緇徒棄佛歸化時、山門主欲逐其歸化者而使已徒悉復寺院、以訴於東武官所、而公恬然不肯動焉。但復其寺院、而使歸化者各歸其堵矣。其好學之篤、立志之堅亦如此。故其發政事施教化者、嘉績頗多矣。當時雖昇平、然儆戒無虞、而不敢忽師旅行伍之列、行軍屯營之法、斥候控帶之要、會戰進退之術、未嘗不預講究焉。使兵術者談說、又聘武功者而重其祿、或因田獵以練兵卒、或召壯士以試射御、其文德武備不偏廢、蓋如此矣。故人僉謂、公若當風塵之時、其豪氣英邁必能破堅摧銳、以垂功名於竹帛爾。是皆爲上、而不有一毫今將之心、所謂不貳者可見矣。公嘗在武江而有疾時、士大夫相謂曰、嗟、斯人國侯之器其所固有也。入爲元老宰輔、則最可優焉。或假令爲士將、又爲官長亦可也。或執一職、亦無不可焉、可謂不器之人也。其至市井人亦庶幾公之平安曰、斯人壽則邦家之慶、衆庶之福也。人其信孚蓋如此矣。

公嘗語侍臣曰、吾今雖疾痛方甚、而自持其志則氣不害心而體亦胖也。

眞知吾道之貴矣。其平生所養者可知也。又疾病時侍者進新熟瓜、公不敢食焉。先使人薦廟而後食矣。其思先之孝、終

始不襄如此也。

其於顧命之際、亦最懇懇乎庠序之事、而特遺書于泉仲愛、津田永忠、以使二臣勤力于國學及閑谷矣。念終始典于學者其此之謂乎。及公疾大漸、則從諸子親戚以下至臧獲細民、皆無不奔走禱祠而願乎平復。而既捐館舍、則封内閭閻之民、亦皆哭泣悲哀、而如喪考妣、凡四方好學之士、亦無不歎息愛惜矣。其德行積累之誠、自然感人者蓋如此歟。

惟直謹按、洙泗之派、伊洛之派東漸本朝、而多歷年所、其願治之君、志學之士 亦不尠矣。然教立國郡、化及黎庶、建宗廟、興學校、喪祭隨古典、闢異教、毀淫祠、如我故君者蓋未聞焉。嗚呼、可謂千歲之一人而王者之師範也。而以樗材粗質、奉記其盛德、則賁僭踰之罪無所逃。是以逡巡畏縮、而不敢雖然。臣嘗竊侍經筵、而仰德容惟久矣。是以聊得覩嬌蹇之萬一、今若不敢草創、則復恐來世不得其傳、而遺芳餘烈將永煙晦焉。然則孰得討論潤色乎。故敢敬書、以俟來者云爾。

寶永元年歲次甲申陽復日　　市浦惟直再拜。

惟直按、寛文庚戌冬、故學監津田永忠承先君之命、而剪茅創造學舍、以奉先聖之牌位、改舊名延原而號閑谷。延寶二年甲寅冬、始建聖堂。貞享三年丙寅冬、東堂成而藏先君之文書、弓矢、衣物等。元祿十四年辛巳秋、鑄聖像成。十五年壬午改造講堂。寶永元年甲申春、鑄先君之尊像成。故學監永忠雖嘗奉兩尊像、而未敢達于公聽、故潛藏于文庫。四年丁亥夏、臣惟直承之于閑谷學監。於是秋七月、惟直敢達于公聽、以謹乞安置兩尊像于各堂。乃蒙允命、越秋八月十有七日、奉安置于各堂、翌日釋菜。冬十一月、君命書大成殿及芳烈祠之額、以揭于楣間云云。

二、御菩提所國清寺。

國清寺（岡山市小橋町）

寛永九年烈公岡山の國清寺を定められ逝去の後、公の菩提所となる。

池田家履歴略記　巻二　慶長十四年條

興國公禪學を好み給ひ京都妙心寺中護國院の住僧大猷を招き一寺を備前に造立し給はんと思しけるか大猷既に年老ぬれは其弟子大華を召す斯て今年（○慶長十五年の事共いふ）上道郡に法源院と云ふ古寺あるを再興あつて法源寺とし大華住職たり、慶長十八年國清公かくれ給ひて興國公姫路に入らせ給ひ又一寺建立あつて國清寺と號し大華移轉す。備前の法源寺は左衞門督殿逝去の後、龍峯寺と改る是宮内殿の指圖にて左衞門督殿の法號を取れり。元和二年興國公薨し給ひ、烈公因伯に移封ありしかは鳥取城下に國清寺を建られ。大華の弟子傳外住職す。寛永九年烈公備前に移り給ひて後、龍峯寺を國清寺と改められ以て今に及べり。今因幡の興禪寺は烈公の御時の國清寺なりと云ふ、是相模守光仲殿の法名に取れり。備前國清寺の境内、清泰院は寛永九年比までは見

庵、佇松庵と云、二庵なるを國淸寺達源が住職の時兩庵を合せて一院とし法源院と號せり、龍峯寺院殿、淸泰院殿の墓守宗把、慶安四年三月十三日死しけれは達源の弟子絕外を以て住職とし淸泰院と改めてより因州の菩提寺とはなりたる也。宗把と云ものは北條氏直の弟十郞の家臣、荻十右衛門か子也いとけなき時伯父野口半右衛門が子となり宮內少輔殿に仕へ法師武者とそめされける淸泰院殿逝去の後墓所守と成て遁世す其子は立退き次男次兵衛家つぎて百五十石を食む其子彌平兵衛烈公に召出されてより今に至れり。（吉備溫故秘錄　卷二十七　佛刹一、參照）

國淸寺に於ける行事及法會

行　事

寺法要略、副寺寮須知に

五月廿二日　通源院殿御畫像莊嚴　御年回御靈屋經

因に。寶曆十年庚辰十一月廿二日繼政公筆　光政公肖像　一幅　國淸寺に附せらる　年々祥月命日に御供養行はれたる也

文化雜集　住寺大綱　守候要略二　天明元丑正月條に

同廿七日通源院殿御年回御届出候處後五月七日奉行所より手紙來

文言

此間御届御座候、通源院樣御年回。之儀先記段々御吟味被成候處相知不申依而外御祠堂入並御取向被成置候段委細致承知候手前に而も留段々致吟味候所、一向控無相知不申御代香も無御座と相見申候、國山分も御届出御座候御

同樣ノ義ニ御座候其段申達御書附出置申候左樣御心得可被成候、以上。

五月七日　　　本郷澤右衛門

住寺大綱　天明元年五月七日條

天明改元　五月六日改元　江戸より四月十三日被仰出候

正月ノ中届置候五月廿二日通源院殿百回御忌御當被成候

五月七日届置候、來廿二日通源院殿百年御忌御祠堂入御取向ニ御靈堂御回向申上候、先年五十回御忌之節記錄無之候間相知不申候。

備藩先公墓記

御墓數上山ニ有リ神主大廟ニ有リ、國淸寺ニ御位牌御安置有シカハ通源院殿前羽林次將天質義光大居士ト法號シ奉ル御齋米、曹源寺ニモ御位牌アリ御齋米拾俵。

謹案　烈公儒法ヲ以テ御葬式有シカバ御年回御法會モ行ハレス御像閑谷學校芳烈祠ニ御安置有シカハ芳烈公ト唱奉ル、保國公ノ命ニ於テ學校ニ公ノ御像ヲ御安置アリケレハ春、釋奠ノ時、俱ニ酒食ヲ奉テ祭ラセ給フ、又秋ハ芳烈祠ニテ大成殿釋奠ノ時俱ニ祭ラセ給フト也。

三、御菩提所曹源寺。

護國山曹源寺は元祿十年十二月廿七日上坂外記に命じ翌十一年正月起工曹源公綱政の建立する所なるが其の建立の趣旨は高祖護國公信輝及先考通源院光政二人に加ふるに綱政自身の冥福を修むるに在りし也。而してその山號寺號は命す

るに信輝綱政二君の法諡を以せること及元祿十一年五月廿二日曹源寺に附せし判物に據て寺が二君の菩提所たること明かなり。

曹源寺（上道郡圓山）

備前國上道郡圓山村建立梵刹號護國山曹源禪寺　先世嘗設高祖考之牌於京都妙心寺裡護國院而往年羅池魚之災院悉廢壞故今春安置高祖考 之牌於此禪林 又以此 地豫爲我 春秋窀穸 之攸仍以 同村山崎 高貳百六 拾石之田並山林境內 寄附之 宜領納 以紺園 各賦與者也。

元祿十一年戊寅之年五月廿二日　左少將綱（留帳）

是は信輝綱政二君の菩提所たる證左なるが更に先考光政の追福の爲なることを證すべき文獻三、左の如し。

（一）護國山曹源寺記錄、佛殿ノ條に

一、佛殿、梁行七間ニ桁行八間半高サ七間貳尺九寸。內鋪瓦、須彌壇、本尊如意輪觀音、御長貳尺六寸、大佛師弘教作。御腹內ニ唐金之御位牌入、通源院之銘、末ニ寫有。

御腹內御位牌御法名、

通源院殿　備前主羽林次將源光政　天質義晃大居士

裏ニ年號　天和壬戌年五月廿二日、

通源院殿御俗名松平新太郎光政當寺御建立之大檀君松平伊豫守綱政公之嚴父也　此伽藍御建立之御趣意ハ今年嚴父君依當十七年忌御菩提御追善之思召寄ニ而有之候依之於當山者每月廿二日通源院殿御牌前勤行可抽丹誠者也。

（二）　同書　佛殿本尊開眼ノ條に、

佛殿本尊　如意輪觀音點眼之頌　開山和尚、

稽首補陀大士尊、端嚴妙相現曹源、點開慈眼筆頭力、等視衆生破暗昏。

佛殿本尊致內牧祝文

曹源寺古圖

前備陽城府君、羽林次將源光政、老將逝而後號、通源院天質義晃大居士、于茲孝嫡欽爲嚴靈建立紺宇安置觀音大士莊嚴報地伏冀永代不朽保護後裔

偈　曰

新湧出梵宮、鏤名聖像中、與如來轉物。永住義天空。

元祿十一戊寅三月二十二日　曹源開山比丘絕外叟　欽誌

以て當山が通源院すなはち光政公の菩提所として其第十七回忌なる元祿十一年を以て建立せられたる所以を知るべし

（三）本尊胎內の鐵牌

前記、佛殿本尊　如意輪觀世音像胎內鐵牌の現存は最も確實に此の事實を裏書せるもの也。但し安永九年の火災の爲めに佛殿佛像悉く燒失し、鐵牌は災後灰燼中より拾得せられ函に納められ曹源公肖像廚子內に奉安せられ以て今日に及べり。其大さ銘文等左の如し。

鐵牌　寸法　竪　九寸　　幅　二寸五分　　厚　三分五厘

目方　三百六拾五匁

、銘　表面

新湧出梵宮　　鏤名聖像中

通源院殿前羽林次將天質義晃大居士

與如來轉物　　永住義天空

同　裏面

前備陽城府侍羽林次將源光政老將薨後號
通源院大寶義覺大居士于茲孝嫡欽爲冥[illegible]建立細字安置觀音大士莊嚴報地
伏冀　永代不朽　保護後裔　矣

因に　鐵牌を納めたる函

表記　通源院鐵牌　故佛殿本尊胎内之
　　遺牌也

裏記　文政七甲申臘月　納之者也

内に紙札二枚あり、其文左の如し。

其一

此鐵牌者當山開創之時所安置佛殿本尊如意輪觀世音菩薩之胎内者也然安永九庚子孟春初三佛殿罹災菩薩燒失得牌于灰燼中文政七甲申歲寶殿再營今之如意輪小分而

通源院鐵牌（表）　同（裏）

牌亦應之元寄附之依此牌納置曹源公之厨内者也爲後證記之云爾

文政七甲申　臘月　　現住　太　元　（花押）

其二

通源院殿池田光政公御鐵牌ノ由來記、

抑モ當山ハ侯爵池田章政公九代ノ祖、曹源寺殿池田綱政公高祖考護國院殿池田紀伊守信輝公並ニ御父君通源院殿池田光政公兩御菩提ノタメ前後二十年來ノ大御深願ニ依リ元祿十一戊寅年堂塔伽藍一切ヲ御建立遊ハサレ山號ヲ護國ト名ケ佛殿ニハ如意輪觀音菩薩ヲ安置シ奉リ其胎內ニ通源院御鐵牌ヲ奉納シ當年開山絕外ヘ懇々御供養執行ノ御命アリ是實ニ御孝行ノ深キ御趣意ヨリ出シモノ也然ルニ其後安永九年正月三日佛殿回祿ニ罹リ一片ノ煙トナリシモ此ノ御鐵牌ハ依然トシテ灰燼ノ中ニ存セリ依テ秘藏シテ後世ニ傳フルモノ也

附記、尙、通源院殿の祥月命日なる五月二十二日を附せる曹源寺所藏の文獻左の如し。

一、曹源寺住持職請牒	一通。	一、山門之棟札	一枚。
一、仰出御條目	一通。	一、鐘樓之棟札	一枚。
一、門前御制札	一枚。	一、鼓樓之棟札	一枚。
一、佛殿之棟札	一枚。	一、無盡燈之銘	二基。

四、芳烈祠、椿山の建造及烈公御像の鑄造

貞享三年芳烈祠を建て。元祿十四年椿山を築き寶永元年烈公像を鑄造して之を芳烈祠に安置す。

池田家履歷略記　卷之拾貳　閑谷學校成の條に

貞享元年に至り今迄ありし聖堂を取はらひ新に善美を盡し聖堂を建大成と名せらる。同三年芳烈祠を建られし聖堂芳烈

椿谷•髯帶爪髮納所（和氣郡閑谷）

祠等の瓦は閑谷にて燒出し其餘りの土を以て陶器を燒き同四年五月廿三日はしめて此器を曹源公に奉りし。元祿十一年に至り今迄の講堂麁なりとして新に土木を起され、同十四年成就す、此年聖像を鑄て大成殿に安置し、又椿山を築かれし、此椿山は烈公の鬚髪爪齒を納めて其上に馬鬣のことくに高く土を盛り四圍に椿を多く植られし故也。寶永元年烈公の御像を鑄られ芳烈祠に安置ありし。同六年八月十九日評定所にて池田刑部より、藤岡勘右衛門、小堀彦左衛門（○兩人郡代）市浦清七郎、八田彌惣右衛門（○學校奉行）四人へ申渡しける趣、

一、和意谷、閑谷之事、郡方請込ニ被仰付候御墓祭、釋菜等之節者市浦清七郎罷越相勤此入用ハ和意谷、閑谷、附之物成を以て郡方より作廻可仕事。

一、御隱居樣御道具書物之類、岡山學校へ取寄可申事。

一、閑谷講堂、大成殿、芳烈祠、是は其儘置、此外食堂、用場、客舍、米倉、土藏箇樣之類取崩可申事　（下略）

五、閑谷學校及岡山學校にて春秋二回の釋菜に烈公を祭る。

池田家履歷略記　卷十五　天和二年の條。

同九月十五日烈公常に着給ふ所の衣服を初めとし御弓矢其外の器物共多く閑谷の學校文庫に納められし。同十七日み

つから書せ給ふ孝經一部學校に納められ。同書一部四書一部。○共に自ら書せ給ふ　閑谷に納る。御像は芳烈祠にあり、大成殿釋菜にあはせ祭らせらる。又保國公の御時より岡山學校にも御像を納められ春の釋奠に酒食を獻し祭らせ給ふ。

校正池田氏譜卷一　光政　條に

天和二年壬戌五月廿二日岡山西城ニ逝ス年七十四、六月十三日和氣郡和意谷第三ノ山ニ葬リ芳烈公ト謚ス光政儒禮ヲ好ミ葬儀皆儒ヲ用ユ故ニ戒號ナシ神主宗廟ニ安置金銅ノ像閑谷學校芳烈祠ニアリ。畫像岡山學校聖位ノ西室ニアリ春秋釋典各配食ス

元祿年中曹源寺草創ノ時同寺ニ位牌ヲ建ラル依テ始テ戒號ヲ通源院天質義晃ト稱セラル

武安靈神ト神號下宮ニ相殿　後神祭ニ改神號武安光政命

六、岡山神社相殿に配祀す。

酒折宮すなはち岡山神社、祭神は神社明細帳に據れは　倭迹々日百襲比賣命、相殿に日本武尊、大山咋命、大吉備津彥命、倉稻魂命、武安靈神、妹姬命を祭ると見ゆ、武安靈神卽ち烈公の神號なり、備藩集義錄に寶曆十一年十二月十三日の事とせり左の如し。

一、壽國院樣芳烈公を深く御尊信被遊候而寶曆十一年御神號を吉田殿へ御所望被遊酒折宮社内へ御納被遊候御思召にて十二月十三日學校奉行河合兵太夫を被召候處兵太夫不快にて得不罷出爲名代市浦淸七郎御城へ罷出候ニ付赤座七郎右衛門御内々の御意之旨申聞候ハ殿樣兼々新太郎樣を甚御尊信被遊候ニ付御神號を吉田殿へ御所望被遊頃日被爲相調候而酒折宮内へ御納被遊候。

慈眼堂（岡山市後樂園）

七、金剛藏院及東禪寺に尊牌を安置す。

池田氏家譜集成　卷二光政條に

天和二年壬戌五月廿二日卒年七十四、葬于岡山和意谷、戒號通源院天質義晃位牌岡山萬歲山國淸寺　紀州高野山金剛藏院、武州高繩東禪寺ニ在。

因に高野山金剛藏院由緒に據れは當院は元龜二年池田家尼公養德院殿御信仰に依て紀伊守恒利公御靈牌初而建立せられ天正十二年長久手戰後護國院遺髮及尊牌を寶塔内に安置す。國淸院輝政祈禱所として一門の靈牌を建立せられ施物多く納められ先代供養料米百廿俵年々宛行はれ以て明和の頃に及べること見ゆ（池田氏家譜集成三十參照）

八、烈公御產髮を慈眼堂に納められ御忌日を以て御祈禱日と定む。

慈眼堂觀音來由に云。

曹源寺様慈眼堂御建立伽羅木之尊像御安置被爲遊候ニ付右金銅之尊像（〇後藤又兵衞基次念持佛）も同御遷移有之兩尊像莊嚴に御鎭座被爲在候由傳承之仕候　斯御由緒御座候兩尊を　住持傳審可爲護持僧旨　御趣意有之國家安全御武運御長久を奉禱

居中候處傳審遷化仕後住審算ニ至厚き御趣意有之其上、御直筆を御染被爲遊向後慈眼堂之護持無怠慢國家安全之御祈禱執行可仕旨嚴重ニ奉蒙仰唯今ニ至リ年中毎月廿二日於慈眼堂御祈禱無懈怠抽丹誠其上正五九月廿二日ニハ從往古御年寄中御役人衆御拜參有之御歸依他ニ異成處ニ御座候全體之觀音之御緣日ハ十八日ニ而御座候處廿二日と御定被爲遊御事ハ斯靈驗著き尊像故　通源院樣御產髮を慈眼堂に御納被爲遊　通源院樣御忌日を以て御祈禱日と被仰定候御事ハ深き御趣意有之御事ニ御座候則寶永六年丑十二月晦日御知行並山林御寄附被仰付御祈禱不怠旨　御直書今ニ至迄連綿と所持仕居申候　（後略）

（御野郡宿村農光岡小八郎所藏書寫。奉數願口上。御野郡三野村、法界院）

〔附記〕　慈眼堂ハ岡山市後樂園內澤池ノ北方山加神社ノ西ニ隣ル觀音佛ヲ祀ルノ所二王門アリ六尺許ノ二王像ヲ左右ニ安置ス上ニ扁額アリ如意輪ノ三字ヲ題ス傍ニ方一間ノ梵鐘堂アリ下ニ三角形ノ敷板ヲ設ク、佛殿巨石ヲ疊テ礎トシ高サ一丈許石階ヲ設ケテ上ル上ニ三坪二合五勺ノ伽藍ヲ置キ本尊ヲ安置ス堂ノ前ニ舞臺アリ。大サ三坪一合二勺茂樹陰森トシテ四面ヲ蔽フ蓋綱政朝臣ノ創置ニ係ル　（後樂園誌）

第八十四章　餘光

明治四十三年十一月十六日　勅して正三位を贈り給ふ。

位記辭令

故從四位下　池田光政

特旨ヲ以テ位階追陞セラル

明治四十三年十一月十六日

宮內省

故從四位下　池田光政

贈正三位

明治四十三年十一月十六日

天皇御璽

宮內大臣從二位勳一等子爵　渡邊千秋奉

故従四位下池田光政
贈正三位
明治四十三年十二月十六日
宮内大臣従二位勲一等子爵渡邊千秋奉

故従四位下池田光政
特旨ヲ以テ位階
追陞セラル
明治四十三年十二月十六日
宮内省

位記辭令

池田光政墓前策命

天皇乃大命爾坐世從四位下池田光政乃墓前爾宜給止波久宜留汝命波夙久與利　皇室乎崇米尊夫心深久又領知禮留封內乃政乎宇麻良爾治米牟止賢良乎選比用韋或波人皆爾政治乃得失乎言波志米弖其忠諫乎納禮或波兵制乎改米正志或波學制乎布支施志又殖產乃道爾力乎盡志處々乃原野乎闢支弖田畑止爲志溝渠乎堀鑿弖灌漑乎便宜加良志米種々爾心乎碎支弖務米結利勤美勵美志加婆封內悉爾其德澤爾潤比後世爾至留万弖仰支慕閉利止聞食志其功績乎褒給比愛給布爲弖今回特爾正三位乎贈世良給比位記乎授賜布是乎以弖岡山縣知事正五位勳四等谷口留五郎乎差使志弖如此乃狀乎宜給止波久宜留

明治四十三年十二月二日

第八十五章　餘影

烈公不世出の才を以て備前の國政を改革し文物典章燦然として觀るべきを致せり。されば其の後代に及ぼせし感化影響の大なること云ふまでもなし爰に其の餘影として、一、歷代藩主の欽慕。二、中原御涼所遺阯、三、小烈公政香行實。の三を收載し、附するに江戸時代に於ける諸家の目に映したる芳烈公を以てす。

（一）　歷代藩主の欽慕

藩祖烈公の制度典章は歷代藩主の法言法服となり永くその則る所となりしは勿論、其の一言一行までも公の遺影なりしものなれば。今は初の三代に關するものを擧けて自餘之を省略す。

曹源公綱政の烈公を欽慕し遂に第二の烈公と爲り了られしことは烈公か其逝去の年、天和二年四月泉八右衛門、津田重次郎に與へられたる手簡に據て證明せらるゝなり。

保國公繼政の烈公に對する欽慕深かりしことは、其の直筆に係る、烈公肖像の多きこと而も其の之を描寫するに當りて慘憺たる苦心と、念祖の至誠感通の結果とに依て之を得たることに徵すべし。後出、中原御涼所の碑の題歌も亦之を證し得るもの也。（第一章參照）

壽國公宗政に就いては其自筆に係る「閑谷講堂の壓尺に光政朝臣自筆にてしるし置給ひし歌に。人界をなにゝたとえむ水鳥のはしふる露にやとる月影」に徵すべく。又後出中原御涼所の歌詠によりて證し得べし。（第五十八章參照）

（二）　中原村御涼所遺阯

御納涼所址（御津郡中原）

中原御納涼所碑銘

御津郡牧石村大字中原に在り、歴代藩主來て、其の遺風を慕ひ鄭重に之を愛護し碑を建て木を植ゑ監守人を置きて專ら其保存を圖れり。

〇甘棠碑

碑銘和解（河合專堯述）

中原村御涼所之碑銘

長　一遊一豫民父母

勿翦勿敗餘甘棠　（市浦清七郎）

裏　拂ふなよ木のした陰の塵までも
　　君かむかしのあとをのこして　（源繼政公詠）

此七言二句の意は、

芳烈君（新太郎様御事）の御大徳をふかく慕はせられ御尊崇せさせ給ての御趣意なり。むかし世にいませし御時此所の平地わつかはかりをトせられて御納涼の場に定めたまひかいまはりある所の雜木を繞し栽させられ御間暇の折ふしを爰に來らせ御休息あらせ給ひし事なるによりて既に今星霜遠く百とせになん〳〵とせしに咎する事もなく數々の樹は大木となりてさかへおひ茂りいとものふり森々として心なきともからまてもおのつから懷舊の情をおこしぬる趣あるところとなりける。ことし暮春の末かた致仕羽林君（入道空山様御事）此所に詣てさせ給ひていとふかく御追感遊はされけるよし是よりおほし立せ給ひてすみやかに此標を建させられし御事になりぬ。そも〳〵吾か國家麟趾の應ありて御子孫榮行せ給ひ胄君鴻基を繼せられしより此君今ことに御遺愛淺からぬ御事なを今よりのちむかしの御ひかりをます〳〵かゝやかせ給ひぬる御ことわかともからに至るまてよろこひのあまりに右の二句の文字の出所をかうがへて倭俗のことはをもて是を解しそのところの老農にあたへて閭巷の兒女にとき示さん事をねかひ禿毫に任する事左のことし

一遊一豫は孟子の書にある齊の國の大夫晏平仲といふ人の言葉なり　遊はあそふとよみ　豫はたのしむとよむ　君の田野に出遊ひたのしみ給ふ事なり一の字の心は唯一度に限りたる心にてはなく一たひの遊ひ給ふ事も一たひの豫しみ給ふ事もといへることばつきなり　民の父母とは書經のうたにある言葉にて仁德ある君は萬民を子のことくおほし召ゆへに民もまた君を父母のことくに親しみ尊とめる所より民の父母といふなり　孟子と書經とのことはをとり合せて七字の一句となす　此一句の心はむかし此所にて御遊樂なされし君は萬民の父母にてましませしとの意なり　勿翦

勿レ敗餘甘棠レ　これは詩經の國風召南甘棠の篇の第二章めに蔽芾甘棠勿レ翦勿レ敗召伯所レ憩とあり　一章の内中の四字をもらひ上の句の内の二字をとりて餘の字をくはへて七字の一句となしたるものなりむかし周の文王の時に召公奭といふ人仁厚の德有しに南國にある大名のかしらなりけるゆへ國々を循行し給ひ文王の御仁德より出たる政をしきほとこされけるほとに萬民其德に感信して召伯の世をさり給ひし後までも忘れやらす此詩を作りけるなり此詩の心は此枝葉榮へさらむなる甘棠の木を少の枝をもきる事をするな折る事をもするなむかし召伯のやすみ給へる所なりといふ心なり今爰にとり用ひたる七字一句の心は、此所はそのかみ民の父母たりし君の御遊豫なされし所なれはとりわきその御仁德を思ひしたひてあたりにある樹木の枝をきる事をするなおる事をするな此樹木はむかし君の涼ませ給ひし所の木にて今にその木のみ殘り有けるは誠にもろこしにて召伯の休みたまへる所の甘棠と同し事なりといふ意なり

標のうしろの御倭歌も前の銘二句の心とすこしもかはらすひとしきうちにも塵までもとつらねさせ給ひし事いよ／＼こまやかなる意あり右の甘棠の篇の詩三章あるに首章には勿レ伐といひ二章には勿レ敗といひ三章には勿レ拜といへり大なる枝なとを伐る事はあられなきわさなり小枝ひとつを折る事をもするなといふて又くり返し折る事はいふにも及はす小枝すこしをもいたはれる心の切にふかき所よりかゞむる事をもするなと次第にこまやかに賦してある所を見れは此御歌の塵までもとあるは木の葉なとの落ちりて塵あくたとなれるをも拂ふなとの事猶々ふかくこまやかに詠せさせられしと聞へ侍るものなり

寶曆七年丁丑孟夏中浣　　河合專堯謹述

ことしの夏左馬東都より吾西遊に至りし御事を聞召され御感服のあまりその御心を御詠歌に述させられて入道尊君へ参らせられけるを臣尋克にかきのせ奉れとの命を蒙りすなはち御筆のまゝにこゝにうつし奉る

北中原といふ所はむかし光政公のましある所とて入道綱政公そのしるしを建させ給ふ事蹟にむかしを捨置給はこしたゝおもひたまふるを今更忍はしくておよひなきことの葉なからかくなん

源　朝　臣　宗　政

君しあれは千代もかはらぬ言の葉を
　おもひやりつゝなを忍ふかな

三月廿六日

西丸詰御徒頭河崎九一郎學校へ被參河合兵大夫ニ對話左之趣

昨廿五日御隠居様平瀬村之邊え御野廻り御出被成候而中原村え御立寄被遊　芳烈尊君之御涼所え御越被成候而暫時御休息御追懐被遊御歸被遊候處今朝於御丸河崎九一郎　丸毛運平ヲ被爲召被仰付候ハ　右御涼所之御跡に標御建置被遊度御趣意ニ付　方八寸之標木一面ニ記シ候様成ル語詩經ノ勿翦勿敗ノ文字ヲ入候而七言二句計ニ相考可差出旨河合兵大夫へ申聞候様ニと被仰出候尤右之標木御建させニ成候節迄ハ右之思召立之儀露顯不仕候様ニとの御趣意ニ候由就右同書河崎九一郎被參被申談候兵大夫奉畏候旨御請申上早速學校ニ而市浦清七郎窪田藤十郎近藤六之亟へ申談銘々存寄ニ右之文相考候様ニとの義ニ而

一遊一豫　民父母
勿翦勿敗　餘甘棠
　　　　　　市浦清七郎

百年遺愛　勿翦樹
千重餘影　勿敗枝
　　　　　　窪田藤十郎

甘棠餘蔭　召公德
菉竹遺風　衛武賢
　　　　　　近藤六之亟

右之者共と衆評ニ選ミ候處市浦清七郎考之二句勝り候趣ニ付先々右三連ともニ書付翌廿七日西丸え兵大夫持参河嵜九一郎へ相渡し申候處右ノ一遊一豫ノ方御意ニ入是ニ定ル

一、右標木ニ書付候義兵大夫ニ可被仰付との御事九一郎申聞候而兵大夫難有畏り候へ共老眼故書損し無心元奉存候段九一郎迄噂申候處達御聽候而左候ハヽ市浦清七郎ニ可被仰付旨被仰出

一、右之節九一郎を以兵大夫へ御和歌被遊候由ニて見せ候樣ニとの御意ニて拜見仕候其御歌

　　拂ふなよ木の下陰の塵までも
　　　君かむかしのあとをのこして

是を標ノうしろニ御書させ被遊旨被仰出

一、標木八寸角ニ出來地上へ出し長サ三尺ノ墨引ニて晦日ニ兵大夫宅へ九一郎承りニ而爲持越清七郎を呼寄せ候て兵大夫方座敷ニ而同日書調へ同晩七時過西丸え罷歸ル

標ノ右脇ニ

寶暦七年歳次丁丑三月二十五日

　如此書付ル尤九一郎より指圖也

一、翌四月朔日　御隠居様中原村え御遊被成彼ノ所ニ有之標御建させ被遊御香御焚被成候而御拜被成御機嫌克御歸座被遊候由二日ニ兵大夫へ九一郎申聞

一、同三日市浦滿七郎義御内用ニ而九一郎逢申度候間今晩七時前西丸へ罷出候様ニ可申聞旨同人より兵大夫方へ申來り滿七郎義罷出候處御目見被仰付御懇之御意被成下候上御手つから御召料之御給羽織（木綿墨小紋ニ笹りんとうの御紋付也）右拜領之仕ル

○遺愛梅碑

寶暦四年五月廿二日烈公忌祭に當り纖政參廟し公の愛し給ひし花香實（ヘナカミ）ノ梅西丸に存せるを以て梅實を枝なから折て自ら之を獻供し給ふ以後恒例となす。安永四年十一月朔日西丸の梅木を接木とし分て上道郡中原村光政公納涼所の遺蹟に栽させられ自ら和文を書して其村吏に賜ふ左の如し。

そのむかし西の丸に光政公栽置せ自愛し給ふ花香實といふ梅有今もかはらすむかしの香ににほひて予も賞愛し其梅を接せ置しを中原の御涼ミ所に此冬うつしうへさせけるなをよゝに榮へて深き色香を見するものなるらし

羽林入道纖政

安永四乙未年仲冬

文化十四年二月七日、西丸ノ花香實梅老木に及ひ花實共に少なく廟供闕くるあらんとす。因て中原の花實を以て之に代へ供ふべき旨治政公の命ありて以後恒例となる

文政元年正月晦日治政公命ありて碑石を中原村御凉所に建設せしめらる。其撰文及書は萬波甚太郎、篆額は武元質に命せらる。

萬波醒盧日記抄

文化十四年丁丑四月十四日、大公建梅碑中原洲命余紀其事。

同年十月五日與晳學往中原村觀碑材、十一月八日往中原村題遺愛梅碑文、十二月十日梅碑篆額一紙至自京師、

文政元年戊寅正月六日往中原村打碑、十六日晳學上梅碑墨本於大公々善之、二月四日中原村建碑與晳學往觀、

中原洲梅碑歌　　萬波醒盧

龍口山畔古水郷廿棠舊碑感慨長名種分梅添遺愛園公翁父頌不忘冷蘤開落四十載野烟寂莫鎖春光嗣供一朝輪德意長使遺芳續舊章此間遺事元不一可忍湮晦闡紀述舊碑不載遊憩事實且其詞未並無欵識可謂一缺事移梅事里正家僅蔵一文書傳闡幽微忱妄發言主德含容採謦說尖碑數尺琢蒼珉漫許小臣傚秉筆鴻辭表揚安能爲且喜驛鴛託歳月維昔大藩政教殊井田學校有良圖遊豫蹤跡餘嘉樹光華仍見照郡閭如非至德能新國遺愛何必護孤株君不見西冷梅花艶千古良由家無封禪書和靖處士臨終詩茂陵他日求遺稿猶喜曾無封禪書

遺　愛　梅　碑

遺愛梅碑歌　　姫井桃源

旭川春暖烟靄々、水村尋梅渡淺瀨、冷蘤一株的皪開、云是名花存遺愛、近時叙由立尖碑、讀之未畢涙先垂、老叟常態人莫笑、俯伏彷徨欲去遲、惟昔烈公恭儉德、創業垂統詒典則、淫哇美蔓非所娯、節用養民足兵食、暮年養老西城隅、照水有梅植一株、氷姿玉骨與心愜、培養隨時愛清癯、保公施政先惟孝、感時花實萬壽觴、花光灼々實離々、格例不徳厚風教、況復英恵遺且悠、分植城北中原洲、宅根何由必此地、烈公曾爲納涼遊、涼遊不必營臺榭、張幃陳幄樹間坐、遊豫遺蹤

此甘棠、親製園風欽德化、世遠榮悴難奈何、西城孤株老不花、太公深憂廟供闕、孝思悽然豈有他、乃以洲中花實美、廟堂之奠彼換此、從是典禮長不亡、孫子謹人不受祉、此擧雖是一事微、繼志述事有光輝、嘉猷令政豈止此、咸率舊章不敢違、請看創垂繼述務、崔之園中接嘉樹、盤根深而枝葉繁、枝葉不茂根徒固、根柢枝葉今已昌、豈翅寒光照一鄕、和風林裡立斜日、淸香吹落弊衣裳。

（三）　小烈公政香の行實

鴨方藩主池田政香は芳烈公五世の孫なり、深く烈公の德業を欽慕し一言一行悉く公に則る、世に小烈公と稱す、蓋し烈公餘影の最たるものなり、其行實を收む。

池田政香　二四〇四―二四二八

鴨方藩主　池田政香　初め春五郎又兵部と稱す父は政方母は三村氏　信濃守政言の曾孫にして烈公五世の孫なり　延享元年二月十四日江戶に生る　寶曆五年七月廿八日年十二嫡子となり兵部と改む　同十年三月十四日年十七家督相續二萬五千石を領す　十一年十二月十八日從五位下内匠頭に敍す　明和五年八月五日岡山に卒す　年二十五　士民慟哭して父母に喪するが如し　謚して圓海院殿玄智禪哲大居士といふ子なし弟政直を養うて嗣とす　政香人と爲り嚴毅方正深く芳烈公の德業を慕ひ、その一言一行を聞く每に拳々として服膺せさるはなし　朱熹白鹿洞揭示及淺見絅齋聖齋學圖を以て修學の目標、入德の門戶とす　上に事へて忠誠敦厚　群臣民庶に臨むに循々として規矩準繩を踏む　池田繼政評して曰はく　内匠は尋常の人にあらず用意萬端及ばざること遠し　誠に國寶と云ふべきなりと　常に文武忠孝を奬勵し眞言善行甚だ多し　世呼んで今烈公また小烈公と稱す　その臣浦上兵右衛門尤も重用せられ夙に水魚の交あり　至誠獻替その君をして芳烈公の再生たらしめんとせしが不幸夭折に遇ひて果さず　哀悼已ます厭世の念を起し玉堂と號して風雅に隱れ畫を以て京攝の間に鳴る　兵右衛門　正香の言行錄を編し名けて止仁錄と云ふ　靑山武忠　嘉永元年、小君則

三卷、同五年、續小君則一卷を著はす皆近藤六之允の君則、烈公の嘉言善行を輯めしに法りたるものにして小烈公の行狀を觀るべきものなり。

○止仁錄　止仁錄とは何をか記せる　前內匠頭源公の行狀を其臣浦上氏の記せる書なり　嗚呼　公の行狀人の君となりては仁に止るといへる古る言に叶ひ玉ひていと尊し。英妙の年にしてかくはかり德業の正しくおはしませし事天質の美といへとも　芳烈公の盛德を慕ひ玉ひ聖學の正術を得玉ふしるしならん　永く世にいまし給はゝ德業の盛なる事　烈公にも及はせ給はん世に稀なる人君といふへし。はからす今年葉月の末つかた御館をすてさせ玉ふ。知る知らさるのへたてなく惜しみ悲まさるはなし。今此錄の名の其實に叶ひて尊く覺へ侍る。或問云、止仁とは文王盛德の事をいへるなれは公の德盛なりといへ共　止仁とはいひかたかるへし如何、答云、仁は成德の稱にして聖人ならてはいひかたき事なれとも又一事にても稱する事有、公の德全く仁に叶ひ玉ふとはいひかたかるへけれとも王覇の辨を明らかにし人君の職を盡し　事大小となく公義ならすんはおかすと覺悟し玉ふ事金石のことし　世澆季におよひて唯功利のみに走る中にかくはかり立心制行の正しくおはしませし事また誰かともに儔はん　是を止仁といふも又かならすや問者點頭して退く　よつて其言葉をあはせて卷のはしめに記す事しかり。明和戊子のとし霜ふり月中の二日萬波俊休永矢齊の西窓の下に筆をとる。

、止仁錄自序　論語に、君子は本を務む本立て道生、といへり。されは人君國家を平治し玉ふにいか計智たけさせ玉ひても根本立されは其枝葉のうつくしきも稱する實なし　其根本は大學に所謂、爲人君止於仁、是なり。夫天萬物を生して各止るへき所あり。詩にも、緜蠻たる黃鳥さへ人遠き丘隅に止ると詠せし也。況や人は萬物の靈にして五倫の際に五教とて各止へき職分を天より命し玉ひて我性に備て生出にしものなれは止るへき所を知らされは鳥にたもしかさるの罪

をまぬかれす、まして民の父母として百姓過あるは上一人に責有なれはかの仁といへる職分を知て敬して止り玉ふへきはつそかし　是國家を平治し給ふ根本なり。此根本を標的として務め玉はゝ修己治人之道自から生なり　儉約を守り法度を愼玉ふことは更なり、こゝに我先君は幼きより學を好みて其身を修め政を施し玉ふ道いつれひとつか古の聖人の御教に踏違はせ玉ふ事なし　是唯智たけさせ玉ふのみならす眞に止るへき仁職を知て實に國家を治るの根本を務め玉ふ故なるへし　他日其枝葉なる事いか計そや。計らさりき　君短命にして逝玉はんとは　嗚呼悲しき哉いたましきかな。其後君の書遺し給ふ物數多見侍りしに一として政道に益あることにあらずと云事なし　わきて芳烈公の德行を慕ひ玉ふ事かす〳〵自記し玉ひしなんありし　是君の志の因て立玉ふ所なるへし　弼昔日侍坐せし時いと君言の辱を蒙る毎に興起せすといふ事なし　公退のいとま其事を識し置せるかこの頃思ひおこして一二の御言行を書くわへて止仁錄と名つく　これひそかに大學のことにとれりと云　明和戊子のとし十月七日　臣弼謹てしるす。

止仁錄　先君は大内史公諱政方の長子なり　君延享元年甲子二月十四日東武の邸に生玉ふ　御幼少より學問を好玉ひ芳烈公の御德行を慕ひ玉ふ　成童を過て儒士輩を召し講論を聞玉ふに御心に不合彼只訓詁を述て好て宋儒を排するのみ己を修、人を治る道に益なしと宣ひて遂に召給はす。寶曆十年庚辰春三月御家督の砌政事に便有事書集めて一本となし玉ふ　其後みな末の事なり何そよしとするに足んと宣ひて右の一本を火中し玉ふ　秋七月備前へ御初入被成當國の學校は烈公の御餘風有へしと速かに臨學して講論を聞玉ひ御心に叶ひ夫より備前に御座被成し時はしは〳〵臨學し玉ひて講論を聞玉ひ又御邸へも儒生を召し講論聞玉ふ事常也。其後東武に御座なされし時一老儒野田七右衛門を召し親炙し玉ひ當時の邦君溝口侯等の御同志ありて專に爲己にする學を勸玉ふ。明和三年丙戌二月二十五日御徒士の者二人江戸にて不行跡有之備前へ御歸し被成御暇被遣　君其夜盛服し正しく座して丑の時に至り玉ふ　法に背くものなれは不得已罪にお

とすといへ共我等不德故如斯者出來たりと宣ふ。九月廿三日正夫人松平氏卒し玉ひ　君古禮に從て期の喪を勤め玉ふゆへ老臣とも侍妾召仕ひ玉ひてよと　大內史公へ申上しかとも君右の御趣意ゆへに公も强て仰られすして其義止けり。無程期の喪過たまひ繼室夫人森氏御緣談あり　其御婚禮之內侍妾召仕ひ玉ひてよと老臣公へ申上しかは公宣ふ、內匠頭は兼て謹厚の生付なれは去年以來期の喪を勤るとて侍妾も仕はれす甚感心せり最早婚禮間なき事なれは一向侍妾なくしてよろしかるへしと宣ふ。君の御孝心公御感心被遊し事皆この類なり。十月十二日侍座せし時、君御近習の者へ宣ふ、烈公之御意に、上樣は日本國中の人民を天より預り被成候　國主は一國の人民を上樣より預り奉る　家老と士とは其君を助て其民を安くせん事をはかるもの也　一國の民安と不安とは一國の主人にかゝる事なれは天下の民一人も其所を得さるは　上樣御一人のせめなれは此國民を困窮せしむるは上樣の御冥加をへらし奉る也　不忠なる事是より甚はなし　上に不忠民に不仁國主の罪死にも入られすとの御趣意扨々尊き御言葉なり　我等不肖の身として先祖より二萬五千石を領して國民を安んする手傳をするなれは恭敬すへき事なり若怠惰せは職分の濟ぬのみならす烈公の御趣意に疵付けて卽ち天地の道に背くなれは其罪大なる事いふはかりなし　然者學問して己を修て下を安んせすんは有へからす　我等悪敷事あらは無遠慮諫言すへし　怠ると見たらは激厲すへし其方共を賴むそかし　又宣ふ、凡人の子たる者親に事るに心を窮め身を竭すへき事勿論なれと或は思はす不孝に落る事有もの也　いかにとなれは生付により親子とても物好き少々は違ふ事も有ぞかし　其時子たる者口出して云はすとも親の存寄在てなしなとゝ一念萠すといなや親を無とする大罪人と一間也謹へし。又宣ふ近習之者の文武の藝に進まさるは未た上の實に好まぬ故也　前廉我等猿樂を好たれは家中の若者共進みてするそかし　我等猿樂を樂しむは何としても心の實より出る故に下へのひゝき格別と思はるゝ也文武の藝にも夫程に好む實あらはなと家來の 進まぬといふ事や有へき。又宣ふ、或人いふ備前に烈公の 遺敎なしと何を以てかくいふ

ぞ第一に學校あり祖廟有　其上當國の學校は學術正し　是他邦の及はさる所也　畢竟烈公の御趣意家中の者只博識者になれとにはあらす義理を知て人の人たる道を盡してよき士になれかしとの御趣意なるへし　夫故學校の御造作もさのみ唐物すきはなし　聞けは足利の學校も今は沙門の守れる所となりし由是學術の本の不正ゆへなるへし。

四年丁亥正月君宣ふ、人君として此人倫の道を學んて德を明にせすんは有へからす。正月十五日御自身御書付を以被仰出候に儉約は可爲事をなさんために常々嚴敷儉約を可致事なり　各文道を達し武備を可嗜事、三月三日の夜侍座せし時君宣ふ、汝等よく聞け、夫れ人は萬物の靈にして天地と並ひ立て三才と稱せらるゝ物なれと放逸して道を聞かされは禽獸に同しきそ　我等不肖にして二萬五千石の邑を先祖より受繼て預りたるは分に過たる事也。然者烈公の國民を飢しては罪死にもいれられすと宣ふ、御言葉を少しの間も忘るましき事なり。かく御分知を被成たるも治國の助けをさせしめんとの御心なるへし。我等烈公の子孫として御趣意を汚さんかと日夜苦勞にする事也　是を苦勞にするとて他なし學問して人倫の道を明にして烈公のなされし通りにすへしとそ。又宣ふ、時所位といふものありて　烈公のなされし通りには行かぬ事も有へけれ共御趣意の根本の違はぬ樣に心掛るからは何れも能々我等を補佐すへしとそ。又宣ふ、こゝに人あらん、食を一日も絕ては飢るなるへし　心の食は義理也　義理を少しの間も失ふては世に立事ならぬ筈也　是を類を知らすといふ。此夜烈公の御言行の御物語かす〱し給ふ。五年戊子五月十六日　君東武より御歸館被成し時侍座しけれは宣ふは、我等道中駕中にて論語を讀て子路の篇に君たることの難きを知らはといふに至て嘆息せり仍て思ふに我等今作廻の難澁なる事なれと夫は少しも憂とするに足らす　兎角學業の本の立ぬか憂也本立ては作廻の事は末也　たゝ君たることの難きを知て戒愼恐懼すること學業の根本なるへし。六月十三日侍座せし時臣武器の事を申上しかは君宣ふ、

其方いふこと甚よし。我等も兼てこゝに憤發せり　然共未た時來らす　物本末ありまつ家中の者難義せぬ様にして其上の武器ならすやさなくして下の者見離しては武器備りたりとも其用をなさすとそ。六月廿日四ッ時侍座せし時君宣ふ、世上に儉約といへ共權度のなき儉約はちかひ有そかし　父母に孝をする爲の儉約でなければ眞の物にてはなかるへし。又宣ふ、若き時か二度はなきもの也。近習の者とも何れも文武の道務て習へし。七月廿一日侍座せし時君宣ふ、我等烈公の子孫として萬事御趣意に背ては大罪云へからす　依之日夜學問して勤勵めとも兎にかく烈公の御盛徳をきす付奉らんかとのみ恐るゝ事そかし。夫に付ては、烈公の御言行を學ひ得たく思ふ故に前かとは御言行を似せてして見度と思ひしに今思へは　烈公の御言行の政をのみ似せ度思ふは至て蒙き小兒の了簡也。大學の道に由て、公の御趣意の根本を知ればはしくの御言行なとは時にあたりての事なれは兼而定め置れぬ事也。夫故我等家督を繼し以來さのみ國家の益に成事得せすといへとも根本厚くなれは其化の及ふ時に至りては十年をまつましき事也。又宣ふ、我等馬を乘は好き候、實あるゆへにや、近習の者共進むそかし。未學問の道に進まぬは手前に馬ほと好く實なき故と思はるゝ事なれは兎角人を責すして己を正くすへき事也。或時君宣ふ、池田家は三十まてはよけれとも以後は放逸すと世上に云と聞けり、是甚よき風諫也、こゝに氣を付て勵ますんは有へからす。或時御近習の者學校へ出ると御聞被成君宣ふ、學校へ出るなれはまつ烈公の御趣意の難有事を知て出よかし　さなくしては進みかかひなしとそ。或時厩役御庭へ參りし事ありその內老年なるもの年を御聞被成父公と同年の者也とていたわり玉ひ御菓子を被遣、御家中へ若御扶持方渡りし事遅くなれは御謡なとやうの遊樂し玉ふ事なし。御國にいまし給ふ時御內所に侍妾召仕ひ玉はす其御心男子三十にして有室と云へは　我等妻を娶りたるはいまた早き事なれと、父公の命なれは其論はなし　然共國に於て內所の侍女仕ふことは三十以後にす

へしとそ。或時君宣ふ、大名といふ者は學問か少しなくてはならすといふ者あり、尤の論なれ共いまた淺き言分也　大名に限らす凡人として學問なくしては第一に人の職かすまぬ也。或時外臣近藤何某に語て宣く、凡人の妻ある上に侍妾を召仕ふは繼嗣を求めて其家を厚くせんため也、增て大名の家は祿も有事にて其体祿なとにも厭ひなし其家も常人より重き事なれは妻に男子出生せすんは侍妾を召仕ふへき事也　さあれは侍妾を召仕ふとならは其侍妾を一生我家に養ひつゝ外に嫁する事なとは許すましきなり、其譯は女は身を二夫に合さぬ道あれは我淫欲の樂を以てむさと女に身をふれ其女を外に嫁せしめて不義を行はしむるは不仁の至といふへし。我幼き時より家臣の者侍妾を召仕へと進むる者多しといへとも、我思ふは我妻を娶て後に繼嗣をも得すは侍妾をも召仕ふへし　左もなくして侍妾を召仕ひ女の道を失はしむる事は不仁にして恥へき事なれは內所の女ともをつひに側に侍せしむる事なし。君每日夙に起玉ひ御袴を召し先聖經賢傳を讀玉ひ夫より御朝飯きこしめし終て敬義閣に正座して政事を聽玉ふ事常なり。八月朔日疾にかゝらせ玉ひ遂に愈たまはす四日の朝近臣矢吹何某に宣ふ、我等とても死するなるへし然共朝聞道の存念なれは少しも遺恨なし、疾すてに速か成に及ひて老臣何某を召し精心正しまだ死すまし氣遣ひなせそと同し事宣ふ　さて正しく座し衣冠を整て枕に就て逝玉ふ實に五日の晩つかた也。天壽不貳とは夫君の謂乎。九月十九日御尊骸を萬歲山國淸寺に送葬し奉る。嗚呼悲しき哉、復悲しき哉。

（四）諸家の眼に映したる烈公

以下德川時代に於ける諸家の眼に映したる烈公、數則を收めて以て公の爲人を偲はんとす。

○新井君美云　此人〔○左少将光政〕周公孔子の道を尊て私に學校を設て　物學ふ事を勸めしかば、幾程なくて國中の士民

悉く其風に化す　本朝この事絶えて後、人臣として再び振起せし事　めでたきためしなり（藩翰譜）

○松平定信云　古老の物語に、寛永の初め天下の諸侯を評するに四君子十善人と稱する有り。所謂四君子は紀伊大納言頼宣卿　聰明にして恥ず人の善を取り大智の器あり之に教ゆるに道を以てせは天下に並ふ人あるへからす質（實カ）に仁愛の心ふかく領國の民三分か一は安し他はなし唯一人の仁愛に及ふ處なり。松平新太郎光政は自分の言行正しく古の君子にも恥ちず謙德ふかく身に儉約を專らに民を救ひ國郡を全くせん事を第一の務とせり。阿部豐後守忠秋は忠を專らとして人の善を好めり。もの不言して信あり語らすして德あり其の愚には及ふへからさる氣象あり。案するに忠秋質德其事跡多し世に傳ふ細川武藏守入道常久以來の執權なり。板倉内膳正重矩其身行儀正しくして遊樂を好ます無欲して仁愛を本とし勇有て武備に怠らず家用大に不足といへとも民を憐むこと甚深し（傳心錄）

○三村永忠云　公御一生、國事を勤勞なされ、御學文も初めは王學後朱學御尊信被遊、世に四君子と稱せし其壹人にて、天下に名を顯し給ふ。國中の人一人として其澤を蒙らさるものなし（有斐錄）

○太宰春臺云　夫烈公者不世出之英主、得熊澤子而任以國政、明良之遇、實千載之一時也。（太宰春臺、湯淺常山に復する書）

○太田元貞云　備前新太郎少將光政は、江戶在府の時も國にて刑罰人を誅する日には終日廳上下を着して齋素（精進料理）し給へりと承り傳へたり。是は左傳の蔡の聲子歸生が云へる古之治民者。勸賞而畏刑。恤民不倦。賞以春夏。刑以秋冬。是以將賞爲之加膳。加膳則飫賜。此以知其勸賞也。將刑爲之不擧。不擧則徹樂。此以知其畏刑也。杜元凱曰。不擧盛膳（襄二十六年）とある意味を能く得給ひたり。難有御事なり。天下にても國にても、君の喜び給ふ時は、國天下の民一統によろこび、君憂ひ給ふ時は、國天下の民一統に憂ふ。如此に非ざれば治國平天下の功はなし難し。後の

人民は己の榮樂を爲さんとて、民の患苦をも憚らず。故に民も亦人君の患難を悅樂するに至る。亡國の君は勿論のことなり。中庸の君と云へども大槪は如ㇾ此。故に片々にては死罪を斷して、片々にては猿樂の舞をすると云ふ樣に哀樂の發　皆其道を失へり。是民の心服せざる樣に自ら敗る道なり。治道に志ある人君は臣民を褒賞する日は、酒宴歌舞をもなすへし。臣民を誅戮する日は齋素して悲愛すべし。如ㇾ此なれは人君の憂樂と、天下の憂樂と一致して、事ある日には士民も上の爲に命をも致すへし。上下の哀樂、悲歡別々のものとなりては、一旦事ある時に士民は上の用となるまじ。可ㇾ畏の甚しきことなり。人君の心の一國は一國、一天下は一天下に充塞するに非ざれば、聖人の治をなす事は叶はさる事なり。されば新太郎少將の美行も、其心なくして其跡のみ眞似る時は、虛文文具にのみなりて、又其實用はなき事と知るべし。

左傳に鄭厲公の言に夫司寇行ㇾ戮　君爲ㇾ之不ㇾ擧と。杜云盛膳（莊二十一年）歸生の言と同じ。三代盛時の恒例と見えたり。精進と云ふことは佛法六波羅蜜（翻譯六度）の其一にて布施、忍辱、精進、持戒、智惠、禪定、是を六波羅蜜と云ふ。勇猛精進の義にて、斷して菜食の事に非らず。されとも齋素を精進と云ふこと舊きことなり。唐范攄の雲溪友議に南陽鳴鳩和尙、與元蘭若上座及寶誌太師喫鱠の條に、たしかに菜食の事を精進と記したり。又南齊書•周顒傳にも見えたり。菜食と云ふは、漢書霍光傳に見ゆ。淨膳と云ふは、梁書武帝紀に見え、皆今の精進の事なり（橘窓漫筆拾遺）

○又、云　新太郎少將の御行狀を讀みたるに。是にも蚊幬のつり糸には。御一生御自身捻り給へる觀世よりを御用ひなされたるに。御子の代には眞紅の大綱となれるを御覽ぜられて。夫にて諸勘定の書付、讀むに及はずと被仰たること見えたり。尙書に于其子孫不ㇾ率。皇天降ㇾ災とあり、可ㇾ畏可ㇾ畏。大雅に亡ㇾ念爾祖聿修其德。又云、上天載無ㇾ聲無ㇾ臭。

儀刑文王萬邦作孚、とは文王は他に非す、東照神君と有德院殿の御事なり（梧窓漫筆拾遺）

一松浦清云松平新太郎少將（備前國主）と今も世に云ほどなれば其生存のとき人望の歸せしは格別なることなりけん世に謂ふ由井正雪か異心沙汰の時何れの處にか池田家の紋つけたる灯燈を數多造ると聞て卽單騎にして松平信綱（伊豆守老職）の邸に往きしに折節信綱飯を食して居たるが箸を投て對面せり少將曰く吾家の挑灯夥しく造るものありと承る野心を抱て府を動かすことを謀るものあるへしと存候速に搜捕あるへしとなり信綱心得て奸黨を索るに乃正雪の屬丸橋忠彌か爲る所なりとなり又正雪此擧發行の時に池田家の紋灯燈を捧けて新太郎少將そ叛したりと唱へは府下の人々氣おくれして敵するものあるまじとの隱謀なりかくまで人の畏服すると云は並々ならぬことなるへし少將も亦已を知る所の明なると人を量るの略と眞に感すべきことどもならずや。

新太郎少將旅行の時は前行の諸道具は世の作法通りにして駕の先へ十三經の筥をわくに納れ着料の具足櫃と同しく持せしとぞ。（甲子夜話卷一）

○近藤西涯云孟子は欲爲君盡君道といひ給ひ、又顏淵の詞を引いて舜何人也、有爲者亦如是といへり。人の君、君の道を盡し給はんと思ひ給はゞ、則（模範の意）無くして叶ふまじき事なり。其則り遠きにあらず、布いて方冊に在り。然るに古の敎、唯其詞のみを聞いて、其敎を蹈みし人を知らされば其敎の我身に備はれるを思はず。古の聖賢と雖も及ぶべからざるにあらざる事を信ぜずしては、興起の心を生じ難し。茲に吾國（岡山藩）の先君芳烈公（備前少將池田光政）は、稀代の明君也。公聖學を崇み給ひ、切るが如く磋くが如きの御勤め積らせ給ひて、仁義の源を明らめ、孝弟の道を盡くし、其御家法よりして、御國政に至るまで、一つとして學問の御力より出でざるはなし。誠に聖學の趣を、心に得て身に行ひ

給ふの君子と申し奉るべし。然る故に宣ひし事、行ひし事、皆誠の道に違はず、唐にも大和にも、多くは得がたき君也。此君公を則とし給ひて、興起の御心をなし給ひつゝ、芳烈公の宣ひし事を宣ひ、芳烈公の行ひ給ふ事を行ひ給はゞ、亦芳烈公に成り給はんかし。有爲者亦如是のことはりならずや。其芳烈公は吾國の先君也。人君是れを則とし給はらんには、其則愈遠きに在らず。公の宣ひし事、行ひ給ひし事、彼の方冊（經書史傳をいふ也）の教に叶ひ給はざるなし。爰に其數拾箇條を拾ひ集めて、方冊の教に引き當て、草紙とすることしかり（君則の序）

○湯井徳章の鈔錄に　會津中將正之殿（中略）後に神公と追號す備前の芳烈公、水戸の義公、會津の神公有難き君と後に申傳ふと云々○雨夜燈（責而者草二ノ五小樋與五右衛門の條）

○横井小楠游學雜誌に　一、芳照公の御事は熊本にて承り居候よりは格別の御英君にて是を要して申候得者聰明勇決表裏無隔規模甚廣大にて眞に三代以上の御方と奉存候　尤剛健の御性質にて愷悌の御樣子にては無之譬へは臣下の諫言一通にては御聞受に相成不申實にと被思召候得ばぽろりと折れ被成候御樣子に被爲在候將又御家老以下御駕御被成候にも少しもあまき事無之甚以嚴正に有之ひし／＼と御せり付被成候樣之事段々御座候　或は御家中誅戮も追々被仰付中々嚴敷御方に御座候且義理の筋にては少しも後難を顧み被成候事無御座候如何なる風波險難にも少しも心を動せられ候事無御座候　急流中の定柱とは此君を申べしと奉存候　御遺事書色々に御座候得共仰止錄と申候而文政比出來仕候本七八卷有之是が先つ大成と可申未た御國には參居申間敷存候間寫方賴置申候　此本にて全躰は相知れ申候間此には略仕候

（田石猷彦氏報）

第八十六章　遺　制

寛永十九年六月歸國し大に法度を改定す。先是光政銳意治を求め勵精國政を執り庶務を親裁す。是歳大に諸制度を定め郡村の諸規則、檢見法、會計法の如きも亦之を更張し六月國に就きしより十二月に至るの間處分する政事の條件總て千二百六十七なりと云ふ。子孫數世多少の變更なき能はずと雖も其規模大抵此に則る。左に主要なる法令に就いて編年目錄を掲ぐ。

法令目錄

寛永十一年五月朔日法度
寛永十五年七月朔日先年從公儀被仰出御法度條々
寛永十七年十一月朔日藏の法度
寛永十八年三月十八日留守中城法度の事
寛永十九年六月江戸より被仰出御制札の寫
寛永十九年七月七日被仰出御法度
寛永十九年九月九日被仰出法式
寛永十九年九月二十九日檢見の次第
寛永十九年十月朔日火事の節法度の條々
寛永十九年十月日定
寛永十九年十月日御手廻り下々奉公人給定
寛永十九年十月十五日此度役人給定

慶安元年八月十一日課役御免の御留帳の寫
慶安二年二月被仰出覺
慶安二年十一月十四日法度
承應二年三月六日城中留守番の次第
承應二年三月六日留守城內法度
承應三年正月五日の御書付
承應三年八月八日の仰聞
承應三年八月十一日の仰出
承應三年八月十八日被仰出
承應三年八月十九日老中悉被召仰に云
承應三年八月日御留帳拔書の內に挾有之書付

承應三年八月二十五日被仰出
承應三年十月六日の仰出
承應三年十月十八日誓書前書
承應三年十月二十四日代官へ申出覺
承應三年霜月八日の仰出
承應三年霜月十一日の仰出
承應三年十一月十五日被仰出
承應三年十二月十三日賞
承應三年十二月二十五日被仰出
承應三年十二月二十五日於御城御意の覺
承應四年正月十二日覺
承應四年正月二十一日郡中法令
承應四年正月二十七日被仰出
承應四年三月被仰出
承應四年四月九日被仰出
明暦元年九月二十二日
明暦元年九月日天鑑起請
明暦元年十一月二十二日此通伊庭主膳より番頭中觸
明暦元年極月十一日
明暦二年正月八日
明暦二年八月八日覺
明暦二年十二月朔日家中へ申渡覺書
明暦三年三月二日仰出の事

明暦三年五月十五日町奉行、御郡奉行共へ被仰付候覺
萬治元年霜月二十一日の覺
萬治元年霜月日被召上候士中不殘於竹間御直に被仰聞候覺
萬治元年霜月日右被仰出候翌日の覺
萬治元年霜月二十三日の覺
萬治元年十一月二十五日起請文前書の事
萬治元年極月朔日被仰出
萬治元年極月日在江戸中士中へ被下御扶持方覺
萬治元年極月朔日被仰出覺
萬治元年十二月四日の仰出
萬治二年三月七日道筋請取日被仰付
萬治二年七月朔日被仰出
萬治二年八月朔日被仰出
萬治二年十一月二十五日被仰出
萬治二年十二月二十五日被仰出
萬治三年七月七日出仕節被仰渡
萬治三年七月朔日御藏御法書
萬治三年十月二十五日折紙二通
萬治三年霜月十日の仰聞
萬治三年霜月二十七日被仰出
寛文元年正月十五日被仰出覺
寛文元年二月朔日被仰出
寛文元年二月十五日仰出

寛文元年二月十九日仰出
寛文元年閏八月朔日の仰渡
寛文二年月日横目への覺
寛文二年十月朔日の仰渡
寛文二年十一月二日の仰
寛文三年正月二十六日定
寛文四年八月朔日定
寛文四年八月朔日於江戸衣類定
寛文四年八月朔日の仰渡
寛文四年八月朔日兩船奉行へ老中被仰渡覺
寛文四年月日右被仰出少し前老中へ御直に御意の趣
寛文四年九月九日被仰出
寛文四年十月十五日被仰出
寛文四年十一月朔日被仰出
寛文四年十一月日振舞の定
寛文四年十一月日老中へ御意の趣
寛文四年十一月十三日の仰聞
寛文五年正月十五日吉利支丹に就ての仰出
寛文五年正月被仰出覺
寛文五年三月十五日伊木長門へ申可聞覺
寛文五年三月日長門家老共に可申聞覺
寛文五年三月日善事の覺
寛文五年三月十五日被仰出

寛文五年十二月六日郡奉行へ被仰聞覺
寛文六年二月晦日御國の衣類覺
寛文六年三月二十四日口上申渡
寛文六年七月朔日被仰聞候覺
寛文六年七月八日被仰聞
寛文六年五月御國中不正の小社一萬千百餘被毀
寛文六年七月十三日善行有之者御褒美被下
寛文六年八月十五日の御意
寛文六年八月二十三日申渡覺
寛文六年八月被仰付
寛文六年九月十九日被仰出條
寛文六年十月朔日被仰出條々
寛文六年十月日惣平し免
寛文六年十月日郡々入用目錄
寛文六月極月十三日被仰出
寛文七年正月十五日被仰出
寛文七年卯月二十日覺
寛文七年七月朔日、十一月二十六日覺
寛文八年二月日覺
寛文八年三月覺
寛文八年六月朔日覺
寛文八年六月　日料理の覺
寛文八年六月　日料理に出し申間敷肴覺

寛文八年六月　日覺
寛文八年六月朔日家中へ申聞覺
寛文八年六月朔日被仰出
寛文八年六年十二日覺
寛文八年六月二十二日學則
寛文八年六月　日被相尋に付申聞覺
寛文八年六月二十九日被仰出
寛文八年八月十九日火事の節火消下知可申付覺
寛文八年九月二日覺
寛文八年八月被仰出の控御郡會所留帳の內、
寛文八年十月十五日被仰出
寛文九年七月十六日被仰出
寛文九年霜月二日池田主稅、日置猪右衞門より觸出し
寛文十年六月朔日被仰出
寛文十年六月十五日被仰出
寛文十年七月朔日被仰出老中申渡覺
寛文十年七月朔日被仰出
寛文十年七月　日覺
寛文十年七月　日被仰出
寛文十一年三月四日諸奉行、諸役人へ被下御教書及狀判書
寛文十一年三月二十三日被仰出
寛文十一年七月十五日被仰出簡略申覺
寛文十一年七月　日諸子を被爲召被仰出條
寛文十一年七月　日江戸御居間へ御近習の者被召出、御直ニ被仰聞御口上覺
寛文十一年七月　日覺
寛文十一年十二月十一日覺

以上吉備温故秘錄　卷十六、十七　法令　上下　に據る

參考書目

一、備藩典刑、上下二卷　湯淺元禎輯　壹冊
二、新古條例集　九卷　四冊
三、江戸御法帳　三冊
四、家史類纂　制度門　提封二　租法三　職制一　祿制一　兵制一　刑法一　貳拾五冊

以　上

第八十七章　遺　芳

本章に烈公一代の嘉言善行を收載す。由來烈公は學問修養に依て大成したる模範的偉大の人格に在せば其の言行の學ぶべく則とるべきもの甚だ多し、隨て公に關する言行を筆錄せる書目二十餘種の多きに上る。今是等の凡てを收錄せんは容易の事にあらず又諸書重複に亘るものも鮮なからず特に之を蒐集し分類する上に於て資料選擇の標準に就ても苦心なきを得ず。姑らく別表の如き德目に準據することゝせり。凡そ烈公の學問修養は文武神儒佛老莊また諸子百家の各方面に亘りて實に多方多面を極むるものなるが而も其の根本目標は忠孝すなはち皇國忠良の臣民として祖先の遺風を顯彰すべき皇運扶翼の大道に外ならさる也詳言せば畏くも明治天皇の宣り給ひし教育に關する勅語の御大旨を奉戴せるものと全然一致するもの也。於是予は教育に關する勅語に示し給へる德目を揭げ之を標準として烈公の言行を分類收錄することゝせり。要するに烈公の行實は「一生心忠孝」すなはち其の終局目的か皇運扶翼の大道に存することを思ひ之を闡明發揚することが編者の使命なることを信ずるもの也。

(修　身)

自己ニ對スル本務
- 恭儉己ヲ持シ……………………恭　儉
- 學ヲ修メ業ヲ習ヒ………………學　業
- 智能ヲ啓發シ……………………智　能
- 德器ヲ成就シ……………………德　器
- 其　他……………………………其　他

皇運扶翼ノ大道

- （齊　家）家族ニ對スル本務
  - 父母ニ孝ニ……孝
  - 兄弟ニ友ニ……友
  - 夫婦相和シ……和
  - 其他……其他
- （平天下）社會ニ對スル本務
  - 朋友相信シ……信
  - 博愛衆ニ及ホシ……博愛
  - 公益ヲ廣メ世務ヲ開キ……公益世務
  - 其他……其他
- （治　國）國家ニ對スル本務
  - 國憲ヲ重ジ國法ニ遵ヒ……國憲國法
  - 一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ……義勇奉公
  - 其他……其他
- 其他……雜

目次

七　女愛　一三則
八　唱和　三則
九　補遺　五三則

第三　社會篇

一〇　信義　二一則
一一　博愛　一二五則
一二　公益　三六則
一三　補遺　二六則

第四　國家篇

一四　遵法　三二則
一五　義勇　五〇則
一六　補遺　一八則

以上　六二三則　（池田家文庫所藏・未定稿芳烈公言行錄・五册參照）

是は別記烈公言行錄關係書類貳拾壹種四拾壹冊の內容に就いて同異を校し重複を避け要約整理の結果、得る所のもの也、紙數の都合に依つて全部を割愛したり、讀者宜しく參考書に就て觀覽すべし。

參考　烈公の言行錄關係書目

左に引用書目を列記して略解說を加へ收載の符號を示す

〔閒話〕烈公閒話　池田政倫　壹册、元祿二年の著烈公の武功談を錄す

〔遺事〕烈公遺事　湯淺常山　壹册、烈公の嘉言善行を輯錄す

〔斐〕有斐錄　三村永忠　四册、寛延頃の著、烈公の言行、法令等を輯錄す

〔昔〕昔則　近藤篤　壹册、烈公の嘉言善行を輯錄し治政公に捧ぐる爲に編せしもの

〔率〕率章錄　近藤篤　壹册、烈公の嘉言善行を輯錄す

〔詒〕詒謀錄　近藤篤　壹册、明和年間の著、烈公以下各公の嘉言善行を經語に依て輯錄す

〔集義〕備藩集義錄　編者不明　參册、寛永十一年より寛文十一年に至る烈公の命令を輯錄す

〔仰〕仰止錄　早川助右衛門　七册、文政七年の著、烈公の言行を集成す

〔仰附〕同附錄　〔和田正定跋文あり〕　壹册、文政二年の著、備祭布令、孺照院殿、芳烈公喪記、齊輝君筆の餘り等を輯錄す

〔仰續〕同續錄　〔石野維馨跋文あり〕　貳册、本編に同しく烈公の遺事を錄す

〔由章〕由章蒐言　編者不明　五册、烈公の言行、命令等を輯錄す

〔温雜〕温故雜記　編者不明　貳册、嘉永六年因滿侯の需により由章蒐言中の若干章を拔萃す

〔泳化〕泳化餘編　三上元龍　壹册、芳烈公言行記事の正誤評論をなせるもの

〔責而〕責而者草　澁井德章　四册、德川時代の明君賢臣の言行を輯錄す

〔雨夜〕雨夜の燈　湯淺常山　壹册、明和八年著常山紀談の別册とも見るべきもの

〔家訓〕備前少將御家訓　著者不明　壹册、烈公の家訓、命令等を輯錄す（細川侯爵家文庫本）

〔閒書〕備前國政閒書　著者不明　壹册、烈公施政の大要を記せるもの、（細川侯爵家文庫本）

〔芳烈〕芳烈公　中江理一郎　壹册、明治四十四年發行、烈公の嘉言善行を輯錄す

〔言行〕芳烈公言行錄　國府犀東　壹册、明治四十三年發行、昔則を校定し、之に烈公小傳を添へしもの

「遺芳」　池田光政公遺芳　岡山縣　壹冊、大正十五年發行、烈公の遺文、逸話、教書及法令類を輯錄す

「芳錄」　遺芳錄　高崎勝可　壹冊、大正三年の頃、自家の子孫に傳へん爲に烈公の嘉言善行を輯錄せしもの

以上　貳拾壹種　四拾壹册

永忠自筆覺書

是一篇五十五章は、津田永忠遺書中より得たるものにして、萬治元年永忠廿歲より寬文三年、永忠廿四歲に至る五年間に於ける烈公の言行を筆錄せるものなり。蓋し永忠、此間、公に扈從して實地見聞せし所を手記せるものと推定して大過なかるべし。其字句の拙劣、文章の未熟を極むるは年少未だ文字に嫺はざりしに因るならん。但し其の文飾なきところ却て眞を穿ち實を現はせるものとして史料上價値多き所以なり。乃ち此種言行錄最初のものとして特に之を收載せり。

一、沈着

萬治元年　紀　正月廿三日津島ノ山を、公山鷹野被遊候處ニ山三分一程ノ時分、南東西より雨ふり來んと見しニより諸人雲色ヲ見、今ふり來らんかと心の內ニハ人々氣遣しけれ共、公少も御心ニ懸てはなく只常のことく御下知被仰付自由自在ニ御下知ニ付御機嫌也、雨つよくふりけれとも笠ミのをも不召其まゝ御ぬれ被成、御はたへを雨とおりしと也山ヲいかにも御心しつかに御仕舞被成、常ニ少も不替御下知被仰付御仕舞被成也、諸人下々ニ至迄、是を見て我ぬれしを少もいとう心なしと也、

二、敬虔

同二月朔日、御廟之時、前より雨ふり道あしし、公御城より御廟迄御はたしニて御供被遊也、さて木々のあしあらう水ニて御足御あらい被遊也、

三、嚴格

同二日、御祭禮之時、雨つよくふりけれ共、御廟御勝手ニていくわん(衣冠)の御せうそく(裝束)召、御勝手口より御廟へ被爲入ハ御ぬれ被成事ハなけれ共、神明御うやまいあつきニよつて本御門へ御廻被成御廟へ御上り被成也、御歸ニも、本御門へ御廻被成、又御勝手へ被爲入御せうそく召替也、

三、從容

萬治四年正月廿七日、江戸ヨリ兩やしき類火ニテ、火事燒失之旨申來ル、公ハ御鷹野ニ御出被遊、則御鷹野場へ申參ル、御歸被遊候テノ御機嫌ノ程、人々氣遣仕い申處ニ、御歸城被遊候時ノ御機嫌常ニ少モ替御事ナシ、被爲入候時分、五郎八樣並老中ヘノ御意ハ、ミナ火事ニツキ御上リ候カ、下々迄無事ノ旨申來滿足ニ候トノ御意也、扨被爲入、五郎樣並老中召御意ハ、ミナ家ヲヤクハ當分タツルカメイハクト云迄ナルカ、カヤウニ御セイヒツニナキカ、キノトクナル儀トノ御意也、

四、孝養

公ハ江戸にてハ、福照院樣へ一日ニ一度二度ツヽ被成御座、或御膳ノ御相伴ニ二日ニ一度又ハ毎日も被成御座、福樣少御ハヤク人ナルヨシナレ共彌御シタイ被成トノ御事也、御煩ノ時分ナトハ、夜モ御寢ナラス、十二日ノ夜ハ定御上下ニテ御セウセウニ被成御座、十三日ノ朝迄御ツキ被成御座ト也、

五、有徳の人

公ハ大徳カナ、末々ニ至迄御心根ヲ不存者モ、對上樣へ、御二心ハナキト何も存候、アルイハ、シヽカリ(鹿狩)、山鷹野、ウツラ鷹野ヲ被成、人ヲ御廻シ御ラん被成又ハ御出陣ノ時ノ人ツモリ、人ハリ(割)、コヤハリ(小屋割)、舟ハリ、馬ノツモリ、フチカタノツモリ、荷ツモリ、コヤハリ用銀ノツモリナト年々ニ被成ルレ共、上樣へノ御奉公ノタメト人々存候由也、

六、近親ニ對スル情誼

備前宰相公御死行ノ刻、相模守殿御幼少ニ付、公方樣ヨリ光政公へ、備前へ御國替被仰付、又伯耆ヲ相模守殿御幼少ニ候間御預リ被成候ヤウニト御内意ノ由ニ候へ共、達而因幡、伯耆共ニ相模守ニ被仰付被下候ヤウニト被仰上候由也、

七、大洪水後の救恤

承應三年備前洪水ノ刻、御藏ノ金銀不殘、士百姓共ニ被下候へ共中々足リ不申候故、東丸樣御口入ニて御老中へ被仰上、金子四萬兩御借金被遊、國中へ被下ル、安藤　杢、金子ノ才レウ(采領)仕罷上ル、上町人ニハ家ノハソン(破損)書出シ金子被下ル、百姓ニハ郡奉行、代官見計スクイ申也、郡奉行代官ノ分ニテモ不足可有之かと思召、志ノ有士共何人ニ被仰付、國中へ金銀錢ヲ持罷出候、家ニハイリ一々見聞屆金子銀錢ヲクレ罷通ル也、岡山へ罷出候ヒ人ヲハ小堀彥左衞門、上坂外記ニ被仰付、下奉行共アマタ被仰付、伊勢ノ宮カハラニカリヤヲ立、カイ(粥)ヲ被下ル、扨他國ノ者ハ其所へ狀ヲソへ、ヲクリ屆、又御領内ノ者ニハ其在所在所へ扶持方ヲソへ御返シ被成ル也、此時ヨリ郡奉行ハ其郡々へ引籠スイフンスクイ(救)ウ(ヱ)(飢)コヽ(凍)ヘサルヤウニ仕也、郡奉行ノ見計ニて米ヲイカホトナリ共カシ、又ハスクイ米トテ、トラスル者モアル也、郡奉行ノ手前ニ藏コミラヘ置、色々ノ才覺仕、コメヲキ(籠置)只今ハ一年無作ニて御下ハ、カツ(飢)ヘマシキト何も申也、

八、失業救濟

此年田地ヘスナ(砂)ナト入候ヲ、トリノケ申ニ、何者ニテモ、ノケ申者ニゼニ(錢)ヲ奉行トラセ申ニヨリ女ハランベ(童)迄少ノ入物ニ入テ、ハコビ、ゼニヲモラウ也、此時御意ハ、能事ヲ仕出シスクイニ成ト御意也、

九、飴の禁制

此年國中ノアメ(飴)ヲ御法度ニ被仰付、是ハ少サキ子共、アメヲミテホシカリ、ゼニ乞ハ、フルカネナトヲ、ヌスミ出シ、カイクイ申故、少サキ子共ノ習アシクナルトテノ事也、

一〇、花畠教場

御花畠ニ家ヲコシラヘ、熊澤氏、岩田氏、加世氏、中川氏、中村氏、中江子兄弟三人ニツキ御入、講尺(釋)ハ道ヲトキ(說)キケ(聞)被申候也、聞者數多行リ、ロウ人(浪人)共多ハイリ居也、

一一、母公を慰む

有時、福照院樣ヘ、公被仰上ハ、惣別アイ(合)ニハ、イカル(怒)氣色仕、召仕者ニ、ミセ候カ能御座候ト、時ノキウ(興)ニ被仰上候ヘハ、信濃殿ハキ(側)ニ御入候ヘハ、福照院樣被仰ハ、信濃ハラノタツ氣色シテミセ候ヘと被仰候ヘ共、信濃殿御ハライ(笑)御入候ヘハ、大守公ハキ(側)ヨリ御イカリノ氣色被成懸シト也、

一二、今日を愼むへきこと

アルトキ御意ハ、御軍中世上ノ習ニテ、血氣ヲ求メテ明日ハ死スルホトニ、今日ハ雜言ヲハキ、何事ヲナシテモ大事ナシト云、カナシイカナマヨヘル事、明日ナキ故今日一入敬義ヲ行コソ、マコトノ上ナルヘシト御意也、

一三、眞の孝忠

アルトキ御意ハ、世上ノ者忠°ヲツクスハ、冬ヲスエタホトニテ毒ヲ食無養生ナルニヒトシ、吾ハヨク奉公シタホトニ何事ヲユイ無奉公ヲシテモ大事ナシト云、右ノコトクナルハ、君子ノ道ニアラス、舜ヤ問(周カ)公ノ孝忠ハ何ホト御ツクシ被成ルレ共、御心ニハ不足々ト思召、是コソマコトノ孝忠ナルヘシ、前ノコトクノフルマイハ忠ヲツクシテモ、其心出レハツクシタルカ無ナルヘシト也、

一四、大勇

有時御意ハ、コンケン(權現)樣ノ御内、金十郎下人アライ(荒井)ノ舟渡シニテ言ブンシ、先ノ主人討ステタリ、其比金十郎ヲ諸人イヽケルハ、我内者ヲ目ノ前ニテ討セ何トモ不云ルコト、ヲクヒコウ者カナト云ソシケリ、有時彼金十郎戰場ニテ度々一番鑓ヲシタリ、其時金十郎イヽケルハ、惣別我ハケンクワハヽタニテキライ也ト云トナリ、誠ニコレコソ大男(勇)也、古カンシン(韓信)ト同士ナリ、

一五、臣道

有時御意ハ、金十郎ケンク(喧嘩)ハハキライナト、イヽテ、イツノ御ヂン(陣)ニテモ一番鑓仕候ホトナル者カ、クハンハク(関白)殿ヨリ一萬石ニテ御ヨビ候ヘハ、大事ノ御主樣ヲステテ、一萬石ニヒカレル事、大ナルヲクヒヨウナル事也、ミナ人主君ヲステユクヲ、キタナキ者トイヘ共、ヨハキ者トハ世間ノヒライニテ不知、カナシイカナ、右ノコトクノフヘン者一萬石ニテヨブトモ、主君ヲステ参事ナラズト云ハ、是ホトツヨク見事ナル事ハナカルヘシ、

一六、愛憐の情深し

有時荒尾平八殿ヤ、可三ニ、公御咄ナリ、ソウヘツ(惣別)罪人ノ罪ノカロキ者ニテモ死罪ニ御行不被成候ヘハ、不成者ヲモ其ノ折フシ何人ニテモ、ハ(詫)ヒコトヲ申上ルハ御悦シキ物ノヨシ御意也、今度備前ニテ、備中ノ百姓クジヲイタシ死罪ニ行被成筈之所ニ、カレコレト相延、コンケン様御祭禮ノ日ノ事成ニ、備中ノシンケイト云坊主、伊賀迄、目安ニテ右ノ百姓御ハ(詫)ヒ申上ルヲ御聞被遊、殊外御悦心出候トノ御意也、則右之百姓御免被遊也、誠ニカヤウナル百姓一人ノ命殊ニツミ人ナルヲ御ハ(詫)ヒ申上レハ御悦ノ心出ル段、末々迄有難事也、

一七、天道一體の我本心

人々天トウ(道)ハ、タツトキモノト云事ハ知レ共、天トウトイツタイ(一體)ノ我本心ヲタツトフ事ヲ不知トノ御意也、

一八、怨に報ゆるに德を以てす

古タイトウ(大唐)又ハ(對等)ニ相役ノ者アリテ一人ノ相役ヲ君ヘサヽヘ候、又アルトキ、サヽヘ候者アシキ事アリ、ワキヨリ申ハ、前カド其方ヲ、サヽヘ候者又アシキ事アル、ニクキ事ニ候ガ何トテ其方又サヽ(ヘ)不申ト云、彼者申ハ、前カド我ヲサヽ(ヘ)候ハアシクト存候カ又能事ト存候カト申、ワキヨリ申者ノ曰、何人ヲサヽヘ候カ能事ナルヘシ、サヽ(ヘ)候カニクキト存故其方又御サヽ(ヘ)候ヤウニトハ申事也、左ヤウニ候ハヽ我ハサヽヘ申マシク候、前カト我ヲサヽ(ヘ)申者ノアシキ事ヲシリ、ニセ申事イヤニ候、能事ニ候ハヽ、ニセ可申候ト申由、誠ニ見事ナル事ト御意也、

明三、十月廿六日夜

一九、名利の士

有時御意ハ、二人同カク(格)ニ召遣ニ、其中ニテ一人ハ加增モトリ、シアケ候ヘハ、殘一人ノ者知行ホシキニテハナク候

ヘ共、皆人ニ右ノコトクノ仕合ニテ、面ムクヘキヤウナシト云、是ヲ皆人名利ノ士ト云、是ハ利ノ士ナルヘシ、名利ノ士ハ右ノコトクニ、アイテモ心ニ思トモ少モ色ヘモ不出、心ニ懸サルテイヲスル也、是名利ノ士也、名利ノ士ハ中士ト人々云モ是ナルヘシ、行ハ君子ニモチカハズ、君子ハ已タラサルト猶自反スヘキ也、

萬治元年八月廿四日

二〇、感情の抑制

有時御意ハ、タトヘハシヤミセン(三味線)ノオトヲ聞クトキ、シヤミセンハ、ウラヤマシクモナキト思ヘハ能ケレ共、ハヤニクム心出來故、是ニ引レタル物也、ソウ別、スク事ニテモナク、ニクム事ニテモナケレハ、事ニ應ル者也、

二一、奪掠は卑怯

ウハイ(奪掠)クヒナトスルハ大キナルヒキヨウナル事ナレ共不苦ヤウニ云、タトヘハ扇ニテモ、ウハイ候ハヽキタナキ士ト云ヘシ、マシテ大キナル者ヲ、ウハウハ士ノ爲事ニアラスト也、

二二、夏目の誠忠

コンゲン様ノ御家來ニ夏目長右衛門ト云人アリ、カノ長右衛門ミカタガ原(三方ヶ原)ノ御チン(陣)ノ時、コンゲン様アヤウク有之ニ付、引返シ被成、打死可被成トノ事ナルヲ、長右衛門申ハ、殿ハ、タワケタル事御申候事カト(ナ)テ御馬ヲ引ナヲシ、アトヨリ我鑓ノ石付ニテ馬ノシリヲタヽキ、御城ノ方ヘヲイイルヽト也、サテ長右衛門アトヘカヘリフセキ打死 スト也、長衛門アトヘカヘリ天ヲ三度拜シ申ハ、殿ノ我テイノ者ノヤリ(槍)ノ石ツキニ當リタモウ事、ミヨウカナキ御ウンツキタル事ナリ、御免被成被下候ヘト申、死ト也、誠善ニホコラサル明士ナリトノ御意也、

萬治二年二月十五日光政公ト香庵公ト御タキ火ノ間ニテ御同座ノ御咄、

二三、不死ヲ願フノ愚

政公曰、昔齊國ノ王、齊ノ大山ニ登テ老中ニ語、我國是上之國也、ケイ([illegible])ノ能事他國ニナシ、國ニ心懸事ナケレ共、死スルト云事アルユエ何事モ、ソモシロキ事ナシト云シト、老中ノ内ニ其言ヲ聞テ笑人アリ、王ノ曰、其方ハ我言ヲハラウ(笑)カト云テゲキリン(逆鱗)ナレ共、猶々ワラウ、王曰、是非笑シサイヲ聞ント、笑人曰、死スルト云事アルユエ王ノ御手ヘモ齊國來ル、死スル事ナケレハ齊ノ先王齊國治タマイテ王ノ御國トハナラス、故ニ笑ト云シ、政公曰、右ノコトクナラザル事ヲサヘ世人ネカウニナリソウナルコトヲネカウハヨキモナキ事ニ候、

二四、至樂

政公曰、顔子ノ一タン(簞)ノシイ(食)一ヒョウ(瓢)ノイン(飲)モ、ソレヲ好ミ、ヲモシロキニテハナク、求ル心ナキ故、是ホトナル樂ハナク候、凡生ノ樂ハ何ゾニ寄心ヲヲモシロク樂ト覺タルモノ也、故君子ノ樂ハアワ(淡)ウシテイツヲカキリトモナク候、小人ノ樂ハ、一タンハ殊外ヲモシロケレ共、ヤカテアキ、カヘツテクルシミノ本トナリ候、君子トテモ樂、外ニアルニテハナク候、又ヲモシロキ事ニテモナク候、タトヘハ貴殿年佐ヨリ是ヘ御越候ニ、此ノコトク風フクトキ、メントウナル風フクト思、心ヲクルシメタモウヲ君子ハ風フクヨト思テ、心ニ懸ラズ候ハ、大イナル樂ニ候、諸事ミナ是コトクニ候、又タトヘハ、コツシキ(乞食)腹ニ物ヲサヘクヘバ、雨風ハ、イトウ心ナク候、我等心ニ、メントウナル雨風フクト寄心アレハ、心ノクルシミハ、コツシキニヲトリタル心ニ候、只々其ノキウカイ(窮界)ニ居テ其キウカイヲ安シツトメ、外ヲネカハサルホトナル樂ハナク候、

二五、習癖

香庵公ノ曰、私共ハ、アシクナライ來ル者ナレハ、一色ハキマヘテモ又一色イテキタリ申候、政公曰、一タンニ、ノケ可申ト存候テ去リ見申候ヘ共、一タンニ、ノキ不申候トテ、ステ置候ヘハ、エイタイ(永代)ナラ(成)ズ候、ヲコタテズ、ヒタモノ心懸候ハヽ、ノキ可申事ニ候、タトヘハ、木ノコトシ、木ノエダ(枝)、カレヘ出タルヲキレハ又コレヘ出タルエダアルコトニ候、ソロソロトネヲホリテホリカヘシ候ヘハ、後ニハ出ヘキモノナク候コトク根ノ欲心ヲソロソロ去リ候テハ後ニハ誠ニカヘリ候ハんと存られ候、根ヲホリカヘシ候人ヲ見テ、アノコトクニ初ヨリ可成ト思ヘトモナラヌトテステ置、我ハ根ヲモホリ候テ見サルハ、ヒカコトニテ候、又ソウヘツ能キ者ノ子ホド、ナライアシク候、タメシテ見タル事ニ候、タトヘハ何ニテモトラント云ヲ、ヤラネハナキ(泣)候故、能キ者ノ子ハ、ヲチ(御乳人)ハジメ又ハソバニ居申者御機嫌アシヽトイヽテ又泣何ニテモヤリ、機嫌トリ申候事トウ(什ウ)モカナシキモナキ事ニ右ノコトクニナク(泣)ヲ、モテハヤス故、ヒタモノ其レヨリフコリ(傲)ノ心出來申候、又イヤシキ者ノ子ハ、右ノコトクナキ候テモ、ナキナリニシテカマハス置候、後ニハ、ヒトリナキヤミ申候、又重而其ノコトクナクヲ、イツモ其ノコトクステヽオクユエ、其後ハ、トラント云心モナク、ヲコリ(傲)ツクヘキヤウナク候、

二六、氣質と修養

政公曰、生ツキ、ネハキモノアリ、又又サヘタルモノアリ、求所アリテ、ネハキモノ、サヘタルヤウニシ、又サヘタルモノ、ネハキヤウニスルハ、ヘツライナリ、學問ト云テ、ネハキモノガ能、サヘタル者ガアシク、サヘタルモノガ能、ネハキモノカアシヽトスルニハアラス候、只ネハキモノハ、ネハキ質ニヒカレ義ニハツル(外)ヽ所ヲ知テ學問ニテ力ヲ入引

立、又サハタル者ハ、サハタル質ニヒカレ、義ニハツル、所ヲ知テ學問ニテ力ヲ入引立ルハ、學ニテ質ヲハンシタル物ニ候、又ソウハツ當世ニ、ホメラレ名ヲトルハ義者ニテハナク候、故ニ孝經ニモ名後世ニ上テ父母ヲアラハスト云事アリ、義ノアルマヽニ當世ヲ不省、行者ハ當世ニソシラルヽ事モアルハツニ候へ共、後世ニ必人々シノフ心アルヘク候、其ヲ全世人ニホメラレントスルハ、ドコソニ義ヲマクル(枉)所アルハツニ候、

二七、大勇

政公曰、ネハキ事モアリ、サエタル事モアリ、進ムトキモアリ、シリソクトキモアリ、何トモ名ツクヘキナキハ君子ナリ、タトヘハ、センテウ(戰場)ニテ、先手ニヲリ鑓合ヘキトキ、ハタ(旗)本大事ニ見ユルトキハ、其ノマヽ先ヲステ、ハタ本へ歸リ君ノナンヲ助ルハ義ヲ質ニシタル人也、名利ニ心アリテハ右ノコトクナル仕方ハナラス事ニ候、尤君子ノ道ヲシラサル者モ、先ヲステ、ハタ本へ歸ル者モアルヘク候へ共義ト云フマヘナケレハ世人ソシリタルトキハ、イラサル事ヲ爲シ候ト思テ重而ヨクナサザルヤウニナスヘシ、學者ハ、フマヘアリテスル事ナレハ、千萬人ソシルトテモ、少モ心ニ懸ラズ候、誠ニ是ホトナル大イウ(勇)ハナク候、又先ヲステ、ハタ本へ歸リ、アシキ時モアルヘシ、其ハ其時義ノ重キ所ニ從、外見ヲ心ニ懸マシキ事也、今之上タル者ハ武コウヲ大一トス、大ニ心得ブコ□□□□小ユウ(勇)ニノミ心アリテ大ユウ(勇)ヲ不知、タトヘハ、ツマハシキニテモアテラレテハ、カンニンナラズト云、又義ト思テナス事ヲモ世人ソシル時ナササズ、是ホトナル、ヲクヒヨウナル事ハナキヲシラズシテ人々不苦ト思ヘリ、千萬人ソシルトモ、ナスヘキ義アラハナシ、千萬人スヽムルトモナスマシキ義アラハナサズ、誠ニ是コソ大ユウナルヘシ、又タトヘハ、金銀ニテモ知行ニテモ人アタユルトキ、トルヘキ義アリテトリタルトキ、世人ムサホリタルト云バ、トルマシキヲトリタルト、カウカイシ、

久トルマシキト云テトラヌトキ、世人トリテモ不苦ニト云トキハトリ可申ヲト、カウクハイス、物ヲ見ルモ聞モ云モ、ミナ同シ、是ナミ義ト云フマヘヲシラス外欲ヲノミ本トシタル者ニ候、右申コトク義ヲシユイ(主意)ニシテウマハレサルハ誠君子ノ道ヲ學フ人ナルヘク候、

萬治二年二月廿二日御タキ火ノ間ニテ

二八、統率者の心懸

政公曰、センチョウ(戰場)ニヲイテ士頭タルモノハ、其ノ上ヲ引廻ソナヘヲカタウシ、タトヘハ士廿人アラハ廿人ヲ一知ニナシテ役ニ立ヤウニナスヘキ事ナリ、士頭ヒトリカウミヤウヲ心組ヲ［　　］心ニ懸ザルハ、何ホ(ト)ナルカウミ(ヤ)ウヲシテモ、武コウトハイハレマシキ事也、足輕大將モ同事也、タトヘハ鐵砲十人アラハ十人ノ鐵砲ヲ役ニ立ツルコソ鐵炮頭之頭タルヘキニ我カカウミヤウヲ心懸ナハ、十人ノ鐵炮ハ役ニタツマシキ事、サテヲクヅシテ鐵炮モイラサルトキハ、カウミヤウモクルシカルマシ、ヒトリカウミ(ヤ)ウハ士ノ役ナリ、少ニテモ頭タル者ハ其組ヲ役ニ立ルカウミヤウノヤウナル事ニテハナキ事也、此ニ付被思召候ハ、ソウ組ノスクナキホト、引廻ス事仕ヨカルヘシ、然トキハ我組スクナク被仰付ナト、云ハハナノサキナル事也、心有者ハスクナキホト備立スヘキ事也、

二九、戰敗の因

ソウヘツ、ハイ(敗)軍ハ三ツノ内ナリ、一ツニハ見ニケ(逃)二ツニハ聞ニケ三ツニ、ヲシタテラレテニクル也、頭タル者心得可有事也、タトヘハ先手ヨリ、ハイ軍シ、二番三番是非ナクヲシタテラレルヲ備ノ心モナク、ヲシタテラル、事ハ、心懸ナキ故也、心懸サヘアリナバ、タトヘハ先手ハイ軍ト見ハ一ニテモ三ニテモ左ニテモ右ニテモ、テキ(敵)ヲイ(追)懸ルヲ引ヌ

キ、横ヨリ取テ懸リナバ、ヲイクツス事ヒツテウナルヘシ、

萬治二年三月三日御タキ火ノ間ニテ安藤杢、田中九兵衛、土倉殿、水野三郎兵衛、青木善太夫御前ニアリ

三〇、狩獵に於ける傳令の注意

昨日ノカリ(狩)ニツキ被思召ニ、昨日ノコトクアマリ能無之カ又ケイコト被思召也、中島ニテ貝ヲ、キヲン(祇園)ノ方ヘ被遣候ハ、、アトソナヘヘ聞ヘマシク候、又御ハタ本ニテタテ候ハ、、キヲンノ方ヘ参、先手ヘ聞ヘマシクト被思召候ヘ共モハヤ可被成候ヤウ無之候間御ハタ本ニテ御タテサセ、先手ヘハ聞ヘシタイト被思召、御ハタ本ニテ貝御タテサセ被成候トキ、アンノコトクキヲン(祇園)ヘ参、先手ハ貝キコヘズ、ヤウ〳〵三番ヨリ後鐵炮ツルヘ申也、後ニ能々被思召候ヘハ、三ツノ貝ヲ三所ヘ御クバラセ、先々ニテ貝御タテサセ被成候ハ、、惣々ヘ可聞と思召候、是モ則貝ノ遠クヘ聞ヘサルコトヲ御シリ被成候故カワカクニナリ候、

三一、覺悟次第

只今御テウキウナル御代ニテ候故用ニ立モノナシト人々云被思召候、只今ニテモ用ニ立ニナリ可申人々ノ覺悟次第ト思召候、其子細ハ若キモノニテモ常々心懸ソナヘノタテヤウ、組ノ引廻ヤウモ心ヲ入、カヤウナルトキハ、カウニシナトト思、我シヨサヲセハニ入者有之ハ、タトヘ何方ナリモ可被遣ト被思召候、常々遊ニノミ心アリカツテ右之コトクナル事ヲ心ニ不懸者ハ、イカニシテモ被遣事ナリカタシ、サアルトキハ右ノコトク常々心懸アリ者ナラテハ被遣事ナラネハ是則川ニ立也、先ヘ行ニクヘキモシラネ共先右ノコトク心懸ナクハニクマシキト被思召也、ソウヘツ昨日ノコトクアシキ所ヲ見我シ候ハ、、此ノコトクシテナト、心懸ルハ尤也、君子ノ道ヲ行タモウ同事ナルヘシ、人ノアシキ所ヲ見聞シ

タマイテ已カ身へ、セメタモウ也、左アルトキハ日々ニ改ルハヅ也、

三二、武士の嗜

人々アヤマリタルコトアリ、タトヘハ他所へ行カ、又ハ何方へナリトモ振舞ニ行タルトキ、コイ茶ノノミヤウヲシラズトテ、ノミソコナイナハ罷歸ハヂヲカキタルト思テ、スキ(數寄)ヲセイニ入ケイコスヘシ、又頭タル者組ヲ引廻ヤウヲシラス、タトヘハコイシニテモ我組イカヽ此ヤウナルトキハ、イカヽ廻候はんと思候ト云トキハルナリニモ、日比心懸カヤウナルトキカウニト、カヤウナルトキハ、カヤウニト云ナハ見事ナルヘキニ、カツテシラス、ハシヲカキ候共スキ(數寄)ニテハシヲカキ候ホ(ト)ニハ思マシ、是マヨヘル事ノ、ハナハタシキナリ、スキホウス(坊主)ナトコソ茶ノノミヤウヲシラス、ハシヲカキナハ、メンホクナルヘシ、士ノスキニテハチヲカキ候ハ、イカニモ〳〵不苦事也、ソウヘツ昔ノ士ノ事スクナナルト云モ、カヤウナル事ナルヘシ、士ノイル事計ヲ心懸カヤウナル、イラヌ事ニハ心ヲ不懸、ナニトシテモ守ル所多クテハ事ニナラヌ事ノミ也、只々士ノ入事ノミ心懸ヘキ事也、君子ノ事スクナキト云モ義ノアルマヽニシテ外ノ事ヲモハスナサヽルノミ、是モ右ノト同事ナルヘキ事也、

三三、江戸書院にて

万治二年江戸御書院ニテ六月三日ノ夜、中川佐州公、牧野數馬殿御同座

三四、天災

公曰、カミナリ(雷)ナトヲ、コハカリ色々ニ才覺ヲ以、用心スヘキ事ニテナク候、人作ノフンニテ、天サイヨケラルヽモノニテハアルマシキ也、

三五、天命を恐る

カミナリヲ君子ハ、ヲソレタモウトミヘタリ、論語ノキヨウトウ(郷黨)ノヘンニアリ、カミナリスルトキハ孔子夜ニテモ、ヲキタマイテ、カンムリ正シタモウトアリ、凡情ノオソレトハ、チカイ可申也、ホンセウ(凡情)ノカミナリヲヲソル、ハ、タトヘハ、心ヲクレテヲシルモアルヘシ、又病ニヒ、キヲソル、モアルヘシ、又悪ヲ行、天命ヲヲソレヲシルモアルヘキ也、君子ノヲソレハ、ソレニテハアルマシク候、天ノイカリナルニヨツテ我ハ何ノアクモセヌト云テ、ヲソレサル事ハナキハヅニヨツテ、天御イカリアルホトニト被思召、不安ナル心ニテイヨ／＼形(行儀)キ正、ソレヲ敬、ウヤ／＼シク被成ルトミヘタリ、タトヘハ　公方様ニテモ御機嫌ソコネ候トキ、我ハ何ノヲホヘモナシト云テ、上ノ御イカリヲ不心ニ懸ハナキハツナリ、又ハ我等カ召遣者ニテモ、予機嫌ソコネ候トテ、我ハ何ノ覺モナシト云テヲソル、心ナキハアマシキ(ル)事也、我ハ何ノ覺モナケレ共、殿ノ御機嫌ソコネ候ト思、彌ツ、シミ、ヲソル、心ハ、イカニモ人々可有事也、凡情ノカミナリハ、コハキ者ニテハナキト云ハアヤマリナルヘシ

万二六月廿六日夜御書院ニテ草加兵部、尾關源二郎、百田宇庵、横井玄昌御前ニ有

三六、榮達を求むる心

御咄ノツイテニ公曰、今クロカネノ寶出、カンセウハクヤガケン(干將莫邪ガ劍)ニ可成トイハヾ、皆一ツ共ヲ初、是ハイカナルケチニテ候ヤト云テ、キトウヲシ、ヲソレカナシムヘシ、今人々我ハ何ノ役ニ可成ナト云、又知行取ナト云ハ、クロカネノ寶カンセウバクヤガケンニナルヘキト云ト同事ナリト云タトヘアリ、誠ニ人々我ハ何ノ役ニナリ知行トルヘキト云ヲハヲソレイマシム者ナシ、ハナノサキナルマヨイナリ、

三七、葬儀のこと

七月中旬ノ事也、於御書院ニ、可三、玄昌、宇庵御前ニ有、公ノ御咄曰、ソウヘツ我親佛方ヲタツトヒ死ナバヤキ候ヘ又ハ佛方ニ此ノコトクトリヲキ候ヘト云、又日比佛ノ方ヲアツク信シ候共、葬トキハ其マヨイニ不從、我相果候ハヽ、トリヲカルヘキト思ヤウニ葬カ能可有之ヤトノ御意也、可三申ハ、此義一段ト御尤ナルヘキトノ事也、

三八、秀吉の態度を評す

八月朔日、佐々又兵衛殿御出ニテ、タイアンノ間ニテノ御咄也、公曰、秀吉ハツカナル身ヨリ天下ヲコトノ〱治タモウ也、尤信長ノ御遠行ノ後、秀吉天下ヲキリ治タモウハ見事ナル事也、サテ天下ヲ、コトノ〱キリ治メタマイテ後、信長ノ御子息様ノ内ドレヘナリ共、只今迄ハ私精ヲ出シ、キリ治メ候、モハヤ大方治リ候ト被申、御渡シ候ハヽ、何程見事ナル事ナルヘキニ、左ヤウニ無之段ナケカシキ事也ト云シ、佐々氏此義一段御尤ノ御言也ト云シ、

三九、楠氏の忠節

同十七日ノ夜ヂ(詰)ンテ、信州公、小堀彦右衛門、草加兵部御前ニ有、御咄ニ曰、玄信(信玄カ)ノ軍法、楠ノ軍法ニモ、ヲトリマジケレ共、德ノ法ニテナク、法度ノミ、キヒシクシテ、ハカリコトヲ以テ爲シタル物ナルユヱ玄信一代ニテ終、勝頼ノ代ニナリテハ、ムホンヲ爲シ、サンノ〱カヘラサル事共ナリ、誠ニ楠殿ハ、德ノ廣キ事也、主一代ハ不及申、子孫末々迄終ニムホンノ心ナク、正□(一字)ハ、代々ノ忠ノ士ナレ共一タンノサヽヘニテ大將ヲトリ上ケラレ、ハ士ニナリタレ共少々モ、ウラムル心ナク、彌忠ヲツクスト也、誠ニ子孫迄左ヤウノ風俗ノ殘事、一ヘニ正成ノ德ノ光リ也ト云シ、

四〇、勝敗は人數の多寡によらず

同座ノ御咄ニ曰、ソウヘツ軍ハ、大ぜイ小ぜイニヨラスモノ也、長クテノ時、秀吉ハ大ぜイナリ、ゴンゲン様方ハ、小セイナリ、然ニゴンゲン様方ノ者ハ下々ニ至モ、今日ノイクサニハ、テキハ、ミ方一人ニ十人アテナレ共、ナンテモ十人ナトハ、キリコロシ、ネシコロスヘシナト思ヘリ、然ユヘニ、ナンナクゴンケン様御カチ也、其時長クテノ近所何トヤラン云城ニ、本田中書([illegible])コメヲカレケルニ、秀吉大軍十二万ノ人數ニテ後ツメヲスヘキトテ、御ヲシ來リシヲ、カノ城ヨリ中書ハツカ五百計ノ人數ニテ出ツケタリト也、秀吉是ヲ見テ、フテキ者カナ、イノシヽ武者([illegible])ノタモウト也、中書後ニ此ヨシヲキヽ申ケルハ、我ハ心有テツケタル事也、子細ハ、我小せイニテ大ぜニムカウ事ハ、テキヲウツヘキ爲ニアラズ、ソウヘツ、ネ([illegible])ツミニテモ、コロスニ少ハテマ入也、我ヲ秀吉コロス共少ノ内ニハ、ミナタヤサレマシ、シバラクテマ入ベキナレハ、其内ニハ、長クテニテ、ゴンゲン様御イクサ御カチナルヘキト思、ツケタヽト也、誠ニ見事ナル事、忠ノフカキ士ナリトノ御意也、

四一、平常の用意

同座ノ御咄ニ曰、ソウヘツ人々ニ可心得事也、タトヘハ道中ニテモ心懸カヤウナルトコロニテ、テキ來リ候ハヽ人數ヲ何方ヘクリ、アシカルヲイツカタヘクルヘキナト、所々ニテ氣ヲツケ、チル共所モ能覺可申シ、又ハ心のハタラキ共可成事ト云し、

四二、惡人を憐め

十月廿二日、御的バニテノ御咄也、御前ハ、水ノスヲウトノ(水野周防守)、松平長三郎トノ、アラヲ(荒尾)平八トノ也、公ノ御咄ニ曰、惣別平八ナトニモ、イカニモアル事也、其方ノ人足ニテモ同事也、我内ノ者ノ惡敷事ヲ聞タルトキ、サテ〳〵アノヤウ

ナル悪人ヲシラズ遣候ニ聞付マンソクナリト、タレ人思ヘキヤ、左ヤウニハ、アルハツニテ無之候、悪人ヲ聞候ハヽ、サテ〳〵フヒンナル事カナト思、ウレウル心コソアルヘキ事也ト御意也、

四三、家督問題

万治三年正月十五日ノ朝御居マニテ、戸川土佐殿へ公御咄也、此中聞候ヒネ（日禰野）ノ半助相果候ニ付跡目ノコト也、ハキハ（脇腹）ラノ子ニ圖書トテ十六七ナル子アリ、又本ハラノ子ニ十二三ナルアリ、半助モ内々此十二三ノ本ハラニ、跡ヤリ可申トテ、上様へモ御目見も早去年仕ル由、然ル所ニ今度半助果被申候ニ付跡目ノ事ヲ被申ルトテ、此十二三ノ本腹ノ子ハ兼松又四孫ニて行之ニ付人四被申候ハ惣領ニ候故、圖書へ跡目ヲ被仰付候ヤウニト可申上候ヘ共、ハヤ弟御目見へも仕候事ナレハ調申マシク候左様ハ、千石ヲ一ツニ、ハ（割）リ、五百石圖書へ、五百石本腹ノ子ニト可申上トノ事ニ候ヘハ、半助ノカレサル前被申候ハ、尤ニテ候ヘ共、半助千石ノ知行アシク候故、千石ニテサヘ手前ナラス御用ヲ勤候事ナリカネ申候ニ、一ツニシテハ御用モ勤候事ナリ申マシク候間、本腹ノ子ニ千石ヤハリ被下候ヤウニ可申被申候由又其圖書も中々、主ハ跡ヲ少モトリ申マシキ由被申由、ソコニテ石谷土入ニ又四被申候ハ、兩人ノ申分御聞可然ヤニ御サシヅ頼申候由被申候ハ土入被申候ハ、我ニ御頼ノコトニ候間、我存寄可申候、尤二ツニシテ手前ナラス御用調マシキ由尤ナレ共、心ニ懸事ヲシテハ一代心ニ懸事ニ候間、キミヨク二ツニ、ハ（分）ケ被下候ヤウニ被申上可然候、手前ドモコウモナリ物ニ候ト被申候ヘハ一段尤トテ其ニナル由、誠ニ又四云分、土入云分、圖書云分聞事ナル事、聞能事ニて御座候トノ御意也、

四四、終生の奉公

同座ニテ御意ハ、此中聞申候石谷、土入被申候ハ、此間伊井玄番殿□サルカク子ニ銀ヲトラスルヲ聞候、サテ〳〵ハ

ナモナキヲヒタヽシキ事ニて候、今度初テキヽ(聞)候、是ハ又御爲ニも能ナキ事ニ候間奉行衆へ申ヘラシ被申候ヤウニ可仕ト存事ニ候、ハキニテ聞候者ハ、イン居ヲシテ、イラヌサシテヲ申、今ニ世間ヲシタカルト定可申候へ共、予思ハ、何程引コミい申共、天下ノ下ノ食ハミ申カラハ、御爲ニ能ト存候ハヽ、何事ニヨラズ可申カクコ也トノ由、誠ニ見事ナル云分モハヤ能トテ主ノ爲ニ能事ヲカマハヌト云事ハナキ事ニて御座候トノ御意也、

四五、久世三四郎を悼む

正月廿四日ノ夜御タキ火ノ間ニて可三、宗傳、久世三四郎殿より罷歸御死去ノ由申上候へハ、公殊外ノ御イタミ也、御意ニ、三四郎殿ノヤウニ江戸中ノ者ニヲシマルヽト云事ハ古今ニナキ事也、予ナトガゴトク咄申者ノヲシムハ尤ナル事ニテ候、咄不申候者迄もヲシミ三四果被申候ハ、江戸中ノ者力ヲトシ可申と申由、誠ニ徳ノアル見事ナル事ニ候、主與力同心家中者百姓迄も親ニ懸リタルヤウニ被見候メイハク可仕候、三四ハカウキ(剛強)ウナルカト思へハ、ヲンク(温雅)ハ也、ヲンクハナルカト思へハ、カウキヤウ也、惣別生付何トモ名ノツクへキヤウノナキ人ナリトノ御意也

四六、四君子の評

万治三年六月廿六日備前御城月ノ間ノヱンニテ予ニ御咄被遊候ハ、松ハ君子ニタトヘタトアル　、誠ニ左やうニて有之候、いつれノ地ヲも、キラハズ能ソタチ、左やうニケヤケウミコトナル所も無之、夏冬共ニ同事ニて候と御意也、又草ニてハ、ラン(蘭)も君子ニタトヘタトアル、是も誠ニ左やうニて有之候、ケヤケウミ事ナル所も無之、チカクニてハニヲ(香)イもナク、遠イへ程、ニヲイ、タケクハノノヒ(延)ヤウもナルホト少ツヽ、ノヒル者也と御意也、竹も君子ニタトヘタイアルカ、誠ニスラリ〳〵ト見事ナル者ニて候ト御意也、梅ヲ、ケン(賢)人ト、セケンニテ云カ心得ソコナイト被思召候、ツン

トシタル者ヲ、ケン人ト思、梅ツントシタルニニタトテ左やうニ云ケニ候、誠ノケン人ハ左やうニツントスヘキヤ大イナル心得ソコナイト御意也、

四七、謡云々

同七月三日北ノ御居間ニて予ニ御咄ニ被仰聞候、ウタイニ（以下餘白）

四八、修養

同五日右同所ニて予ニ御咄ニ被仰聞候ハ此ヤウニ石ノアシキヲヨリスル(テ)コトクホンセウ(本性)ノ心ノアシキヲ、ヒタトヨリステナハ、後ニハ何もナクナルヘシト御意也、

四九、目的の必要

八月十五日御囲御スキヤ(数寄屋)ニて、備後様、五郎八様、香庵様ヘノ御咄也、常々コハキト云しハカハラノ先ニテキ(敵)チント(陣取)リ候ティ申候ヘハ、夜シノヒ、物見ニ參其ノハカハラヲもシノヒ返候ヘハ、何ノ心もツカ候由申候ト聞候、其ハ先ミ大キニ目付候所有之故也、心も目付所有之候ハヽ少しノ事ハ心ニ懸ズ候ハツ也トノ御意也

五〇、姫路宰相の威勢

万治四年二月三日、備前御タキ火ノ間ニて、五郎八様、信濃殿、八之丞殿、猪右衛門殿ニ御咄ニセキカハラノ刻、大坂ノ諸大名衆ノ人ジチノ事御咄出、津田左京大坂ノ御留守ヲ首尾能仕舞候トテ、テ(輝)ル政様コトノホカノ御機嫌ニテ有之タト其左京ハ左源太ガタメニハ何ニて候ヤ、親か祖父かトテ、重二郎ト御意被成御尋ニテ、祖父ニテ御座候ト申上ル、親ハ何と申候、彌二右衛門ト申候ト申上ル、其ニ居間候へと御意ニ而御前ニヲル、其ノ左京ソコツ者ニて、テル政様へ申

上ハ、カヤウニ御前ノ御ゼンセイ(全盛)ノ後ハ、追而天下ハ御前へ可參ト申候へハテル政樣殊外ノ御キケンソコネ常ノ者ニ候ハヽセイハイ(成敗)も可申付候へ共左京事ハ少仔細有之候間免可申候、重而ハ免申マシク候間タシナミ可申候、其仔細ト被仰候事ハ、カノ大坂御留守ノ事ニ候ト公御咄也、此事于今能覺咄候と御意也、誠ニ其時分ハ御イセイ(威勢)、ヲヒタヽシキ事ニテ候、ヒメシノ事ハ、ヲキ、備前ヘモ諸大名上リドリニ寄被申候又、スルカ(駿河)へ被成御座ルニ、尾張樣、紀州樣なと阿部川迄向御出被成候由也ト御意也

五一、筆寫の心得

同年二月廿四日ノ朝御タキ火ノ間ニテ、伊長門、池信州へ御物語也、惣別書物ナトヲウシ(写)候ニ書ヲトシナト仕ルハ、アルマシキ事也、其ヲ早ク仕舞タキト思心ヨリ、落申候、カ思〳〵一字々々ニ心ヲツケ、書候ハヽ、タイクツモセス、字モ落申マシキ事也、シハ(司馬)、ウンコウ(温公)ハ、ツカン(通鑑)ト云、大分ノ物ヲ自筆被遊候ニ一字モ落不申候由也トノ御意也

五二、無用節にして有用に裕にす

三月十五日、御タキ火ノ間テ、猪右衛門ニ御意被成候ハ、伊賀方ヨリ申越候指上ケ物ノ儀無用ト可申遣候、火事ニアイ申者ハ無用ニ候、上樣ヨリモ火事ニアイ申候故參勤御免被成候江戸より申參候、御やしき石カキキリ合ノ事ハいかニ可申遣ト被申上候へハ、御意ハ、常ノ石カキニ可仕候、惣別アシキ所へ皆心行い申候故相違ナル事多候、ゾウサノ入不申候やうニトテ、ソウ〳〵ニスルト思ヨリ、世間ノヲミクラへ能シタカルト思候、カハラフキ(瓦葺)ナトハ火事ノタメニ能候故早々申付能候、石カキハ、キリ合ニシテ何ノエキモナク候、其ヤウナルエキモナキ所へ、ゾウサノ入事ハセサル物ニテ候トノ御意也、予思ニ、無用ノ所ニサイ(財)ヲ御ツイヤシ被成候へハ、民ヲ御助被成事モナラヌ其上民ノ精ヲ出シ申候物ヲエキナキ事ニ御遣被成候ハ、天道へノ御ヲソレト思召候故也、モウトウ(毛頭)ザイヲ御ヲシミ被成ニテハナキ事也

五三、斥候の必要

寛文元年八月十八日、備前ノ御スキヤニテ、香庵様へ殿様御咄也、陳ニテハ、物見程大事ナル事ハ無之候、物見カ勝負ノ本ニて候ト思召候ゴンケン(權現)様ノ御使番兩人物見ニ先手へ被遣候ヘハ罷歸申候ハ、先手殊外馬ケムリ立申候、タフン身方ハイクントミヘ申候間、アレニミヘ申候松山ヲ、テキノトラヌサキニ御トリ被遊候ハヽ御カチニテ御座候ハんト申候、今一人ノ物ハト御尋ナレハ、今一人ノ者ハ、先ノ様子ヲ、クハシク見可申トテ、先へ參申候、かテキカタヨリ二騎ニテ付申テイニミヘ申候か、カノ者馬ツク候間タンフン、ウタレハ仕マシキ由申上候ヘハ、近付今一人ノ者罷歸初申者ノことく申上候ヘハ、松山ヲサラハ、此方ヘトラント被仰御トリ被成候ヘハ御陳カチニナル由、是も物見カウシヤノ故也、又アル御陳ニ物見被遣候ヘハ、罷歸申上ルハ、大將、殊外御セキノ能士共ヲ、ミナヒタト先手へ被遣様子ニ相見申候只今御ハタ本ニてテキノハタ本へ御カヽリ被成候ハヽ御カチニて候ハんト申上候ハ共申上ルコトク、御ハタ本ニテ、テキノハタ本へ御カヽリ被成候ヘハ、其マヽ御カチニナル也、是モ物見カウシヤノ故也、物見ニ參候ニ先迄不參罷歸ハケ(ワ)モナキ事ヲ申候ヘハ見ヌヨリヲトリナリ、先迄行ズニシリ不申候ト申候ヘハ、ヲクヒヨウ物ト、イハレントテ、シラヌ事ヲ可云事也是ハ殊外サマタケ也ト御意也、

五四、喧嘩好は身を殺す

寛二、備前御タキ火ノ間ニて村山越中事、五郎八様、香庵様、老中へ御咄也、ケンク(喧嘩)ハスキニて有之候由、誠ニ左様成者ハ己か身コロスノミナラス、人ヲモソコナイ、又家中ノ風迄もアシク仕候との御意也、

五五、江戸大火

江戸大火事之御後を江戸より申來ル時ノ御意之事（以下餘白）

第八十八章　餘　烈

第一　幕末維新に於ける備前藩の勤王事蹟

幕末維新の際に於ける備前藩の勤王事蹟は頗る目覺ましきものあり。そは、藩祖光政の遺訓を遠因とし、茂政の襲封を其近因とし、志士の活動を其動力とし、附近諸藩の鎭撫、大總督宮の御警衛、而して東征軍先鋒の本役を演し、版籍奉還を以て之を完成したる也。今は省畧して只附近諸藩の鎭撫と版籍奉還の二を記して烈公遺風の發揚を偲ふに止めんとす。

附近諸藩の鎭撫

備前藩多士濟々意氣天を衝くの概あり。會ま明治元年正月伏見、鳥羽の變あるや中國に於ける親藩、譜代の大名及旗本は皆朝敵となりしを以て藩主茂政は鎭撫を命ぜられたり。斯くて隣藩の嚮背測るべからさるものあるに因り、茂政檄を四方に移して其の去就を問はしむ、其態度堂々實に痛快を極む。備中には足守の木下備中守、庭瀬の板倉攝津守、淺尾の蒔田相模守、撫川の戸川主馬、新見の關備前守、岡田の伊東播磨守、成羽の山崎主税助、播磨には赤穂の森美作守、三日月の森對馬守、山崎の本多肥後守、林田の建部三十郎、安志の小笠原幸松丸、小野の柳對馬守、三草の丹波長門守、美作には津山の松平三河守、勝山の三浦備後守其他舊幕吏各證書若くは戰兵を出し以て勤王の實效を表す。

（一）　岡山藩の活動

先づ因州鳥取藩主に檄して應援を求め近隣諸藩に歸順を勸む。追討之勅命、於内府公御脱走ニ付近隣、津山、勝山、

松山、姫路、龍野等兵力ヲ以テ去就ヲ問可申心得ニ候間御藩ニ而モ早々御出兵御應援可被下候事

右因州様へ

次に旗本、幕領其他諸藩に檄して歸順を勸め肯んせざるものは之を討伐すべきことを告ぐ。

妹尾、帯江、早島、成羽、倉敷、龜山領玉島、一橋領神戸新町、新見。

今般坂兵於伏見開兵端叛逆の心顯然ニ付追討之勅命相下リ尤モ德川内府公ニハ申出の趣モ有之强而德川家御討滅ニ相成候義ニ而ハ無之との旨厚御達も有之然ル處去ル六日内府公大阪御退轉ニ相成候哉之由御趣意如何とも難測御形勢ニ於テ向後之被仰譯難相立候間此先如何之嚴命被仰出程も難計並御譜代御去就相決し候上ハ御領地不殘弊藩へ御預置申度事尤不同意ニ於テハ兵力ヲ以テ御相對可仕事

右之通以御使者被仰出候

(野上有孝氏所藏文書)

(二) 松山征伐

備中松山城主板倉伊賀德川の逆謀を助くる罪を以て茂政に勅して之を討せしめ、特に錦旗二旒を賜ふ、先是長臣伊木若狭兵を督して松山に向ひ遺臣と應接す。遺臣等皆恭順の意を致す於是、再ひ兵馬を整へ奉勅征討の旨を告ぐ家宰等、轅服軍門に降伏し一族板倉千代太郎及宰、金子外記の子寛人を出し以て質とす尋て池田鼎五郎政實、茂政に代り錦旗を奉じて松山に臨む事定て後命に依り兵士を松山城に置き若狭を留めて國中を鎭撫せしむ 明年八月廿三日領撫を免ぜらる

「板倉勝弼家記」に

正月十四日備前勢大擧松山に迫りしかば重役等恭順の意を表す

一、松山家老より寄手備前へ指出候書附之事

今般徳川前内府不奉　王命開兵端及輕擧暴動候處主人伊賀守輔佐之任ヲ失ヒ其後大阪表ヨリ脫走行方不相知今日ニ至リ候而ハ松山領分五萬石之地無主ト相成家來共其儘當城ニ罷在候而ハ奉對天朝奉恐入候處依朝命御人數御指向重々奉恐入候ニ付城地領内不殘御藩へ御預ケ申上御差圖之地へ引退キ謹而御裁許奉待候間萬端宜敷奉願上候依而連印如件

慶應四年辰正月

家老大石隼雄
桑野龜
金子外記

池田備前守家老
伊木若狹殿

（三）姫路征伐

姫路城主酒井雅樂頭も亦譜代大名として徳川氏の徒なるを以て追討の師を發し備前藩に勅して應接に充てらる、然るに長臣池田圖書介既に兵を督して播州に入り姫路遺臣の去就を問ふ、時に此の勅あり因て、直に兵馬を陳ね、砲を城櫓に發す、長臣禮服軍門に降る證人證書及城地兵器を致す、乃ち城中に留りて鎭撫す、既にして池田政詮、茂政に代りて兵を率て之に臨み事定て後京師に朝す。

野上有孝氏所藏文書に、

正月十六日播州姫路開城

池田圖書介樣去ル十五日姫路へ御入込十六日六ツ時勢揃ヒ御觸出相成船場御坊（せんはこほふ）へ御揃被成候ハ同日五ツ時比夫ヨリ勢を四手ニ御分南手ハ瀧川左近樣北手ハ稻川左內樣東手ハ圖書之介樣御裏手ハ赤穗勢ニ而取卷ニ相成同日八ツ時分圖書之介樣御手ヨリ大砲御發相成候處四方ヨリ大砲小筒を發し最早三發と申頃城中ヨリ士貳人上下ニ而罷出暫時御猶豫可被下開城御渡申歟又ハ城を枕に打死致し候とも一家中決談之上ならでハ難相成との事ニ御座候間御責口御免ニ相成居申候處同日夕八ツ時分城中ゟ御答致し候は明十七日六ツ時一家中退散可致との事ニ候へ共大に隙取同日四ツ時分不殘退散相成尤御勘定奉行御代官共兩人被殘上下ニ而御引渡相濟同日九ツ時分に右兩人も退散被致候由御當方樣も城中之仕構大造事ニ而御あきれ被成定ニ武具大砲澤山御座候由ニ御座候

姫路表　御高札之寫

一、此度朝命を奉し一旦發砲及候處卽今之次第立至り候上者人民致安堵各業を相勤可申事

一、諸法度追而御沙汰被爲在候迄諸事是迄之通

一、火之元別而念入可申事

右之條々相守可申候

慶應四年辰正月　日

備前少將老臣

池田圖書之介　書判

（四）津山征伐　正月廿一日作州津山開城

御注進

一、釆女助様御使者去ル廿一日周匝表御出立津山表ニ御越昨廿二日夜八ツ時頃御歸ニ付同所御様子相伺候處御降參之趣ニ而御墨付等御取歸相成候歟之由就而は釆女助様御先手御人數百人計今廿三日八ツ時過御繰出作州倉敷迄御越被成候尤家来等者御先方ニ而御手當之御様子ニ被仰聞候右之趣御注進申上候　以上

辰正月廿三日

大庄屋　山口村　清右衛門

同　戸津野村　廣之介

長田様　二（通）

石黒様　壹（通）

津山表聞合之覺

一、津山殿様御上京可被遊御模様ニ而正月廿三日ニ者御城外え御小人等多勢相集居申候

釆女助様御内高木又左衛門様御使者として去ル廿一日朝周匝御陣中御發足被遊同夕津山に御着之上御對談被爲在候上殿様御墨付御渡御座候ニ付廿二日夜七ツ時比周匝御陣中え御持歸之趣尤上書ニ釆女助殿中將と御座候御様子中ニ御文意ハ何とも相分不申何様高木様御出ニ而御上京御延引ニ相成御取持大造之義御降參之御様子右ニ付津山御領内御百姓ともニ安堵致させ候ため且ハ賊徒御固メ之爲御先手伊藤儀太夫様柏村角之丞様共外様共百人計廿三日作州倉敷え御出張相成申候

作州表え之御高札寫

一、今度德川慶喜反狀明白ニ付追討被仰出候ニ付而は是迄德川氏之領地取締可仕旨被仰出候間各安堵無懈怠家業可相勤事

一、御法度追而御沙汰有之候迄諸事是迄之通相心得可申事

一、火之元別而念入可申事

右之條々堅相守申若違背致し候者於有之者早速役所に可訴出者也

慶應四年二月　日

備前少將老臣

池　田　釆　女　助

次に備前藩における朝命奉戴維新改革の次第と將來の覺悟決心を見るべき史料として「明治元年辰留帳」に、

六月廿七日

一　御直筆御趣意左之通被仰出、

王政御一新に付而者去る四月御布告ニ相成候　勅命且此度御改正之政體に基き於吾藩も國政兵制共時運之變革に從ひ其宜を得候　規則相立朝命奉戴之實效相遂度候付刑法官奉職中には候得共不得止之國情申立暫時御暇を賜り致歸國候間速に一新之籬不相立候而は對朝廷申譯無之儀自然因循日を送り候而巡察使に喙を容られ候樣之儀有之候而者以之外之儀ニ候間今度舊習爲一洗評定所へ政事堂取建同所へ政廳相移候間何も致奮發陋習を去り時宜を制し政體改革可致

候　尤於吾藩ハ忝くも芳烈公之被爲建置候善政ニ依て國家安穩今日に至り候儀深く奉感戴候事ニ候間其御政蹟を基本として昇平之弊風に流れ候件々を除き時勢に應し候樣致し候得者直に今般被仰出候御一新に相當り候樣思ひ候間政府を始諸家中末々ニ至迄舊來之冗費を省き萬事輕便簡易を旨とし驕侈を禁し諸職方今軍國之要務を盡し緩急其職を不失候樣國政兵制一新之實效早々相立候樣致度思ひ候間何も爲ニ國家ー勉勵盡忠致與候樣ニと思ひ候

於ニ吾藩ー八忝くも芳烈公之被爲建置候善政に依て豫て大義名分を明かにせるが故に國家安穩の今日に至り候儀深く奉感戴候事ニ候間其御政蹟を基本として何も爲ニ國家ー勉勵盡忠致與候樣にと思ひ候云々と　山雨欲來風滿樓　の慨ありと謂ふべし。

第二、三勳祠の建營

三勳神社は岡山市旭東操山の頂上に在り。和氣清麻呂、兒島高德、楠木正行〇池田家血統上の祖の三神靈を祀る。明治元年戊辰九月社殿造營、奉齋の允可あり。廢藩置縣の後、一時中絕の姿なりしも明治七年有志協力して教部省の再興認可を得現今縣社に列せらる。建物本社左右殿、木鳥居あり〇神社明細帳

〔三勳神社創立書類〕

明治十七年八月　東京より問合ありし時に回報したる往復書類は三勳祠創立當時の事情を明かにし得るものなれは左に之を收載す。

問　合

三勳神社の儀は最早御家に御關係無之事は瞭然に御座候へ共最初正三位公ヨリ御出願相成候事故廢藩後之造營ハ右之

御宿志を繼キタルニ可有之因テ前記御願面ハ消滅シタレ共其後何人首唱シテ創建ニ相成候哉人名年月等御書記シ御差出可相成筈ニ相成其段先般御通知御座候樣覺ヘ候得共〔先般御通知之義桑原殿ニハ御覺無之候哉爲念御問合セ仕度奉存候〕以來御回答モ無之故私ヨリ御樣子御問合仕候事ニ御座候右之譯故同社神官ニナリトモ御問合相成候樣仕度候右之趣此度概略御書出相成候ハヽ同公之御素志全ク水泡ニ歸セス大ニ御外聞モ宜シキ哉ニ愚考仕候此段御洞察編輯諸賢ヘモ御協議被下度奉賴候也

十七年八月十四日　　　　　　　　　　　　菅　長　强

黑　田　愼　一　郎　殿

回報書類一括

和氣淸麿卿楠正行朝臣兒島高德　報國盡忠之功勞不少義は不待贅言候抑和氣公兒島氏ハ元當國產之人楠氏ハ當國舊藩主系統ニ於テ緣故有之ニ付去戊辰九月中舊藩知事其御筋ヘ被相伺候處早速御許可相成候折柄廢藩置縣之御制度ニ相移不得止中絕ノ姿ニ及居申次第此儘廢棄候ハ衆庶遺憾之至ニ付今般私共遂協議當縣下第六區操山偕樂園之地ニ於テ別紙繪圖面之通小社一宇ヲ造營仕淸麿卿正殿其餘左右相殿ニテ靈魂ヲ奉慰度尤社宇經營ハ素ヨリ永世祭祀費用共有志輩之醵金ヲ以相充候義ニ御座侯條何卒其御筋ヘ御伺被下度此段奉願候

明治七年二月　　　　　　　　　　佐々木　龜　次　郞

野　崎　武　吉　郞

和　氣　辰　包

戸長　阿部守衛

石部岡山縣参事殿

社殿造建伺

別紙三名之者ヨリ三社造建書面之趣申立既往之手續將來之見込等篤ト及調査候處事實相違モ無御座ニ付右建營御差許相成候得ハ管下士民感奮興起之一助トモ可相成候條何分之御差圖被下度此段相伺候也

明治七年　　岡山縣参事　石部誠中

教部大輔　宍戸璣殿

（朱書）書面願之趣可聞届事

明治七年三月廿三日　印

當縣下第六區操山偕樂園之地ニ於テ和氣清麿卿楠正行兒島高德之社宇造營之義昨七年二月中奉願同三月中御許可ニ相成今般右社宇建營仕候付社號之義　三勳（ミサヲ）神社　ト相稱申度候間何卒至急御聞濟被爲下度此段奉願候也

明治八年一月

佐々木龜次郎

野崎武吉郎

和氣辰包

副戸長　阿部守衛

石部岡山縣参事殿

當縣下佐々木龜次郎外貳人ヨリ社號之義ニ付別紙之通願出候ニ付御聞濟相成度然ル上ハ社格ノ儀ハ縣社ニ被列追而祠

官祠掌差置申度候條至急何分之御指圖被下度此段相伺候也

岡山縣參事石部誠中代理

岡山縣七等出仕　西　毅　一

教部大輔　宍　戶　璣　殿

（朱書）書面之趣渾テ聞屆候事

但、祠官祠掌申付候上ハ可屆出候事

明治八年二月廿二日　印

和氣淸麿楠正行兒島高德之三社造建之義佐々木龜次郎外二人ヨリ願之趣其筋ヘ相伺置候處願之通御聞濟相成候條此旨願人ヘ可被相達候也

第四月十二日　庶　務　課

阿　部　守　衞　殿

三　勳　神　社　由　緒

當社ノ義ハ和氣淸麿卿楠正行朝臣兒島高德等三神靈ヲ鎭祭奉慰スル所ニシテ淸麿卿ト高德ガ報國盡忠ノ功勞不少義ハ贅言ヲ待ス就中和氣公ト兒島氏ハ共ニ本國ヲ以テ生土トスル處ナリ　楠氏ハ舊藩主池田氏ノ系統ニ於テ緣故有之ニ付社殿造營奉齋致サレ度旨懇願ニ因テ明治元年戊辰九月允可相成シニ廢藩置縣ノ御制度ニ相移リ止ヲ得ス中絕ノ姿ニ立至リタルヲ國内ノ人民遺憾ニ堪カネ猶又明治七年中佐々木龜次郎野崎武吉郎和氣辰包等ヨリ有志ノ徒ニ協議シテ教部省ニ伺

在リ明治八年一月ニ至リ社格縣社ニ充可相成リ因テ三神靈ノ勳功ヲ合セテ三勳神社ト尊稱スル處ナリ。

上田忠矣著　和氣兒島二公事蹟略　一冊

和氣清麿卿備正行朝臣兒島高德三人　天朝功勞有之儀者青史著明之儀御座候處清麿卿高德者備前國人、正行朝臣者於池田家由緒有之候付旁以於國中社取建祭祀仕度尤以清麿爲正殿正行朝臣高德左右相殿仕度志願御座候何卒以　思食奉蒙勅許度奉存候此段伏而奉懇願候　以上

九月十八日

（朱書）可爲願之通事

但社殿造營之上神祇官聞可申出事並祭式見込筋候者其節同官問可伺書事

和氣清麿　備後三郎高德

右事蹟取調書上候樣被仰付候

十月十八日

引用書目、　古事記、同傳、古史、同傳、日本紀、同通證、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、大日本史、群書類從、和氣清麿傳、同系圖、河野氏系圖、新撰姓氏錄。新撰字鏡、和名類聚鈔、吉野拾遺、高倉院嚴島行幸記。南方紀傳、櫻雲記、前賢故實、隣女晤言、日本外史、嚶々筆話、備前國神名帳、寸簸地理、備陽國志、吉備溫故、備前軍記、備前名所記、和氣絹、吉備前鏡、吉備小鏡、吉備前鑑、吉備雜錄、兒島風土記、尊瀧院系圖、異本和氣系圖三種、和田系圖、三宅系圖三種、三宅家讓狀、松崎家傳、万波手記、平賀手記、歷朝詔詞解、大森手記、摺物三種。

和氣氏事蹟略

今回三忠臣の靈社御創建の　勅許下りしに依り吾儕二三臣に命せて（内小楠公ハ本州ニ事蹟無けれは）先本土二公（和氣兒島）の事蹟を考定すへき由の諚あり謹案に御公の事蹟は　朝廷にも既に水史中屹然たる本傳建置せられ較然著明なる上は今更に何ぞ草莽閭閻の陋說を贅するを用ゐんや然とも聊か本傳を補ふへき正史の遺策且年來如此有事に功勞し人々の手記したるもの將無きにあらされは然る物をも然すかに埋めしとて謹て本傳を分割し見の及ふ限り其の行間に挿み粗鄙見を記呈すること左の如し。(下略)

以て章政が烈公の遺志を擴充して備前三忠臣の靈社、三勳祠を創建したる精神の奈邊に存するかを明かにし得べし。

第三　版籍奉還

明治維新に於ける版籍奉還の大義決行は之を時の順序より觀れは明治二年正月廿日薩長土肥の四藩主に依て首唱せられ同年三月備前藩主の上表に依て確定議となれるものなるが而も事實上より仔細に之を吟味すれは是れもと烈公の遺訓に基けるものにして會ま血統上其の外孫傍系として烈公の血脈を承けたる長門藩主毛利敬親、土佐藩主山內豐範の二人に薩摩藩主島津忠義、肥前藩主鍋島直大を加へたる四人の率先奏請となり踵いで其の正統直系たる備前藩主池田章政の賛成上表に依りて確定したるものにして畢竟四藩主の版籍奉還てふ畫龍に備前藩主が最後の睛を點せしものに外ならざることは其の上表文の文字精神を翫味することに依て明瞭に看取せらるゝ也如斯にして芳烈公以來二百年の素志宿望は貫徹せられたりと謂ふべし。

是れ或は編者か餘りに備前藩に牽き附くるかの慊なきにあらざるも虛心坦懷徐ろに之を沈思靜觀するとき烈公の遺志遺訓か山內豐範毛利敬親を通して土州長州に其の闔藩の精神輿論を形成したること特に池田章政を通して備前藩に於て一層然りし所以最も明瞭となるべく當時の事實明かに之を證して餘あるもの也。左に長土の二藩主と烈公との血統上の

關係を明示し併せて版籍奉還に關する四藩主の上表文及之が壓卷とも見るへき備前藩主の上表文を掲けて參考に資す。

(一) 長土二藩主と芳烈公との關係

(其一) 芳烈公と長州藩主毛利氏との關係

山口毛利氏
毛利元就—二隆家—三輝元—四秀就—五綱廣—六吉就—七吉廣—八吉元(○)—九宗廣—一〇重就

長府毛利氏
元清—秀元—光廣—綱元＝女
改吉元(○)
元倚＝女—元朝—匡廣

池田光政—綱政—女

—一一治親—一二齊房—一三齊凞—一四齊元—一五齊廣—一六敬親・—一七元德

○第八代吉元は池田綱政の女婿なり
○第九代宗廣は池田綱政の外孫にして光政の外曾孫なり

(其二) 芳烈公と土州藩主山內氏との關係

池田利隆—光政—綱政—女
　　　　—女

山內一豐—二忠義—三忠豐＝女—四豐昌—五豐房—六豐隆—七豐常—八豐敷—九豐雍—

—一〇豐策—一一豐興—一二豐資—一三豐凞—一四豐惇—一五豐信—一六豐範・

○第三代忠豐は利隆の女婿にして光政の妹婿なり
○第四代豐昌は利隆の外孫にして光政の侄なり
○第五代豐房は綱政の女婿なり

(二) 版籍奉還上表文

(其一) 薩長土肥四藩主の版籍奉還上表文

臣某等頓首再拜　謹テ案スルニ朝廷一日モ失フベカラザル者ハ大體ナリ。一日モ假スヘカラザル者ハ大權ナリ、天祖肇テ國ヲ開キ基ヲ建テ玉ヒショリ、皇統一系萬世無窮、普天率土其有ニ非ザルハ無ク、其臣ニ非サル無シ、是大體トス且與ヘ且奪ヒ、爵祿以テ下ヲ維持シ、尺土モ私ニ有スルコトハ能ハズ、一民モ私ニ攘ムコト能ハズ、是大權トス、在昔朝廷海內ヲ統馭スル一ニ此ニ由リ、聖躬之ヲ親ラス。故ニ名實並立テ天下無事ナリ、中葉以降綱維一タヒ弛ヒ、權ヲ弄シ柄ヲ爭フ者踵ヲ朝廷ニ接シ、其民ヲ私シ其土ヲ攘ムモノ天下ニ半シ遂ニ搏噬攘奪ノ勢成リ、朝廷守ル所ノ體ナク、秉ル所ノ權ナクシテ、之ヲ制馭スルコト能ハズ、姦雄迭ニ乘シ、弱ノ肉ハ強ノ食トナリ、其ノ大ナル者ハ十數州ヲ併セ其小ナル者猶ホ士ヲ養フ數千　所謂幕府ナル者ノ如キハ土地人民ヲ擅ニ其私スル所ニ頒チ、以テ其勢權ヲ扶植ス、是ニ於テ乎朝廷徒ニ虛器ヲ擁シ、其鼻息ヲ窺テ喜戚ヲ爲スニ至ル、橫流ノ極　滔天回ラザルモノ茲ニ六百有餘年然レドモ其間往々天子ノ名爵ヲ假テ其土地人民ヲ私スルノ跡ヲ蔽フ、是固ヨリ君臣ノ大義、上下ノ名分、萬古不拔ノ者アルニ由ルナリ。方今大政新ニ復シ萬機之ヲ親ラス、實ニ千歲ノ一機、其名アリテ其實無ル可ラズ、其實ヲ擧ルハ大義ヲ明ニシ名分ヲ正スヨリ先ナルハナシ。嚮ニ德川氏ノ起ル、古家舊族天下ニ半ス、依テ家ヲ興スモノ亦多シ、而シテ其ノ土地人民コレヲ朝廷ニ受クルト否トヲ問ハズ、因襲ノ久キ以テ今日ニ至ル、世或ハ謂ラク、是祖先鋒鏑ノ經始スル所ト、吁何ソ兵ヲ擁シテ官庫ニ入リ、其貨ヲ奪ヒ、是死ヲ犯シテ獲ル所ノモノト云ニ異ナラシヤ、庫ニ入ルモノハ人其賊タルヲ知ル、土地人民ヲ攘奪スルニ至テハ天下之ヲ怪シマズ。甚哉名義ノ紊壞スルコト、今ヤ丕新ノ治ヲ

東ム、宜ク大體ノ在ル所、大權ノ繫ル所、毫モ假スヘカラズ。抑臣等居ル所ハ卽チ天子ノ土臣等收スル所ハ卽チ天子ノ民ナリ、安ゾ私ニ有ス可ケンヤ。今謹テ其版籍ヲ收メテ之ヲ上ル、願クハ朝廷其宜ニ處シ、其與フベキハ之ヲ與ヘ、其奪フベキハ之ヲ奪ヒ、凡列藩ノ封土更ニ宜ク詔令ヲ下シ之ヲ改メ定ムベシ、而シテ制度典型軍旅ノ政ヨリ、戎服機械ノ制ニ至ルマデ、悉ク朝廷ヨリ出デ、天下ノ事大小トナク皆一ニ歸セシムベシ。然後ニ名實相得、始テ海外各國ト並立スベシ　是朝廷今日ノ急務ニシテ、又臣下ノ責ナリ、故ニ臣等不肖謭劣ヲ顧ミズ、敢テ鄙衷ヲ獻ズ。天日ノ明幸ニ照臨ヲ賜ヘ、臣某等誠恐誠惶頓首再拜、以表

（其二）　備前藩主の版籍奉還の上表文

四藩主先づ上表して版籍の奉還を奏請するや、池田章政、上表して版籍奉還、大義決行はもと藩祖新太郎光政の素志なることを宣明す左の如し。

今般長薩肥土之四藩ゟ版籍奉還之獻言實に囘天之至論與奉存候右者九代之祖新太郎光政義所知之土地人民は決而非我有之旨精々遺訓仕下官に至兼々服膺仕居申候處右建白之趣ニ而益以感發仕今日千載之一機非常之御英斷を以不拔之御國體被爲立候御折柄如何にも御採用ニ相成候御義と奉存候就而ハ於下官も素ゟ同意之義ニ付御沙汰次第版籍奉返上度奉存候間先收納目錄豫相添差出申候宜御執奏所希候已上

（明治二年）三月　　池田備前守

及薩長土肥四藩奉還版籍公奏曰　先臣光政嘗戒子孫曰土地人民維朝廷所有勿敢私焉。章政服膺遺訓謹還納之。蓋藩祖信輝輝政利隆三公尊奉　皇室光政公特加篤。

（池田章政公墓表の一節）

要之　神武の創業に則りたる明治維新開國進取の國是遂行に方りて備前藩主池田茂政藩論を一決して率先大義を首唱し四隣綏撫の英斷に出て　尊て章政祖訓を奉して版籍を奉還し中國諸藩をして其の歸向するところを定めて些の躊躇なからしめたり。乃ち知る烈公五十年の善政良治は其の目的とする所、一に皇土皇民を美化し淨化し時機の到來を待て之を皇家に奉還するに在りたることを。爾來子孫相承くる二百餘年徐ろに善美の民土を保全し恰も好し明治維新千載の一機に際會するや一門近親諸雄藩相提挈して大義決行祖訓遂行の英斷に出てたる也　是に至て公の遺烈千古不朽と謂ふべし。

立身行道、揚名於後世、以顯父母、孝之終也。（孝　經）

臣民忠君、以繼父志、君臣一體、忠孝一致、唯吾國爲然。（士規七則）

池田光政公傳　下巻　終

〔附錄二〕

關係圖書目錄

關係圖書目錄（五十音順）

池田侯爵家所藏

池田家履歴略記　自天文五年至寛政八年　齋藤一興編　貳拾六冊

池田家履歴略記　自寛政七年至文政十二年　丸山昭德編　五冊

池田家履歴略記續集前編　自寛政九年至文政十二年　石黒貞度編　八冊

池田家履歴略記續集後編　自文政十二年至文久三年　牧野成憲編　五冊

池田家履歴略記後集　文久三年記　成田元美編　壹冊

池田家履歴略記年表　前編　自寛政九年至文政十二年　著者不詳　壹冊

池田家履歴略記年表　前編・後編・後集　自寛政九年至文久三年　著者不詳　壹冊

池田家履歴略記補　自寛政七年至天保十年　大平忠愛編　壹冊

池田輝政 池田光政　兩公略歴　一冊

池田家系圖　享保十七壬子年五月委ク改ル　侍從（繼政花押）　一卷

池田氏家譜集成　參拾八冊

寛永系圖、利隆流、忠繼流、輝澄流、輝興流、政虎流、利政流、長吉流、長政流、由之流、之信流、重利流、年譜、年表、花押、播備士帳、備前士帳、因伯士帳、輝澄士帳、池田記八冊、池水記四冊、信輝本系、戰記聞書抜書、碑銘、由緒、緣起、紀姓系圖、攝、藤、橘、清和、宇多、江州各系圖、異本系圖三冊、同附錄、紀姓瀧川、伴姓瀧川系圖　岩越家譜

池田系圖　清泰院忠雄公以前、　山田道悦書出　一冊

池田氏系譜　内●一六二冊缺ー中村氏藏ートアリ　八冊

池田記　四冊

池田家譜　章政公御代迄　成田元美編　一冊

池田家系　一冊

校正池田氏系譜　文化年間迄　十冊

池田家系圖（繼政公御自筆本支系圖）　一卷

池田家紀姓御系圖　一卷

池水精鑑　十二冊

池田主水、蕃山了介ヨリ奉ル覺書寫　一冊

貽謀錄　三冊

遺芳錄　寫本　高崎勝可編　一冊

池田光政公遺芳　岡山縣　一冊

板挾御留帳　寛文七——寛文十三年　十一冊

醫師家譜　一冊

江戸御屋敷判ノ物　延寶二寅　一冊

延寶七年與上道郡船通川筋之圖　一枚
同　吉井川筋之圖　同
同　旭川筋之圖　同
同　邑久郡幸島新田圖　同
溫故雜記　由章堯言ノ拔萃　二冊
岡山城圖　松平新太郎書上　一枚
岡山城郭ノ圖　一枚
沖新田圖　一枚
太守筑後守上京社家者流神道證文申請一件　延寶八年二月　一冊
御手許日記　八十七冊
御留帳　承應三―寛文六年　十三冊
同　清書　承應三―寛文三年　三冊
同　別書　万治元―寛文三年　二冊
御留帳　寛文七―寛文十二年　九冊
御留帳　延寶元―延寶八年　八冊
御留帳　天和元―天和三年　三冊

并紙御書換　一冊
改造家としての芳烈公　永山卯三郎著　一冊
鴨方史　平賀元義著　一冊
家中諸士家譜　五音寄、寛文九年　十八冊
學制取調書　（學校、閑谷校、手習所）　一冊
吉備温故秘錄　（寛政中）大澤惟貞輯錄　百拾壹冊
島嶼、郷庄、村落八冊、城府三冊、山川、官道二冊、軍令、葬祭、神社七冊、名所圖繪、佛刹四冊、廢寺、名所三冊、古蹟二冊、城址三冊、人物三冊、古墳、古簡七冊、紀事拾壹冊、山狩、東照宮祭禮、御巡見、來客、習學武技、干城拾五冊、軍役圖繪、軍役、公務、預人證人、人數出張、揭示、天災、水災、知行割、諸職原二冊、法令二冊、詠草、御廟、有斐錄、備中領分三冊
錦城復興記　古川重春著　壹冊
仰止錄　四冊
同附錄　一冊
同續錄　二冊
給所村寄之帳　一冊
舊封村町役人配置取調　一冊
軍用帳　一箱

書名	著者	數量
寛文八年人馬積り帳		一箱
軍法聞書　御筆力		一冊
君　則		一冊
同　後　編	石田維興著	一冊
熊澤伯繼傳並補遺	藤田一正 成田元美著	一冊
熊澤氏記年餘錄		一冊
寛文九年芳烈公入國當時ノ岡山城下圖		一枚
寛文七年備前備中郡々繪圖　袋入		十枚
寛永岡山古圖		一枚
寛文六年御領内寄宮記		二冊
寛文年中ニ退轉仕古寺帳　帙入		廿一冊
組頭衆御前帳諸侯旗本		一冊
慶安五年岡山町中人馬御改帳		一冊
檢　過　錄　芳烈公御筆		一冊
巖有院殿御實紀　自慶安四年至延寶八年		六拾卷
巖有院殿御實紀附錄		貳卷

書名	備考	數量
御世譜	[illegible]政公御代迄	帙入　一冊
御系譜		八冊
御親類并御由緒附		一冊
御系圖	延享三年正月改	二冊
御親系	享保改	一冊
御同姓方系譜	岡山住十一軒	一帙
御同姓方系譜	東京、因州、阿州、播州十三軒	一帙
御親族書		一冊
校正池田氏系譜	原稿假綴一　未完	三冊
御一門中初代覺書		一冊
御法名及過去帳	文化年度迄	一冊
御法名御遠緣並御家老方過去帳		一冊
御系圖	治政公御代迄	一冊
同	齊政公御代迄	一冊
同	清和天皇―綱政公御代迄	一冊
同	清和天皇―齊敏公御代迄	一冊

書名	備考	數量
御系譜	備前系譜、天御中主—齊敏　興津新吉撰	一冊
御系譜類（公儀へ御指出）		十四冊
御類系	御筋目　享保十五年八月改	一鋪
御家譜		一巻
御過去帳	折本	一帖
御軍用帳		二箱
御軍用書類		二箱
御弓、御鐵砲、御旗類帳	万治二年	二箱
御軍用書類		一箱
御番頭、組頭支書	寛永—享保	一冊
御隱居樣軍用書付		一箱
御國政ニ關スル御覺書	（烈公御筆トアリ）	三冊
故少將樣御法帳	紙袋入	一冊
孝行奇特ノ內、賞善錄		一冊
御領內寺數調	延寶三年	一冊
御日記、芳烈公直筆ノ分	寛永十四—寛文八年、一巻缺（十一巻）	廿一冊

故羽林君御記錄　寛永十四――承應三年　三冊

御前御留帳　萬治三――寛文四年　二冊

國史類編　承應三――寛文十二年　十九冊

國史提要　書拔書　帙入　四冊

鄉士　七冊

國學舊記　一冊

國學舊記稿　二冊

歳次略記　慶政公御代迄　一冊

撮要錄　文政六年の編纂に成り、領内に於ける事業の起源沿革を錄す。　參拾冊

山林、山守五册、海河池船樋橋、樋橋渡守四册、墾田、鹽田、地方二册、園館二册、倉庫。番所、役所、諸職、工商、雜事、寺社七册、廢寺社、還俗家

撮要錄後編　文政七年以後を續輯す　拾冊

山林、地方、海河池船橋、墾田鹽田、館舍、官寮官職番所倉庫、寺社、工商、雜事

侍帳　慶長、寛永、承應、慶安、明曆、万治、寛文、天和等　九帙

侍帳　延寶、天和、貞享　三帙

侍寄帳　寛永　一冊

書名	備考	著者	數量
侍中方々被參覺	明暦二年		一冊
社倉米ニテ取立ノ開墾地面積及費額			二冊
小君則		青山武忠著	一冊
續小君則		青山武忠著	一冊
止仁錄		浦上弼著	一冊
新古條例	九冊合本		四冊
蒜山了介書翰			二冊
承應岡山城圖			一枚
正保備前國全圖			一枚
諸大名御前帳			一冊
侍從樣御部屋付			一冊
諸役人			一冊
常憲院殿御實紀	自延寶八年至寶永六年		五拾九卷
常憲院殿御實紀附錄			參卷
拾史錄	慶安二――万治元年		三冊
諸士家譜抜書			十八冊

書名	備考	著者	冊數
閑谷學校建設及田畑山林關係舊記			一括
諸家之傳		高畠清之進著	一冊
先公墓記			一冊
善人	寛永五・六年		一冊
善人記	寛永——寛文		一冊
政事録	寛文八・七月——寛文九年七月		一冊
先祖書上、物頭小姓共	寛文廿一年		三冊
先祖書上寫、組付ノ分	寛文七年未		二冊
先祖書上、組外	寛文七年未		一冊
先祖略歴	（いろは別）		七冊
續縁記	（諸侯）		二冊
率章録	五册合本	近藤篤著	一冊
宗廟記	承應四年以後		八冊
橘廼薫		久岡幸秀著	一冊
台徳院殿御實紀	自慶長十年至元和九年		六拾卷
台徳院殿御實紀附録			五卷

大猷院殿御實紀	自元和九年至慶安四年		八拾巻
大猷院殿御實紀附錄			六巻
池水餘波		荒木氏編	四冊
朝鮮人來朝留	天和二年成		一冊
地理家宅圖			三箱
知行高よせ帳	寛永		一冊
知行支配帳			三冊
津田重二郎書簡	（泉八右衛門宛社倉ノ事）		一巻
綱政公御手留	万治二・三年		一冊
津田永忠遺業錄			一冊
津田永忠自記抄錄			一冊
同　摘錄			一冊
津田氏舊記拔書			一冊
津田重二郎書簡			一巻
輝政公御事跡			一冊
轉封錄		沼田頼輔編	一冊

傳心錄　松平定信著　一冊
天和三年調　御船入繪圖　一枚
東照宮緣起勸請　祭典、沿革
同　祭禮行列圖　山田久敬筆記　二冊
東照宮御實紀　自弘治二年——至慶長十年　拾卷
東照宮御實紀附錄　廿五卷
外樣大名衆名前書付、烈公筆　一綴
中原御凉所ニ關スル書類　一括
中原御碑銘幷和解　一冊
日錄　寛文二——寛文十一年　十三冊
日記　明曆四——寛文二年　五冊
年表　一冊
年々支配高差引月錄　寛永九——延寶元年　三冊
芳烈公自記年譜　（原本、芳烈公御筆御覺書）　一卷
芳烈公自記年譜並遺令集　一冊
芳烈公遺令　上下、申出覺　二冊
芳烈公明禮　四冊合本　二冊

書名	備考	編著者	冊數
芳烈公年譜草稿		高崎勝可編	一冊
芳烈公		中江理一郎著	一冊
芳烈公言行錄		國府犀東編	一冊
奉公書	家老	七帙	四拾冊
同	諸士（奉公書人名目錄に據る）	貳百六拾七帙	貳千九百四拾七冊
芳烈公御手留	寛永十四――寛文九年		五冊
番頭、鐵砲頭、江戸並他國え參勤帳	慶安五年		一冊
番頭、物頭、馬廻、江戸他國へ御奉公相勤云々			一冊
芳烈公御送葬記			一冊
芳烈祠堂記			一冊
芳烈祠之儀其他			十二冊
備乘			一冊
備藩集義錄	四册合本	近藤篤編	一冊
同　附錄			一冊
備陽善人記（正續）			三冊
備藩典刑		湯淺元禎編	一冊

備藩職考　生駒正直著　一冊
備藩老臣由緒書　一冊
備前九郡古圖　一枚
姫路城宅地圖　一枚
備前國繪圖　松平新太郎殿ヨリ參候ヲ七兵衛殿ヨリ來　小　一枚
備前國井田之圖　一枚
備陽國史日錄　承應三―寛文十二年　廿四冊
備陽國學記錄　三冊
備陽郡中手習所之件　寛文八―寛文十一年　三冊
古田氏文書寫　一冊
古田氏文書（榮壽尼關係書類）　一冊
　利隆、光政、恒元、三公及福照院夫人ヨリ榮壽尼ニ賜ヒシ御書
武鑑　五冊
福照院樣付大御前樣付　一冊
本支略系　一枚
萬治二年御用法六十二ヶ條（土肥遺書）　一冊

萬治二年岡山城圖　一枚

光政公御略歴　一冊

光政公被仰御書付寫　承應明暦年中　右之三冊去方ヨリ借寫之　實暦三癸酉十二月寫之赤木自勝　二冊合本　一冊

光政公御趣意書　一冊

光政公御代備前備中國道筋並灘道船路記　二冊

光政様付侍帳　一冊

光政公御覺書　承應三―齊敏公遺物　三冊ノ内　一冊

光政公御覺書御寫、彭祖神　一括

光政公御代兩國古高帳　（備前九郡之帳二冊、備中十一郡之帳二冊）　四冊

光政公時代御留帳拔書　一冊

有斐録　一冊

由草連言　慶長十四―寛文五年　五冊

烈公聞語　丹波守政倫君著　一冊

烈公遺事烈公世家　合本　一冊

烈公明禮　四冊合本　二冊

烈公御書　一包

牢人書上帳　二冊

和意谷御墓　御墓標並繪圖　四冊

〔家史類纂〕　木畑道夫、河合源五郎、大原利謙、塚本吉彥、黑田愼一郎、三宅貞久、矢部修、山田貞芳、岡本巍、大島勝海、藏知矩等編　三百九十冊

〔綱領〕

一、家事門　二、公務門　三、制度門　四、定規門

五、政治門　六、金穀門　七、文武門　八、社寺門

九、賞罰門　一〇、土壤門　一一、事變門　一二、雜事門

〔目次〕

家事門　世系、家譜、家事、門流、親戚、廟祭（一、肇祭、遷廟及祭儀　二、祭儀定例及沿革附奏樂賜胙、神主改題　三、元旦歳暮朔望俗節等儀、出入必告有事必告　四、榊原氏夫人祭儀、本多氏夫人祭儀、芳烈公祭儀、茂政公夫人池田氏祭儀、安貞公子祭儀、祠堂（係備後守恒元君一家）五、制度沿革、職員、祭儀職員定例及沿革、雜事、）法會、墓祭、附備葬儀（一、和意谷塋域開設及遷葬附祭儀、和意谷塋域開設雜事、職員沿革、二、備後守恒元君葬儀及墳塋築造、利隆公夫人榊原氏同上、豐前守政元君同上、光政公夫人本多氏葬儀、新八郎輝尹君同上、六子君同上、芳烈公同上、三、茂政公夫人池田氏葬儀及墳塋築造、安貞公子同上）葬儀（係佛葬儀）、家士進退

公務門　參內謁見天賜陪食傳奏議奏執達諸件及献納使節、禁裡造營及普請諸役參勤（將軍面命閣老執達諸件付記）火警、證人、預人、巡見使、朝鮮信使、交際、饗禮

制度門　提封（移封付記）租法（一、正租、二、雜稅、三、貢米取締諸件）職制（文官進退、武官進退、附記一、寛永十九

年以後諸役人誓紙及寛文十一年下付御調書條數書、二、職俸及隷屬筆墨料、三、足輕旗ノ者早道中間觸番陸尺手廻小人）祿制（附記　一、給與諸則、物成增減祿俸雜事馬扶持折紙授與　二、行役給與規則（東役及京阪其佗各地行役）三、封內行役給與　四、封內人民金穀給與及削除（地方士民同上付一時慰勞）五、大工左官其佗諸給料、兵制（海軍）刑法

定規門　城中諸則、藩邸諸則、參府諸則、家士傭人之定、襲封以前制度、諸式、家士諸則

政治門　公達、願禀、命令第一種、命令第二種、民事（民政舉措第一、寛永九年至承應三年）同第二（明曆元年至寛文十二年）同第三（延寶元年至天和元年）同雜則、附記　第一（撿見）同第二（高割）同第三（救荒）同第四（津田重二郎手記）郡代以下職制及沿革上卷、同　下卷、郡會所及付記、在番所及船番所、郡村吏職制給料及沿革、市政舉措同（商業諸則）同（旅宿諸則）附記（市中畝數及地高地子口米定）町會所設置、諸職員、驛遞

金穀門　第一（納稅年額）第二（倉禀規則、米穀諸件、大阪廻米及奉行橫目干涉、諸件仲買人）第三（勘定場諸則、會計樣事、金銀諸件、京大阪金銀借用、封內金銀借入）第四（紙幣制度、社倉設置、金穀雜事）第五（職員）第六（諸手節儉及獻金米）

文武門　文學（一、花畠教場設置及假學校創立　二、新學校經營及領知　三、開校式新年讀初釋奠　四、（諸則付建言告諭）五、授業付講堂講書及輪講　六、學校演武付教師更迭　七、職員教員進退付樂人　八、君公臨學備員進講　九、慰勞賜饌賜書及賜金　十、學徒概數觀校典籍雜事　十一、備員行狀　十二、備員撰文　十三、維新後諸記　十四、閑谷學校　十五、同付鄉學十六、醫學館（未成）武事（演武付兵學館、城郭、警備付臺場、兵役、田獵、付記（各所畋獵、畋獵規則、畋獵雜事）船手（一、公達　二、船艦總額、船艦修理　三、船廠（福島番署、隣國預船）四、江戶廻漕諸則、大阪廻漕諸則、五、標木建設、破船取扱規則、自他破船　六、封內總數、稅則、靑艘上荷、高瀨舟七、諸職員、故家略傳、八、職員雜事、船年寄、加子水夫、雜事）

社寺門　神社、神事（付神官進退）寺院（異宗徒　宗門改）

賞罰門　褒賞、恩給付恩賜（恤典、第一類（賑給旨趣、金銀貸與、鄉中逼塞、扶助人、職員、簡略奉行）第二類（職工及鄉

市人民金穀貸與、盲人配當）」斷訟、處刑、附記（禁獄、譴責、免職、宥罪）大赦

土壤門　土木」第一（溝渠井池浚築堤防井閘修築類）第二（道路橋梁植分木修繕）第三（公館官廨建築修理）第四（藩邸同上）第五（土工諸則、課役定規、課役實施、免役）第六（土木經費、職員進退、雜事）」附記（中島荒手百間川創始、開墾、牧場、礦山、漁業、土地變換、山林竹木、物産、後園、邸宅付與）

事變門　諸變事、災異（水害、水災、震災）闘爭、横死、故殺

雜事門　家士雜事、郷市雜事

（備考―家史類纂編修に就いて）　大原利謙

頃日傳承仕候處木畑道夫義辭表ヲ奉呈仕候趣、道夫本年齡六十有九、來年古稀ニ達スルヲ以テ古來人臣七十而致事ト申常典ニ基キ乞骸骨候義ト被察候。抑道夫去ル明治十一年四月御家史編纂之命ヲ奉シテヨリ拮据勉勵茲ニ十有五年類纂記事之體ニ倣ヒ、部門ヲ設クルコト十二、節目ヲ類別スルコト百十六、小目ヲ分ツコト亦枚擧ニ暇アラス。今日冊數之夥多ナルコト百九拾七冊、而シテ道夫ノ寫字苟モ筆ヲ下サス皆其草稿ニ係ルト雖モ盡ク細楷ヲ以テ之ヲ謄錄シ、用紙十一罫ニシテ一行廿四五字ヨリ廿五六字ニ至ル。一朝淨錄ニ至リ候ハヽ若干卷ニ至ル知ル可カラス。加之奉職年間官省縣廳等之令達ニヨリ一時御取調ニ從事仕候進達書類別冊類纂目次ニ付記其大略ヲ書取リ置候義ニ御座候。

修史之起筆芳烈公之御誕辰ヲ以テ目的トシ遠ク明治藩政改革ニ至ントス。我藩治之事タル、公之世ニ當テ慶元已降甚タ遠カラス擠洟纔ニ瘉ルノ世ニシテ寛永九年因伯ヨリ轉封我備國藩治創業之日ニ係リ、公英明之資ヲ以テ輔弼ノ良佐ト共ニ勵精治ヲ圖リ良法ヲ布キ文教ヲ興シ天下嘖々我治績ヲ欽慕仕候ニ至リ候。故ヲ以テ藩政中文書之浩瀚ナル、公之世ヲ以テ最第一トス。其政事百般之施設諸職之命令皆草創嚆矢ニ係ルニヨリ後世ヨリ之ヲ見ル其條件頗ル多事紛擾ヲ極タル樣被存候。假令ハ面命之下達、法令之布告發スル毎ニ其條項郡治ノ事アリ市政ニ渉ルアリ職員ニ關スルアリ家士ニ及フアリ、租法金穀社寺文武賞罰等彼此互交錯雜左右旁午混淆殆ト收拾スヘカラサル者ニ有之候。然ルニ道夫後年人之見易カランコトヲ思考シ編年體ヲ用ヒス盡ク其事類ヲ細別シテ部分編纂セントスル亦難事ト可謂義ニ御座候。以是斷簡單條ト雖モ其旨趣ヲ推究シ事類ヲ區分シテ洩サス一々類輯抄錄スルコト十有餘年之久シキニ及ヒ、

公及綱政公之二世施設之件々皆其挿入之布置適當ヲ得テ以テ秩然整頓仕リ終ニ夥多之册數ニ及ヒ候義ニ御座候。就中御家史編纂之終始ヲ推考仕候ニ二公之年代ト已降明治改革ニ至ル之年代トヲ比較スルトキハ其長短之差違ハ著シキ者ニ有之候得共政事多端之條件ハ却而二公之世代ニ有之後世ニ及ンテハ概ネ其善政良法ニ率由セラレ候樣被存候。然者今日修史之成績ハ既ニ其半ヲ過タル義ニテ是皆道夫カ十有餘年拮据勉勵スル處ノ成功ニ御座候。道夫天資謙讓其草稿未人之校閲ヲ經サルヲ以、猥リニ淨錄セズ其完結落成ヲ奏セスシテ玆ニ辭表ヲ呈スルニ至リ候ハ實ニ千載之遺憾ニシテ長大息ニ堪ヘサル義ニ奉存候。尙道夫ヲシテ數年從事セシムルトキハ遺憾ナキニ可至奉存候得共以老乞骸骨一身優々自適以テ天年ヲ全フセントスルハ亦不可止之衷情ニシテ此上御抑留之道モ如何ト奉存候。利謙義ハ數年几案ヲ共ニ仕其指示スル處ニ從テ唯々御舊記ヲ謄錄仕居リ候處一朝其辭表御聞届ニ相成候テハ修史之御用向モ澁滯可仕ト恐縮ニ不堪ト存候。追々道夫之代任御選拔可被仰付候得共夫迄之處何卒多年之功勞ヲ被賞候而御優待之厚遇被爲在且服務之時日寛典ニ被命候而依然奉職從事仕候樣被仰付度奉懇願候。道夫ニ於而ハ耆老之一身甚迷惑可仕奉存候得共是亦修史上之御用便不可止次第ニ御座候間其事情深ク御洞察之上可然御執成之程奉希上候。依而道夫カ年來經過之修史功蹟ヲ敍述シ併而別册類纂目次一部及附記相添進達仕候間此段宜樣奉願候也

明治廿五年十一月　　御家史編輯掛　大原利謙

桑原越太郎殿

（右ハ十一月廿八日於修古館進達ス）

池田家修史事業は明治の初年成田元美・木畑道夫等之に當りしか十一年以降木畑道夫專ら之を掌り家史類纂其他各種の修史調査に從事せり。就中光政公御誕生の慶長十四年より天和二年の逝去に至る七十四年間の類纂は實に今回本書編纂資料の重要部分をなせりといふべし前後此事業に從事せしは外に大原利謙、河合源五郎、塚本吉彥、三宅貞久、矢部修、黑田愼一郎、山田貞芳、池田政雄、小場明根、菅蕘也等あり。類纂其他の修史事業は明治三十四五年頃より一時中絕の姿なりしか其後岡本巍、大島暢滿等相ついて之に當り藏知矩其後を受けて現今に至る。

〔附録二〕

年表

芳烈公年表

皇紀	天皇	年號干支	攝政關白	太政大臣	左大臣	右大臣	内大臣	征夷將軍	大老	老中	京都所司代	烈公年齡
二二六九	後陽成	慶長十四 己酉	藤原忠榮	—	—	藤原忠榮	—	德川秀忠	—	忠世 利勝 重信	板倉勝重	一

正月二日　商估、風俗、火災に關する令を江戸市中に布く。

二月十九日　家康關西大名の人質を江戸に集む。

三月　島津家久琉球を征す。

七月五日　琉球を以て島津氏の所管とす。

八月　諸大名に五百石以上の大船を造るを禁す。

十一月廿六日　家康諸大名參覲在府の事を秀忠に諭す。

十二月十二日　牧野康成卒す。

岡山（利隆監國）時代。（慶長十四年四月四日以降四年間）

四月四日　光政備前國岡山城に生る。（寛永系圖・當代記・御年譜）

五月十一日　幕使牧野豐前守岡山に至りて之を賀す。光政に青江ノ御刀、信國ノ御脇差を賜ふ。

七月廿五日　光政百日の御祝〇實は百十日を行ふ。

是歲　利隆小豆島又豐島に獵す。

藤岡六左衞門三十目の抱筒種ケ島を打つ、未曾有の事とて御感に預る。

國清寺〇初名法源寺後龍峰寺と改め又國清寺と改稱成る。

二二七〇　後陽成　慶長十五 庚戌　忠榮　｜　｜　忠榮　｜　秀忠　｜　忠世 利勝 重信　勝重　二

四月二日　武家法度三條を頒つ。
同　七日　淺野長政卒す。(六十四)
八月廿日　細川藤孝卒す。(七十七)
十月十八日　本多忠勝卒す。(六十三)

二月　輝政駿府に家康に謁す。
三男忠雄淡路六萬六千石を賜ふ。
閏二月　輝政等名古屋城を築く。
三月廿三日　利隆役丁法令十一條を頒つ。
九月晦　輝政名古屋城成功感狀を賜ふ。

二二七一　後水尾　慶長十六 辛亥　忠榮　｜　｜　忠榮　信尚　秀忠　｜　重信　勝重　三

正月廿一日　島津義久卒す。(七十八)
三月廿二日　新田義重に鎭守府將軍を贈る。
同　廿七日　後陽成天皇讓位、(六十一)後水尾天皇踐祚。(十六)
同　月　藤原信尚内大臣に任す。
四月十二日　後水尾天皇即位。

正月十六日　輝政第六子輝興姫路城に生る。
同　廿八日　秀頼家康に京都二條城に見參す。
輝政等二條城に入り、利隆又上京す。
四月十四日　諸侯に命して禁裡を修造す。

六月廿四日　加藤清正卒す。(五十)
七月二日　阿瑪港人の通商を許す。
八月六日　伴天連宗を禁し竝に喫煙を禁す。
九月十五日　南蠻人の交易を許す。
十一月廿八日　明國商人駿府に家康に謁し長崎貿易を許さる。

七月　日　禁闕修理輝政役丁を發す。
月　日　光政關東に至り將軍に初見參、國俊の短刀を賜ふ。
月　日　播州廣峰攝社地養社を修む。
月　日　利隆第二子恒元岡山城に生る。

二二七二　後水尾　慶長十七　壬子　信尚　―忠榮　信尚―信尋　秀忠―　重信―勝重　四

二月　藤原信尚右大臣に任す。
三月　藤原忠榮左大臣に任す。
三月十四日　京都大佛殿成る。京都天主堂を毀ち布教を禁す。
四月　藤原信尋內大臣に任す。
七月晦　暹羅商人家康に謁す。
七月　藤原信尚關白に任す。
八月十日　和蘭船平戸に來る。

正月廿九日　幕使輝政の疾を慰問す。
八月十三日　輝政駿府見參。
同　廿三日　輝政江戸に見參、松平の姓を許され參議に推擧せられ御刀御釜良馬二を賜ふ。(駿府記・寛永系圖)
同　廿七日　輝政江戸發。(寛永系圖)

十月　和蘭葡萄牙の密謀を告ぐ。

九月四日　輝政駿府に謁し茶會を享け墨跡御刀御鷹御馬を賜ふ。
同　十七日　輝政上洛す。
同　十八日　輝政參議に任す。
利隆、吉田多兵衛の射術を賞す。
利隆、香取兵右衛門の天火天水を用ひて地下地水を絶するを賞す。
輝政、高松城を造營し中村主殿を代官とす。

二二七三 | 御水尾 | 慶長十八 癸丑 | 信尚 | ― | 忠榮 | 信尚 | 信壽 | 秀忠 | ― | 重信 | 勝重 | | 五

二月廿日　青山忠成卒す。(六十三)
同　廿五日　大久保長安死す。(六十九)罪跡露顯す。
同　廿八日　天海に關東天台宗の法度を賜ふ。
六月六日　傳奏によりて公家法度を奏上す。

正月廿日　輝政病再發。(家忠日記)
同　廿四日　中風吐血再發言語を得す。

姫路時代。慶長十八年正月廿五日以降五年間

同　廿五日　輝政姫路城に薨ず。(五十歳)利隆遺領を繼ぐ。
同　廿七日　訃大阪に聞え一城驚愕す。京都妙心寺内護國院に葬る。家康秀忠使を以て賻を賜ふ。遺物を駿府江戸に獻す。
六月六日　輝政遺領の事を議し大御所の旨を受く。(駿府記)

同　十六日　勅許紫衣の法度を定む。

八月二日　英國人駿府に家康に謁す。

同　廿五日　紀伊國主淺野幸長卒す。（三十八）

九　月　伊達政宗其臣支倉常長を羅馬に遣す。

十二月十九日　大久保忠隣をして耶蘇教徒を竄誅せしむ。

同　十六日　輝政の遺領を定む。（駿府記、舜舊記）

同　廿二日　良正院姫路に歸る。（駿府記）

同　廿六日　森忠政、忠繼の國務を教諭す。（駿府記、國師日記）

七月廿七日　輝政の遺物を分つ。

十一月七日　伴元察に五百石を加增す。

是歲　光政見參、大御所より新藤五の御脇差を賜る。（家譜）

若原右京、中村主殿を放つ。

二二七四	後水尾	慶長十九 甲寅	信尚	—	信尚	信尋	實益	秀忠	—	重信	勝重	六

正月　藤原信尚左大臣、信尋右大臣、實益内大臣に任す。

正月十八日　山形城主最上義光卒す。（六十九）

同　十九日　京都の耶蘇教會堂を毀つ。

二月二日　大久保忠隣の小田原城を沒收す。

三月七日　耶蘇教徒高山友祥等を阿瑪港に放

正月　此頃利隆忠繼等江戸城を修築す。（家譜）

三月廿六日　良正院駿府に在り、忠繼をして國政を視らせしめんとの所用なり。（駿府

つ。

三月廿八日　片桐且元方廣寺の巨鐘を鑄せしむ。

同　廿九日　前田利常大阪の密書を幕府に獻す。

四月廿日　京都方廣寺巨鐘成る。

五月三日　片桐且元駿府に來る。

同　廿日　前田利長卒す。(五十三)

七月十二日　角倉了以歿す。(六十一)

八月三日　大佛開眼供養を停止す。

十月三日　家康大坂征討令を發し軍列を定む。

同　十一日　家康大坂征討の爲に駿府を發す。

記・國師日記)

九月十七日　利隆、特に歸封の暇を賜ふ。(慶長年錄)

十月十日　利隆、大坂陣軍法八條を定む。

同　十九日　利隆、姫路出發。

同　二十日　利隆、兵庫着。

同　廿一日　利隆西宮に陣す。

同　月日　利隆、尼ヶ崎城を援く。片桐且元、利隆の己を救はさるを怒り之を家康に訴ふ。番大膳救解して事解く。

同　月日　利隆、本須勘右衛門を京都に使して大坂の密書を板倉勝重に致さしむ。

十一月朔日　利隆、攝州有智にて部署す。

同　七日　利隆の軍神崎川を渡る。

同　十六日　利隆、新家方面に斥候す。

同　十七日　利隆、新家を占領す。

同　十八日　利隆、大激戰福島堤砲戰。

同　十九日　利隆、福島堤激戰尤甚し。

十一月廿五日　前關白信尹薨す。（五十）
十二月廿日　東西兩軍和議成る。
同　廿三日　秀頼誓書を家康に致す。

同　廿三日　利隆、福島、新家の敵を撃破す。
同　廿五日　利隆、野田、福島を燒討す。
十二月朔日　利隆、惣勢天滿口に押詰る。
同　十二日　利隆、家康諸軍を巡見す。
同　廿一日　利隆、休戰。
同　廿二日　利隆、和議。
同　廿八日　利隆、賜暇姫路に歸る、白銀三千兩を受く。
是歲　光政家康に伏見に見參す。（明良洪範）

二二七五　後水尾　元和元 乙卯　信尚 昭實　―　信尚　信尋　實益　秀忠　―　重信 忠勝　勝重　七

正月三日　對馬島主宗義智卒す。（四十八）
同　十四日　大坂城濠埋立の事畢る。
三月十四日　奥平信昌卒す。（六十一）
同　十五日　大坂再び兵を擧ぐ。
四月四日　家康駿府を發す。
同　九日　家康大坂征伐の命を發す。
五月八日　大阪城陷り秀頼（廿三）淀君（卌九）自殺す。木村重成（廿三）眞田幸村（四

二月五日　輝政繼室良正院殿富子（家康第二女）二條城に逝く。（年五十一）
同月　日　尼崎の池田越前加勢として大村、竹越、村瀨等在番す。
二月廿三日　池田忠繼卒す。（十七）弟忠雄嗣ぐ。
三月　日　八田豐後守を遣て尼崎を援く。
四月八日　宮城筑後尼崎に入る。
同　月日　福照院及恒元江戸に向ふ。三州岡崎にて秀忠に謁し福照院に米一千俵恒元に刀を賜ふ。
同月　日　利隆、姫路を發す。
五月朔日　播州勢先鋒尼崎に至る。此日家康の命に依て利隆、難波邊に出張す。
同月　日　家康諸陣を巡見す。

十六）等戰死す。
五月廿三日　秀頼の子國松（八）を殺す。
同　廿八日　片桐且元卒す。（六十三）
七月　昭實關白に任ず。
同　七日　武家法度十三條を頒つ。
同　十三日　元和と改元す。
同　十七日　公家法度十七條を頒つ。
同　廿三日　五山十刹に法令を下す。
九月九日　御朱印船を限定す。
同月　土井利勝老中となる。

五月六日　利隆丹羽山城、〔巨砲〕の軍功を賞す。
同月七日　諸軍勇戰。
同月八日　秀頼自殺し城陷る。
同月十日　利隆、姫路の留守土肥周防に戰捷を報ず。
月　日　淺山治右衛門を京に獲て之を誅す。
十二月廿二日　輝政室中川氏絲子生邑豐後岡城中に逝く。（年五十）

二二七六	後水尾	元和二 丙辰	昭實	家康 信尚	信尋	實益	秀忠	―	重信、忠利、利勝 清次、	勝重	八

三月五日　小野通女死す。（五十八）
四月十七日　前將軍家康薨す。（七十五）
五月　酒井忠利、內藤清次老中となる。
同月　「群書治要」版刻成る。
六月七日　本多正信卒す。（七十九）

六月十三日　利隆、京都四條京極丹後守邸にて卒す。（年三十三）
先是夏江戸にて發病將軍家より牧野傳藏を添えて歸國の途次京にて逝く。
妙心寺中護國院に葬る。

八月八日　唐船の互市並天主教を禁す。
同　廿一日　交阯の商船に朱印を賜ふ。
十月三日　煙草の栽培及賣買を禁す。
同十四日　人身賣買を禁す。
十一月　傳馬人足の賃錢を定む。
十二月廿一日　幕府に談判衆を置く。

同　十四日　酒井忠世、土井利勝御使として香銀百枚を賜ふ。（東武實錄 寛永系圖）
同　十八日　光政、遺領三十二萬石を繼ぐ。
八月廿日　利隆寵臣高木內記殉死す。

二二七七 | 後水尾 | 元和三 丁巳 | 昭實 | — | 信尙 | 信尋 | 實益 | 秀忠 | — | 重信・利勝 忠利・青次 正綱・正就 | 勝重 | 九

二月五日　永井尙政東照宮遺訓を作る。
三月九日　東照大權現に正一位の御追贈宣下さる。（元和日記）
同　廿八日　前右大臣藤原晴季薨す。（七十九）
四月四日　家康の靈柩を久能山より日光山に遷す。
七月　酒井忠世老中となる。
同　十四日　本多忠政勢州桑名より播州姬路に轉封す。
八月廿日　朝鮮王使入洛、大德寺に館す。

鳥取時代。（元和三年三月六日以降十五年間）

三月六日　姬路城主松平新太郎因伯兩國三十二萬石を賜ひ鳥取を居城とす。（實紀）
鳥取城主池田備中守長幸備中國松山に移され六萬五千石を領す。（實紀）

八月十四日　光政、鳥取卅二萬石に轉す。家臣等移轉す。幼時忠雄後見す。土肥周防、姬路城を引渡す。池田出羽、米子城に居り、伊木長門、倉吉城に居り、日置豐前、

八月廿三日　和蘭人交易の事を令す。
同　廿六日　後陽成上皇崩御。（御壽四十七）
十二月　狩野守信（探幽）幕府に仕ふ。
同月　伏見城番一年交代の制を定む。
老中　內藤清次罷む。
是歲　庄司甚右衛門吉原遊廓を開く。
本多正純、井上正就老中となる。

鹿野城に居り、土倉市正國務を掌る。
月　日　高橋市兵衛を磔殺す。

二二七八｜後水尾｜元和四年戊午｜昭實｜―｜信尙｜信尋 兼勝｜秀忠｜―｜忠世・利勝 忠利・正純 正就・｜勝重｜一〇

正月朔日　大奧出入の禁を定む。
二月　向井忠勝（將監）に相州三崎の造船檢査を命す。
三月四日　江戸城內紅葉山東照神廟成る。
八月　長崎奉行に令して長崎、平戸の二港を英國通商の地となす。
同廿日　狩野孝信歿す。（四十八）三子守信（鍛冶橋）尙信（木挽町）安信（中橋）各分家し狩野を稱す。
十一月　藤原兼勝內大臣に任す。

二月廿日　光政賜暇江戸發。國俊の刀、御馬を賜ふ。
三月十一日　加古川渡頭に於て池田出羽大小性神戸平兵衛に刺さる。
同　十四日　光政鳥取に入部す。御禮使土倉市正江戸に赴く。

是歳　釜山日本館成る。

二二七九	後水尾	元和五 己未	忠榮	―	信尙	信尋	定熙	秀忠	―	忠世・重信 利勝・忠利 忠俊・正純 正就・	重宗	一一

二月　藤原定熙内大臣に任す。
五月　青山忠俊老中となる。
六月十四日　廣島城主福島正則罪を獲て津輕に移さる。
七月十四日　關白二條昭實薨す。(六十四)
同　十五日　淺野長晟を廣島に移す。
同　十九日　中納言頼宣を和歌山に移す。島津義弘卒す。(八十五)
七月　板倉重宗所司代となる。
八月廿九日　耶蘇教徒六十餘人を七條磧に火刑す。
九月十日　良純親王を門跡とす、知恩院門跡此に始る。
同　十二日　藤原惺窩卒す。(五十九)
同　十五日　金地院崇傳僧錄司となる。
九月　藤原忠榮關白に任す。
十月十四日　田付流砲術の祖田付景澄歿

五月廿七日　秀忠上洛光政警衛廣瀬を固む。御刀左文字を給ふ。(御實紀、備藩典刑)
月　日　鳥取築城の工を始む。日置豐前役を督す。三年にして成る。
六月二日　福島正則、國(備後安藝)除かる。湯淺右馬允、忠雄の使として無事城を受取る。
○御實紀、七月二日とす

す。
十二月　藤原兼遐内大臣に任す。

二二八〇	後水尾	元和六 庚申	忠榮	—	信尋	實益	兼遐	秀忠	—	忠世・重信 利勝・忠利 忠俊・正純 正就	重宗	一二

正月　近衛信尋左大臣に任す。
二月廿六日　阿波國主蜂須賀至鎭卒す。（三十五）（駿府政事錄）
六月十八日　秀忠の女和子入内女御となる。
八月　支倉常長歸朝す。
藤原實益右大臣に任す。
九月七日　傳奏下向、世子竹千代元服家光と改め從二位權大納言に任す。
十二月二日　增上寺存應寂す。（七十五）
此頃、暹羅呂宋に日本町あり。

十二月〇典刑間十二月とす　光政鳥取發東覲す。
是歲　大坂城壁修築の命あり。日置豐前、池田下總、土倉市正、若原監物交替して役を督す。

二二八一	後水尾	元和七 辛酉	忠榮	—	信尋	定熙 兼遐	康道	秀忠	—	忠世・重信 利勝・忠利 忠俊・正純 正就・	重宗	一三

正月　江戸大火。
藤原定熙右大臣に任す。

藤原兼遐右大臣に任す。
藤原康道内大臣に任す。
六月廿九日　老中安藤重信卒す。（六十五）
八月廿六日　暹羅國使臣江戸誓願寺に館す。
九月廿四日　阿瑪港人上書して通商を請ふ。
是月山田長政暹羅の使に託して書を土井利勝に呈ず。
十一月十九日　前關白鷹司信尙薨す。（三十二）
十二月十三日　有樂齋織田長益卒す。（七十）
是歲　和蘭館を平戶に置く。

四月　日　光政賜暇江戶發、御刀左文字御馬を賜ふ。（典刑）
五月四日　鳥取歸着。

二二八二　後水尾　元和八　壬戌　忠榮　—　信尋・兼遐　康道　秀忠　—　忠世・利勝・忠利・忠俊・正就・正純　重宗　一四

二月　驛馬駄賃を定む。
四月　將軍秀忠日光社參。
六月十九日　里見忠義卒し家絕ゆ。
七月朔　支倉常長歿す。（五十二）

四月　日　光政東覲。（典刑）
七月　日　日置豐前を江戶に召され酒井雅樂頭、土井大炊助を以て里見の家老正木大膳亮時堯預るべき命あり。

八月　老中本多正純の封を除き出羽に流す。
八月十日　姫路城主本多忠政卒す。(五十二)
十二月七日　根來盛重和泉國代官となる。
同　十八日　前内大臣藤原兼勝薨ず。(六十五)
同　廿四日　川船奉行を置く。

十一月廿六日　正木大膳妻子共に鳥取に至る。扶助米年額二千俵を惠む。
是歳　光政、煩悶の末君子の儒たらんことを期して學に志す。(有斐錄)
光政、板倉伊賀守勝重に就て治國の要を問ふ。(有斐錄)

二二八三	後水尾	元和九 癸亥	信尋	―	信尋	兼遐	康道	秀忠 家光	―	忠利・利勝 忠世・忠勝 正勝・正次 忠行・正就	重宗		一五

正月廿五日　大奥令を定む。
五月六日　上杉景勝卒す。(六十九)
同　十日　殿中禮法を定む。
六月　秀忠家光父子上洛す。
七月廿七日　將軍秀忠職を家光に讓る。
家光將軍宣下。
七月　家光内大臣に任す。
八月四日　福岡城主黑田長政卒す。(五十六)
閏八月朔　暹羅使臣二條城に至り國書を呈す。
閏八月　信尋關白に任す。
十月十三日　天主教徒を火刑に處す。
十一月　始て小十人組番頭を置く。

七月　日　將軍家光上洛、光政隨ひて江戸より上りて常德寺に館す。首服を加へ偏諱を賜りて光政と改む○もと幸隆 四位侍從に任せられ鳥取に歸る。(備藩典刑)

同　十六日　碁師本因坊日海寂す。(六十四)
是歳、僧日奥不受不施派を唱ふ。
是歳、内藤忠重、稲葉正勝、酒井忠行老中となる。

是歳、勝姫君と御婚約あり。(典刑)

二二八四	後水尾	寛永元甲子	信尋	──	信尋	兼遐	康道	家光	──	利勝・忠世・正勝・忠行・忠次・忠利・忠重・正次・正就	重宗	一六

三月廿四日　西班牙使薩摩に來り互市を乞ふ、之を郤く。
四月廿九日　板倉勝重卒す。(八十)
五月十四日　崇傳長老和漢通用集を作り獻す。
七月十三日　福島正則川中島に卒す。(六十四)
七月　阿部忠次老中となる。
九月六日　豐太閤政所淺野氏薨す。(七十六)
十一月八日　女御源和子中宮に立つ。
十二月十二日　朝鮮使來聘し江戸芝本誓寺に館す。

月　日　江戸參覲。(備藩典刑)
大坂城石壁を築く。正月より八月に至る。(備藩典刑)

二二八五　後水尾　寛永二 乙丑　信尋　信尋 兼遐　康道　家光　忠世 忠重 利勝 忠利 忠俊 正勝 正就 正次 忠行　重宗　一七

四月二日　二條五十人番を命す。
同　廿七日　毛利輝元薨す。(七十三)
八月廿七日　關所驛傳馬の制を定む。
十一月　天海大僧正江戸忍岡に伽藍を創建す。
是月僧廓山寂す。(五十四)
十二月　明國福建都督書を幕府に呈して我邊民の侵掠を訴ふ。

月　日　歸國將軍より馬を賜ふ。(典刑)

二二八六　後水尾　寛永三 丙寅　信尋　秀忠 家光　信尋 兼遐　康道　家光　忠世 忠重 利勝 忠利 忠俊 正勝 正就 正次 忠行　重宗　一八

四月　老中阿部正次罷む。
閏四月　人身賣買の禁を布く。
六月廿日　前將軍秀忠入洛。
七月廿七日　大坂定番の制を定む。
八月二日　將軍家光入洛。
是月　脇坂安治卒す。(七十三)

八月　秀忠家光上洛、光政扈從す。左近衞權少將に任ず。(典刑)

九月六日　二條城に行幸。
同　十三日　將軍父子參內、秀忠太政大臣、家光左大臣に任す。
同　十五日　秀忠夫人淺井氏薨す。（五十四）
是歲、山田長政戰艦圖を淺間社へ獻す。
長崎奉行水野守信踏繪を案出す。

九月六日　二條城行幸、光政も扈從し奉る。文武諸官皆和歌を獻す。光政亦一首を獻す。○有斐錄寛永元年甲子上洛とす誤也
同　八日　拜禮あり。鳥取に歸る。
同　廿八日附　天海在判の金山觀音寺法度あり。

二二八七	後水尾	寛永四 丁卯	信尋	秀忠	家光 信尋	兼遐	康道	家光	—	忠世・忠重 利勝・忠利 忠文・正勝 正就・忠行 重俊	重宗	一九

正月四日　蒲生忠鄕卒す。（二十五）絕家。
七月廿七日　僧侶出世の法を定む。
九月十七日　和蘭國王書を將軍に呈す。
十一月五日　タカサゴ人將軍に謁す。
同　八日　安南國書を幕府に呈す。辭無禮なるを以て之を郤く。
是歲、森川重俊老中となる。

四月　東覲。

二二八八　後水尾　寛永五 戊辰　信尋　秀忠　信尋 家光　兼遐　康道　家光　―　忠世・忠重 忠勝・幸成 忠之・正勝 正就・重俊 忠行　重宗　二〇

四月十七日　秀忠日光社參、東照宮十三回法會を行ふ。

同　廿六日　家光日光神宮を拜す。

五月五日　長崎天主教徒處刑の事を水野守信に命す。

同　七日　姫路城主本多忠刻卒す。（三十一）

六月十日　水戸光圀生る。

八月十日　井上正就殺さる。（六十六）

九月　鳥居忠政卒す。（六十三）

十月　青山幸成老中となる。

是歳　本多忠政播州法華一乘寺金堂を重修す。

濱田彌兵衞臺灣に至り蘭人を擒す。

正月廿六日　圓盛院勝姫入輿。

同　廿七日　光政登城秀忠より引渡御盃正宗の刀志津の脇差。家光より家守の刀を受く。

同　廿八日　老臣池田出羽、河内、家光に謁し時服を賜ふ。

同　日　池田恒元從五位下備後守に任す。

月　日　因州鹿野城火、池田家代々の記錄燒失す。

是　歳　大坂城普請の役を勤む。（典刑）

二二八九　明正　寛永六 己巳　兼遐　秀忠　兼遐 家光　康道　實條　家光　―　忠世・忠重 利勝・幸成 忠俊・正勝 重俊・忠行　重宗　二一

三月　始て辻番所を置き辻切を取締る。
七月廿五日　僧澤庵出羽に流さる。
八月　藤原兼遐關白に任す。
九月六日　武家法度を改定す。
同　十九日　暹羅使臣將軍に謁す。
九月　兼遐左大臣に、康道右大臣に任す
十月十日　春日局天盃を賜る。
十一月八日　後水尾天皇讓位、明正天皇踐祚。
十一月　藤原兼遐攝政に任す。
同月　藤原實條內大臣に任す。
是歲　踏繪の令を發す。

三月廿三日　土肥周防病死、養子左吉〇飛驒三九郎と爭論して久しく決せす。
是歲冬　光政賜暇江戸發歸國、將軍家より御馬を賜ふ。(自記年譜)

二二九〇　明正　寛永七年庚午　兼遐　秀忠　兼遐　家光　康道　實條　家光　―　忠世・忠重　利勝・幸成　忠俊・正勝　重俊・忠行　重宗　二二

正月　林道春民部卿法印に敍せらる。
四月二日　不受不施派の僧日奥等謫せらる。
同　卅日　織田信雄入道常眞卒す。(七十三)
六月廿五日　家光兵船を泛べ水軍の備をなす。
九月十二日　明正天皇卽位。

九月十二日　今上卽位、老臣池田河內を遣て奉賀す。

十月十五日　藤堂高虎卒す。（七十五）（藩翰譜）

十二月　林道春忍岡に學寮を建つ。

是歳　耶蘇教洋書輸入禁止。

十月十四日　土肥周防の繼嗣を定む。左吉四千二百石、三九郎八百石を受く。

十二月　光政東覲。

土肥相續の事に關し土肥三九郎宮城玄番等を追放す。

二二九一　明正　寛永八 辛未　兼遐　秀忠　兼遐 家光　康道　公益　家光　——　忠世・忠重 利勝・幸成 忠俊・正勝 重俊・忠行　重宗　二三

四月十九日　尾張大納言義直家士製作の地球儀を幕府に獻す。

是月　駿河大納言忠長を甲斐に幽す。

織物の制を定む。

九月十二日　加藤嘉明卒す。（六十九）

閏十月九日　「豐鑑」の著者竹中重門歿す。

十一月　藤原公益内大臣に任す。

十二月十三日　本多忠純其家士に弑せらる。（四十六）

是月　向井將監前將軍の命により大船安宅丸を造る。

月　日　光政江戸にて痘を病む、毎々慰問使を賜ふ。

月　日　秀忠病あり、光政臥内に入て面諭せらる。

十二月廿五日　秀忠御鷹の雁を賜ふ。御禮として登城し御病床にて上意あり。

二二九二　明正　寛永九 壬申　兼遐　秀忠　定熙 康道　康道 教平　教平 道房　家光　——　忠世・忠重 利勝・幸成 忠俊・正勝 重俊・信綱 備政・忠勝 忠行　重宗　二四

正月廿四日　前將軍秀忠薨す。(五十四)
同　廿七日　將軍諸大名を營中に召して去就を試む。
正月　藤原敎平内大臣に任す。
老中森川重俊罷む。
三月十二日　前右大臣藤原實益薨す。(七十三)
六月朔　加藤忠廣除封出羽に謫せらる。
七月五日　訴訟裁判に關する令を布く。
九月十三日　淺野長晟卒す。(四十七)

正月廿四日　秀忠薨去につさて、幕府遺物金一千兩白銀五千枚を福照院に、金百枚銀一千枚を圓盛院に賜ふ。(典刑)
三月　日　光政江戸發。
同　廿九日　光政鳥取歸城。
四月三日　池田忠雄逝去、光政悼歌あり。
五月廿二日　光政關東に召さる。
同　廿三日　因州出發東向。
六月十日　光政定書九條を出す。
同　十三日　光政御書附あり。
六月十八日　岡山轉封の命あり。
月　日　光政賜暇、將軍家より御刀御馬賜る。(年譜)

岡山本丸時代。 寛永九年六月十八日以降四十年間

六月十八日　御國替壁書十二條を出す。
七月二日　幕府執政令條五條を頒つ。
同　十六日　伊木長門、池田伊賀、土肥飛驒守因州より至て岡山城を受取る。
八月十二日　光政岡山入城。
同十八日　家中諸侍悉岡山に移る。伊賀を轉封御禮として江戸に遣す。
同　廿九日　郡中奉行諸役人を定む。
十月朔日　因備兩國人民出入規約五條を定む。

十月廿日　忠長を高崎に移す。
十一月三日　始て將軍の女を以て攝家の公卿に嫁す。
同　五日　進物番腰物奉行を置く。
是月　松平信綱老中となる。
十二月　藤原定凞左大臣に任す。
　藤原康道左大臣に任す。
　藤原教平右大臣に任す。
　藤原道房内大臣に任す。
同　十三日　始て總目付を置く。
是月　酒井忠勝老中となる。
是歳　永井尙政老中となる。

十一月十二日　因州と書面を往復す。
十二月　日　諸士知行所割係六人を命ず。
同　十五日　鍛冶奉行、屋敷奉行及道筋受取を任命す。

二二九三　明正　寛永十 癸酉　兼遐　―　康道　教平　道房　家光　―　忠世・忠重　利勝・幸成　忠俊・正勝　信綱・尙政　忠勝・正盛　忠秋・忠行　重宗　二五

正月六日　巡見使の分國を定む。
同　廿日　金地院崇傳長老寂す。（六十五）
同　廿五日　佐竹義宣卒す。（六十）
二月十六日　軍役の制を定む。
同　廿八日　外國往船條令を布く。
三月廿三日　始て若年寄を置く。

正月元日　諸士皆折紙辭令を賜ふ。
同　二日　岡山發東覲、國替御禮の爲なり。天樹院將軍家光を饗し光政陪食す。
月　日　駿河大納言近侍河合助之進を預る。

三月　堀田正盛、阿部忠秋老中となる。
六月廿九日　江戸辻番の令を下す。
七月十七日　將軍始て忍岡聖廟を拜す。
同　十八日　人身賣買の禁令を發す。
同　十九日　目安、越訴の事を定む。
八月十三日　公事裁判の制を定む。
十二月六日　忠長高崎城に自刄す。（二十八）
同　廿日　書物奉行を置く。

二二九四　明正　寛永十一　甲戌　｜　兼遐　｜　—　｜　康道　｜　教平　｜　道房　｜　家光　｜　—　｜　忠世・忠重　利勝・幸成　忠俊・正勝　信綱・尚政　忠勝・正盛　忠行・忠秋　｜　重宗　｜　二六

正月廿九日　大名江戸火消の事始まる。
正月　老中稻葉正勝罷む。
二月十五日　蘭人、阿瑪港人江戸に來り登營す。
是月　浦高札を立つ。
四月　木匠左甚五郎歿す。（四十一）
同　月十五日　伊豆國海邊の圖を造る。
五月廿八日　耶蘇敎禁止の高札を長崎に立つ。
七月十一日　將軍家光入洛す。

二月　光政第一女奈阿子姫誕生す。
五月朔日　法度五ヶ條を出す。
六月十一日　將軍入洛、光政亦入京す。

七月十六日　赤穗城主池田輝興從四位下に敍す。
同　十八日　將軍家光參內す。
七月　老中酒井忠世罷む。
閏七月廿三日　江戶城西丸失火、留守居酒井忠世罪を謝し寛永寺に蟄居す。
八月四日　譜代大名の妻子を江戶に移らしむ。
同　廿日　將軍歸城。
十一月七日　伊賀越仇討の事あり。
同　十二日　前左大臣定熈薨す。（七十七）

月　日　光政賜暇歸國。（年譜）
九月廿日　將軍江戶歸城。
十月　土肥飛驒を遣して將軍の東歸を賀す。
是歲　熊澤蕃山來り仕ふ。

二二九五｜明正｜寛永十二乙亥｜兼遐・康道｜—｜康道｜教平｜道房｜家光｜—｜忠重・利勝　幸成・忠俊　信綱・尚政　忠勝・正盛　忠行・忠秋｜重宗｜二七

三月十二日　家光親ら宗義成柳川調興の疑獄を裁決す。
四月廿三日　二條城加番交代始る。
五月十三日　安藤直次卒す。（八十二）
六月二日　安宅丸を品川に泛べ將軍之に乘りて諸侯を饗し名を天下丸と改む。
同　廿一日　武家諸法度を頒つ。
同　晦　參覲交代の制確定す。

正月十六日　岡山發東覲。（典刑）
四月廿三日　光政壓尺に「一生心忠孝」と書す。（光政君喪記）
六月二日　江戶海にて將軍安宅丸初乘式あり、光政異裝して之に列す。（光政行狀記）

八月四日　狩野山樂卒す。（七十七）
九月七日　天主教を嚴禁し前後敎徒廿八萬人を誅す。
十月　藤原康道攝政に任す。
同月廿九日　老中若年寄の役始る。
十一月九日　寺社奉行始る。
同　十日　寄合評定の日を定む。
十二月二日　評定所條例を制定す。
是月　老中青山忠俊罷む。

九月廿五日　水野吉左衞門に死を賜ふ。

二二九六　明正　寛永十三　丙子　康道　―　康道　敎平　道房　家光　―　忠重・利勝　幸成・信重　備政・忠勝　正次・忠行　忠秋　重宗　二八

正月十七日　前關白九條兼孝薨す。（八十四）
是月　林道春「和漢荒政恤民法制」を撰進す。
三月十九日　酒井忠世卒す。（六十五）
五月廿六日　伊達政宗薨す。（七十二）
六月　寛永通寶を鑄る。
八月二日　偕俱關令を定む。

正月　小石川見附並鍛冶橋平石垣築造の命あり、其役を勸む。
三月十六日　奉行東原半左衞門伊豆岩村に至り石材を船にて運ふ。池田出羽、伊木長門、土肥飛驒以下役に服す。
四月十六日　成功す。三老登城、時服胴服白銀五十枚つゝを賜る。
五月　三老歸國す。
七月廿三日　光政歸國す。
同月　日　朝鮮使來聘備前海を過る、土肥飛驒接待す。

十一月廿六日　貨幣令を布く。
是月　老中酒井忠行罷む。
十二月十三日　朝鮮使臣聘禮を修む。
是月　狩野守信薙髪して探幽と號す。

十二月　朝鮮信使を牛窓に饗す。
是歳　光政第二女輝子姫誕生す。（五月廿二日か）

二二九七	明正	寛永十四 丁丑	康道	—	康道	敎平	道房	家光	—	忠勝・利重・信綱・成幸・忠勝・政尚・忠秋・盛正	重宗	二九

正月廿二日　從一位阿茶局薨す。（八十三）
二月三日　本阿彌光悅歿す。（八十一）
三月　本多正純配所に卒す。（七十三）
閏三月六日　丹羽長重卒す。（六十七）
五月　松浦隆信卒す。（四十七）
六月　風流躍流行す。
七月　本多政武卒し家絶ゆ。
八月　諸國に鑄錢所を置く。
十月廿六日　五人組の制を嚴にす。
十一月九日　島原に天主教徒亂を作す。

三月五日　岡山發東覲。○閏三月に作る
十一月十六日　岡山出船、關船十隻を大坂に廻航す。船奉行中村主馬等附添ふ。島原征伐輸送の爲めなり。
同廿日　船發す。又丹羽治郎右衞門等を添えて島原に遣す。
十二月一日　下關着、二日小倉、三日本庄着、五日本庄出船、六日島原着、八日總攻擊九日有江村野營、十日原城の邊に野營、十一日山の手へ陣替、山田孫之丞注進。喚、寺崎茂左衞門至る。

十二月廿二日　京極忠高卒す。(四十五)家絶ゆ。

同　十四日　濱手に陣替、此日寺見三右衛門岡山に歸る。
同　廿日　寺見三右衛門、松平信綱、戸田氏鐵輸送の爲め、岡山を發して大坂に向ふ。
是日　立花軍に參加して攻撃す。
是月　初て二日市村に新錢を鑄る。
是歳　万倍新田を墾く。

二二九八｜明正｜寛永十五戊寅｜康道｜—｜康道｜教平｜道房｜家光｜利勝・忠勝｜重次・忠重・忠勝・幸成・信綱・尚政・正盛・忠秋｜重宗｜三〇

正月元日　板倉重昌島原に戰死す。(五十一)
二月廿七日　島原賊城陷る。
是月　島津家久卒す。(六十三)
五月二日　商船を除き五百石以上の大船を禁ず。
同　十二日　松平信綱凱旋す。

正月元日　丹羽次郎右衛門島原總攻撃に參加して負傷し、槍持討死、若黨傷く。
同　五日　光政長子綱政生る。(典刑)
同　廿三日　寺見岡山に歸る、信綱、氏鉄二人を大坂より小倉に輸り終りしなり。
同　廿六日　丹羽次郎右衛門を召還し、野村越中佐橋又左衛門之に代る。
二月朔日　光政賜暇、島原出陣に備ふ。
同　二日　光政江戸發。
同　三日　丹羽次郎右衛門島原發歸途に就く。
同　十八日　丹羽、岡山發、有馬湯治に向ふ。
同　十九日　光政歸國。
同　廿八日　生駒半右衛門勇戰、島原陷る。
四月十七日　光政孔雀丸に乘じ牛窓に島原の凱旋軍を歡迎す。
同　十九日　岡山に歸る。
七月朔日　法度條々を出す。(有斐錄)

七月十三日　烏丸光廣薨ず。(六十)
同　十九日　板倉勝家を斬に處す。
九月廿日　耶蘇教を嚴禁す。
同　廿五日　關東の山野檢定の令を下す。
十月　薬園を品川、牛込に開く。
十一月七日　始て大老職を置く。
是月　土井利勝大老に任す。
酒井忠勝大老に任す。
十二月二日　徒黨退治に付四國中國諸大名に令す。
是歲　阿部重次老中となる。

八月廿一日　右筆市之丞、土岐源五郎を放つ。天野屋宗入來る、鑄錢の爲なり。
是歲　熊澤次郎八仕を辭す。

二二九九｜明正｜寛永十六 己卯｜康道｜――｜康道｜教平｜道房｜家光｜忠勝｜重次・忠重 幸成・信綱 尚政・正盛 忠秋・｜重宗｜三一

四月廿二日　大名の奢侈を誡め邪教を禁す。
五月廿日　蘭人の砲術を試みしむ。
七月五日　南蠻船の來航を禁す。
同　廿三日　凶年に付臨時高札を立つ。
同　廿五日　蘭人の交易を許す。
同　廿八日　復天主教の嚴禁を布く。

三月　東覲。
月　日　将軍より下總國和泉を放鷹地として賜る。
月　日　綱政、天樹院に隨て将軍に謁す。

是月　林道春「無極大極倭字抄」を撰進す。
八月十一日　江戸城本丸火災将軍火を西丸に避く。
九月十八日　松花堂昭乘歿す。(五十八)
是歳　江戸築地海濱を濱砲場とす。

是歳　池田右京大夫輝貞播州佐用平福城主(三萬石)となる。
池田石見守恒元播州宍粟山崎城主となる。
是歳　某月某日、光政第三女(名不詳)誕生、三月七日夭す。

二三〇〇　明正　寛永十七　庚辰　康道　—　教平　實條　道房　尙嗣　家光　忠勝　利勝　重次・忠重　幸成・信綱　尙政・正盛　忠秋　重宗　三二

正月十三日　旗下武士に儉約令を布く。
二月十七日　前内大臣西園寺公益薨す。(五十九)
三月　藤原教平左大臣に任す。
四月五日　江戸城本丸成り家光之に移る。
六月十六日　阿瑪港人六十三名を長崎に斬る。
同　廿七日　阿瑪港人並に唐商人に諭示す。
是月　藤原實條右大臣に任す。

正月廿六日　光政第四女富幾子姫誕生す。
六月六日　岡山歸着。大阪より八幡丸に乘る。
七月七日　光政木下肥後と同船し幕使加々爪民部・野々山新兵衛を牛窓に送迎す。

十月九日　前右大臣三條西實條薨す。（六十六）
十一月　藤原道房右大臣に任す。
同　月　藤原尚嗣內大臣に任す。
十二月廿五日　右大臣九條道房內大臣近衞尚嗣使を關東に遣して轉任を謝す、此例玆に初る。
是歲　播州宍粟六万石城主池田石見守輝澄領內治らさるを以て除封せらる。

同　十三日　光政、木下と幕使に牛窓にて對面す。
同　十五日　光政、兩使を室津に送て岡山に歸る。
八月三日　兒島郡下津井、邑久郡牛窓の二所に異國船遠見番所を置く。
是日家臣上坂監物、杉屋五郎左衞門、鈴木左內、堀內左助四人に死を賜ふ。
月　日　池田河內、讃州高松城受取の幕使に隨行す。
十一月朔　藏法度七條を定む。（典刑、貽、斐、）
是日尾崎傳左衞門に死を賜ふ。
同　二日　同子に死を賜ふ。
同　廿一日　石黑、大島の祿を收む。
月　日　御藏方納稅方法を定む。

二三〇一	明正	寛永十八 辛巳	康道	——	教平	道房	尚嗣	家光	忠利 忠勝	重次・忠重 幸成・信綱 尚政・正盛 忠秋・	重宗	三三

正月廿九日　江戶大火。
七月二日　太田資宗、林道春等に諸家系圖

正月元日　在城諸士御禮例の如し。

編集の命を下す。
是月　平戸の蘭人を長崎出島に移す。
三月十七日　細川忠利卒す。(五十六)
四月二日　蘭人登城國禁嚴守を誓ふ。
五月十日　諸大名に命して邪教徒を糺察せしむ。
八月廿日　風流躍を禁す。
是歳　三條の諭示を明國船に授く。

二月廿二日　光政庭瀨藩に招かる。木下淡路守相伴す。
三月十七日　岡山發船、東覲。(典刑)
同　十八日　城内諸法度六條を定む。(典、貽、斐)
六月十三日　將軍三ノ丸(天樹院)に御成綱政謁見、國光の刀を賜ふ。
八月三日　清水茂兵衛父子を刑す。
同　六日　臺所人次右衛門又坐して追放さる。
九月十二日　池田出羽、和田飛彈(因州家臣)を遣して池田家系譜を太田備中守の許に出す。
十月二日　酒井忠清に就て城中普請手傳を請ふ、許されず。
同　三日　吉金左衛門、祝儀遲參不作法の廉にて扶持方沒收せらる。
十二月廿三日　御直書法度五ヶ條を定む。(貽謀錄)
同　廿六日　綱政、將軍より袴、肩衣、小袖、御樽、御鷹の鶴、二を賜ふ。
是歳　學舍を花畑に開きて文武を兼修せしむ。教則「花園會約」九條を定む

二三〇二	明正	寛永十九 壬午	康道	—	道房	尚嗣	光平	家光	忠勝 利勝	重次・忠重 秀寿・幸成 信綱・尚政 正盛・忠秋	重宗	三四

正月　藤原道房左大臣に任す。
藤原尚嗣右大臣に任す。
藤原光平内大臣に任す。
四月十八日　家光日光社參。

正月元日　綱政着袴(○五歳江戸に在)
二月九日　將軍世子家綱、御宮參。光政、命に依りて山王に詣り此に謁見す。
同　十日　光政登城、將軍に謁す。

五月朔　復た邪教禁止の令を布く。
同　廿四日　儉約令を下す。
八月四日　武備弛緩を誡む。
同　廿三日　英勝院尼歿す。（六十五）
九月朔　譜代大名交替の制を定む。
同　十四日　將軍黒書院に於て重臣を會し人民賑恤の事を議す。

五月廿四日　斗斛法五ヶ條を定む。（貽）
同　廿五日　阿部豐後守上使として御暇を賜ひ程もなく發駕す。
六月十六日　夜丹羽次郎右衞門家臣に切られ横死を遂ぐ。
同　廿三日　光政大阪より乘船、西宮より風荒る。
同　廿六日　光政岡山に歸る。
同　廿七日　船奉行中村主馬を召し船頭東原半左衞門、勘左衞門の曠職を戒む。
是月　江戸制札仰出さる。（典、斐、）
七月七日　御掟十五條を定む。（典、貽、斐、）
　御法度九ヶ條を定む。（同上）
同　十五日　家臣堀五郎兵衞の俸米を放つ。
同　廿六日　尾崎兵五郎辭任して去る。
九月朔日　御勘定場壁書を定む。（典）
同　九日　御法式四十一ヶ條を定む。（典、貽、）
同　十一日　江戸留守池田主水、久世老中に召され來春御普請手傳の奉書を受く。
同　廿九日　松野源之丞を放つ。
閏九月十四日　衣裳諸法度二ヶ條を定む。（貽）
　檢見の次第十五ヶ條を定む。（典、貽）
十月朔日　諸役人を部署す。
　火事法度七ヶ條を定む。（典、貽、斐、）
同　三日　御請使宮部源太夫江戸に赴く。
同　六日　岡山町御定三ヶ條を定む。（同上）

十一月　立花宗茂卒す。（七十四）
同　廿五日　堀杏庵歿す。（五十八）
十二月十日　養子に關する令を下す。
是月　賞を懸けて天主教を禁す。
同　松平乘壽老中となる。

牛窓外十二ヶ村等村々御定三條を出す。（同上）
同　十五日　法令二種九條を定む。（同上）
十一月四日　岸喜三郞靜養の爲に仕を辭す。
同　十三日　千葉四郞右衞門依願賜暇。
同　廿三日　將軍賜ふ所の御鷹の鶴岡山に着す。池田美作御禮として江戶に赴く。
十二月十一日　花畑にて鶴開く、家老、組頭、物頭等に賜ふ。
同　十二日　諸臣皆登城拜謝す。
同　十五日　光政岡山發船、大阪より東覲す。
同　十九日　薄田左馬助借金にて出奔す。薄田彌二右衞門、古田齋又改易。
同　廿九日　光政江戶着。
同　卅日　上使阿部豐後來て光政を勞ふ。
是歲　平吉新田を墾く。
是歲、後半年自六月廿六日至十二月十五日親裁事項一千二百六十七件、後世規模大抵此に基くと云ふ。

二三〇三　後光明　寛永二十　癸未　康道　—　道房　尙嗣　光平　家光　忠勝　利勝　重次・忠重　乘壽・幸成　信綱・尙政　正盛・忠秋　重宗　三五

二月　老中青山幸成罷む。
同　二日　新錢令を下す。
三月十一日　士民仕置覺を令す。

正月二日　光政登城す。
同　五日　江戶城修築工事始る。諸役部署。
同　七日　江戶城修築起工式、將軍親臨。
二月二日　登城、參覲御禮を述ぶ。
同　十二日　上使久世大和守工事小屋へ來樽三荷、御菓子慰勞として賜る。
三月四日　將軍出御、大和守を以て上意あり。

是月　百姓に儉約令を布く。
同　田畑水代賣の處罰を定む。
八月朔　大名拜謁の先後次第を定む。
同　三日　幕府朝鮮國王に返書す。
九月八日　外交を警戒せしむ。
同　十四日　春日局卒す。(六十五)
同　廿五　「武家系圖傳」成る。
同　廿七日　大名火事番を江戸に置く。
十月朔　僧天海僧正寂す。(百八)
同　三日　明正天皇讓位、(御年廿一)
後光明天皇踐祚。
十一月廿一日　後光明天皇卽位。(御年十一)
是歲　吉田安齋は、瑪港に、栗崎道喜は呂宋に各醫を學ふ。

同　十三日　朝鮮獻上の鐘、下津井より室津に送る。
同　廿八日　江戸城修築成る。(典刑)
四月五日　執政より朝鮮來聘のことを告く。
同　廿三日　上意に依り普請小屋にて公儀の奉行中を饗す。
同　廿五日　池田家諸役人登城、將軍家より物を賜ふこと各々差あり。
五月晦日　朝鮮人牛窓着。
六月　朔　牛窓出帆。
河村與左衞門父子を放つ。
七月十七日　內藤數右衞門大砲を放つ。
月　日　光政東ノ丸にて世子家綱に初見參家守の刀を賜ふ。

二三〇四　後光明　正保元甲申　康道　―　道房　尚嗣　光平　家光　忠勝 利勝　重次・忠重 乗寿・信綱 尚政・正盛 忠秋　重宗　三六

正月　幕府代官に御法度油斷なく申付へきを命す。

六月廿五日　琉球使者參府登營す。

七月十三日　古河城主土井利勝卒す。(七十二)

十二月十六日　正保と改元す。

是歳　代官をして地方事情を上書せしむ。明國兵を我に借らんことを請ふ、之を郤く。

正月元日　世子綱政七歳前髪を取る。

四月廿四日　阿部忠秋上使として賜暇、御馬拜領。

同　廿五日　光政御登城御禮。

六月一日　去年僧天海に依て岡山鎮守東照宮勸請の内願聽許の内示あり。

同　二日　光政酒井讃岐守に就て同上造營の許可を受く。

同　四日　光政、江戸發、歸國の途に上る。

同　十六日　牧野將監遁世の志にて暇を乞ふ。

同　十七日　光政、石清水參拜。

七月九日　幣立山に東照宮造營の諸役を定む。

同　十五日　長谷川四郎兵衛を殺す。

八月廿一日　諸士に令して各々先祖の來由並其の戰功及浮沈の次第を書上けしむ。

九月十七日　東叡山毘舍門堂御門跡公海僧正東照宮(尊神)開眼供養す。

十二月四日　將軍所賜の鶴岡山に達す。御禮として神岡書江戸に赴く。

同　十七日　東照宮工事落成す。池田出羽以下諸役人時服、胴着、皮袴、白金等を賜ふ。

是歳　光政第五女左阿子姫誕生す。

黒船長崎を侵す、之を撃退す。

二三〇五	後光明	正保二 乙酉	康道	―― 道房	尙嗣	光平	家光	忠勝	重次・忠重・乘壽・信綱・尙政・正盛・忠秋	重宗	三七

正月元日　在國、例の如く諸士登城御禮。

同　八日　梶浦大隅組士西浦彌左衞門狂氣す。

同　十九日　東照宮尊神公海僧正開眼の物を金輿に奉遷す。常照院憲海以下衆僧多數守護して江戸發。池田美作、荒尾内藏介、熊谷源太兵衞以下警固す。

二月八日　岡山着、假殿に入御。

同　十一日　光政、伊木長門邸に入る。戸川肥後守、木下淡路守又來會す。

同　十五日　御船奉行覺四十七條を定む。(貽謀錄)

同　十六日　夜東照宮御遷宮、社領三百石を附す。

同　十七日　同本社にて四箇の法用修行、棟札懸く。

同　十八日　本地堂にて藥師如來開眼供養あり。

同　十九日　論議執行。

同　廿日　光政、岡山發船東覲、大阪より陸路。

同　廿七日　遠州白須賀驛にて執政奉書あり。

三月二日　光政江戸着。

上使阿部豐後守參着上意を傳ふ。

同　六日　御登城將軍見參。東照宮勸請思召の條上意あり。

同　十五日　赤穗城主松平右京大夫池田輝興狂氣、因州相模守に預けられ、子女を備

四月廿三日　将軍世子（五才）元服正二位に進む。
七月十四日　新に番屋を設けしむ。
同　十八日　刀、脇指等の寸尺等を限定す。
同　廿二日　伊豆安房の海岸警備の地を定む。
十一月九日　東照大権現に宮號の宣下あり。
十二月二日　細川三齋忠興卒す。（八十三）
同　十一日　澤庵和尚寂す。（七十三）

前に預る。
五月十七日　華表に東照大権現の額を掲く。
七月十日　光政第二子政言岡山に生る。
十二月三日　東照宮宮號勅許。
是歳　熊澤次郎八再び来仕ふ。（廿七歳）
是頃　（年月日不詳）光政第六女六子姫誕生す。

二三〇六	後光明	正保三 丙戌	康道	—	道房	尚嗣	光平	家光	忠勝	重次・忠重 乗寿・信綱 尚政・正盛 忠秋	重宗	三八

二月廿八日　諸國の地圖を製せしむ。（正保地圖）
三月十四日　将軍諸奉行日附等を召し火事取締を面命す。
同　廿六日　柳生但馬守宗矩卒す。（七十六）

正月　日置若狭家来角田左源太父子邸後の堀の鴨を搏て出奔す。

四月十七日　伊勢奉幣使再興、日光例幣使を創む。

同　日　尾張義直「東照宮年譜」を撰進す。

九月　朔　明人鄭芝龍（平戸一官）援兵を請ふ。幕議許さず。
幕府令を長崎奉行に下す。

十月廿日　援兵を明に貸すを止む。

同　廿四日　外人の來航を慮りて海防を嚴にす。

四月十八日　阿部對馬守、松平和泉守の兩使を以て御暇を賜ひ御馬拜領。

同　十九日　光政御禮として登城、日光參詣の御許あり。

同　廿七日　江戸發日光社參。

五月二日　歸途日置若狹閉門。家來鴨打の爲。

同　十五日　岡山歸城。

六月朔　池田久馬之丞狂氣に付知行返上。

七月四日　花園に於て戸川土佐、木下淡路を饗す。

同　七日　十三士を放つ。野村越中、佐橋又左衛門、百々藤兵衛、高橋多兵衛、八田求馬、河原林十左衛門、荒木左衛門、荒木甚五右衛門、原六郎右衛門、吉田與三右衛門、森川惣左衛門、梶浦大隅

同　十四日　備前鹽飽三島を爭ふ。

八月朔　齋木六左衛門出奔す。

同　十日　三島六口、釜、松島、を備前に屬せしむ。

是月　井上筑後守より備前備中大繪圖を獻す。

戸川土佐守、木下淡路守救解にて日置若狹の閉門を免さる。

九月朔　備前領伯樂市〇今白樂市百姓、備中倉敷百姓と喧嘩す、備前領の者即死す。代官彦坂平九郎成敗に付檢規の旨申來る。白樂市庄屋に見屆けしめ、別に彦坂に禮狀を出す。

十月九日　岡山發船、十二日まで鹿久居島に鹿狩を行ふ。（三日間）

同　廿九日　佐分利四郎左衛門狂氣し沒收す。

十二月朔　岩生郡普請奉行松村左内を放つ。

同　十一日　今村惣兵衛辭し去る。

二三〇七　後光明　正保四丁亥　道房 昭良　—　尙嗣　光平 通村　家光　忠勝　重次・忠重 乘壽・信綱 尙政・正盛 忠秋　重宗　三九

正月　道房攝政となる。

同　十日　攝政道房薨す。(三十九)

二月六日　小堀遠江守政一宗甫卒す。(六十九)

三月　藤原昭良攝政に任す。

七月　尙嗣左大臣に任す。光平右大臣に任す。

正月元日　諸士拜謁例の如し。

同　二日　將軍所賜の鶴を花畑に開く。荻原又六郎、生駒玄蕃と爭ふ。

同　七日　又六郎切腹、玄蕃改易。

同　廿八日　若林文太夫出奔す。

二月一日　正木九兵衛辭仕。

同　十四日　熊澤次郎八に三百石を賜ふ。

三月一日　蜂須賀阿波守に兒島郡田井石村採掘を許諾す。

同　十二日　光政八幡丸にて岡山發船。

同　十三日　大阪着。

同　廿五日　江戸着。

四月朔日　上使松平伊豆守參向す。

同　六日　光政登城御禮。

同　十三日　王寺にて將軍、犬追物御覽、光政扈從す。

五月十七日　池田輝興卒す。(三十七)

七月廿二日　龜松君不例、森不干に命して之を治せしむ。不干廿六日迄、又廿九日より八月三日迄在城全治す。仍黄金十兩道服帷子を賜ふ。

源通村内大臣に任す。
同　十二日　佛國人長崎に來て互市を請ふ。幕府兵を出して之を警戒す。
八月廿八日　日光門跡(輪王寺)守澄法親王下向あり。
十一月七日　放鷹の地に高札を建つ。
同　十三日　島津光久犬追物を再興す。
同　十四日　大阪城代阿部正次卒す。(七十九)

十一月　備前備中道筋並灘道舟路記二册成る。
是歳　光政二女輝子姫將軍家養女と爲り一條家に婚約成る。御禮登城。備前備中の内新田二萬五千石領の通、備後守恒元へ被仰付旨御城に於て老中より仰渡さる。(典刑)
光政第七女七子姫誕生す。

二三〇八　後光明　慶安元 戊子　昭良　―　尙嗣　光平　實秀　家光　忠勝　重次・忠重　乘壽・信綱　尙政・正盛　忠秋　重宗　四〇

正月三日　那波活所歿す。(五十四)
是月　藤原實秀内大臣に任す。
二月　市中に虚飾禁制の令を下す。
同　十五日　改元。
同　廿六日　沿海守備を命す。
四月十一日　天海僧正に慈眼大師の追號を

三月　日　諸侯皆賜暇歸國。
同　十九日　光政、將軍日光社參中江戸留守世子竹千代丸守護の台命を受く。同日晩上使中根壹岐守重て上意を傳ふ。(典刑)
四月十一日　光政登城御禮、阿部豐後守と共に留守を命せらる。

賜ふ。
同　十七日　家光日光廟を拜す。
六月　公事訴訟令を發す。
八月廿五日　中江藤樹歿す。(四十一)
十一月十日　關津を通行する女の手形發行者を定む。
十二月　正月の行事並防火につき江戸市中に令す。
是歳　浦賀及三崎に燈明臺を設く。

此日、安井十之丞（五百石）を扶持す。
同　十九日　將軍江戸發日光社參。
同　廿五日　將軍還御。是日、光政登城。
五月廿一日　上使松平伊豆守就て賜暇並時服白金。
同　廿二日　登城御禮、光政にも日光參詣の上意あり。（典刑）
同　廿三日　江戸發、日光參詣。
同　廿六日　日光參詣、同緣起謄寫。
同　廿八日　江戸歸府、酒井讃岐守に就て恩を謝す。
六月十日　岡山歸國。
同　十三日　興國公（利隆）卅三回忌追福を國淸寺に行ふ。光政自筆の法華經八卷を納む。
同　十六日　草加五郎右衛門御部屋に入御武功談を聽取す。
八月五日　竹木方高橋甚左衛門に死を賜ひ、龍ノ口山奉行喜右衛門を斬る。
同　十七日　金山寺領百八十六石餘寄進之。
十一月廿三日　安井十之丞、大竹三十郎と爭ひ之を切害し依願辭去す。

二三〇九　後光明　｜　慶安二己丑　昭良　｜　尚嗣　｜　光平　｜　實定　晴好　｜　家光　｜　忠勝　｜　重次・忠重　乘壽・信綱　尚政・正盛　忠勝　｜　重宗　｜　四一

正月元日　諸士拜賀例の如し。
同　二日　將軍所賜の鶴を披く。家老、組頭、物頭に給ふこと例の如し。
二月朔日　堀大藏（千五百石）を召抱ゆ。
同　廿一日　御三度三ヶ條を定む。（貽謀錄）
　郡奉行へ四ヶ條を仰出さる。（同上）
同　廿八日　節約五ヶ條を定む。（同上）
月　日　兒島郡百姓八人を磔し其徒を斬る。
三月朔日　鐵砲廻役を置く。
同　四日　田中治左衛門を放つ。
同　六日　西大寺町義夫を旌表す。
同　八日　入江源左衛門出奔。
同　十二日　右に付池田出羽伊賀と庄田小左衛門と交渉あり。
同　十四日　光政、岡山發船東覲。
同　廿九日　光政江戸着。晦、上使參向。
是月　邑久郡大野道夫父子を改めらる。
四月三日　光政登城御禮、輝子姫婚儀の上意あり。

二月　檢地條例を定む。
三月六日　諸大名を營中に召し儉約嚴守を命す。
四月七日　長崎警備を命す。
六月朔　江戸市中に山王祭の非違を戒む。
同　九日　白河城主榊原忠次姬路入部。
同　十五日　木下勝俊（長嘯子）卒す。（八十二）
九月朔　琉球使者を江戸に引見す。

同　廿一日　高野山學侶行人双方の條例を定む。
十月十一日　近衛信尋（應山）薨す。（五十一）
十二月　藤原實晴内大臣となる。
同　廿日　谷時中歿す。（五十二）

十月五日　備後守恒元に宍粟三萬石を賜ふ。備前備中梁田二万五千石を還付す。
同　十七日　輝子姫天樹院に從て登城三獻の祝あり。
十一月九日　堀大藏に御暇を賜ふ。
同　十一日　光政第三子八之丞（政倫）生る。
同　廿八日　光政、將軍御前に召さる。
輝子姫江戸發、上使中根大隅守扈從す。
法令十一條を發す。
法度條々十八ヶ條を發す。
十二月十四日　輝子姫京二條城に着す。
同　十六日　備中山手備前領の三備を賞す。
同　十九日　輝子姫の嫁具を一條家に運ぶ。
同　廿五日　輝子姫女院御所より一條家に入輿す。

二三一〇　後光明	慶安三庚寅	昭良	―	尚嗣	光平	伊實	家光	忠勝	重次・忠重 乗壽・信綱 尚政・正盛 忠秋	重宗	四二

四月十三日　幡隨院長兵衛横死す。（三十六）

正月元日　諸事例の如し。
同　二日　光政登城、將軍不豫、大納言に見參す。
同　廿九日　登城、將軍に謁し年始を賀す。
是月　兒島有南院を追放す。
四月廿八日　上使松平伊豆守松平大和守歸國の暇を賜ふ。
五月三日　上使中根壹岐守上意を傳ふ。

六月廿日　德川義直薨す。(五十一)

同　廿二日　岩佐又兵衛歿す。(七十三)

八月　蘭人に大砲を演習せしむ。農民の鐵砲所持を禁ず。

九月十七日　江戶城營中の法を定む。

是月　織田信勝卒し除封。

閏十月六日　毛利秀元卒す。(七十二)

十一月十二日　鷹司信房の末子信平を麾下の士となすことを許す。三公の子麾下に列するの始とす。

是月　藤原伊實內大臣に任ず。

同　廿日　熊澤次郎八に三千石を給すべき旨備前へ申遣はさる。(御日記)

七月廿七日　光政江戶發〇典刑に御暇被下御馬拜領と見ゆ。

八月十三日　光政岡山歸着。

同　晦　熊澤次郎八參千石の折紙を受く。(御日記)

九月十六日　權外記父子中野半左衞門繼母と不和不和村山治左衞門、各改易せらる。

神子田助兵衞父子三人斬首獄門に懸らる。

十月十六日　出井三郎右衞門辭仕、丹羽勘左衞門狂氣す。

閏十月朔日　大西十郎右衞門、齋藤一十郎辭任す。

十一月九日　郡奉行共に八ケ條を申渡す。

十二月七日　申樂役者の俸を放つ。

二三一一　後光明　慶安四辛卯　尚嗣　―　尚嗣　光平　伊實(敎良)　家光　家綱　忠勝　正之　重次・忠重　乘壽・信綱　尚政・正盛　忠秋　重宗　四三

正月五日　毛利秀就卒す。(五十七)

正月元日　諸士登城拜謁常例の如し。

同　二日　御宮、御寺參拜、城內にて所賜の鶴を披く。

同　三日　朝、組頭の子等に饗膳を賜ふ。

同　四日　寺社御禮。

同　十九日将軍の病を慰むるため大歌舞伎勘三郎座の俳優を城中に召して觀劇す。

二月十九日　家屋賣買條例を布く。

四月十一日　老中阿部忠重罷む。

同　廿日　將軍家光薨す。(四十八)堀田正盛(四十六)以下殉死する者四人。

五月二日　家光を日光山に葬る。

同　十七日　勅贈大猷院正一位太政大臣を贈らる。

七月廿日　婦女衣服の制を定む。

同　廿六日　由井正雪自殺す。

同　五日　朝、組付の士に饗僎を賜ふ。

同　六日　朝晩共に組付の侍並諸士に饗僎を賜ふ。

同　七日　同　上。

是月　兵制を更定す。

二月二日　御馬廻國崎段右衛門官を辭し去る。

同　四日　御軍用定三十九ケ條を頒つ。

瀧川五郎兵衛眼疾を以て辭任す。

同　十一日　小笠原金三郎、光政に謁して仕官す。

三月五日　岡山出船東覲。

同　八日　上洛一條家に至る、内府に謁せず。

同　十七日　沼津驛に至る、將軍不豫の報あり。

同　十八日　小田原に宿せず徹宵江戸に赴く。

四月朔日　松平伊豆守上使として上意を傳ふ。

同　四日　將軍疾病、西丸に登城、大納言見參。

同　廿日　將軍家光薨す。光政訃を得て執政に至る。

同　廿三日　諸侯登城、酒井讃岐守、遺旨を傳ふ。

同　廿四日　光政發議、誓紙の事幕議に附す。

五月五日　家老日置猪右衛門、獻香使として日光に赴く。

同　十日　阿部豐後守宅に誓紙す。

同　廿八日　綱政江戸發、熱海に湯治す。

六月廿五日　綱政歸府。丸龜城主死し池田伊賀後見す。

八月十四日　正雪陰謀訴人の恩賞を行ふ。
同　十八日　將軍宣下の禮を江戸に行ふ。
是月　保科正之大老となる。
十月十一日　養子の令を出す。
十二月　藤原尚嗣關白に任す。

八月十四日　正雪與黨柴原又右衛門妻江戸に隱る。
是日　將軍宣下、光政衣冠登城す。
同　十八日　伊庭平馬を以て柴原妻を大阪に送る。
同　廿三日　勅使一條內府を東都に饗す。
同　廿五日　柴原妻を神尾備前守に具狀す。
同　廿八日　柴原妻を大阪に送りしことを神尾備前守に報ず。
十二月晦日　小笠原金三郎辭仕。

二三一二　後光明　承應元 壬辰　尚嗣　―　尚嗣 光平　經季 光平 實秀　伊實　家綱　忠勝 正之　忠重・長壽 信綱・尚政 忠秋　重宗　四四

正月廿日　江戸浪人追捕の令を下す。
二月九日　右大臣藤原經季薨す。（五十九）
三月十三日　佐渡奉行伊丹勝長其他の賊盜數十人を討ち平ぐ。
五月　張紙相場始まる。

正月元日　諸事例の如し。
同　二日　登城御禮。
同　十一日　御具足祝。
二月十六日　綱政御鎧着初の式。
菅沼八郎左衛門狂氣。岸平之丞狂氣。
同　晦日　高橋又七郎成敗。狂氣町人の妻を切殺す。
三月廿日　金森與三右衛門叱斥さる。
四月廿七日　上使松平和泉守を以て賜暇御馬拜領歸國。
同　廿八日　光政登城御禮。
五月八日　江戸發。
同　十七日　金森與三右衛門を改易す。

六月廿日　町奉行より令して堺町歌舞伎少年の前髪を剃らしむ。是より野郎の稱起る。

九月十三日　浪人別木一類の陰謀發覺す。

同　廿八日　改元。

是月　藤原光平左大臣に任す。藤原實秀右大臣に任す。

十月廿六日　浪人改の令を下す。

是歳　「王代一覽」成る。

同　廿一日　京都一條家、板倉周防等を訪。

同　廿四日　岡山歸城。

七月朔日　徒横目役十二人を置く。

八月四日　領分境中島村川際石垣に付岡田藩との交渉あり。

同　廿八日　兩藩郡奉行家老實地檢分に決す。

同　晦日　兩藩使臣談判す。

九月十八日　恒元、綱政、執政松平和泉守邸に至る。別木の亂風說に依る也。(覺書)

同　廿日　岡山審屋町觀音坊の係爭決す。

十月朔日　池田伊賀を以て嫌疑一件落着の事を組頭、物頭に申渡す。

同　三日　阿部豐後守の臣山本兵部江戸に切腹す。

同　十五日　本庄杢左衞門仕を辭す。

同　晦日　境界の川石垣につき岡田藩より抗議せしも新規にあらずとて之を拒む。

烈婦内藤平之丞妻に五人扶持を賜ふ。

二三一三　後光明　承應二　癸巳　光平　｜　光平　定好　伊實　家綱　忠勝　正之　忠清・忠重　乘壽・信綱　信政・忠秋　重宗　四五

正月十三日　玉川上水の工事を許し、七千五百兩を賜ふ。

同　十八日蘭人を引見し條例を諭示す。

二月廿九日　前内大臣源通村頓死す。(六十

二月廿八日　所賜の鶴備前着。御禮使伊庭主膳東上。

七）

四月　老中内藤忠重罷む。

閏六月廿七日　秤目の制定を令す。東三十三國は守隨秤、西三十三國は善四郎秤を用ひしむ。

是月　酒井忠清老中となる。

七月十九日　前關白藤原尙嗣薨す。（三十二）

九月廿八日　琉球使者登營繼統を賀す。

是月　山鹿素行赤穗に聘せらる。

十一月　藤原定好右大臣に任す。

同　十五日　松永貞德歿す。（八十三）

三月六日　岡山出船東覲。（典刑に是より致仕迄一年替江戸に参覲と見ゆ。）

同　七日　大阪着、九日京着、一條家參向。

同　廿一日　江戶着、廿三日上使阿部豐後守上意を傳ふ。

四月朔日　登城御禮。

五月四日　池田佐渡東覲中發狂、佐入と改名す。

同　十一日　東邸池田主計小屋にて合義、本須主水に改易を命ず。

同　廿二日　備前洪水、伊木長門邸川筋石垣崩る。

同　廿七日　綱政御袖留、向屋敷に移る。

六月朔日　安積七郎兵衛熊澤次郎八組殿村名右衛門小堀一學組去年大阪城附近徘徊、堀なと望見の故を以て改易命せらる。

同　十四日　城石垣崩れ江戶に注進其儘になし置くべしとの仰蒙る。

同　廿九日　城石垣先規の如く修むへき奉書あり。

閏六月九日　中川小兵衛惡事露現誅戮。

了意狂氣其妻五人扶持を給ふ。

是月　內裡炎上、若原監物上京獻品あり。

七月二日　光政日光參詣、五日江戶歸府。

同　八日　綱政江戶發日光詣、十四日江戶歸府。

九月六日　紅葉山御用に蔦石獻上の爲め光政歸國を命せらる。

十月九日　熊田惣兵衛養子菜を剃ぬ。

十二月廿日　阿部多右衛門改易。

同　廿一日　熊谷源太兵衞、田口又左衞門、中橋小橋修繕に着手す。綱政、元服に付明日父子登城あるべき由伊豆守より申來る。
同　廿二日　光政父子登城、綱政元服の事天樹院より仰上られ御悦の由酒井讃州より仰らる。
同　廿三日　登城。綱政元服四位侍從に敍任す。將軍の偏諱を賜ひ、御刀酒肴を賜ふ。
是歳　光政第九女房子姬誕生す。

二三一四	後光明 後西	承應三年甲午	光平	—	光平	實晴	伊實 (教輔)	家綱	忠勝 正之	忠清・乘壽 信綱・俊政 忠秋	重宗 親成	四六

正　月　老中松平乘壽罷む。
四月　內裏造營役を諸侯に議す。
五月十八日　外國船出入の禁令を長崎奉行に下す。

正月二日　光政父子登城將軍拜謁。
同　五日　番頭物頭に書附七ケ條を申渡す。
同　十三日　阿部豐後守より能勢少右衞門召出し切支丹制札新しき寫を授けらる。
同　十四日　切支丹新制札立替の事を備前に申來る。
同　廿七日　江戶邸內制禁の博徒二人を刑し、橫井玄昌をして自殺せしむ。
二月八日　京都妙心寺內護國院失火、再興に付、水野伊織をして因州の荒尾志摩と談合せしむ。
三月六日　妙心寺護國院大用を追放す。
同　廿四日　吉兵衞、權十郎二人の不法露顯す。
同　廿六日　二人を追放す。
四月十一日　上使阿部豐後守を以て歸國の暇賜ふ。
六月六日　光政長女奈阿子姬本多家と婚約成り此日采納。

六月廿日　玉川上水竣功す。
六月　藤原實晴右大臣に任す。
八月　朔　清國黄檗山の僧隱元長崎に來る。

七月三日　奈阿子姫本多家へ入輿。
同　五日　光政、綱政、恒元と本多家に入る。
同　九日　上使齋藤佐源太より御鷹の雲雀賜はる旨の上意を傳ふ。
同　十九日　光政江戸出發。
是日。備前洪水、家屋漂蕩四千戸。
同　廿六日　參州岡崎に於て備前洪水の報を得津田重二郎を先發せしむ。
八月二日　光政上洛、一條家竝板倉周防に會見す。
同　八日　岡山歸城。
旱水救助令六ケ條仰出さる。(貽、斐)
伊賀、若狹、小堀一學、上坂外記、片山勘左衞門を召して救助心得を諭さる。(典)
同　十一日　諫函を置く。此日書付五ケ條を出す。(典、斐)
同　十五日　家中給人各知行所の旱稻米少つゝ納むる樣に命ず。
同　十六日　水災破損書附江戸に屆出づ。
同　十七日　普請奉行、郡奉行へ十二ケ條仰出さる。
同　十八日　老中觸仰出さる。(貽)
郡奉行の誤解を諭す。(斐)
書附五ケ條仰下さる。(斐)
六ケ條仰下さる。(典刑)
同　十九日　老中悉召され仰言三條あり。(斐)
三老へ御內意あり。(斐、典)
同　廿日　諫函に諫文あり。

九月廿日　後光明天皇崩ず。(御壽二十二)

十一月　牧野親成京都所司代に任す。

同　廿二日　佐藤權兵衞頓死す。小堀、上坂兩人より救助の事伺出づ。

同　廿五日　郡奉行に五ヶ條仰出さる。(貽)

同　廿九日　池田佐渡の遺臣加納覺右衞門、大橋與右衞門、久保田兵七郎に祿を賜ふ。

九月朔日　御内意仰出さる。(貽)

同　二日　諸士の中破損のもの、堤防に盡力せしもの等に銀子を賜ふ。

同　六日　借銀誓紙四ヶ條仰出さる。(貽)

饑人扶持方渡等八ヶ條を仰聞らる。(典)

同　廿日　老中へ三ヶ條仰出さる。

同　廿三日　香奠獻納使伊木玄蕃上京す。

同　廿五日　御口上條々四ヶ條を出す。(貽)

同　廿七日　佐藤權兵衞の家督を定む。

是月　御口上條々十四ヶ條仰出さる。(貽)

條々五ヶ條を定む。(貽)

十月三日　備中矢田村治兵衞の善行を賞す。

同　六日　組頭を番頭と改稱す。

同　十四日　中村孫四郎將軍病氣見舞として江戸に下る。

年寄等を城に召して六ヶ條を仰出さる。(斐、典)

同　十八日　儉約の誓紙を上らしむ。(斐、典)

村代官五十四人を置く。(貽)

同　廿四日　代官五十四人に御書附十三ヶ條を仰出さる。(貽)○有斐錄には廿一條に作る。國中横役免候事。(御年譜)

十一月朔日　條々三十三ヶ條仰出さる。(貽)

同　三日　天樹院より城銀三千貫(十年賦)を借用す。

十一月廿八日　後西天皇踐祚。

同　八日　覺十ケ條を仰聞けらる。(典)

同　九日　郡奉行等へ八ケ條(又十ケ條)仰出さる。(貽)

同　十日　覺三ケ條仰出さる。(貽、斐、典)

同　十一日　棄子につき町奉行等に仰聞らる。(典)

同　十三日　市田藤兵衛を追放す。

同　十五日　池田出羽家來徳山某の善行を賞す。番頭等に五ケ條仰出さる。(貽、斐、典)

十二月六日　二ケ條仰出さる。(貽)

同　十三日　實教寺是要、紺屋町惣太夫、柴木村甚介の善行を旌表す。

同　十五日　郡奉行へ二條仰出さる。(貽)

弓鐵砲頭へ五ケ條仰出さる。(貽)

同　十七日　安藤杢、上阪外記を召して正月の儉約を達す。

二ケ條仰出さる。(貽)

同　十九日　所賜の鶴備前に着、御禮使江戸に向ふ。

同　廿二日　一ケ條仰出さる。(貽)

同　廿五日　天樹院に借銀御禮使を送る。貧民救恤。番頭等に御鷹の鳥を賜ふ。

吉田八郎左衞門女賊を捕ふ。堀七郎右衞門を放つ。布施官兵衞出奔。郡醫者十人を置く。(貽)

二三一五	後西	明暦元乙未	光平	—	光平	教輔公信	家綱	忠勝・正之	忠清・信綱・尚政・忠秋	親成	四七

正月　藤原教輔右大臣に任す。

正月二日　御城に於て十ケ條仰出さる。(斐、貽、典)

藤原公信内大臣に任す。

同　　年寄等へ六ヶ條仰出さる。（斐、典）

同　四日　覺七ヶ條仰出さる。（典）

同　十二日　覺七ヶ條を諭さる。（斐、典）

同　十三日　門田借屋に付仰出さる。（貽）

同　十五日　伊木玄蕃の臣を賞して百兩を賜る。

同　廿一日　郡中法令十四條を定む。（斐、典）

同　廿七日　飢民救助を督勵す。（斐）

同　廿八日　綱政疱瘡見廻使を江戸に遣す。

二月九日　綱政快癒歡使を江戸に遣す。

同　十五日　岡山城書院に於て始て儒禮に依て歷代の神主を祭らる。

同　十八日　半田山に獵す。池田下總、土倉淡路責子大将たり。足守庭瀬二藩主來觀す。

同　廿五日　中川山城守海上通過、光政之を牛窓に送迎す。

三月十四日　上道郡大宮神職の質素を賞す。

同　廿六日　半田山に獵す。伊賀、信濃、飛彈等責子大将たり。總勢五千人。

是月　奉行代官に密事四條を諭す。（斐、典）

四月九日　香西采女を放つ。

二條を仰出さる。（貽）　口上八條を諭す。（斐、典）

同　十二日　光政、淡路丸にて岡山發船東覲。

同　十五日　上洛、一條家に於て板倉周防に心學の要を説く。

同　十六日　京都發、廿五日江戸着。

同　廿六日　上使松平伊豆守參向。

六月廿五日　石平道人鈴木正三歿す。(七十)
八月二日　新錢賣買の令を下す。
九月四日　日光門主守澄法親王上洛す。
是日、日光山に法條の判物を賜ふ。
十月二日　朝鮮使者參府。
十一月廿日　宇喜多秀家八丈島の配所に死す。(八十三)
十二月廿二日　淺草文庫の創立者儒醫板坂卜齋歿す。(七十八)
是月　江戸神田橋邊に金銀相場の高札を立つ。

同　廿八日　登城御禮。
七月　朔日　朝鮮使聘の接待人を部署す。
同　五日　朝鮮使迎として船奉行中村主馬鞆津に至る。
八月廿五日　朝鮮人牛窓着。
同　廿六日　朝鮮人牛窓發
九月廿二日　士分の惑を辨ず。(典、斐)
十月二日　朝鮮人江戸登城。
同　十八日　名倉、一森、三島に至る。
十一月廿八日　朝鮮人歸國の迎として中村主馬室津に至る。
十二月廿二日　朝鮮人海上通過、下津井に泊す。
同　廿四日　朝鮮人下津井發西歸す。

二三一六	後西	明暦二 丙申	光平	—	光平	教輔	公信 經孝 公富	家綱	忠勝 正之	忠清・信綱 尙政・忠秋	親成	四八

正月元日　東邸に光政父子祖祭を行ふ。
同　五日　綱政誕生日、光政夫妻入御。
同　十一日　御具足祝。

正月廿三日　後西院天皇即位。（御壽二十）

五月廿六日　酒井忠勝隱居を許さる。

同　廿七日　酒井忠勝「關原始末記」一卷を撰獻す。

是月　外國船及耶蘇教の禁止を西海諸國に布く。

七月三日　松平忠義隱居。

白銀贋造者十九人を磔す。

同　十八日　郡々普請並法度を達す。

二月十九日　今年即位式、池田下總、山内權左衛門上洛す。

同　廿二日　白銀贋造者廿四人を檢擧す。

三月五日　岡田喜左衛門、神尾備前守に從ひ阿部豐後守に贋造の顛末を述ふ。

同　七日　三執政（酒井、松平、阿部）能勢岡田二人の贋造者檢擧の功を賞す。

同　九日　神尾備前守より贋造人仕置方を指示す。

同　十一日　岡田喜左衛門江戸發、岡山に歸りて罪人を磔殺す。

同　廿三日　將軍家綱瘡を病む。

同　廿七日　上野山王及備前金山寺に將軍平癒の祈禱の旨を傳へ毎日二回登城す。

四月十五日　御即位式。

閏四月十三日　光政登城。酒井雅樂頭、松平伊豆守、阿部豐後守を以て御暇賜る。

五月八日　光政、江戸發、大阪より乘船。

同　廿五日　光政、岡山歸城。諸士濱野村に出迎の事例の如し。

六月十三日　興國公忌祭例の如し。

高年者祭事に預る。

綱政快氣祝として木下淡路守、戸川土佐守を饗す。

七月廿一日　厨方賄馬場次郎兵衛を追放す。

八月八日　民有山林賣買の定を達す。

同　十日　籔銀法を定む。

同　十五日　御祠堂祭。

同　廿二日　兒島郡に放鷹す。

十月十三日　鑄錢座を江戸淺草に置く。
十二月　藤原公富内大臣に任す。
同　廿四日　府下長崎町吉原の娼家を淺草三谷村に移す。
同　廿八日、關東諸國に盜賊追捕令を下す
是月　板倉重宗卒す。（七十）
是歳　山鹿素行著「四書諺解」「七書諺解」「武教全書」「武教本論」「手鏡要錄」成る。

天城にて出羽の士三人に謁を賜ひ德山を賞す。
同　廿六日　兒島郡の用水池を見て石川善右衞門を賞し時服を賜ふ。下山坂村二郎右衞門を賞す。
九月朔日　湯淺又右衞門を江戸に使して去八月廿二日大風の安否を候す。
同　七日　鷹匠鈴木彦太夫を因幡に派す。
同　十七日　東照宮祭禮に始めて流鏑馬十番を命す。（斐）
十月十八日　中洲（今岡山中島）に會所を建て諸國の使者應接宿泊の所とす。
十一月十七日　將軍家所賜の鷹の鶴岡山に至る。
同　十九日　將軍、綱政へ所賜の鷹の雁岡山に至る。
同　廿二日　鷹の雁を披露す。
池田信濃の家僕二人を斬る。
十二月朔日　口上十二ケ條を申渡す。（斐、典）
同　十五日　覺七ケ條を定む。（典）

二三一七	後西	明暦三 丁酉	光平	—	光平 教輔	公富	家綱	正之	忠清・正則 信輝・尙政 忠秋	親成	四九

正月十八日　江戸本郷丸山本妙寺出火。
同　十九日　江戸大火、大半烏有に歸す。
（通稱振袖火事）
同　廿三日　林道春卒す。（七十五）
二月　徳川光圀史局を駒込邸に置き「大日本史」編纂に着手す。
六月二日　松永尺五歿す。（六十六）

正月元日　諸門を堅む、神主參拜例の如し。
同　二日　未明に光政、御宮、利光院、台崇寺、國淸寺へ御參詣あり。
同　三日　諸士殘なく鶴を賜ふ。
同　五日　御船召初、船奉行中村主馬、神岡書に御盃を賜ふ。
同　十一日　御具足祝例の如し。
同　十三日　半田山獵の準備。
同　十八日　半田山に獵す。伊木、土倉、日置、責子大將、池田信濃、池田伊賀弓大將たり。凡六千人。木下淡路守來觀す。
付　江戸大火邸宅延燒す。
同　廿七日　江戸大火燒失の奉書來る。
二月五日　上使至る。大火の爲め參府延引さる。
同　廿二日　岡山府下大小商家、郡中の庶民より金銀材木を獻らんことを請ふ。
三月二日　御郡奉行共御前に召出され仰聞あり。（奏、典）
四月三日　第四女富幾子姫、姫路城主榊原政房と婚す。
五月十五日　御町奉行御郡奉行等に四ヶ條を仰付らる。（奏、典）
同　十八日　藤澤の遊行僧作州より船にて備前に至り西大寺に泊す。
同　十九日　遊行僧岡山着船、正覺寺を宿坊とす。
同　廿日　池田出羽、伊木長門、池田伊賀正覺寺に至て對面す。
同　廿一日　淵本久吾左衞門を御使にて御菓子兩種を賜ふ。
六月朔日　宿坊にて上人饗應せり。
同　二日　朝使僧登城一束一卷を獻す。
同　廿七日　中川山城守海上通過面會の爲め牛窓に向ふ。

同　廿八日　茶亭に於て中川を饗す。
是月　鈴木彥太夫一日に雲雀百羽を獲。
七月八日　木下兵部初て岡山に來る。饗應馬一頭を進む。
八月十二日　馬場に射擊を行ふ、一町を隔てゝ人形を射る。
同　廿四日　執政奉書を以て參府勝手たるべしと傳ふ。
九月八日　岡山發船東覲諸士濱野まで之を送る。
同　九日　大阪到着。
同　廿五日　江戶着、執政に至る。
同　廿六日　上使阿部豐後守來る。
同　廿八日　登城御禮。
十月二日　綱政登城すべき執政の奉書あり。
同　三日　綱政登城初て御暇あり。御馬時服を賜ふ。光政登城御禮。
同　四日　備後守方にて綱政へ初入國の心得を訓さる。
同　十日　綱政江戶發歸國の途に就く。
同　十一日　相州小田原泊。
同　十二日　箱根を越ゆ。
同　十三日　三島發。
同　十五日　大井川渡。
同　十六日　乘阪原に舟遊す。
同　十七日　御油の宿を出て赤阪宿着。
同　十八日　宮より乘船。
同　十九日　四日市を出て泉川を越え阪本泊。
同　廿一日　江戶御屋敷壁書掟十七條を定む。（貽）

九月　商工者の組合を禁ず。
是月　稻葉正則老中となる。

十二月十五日　前關白鷹司信房薨す。（九十三）

同　廿三日　淀川舟に乘。
同　廿五日　綱政福島丸にて岡山歸城。
同　廿八日　御禮使池田數馬を遣る。諸士皆綱政に謁す。
十一月六日　水野勝左衞門上使として御鷹の鶴を賜ふ。
同　廿三日　來年御禮として堀彌次兵衞を江戸に下さる。
是歳　光政第十女小滿姫誕生す。

二三一八	後西	萬治元 戊戌	光平	—	光平	致輔	房輔	家綱	正之	忠清・正則 信綱・尙政 忠秋	親成	五〇

正月十日　江戸本郷吉祥寺出火。
二月廿六日　金分銅改鑄を命す。
是月　老中永井尙政免す。
三月廿九日　林春齋「朝鮮物語」を撰す。

正月元日　如例。格物御掛物、孝經御讀初、忠孝二字御書初、
同　二日　登城拜賀、將軍謁見、光政恩賜の御小袖の内一を母公に奉らる。
同　十日　八ッ時本郷より出火八丁堀、鉄砲洲新橋迄延燒す。
同　十四日　罹災出入商人に米を與ふ。
家士を召して火事心得を達す。
同　廿三日　津島山に狩す。（斐）
二月朔日　夜安藤家士來る、諭して歸らしむ。
同　廿八日　第四女中川家婚嫁の事將軍より命せらる。
四月廿三日　綱政岡山出船、晩家島へ宿泊。
同　廿四五日　兵庫に止宿。上使松浦爾左衞門を以て鶴を賜ふ。
同　廿六日　綱政大阪に着す。
同　廿七日　伏見邸に入る。

六月　明人鄭成功援を幕府に請ふ、許さず。
同　九日　猿若元祖中村勘三郎歿す。（六十一）
七月廿三日　改元。
九月　藤原房輔内大臣に任す。
十月　前田利常卒す（六十六）

同　廿八日　上洛、一條家に泊す。
同　廿九日　京都發。
五月九日　上使松平伊豆守光政に歸國の暇を賜ふ。
同　十日　光政登城御禮。綱政江戸着。
同　十六日　第五女佐阿姫中川家へ婚儀の爲滯京す。
同　廿七日　佐阿姫、中川佐渡守久恒に嫁す。
八月六日　酒井與四郎を饗す。
同　十六日　福照院殿御饗應。
九月五日　光政江戸發、路次如例。
同　十九日　岡山歸着。
十一月二日　坂根村に放鷹し西大寺に宿す。
同　十九日　岡田安之亟、坂本源兵衛と爭ふ。
同　廿一日　伊庭彥七郎追放。
是日　番頭以下に覺四條を達す。
同　廿三日　夜寒し、夜番に酒を與ふ。
同　廿四日　夜寒甚し、又番士に酒を賜ふ。
十一月　日　御家中馬扶持を定む。（貽）
同　廿一日　番頭、物頭、組頭等に四ヶ條仰渡さる　（婓、典）風俗矯正申渡あり。（婓）
同　廿二日　組頭中相談の上にて書付を以申候。（婓）
同　廿三日　津田重二郎等に四ヶ條直仰付らる。（婓、典）

十二月卅日　伊勢內宮炎上。

是歲　大石良雄生る。

同　廿五日　組頭中連判起請文前書三ヶ條あり。（斐、典）

十二月朔日　御書附九ヶ條仰付けらる。（斐、典）

同　四日　條々八ヶ條申渡さる。（典）

同　廿八日　第六女六子姬池田主計由貞に嫁せらる。

同　晦日　池田主計登城光政大小刀を賜ふ。

二三一九	後西	萬治二 己亥	光平	—	—	敦輔	房輔	家綱	正之	忠清・正則 信綱・忠秋	親成	五一

正月元日　御神主禮拜。掛物「父子有親」御燒香。御讀物「孝經」。御書初「…儒道興隆、天下泰平…」

同　二日　利光院、台崇寺、國清寺參詣。鶴の披露あり。

同　三日　昨日差閊ありし者に鶴の披露あり。

同　十一日　上道郡金岡新田開墾の命あり。

同　十四日

同　十六日　伊木玄蕃を關東に遣す、將軍家元服の故なり。

同　廿三日　津島山に狩す、池田信濃、土肥飛彈、池田美作、山脇修理、土倉隼人等責子大將たり。

二月朔日　御廟（城西の地）落成、神主御城內より遷御式あり。

同　二日　時祭行はる。

同　十五日　光政、香庵と語る凡五件。（斐）

同　廿二日　御燒火の間にて組頭の高名に就きて語らる。（斐）

三月二日　山鷹狩　總人數千六百五十人。

六月廿八日　井伊直孝卒す。(七十)

七月十四日　長崎市人の新錢を鑄て外國互市の用に供するを許す。

同　三日　御燒火の間にて安藤杢等と物語あり。(斐)

同　五日　榊原香庵、松平五郎八等と瓶井山を遊歷し日置の內に入らせ給ふ。

同　八日　覺書廿九條ケ條を申渡す。(典)

道筋請取口を定む。(斐)

同　十一日　岡山發東覲。

同　十二日　大阪着。

同　十三日　川舟にて淀川を上る。一條家平産の事聞かせ給ふ。

同　十四日　一條家に入る。

同　十六日　京都發。

同　十八日　善行者を賞す。

同　廿七日　江戶着、同夕執政訪問。

同　廿八日　上使松平伊豆守來る。

四月四日　登城御禮。

同　五日　岡次郎右衞門を使として豐後岡に下す。是中川山城守領地飢饉米一千俵贈付の爲なり。

同　十九日　綱政登城歸國の暇賜はる。

五月十日　綱政江戶發。

同　廿七日　綱政岡山歸國。

六月三日　御書院に於て中川佐州等と物語あり。(斐)

同　廿六日　夜、江戶御書院に於て草加兵部等と物語あり。(斐)

七月十日　三宅可三等と物語あり。(斐)

八月朔日　佐々又兵衞等と物語あり。(斐)

十二月十三日　淺草川新橋成る、兩國橋と名く。

是歳　明人朱之瑜(舜水)長崎に來着尋て歸化し水戶侯聘せらる。

是日　出仕の時二ケ條申渡さる。(斐)
同　十七日　信濃守と物語あり。(斐)
十月十日　上使河口源兵衞、御鷹の鶴を賜ふ。
同　廿二日　水野周防守等と物語あり。(斐)
十一月　津田半十郎所用歸國す。
十二月二日　綱政金山寺に遊び歌六首及社頭祝文あり。
村尾又市百姓作左衞門と爭ひ江戶の裁判を受く。
津田半十郎に死を賜ふ。
同　十一日　田村佐太夫(半十郎女)出奔す。

二三二〇　後西　萬治三　庚子　光平　―　實秀―公信　房輔　家綱　正之　忠清・正則　信綱・忠秋　綱成　五二

正月　藤原實秀左大臣に任す。
藤原公信右大臣に任す。

正月元日　御軸「父子有親」燒香。孝經讀初。福照院へ御參禮。諸士拜謁。信濃守弓初馬初。
同　二日　登城拜謁。將軍家所賜の時服二の內一着を母公に獻す。
同　十五日　御居間に於て中川土佐守等と物語あり。(斐)
同　廿四日　夜、燒火の間に於て三宅可三等と御物語あり。(斐)
二月廿八日　江戶城に於て井伊、保科列座にて酒井雅樂頭より綱政、板倉阿州娘婚約の上意傳へらる。(後死去)
三月四日　綱政岡山發船。
同　廿三日　綱政江戶着。

六月十八日　大阪城に落雷し火藥二万二千貫鉛玉四十三万燒失死傷多し。

八月廿五日　酒井忠清の官邸に仙臺騷動を裁決す。

十月九日　堀田正信佐倉に引退し封事を正之、忠秋に呈す。

四月五日　上使阿部豐後守より光政歸國の暇あり、白銀五百枚時服三十賜る。

同　六日　登城御禮。

同　十四日　丹羽左京大夫光重嫁綱政へ入輿。將軍家より雁雲雀賜る。

五月廿一日　光政江戸發。

同　廿八日　下馬小便の時從士下馬せさる者あり訓戒を加へらる。

六月二日　光政入京、

同　四日　京都發、六日岡山歸着。

同　七日　湯淺民部を歸國御禮として江戸に使す。

同　十六日　松下藤兵衛を放つ。

同　廿六日　月の間の緣に於て津田重二郎に仰聞けらる。（斐）

七月朔日　御書十ヶ條を達す。（典）

同　七日　北の御居間に於て重二郎に仰聞けらる。（斐）

是日　出仕の節十ヶ條仰渡さる。（典）

同　廿一日　深川邸を綱政に賜ふ、御禮使村井彦七郎江戸に赴く。

八月十日　波多野武左衛門等を放つ。

同　十五日　御數寄屋に於て備後守と物語あり。（斐）

同　十九日　備後守岡山に來る。栗毛ノ鞍馬を賜る。

同　晦日　御藏法書七ヶ條を定む。（貽、典）

十月十三日　將軍家不例、慰問使中村孫四郎を江戸に遣す。

同　十七日　武藤伊勢右衛門快氣歡使として江戸に至る。

同　廿一日　飛脚頭阿部五右衛門に死を賜ふ。

同　廿二日　江見仁兵衛を快氣歡使として江戸に遣す。

十一月三日　正信が罪を正し脇坂安政に預け城地を收む。

是歳　山鹿素行赤穂藩を辭して江戸に歸り專ら經史兵學を教授す。

同　廿五日　鏡石神社を造營す。
孝子佛師淨慶を賞す。（斐、典、留）

十一月四日　御鷹ノ鶴岡山到着、御禮使丹羽惣兵衛を遣す。

同　十日　土倉隼人組稻川少兵衛淫行ありて刎らる。

同　廿二日　御鷹の鶴を披く。

同　廿三日　御鷹の鶴を諸士に賜ふ。
白鷗丸造作成る。

同　廿七日　二ケ條仰出さる。

十二月十一日　白鷗丸船御召初。船奉行中村、田中、神、船大工に物を賜ふ。

同　十二日　三宮傳左衛門を放つ。

同　晦日　相金彌兵衛に二日市にて御免地を賜ふ。

月　日　金岡新田成る。

二三二一	後西	寛文元 辛丑	光平	、	定好	房輔	共房 廣通	家綱	正之	忠清・正則 信綱・忠秋	親成	五三

正月元日　狩衣にて御廟參。歸後「父子有親」の御掛物。「孝經」讀初例の如し。

同　二日　御宮參。三宅道乙「孝經」林文內「大學」を講す。御馬初。

同　三日　榊原香庵、松平五郎八、神原八之助、池田出羽、伊木長門以下饗膳を賜ふ
引初射手三十三人。

同　八日　御鷹野始、木下淡路守、戸川土佐守參加す。

同　十一日　御具足祝。

正月十五日　皇宮炎上。

二月十八日　江戸府内の圖を改正す。

二月廿日　邪教徒三十人を美濃に捕ふ。

同　十五日　京都二條失火、内裏、仙洞、女院、新院等灰燼となる。
覺四ヶ條を仰出さる。（典）
同　十八日　石黒平内を江戸に下す。内裏炎上に因る。
同　廿日　江戸邸燒失す。（斐）
同　廿七日　江戸兩邸燒失の報至る。（斐）瀧波辰兵衞江戸に下る、江戸邸燒失の爲なり。
是月　下女ノ法度を破るを罰す。（斐、典）
二月一日　江戸作事奉行を池田美作、熊谷源兵衞に命せらる。池田伊賀、日置猪右衞門顧問となる。
同　三日　水野三郎兵衞を作事奉行とす。
御燒火の間にて五郎八等と御物語あり。
同　四日　福照院殿安否伺候使古田齋を江戸に下す。
京都牧野佐渡守へ山内權左衞門を遣す。
同　十一日　幕命「江戸大火參府九月迄延期すべし」の奉書到着す。御請使名倉郷右衞門を江戸に遣す。
同　十五日　軍役人定十ヶ條を仰渡さる。（典）
諸士民頻々の懇願に依り書院の土木を命す。
伊木の獻金千兩、出羽の廣間造營共に許されす。郡中の四千疊は半數に、岡山町中釘三百俵を受く。
同　十九日　仲春祭を了る。諸大夫を召して儉素を勸奬す。
覺書五ヶ條を仰渡さる。（典）
同　廿四日　禁中仙洞女院御所へ獻上物御使下方覺兵衞を遣さる。
朝御燒火の間に於て伊木長門等に御物語あり。（斐）

三月十一日　新令を蘭人に下す。

四月廿五日　改元。

五月　藤原共房内大臣に任す。

　藤原定好左大臣に任す。

六月　藤原房輔右大臣に任す。

七月四日　邪教徒取締につき萬石以上に令す。

三月十五日　御燒火の間に於て日置へ節約仰付らる。（斐）

御城に於て七ケ條達せらる。（典）

綱政より江戸兩邸石垣御手傳の望あり許さる。七ケ條申渡さる。（典）

四月朔日　河村源右衛門、内藤數右衛門兄弟京都妙心寺塔頭常春院絶天、姫路慶雲寺に宿す。

同　十一日　夜、絶天慶雲寺に於て變死す。

同　十四日　岡山慶雲寺卽宗、姫路慶雲寺南寶を辭して岡山の歸途に就く。

同　十八日　兒島郡日比村舟遊鯛網を觀る。

是日　卽宗岡山に歸りて絶天の事を河村に報す。

同　十九日　士大夫に鯛を賜ふ各差あり。

河村暇乞姫路に向ふ、兄僧絶天の死因調査の爲なり。

同　廿一日　諸士登城、鯛の御禮を述ぶ。

同　廿八日　御的あり了て御城にて饗膳あり。

五月廿一日　京都大震災　候問使を遣す。

六月　朔日　家老番頭を召し陣營行軍法五條を説示す。（斐、典）

同　六日　河村源左衛門姫路に至り榊原氏家老に訴ふ。

同　廿三日　家中雇人定を達す。（典）

七月朔日　内藤數右衛門（絶天弟）岡山に歸り致仕して兄と共に絶天事件に從事す、六日允さる。

十ケ條を仰渡す。（典）

同　七日　内藤岡山發。

同　十日　内藤妙心寺内常春院に至り件の吟味を促す。

七月廿八日　内大臣共房薨ず。

同　廿九日　水戸頼房薨ず。(五十九)

八月朔日　關所通行女手形を制を下す。

八月十八日　水戸光圀家督を相續す。

九月　源廣通内大臣に任す。

同　十三日　一山五十ケ院長老會議して二人に申渡せしも要領を得ず。

同　十六日　河村、内藤二人大阪發、岡山に向ふ。

同　十七日　京都の市浦春甫來る。(三宅可三門人)

同　十八日　春甫書を御前に講ず。

河村、内藤二人歸岡、上訴の準備を爲す。

同　廿一日　吉利支丹禁制覺、岡田喜右衛門へ交附す。(前留)

同　廿九日　河村、内藤二人に向て本寺より嗳あり、出發見合。

八月朔日　二人岡山を發す。

同　六日　二人上京妙心寺に訴ふ。只和談のみ。

同　十日　二人之を牧野佐渡守に訴ふ。要領を得ず。

同　十一日　二人京都を發して東行す。

同　十八日　備後守恒元來岡。

御數寄屋にて香庵と物語あり。(妻)

同　廿二日　二人江戸着。

同　晦日　備後守宍粟に歸る。

閏八月九日　光政發船東覲、此日風雨强烈。

同　十二日　大阪着。

同　十五日　二人井上河内守に訴狀を提出す。

同　廿六日　光政江戸入府。

同　廿七日　上使稻葉美濃守來る。光政執政へ禮參。

同　廿八日　登城。

九月十二日　上使江原來り御鷹の鶴を賜ふ。登城御禮。

同　十七日　第一回の對決通知あり。

是歳　素行著「治教要録」三十一巻「修身要録」十巻成る。

同　十八日　第一回對決。
同　廿七日　第二回對決。
十月　日　綱政御暇。
同　二日　二人河内守邸に至る。
同　四日　評定所にて詮議す。
同　十二日　松平伊豆守出庭評定所審判、二人忌憚なく陳述す。
同　廿三日　河部豐後守出庭、二人及僧侶につき審問す。
十一月十二日　松平伊豆守出庭審問。
同　十八日　綱政岡山歸國、御禮使佐治十左衛門江戸に下る。
同　廿三日　阿部豐後守出庭審問す。
同　廿八日　假學館開校式を行ふ。
十二月四日　伊豆守出庭判決、即宗追放　寂源蟄居　南寶無罪。
同　八日　河田、内藤兄弟二人江戸邸に至る。

二三二二　後西　寛文二 壬寅　光平　―　定好　房輔 廣通　家綱　正之 忠清・正則 信實・忠秋　親成　五四

正月廿八日　鑑定家古筆了佐歿す。(九十一)

正月元日　光政熨斗目半上下靜座燒香。掛物「父子有親」孝經讀初例の如し。
同　二日　登城御禮。歸途福照院に參、將軍家所賜の時服一着を獻す。
同　三日　將軍家御謠初、光政盃臺獻上、酒井雅樂頭披露す。
同　十一日　具足祝例の如し。

三月十七日　老中松平信綱卒す。(六十七)
五月一日　畿内東海東山の一部に大震。
同　十九日　小笠原忠眞長崎探題となる。
同　廿七日　「明月記」書寫の事を府下五ヶ寺の僧に命す。
同　廿九日　狩野探幽に敍せらる。
七月五日　「明月記」の寫本成る。
同　十二日　酒井忠勝卒す。(七十六)

三月四日　綱政新造の八幡丸乘初高島前に至る。
月　日　綱政金川に狩す。
同　十九日　逃亡罪人山崎八兵衛追捕の爲徒目付齋藤五郎兵衛岡山を發す。
同　廿三日　齋藤大阪に於て山崎八兵衛を捕ふ。
同　廿五日　綱政岡山發參覲。
同　廿七日　齋藤五郎兵衛山崎八兵衛を引渡す。
四月　綱政江戸着。
同　七日　上使内藤平内御鷹の梅首鶴を賜ふ。
同　十八日　池田石見守逝去。
同　十九日　上使阿部豐後守就て歸國の暇賜ふ。
同　廿一日　府中青ノ馬高一丈二寸餘を賜ふ。
七月三日　光政江戸發歸國。
同　十八日　岡山歸着。
同　廿九日　大村權太夫家隷八郎左衛門を斬て嘖を蒙る。
八月十四日　中小性坂内久左衛門改易せらる。
醫師修行田中三甫京都に在り遊興に耽り追放せらる。
九月十五日　兒小性河崎十三郎を尾關源三郎に預く。
同　十七日　東照宮祭伊木長門の臣作髭して御前を過ぐ。
同　廿七日　兒小性河崎十三郎を暇出す。
十月二日　仰渡四條を達す。(典)

十一月十五日　金銀相場令を下す。

同　十一日　伊木長門を召され其臣作毙の事を戒む。
同　晦日　和氣郡小幡山長法寺爭論を斷す。
十一月十二日　和氣郡井田村成る。（斐）
十二月五日　上道郡松崎新田成る。
月　日　弓組永田孫右衛門辭任す。
月　日　岡山藥師院起訴。

二三二三　靈元　寛文三 癸卯　光平　——　房輔　經孝　廣通　家綱　正之　忠次　忠清・正則　廣之・忠秋　親成　五五

正月廿六日　後西天皇譲位（御年廿七）靈元天皇踐祚（御年十）。
是月　藤原光平攝政に任す。
藤原房輔左大臣に任す。
二月三日　松平直政卒す。（六十六）
是月　藤原經孝右大臣に任す。
三月　榊原忠次大老となる。

正月元日　諸事如例。
同　二日　朝御宮、御佛殿、國淸寺參詣。
同　十二日　福照院御安否伺候として徒士頭渡邊友之介を關東に遣さる。
同　廿六日　仰出六條を達す。
三月朔日　道中法度八ヶ條を定む。（貽）
同　二日　領內酒ノ覺米高二萬石岡山一萬千石在々五千石を定む。（貽、前留）
代官頭郡奉行共へ五ヶ條仰出さる。（貽、前留）
同　十一日　岡山出船東覲。福島前にて本船凸鷗丸に移乘す。

四月廿七日　即位。

五月廿三日　武家法度を出し新に武家公卿婚姻の一條、耶蘇教禁止、不孝者處罰の條例を加ふ。

八月　久世廣之老中となる。

九月廿九日　蒔繪師古滿休意歿す。

同　十二日　大阪着、藏屋敷に泊す。

同　十三日　伏見着。

同　十四日　京都參着。

同　十六日　京都出發。

同　廿七日　江戸參着、直に東ノ丸天樹院參向。酒井、稻葉、阿部諸執政に至る。

同　廿九日　上使稻葉美濃守參向。

四月朔日　登城御禮。

同　十日　岡山正壽院山伏弟子秀尊備中松山にて小比丘尼を切殺す。

同　十一日　伊木長門大小性淵本甚五左衞門上京す、御即位賀使なり。

同　廿三日　正壽院山伏左京を斬り里せう比丘尼を剃し秀尊を大指を切て追放す。

是月　江戸廻り難波船舟手扶持方定仰出さる。（貽）

五月四日　上使大久保平左衞門御鷹ノ鶴五を賜ふ。

同　十二日　御野郡福永村日蓮宗願福寺住僧追放、同宿僧益山を斬り下女を追放す。

同　十七日　福照院殿以下の爲に舞樂興行あり。

同　廿三日　諸侯殘らず登城、將軍家より法令先規の通申達せらる。

七月十九日　上使渡邊筑後守より雲雀三十羽賜はる。登城御禮。

同　廿三日　上使曾根三十郎福照院、圓盛院へ御鷹の雲雀賜ふ。登城御禮。

十月朔日　登城、飛鳥井大納言蹴鞠の興行を觀る。

同　六日　上使加藤平内御鷹の鶴を賜ふ。登城御禮。

同　十八日　申樂配當法定めらる。

十一月十九日　將軍家より米一千俵を福照院に賜ふ。登城御禮。

十二月廿日　野中兼山歿す。（四十九）
同　廿六日　林春齋に賜ふに弘文院の號を以てす。
是歳　朱舜水水戸に聘せらる。

十二月廿一日　池田石見守末子三郎左衛門內膳岡山に來り御家臣となる。
月　日　下女奉公人出替諸事法度を定む。（婢女法定）
是歳　松崎新田成る。

二三二四	靈元	寛文四 甲辰	光平 房輔	ー	房輔	經孝 公富	兼晴	家綱	正之 忠次	忠清・正則 廣之・忠秋	親成	五六

四月朔　幕府連署の制を定む。
是月　藤原公富右大臣に任す。
五月　藤原兼晴內大臣に任す。

正月元日　曉行水、熨斗目半上下、脇指吉光刀正宗、靜座、讀初、掛物例の如し。諸士拜謁。
同　二日　福照院參見。
同　三日　將軍家御謠初、如例御盃臺獻上
同　十一日　御具足祝。
三月十一日　綱政下谷新邸宅成る。作事奉行丸山次郎太夫時服を賜ふ。
同　廿三日　上使西尾藤兵衛御鷹の鶴賜ふ。
同　廿五日　稻葉美濃守奉書あり。
同　廿六日　將軍家申樂興行。
四月廿八日　上使稻葉美濃守東邸に就て歸國の暇賜ふ。登城御禮。
五月五日　池田信濃組安藤利兵衛自殺す。
同　廿二日　光政江戸發。
閏五月四日　光政京都着。
同　十日　岡山歸着。
同　十五日　丹羽主殿發狂家斷絕す。

七月廿八日　永井尙庸を以て本朝編年史編纂總裁とす。

九月廿六日　江村專齋歿す。(百)

是月　朝山素心歿す。(七十六)

　鷹司房輔攝政に任す。

十月四日　博奕及私娼の禁令を發す。

十一月廿五日　重ねて耶蘇敎の禁令を布く。

同　廿四日　綱政第二女松姬江邸に生る。

六月二日　森半左衞門松姬誕生歡として東下す。

同　十日　妙福寺蹴鞠、蹴鞠師佐治右衞門好王寺の作彌と交情。

同　十一日　松姬御歡、獻上者及老諸士を城中に饗す。

是日　伊庭權右衞門、佐治右衞門及作彌二人を宿し十三日に至る。

同　十四日　佐治右衞門父紺屋町三郞兵衞夫婦と權右衞門宅に行きしに昨夜二人出行けりといふ。

同　廿日　湯淺民部組河崎段之丞發狂自殺す。

同　廿二日　佐治右衞門作彌二人を大阪に捕ふ。

同　廿三日　町內に二人を預け置く。

七月朔日　二人に就きて詮議す。

同　二日　伊庭權右衞門を吟味す。權右衞門切腹、佐治右衞門斬罪、最上源八郞長門方へ引取斬。

八月朔日　江戸衣類覺六ヶ條を仰出さる。(貽)

九月三日　夜、鷹餌指半助、養父竝妻子と共に逐電す。八日斬罪。

同　十七日　大口文六郞辭任。

同　廿日　善事書上十五ヶ條仰出さる。(斐)

　向四年間善事開申一千六百八十四人に及ぶ。

十月　日　將軍家所賜の御鷹の鶴備前に達す。

同　十九日　御禮使として岩井源次郞東向す。

十一月朔日　豐年に付家中に三ッ八分を遣はし特に節約を命す。

同　十三日　物頭用人等五ヶ條仰聞らる。(斐、典)

十二月十四日　火災に關する令を布く。
是歳　三都定飛脚を定む。

十二月三日　明年年頭御禮として山脇源太夫東向す。
同　八日　池田伊賀家臣關助、橋本町淀屋子傳十郎と爭鬪す。關助の首を刎ね、傳十郎を追放す。

二三二五	靈元	寛文五 乙巳	房輔	—	房輔 廣通 兼晴	基凞	家綱	正之 忠次	忠清 正則 廣之 政直 重昶 忠秋	親成	五七

正月　源廣通右大臣に任す。
三月　金銀制度の令を出す。
藤原兼晴右大臣に任す。
四月　金銀の制度及分銅私造禁令を布く。

正月元日　諸事規式如例。
同　五日　大阪天主雷火の爲、御使江見仁兵衛を大阪に、宮城大藏を江戸に遣はす。
同　十一日　横目共に書附七ケ條仰聞らる。（斐）
同　十五日　吉利支丹穿鑿の儀五ケ條仰出さる。（貽、典、斐）
伊木長門に三條仰聞らる。（典）
同　廿九日　江戸にて魚鳥菜物の覺廿二ケ條仰出さる。（貽）
三月三日　節約三ケ條仰出さる。（貽）
同　十五日　伊木長門へ三ケ條申聞らる。（斐）
同　十六日　光政岡山發船東覲。
　月　日　岡山城本段土木始。
四月三日　光政江戸參着。
同　七日　上使久世大和守來臨、御禮として東の丸及執政に至る。
同　十日　登城御禮。
同　十八日　獻上品の事に付執政より能勢勝右衛門に來書あり。
同　廿一日　日光法會終了歡として十万石以上の定格、獻上品二種一荷を輸す。

六月十八日　松平定房に大留守居役を命す。
是月　藤原基凞内大臣に任す。
七月十一日　諸宗寺法を定む。
同　十三日　諸家證人を停む。
是月　諸社へも禁制條目を定む。
八月廿一日　前關白藤原幸家薨す。(八十)
十二月三日　不受不施の僧徒を罰す。
同　十二日　豐國大明神を再興す。
同　廿二日　宿驛令を下す。

同　廿二日　綱政登城歸國の御暇あり。
同　晦日　上使西尾藤兵衛御鷹の鶴を賜ふ。登城御禮。
五月廿八日　將軍家申樂興行、諸侯より菓子を獻上す。
六月朔日　切支丹に關する仰出あり。(典)
七月十日　上使蒔田八郎左衛門、福照院、圓盛院に御鷹の雲雀を賜ふ。登城御禮。
同　十三日　將軍直意諸藩の質を還す。登城御禮。
八月廿一日　大森理右衛門、武田太郎右衛門、八木孫八三人上京申樂修行。
九月十九日　福照院書院に渡せらる。綱政快氣祝なり。松平對馬、本多下野、中川佐渡の三内室、眞證院皆參集。
月　日　綱政江戸發歸國、曹源公道之記あり。
是日　申樂あり。今尾八左衛門發狂す。
岡山城本段作事成功す。
十月七日　綱政岡山歸着。御禮使湯淺又右衛門を關東に遣す。
同　廿五日　上使能勢次左衛門就て鶴を賜ふ。登城御禮あり。
十二月五日　綱政明年年頭御禮使丸毛次右衛門東向す。
同　六日　御藏米平三ツ九分に就て仰渡さる。(斐、典)

是月　土屋數直、板倉重矩老中となる。

是歳　水戸光圀領内の社祠三千八十八社を淘汰す。(桃源遺事)

同　九日　和氣郡片上村善兵衛爲氏郷筆古今集上卷一册を上る。

月　日　伊木頼母を宗門奉行とす。

二三二六	靈元	寛文六 丙午	房輔	房輔	兼晴	基凞	家綱	正之 忠清	忠清・正則 廣之・數直 重矩・忠秋	親成	五八

二月二日　山川に關する條令を發す。

同　六日天樹院夫人卒す。(七十)

三月　酒井忠清大老に任す。

正月元日　半上下、兩刀吉光正宗。靜座。「孝經」讀初。喫茶。參禮、福照院。内祝。諸士拜謁如例。

同　二日　登城御禮、時服二を賜ふ。一着を福照院に參らす。

同　十一日　御具足祝如例。

二月六日　天樹院千姫逝去。○類纂七日に作る

同　七日　將軍家より弔使堀田備中守派せらる。

同　十五日　綱政より弔使芳賀内藏允東向す。

同　十六日　天樹院不例の報岡山に達す。綱政慰問として發船ありしか病を以て途より還る。

月　日　光政津田永忠を召して備前國中に墳墓の地を求む。

三月廿三日　小幡源八郎江戸に使して綱政の容態を申す。

同　廿四日　衣類法度五條を定む。(典)

同　廿六日　稻川久三郎東下して綱政の容態を申す。

四月十三日　上使神尾若狹守就いて鷂五羽を賜ふ。光政參禮す。

同　十五日　上使稻葉美濃守より歸國の暇賜ふ。登城御禮。

四月十七日　三崎下田の奉行に令條を下す。

五月廿一日　伊勢兩宮造營を舊に復して内外宮祭主の所掌と改む。

六月廿二日　渡船の制を定む。

七月十三日　令して万石以下の從者を省減せしむ。

七月廿八日　前攝政藤原康道薨す。（六十）

八月　水戸光圀領内に寺社破壞を令達す。

同　廿三日　津田永忠墓地取調復命あり。

同　廿六日　光政江戸發。

五月三日　京極近江守、同丹後守父子不和の故を以て改易。

同　六日　光政京都參着。

同　七日　京極丹後守二男万吉四藏備前に預けらる。

同　十日　光政歸國、綱政慰問の後歸城す。

同　十八日　領内の淫祠を毀たしめ寄宮申付く。

六月六日　宗門改神職受の事を宗門奉行北條安房守へ能勢勝右衛門、伊木頼母を以て乞はる。

同　十五日　京極万吉岡山に着。石山の地に後更に牟佐の大唐谷に移す。

七月朔日　御前にて池田出羽等に横目を置たる理由を仰聞けらる。（斐、典）

同　八日　池田大學、日置左門へ仰聞らる。（斐）

同　十三日　牛窓村末廣生安に俸米十口を賜ふ。

同　十四日　中川山城守牛窓通船、光政出迎。

同　十五日　覺二ケ條仰聞らる。（斐）

是日　片上着、十六日迄滯在。

同　十七日　岡山歸城。

同　廿四日　教運坊發狂して父鷹師七郎太夫を斬る。

同　廿五日　教運坊の首を刎ぬ。

八月三日　祠官に命して宗門改をなさしむ。

（西山遺聞）

九月　薬種業者に禁令を下す。

十月三日　山鹿素行を赤穂に配す「聖教要錄の筆禍なり。」

同　九日　素行發赤穂に向ふ。

十一月十一日　勘定所より村里に下知狀を授く。

同　十五日　仰出二ヶ條あり。（斐）

同　十六日　贋金旅四人岡山に來る。
　善行者九人を表彰す。（典）

同　十七日　贋金四人岡山發東行之を追捕す。

同　廿三日　神儒佛三教一致信仰自由八ヶ條を諭す。（斐、介壽筆叢）

同　廿九日　神佛の信仰自由たることを諭告す。

是月　寺院を淘汰す。

九月三日　綱政快氣屆使として岡山權兵衞東下す。

同　七日　年寄、番頭物頭等評定書附卅二ヶ條を仰出さる。（斐）

同　八日　綱政岡山發船東覲す。高島前にて八幡丸に移乘。

同　九日　申渡覺卅五ヶ條。（典）

同　十三日　夜雨　室津に舟かゝりす。

同　廿四日　綱政江戶着。

十月七日　泉仲愛、津田永忠二人に命して二ノ丸松平五郎八政種の舊舍を修めて假校舍とす。

同　十二日　將軍家より米一千俵福照院に賜はる。

同　十五日　儉約令三條を達す。（典）

同　廿七日　光政墓地見分の爲岡山發片上に至る。

同　廿八日　木谷村の山を視、吉田村に泊す。

同　廿九日　脇谷を見分し吉田村に宿す。

十一月朔日　光政岡山歸城。

同　十八日　池田五郎兵衞槍持角左衞門理不盡の行爲を咎めて之を斬る。

同　廿七日　將軍家所賜の鶴備前に達す。御禮使小川杢之助東下す。

同　廿八日　光政鶴三羽をつなきに搏つ。

是日、假學館開校式あり、入學者十七名。學館規定を設く。

郡々入用目錄を定む。(典)

十二月朔日　野津猪太夫を放つ。

同　五日　池田主水年頭御禮使として東下す。

同　三日　假學館の令を定む。
六日　同
十八日　同

同　廿日　國淸公及興國公の遺骨を京都妙心寺護國院より迎ふ。

同　廿七日　遺骨片上に着。

同　廿八日　假に八木山宮に安置す。

是歳　水戸光圀領内の寺院九百九十七を廢し三百四十四ケ寺の僧を歸農せしむ。(桃源遺事)

二三二七	靈元	寛文七 丁未	房輔	―	實晴	兼晴	基熈	家綱	正之 忠淸	正則・廣之 數直・重矩 忠秋	親成	五九

正月元日　諸規式如例。諸士拜謁辰より申に至る。

同　二日　御宮、國淸寺に參詣。歸城後御馬初御弓初。

同　三日　社寺御禮。五日御船召初。

同　七日　如例家老等を饗す。

同　十一日　御具足祝。

同　十九日　將軍所賜の鶴を家老、番頭物頭に賜ふ。

閏二月十八日　諸國巡檢使に條令を下す。
同　十九日　本田畠に煙草栽培を禁す。
四月　藤原實晴左大臣に任す。

同　廿八日　古田左次右衛門追放。
二月　日　綱政、品定の御歌あり。
同　廿三日　八木山安置の遺骨を和意谷〇もと脇谷敦土山に改葬す。
閏二月十日　御野郡竹田にて水上の鳥を搏ち過て赤阪郡吉田村きち女を殺す。
同　十一日　同きち女のために葬儀、石塔、及親扶助料を給せらる。
同　十二日　八木山安置の遺骨を和意谷敦土山に續いて改葬す。
同　十八日　關東巡見使備前に至る。
同　廿二日　池田伊賀より下津井漁民に鹽飽への出漁は如先規六十艘に限る事を申渡す。
三月十五日　光政、御宮、御廟參拜。
同　十六日　岡山發船東覲、辰刻發駕京橋川船、高島前にて白鷗丸移乘。
同　十九日　大阪着、川船にて伏見に至る。
四月二日　江戸邸着。
同　三日　上使土屋但馬守來臨、直に執政へ參禮。
同　八日　登城參覲御禮を述ぶ。
同　十六日　大猷院十七回忌法會に付、若原監物、松尾助八郎を日光に差遣す。
同　廿日　東叡山にても大猷院法會あり。將軍參詣。
覺三條仰出さる。（典、貽）
京桝を作る。
同　廿九日　去廿日平野町大工三七より京桝を發賣せしめ今日其の觸あり。
五月朔日　端午祝として將軍家の御臺所へ初めての獻上品あり。
同　八日　綱政江戸發歸國。（道の記）

五月廿二日　徳川賴宣隱居す。(六十六)
同　廿五日　遠州今切荒井の關令を下す。
是月　豆州代官に條令を下す。
七月廿五日　朝鮮國へ武具を渡したるものゝ罪科を定む。
同　廿八日　將軍神道家吉川惟足を引見す。
是月　大村の耶蘇教徒を捕ふ。
江戸市内門松を禁す。

同　十日　多雨、僅に晴間を行く。
同　十五日　相州小田原發、途に函根、三保松原以下名所遊覽。
同　廿七日　光政不例吐瀉腹痛小川拙齋、井上玄徹調藥す。
七月朔日　上使加藤平內雲雀を賜ふ。江田兵部參禮す。
京枡改正、池田伊賀より觸あり。(典)
同　五日　將軍家上使內藤新五郎を以て福照院、圓盛院にも雲雀を賜ふ。
同　九日　綱政第三女妻姬江邸に生る。
八月六日　夜、巡見使西阿知に止宿す。
同　八日　光政へ來年御手傳の命あり。
同　十日　光政伊東へ湯治允さる。
同　十一日　去七日以來巡見使、津高、磐梨、赤阪、和氣の諸郡巡見。是日岡山止宿。
同　十三日　巡見使片上宿泊、庄屋を召して國政の略を聞く。
同　十四日　光政東邸發駕伊東に向ふ。
去七日以來の巡見使一行本日播州に入る。
同　十五日　光政伊東温泉着。
同　十六日　光政本日より入湯、雨天勝にて氣色勝れず。
同　廿六日　浦邊、向井、高林、三巡見使來り下津井に泊す。
同　廿九日　牛窓御香宮八幡宮成る。
九月朔日　光政伊東を出て伊豆三島に遊歷し鎌倉建長寺、江ノ島を遊覽し藤澤に止宿す。是日兩上使向井高林片上にて庄屋を呼出し國政を聞く。

十二月　水戸光圀時鐘を鑄、太鼓に代へて之を城中に掲けて時を報す。(遺事)

是歳　水戸光圀備臣に蓄髪せしむ。

同　七日　光政河崎泊。

同　八日　江戸歸着、直に福照院參見の後歸邸す。

十月廿六日　綱政岡山出船、八幡丸にて東覲す。

同　廿九日　武田彦太郎剃らる。

十一月七日　將軍家上使蒔田八郎左衛門御鷹の鶴を賜ふ。御禮の爲登城す。

同　十三日　綱政江戸着。

同　十四日　光政豫ての願允され總髪となる。

同　廿二日　光政鶴御披露來客松平相州以下三十八人なり。

是月　光政第三子主税助始て將軍家綱に謁す。

十二月廿六日　大船頭藤井八左衛門狂死す。養子左助に祿半を給して相續せしむ。

是歳　舛量を釐革して京枡を用ふ。

二三二八	靈元	寛文八 戊申	房輔	―	公信	兼晴	基熙	家綱	正之 忠清 直澄	正則・廣之 數直・重矩 忠秋	重矩	六〇

正月　板倉重矩京都所司代に任す。

二月朔　江戸大火。

同　十八日　深草元政寂す。(四十六)

正月元日　規式如例。

同　二日　光政登城拜謁、時服二領の一を母公に獻す。

同　晦日　江戸大火、下谷邸燒失す。

二月朔日　上使大井新左衛門東邸に來、火災の爲明日の城普請初延引の台命を傳ふ。

同　四日　江戸又火災。

同　五日　光政登城、兩度の火事人民難儀なるべければ土木延期の台命あり。

是月　上下に儉約令を下す。

三月八日　長崎港の輸入品を制限す。

是月　藤原房輔關白に任す。

八月五日　殉死の弊を禁す。

是月　覺三ヶ條仰出さる。（貽、典）

三月八日　關盛院付居番越七右衛門、小林庄兵衛不法の爲、同十八日同横井彌兵衛共に追放せらる。

是月　覺八ヶ條を達す。（典）

四月五日　上使久世大和守就て歸國の暇を賜ふ。

同　八日　光政第九女房姫毛利甲斐守綱元へ入輿の爲鈴木武兵衛、中村孫四郎二人調度を送る。

同　九日　長谷川彌五兵衛六十三歳病死す。

同　十一日　房姫綱政邸より甲斐守邸へ入輿す。

同　十二日　毛利甲斐守備前邸へ來臨饗應あり。

同　十三日　綱政に鶴を賜ふ。

同　廿二日　光政江戸發歸國す。

五月七日　光政岡山歸着、御廟御宮に參詣す。

同　八日　歸國の御禮使正木市正東下す。

是月　領内私學百廿四校を起す。

六月朔日　儉約令十八條を達す。（斐、典）

同　十三日　心得十一條を達す。（典）

同　廿五日　牧野仁左衛門願に依り暇賜はる。

八月十三日　去五月以來備前大旱、雨を一宮に祈る。

同　十五日　三日間備前一宮神職千座祈雨を行ふ、驗なし。

同　十六日　上坂外記を岡山新邸造營總奉行とす。

同　廿一日　郡々檢見申渡さる。（斐）

同　廿八日　火消下知申付覺八ヶ條仰出さる。（貽）

九月　藤原公信左大臣に任す。
十月三日　前左大臣藤原教平薨ず。(六十)
十一月四日　秤座紺屋の制令を布く。
是月　井伊直澄大老となる。
十二月　劇場娼街の規定を下す。
是歳　和蘭貿易に銀を用ふるを停め代ふるに金を以てせしむ。

九月朔日　申付覺十九條を達す。(典)
　火事心得六ヶ條を定む。(典)
同　十四日　岡山新邸新築地鎭祭を行ふ。
同　十五日　和意谷土木成る。
同　十六日　備前一宮山上に雨を祈る。昧爽雨降る翌日迄殊に大雨。十八、九日間斷なく雨降る。
同　十七日　東照宮祭禮、諸士甲冑にて供奉す。(妻)
十月十八日　和意谷上棟式、棟梁及大工夫酒肴を賜ふ。
十一月朔日　税米を輕減す。(妻)
同　廿八日　年頭御禮使として伊庭半藏東下す。
十二月廿一日　九軒町火事爭論あり。
同　廿二日　遠藤彌兵衞に死を賜ふ。
　鑄物師三人に御野郡下出石に移らしむ。
　各郡及岡山に手習所を設けしむ。
　善行者を賞す。寛文五年以來受賞一千六百八十四人なり。
　今年火事場法、料理法、家作法を定む。
同　廿四日　池田伊賀、日置猪右衞門を以て泉、津田に學校經營の命あり。
同　廿八日　蜑江權右衞門江戸にて出奔す。

二三二九	靈元	寛文九 己酉	房輔	―	公信	兼晴	基熈	家綱	正之 忠清 直澄	正則・廣之 數直・連矩 忠秋・	重矩	六一

二月十三日　淀川浚疏の課銀を西國、四國、中國の大名に課す。

三月廿一日　京都大佛を溶して鑄たる新錢の買請法を制定す。

同　廿七日　保科正之隱居す。(五十九)

正月元日　東照宮及御廟參拜。

同　二日　馬初、弓初、諸士御禮。

同　三日　小性組御禮。

同　八日　三ケ條仰渡さる。(典)

同　十一日　光政厄年に付十五日迄酒折宮御祈禱執行。

同　十五日　御祈禱供物三種三荷を被露す。鶴の料理を家老番頭に賜ふ。

同　十八日　學校普請大工始。

二月二日　牛田山に狩す。總勢一萬六千八人。

同　四日　捕獲せし鹿五十九頭を諸士に賜ふ。

四月朔日　未明參廟酒茶菓子を獻す。

同　五日　東覲岡山發船。

同　七日　迄、家島滯在。

同　八日　家島出船、大阪着。

同　九日　伏見邸に入る。

同　十日　入洛、一條家に宿泊す。

同　十一日　京都發。

同　廿二日　申刻江戸着。

同　廿五日　上使稻葉美濃守來臨す。

五月朔　養子令を下す。
同　十一日　文錢を頒つ。
七月十八日　俳人石田未得歿す。（八十三）
同　廿日　蝦夷亂を作す。

同　廿八日　登城御禮。
同　晦日　上使新庄與三右衛門御鷹の鶴を賜ふ。御參禮。
綱政新邸成る。
六月十六日　光政同列の諸侯十二人登城將軍に謁す。
是月　第二子信濃守政言將軍家綱に謁す。
七月十日　學校領二千石を附す。
同　十一日　西脇吉太夫江戸にて發狂自殺す。
同　十四日　學校生徒を募集す。（斐、典）
同　十九日　上使西尾藤兵衛御鷹の雲雀を賜ふ。即刻御禮參。
同　廿一日　門田屋敷を侍屋敷とし廿九人に給ふ。綱政第四女振姫江邸に生る。
同　廿三日　上使蒔田八郎左衛門御鷹の雲雀福照院圓盛院に賜ふ。即日御參禮。
同　廿五日　學校上校式を行ふ。蕃山了介を初め老臣以下參列者百六十人。
八日朔日　大阪鍛冶市左衛門正清岡山に來り中洲に住して刀劍を鍛ふ。
同　十一日　惣次郎町燒失す。
同　十四日　伊木長門學校へ菓子饅頭入長籠二を贈る。
同　十九日　綱政江戸發。
同　廿四日　池田三郎左衛門組片岡次郎太夫、加藤重郎兵衛、大阪米拂の役にて京に向ふ。
九月三日　大久保彦兵衛若黨伊東十之丞の子助八、下出石の綱打市兵衛と口論す。

九月廿八日　酒造額を減し煙草を本田畑に作るを禁す。
同　晦　俳人野々口（雛屋）立圃歿す。（八十）
十月十一日蝦夷平定す。
女御入内に付諸大名献金の數を定む。

同　四日　綱政岡山歸着。
同　五日　御禮使河合清太夫江戸に赴く。
同　十一日　綱打市兵衞、鮎を携へて大久保の門前を過る、十之丞呼けるに無しと答へ双方爭ふ。
同　十七日　市兵衞傷死す。
同　十九日　十之丞に切腹せしむ。
同　廿日　綱政初めて學校に臨む、中室にて上香再拜す。
同　廿五日　片岡、加藤二人（大阪米拂役）過失ありて生駒、井上と交替せしむ。
同　晦日　松岡市之進並神職等御城内始祈禱を行ふ。
十月七日　片岡次郎太夫岡山への歸途明石より逐電す。
同　廿六日　上使内藤新五郎鶴を賜ふ。早速御禮參。
同　廿八日　士鐵砲垣見源兵衞發狂自殺す。
閏十月三日　佐々木志津摩筆「學校」大字の額を門に掲ぐ。
同　十日　松山領野山村と岡山領槇谷村山堺百年來の論爭を解決す。
同　十一日　執政より申觸、來月廿一日女御御入内御祝儀獻上物。
同　廿五日　學校全く成就す、綱政雁を賜ふ、食堂にて食す。
同　廿六日　昨日の如く雁を賜ふ。（兩日計二百五十人）
同　廿八日　綱政、備後守と共に參覲す。
十一月七日　番頭眞田將監、大小性頭岡村權兵衞獻上物、禁裡に大刀馬代黄金三枚女院に銀子廿枚奉る。
同　八日　御野郡下出石村の內を割て徒士屋敷とす。

十二月朔日　年頭御禮使片山勘左衛門江戸に赴く。

是歳　冬江戸廻り船水子御扶持定仰出さる。（貽）

二三三〇	靈元	寛文十庚戌	房輔	・	經孝	兼晴	基凞	家綱	直澄 忠清	正則・廣之 數直・重矩 忠秋・	重矩 尚庸	六二

正月廿七日　老女近江局死し岡野、矢島をその後任に充つ。

二月廿二日　堀田忠俊若年寄と爲る。大奥の規定を令す。

四月　藤原經孝左大臣に任す。

正月元日　靜座規式如例。

同　二日　登城將軍見參。時服二領の内一領を母公に獻す。

同　六日　兒島郡村上濱之介を池田藤右衛門に預けらる。

同　十一日　燒火の間にて御具足祝例の如し。

二月晦日　綱政赤阪郡牟佐に狩す、獲無數。

三月朔日　大崎別邸地三萬三千坪新築を許さる。

同　十一日　綱政岡山發船。

同　十二日　大阪着船。

同　廿七日　江戸參着。

四月朔日　綱政御禮登城。

今度拜領の大崎屋敷來八日引渡の旨御屋敷奉行にも申渡せし事執政より申來る。

同　八日　大崎屋敷受取として池田大學、瀧波與兵衛、津田重二郎、水野作右衛門等

六月二日　住吉廣通（法眼、如慶）歿す。（七十二）
同　十二日「本朝通鑑」を京師に奉る。
七月八日　人見道生（卜幽軒）歿す。（七十二）
八月十一日　裁許の規制を令す。
十月　永井尙庸京都所司代に任す。

至る。
同　十日　上使西尾藤兵衛御鷹の鶴を賜ふ。御禮參。
同　十七日　中島町旅宿法を定む。
同　十八日　上使土屋但馬守を以て歸國の暇を賜ひ白銀五百枚、袷三十枚を賜ふ。御禮參。
同　廿一日　赤阪郡銅山目錄（總銅山六千七百九十五貫五百匁）見ゆ。
同　廿三日　光政、母公對顏直ちに發駕、大崎別邸に寄、初見分其夜神奈川泊。
五月七日　備前歸着。
同　八日　御禮使下方權平東下す。
同　十四日　津田重二郎に命して閑谷假校舍を建しむ。
同　廿二日　大崎邸普請奉行長谷川彥七郎狂死す。
六月朔日　兒島郡高島山林神職寺僧の爭議を裁決す。
同　十日　兒島郡林村大願寺非分を以て對金山遍照院爭論裁斷追放せらる。
同　晦日　上使井上多左衛門を以て綱政に御鷹の雲雀を賜ふ。
七月九日　坂田淸四郎（十四）西川七軒町に水泳せしを水番七兵衛叱せしために斬傷けらる。
八月十一日　定三ヶ條仰出さる。（貽）
同　廿六日　徒士箕浦孫太夫狂氣自殺に依り其母子に扶持米を給ふ。
十月廿八日　三間勘助（學校馬術師）出奔す。
十一月三日　綱政病氣慰問として山田市郎左衛門を江戶に遣さる。
同　十八日　邑久郡村々代官山田重右衛門西須惠村百姓八藏を斬る。
同　廿二日　右山田重右衛門無罪の旨家老より申傳ふ。

是歳　末次平藏蘭式船を製造して幕府に獻す。

外科醫万代慶久を放つ。
同　廿七日　綱政慰問使として泉八右衞門東下す。
十二月五日　年頭御禮使丹羽七郎左衞門東下す。
同　十一日　井田の地割すべき旨津田重二郎に仰せらる。
京都妙心寺中盛岳院桂昌院爭論を斷す。足守木下家の船を備前兒島に置く。
同　廿三日始めて入墨の刑あり。
是冬　津田重二郎閑谷校を經營す。(要)

二三三一	靈元	寛文十一 辛亥	房輔	一	經孝 兼晴	兼晴 基熈	基熈 實維	家綱	直澄 忠清	正則・廣之 數直・重矩 忠秋・	尚庸	六三

正月九日　永井直清卒す。(八十一)
同　十日　德川頼宣(南龍公)薨す。(七十)
三月廿七日　酒井忠清邸にて仙臺騷動を裁決す。

正月元日　諸事規式如例。
同　二日　學校に出御、讀初。
同　十四日　井田成り地割普請を初む。公私田、廬舍、租稅皆古法に據る。
二月十四日　御野郡辰巳村新田地積り着手す。
三月十四日　光政敎書十六種五十四ケ條を仰出さる。(貽)
同　十五日　光政岡山發東覲、是日播州家島止宿。
同　十六日　兵庫泊。十七日伏見邸に入る。十八日京着、一條家に止宿。十九日京發。
四月朔日　東邸着。
同　三日　上使久世大和守就て命を傳ふ。登城御禮。
同　十五日　大猷公廿一回忌御使番頭宮城大藏副使名倉平藏を遣はさる。

五月　藤原兼晴左大臣に任す。
　藤原基熙右大臣に任す。
五月廿五日　阿部忠秋をして隱居せしむ。
同　廿八日　伊達宗勝の所領を本家に還附
　し原田甲斐以下の姦人を刑す。
六月九日　陳元贇歿す。(八十五)
八月　藤原實維内大臣に任す。
同　廿五日　前左大臣實秀薨す。(七十四)
九月　朔　水野忠職の官を免して閉門を命
す。

五月四日　上使久保平左衛門御鷹の梅色鶴五羽を賜ふ。登城御禮。
同　十日　綱政御暇、登城御禮あり。
同　廿一日　去二月十六日裁判の六士を追放す。
同　廿三日　綱政江戸發歸國。
六月七日　綱政岡山に歸着す。
七月十一日　上使拓植平右衛門を以て御鷹の雲雀を賜ふ。登城御禮。
同　十八日　夜、三宅九右衛門家隷、森寺九左衛門家隷を傷く。
同　十九日　上使天野彌五右衛門を以て御鷹の雲雀を福照院及圓盛院に賜ふ。光政參
禮。
同　廿八日　琉球人登城し八代洲河岸を通過す。津田左源太(先代)以下十三人辻固と
　して出張す。
八月　日　烈公赤壁賦寫本成る。
九月四日　光政御弟備後守逝去す。
同　十四日　御野郡戸隱宮祭禮。
十月十一日　穩便中不謹愼の廉に依り百姓六人を村預とす。竹中茂助を放つ。
同　十六日　社倉法を制定す。
十一月四日　上使久保平左衛門御鷹の鶴を賜ふ。

十二月五日　味酒、白酒、煉酒の釀造を禁す。

同　十九日　太田資宗隱居す。

同　十八日　去九月十四日不隱の廉を以て庄野市郎兵衛等五人を追放す。

十二月七日　綱政、來年頭禮使として岩井源四郎を江戸に下す。

一宮一品境内子安社成る。

鳴子邸を買ふ。

二三三二	靈元	寛文十二 壬子	房輔	—	綱吉	基熙	内房	家綱	直澄 忠清	正則・廣之 數直・重矩	尙庸	六四

二月六日　奴婢の出替期を定む。

三月廿三日　京阪堺の商人に令して金銀兩替及和蘭貨物の制を布く。

五月廿三日　石川丈山(六六山人)歿す。(九十)

正月元日　光政靜座、掛物、讀初例の如し。綱政拜謁。福照院參禮。諸士謁見。

同　二日　御登城御禮例の如し。

同　十一日　御具足祝。

同　廿五日　去寛文八年十二月廿八日江戸逐電の壐江權右衛門を本邸門前に於て捕ふ。

同　廿六日　權右衛門を斬罪に處す。

三月十一日　綱政岡山發東覲。

同　廿九日　綱政江戸着。

四月五日　綱政登城御禮。

同　十五日　上使稻葉美濃守就て光政歸國の御暇を賜ふ。登城御禮、歸國養生專一との台命あり。

五月十一日　上使井上多左衛門を以て綱政に鶴を賜ふ。

六月十一日　池田光政致仕す。

閏六月　藤原内房内大臣に任す。

同　晦　書家大橋重政歿す。(五十五)

十月廿七日　茶道表千家祖千宗佐歿す。(五十四)

岡山西丸時代。寛文十二年六月十一日以降十年間

六月十一日　光政父子登城、豫ての願に依り光政致仕許さる、伊豫守相續す。信濃守政言に新田二萬五千石、主稅殿に新田一萬五千石分地の台命あり。

閏六月九日　光政父子四人登城御禮、獻上品種々あり。瀧波與兵衛を使として執政方々御禮。伊豫守綱政、信濃守政言、主稅助輝錄より光政へ御禮あり。

同　十九日　光政　綱政を饗す。

同　晦日　上使渡邊筑後守御鷹の雲雀を綱政に賜ふ。

七月　日　陸田李之丞暇賜はる。

同　十日　光政移て麻布邸に居る。

同　十八日　綱政本邸に於て二弟を饗す。

同　廿三日　綱政本邸に於て執政を饗す。又諸侯衆を書院に饗す。

八月十四日　加世八兵衛養子助五郎出奔す。

九月朔日　糟谷茂左衛門其僕を斬る。

同　六日　水野定之進安宅彥次郎を斬て出奔す。

同　十九日　佐久間兵助、鳥井清介、水野助太夫子某各々其僕を斬る。

十月廿六日　母公福照院逝去す。(御歲七十九)

同　廿八日　福照院柩江戶發歸國、丹波守輝錄之を守護す。

十一月廿日　光政、泉八右衛門、津田重二郎に書を賜ひ後事を託す。

同　廿五日　光政、和意谷歸着。

同　廿六日　福照院葬儀執行、二ノ御山に合葬す。(典、妻)

十二月十八日　保科正之卒す。（六十二）
是歳　水戸光圀彰考館を開く。

二三三三　靈元　延寶元 癸丑　房輔　一一　兼晴　基熙　内房　家綱　忠直 清澄　正能・正則・廣之・數直・重昌。　尙庸　六五

正月元日　光政西丸に於て福照院殿御神主拜禮。
二月十五日　岩田孫兵衛（三百石）伯樂後藤權七を斬て伊豫に奔る。
同　廿八日　光政、東覲の爲西丸發、大漂着船。（典刑、略歷）
同　廿九日　午刻大漂發船、室津着。
同　晦日　伏見邸留守居林半右衛門繼子理右衛門、伏見奉行仙石因幡守の步行を辭して半右衛門に歸住す。
三月朔日　光政室津發、申ノ下刻兵庫着、網屋新右衛門に宿す。
同　二日　發、陸路京都に向ふ。
同　三日　京都一條家參着、八日迄逗留す。
同　八日　京都發東上の途に就く。
同　十七日　眞田將監組三宅九右衛門養子半九郎厨婢を携て出奔す。
同　十九日　光政、東邸着、主税助同伴。
同　廿一日　上使土井兵庫頭光政邸に向ふ。
同　廿二日　光政登城御禮、將軍親しく公の病を問ふ。
四月十三日　上使井上多左衛門御鷹の鶴を綱政に賜ふ。
同　十四日　上使板倉内膳正、綱政御歸國の暇あり。

四月三日　黃檗山の僧隱元寂す。（八十二）

五月七日　京都大火内裏炎上す。

五月廿九日　板倉重矩卒す。（五十七）

六月十三日　長崎着岸の英商船再び通商を乞ふ。

同　廿一日　御野郡福島村御辨當所修理、奉行山脇佐右衞門に命せらる。

五月十二日　雨天、夜强雨。

同　十三日　夜益甚し。

同　十四日　降雨殊に甚しく巳の刻洪水、酉の刻愈益熾甚。增水三間半　被害莫大。

同　廿一日　綱政江戸發日光社參。

同　廿六日　綱政日光參詣を終へて江都に歸る。

六月七日　英船〇長三十間、横十五間、高十五間、六十丁石火矢備、乘組四五百人、貨物五六千貫、長崎に漂着の報に接し齋藤如介を遣す。

同　八日　綱政東邸を發す。山崎大膳赤齋藤如介と同行を命せらる。

藤澤遊行僧の使僧眞光院來て傳馬人夫を依賴す。

同　九日　黑田右衞門佐の船、下津井表通行に付大口平左衞門出迎樣子を尋ねしに氣遣なしとの事にて二使齋藤、山崎を中止す。

同　十日　藤澤遊行僧播州赤穗より片上に至る。

同　十一日　同上道郡古都村に晝憩し宿坊正覺寺に止宿す。

同　十三日　伊木勘解由、池田大學、土倉淡路、池田隼人正覺寺に至り遊行僧に面談す。

同　十六日　遊行僧備中宮内に至り夜歸岡す。

同　十七日　池田主水見廻として對面す。

同　十九日　綱政、京都一條家に至る。永井伊賀守、能勢日向守と面談す。

同　廿日　同一條家に滯在す。

同　廿一日　伏見に出て酉の刻淀の橋下より乘船未明大阪着、奉行衆と會見す。

七月四日　前左大臣藤原定好薨す。(七十五)

同　七日　俳人安原貞室歿す。(六十四)

同　廿二日　綱政本船移乘、强風あり六軒屋に避難す。

同　廿三日　辰刻綱政兵庫に至り申刻家島にかゝり夜半出船す。

遊行僧作州に向ふ途、金川に晝憇。

同　廿四日　未刻河口着、川舟にて京橋下より上陸、歸城。

同　廿五日　御禮使土倉淡路東上す。

同　晦日　綱政襲封後初ての入國なれは此日より十二月まで諸國の賀使間斷なし。

七月二日　諸士綱政君に拜禮す、奏者は池田隼人、日置左門其他數輩なり。

同　八日　上使千本兵左衞門御鷹の雲雀を光政に賜ふ。丹波守殿同道登城御禮。

同　十二日　上使天野五左衞門御鷹の雲雀を眞證院殿に賜ふ。御禮として信濃守殿登城。

同　十八日　備前洪水、京橋柱六本流失、中橋、小橋流失。普請奉行上坂外記を命す。

同　十九日　林半右衞門昨日繼子理右衞門の醉狂狼籍を自首す。

同　廿日　仙石因幡守、林半右衞門の手代善右衞門を訊す。

同　廿二日　林理右衞門、願正寺に入て罪を謝す。

同　廿三日　船屋敷造作奉行山本庄兵衞、藤岡傳左衞門を命す。

同　廿四日　林理右衞門及手代善右衞門に入牢を命す。

同　廿六日　理右衞門、願正寺にて切腹、善右衞門を刎ぬ。

八月十六日　伏見邸御留守居、林半右衞門を追放す。

同　十七日　御家督御祝として綱政より家老に一荷二種宛賜る。

同　十九日　土肥飛彈組木戸平馬(二百石)返祿賜俸の事を請ふ。

九月二日　朝、綱政家老共に饗膳を給ふ。同晩、物頭、末の組外諸事朝の如し。

同　三日　朝、昵近の輩、光政御附の者へ、同晩、兒小性、醫者、茶道、光政御附の兒小性へも亦給ふ。

九月廿一日　改元。

九月廿九日　牧野親成隱居す。

十一月廿九日　片桐石見守宗關卒す。(六十九)

同　六日　江戸土器町邸普請の爲諸事奉行を定む。

同　八日　朝より土肥飛彈組、瀧川縫殿組、池田美作組に御料理同斷三汁七菜を賜ふ。

同　十二日　上使久世大和守、光政登城の奉書あり。

同　十三日　光政登城。歸國の御暇あり。御鷹、馬を賜ひ歸國養生すべしと也。

同　十四日　是日迄毎日組切に饗膳を賜ふ。京橋、中橋、小橋普請成り、總奉行上坂外記以下饗膳を賜ふ。

同　廿一日　光政、江戸發駕。

同　廿五日　綱政、學校下屋敷薬園に於て勸進的を觀る。射手五十五人。

同　廿七日　晩、薬園にて惣射手其他役人殘らず二汁五菜の料理を賜ふ。

十月二日　光政京都一條家參着。
　土肥飛彈組木戸平馬を改易す。

同　五日　是日より七日まで歩行以下に饗膳を賜ふ。
　光政京都發陸路歸國。

同　九日　光政播州宇根より和意谷に詣り此夜片上に宿す。翌十日歸岡す。

同　十一日　綱政、光政に西丸に參す。晝、光政御城に臨まる。

同　十八日　御城にて光政を饗す。

同　十九日　綱政、池田主水邸に臨む。

十一月十一日　夜、井上夫左衛門、市原九兵衛江戸留守邸へ忍入の盜賊を斬る。

同　廿一日　將軍家所賜御鷹の鶴備前に到着す。

十二月二日　綱政、池田大學方へ臨まる。

同　五日　伊木玄蕃年頭御禮使として江戸に赴く。

十二月十九日　松平定政配所に死す。(六十二)

是月　阿部正能老中となる。

同　八日　綱政、池田隼人方に臨まる。

同　十四日　綱政、土倉淡路方に臨まる。

同　十九日　綱政、日置猪右衛門方へ成せらる。

同　廿八日　主税助輝録従五位下丹波守に敍す。

二三三四　靈元　延寶二甲寅　房輔　―　兼晴　基熈　内房　家綱　直澄 忠清　正能・正則 廣之・數直 重矩　尚庸　六六

二月　天主教禁制の高札を立つ。

正月元日　綱政御廟参。西丸に参賀。御歸城御馬初。諸士拜謁。光政渡御御盃。

同　三日　御弓初。

同　八日　夜、伊藤半右衛門弟權内、磨屋町薬師院にて喧嘩重傷絶命。

同　九日　菅彌四郎草履取九之助右相手なりし事判明す。

同　十一日　九之助斬首せらる。

同　十八日　綱政御城にて光政を饗す。

同　廿三日　瀧川儀太夫狂氣自殺す。六姫所生の女子を引取らる。

二月十八日　光政半田山に狩す。綱政、政言從ふ　總勢一万八十五人　獲物百廿一。

三月十二日　禁裡造營の奉書を受く。

四月六日　辰の刻綱政、西丸御暇乞、午の刻發駕。京橋乘船。

同　七日　晩、牛窓發、風雨の爲虫明に泊す。眞田將監組牧野三四郎遺書一通を認めて自殺す。

四月十二日　前右大臣源廣道薨す。(四十九)

五月　幕府錢を東海、中山二道に貸す。

六月三日　奏者番井上正任の職を免ず。

同　八日　本理院大夫人鷹司氏薨ず。

八月　十七日　京都吉田家を以て神道の管領とす。

九月五日　新見正信の職を解く。

同　八日　晩、虫明發酉の刻兵庫着、風波の爲上陸　網屋新右衛門宿泊。

同　九日　發駕陸路郡山泊。十日、入京一條家に泊。

同　十四日　京發。

同　廿三日　綱政東邸着。

同　廿五日　上使久世大和守來る。

同　廿八日　綱政登城御禮。

同　廿九日　上使加藤平内御鷹の鶴を賜ふ。

圓盛院より御前の號を眞證院夫人へ讓らる。

六月十八日　池田藤右衛門組香取治部右衛門江戸にて狂氣自殺す。

七月廿一日　眞證院夫人御前の號を稱せらる。

同　廿六日　夜亥の刻綱政第四子岡山にて誕生す。

八月三日　光政、名を新八郎輝井と命せられ則光の刀兼貞の脇差を賜ふ。

同　十五日　眞田將監組和田藤藏、從僕の不法を怒りて之を手討にす。

同　廿七日　新八郎殿酒折宮社參、光政御使青山善太夫を以て品々を賜ふ。

九月三日　和田藤藏、母並娘を殘して出奔す。

同　四日　藤藏、池田大學へ書置を達す。水野作右衛門に命じて母娘を親戚に引取らしむ。

十月七日　狩野探幽守信卒す。（七十三）

同　十一日　上使阿部播磨守より禁裡造營手傳の命あり。歸國の暇賜はる。
十月八日　綱政江戸發。
同　十九日　京都着、永井伊賀守會見一條家止宿。
同　廿日　晩、京發　淀橋下より乘船。
同　廿一日　朝、大阪着、奉行衆に會見巳の刻八幡丸に乘船、未の刻兵庫着。
同　廿二日　西風烈し　兵庫滯泊。
　薄田藤十郎歸國御禮使として江戸に赴く。
同　廿三日　卯の刻出發、夜亥の刻牛窓着。
同　廿四日　辰の刻岡山着岸、諸事例の如し。
　京橋下より上陸し日安門前より直に西丸參向、光政拜謁　歸城。
十一月十一日　光政東覲、西丸より綱政同道徒歩京橋下より乘船總て本船に召さる。
同　十二日　朝播州坂越發、未の刻兵庫着、天候不定網屋新左衞門に止宿。
同　十三日　兵庫發　郡山に一泊。
同　十四日　京都一條家に入る。
同　十六日　新八郎殿慶事家老より組外まで御料理賜ふ、獻上物種々あり。
同　十七日　光政京都發。
同　廿八日　江戸着。
十二月十日　光政御禮登城。
同　十二日　上使佐々權兵衞御鷹の鶴を光政に賜ふ。
同　廿八日　家老以下醫者に至る迄御破魔弓を獻上す。
同　廿九日　同　上。
　備中國領地の内、西原、四十瀨、福島、平田の租稅將軍家より御尋あり、所納の欠數を書付上る。

二三三五　靈元　延寶三乙卯　房輔　——　兼晴　基煕　内房　家綱　直澄　忠清　正能。正則。廣之。數直。重矩。　尚庸　六七

明年年頭御禮使櫻木吉之丞江戸に赴く。
是月　郷校を廢し封内に十四校を置く。
是冬　閑谷に學堂を建つ。（有斐錄）

三月　關八州に令して鐵砲の私藏を禁す。

正月元日　卯の刻綱政御廟參。禮如例。諸士拜謁。弓初馬初。諸式如例。
同　十日　備前者華子となりて京江戸大阪徘徊するもの人數改め江戸奉行所より渡さる。
同　十二日　綱政禁裡造營の爲京都に上る。
同　廿三日　綱政京都發歸國に向ふ。
同　廿五日　綱政岡山歸還。
四月二日　禁裡御用の忌部陶器品々送附せらる。
同　八日　禁裡造營の爲、佐治儀右衛門等十三人兒島町長兵衛船にて岡山出航。
同　九日　右船赤穗沖にて覆沒し十三人皆溺死す。
同　十三日　風雨、右難船搜索四人の屍を得たり。
同　廿日　綱政、國淸寺詣、佐橋彌兵衛先拂を勤む、小橋町鍛冶屋細工場前にて爭あり。
同　廿五日　去年秋穀稔らず、今年一汁五菜たるべき旨仰出さる。
同　廿七日　佐橋彌兵衛を放つ。
閏四月五日　綱政簸川（俗云京橋川）逍遙大網を引き多く鯉魚を獲て之を石山殿お六姬

五月三日阿部忠秋入道空烟卒す。(七十四)
同　十二日　町中駕籠に乘る者を嚴禁す。
六月廿一日　代官伊奈忠易伊豆無人島より
得たる珍島奇木を幕府に献す。

丹波守與方等に賜ふ。
五月八日　草加宇右衛門組佐々藤左衛門子甚六京都普請中淫行あり露顯逐電す。
同　十三日　草加甚六を捕へ伊木平内に預けらる。遭難者の家族を書上けしむ。
七月十七日　綱政第五子次郎(後數馬)恒行岡山に生まる。
八月廿二日　綱政第六女多阿姫岡山に生まる。
九月四日　光政歸國の暇賜はる。
同　十六日　光政、信濃守同道にて江戸發。
同　廿七日　同、京都一條家に止宿。
同　廿九日　光政、京都發。
是月　封内の郷校を廢して閑谷校に併合す。
十月三日　光政、播州有年驛御泊、信濃守三石泊翌未の刻歸岡。
同　四日　光政有年發岡山歸着、伊豫守、信濃守共に出石の船場迄出迎拜謁。
同　五日　村上又左衛門光政歸國御禮使として江戸に向ふ。
同　十一日　森本與惣兵衛御使として備前に來る。
同　廿八日廿九日　綱政鐵砲の雁一羽つゝ家老番頭に賜ふ、物頭組頭組外等には城にて賜ふ。
十一月五日　禁裡土木成功に就き綱政岡山發京都に向ふ。
同　九日　綱政京都着。
同　十一日　禁裡土木成功に就き將軍家御感執政の奉書宿次にて京都着。
御禮使水野彌兵衛を遣す。

十一月廿五日　京都大火。

十二月八日　保科正經父正之の遺著を献ず。

同　十六日　将軍家所賜の鶴並執政の奉書本日光政に達す。

同　十七日　川口多左衛門御禮使として東向す。尾關源次郎亦年頭御禮使として東向す。

同　廿七日　天皇新内裏に遷幸し給ふ。

同　廿八日　遷幸の御祝使若原監物江戸に下る。

十二月三日　遷幸御祝儀御太刀、黄金、馬代、御肴等を長橋局に献上す。

同　九日　恩賜品々、禁裡より吉家作御太刀、御鍔、新院より宸筆和歌、御卷物、女御より御樽肴等あり。

同　十一日　永井伊賀屋敷へ池田大學始め此度の役人十人呼出され御悦の賜物あり。

同　十二日　綱政京都發　陸路十六日岡山歸着。

同　廿五日　池田大學等京都を發し歸國。

月　日　中島新左衛門、備中高松陣圖及備中諸戰記錄、楠公書等を光政に献す。

二三三六	靈元	延寶四 丙辰	房輔	・	兼晴	基熈	内房	家綱	直澄 忠清	正經・正則 尚之・敦直 重之	尚庸 忠昌	六八

正月三日　井伊直澄卒す。(五十二)

正月元日　卯の刻綱政祖廟參拜、直に西丸參賀歸城。諸士拜賀。弓初、馬初。光政渡御御盃。

同　八日　綱政御城に於て光政を饗し給ふ。

同　廿一日　光政、伊豫守、信濃守と半田山に狩す。惣勢一万四千五百五十五人、獲物百廿五頭。

同　廿九日　岡野佐太夫を甲府宰相疱瘡慰問使として江戸に遣す。

四月三日　寺社奉行戸田忠昌京都所司代となる。

五月十九日　長崎代官末次平藏父子密貿易を行ひ隱岐に流さる。

八月五日　將軍家綱室淺宮薨す。（三十七）

九月六日　老中阿部正能辭職す。

是月　增上寺燒く。

耶蘇教徒を刑す。

十一月　南部の町奉行に取締條例を賜ふ。

三月二日　六郎右衞門町、銀子町、岩田町の三町を用邸とし、換地として万成出口、上出石村の内にて東西百九十二間 南北四十五間 の地を開き岩田町、萬町と稱す。

同　十五日　津田重二郎預小頭小林傳右衞門、私曲發覺斬首せらる。

同　十八日　有松源五左衞門を江戸に使し參府延期の旨を執政に達す。

四月十九日　岸織部組一森彥七御城內廐にて御馬取半七を斬り命を待つ。

五月八日　一森彥七の死一等を減じて改易す。（後延寶七年三月之を召還す）

同　十九日　草加宇右衞門組佐々甚六京都普請中淫行ありしを以て死を賜ふ。

神圖書組柏尾六之丞禁裏番所にて足輕打擲の咎にて追放さる。

同　廿八日　夜、江戸深川別邸詰西島四郎右衞門備前歸國を命ぜられしが年老ひ親族なしとて出奔す。

丹羽平太夫組上泉十五郎狂氣自殺、妻子なく家斷絕す。

七月七日　波多野五郎左衞門、生駒彌五右衞門、今川勘右衞門の引籠を赦さる。

同　十九日　柏尾六之丞改易せらる。

八月十一日　丹羽平太夫組牧野長五郎江戸本邸寢番の時、枕上の脇指を盜まれ面目なしとて暇を乞ふ。

十月十五日　津高郡菅野村百姓一家十六人發狂變死す。

同　廿三日　小仕置職を置き岸織部、水野作右衞門、同三郎兵衞を命す。

十一月十日　綱政東覲（辰の刻西丸に光政に謁し巳の刻川船にて發、午の刻川口發船。

同　十一日　申の刻兵庫着、網屋新右衞門家に止宿。

同　十二日　淀川渇水船通せず兵庫より陸路郡山着。

十二月廿六日　京都大火。
同　廿八日　寺社奉行本多忠利病免。

同　十三日　京都一條家參着。
同　十六日　京都發。
同　廿四日　三島止宿。夜、徒士鹽田孫太夫色狂八田喜助に斬らる。
同　廿五日　未明孫太夫首を刎ね屍は三島本願寺に、喜助の屍は同　長関寺に葬る。
同　廿七日　綱政江戸着。
同　廿九日　上使土屋但馬守就て幕命を傳ふ。
十二月朔日　綱政御禮登城。
同　三日　將軍家光政に賜ふ所の御鷹の鶴江戸より岡山に達す。
同　十四日　松平陸奥守より鷹一居、鷹匠二人、餌差一人を添えて贈らる。
同　十五日　牧野長五郎、山脇傳内に書置して退去す。
同　十六日　光政、諸士年七十以上の者に雁を賜ふ。

二三三七　霊元　延寶五　丁巳　房輔　―　兼晴 基煕　基煕 内房　内房 經光　家綱　忠清　忠朝・正則 廣之・數直 重矩　忠昌　六九

正月七日　火事場出入取締を令す。
二月廿六日　金貨を三丸に鑄る。
三月廿七日　永井尙庸卒す。（四十七）

正月元日　光政、西丸御禮。綱政名代池田藤右衛門御太刀馬代を以て拜謁す。
同　八日　伊木賴母組堀七兵衛無作法改易を達す。
二月九日　池田吉左衛門組室又七狂氣自殺す。
三月七日　光政、半田山に狩す。惣勢一万二千九十二人。
同　十一日　光政東覲、岡山發駕陸路、同廿九日江戸着。
四月朔日　上使小笠原山城守本邸に臨まる。鹽田平九郎發狂。

五月十四日　堀田正信を蜂須賀綱通に預く。
是月　老中板倉重矩免す。
六月十二日　前右大臣三條公富薨す。
（五十八）
七月　大久保忠朝老中となる。
八月　市中にて躍の禁令を下す。

同　十三日　光政、御禮登城。
同　廿一日　藩士上山幾右衛門上京三十三間堂に通矢を射て失敗す。
同　廿三日　上使稲葉美濃守を以て綱政歸國の暇を賜ふ。
同　晦日　上使千本兵左衛門御鷹の海青鶴を光政に賜ふ。
五月十一日　奥津高郡の內代官榎並權八過失ありて出奔す。尋て歸參を許さる。
六月六日　夜、松下淺右衛門盜賊を斬る。
同　廿三日　綱政江戸發駕。
七月四日　綱政京都一條家參着。
同　六日　晚、京都發、山崎より乘船。
同　七日　朝大阪着、御奉行衆へ參禮。川口より八幡丸に乘船。
同　八日　巳の刻播州林前にて少の內潮かゝり即刻出帆す。
同　九日　未明岡山川口着船、御歸城。軈て御廟參。
同　十日　歸國御禮使土倉登之助江戸に向ふ。
同　十九日　上使高木忠左衛門を以て御鷹の雲雀を圓盛院夫人に賜ふ。
同　廿六日　犬島石奉行小山角右衛門石番手代七右衛門を斬る。
八月二日　上の番外、末の番外の名を改めて寄合組、組外と稱す。
同　四日　小山角右衛門を裁判して無罪に決す。
九月朔日　渡邊傳右衛門、靑木久五郎二人暇賜はる。（後七年十月八日召還さる）
十月十二日　光政、御登城、歸國の御暇賜はる。御鷹、馬等賜はる。

十一月五日　向三日間將軍近習輩に各刀を賜ふ。
同　十二日　左大臣九條兼晴薨す。（三十七）
十二月　藤原基熈左大臣に任す。藤原内房（後冬經）右大臣に任す。藤原經光内大臣に任す。

十一月二日　吉田家より護國公に輝武命、國淸公に火星照命の神號ありて八幡宮の神體と共に下さる。八木山より一品一宮社假殿に遷さる。
同　十日　光政江戸發。
同　十二日　綱政より池田伊賀以下九老に鶴の内のもの賜ふ。
同　十六日　綱政より雁一羽伊賀に賜ふ。
同　廿一日　光政京着一條家止宿。
同　廿三日　光政京發陸路。
同　廿八日　未の刻西丸に入、出石渡まで綱政、政言出迎ふ。
同　廿九日　御禮使竹腰伴内江戸に向ふ。
十二月八日　綱政より家老、番頭、物頭、寄合昵近の輩に雁一羽宛を賜ふ。
上道郡八幡宮神體大森筑後守守護して備前に歸り花畠屋敷の雁木より上陸。輝武命の神體一宮假殿に遷さる。
同　十日　光政、半田山に狩す。惣勢二千三十二人。
上道郡八幡宮神體を假殿に納む、夜、正殿に棟札を掛け深更遷宮あり。
同　十一日　綱政、上道郡八幡宮參詣。
同　十二日　鷹匠佐久間甚兵衞出奔す。
同　十三日　二社輝武命、火星照命一品一宮に遷宮あり。
同　十六日　岡山諸士江戸引越には京邸の留守居切手差出すべき旨規定さる。
同　廿一日　上山幾右衞門再通矢の爲上京せしが病を以て果さず。明年七月歸國す。
同　廿四日　森脇六郎左衞門去十一月十二日奉公を辭し本日暇賜はる。
同　廿六日　將軍家より光政に賜はりし鶴本日岡山に達す。御禮使熊澤權八郎江戸に向ふ。
閏十二月朔日　鶴御披露の祝あり。

出奔の鷹匠佐久間甚兵衛の母妻子妹姪甥を赦す。
同　三日　年頭御禮使として伊庭與一右衛門江戸に向ふ。
同　十八日　岡清右衛門嗣子彌三郎不法の故を以て追放さる。

二三三八　靈元　延寶六年戊午　房輔　―　基凞　内房　經光　家綱　忠清　忠朝・正則 廣之・數直　忠昌　七〇

正月元日　諸式例の如し。
大奏者池田隼人、日置左門、山内甚四郎、砂川左次兵衛爭論應對。
同　十二日　綱政、一品吉備津宮に詣づ。
同　十四日　渡邊金右衛門（三百石）娘を打擲し十六日夜死、發狂の所爲なり。
同　廿日　瀧川縫殿組横濱助七出奔す。
同　廿三日　綱政和氣郡鹿久居島牧馬の事を池田大學より津田重二郎に命ぜらる。
同　廿九日　渡邊金右衛門狂氣の事を言上す。
同　晦日　金右衛門並嗣子共遠慮を命ぜらる。
三月十日　光政和意谷に詣で給ふ。
同　十一日　同　御墓參、直に閑谷に至り聖堂を拜し、講堂にて諸生に勸學の旨を諭さる。
鹿久居島、寒川村御宿。
同　十二日　鹿久居島に狩し鹿四十三頭を獲て歸岡す。
同　廿二日　堀金又右衛門子權四郎、堀金出雲と大坂屋敷を爭論して勝利となる。
四月二日　柴岡彌一兵衛發狂自殺。

二月十八日　俳人山本西武歿す。（七十三）

六月十五日　東福門院源和子崩ず。（御壽七十二）

同　廿七日　金右衛門を船戸助九郎に渡さる。續て船戸は兒島郡日比村に蟄居を命ぜらる。

中村左內勤仕の心根不良にして改易さる。

五月十五日　湯淺半右衛門組代官菟尾善兵衛兒島郡下村宗願寺の住僧還俗の旨誤記し改易さる。

瑜伽山有南院爭論。

同　廿四日　夜、高野傳七横死を遂ぐ。

同　廿五日　綱政、圓盛院病氣慰問の爲參府を早められたき願御免の達岡山に至る。

同　廿六日　綱政より御禮使松浦次郎八差遣せらる。

綱政岡山發、西丸御暇乞、京橋下乘船、高島前御出船、小豆島金崎、家島湊にかゝる。

同　廿七日　家島湊出船、明石沖より順風に帆かけて進み申の刻大阪着、備前島に泊す。

同　廿八日　大阪御出船、申の刻伏見着邸。

同　廿九日　伏見發駕。

六月七日　綱政江戸着。

同　八日　上使久世大和守就て幕命を傳ふ。

同　九日　綱政、執政の下へ御禮參。

七月五日　柴岡彌一兵衛の子松之丞に少しの俸米給はり父の跡目繼しめらる。

同　六日　備前より京都へ御使薄田藤十郎を上さる、泉涌寺御獻香の爲なり。

同　廿三日　上使日下權太夫御鷹の雲雀を圓盛院に賜ふ。

同　廿八日　綱政登城御見。

同　晦日　上使溝口孫左衛門を以て御鷹の雲雀を綱政に賜ふ。

九月十四日甲府綱重薨ず。(三十五)

十月八日　鑑定家古筆了榮歿す。(七十二)

十一月七日　甲府家老新見正信を蟄居せしむ。

十二月廿六日　狂歌師半井卜養歿す。(七十二)

是歳　脩心越歸化す。

八月廿二日　佐久間兵介出府。

九月九日(又十日)綱政第六子三九郎(岩千代政孝)吉政岡山城に生る。

同　十一日　朝倉新右衛門改易さる。

同　十四日　三九郎君、岸藤左衛門內に養育命名式。

十月三日　梶川源左衛門出府。

同　七日　圓盛院夫人逝去。

同　十六日　江戸御出棺、丹波守御供。晦日、和意谷に葬る。(典)

十一月廿九日　上使安田甚兵衛を以て御鷹の鶴を光政に賜ふ。

十二月十二日　宿次に鶴岡山に達す。

同　十八日狩野左兵衛狂氣。

二三三九	靈元	延寶七 己未	房輔	—	基凞	內房	經光	家綱	忠清	忠朝・正則・正俊・數直・利房	忠昌	七一

正月元日　光政新春御禮西丸にて行はる。鶴の御披露あり。此夜新八君病歿。

同　二日　御禮略さる。

同　三日　御禮其儀なし。

四月二日　老中土屋數直卒す。（七十二）

同　廿二日　綱政厄年の故を以て酒折宮御祈禱廿四日に至る。神職六十人、巫女六人神樂男二人。

二月朔日　倉安川開鑿岡面津田永忠認め上る。此日許さる。

同　十日　光政岡山發東覲、陸路片上驛に至り鹿久居島に狩す、惣勢一千人、獲物四十二。

同　十一日　寒川村宿、又鹿久居島に狩す。所獲鹿六十頭。狩了て出發東上す。

同　十四日　本多下野守の臣安井助左衞門より奧山市兵衞へ奧州白河にて牧牛の爲百姓二人を所望せり。

同　廿八日　光政江戸着。

同　廿九日　上使松平山城守光政邸に臨む。

三月十三日　光政登城御禮。

四月十日　上使大岡勘右衞門御鷹の梅首鷄を綱政に賜ふ。

同　廿一日　上使大久保伊賀を以て綱政歸國の暇賜はる。

五月二日　綱政、江戸發歸國。

同　四日　赤坂郡百姓山口村八藏、岩田村太郎兵衞を奧州白河本多氏の領地へ牧牛の爲送致せり。

同　七日　去二月より銀札製造せしが是日成る。廿八日、京都の畝闕八人歸京。

同　十二日　綱政、京都一條家に泊。

同　十三日　學校の緋田三之丞妻を離別し始末惡しく是日出奔す。

同　十六日　綱政一條家出發、酉ノ刻淀橋下鳥羽口にて上船、亥の刻輪に掛る。

同　十七日　晩、輪、船出、辰の刻出船。長柄川口より小船千鳥丸へ乘換又乘換二度、

六月廿五日　老中久世廣之卒す。（七十一）

同　廿七日明石城主松平信之和州郡山（八万石）に移る。

七月十日　土井利房堀田正俊老中となる。

安治川口にて八幡丸に乗り六軒屋泊。

同　十八日　辰の刻出船。未の刻淡路岩屋にて潮待、夜中出船。

同　十九日　卯の刻備前片上着船。和意谷參詣。磐梨郡吉原晝休、黄昏歸城。家老は藤井迄、番頭以下原尾島に出迎す。

同　廿日　歸國御禮使尾關源次郎江戸に赴く。

七月二日　丹羽七郎左衛門家來山根吉右衛門切害せらる。

同　十一日　備前大風雨、所々破損。修理の事繪圖添附願出づ。

同　十六日　岡本素看と云者甥養乙を妻の仇なりとて切殺し歸宅し妻を斬殺して自殺す。

八月四日　綱政、命じて火警法を定む。

同　十日　中村孫左衛門米改役懈慢の評あり切腹を三人の横目に申出づ。

同　十一日　番所破妹尾町平七以下四人を斬る。

同　十二日　孫左衛門責を引て自殺せんと云ひしも許されず。

同　十四日　夜、孫太夫嗣子、大西源次郎上道郡八幡祭禮に行き口論刃傷に及ぶ。

同　十九日　津田重次郎、服部與三右衛門廻郡の時邑久郡邑久村の浪人笛松只右衛門の訴訟無禮なるあり。

同　廿一日　米改奉行中村孫左衛門を改易す。

同　廿五日　大久保加賀守、稲葉美濃守より奉書を以て城修理允許さる。

同　廿七日　去七月二日丹羽家來山根加害者、伊木勘解由家來廣瀬九右衛門下男七助なる事發覺成敗せらる。

是月　倉田新田成る。墾田二百七十一町六反之を三村に分ち倉田、倉富、倉益と云ひ

十月三日　村民農作奬勵に就て代官に令す。
同　四日　身延山久遠寺に裁許狀を賜ふ。
同　十九日　越後騷動（松平光長家臣等訟）を裁決す。

溝渠を倉安川と云ふ。
九月朔日　前月倉安川を開き、此日平井水門に番人を置かる。
同　十二日　同上　米役諸事川口番所の如くす。
同　十五日　倉安川運上、諸士手船或は重次郎支配の薪木兩人に其儀に及はさる旨法令あり。
同　十九日　妙善寺藏日像上人眞蹟大曼荼羅を中本山蓮昌寺を經て本山妙覺寺に納ん事を願出づ。
同　廿一日　封内銀札兩替を定め其役を定む。
同　廿二日　蓮昌寺より寺社奉行山田市郎右衛門家老經由曼荼羅妙覺寺に納る事を許可さる。
同　廿三日　光政歸の御暇、鷹を賜ふ。
蓮昌寺檀家より日像上人筆曼荼羅本寺奉納に付故障申出、越て貞享二年七月廿一日都合八幅を蓮昌寺藏とす。
同　廿五日　大西源次郎出奔す。去八月十四日夜刄傷に因る。
十月朔日　光政江戸發駕歸國。
同　十一日　荻野六兵衛貧窮を以て出奔す。
同　十二日　光政京着、一條家止宿。
同　十四日　光政一條家發。
同　十九日　光政和氣郡坂根村より御船、倉安川を初航通西丸歸城。
光政歸國御禮使梶田清右衛門江戸に向ふ。
同　廿一日　始て高瀨船を倉安川に通す。
十一月三日　芳賀内藏允來年頭御禮使として東向す。
同　十三日　將軍家光政に賜ひし鶴備前に達す。

十一月廿一日　伊達宗勝配所に死す。

同　廿七日　有馬康純隠居。

十二月十二日飛鳥井雅章薨ず。（六十八）

是日　俳人里村昌通歿す。（六十五）

是月　老中土屋數直免す。

同　十四日　御禮使雀部六左衛門江戸に向ふ。

十二月朔日　今年新開の田を倉田、倉富、倉益、川を倉安川と命名す。

同　八日　邑久郡邑久村庄屋孫左衛門及子半彌、代官西村、濱田二人皆追放せらる。

同　十四日　三九郎君岩千代と改名す。藤左衛門の奉る所なり。

同　十六日　備中矢掛代官所の内手村伊兵衛備前の銀札を贋造し淺口郡にて捕へられ自殺未遂岡山へ連歸る。

二三四〇	靈元	延寶八庚申	房輔	｜｜	基熈	内房	經光	家綱 綱吉	忠清	忠朝・正則 正俊・重種 利房	忠昌	七二

正月元日　綱政居間弓初畢て御馬初。

同　二日　諸士拜謁。

同　八日　寺社御禮。

同　十六日　綱政御具足初。

同　廿四日　兒島郡後閑住都志半太夫貧窮を以て出奔す。

同　廿七日　光政伊豫守信濃守と赤坂郡牟佐に狩す、惣勢一万八千七百七十餘人、獲物鹿五十八、猪一、狐一、兎二十三、雉七。

二月十八日　同上　金川に狩す、惣勢二千二百七十九人。

同　廿八日　綱政浦邊遊覽として未明より出船、鴻島、福浦、寒川に向ふ。

四月廿三日　水戸光圀所撰の「扶桑拾葉集」卅卷を奉獻す。

同　廿九日　水戸光圀「一代要記」「公卿補任補闕」を獻す。

五月五日　林春齋鵞峯卒す。（六十三）

同　六日　館林綱吉を將軍の世子とす。

光政豫州信州と鹿久居島に狩す、勢子頭津田重次郎、服部與三右衞門、邑久郡より四千二百九十七人、船二百五拾六隻、和氣郡より廿二人參加す、獲物鹿四十五內津田縣都に各一頭を賜ふ。

同　廿九日　光政再鹿久居島に狩す。

同　晦日　光政一行閑谷學堂に詣て夜、和意谷に止宿。

三月朔日　光政御墓參、御狩あり北曾根村より御船にて倉安川より御歸岡、狩參加和氣郡四千十七人、磐梨四千卅二人、赤坂千七十六人計九千百九十五人、獲物鹿一、猪十五。

同　二日　綱政浦邊遊覽を畢へ和意谷を經て本日歸城す。

同　三日　岩千代君光政に西丸に謁す。

同　十日　岩千代君御髮置祝として光政御使山內權左衞門より樽代を岸藤右衞門に賜ふ。

同　十四日　生駒左介改易。

同　十六日　森本源右衞門出奔。

同　十七日　田上孫四郞出奔。

同　廿九日　夜、船大工久左衞門子次田淸左衞門船人手代中村松右衞門を斬て歸宅自殺す。

同　八日　將軍家綱薨す。（四十）

六月廿九日　俳人松江重頼歿す。（七十四）

是月　宗義眞書を朝鮮に遣す。

七月九日　館林家老牧野成貞を召して近仕せしむ。

五月七日　館林君綱吉大納言に拜せられ江戸西城に入る。

同　十五日　同上賀使光政より津田三郎左衛門、綱政より伊木勘解由江戸に向ふ。津田重次郎參覲の事に付京都戸田越前に使す。

同　十七日　將軍家綱薨去の報あり、弔使、綱政より日置猪右衛門、光政より山脇傳内江戸に向ふ。

津田重次郎京都より歸岡す。

同　廿四日　草加宇右衛門を江戸に遣して機嫌を伺はしむ。

六月四日　宮城大藏家來庄野又八同槍持關右衛門を刄傷す。乃ち兩人を追放す。

同　五日　近藤八兵衛を江戸に使し白藻を獻す。

同　十六日　國府四郎兵衛江戸に使す。

同　十七日　大納言綱吉江戸本城に移る、祝使池田七郎兵衛を遣して三荷二種を獻せしむ。

御代替御禮使、綱政名代池田主水、光政名代中村主馬江戸に向ふ。

七月朔日　有嚴院御追福使上村武右衛門江戸に向ふ。

同　七日　左近右衛門閉門を許さる。

同　十六日　盲人起訴町奉行石田鶴右衛門、岩根周右衛門に申出つ。

八月五日　綱政第九子勝千代輝隆（池田主膳）岡山に生る。

同　十一日　去四月初日論の當事者土肥久四郎、山田彌左衛門に面會を求む、病と稱して出でず。

同　十二日　久四郎閉門。

同　十六日　備中玉島と備前領新田と水拔に關する出訴あり。

八月十九日　後水尾上皇崩御。（御年八十五）
同　廿三日　綱吉將軍宣下。
閏八月九日　板倉重大大側衆となる。
同　十一日　阿部正武寺社奉行となる。
九月十一日　林春常人見友元毎月三回經書討論の事始まる。
是月　板倉重種老中となる。

同　廿二日　御禮使名代主水、主馬二人登城す。
同　廿三日　將軍宣下。
和氣郡鹿島、鴨島の二島に牧馬定められ鹿久居島と共に牧場となる。
同　廿八日　備前に於て土肥久四郎歸國次第土肥飛彈に預くべき命あり。
閏　八月六日　備前利光院に於て有嚴廟御追福あり、惣奉行草加宇右衛門なり。
同　八日　光政、綱政利光院有嚴廟法會參詣せらる。
同　十日　上皇崩御御使龜島右介を江戶に遣す。
同　十三日　光政御使下方權平、綱政御使若原監物江戶登城御太刀馬代を獻す。
土肥久四郎錠下したる乘物にて江戶を發す。
同　十九日　瀧七左衛門上京。
同　廿一日　土肥久四郎尾州宮の驛に歸りしが厠へ行く眞似して自殺す。
同　廿三日　大村能登守より奉書を渡さる。
同　廿四日　泉涌寺へ御香奠獻進あり。
同　廿八日　土肥久四郎護送役三宅、金谷、吉岡三人歸岡す職責を負ひ書置を殘して出奔す。
同　廿九日　三宅九郎右衛門書置を宮部源太夫より小堀主殿に達す宮部閉門を命せらる。
九月三日　土肥久四郎の死を聞き山田彌右衛門又出奔す。
同　十六日　津高郡金川村祭禮芳賀內藏允預小頭愛澤善兵衛足輕四人角力見物醉狂死傷あり。
十月三日　綱政岡山發東覲、辰刻西丸參禮、京橋下より上船川口より本船に召さる。
巳刻高島前にて解纜、丑刻室津留船。
同　四日　卯刻出船、酉刻兵庫着。

十月十六日　林春常文庫書册の目錄を撰進す。

十一月三日　柳澤保明小納戸となる。

十二月八日　大老酒井忠淸病免。（五十七）

十月五日　兵庫發船、巳刻大坂着、奉行所に至り備前島より又川船に乘換淀川を上る。

同　六日　辰刻山崎上陸、京に立寄、午刻伏見歸着。

同　十四日　光政倉安川にて獲たる雁一羽を津田重次郎に賜りて新田取立の勞を慰せらる。

同　十九日　綱政江戸着。

同　廿一日　上使土井能登守東邸に臨まる。

同　廿六日　登城御禮。

十一月四日　光政御使今井勘右衞門江戸に向ふ。德松君西丸移御を祝する爲なり。

同　十一日　愛澤善兵衞足輕四人剣らる。

同　十四日　光政半田山に狩す。惣勢七千三十四人。

同　廿八日　今井勘右衞門江戸登城。獻上品を差出す。

十二月四日　光政岡山發駕東覲。途中熊山に狩す。獲物猪十二、鹿十三。同夜片上止宿。

同　五日　麻字那春日山に狩す。蕃山村丹州茶亭に御休憩て發駕。

同　八日　下方久太夫狂死す。

同　廿二日　光政江戸着。

同　廿五日　上使を光政邸に賜ふ。

同　廿七日　光政登城御禮。

同　廿九日　羽原治左衞門出奔す。

二三四一　靈元　天和元 辛酉　房輔　―　基凞　内房　經光 兼凞　綱吉　正俊　忠朝、正武 正英、重種 忠昌　忠昌 正通　七三

正月元日　東邸規式如例。

正月十二日　評定所式法を定む。
同　十五日　酒井忠清の大手門外の邸を收めて堀田正俊に賜ふ。
同　廿八日　諸國に巡見使を派す。
二月十六日　水野忠春寺社奉行となる。
同　廿一日　老中土井利房免ず。
同　廿七日　酒井忠清隱居。
是月　音羽山護國寺を建てしむ。
三月朔　毎年四月より十一月に至り邪宗門改の事を命す。
同　廿六日　阿部正武老中となる。

三月五日　伊木勘解由家來の出訴に依り濱村九助を江戸より送致す。
同　十九日　申刻寺西孫三郎大工六右衛門の子太郎吉の無禮を責めて刀を拔て之を追ふ。濱村九助入牢せしむ。
同　廿八日　備前台宗寺にて台德廟五十回忌追善あり、惣奉行伊木頼母太郎吉を斬る。
四月九日　東叡山嚴有廟靈屋銅燈籠二基各高八尺二寸成功す。
同　十日　江戸八町堀石屋次郎兵衛嚴有廟寄進の石燈籠二基を造らしむ。
同　十五日　嚴有廟寄進の石燈籠成る。
同　十六日　同上　八町堀より上野へ輸送す。
同　十七日　瀧川安太夫、小泉勘之丞と口論す。
五月六日　嚴有廟一周忌法會を利光院に於て行ふ、同八日に至る。御名代伊木勘解由、奉行上阪外記なり。
同　九日　申の下刻執政堀田筑前守より差紙あり、卽刻森本與惣兵衛を遣す。
同　十日　松平越後守家臣小栗大六當分預の命あり。
同　十一日　明十二日五ッ時御評定所へ大六差出すべき旨執政より達せらる。

五月十九日　酒井忠清卒す。（五十八）

六月廿一日　将軍越後松平光長の家人小栗美作等の訴論を親裁す。（越後騒動）

五月十二日　六ツ時小栗大六評定所に出頭す。
同　廿四日　夜、大六腹中調はさる故を以て當分長庵の藥を服用す。
同　廿五日　早朝森本與惣兵衛を稻葉美濃守に遣して大六の件を伺ふ。
同　廿七日　上使板倉内膳正をして綱政歸國の暇を賜ふ。
　黄昏又與惣兵衛を稻葉美濃守に遣す、大六命に依り手醫師の藥を服用す。
同　廿八日　綱政登城御禮。
同　廿九日　小栗大六附置人番頭用人宮城大藏以下四人を定む。
六月朔日　六兵衛、新七各預人となる。左之介預人となる。
同　二日　長左衛門、彌助預人となる。
同　三日　綱政江戸發駕。
同　六日　備前より召喚の侍士十人着府。
同　十二日　朝、大六前夜より風邪頭痛に付富田恕庵の藥を服用す。
　綱政一條家立寄、即夜川船にて大阪川口に出て本船に乘る。
同　十四日　岩田勝兵衛鑑子釣にて溺死す。
同　十六日　綱政歸岡。御禮使土倉淡路江戸に向ふ。
　京都材木屋喜兵衛訴狀に裏書して交附せらる。
同　廿二日　丹州君へ御用の儀有るに依て御本家屋敷へ出頭すべき旨稻葉美濃守より達あり。
　巳の刻將軍家檢死の下に小栗大六切腹を命せらる。
同　廿四日　大六遺書の處分に付坂本と議して堀田、稻葉二人の内へ出す事に決す。
同　廿五日　大六の大小刀函共心源院へ遣す。
七月二日　稻葉美濃守へ御禮使として有松源五右衛門岡山發江戸に向ふ。
同　十六日　朝、源五右衛門稻葉濃州へ參着。

七月廿八日　越後糸魚川城を毀ち鬼伏關を廢す。

是月　市民駕籠の制を出す。

藤原兼熙内大臣に任す。

八月　制門番を置く。

同　十七日　大六一件奉書渡り事件落着す。

同　十九日　有松源五右衛門江戸發歸途に就く、大六一件關係者亦皆歸途に上る。

同　廿七日　京橋修造着手。

八月三日　水野平兵衛を改易す。

同　八日　京橋修造竣工す、敷板欄干の檜を欅とし中央の柱三本を替ふ。

同　十四日　備前對京都材木屋喜兵衛材木代延滯訴訟に付返答書を奉行所に提出す。是日双方對決あり。

同　廿一日　綱政より光政への所賜御禮使松原助六江戸へ向ふ。

九月朔日　右使江戸參着。

同　三日　幕府巡見使三人高木忠右衛門、服部久右衛門、佐橋甚兵衛鴨方村に至る。津田、服部兩人を使す。

同　四日　他領を巡見す。

同　五日　他領を巡見す。

同　六日　三巡見使津高郡に至る、池田主水勝尾村に出張す、三使同郡野々口村に宿泊。

同　八日　三使上道郡止宿、御使澤權太夫。

同　九日　三使岡山止宿の豫定、迎として能勢勝右衛門口御堂まで、森下町口へ家老の面々出張す。

同　十日　三使宮城大藏に送られて京橋下より乘船す、是夜藤戸村に宿泊す、領主池田主水及御使有松源五右衛門至る。

九月廿九日　改元。
是月　老中稲葉正則免す。
十一月十五日　戸田忠昌老中となる。
同　廿五日　西丸老中板倉重種免す。
同　廿八日　寺社奉行松平忠勝病免。
同　廿九日　秋元喬知、酒井忠國寺社奉行となる。
是月　稲葉正通京都所司代となる。
十二月八日　稲葉正則老中を免す。
同　十一日　堀田正俊大老に牧野成貞側用

同　十一日　三使兒島郡日比港に止宿す。預人五人判決あり、九助、六兵衛入牢、新七、左之介扶持放し他は放免す。
同　十二日　三使八幡丸乗船、高桑忠左衛門の案内にて是夜直島に止宿す。津田重次郎は住吉丸、服部久右衛門は日光丸に乗して同行す。
同　十三日　三使牛窓止宿、御使草加宇右衛門。
同　十五日　三使三石驛泊、御使伊木勘解由、翌日三使播州に入る。
同　十六日　光政江戸麻布邸發歸國の途に上る。
同　廿九日　備前對喜兵衛訴訟終結、喜兵衛敗訴入牢す。
十月四日　光政備前片上着、綱政御使丹羽七左衛門伊里中村に奉迎し小鴨五羽を獻す。
同　五日　光政西丸に歸城。御禮使瀧川杢允江戸へ向ふ。
同　十二日　光政御父子瓶井山に狐狩し給ひ中川村にて晝食。
十一月十七日　茨木安太夫、松下淺右衛門、石黒小十郎、上道郡丸山村庄屋七郎右衛門方にて遊興し咎を蒙る。
同　十九日　右閉門に處せらる。
十二月六日　番兵左衛門家火災、判物焼失、翌年三月十五日改め賜ふ。

人となる。
是月　伊勢内宮炎上。
同　廿三日　番頭池田藤左衛門病死次子清藏家督(五百石)を襲ふ。

二三四二　靈元　天和二 壬戌　房輔 冬經　—　基熈　内房　兼熈　綱吉　正俊　忠清・正武 忠昌。　正通　七四

正月元日　射初、馬初諸式如例。
光政試筆「長生殿裏……君か代の歌」をものし給ふ。
二月　藤原冬經關白に任す。
三月二日　綱政和氣郡天神山に狩す。光政和氣村に、綱政益原に宿す。
同　三日　天神山に狩す。鹿七八、猪九、兎八、狐一、猿一、を獲。
同　四日　光政信濃守と歸岡、綱政佐伯土倉邸に臨む。
三月十二日　孝子節婦旌賞の事始まる。
同　廿二日　鐵眼道光寂す。(五十三)
同　廿八日　西山宗因梅翁歿す。(七十八)
同　廿九日　綱政岡山發駕東覲。
是日　朝鮮使來謁。
四月朔日　同　大阪着、町奉行衆に御出、川船にて伏見着。
四月十一日　琉球使者登城。
同　十二日　同　江戸着。
同　十五日　上使大久保加賀守藩邸に就て命を傳ふ。
同　十七日　朱舜水歿す。(八十三)
同　十八日　綱政登城御禮。
同　廿三日　光政不豫、醫師岡玄昌、京より來着、榮町鶴屋に宿し御藥調進、後町會所に移る。

五月廿二日　池田光政（芳烈公）卒す。七十四）

是月　諸國に榜示して參侈邪教を禁し忠孝を勵ます。

六月廿六日　前左大臣藤原經孝薨す。（七十）

七月廿八日　木下貞幹を召す。

是月　光政御書付に「近年伊與志大方我等存候樣に罷成大悅此事に候」と見ゆ。

五月朔日　申亥御寢所へ池田主水、伊木勘解由、池田大學、日置猪右衛門、池田隼人、土倉四郎兵衛、土倉淡路、岸織部、水野三郎兵衛、泉八右衛門、津田重次郎、服部與三右衛門を召して仰あり、又池田左兵衛、山內權左衛門にも仰あり。

同　五日　醫師北山步庵大阪より至る。

同　六日　池田大學、日置猪右衛門へ御遺言あり。

同　七日　玄昌京に歸る。

同　八日　步庵大阪に歸る。

同　十七日　醫師有馬涼及京より至る。

同　廿一日　涼及京に歸る。

光政內廳に臥給ひしか病重りて御表に出て給ふ。

同　廿二日　卯ノ刻光政岡山西丸に卒す。

辰の上刻池田大學、日置猪右衛門兩人御隱居附一同に去六日の御遺言を傳達す。（典刑）

六月二日　津田永忠地鎭祭を行ふ。

同　十日　朝奠の後老臣皆賻飯を堂前に獻して再拜す。番頭、物頭、寄合組皆拜あり。

同　十二日　發引晨に奠を設く。

同　十三日　朝奠親戚の使者十九名賻銀を靈前に獻して上香俯伏す。葬儀了る。

同　十四日　土倉重兵衛神主に御供して岡山に歸る。

八月廿七日　朝鮮使者を引見す。
九月十二日　前内大臣藤原實維薨す。（四十九）
同　十六日　山崎闇齋歿す。（六十五）
同　十八日　蒔畫工初代山本春正歿す。（七十八）
舟手頭向井正盛をして安宅丸を毀たしむ。
十一月十二日　前關白二條光平薨す。（五十九）

是歳　綱政十一子一明（土倉戌千代）岡山に生る

二三四三　靈元　天和三癸亥　冬經　―　基熙　内房兼熙　兼熙公規　綱吉　正俊（忠清・正武・忠昌）　正通　後一

正月　藤原兼熙右大臣に任す。
藤原公規内大臣に任す。
二月三日　外國輸出入品の制限を長崎奉行に令す。
五月十八日　板倉重種隱居。

五月　綱政歸國。
同　十八日　綱政片上驛より和意谷へ墓參し給ふ。歸府西丸に神主を拜せらる。

閏五月廿七日　稲葉正則隱居。

七月六日　猿樂師幕府の職に就く。

九月廿五日　土御門泰福諸國陰陽師を總ぶ。

同　廿一日　光政の神主を廟に遷す。○典刑作廿二日

同　廿二日　小祥祭を西丸に行ふ。

九月十五日　光政の常服弓矢其他の器物を閑谷學校文庫に納む。

同　十七日　光政自寫孝經一部を藩學校に納む。

同　孝經一部、四書一部を閑谷學校に納む。

〔附録三〕

索引

索引

アの部

イ、ヰの部

ウの部

エ、ヱの部

オ、ヲの部

カの部

キの部

クの部

ケの部

コの部

シ の 部

スの部

セの部

ソの部

タの部

チの部

ツの部

テの部

トの部

ナの部

ニの部

ヌの部

ネの部

ノの部

ハの部

ヒの部

フの部

への部

ホの部

マの部

ミの部

ムの部

ユの部

ヨの部

ラの部

リの部

ルの部

レの部

ロの部

ワの部

跋

吉備の地は陰陽讃を控へて儼然闢左を壓す、備前國は實に其の要部を占む。夙に神武天皇第二の發祥地となり四道將軍五十狹芹彥命平定の功を以て此に土着し吉備氏を稱して子孫蕃衍し武彥命、東、蝦夷を征し鴨別命、西、熊襲を服し右大臣眞備遺風を承けて文武を顯彰す。弟彥王、外、新羅を平け內、忍熊別を誅して應神天皇を擁立し功を以て備前美作の地を賜ひて此に土着し子孫蕃衍、淸麿に至りて妖僧を一喝して國體の尊嚴を發揮す。備前に緣故深き吉備、和氣二氏は斯の如くにして神武天皇の建國創業を扶翼し奉りたるなり。然り而して文武顯彰、國體發揮は我が帝國の使命にして實に備前國山川の氣なり。兒島高德亦此氣を受けて父子一門義を四方に唱ふ天下周知の事たり。吾か藩祖芳烈公池田光政朝臣は古今の英主なり。楠公の後胤を以て夙に文武の大才を懷き備前を治むること五十年施設經營無慮百千その善政良治勝けて計ふべからず。文物典章燦然として觀るへし。而して其の要は文武を顯彰し忠孝を勸奬し國體の尊嚴を發揮するに在

り。常に曰く中古以來、皇道式微、人心頽廢す方今天下の急務は神武の政を中興するに在り、然らずんば畜生國と墮すべし、然らずんば山川の神氣衰へて國家滅亡すべしと。子孫相承くる二百年淬礪衰へず。幕末維新の際に至りて英主茂政、章政二公相踵いて出で大に烈公の遺風を發揚し忠孝兩全の小楠公に至誠忠烈の和氣、兒島二公を加へて之を三忠三勳とし以て闔藩一國の歸嚮する所を定め率先大義を唱道して中國諸侯伯幕臣咸歸順す。再ひ天日を仰き皇道復た興る。章政版籍を奉還し上表して曰く九代の祖光政の遺訓に依り謹で土地人民を朝廷に奉還すと。畏くも　明治天皇文武叡聖遠く神武の創業に則り天業を恢弘し給ひ皇威八紘に赫燿し山川の神氣復た振ふ。烈公の言是に至て驗ありと謂ふへし。今や公逝いて二百五十年時會々國歩難艱再ひ公を地下に起すの要あるを思ふこと切なり備前の人士豈に興起せずして可ならんや。

因に明治中葉の比、光政公傳編纂の議ありしも故ありて實行せられずして止みぬ。今茲芳烈公二百五十年祭を好機として是れが決行を期し客歳一月侯爵閣下の御發議に基き池田家顧問相談人等相謀り、其の實行に着手し、鄉土史の權威者にして從來芳烈公に關

しては特に造詣深き永山卯三郎氏を煩はし之れが編纂を囑託せり、爾來氏の懸命的努力によりて其稿を脫し多年の懸案を解決せり。予の就職は昨夏七月恰も本書起稿の時に屬せり。今や其の完成を見る、顧みて快心禁する能はさるものあり敢て一言を述へて跋とすと云爾。

昭和七年五月

侯爵池田家家令

陸軍中將正四位勳二等功三級　石坂善次郎

昭和七年五月十五日印刷　（非賣品）
昭和七年五月二十二日發行

東京市芝區高輪南町六十番地
侯爵池田家
編輯兼發行者　家令　石坂善次郎

東京市深川區東大工町六十七番地
印刷者　松井方利

東京市深川區東大工町六十七番地
印刷所　東京印刷株式會社